

法務総合研究所

研究部報告

66

女性犯罪者に関する総合的研究

2024

法務総合研究所

はしがき

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）において、女性受刑者等は、妊娠・出産等の事情を抱えている場合があること、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、依存症・摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いことなどが指摘されており、矯正施設におけるこれらの困難に応じた指導・支援のほか、矯正施設在所中から関係機関等と連携した切れ目のない社会復帰支援等を行うことが求められている。

女性犯罪者をめぐっては、その動向や実態について、これまでにも様々な先行研究等がなされており、法務総合研究所においても、女性犯罪者の調査・研究に関し、数次、取り組んでいるところ、それらは罪種や分析手法等において限定的な範囲にとどまっていた。

そこで、女性犯罪者の再犯防止又はその円滑な社会復帰を図るに当たって有効な施策を検討するためには、女性犯罪者の実態について総合的に明らかにすることが有用であると考え、本研究では、罪種等を限定することなく、また質問紙調査のほか施策調査等を実施することにより、上記有効な施策を検討するための基礎資料を提供することとした。本報告が、女性犯罪者のより有効な処遇・支援の充実・強化を検討するための一助となれば幸いである。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御理解と御協力を頂いた法務省矯正局及び全国の刑事施設等関係職員のほか、女子少年院、保護観察所、更生保護施設、栃木ダルク、栃木県地域生活定着支援センターの各位に、心より謝意を表する次第である。また、千葉大学大学院社会科学研究院の後藤弘子教授、琉球大学法科大学院の矢野恵美教授には、本研究を進めるに当たり、多大な御示唆と御教示を頂いた。厚く御礼を申し上げる。

令和6年3月

法務総合研究所長 濑 戸 穎

要 旨 紹 介

本研究では、女性犯罪者の実態を明らかにし、その再犯防止又は円滑な社会復帰を図る上で有効な施策を検討するための基礎資料を提供することを目的として、女性受刑者等（比較対象としての男性受刑者及び参考対象としての女子少年院在院者を含む。）に対する質問紙調査を内容とする特別調査の結果を取りまとめて分析した。併せて、女性犯罪者の動向、その処遇や支援等の実情についても、調査を行った。

1 統計調査（第2章）

第3章特別調査の対象者である女性受刑者及び男性受刑者に関連し、各種統計資料等に基づき、刑事司法の各段階における人員、構成比の推移（最近20年間）等を紹介した。

（1）検挙・検察

刑法犯の検挙人員を見ると、男女共に、平成17年以降減少し続けているところ、女性比は、おおむね20～22%で推移しており、令和4年は21.9%であった。年齢層別構成比を見ると、女性の検挙人員における65歳以上の構成比は、平成15年以降上昇しており、令和4年は33.2%であった。罪名別構成比を見ると、令和4年は窃盗の構成比が男女共に最も高いが、女性は男性と比べて顕著に高く、特に万引きの構成比が高かった。覚醒剤取締法違反の検挙人員を見ると、男女共に、平成15年以降減少傾向にあり、令和4年の女性比は19.0%であった。起訴猶予率は、平成15年以降、男女共に上昇傾向にあるが、いずれの年も女性の方が高かった。

（2）矯正・保護観察

入所受刑者の人員を見ると、女性入所受刑者の人員は、平成28年以降減少傾向にあり、女性比は、令和4年は10.7%であった。年齢層別構成比を見ると、女性入所受刑者の50～64歳及び65歳以上の構成比は、近年上昇傾向にある。罪名別人員を見ると、女性入所受刑者は、平成24年以降、窃盗と覚醒剤取締法違反の合計が全体の約8割を占めている。仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）の女性比は、令和4年は12.3%であり、保護観察付全部・一部執行猶予者の女性比は、同年は14.7%であった。同年の女性の仮釈放率は74.0%であり、男性の仮釈放率よりも相当に高い。

(3) 再入者・再入率

入所受刑者の人員のうち再入者率を見ると、女性の再入者率は、平成17年以降上昇傾向にあり、令和4年は48.1%であったところ、男性と比べると、平成15年以降一貫して低い。出所受刑者の再入率を見ると、令和3年の出所受刑者の2年以内再入率は、男性は14.4%であるのに対し、女性は12.1%であった。平成30年の出所受刑者の5年以内再入率は、男性は35.4%であるのに対し、女性は29.5%であった。

(4) 犯罪被害者

人が被害者となった刑法犯の認知件数について、年齢層ごとに女性比を見ると、最も高いのは65歳以上であった。年齢層ごとに女性が被害者となった罪名別の件数を見ると、全ての年齢層において窃盗が最も多く、次いで、20歳未満では強制わいせつ、50～64歳及び65歳以上では詐欺、それ以外の年齢層では暴行の順であった。

2 特別調査（第3章）

調査対象者は、全国22府の刑事施設に新たに入所した受刑者のうち、令和4年7月1日から同年12月31日までの間に刑執行開始時調査を実施した者である。また、本調査においては、女性受刑者との直接的な比較はできないものの、参考対象として、女子少年院在院者にも同趣旨の調査を実施した。調査対象者は、全国11府の女子少年院在院者であり、令和4年7月1日時点において処遇の段階が2級にあった者である。上記の調査対象者に対し、質問紙調査及び記録調査を実施した。調査対象者のうち、分析の対象は、受刑者908人（女性受刑者461人、男性受刑者447人）、女子少年院在院者49人であった。

調査内容は、本件で逮捕される前の生活状況等、生活歴、社会生活におけるジェンダーに対する意識、小児期逆境体験（Adverse Childhood Experience:以下要旨紹介において「ACE」という。）、配偶者及び交際相手からの被害及び加害、心理的側面等である。分析においては、各項目について、男性受刑者との比較から女性受刑者の傾向・特徴を分析したほか、女性受刑者に関して年齢層別（女子少年院在院者の調査結果を含む。）及び罪種別（窃盗群及び薬物群）という点からも分析した。また、これらの分析結果を踏まえ、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を阻害する要因等について検討した。

なお、調査等の前提において相違があることから、正確な比較はできないものの、女性受刑者に見られる傾向を大まかに捉えることができると考え、内閣府等が過去に行った調査（以下要旨紹介にお

いて「一般調査」という。)の結果を紹介した。

(1) 男女別

ア 基本的属性等及び事件の概要

女性受刑者は、男性受刑者と比べ、平均年齢が高く、保護処分歴のある者の構成比が低い一方で、初めて処分を受けた年齢が30歳以上である者の構成比が高い傾向にあった。また、刑期が短く、単純執行猶予歴のある者の構成比が高い傾向にあったほか、罪名が窃盗及び覚醒剤取締法違反である者が全体の8割を占めており、同種犯罪を繰り返して受刑に至っている傾向にあることがうかがえた。事件動機について、女性受刑者は、男性受刑者と比べ、「共犯者（配偶者・交際相手）に誘われたから」の該当率が高いことから、配偶者や交際相手の影響を受けやすいことがうかがえた。

イ 逮捕前の生活状況等

女性受刑者は、男性受刑者と比べ、「配偶者や交際相手」及び「子」と暮らしている者の該当率が高いところ、困りごとの内容として「人間関係（配偶者や交際相手）」又は「人間関係（子）」の該当率が高いことから、配偶者や交際相手、子の存在が困りごとを抱える要因となっている可能性があることがうかがえた。また、自分の収入だけで生活できるという感覚がない者の構成比が高く、就労状況では「無職」等の該当率が高いことから、就労経験が乏しく、生活費を得る手段について他律的となりやすいほか、不就労の理由として「健康上の理由」の該当率が高く、精神疾患がある者の構成比が高いことから、自らの力のみでは自立的な生活が困難となるような事情を抱えやすいことがうかがえた。そして支援機関等への相談に対する考え方として「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」又は「誰かに一緒に行ってもらえば」の該当率が高いことから、身近な人の協力があれば、比較的、支援機関等への相談につながりやすい可能性があることがうかがえた。

ウ 生活・行動歴

女性受刑者は、男性受刑者と比べ、市販薬等の目的外使用経験のある者、食行動の問題がある者、自殺念慮・自殺企図の経験がある者、配偶者等からの被害経験及び配偶者等への加害経験がある者の構成比が高く、ACE又は配偶者等からの被害経験に関連するPTSD得点の平均値が高かった。また、違法薬物の使用及び市販薬等の目的外使用経験については、ACE、不特定かつ多数の者との性交経験及び中絶経験との関連があり、さらには、一般調査の女性と比べ、配偶者や交際相手からの被害を受けやすい傾向にあることがうかがえた。これらのことから、女性受刑者においては、被害経験が生

活上の様々な生きづらさに結びついている可能性が推察された。

工 生活意識・価値観・心理的側面

社会生活におけるジェンダーに対する意識について、女性受刑者は、男性受刑者や一般調査の女性と比べ、男女の地位に関する意識についての各設問に「分からぬ」と回答した者の構成比が高い傾向が見られたほか、各設問の全てに「分からぬ」と回答した者が女性受刑者のうち約1割（8.4%）を占めていた。これらの者について分析したところ、就労等をしておらず、経済的な自立感がない傾向が見られた。このことから、就労等による社会参加の機会が乏しい者は、これまでにジェンダーに対する問題などの社会課題に関して考える機会がなかった可能性が示唆された。また、一般調査の女性と比べて性別役割意識に対し比較的受容的な傾向にあることがうかがえた。

心理的側面について、性格特性において男女で違いが見られたほか、悩みごとや困りごとがあるときに相談するかどうかは、相談相手の有無等の環境的な要因のほか、その人の持つ心理的な特徴が関係していることがうかがえた。

（2）女性受刑者の年齢層別

ア 基本的属性等・事件の概要・逮捕前の生活状況等

40代以降で初めて受刑する者や、中年層（「40～49歳」及び「50～59歳」）をいう。以下要旨紹介において同じ。）以降に初めて処分を受け、その後受刑に至っている者が多い傾向がうかがえたほか、高齢層（「65歳以上」）をいう。以下要旨紹介において同じ。）は、他の年齢層と比べ、「精神障害なし」の構成比が高く、婚姻状況では「死別」の構成比が高く、今回受刑することになった事件に窃盜が含まれる者の構成比が高く、そのうち万引きが9割以上を占めていた。

「40～49歳」では精神疾患がある者の構成比が高く、「50～64歳」では収入源について「生活保護」、困りごとについて「健康のこと」の該当率が高いことから、中年層の中には、年齢的には就業可能であっても就業が困難となる何らかの事情を抱えている者がいる可能性がうかがえた。さらに、高齢層の特徴を見ると、同居家族について「いない」、困りごとについて「経済的なこと」、「人間関係」及び「犯罪行為をしていること」の該当率が低く、反社会的行為をする者との関わりがある者の構成比が低いほか、収入源について「公的年金」の該当率が高く、精神疾患がない者の構成比が高かった。

困りごとを誰にも相談しなかった者については、「相談してもむだだと思った」は「20～29歳」の該当率が高く、「相談する相手がいなかった」は「50～64歳」の該当率が高いなど、年齢層による違いが見られた。支援機関等への相談に対する考え方についても、年齢層別に異なる傾向がうかがえた。

イ 生活・行動歴

違法薬物の使用経験について「あり」の構成比は「30～39歳」及び「40～49歳」が有意に高く、市販薬等の目的外使用経験、食行動の問題、自殺念慮、不特定かつ多数の者との性交経験について「あり」の構成比は「20～29歳」及び「30～39歳」がそれぞれ有意に高く、自傷行為について「なし」の構成比は「20～29歳」、「30～39歳」及び「40～49歳」が有意に低いほか、40代以下の者は、50代以上の者と比べてACE得点が高かった。これらのことから、40代以下の年齢層は、心身の健康を害するような経験ないし生活・行動歴があるほか、複数のACEを持つ傾向があり、ACEやそれらに関連する問題行動などの生きづらさを抱えていることがうかがえた。一方、高齢層においては、前記の生活・行動歴のほか、自殺念慮、自殺企図、配偶者等からの被害経験についても他の年齢層と比べて経験ありの構成比が低かったことから、犯罪に至った背景には他の年齢層とは異なる事情があることが示唆された。

(3) 女性受刑者の罪種別（窃盗群及び薬物群）

ア 基本的属性・事件の概要・逮捕前の生活状況等

平均年齢について、窃盗群の方が高いことから、以下の罪種別の分析結果を見る際は、窃盗群と薬物群とで年齢層に違いがあることに留意が必要である。

窃盗群は、保護処分歴なしの構成比が高い一方、薬物群は、保護観察処分及び少年院送致処分を受けたことがある者の構成比が高かった。また、初めて処分を受けた年齢は、窃盗群の「50～64歳」と「65歳以上」の構成比が高く、薬物群の「20歳未満」及び「20～29歳」の構成比が高かった。事件の動機は、窃盗群と薬物群で異なる傾向が見られ、窃盗群は、「生活費に困っていたから」等の金銭関連の動機のほか、「わからない」の該当率が高いことが特徴的であったのに対し、薬物群は、「軽く考えていたから」のほか、周囲の人間関係に起因する動機や感情面に関わる動機の該当率が高いことが特徴的であった。

薬物群は、共犯者がある者の構成比が高いところ、その関係は「配偶者・交際相手」の該当率が高く、反社会的行為をする者との関わりがある者の構成比が高いことから、素行不良者と親しい関係を持つ傾向にあることがうかがえた。困りごとについて、窃盗群、薬物群共に、該当率が最も高かったのは「経済的なこと」であり、次に「健康のこと」であったが、窃盗群は「これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと」、薬物群は「育児のこと」や「人間関係」の該当率がそれぞれ高かったことから、窃盗群は、人間関係よりも自らの「これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと」で悩む傾向があり、薬物群は、人間関係で悩みがちであることがうかがえた。困りごとがあった際の相談先につ

いて、窃盗群は「家族または親族」及び「病院」の該当率が高く、薬物群は「友人または知人」及び「交際相手」の該当率が高かった。支援機関等への相談に対する考え方では、窃盗群、薬物群共に「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」の該当率が最も高かったが、窃盗群は「専門的な助言がもらえれば」、薬物群は「友人・知人に教えてもらえば」の該当率がそれぞれ高く、罪種別に適切な支援方法が異なることが示唆された。また、収入源について、窃盗群、薬物群共に「自分が働いて得た収入」の該当率が最も高かったが、窃盗群は「公的年金」の該当率が高く、薬物群は「自分で働いて得た収入」及び「生活保護」の該当率が高いという違いが見られた。

イ 生活・行動歴・心理的側面

薬物群は、市販薬等の目的外使用経験、自傷行為、自殺念慮、不特定かつ多数の者との性交経験及び中絶経験、ACE、配偶者等からの被害経験のある者の構成比が高く、薬物群には、特に被害経験や生きづらさが犯罪の背景事情としてあることがうかがえた。

性格傾向は、罪種別に異なる特徴があることがうかがえた。窃盗群は、相談の有無の項目において、「相談した」と回答した者の構成比が薬物群より低かったところ、心理的側面について見ても、薬物群よりも「援助要請回避群」の構成比が高い傾向が見られ、また、資質的レジリエンス要因尺度が低かったことから、窃盗群には、困りごとがあったときに、他者に助けを求めるなどして、自らの力で適切な解決をしにくい傾向があることがうかがえた。

(4) 総合考察

特別調査における男女別、年齢層別及び罪種別の比較から明らかとなった傾向・特徴を踏まえ、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を阻害していると考えられる要因として、①女性受刑者の被害経験と問題行動、②女性受刑者を取り巻く環境と就労、③加齢に伴う女性受刑者の生活環境の変化の3点について、考察を行った。

3 施策調査（第4章）

女性犯罪者が抱える問題・課題等に対する処遇・支援の実施状況等を把握するため、刑事施設、少年院、保護観察所、民間支援団体及び地域生活定着支援センターを対象として、実地調査（一部資料調査による内容を含む。）を行い、その結果を紹介した。

4 まとめ（第5章）

特別調査及び施策調査で明らかになった内容のほか、女性犯罪者に係る各種文献等における知見も踏まえ、以下の（1）から（3）に係る三つの視点から、女性犯罪者に対するより効果的な処遇や支援の在り方等についての検討を行ったほか、最後に、（4）その他（今後の課題等）について考察を行った。

（1）被害経験や生きづらさ等を踏まえた処遇・支援の必要性

女性犯罪者の中には、ACEや配偶者・交際相手からの被害があつたりするなど、何らかの被害経験を抱えている者のほか、過去に自傷歴や自殺念慮があつたりするなど、何らかの生きづらさ等を抱えていると考えられる者が一定数存在していることがうかがえた。このことから、被害経験や生きづらさ等に着目した処遇・支援の更なる推進の必要性やそうした特性を持つ女性犯罪者に対する効果的な処遇方法として相互作用を伴う働き掛けの有効性等について指摘した。

（2）心身の健康の回復等に資する処遇・支援の充実

女性犯罪者の中には、違法薬物使用経験がある者や食行動に問題がある者が少なくなく、日常生活を送るに当たり、精神的身体的にも治療が必要な状態にある者が一定数存在することがうかがえた。このことから、特に、薬物依存症や摂食障害への対応の在り方等について検討を加えたほか、社会生活を念頭に、心身の健康の維持・増進を促進する取組の必要性・有効性等について指摘した。

（3）高齢女性受刑者等に対する処遇・支援の在り方

女性犯罪者の中で高齢者は大きな割合を占めており、そのうちの多くが万引き事犯者である。これらの者の中には、事件動機が「生活費に困っていたから」であり、かつ困りごとが「経済的なこと」であるなど、経済的な困窮が犯罪の背景にある者がいる一方で、切迫した困窮状況にはなく相応の社会生活を過ごしているにもかかわらず、今後の経済的な不安やその場での「軽い気持ち」から犯行に及んでいて犯罪に対する抵抗感の乏しさがある上、40代以降、初めて処分を受けてから短期間のうちに犯行を繰り返して受刑まで至るなど、他の年齢層とは異なる背景事情を持つ者もいることがうかがえた。このことから、高齢者に対する処遇及び支援として、高齢者を取り巻く環境や社会から見た本人の状況と本人の現状認識とのずれを埋めるための処遇や支援の在り方等について検討し、その生活歴、環境面、心理面に対する十分な理解の必要性等について指摘した。

(4) その他（今後の課題等）

今回の調査研究の報告では、女性犯罪者処遇をめぐって、十分に分析・検討等が及ばなかった点も含め、今後の課題等について検討した。

第一に、女性犯罪者が男性と比べて無職等が多く、家庭内での役割や健康上の理由から就労が限定的であったりする可能性等がうかがえたところ、自らの力で環境を変えるためには、自らで得る収入源が重要であり、そのためには就労継続が必要であることから、今後も職業訓練、就労支援等の充実が望まれる点について指摘した。

第二に、女性犯罪者に関する今後の調査・研究等に向けた課題として、今回実施した男女別、女性受刑者の年齢層別及び罪種別（窃盗群・薬物群）以外の傾向・特徴に係る分析等の必要性が考えられた。

第三に、令和5年6月、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）が成立したことを踏まえ、ジェンダー・アイデンティティをめぐる今後の社会の動向を的確に捉えながら、その関心や理解が社会において一層浸透していくことを念頭に置いた対応の必要性等について指摘した。

最後に、女性犯罪者処遇をめぐる国際的な動向を踏まえた対応、すなわち、「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国際準則」（バンコク・ルールズ）に限らず、女性刑務所等を含む女性犯罪者処遇の国際的な動向も視野に入れつつ、多角的な観点からの検討も必要である点について指摘した。

なお、本報告においては、総合的研究の一環として、海外の女性犯罪者をめぐる現状や動向についても調査を実施し、タイ、大韓民国及びスウェーデンにおける調査結果を参考資料として巻末に添付した。

研究部長 熊澤貴士

女性犯罪者に関する総合的研究

総括研究官 伊瀬知 陽 平
総括研究官 平 原 政 直
総括研究官 門 脇 甲太郎
研究官 村 橋 摩 世
研究官 青 木 朝 子
研究官 松 本 誠 司
研究官 永 石 聰
研究官 鈴 木 真理子
研究官 藤 井 景 子
研究官 中 沢 綾 子
研究官補 鈴 木 愛 弓
研究官補 金 纏 祐 香
研究官補 藤 林 慧
研究官補 黒 川 友里加
研究官補 森 本 朝 香
(前研究官) 石 原 淳 一
(前研究官) 端 山 耕 司
(前研究官) 秋 田 悠 希
(前研究官) 大 伴 真理恵

目 次

要 旨 紹 介.....	i
第1章 はじめに.....	1
1 本調査研究の意義.....	1
2 本報告書の構成.....	2
第2章 統計調査.....	3
第1節 検挙・検察.....	3
1 検挙.....	3
2 検察.....	8
第2節 矯正・保護観察.....	9
1 矯正.....	9
2 保護観察.....	11
第3節 再入者・再入率.....	12
1 再入者.....	12
2 再入率.....	12
第4節 犯罪被害者.....	14
第3章 特別調査.....	15
第1節 調査の目的.....	15
第2節 調査の概要.....	16
1 調査対象者.....	16
2 調査方法.....	16
3 調査内容.....	17
4 自身の性別に係る調査項目.....	23
5 分析対象及び分析方法等.....	23
第3節 調査の結果（男女別）	25
1 調査対象者の基本的属性等.....	25
2 事件の概要.....	30
3 逮捕前の生活状況等.....	36
4 生活・行動歴.....	58

5 生活意識・価値観	73
6 心理的側面	86
第4節 調査の結果（女性受刑者の年齢層別）	92
1 調査対象者の基本的属性等	92
2 事件の概要	95
3 逮捕前の生活状況等	98
4 生活・行動歴	114
5 生活意識・価値観	127
6 心理的側面	128
第5節 調査の結果（女性受刑者の罪種別）	133
1 調査対象者の基本的属性	133
2 事件の概要	135
3 逮捕前の生活状況等	137
4 生活・行動歴	147
5 生活意識・価値観	153
6 心理的側面	154
第6節 総合考察	158
1 特別調査の結果から見た女性受刑者の傾向・特徴	158
2 女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を阻害していると考えられる要因	167
第4章 施策調査	170
第1節 施設内処遇・支援（刑事施設）	170
1 女子施設地域連携事業	170
2 女子依存症回復支援モデル	172
3 女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラム	172
4 摂食障害に対する対応	174
5 若年受刑者ユニット型処遇	175
6 その他	176
第2節 施設内処遇・支援（少年院）	178
1 生活指導	178
2 個別のニーズに応じた処遇	180

3 その他	181
第3節 社会内処遇・支援	183
1 保護観察所・更生保護施設	183
2 民間支援団体・地域生活定着支援センター	189
第4節 調査のまとめ	195
1 薬物依存	195
2 窃盗	195
3 高齢者への対応	196
4 摂食障害	197
5 個々のニーズに応じた処遇等	197
第5章 まとめ	199
第1節 被害経験や生きづらさ等を踏まえた処遇・支援の必要性	199
1 被害経験や生きづらさ等に着目した処遇・支援の更なる推進	200
2 対話・相互作用を伴う処遇方法等の積極化	200
第2節 心身の健康の回復等に資する処遇・支援の充実	202
1 薬物依存症への対応	203
2 摂食障害への対応	203
3 健康の維持・増進を推進するための取組	204
第3節 高齢女性受刑者等に対する処遇・支援の在り方	205
第4節 その他（今後の課題等）	208
1 職業訓練、就労支援等の充実	208
2 女性犯罪者に関する今後の調査・研究等に向けた課題	208
3 ジェンダー・アイデンティティをめぐる社会の動向	209
4 女性犯罪者処遇をめぐる国際的な動向	210
引用・参考文献	211
巻末資料 単純集計表	216
巻末資料 調査票	237
参考資料①タイの女性犯罪とその処遇	258
参考資料②韓国の女性犯罪の現状	279
参考資料③スウェーデンにおけるジェンダー主流化、女性犯罪者処遇、女性被害者施策	293

第1章 はじめに

1 本調査研究の意義

令和5年版犯罪白書によると、刑法犯の検挙人員に占める女性の比率は、近年20～22%で推移しており、そのうち65歳以上の高齢者の占める比率は、平成29年まで上昇を続けた後、近年横ばいで推移し、令和4年は33.2%と、男性を含む総数における高齢者の比率（23.1%）よりも高くなっている。また、平成30年版犯罪白書では、窃盗罪により有罪の裁判が確定した者を対象とした調査において、罰金刑を受けた万引き事犯の高齢者のうち処分から約2年間で再犯に至った者の割合は、男性と比べて女性の方が高く、その中には、経済的に余裕があり、近親者の見守りもあるなど更生に資する環境がありながら再犯する者がいることなども明らかにされ、その問題の解明や専門的な指導の必要性が指摘されている。さらに、令和2年版犯罪白書では、覚醒剤取締法違反の罪で検挙された女性は、男性と比較し、食行動の問題・自傷行為・自殺念慮といった精神医学的問題が顕著に見られ、DV被害の経験率が高い状況も認められることなどから、その指導、支援に当たっては多角的かつ慎重に介入する必要があることが示唆された。

このような女性犯罪者に見られる傾向・特徴に関連し、「はしがき」で記載のとおり、第二次再犯防止推進計画においては、女性受刑者等は、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、依存症・摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いことなどが指摘され、これらの困難に応じた指導・支援や社会復帰支援等の充実を図る必要性について明記されている。女性犯罪者の再犯防止や円滑な社会復帰を考える上でも、こうした近年の動向等も踏まえ、女性犯罪者について総合的な見地からその実態を明らかにすることは有用であると考えられる。

この点、これまで法務総合研究所が公表してきた平成4年版白書特集「女子と犯罪」、25年版白書特集「女子の犯罪・非行」、研究部報告48「女性と犯罪（動向）」等は、公式統計に基づいた動向分析が主であり、かつ、相応の年数が経過していること、また、前記平成30年版及び令和2年版犯罪白書における分析も、特定の罪種・年齢層に限定したものであったなどの課題があった。

そこで、女性犯罪者の実態について、近年の知見や特徴・傾向を取りまとめ、総合的に明らかにすることを目的として、本研究を行うこととしたものである。女性犯罪者の実態を総合的に把握する試みとしては、様々な手法が考えられるところ、本研究では、特に、女性犯罪者の再犯防止や円滑な社会復帰に着目することとし、女性犯罪者の実態及びそのニーズを把握するため、受刑者等（女性受刑者に加え、比較対象のための男性受刑者及び女子少年院在院者を含む。）を対象とする質問紙調査（以

下「特別調査」という。）を行うこととした。そして、主として男性受刑者との比較等から、女性受刑者の意識や実情に係る傾向・特徴を明らかにするとともに、それらの分析を基礎に、関係機関等を対象とした施策調査等における知見も踏まえ、女性犯罪者全体の再犯防止やその円滑な社会復帰の検討に資する基礎資料の提供を目指すこととした。

なお、本報告においては、女性受刑者・男性受刑者とは、特に断りがない限り、特別調査における調査対象者をいうものとし、女性犯罪者とは、女性受刑者（調査対象者以外の者も含む。）のほか、罪を犯した女性のことをいうものとする。

2 本報告書の構成

本報告書の構成は、以下のとおりである。

第2章では、各種統計資料に基づき、刑事司法の各段階における女性犯罪者等の人員やその推移等について紹介する。

第3章では、女性受刑者等（男性受刑者及び女子少年院在院者を含む。）を対象として行った特別調査の結果を示し、分析により得られた知見を示す。

第4章では、女性犯罪者の処遇や支援を実施する機関等から、聴き取り調査等（施策調査）を行った結果を示す。

第5章では、第3章及び第4章で明らかになった内容等を踏まえ、女性犯罪者の再犯防止やその円滑な社会復帰の検討に資する知見を示すとともに、今後の課題等についても取り上げる。

なお、本報告においては、総合的研究の一環として、海外の女性犯罪者をめぐる現状や動向についても調査を実施し、タイ、大韓民国及びスウェーデンにおける調査結果を、参考資料として巻末に添付した。

第2章 統計調査

この章では、第3章特別調査の対象者である女性受刑者及び男性受刑者に関連し、各種統計資料等に基づき、刑事司法の各段階における人員、構成比の推移（最近20年間）等を紹介する。

第1節 検挙・検察

1 検挙

(1) 刑法犯 検挙人員

刑法犯の検挙人員（男女別）及び女性比の推移（最近20年間）を見ると、2-1図①のとおりである。検挙人員の総数は、平成16年には38万9,027人を記録したが、17年から減少に転じ、令和4年は16万9,409人（前年比5,632人（3.2%）減）であった（警察庁の統計による。）。女性比は、おおむね20～22%台で推移しており、令和4年は21.9%（3万7,021人）であった。

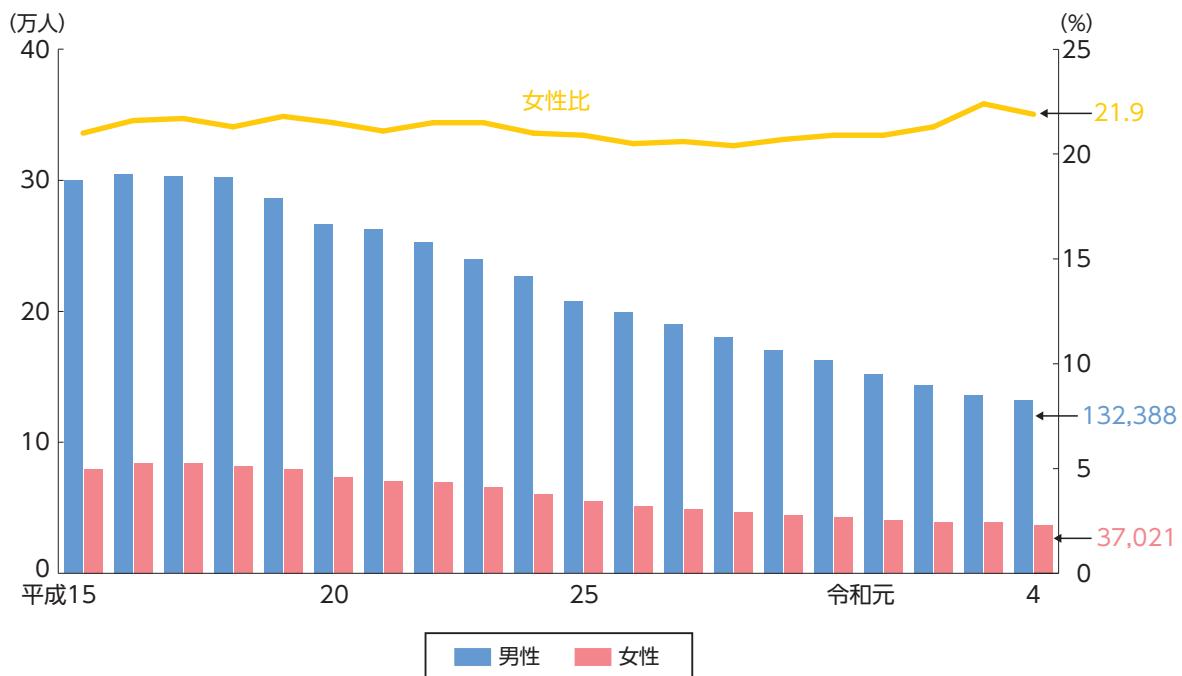
刑法犯の検挙人員について人口比（人口10万人当たりの検挙人員）の推移（最近20年間）を男女別に見ると、2-1図②のとおりである。女性人口比は平成17年の147.0（8万4,162人）、男性人口比は16年の566.3（30万4,905人）をピークとし、その後はいずれも低下傾向にあり、令和4年の女性人口比は64.2（3万7,021人）であった。

2-1図

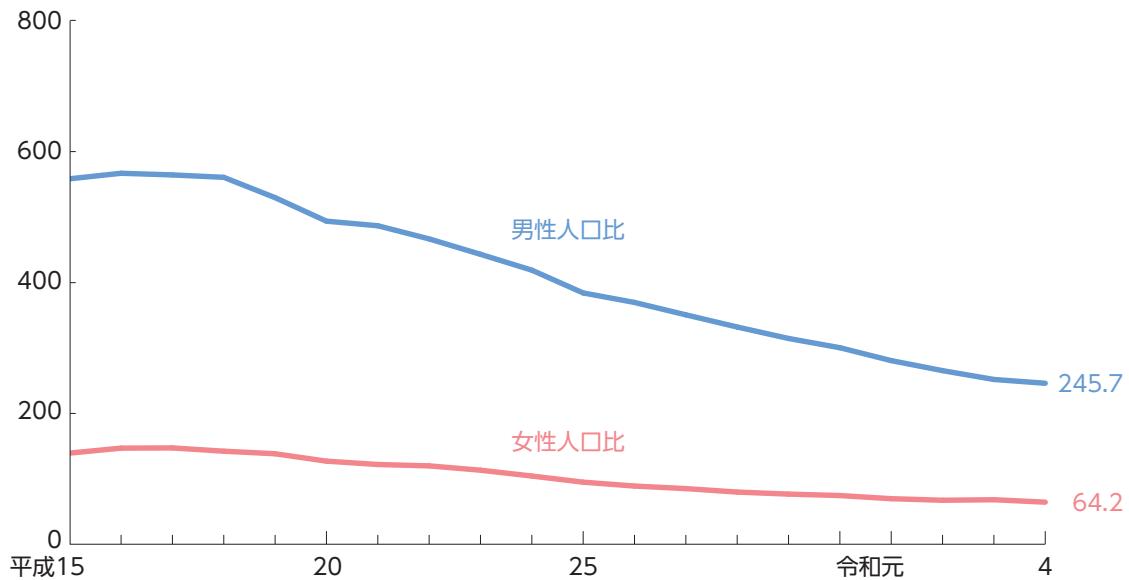
刑法犯 検挙人員・人口比(男女別)・女性比の推移

① 検挙人員・女性比の推移

(平成15年～令和4年)



② 人口比の推移



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

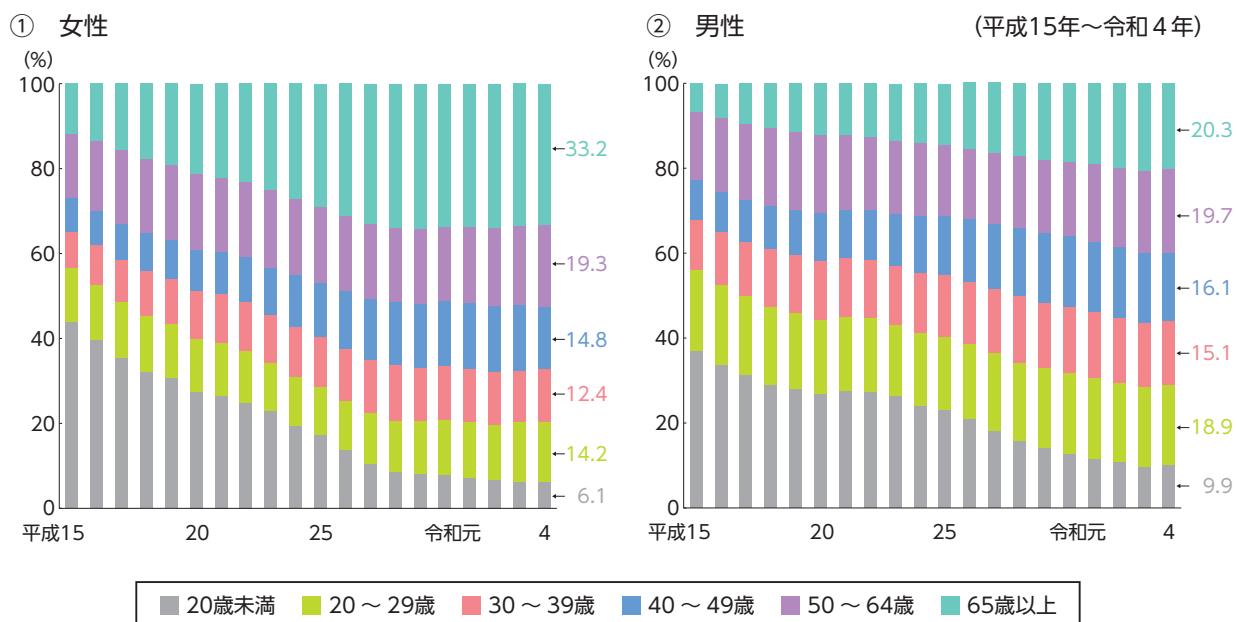
2 「人口比」は、10万人当たりの刑法犯検挙人員である。

刑法犯の検挙人員について年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、2-2図のとおりである。女性の検挙人員における65歳以上の構成比は、平成15年には11.8%（9,400人）であったが、令和4年は33.2%（1万2,289人）を占めており、検挙人員に占める比率は上昇している。一方、20歳未満の者の構成比は、平成15年には43.8%（3万4,846人）であったが、その後低下傾向にあり、令和4年は6.1%（2,263人）であった。

同年における年齢層別構成比を単純に比較すると、女性では、「65歳以上」が33.2%と最も高く、次いで、「50～64歳」が19.3%であり、50歳以上の者が全体の半数を占めるのに対し、「20～29歳」は14.2%、「20歳未満」は6.1%であった。一方、男性では、「65歳以上」が20.3%と最も高く、次いで、「50～64歳」が19.7%であり、「20～29歳」は18.9%、「20歳未満」は9.9%と、女性よりも若年層の占める比率が高かった。

2-2図

刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移（男女別）



注 1 警察庁の統計による。

2 犯行時の年齢による。

令和4年における刑法犯の検挙人員及び罪名別構成比を男女別に見ると、2-3表のとおりである。窃盗の構成比が、男女共に最も高いが、女性は68.2%と男性と比べて顕著に高く、特に万引きの構成比が、女性では51.6%と高い。女性比を見ると、窃盗は31.9%と最も高く、次いで、殺人が25.4%、放火が23.3%の順であった。

2-3表 刑法犯 検挙人員・罪名別構成比（男女別）

(令和4年)

罪名	総数	男性	女性	女性比
刑法犯	169,409 (100.0)	132,388 (100.0)	37,021 (100.0)	21.9
殺人	785 (0.5)	586 (0.4)	199 (0.5)	25.4
[嬰児殺]	10 (0.0)	-	10 (0.0)	100.0
強盗	1,322 (0.8)	1,195 (0.9)	127 (0.3)	9.6
放火	532 (0.3)	408 (0.3)	124 (0.3)	23.3
暴行	23,964 (14.1)	20,384 (15.4)	3,580 (9.7)	14.9
傷害	17,532 (10.3)	15,769 (11.9)	1,763 (4.8)	10.1
恐喝	1,159 (0.7)	1,056 (0.8)	103 (0.3)	8.9
窃盜	79,234 (46.8)	53,993 (40.8)	25,241 (68.2)	31.9
[万引き]	45,826 (27.1)	26,741 (20.2)	19,085 (51.6)	41.6
詐欺	10,507 (6.2)	8,399 (6.3)	2,108 (5.7)	20.1
横領	9,309 (5.5)	8,016 (6.1)	1,293 (3.5)	13.9
遺失物等横領	8,372 (4.9)	7,250 (5.5)	1,122 (3.0)	13.4
偽造	929 (0.5)	728 (0.5)	201 (0.5)	21.6
その他	24,136 (14.2)	21,854 (16.5)	2,282 (6.2)	9.5

注 1 警察庁の統計による。

2 () 内は、罪名別構成比である。

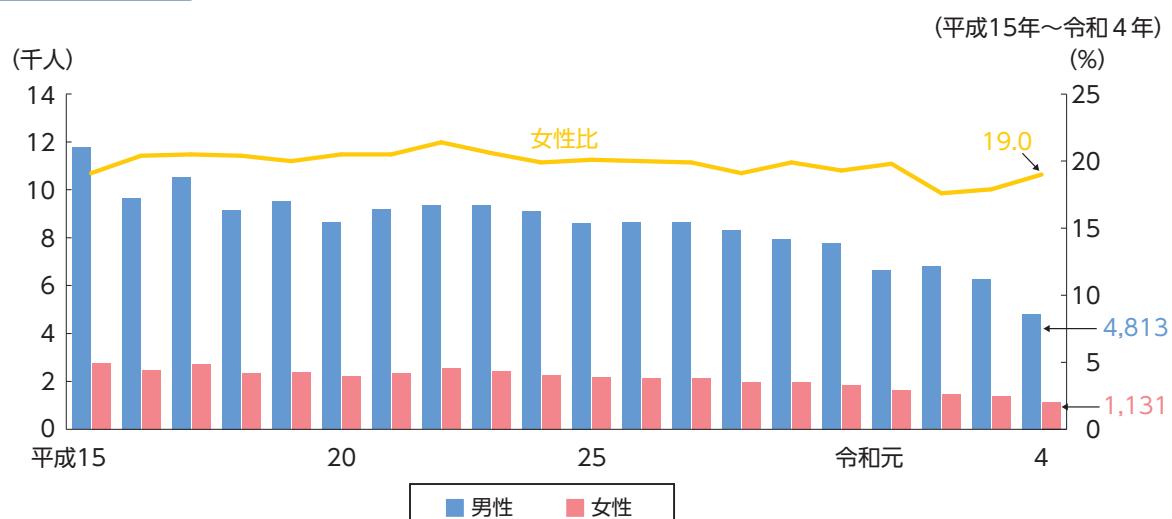
3 [] 内は、犯行の手口であり、殺人又は窃盜の内数である。

4 「遺失物等横領」は、横領の内数である。

(2) 覚醒剤取締法違反 検挙人員

覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）（男女別）及び女性比の推移（最近20年間）を見ると、2-4図のとおりである。検挙人員の総数は、減少傾向にあり、令和4年は5,944人と平成15年（1万4,554人）の約5分の2であった（警察庁の統計による。）。女性比は、平成15年以降、17～21%台で推移し、令和4年は19.0%（前年比1.1pt上昇）と前年と比べて上昇しているものの、同年の女性の検挙人員は、1,131人と前年に比べて238人減っている。

2-4図 覚醒剤取締法違反 検挙人員（男女別）・女性比の推移



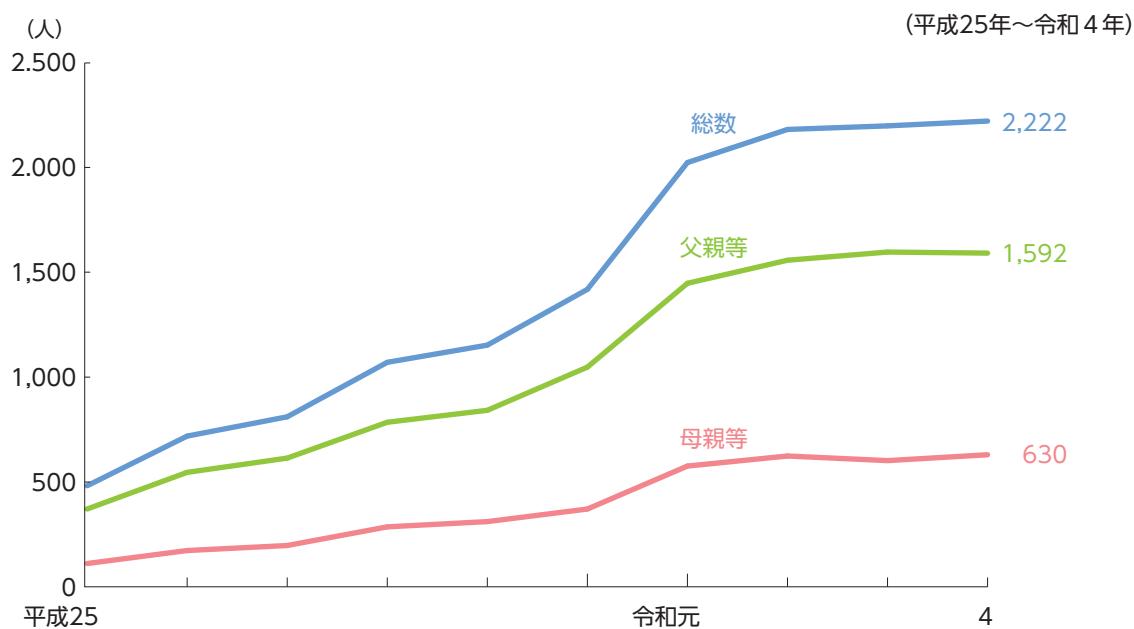
(3) 児童虐待に係る事件 検挙人員

児童虐待に係る事件（刑法犯等として検挙された事件のうち、児童虐待防止法2条に規定する児童虐待が認められたものをいう。以下この項において同じ。）の検挙人員の推移（平成25年以降）を被害者と加害者の関係別に見ると、2-5図のとおりである。検挙人員の総数は、25年以降増加し続け、令和4年は2,222人と平成25年（482人）の約4.6倍であった。被害者と加害者の関係別に見ると、平成25年以降、いずれの年においても加害者が父親等の割合が高く、令和4年は全体の71.6%であった。

令和4年の加害者が母親等の事件について検挙人員の罪名別構成比を見ると、暴行・傷害が78.7%（496人）と最も高く、次いで、殺人（無理心中及び出産直後の事案を含む。以下この項において同じ。）が6.0%（38人）であるのに対し、強制わいせつは1.4%（9人）、強制性交等は0.5%（3人）といずれも低い。一方、加害者が父親等の場合、暴行・傷害は72.5%（1,154人）と最も高く、次いで、強制わいせつが11.2%（178人）、強制性交等が8.7%（139人）であるのに対し、殺人は0.6%（9人）と低い（警察庁生活安全局の資料による。）。

2-5図

児童虐待に係る事件 検挙人員の推移（被害者との関係別）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。

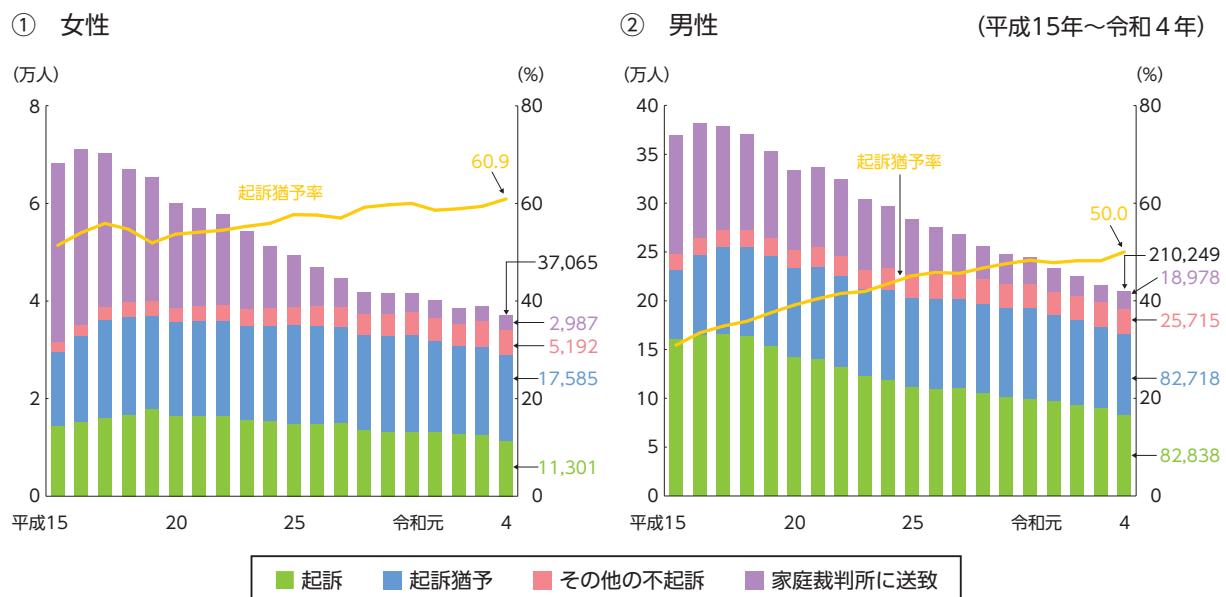
2 「母親等」は、養母・継母、父親の内縁の妻等を、「父等」は、養父・継父、母親の内縁の夫等を含む。

2 検察

検察庁終局処理人員（過失運転致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下この項において同じ。）（処理区分別）及び起訴猶予率の推移（最近20年間）をそれぞれ男女別に見ると、2-6図のとおりである。令和4年における検察庁終局処理人員の総数は、24万7,314人（前年比8,055人（3.2%）減）であり、このうち女性の占める割合は15.0%（3万7,065人）であった（検察統計年報による。）。平成15年以降の男女別起訴猶予率を見ると、いずれの年も女性の方が起訴猶予率が高く、男女とも起訴猶予率は上昇傾向にある。

2-6図

検察庁終局処理人員（処理区分別）・起訴猶予率の推移（男女別）



注 1 検察統計年報による。

2 過失運転致死傷等及び道路交通法等違反を除く。

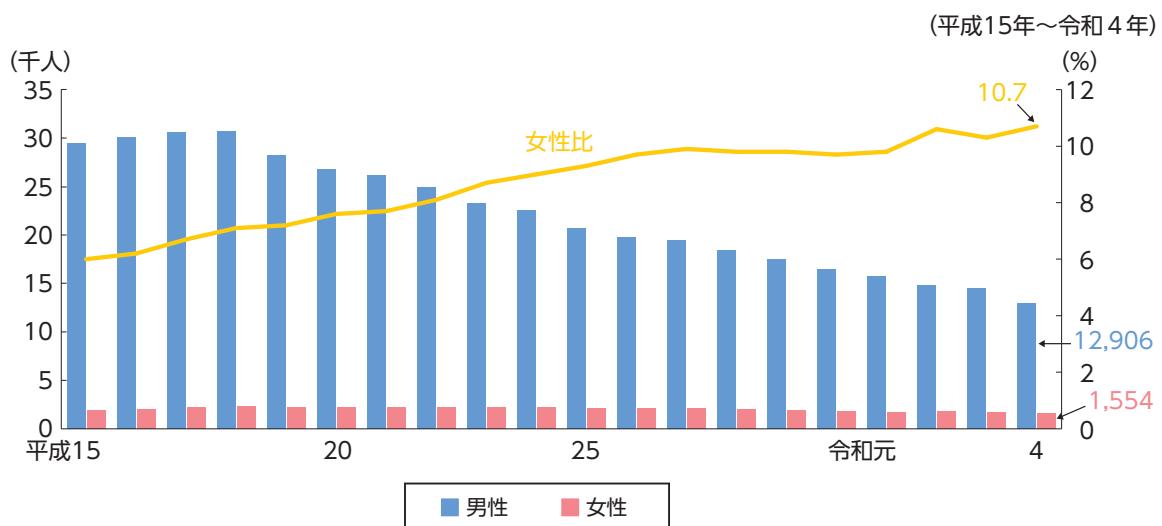
3 「起訴猶予率」は、起訴人員及び起訴猶予人員の合計に占める起訴猶予人員の比率をいう。

第2節 矯正・保護観察

1 矯正

入所受刑者の人員（男女別）及び女性比の推移（最近20年間）を見ると、2-7図のとおりである。女性入所受刑者の人員は、平成18年まで増加し続け、19年に若干減少した後はおおむね横ばいで推移した後、28年から減少傾向にあり、令和4年は1,554人（前年比112人（6.7%）減）であった。女性比は、平成27年（9.9%）まで上昇し続け、28年から横ばいとなっていたが、令和2年以降、10%台が続いているおり、4年は10.7%であった。

2-7図 入所受刑者の人員（男女別）・女性比の推移



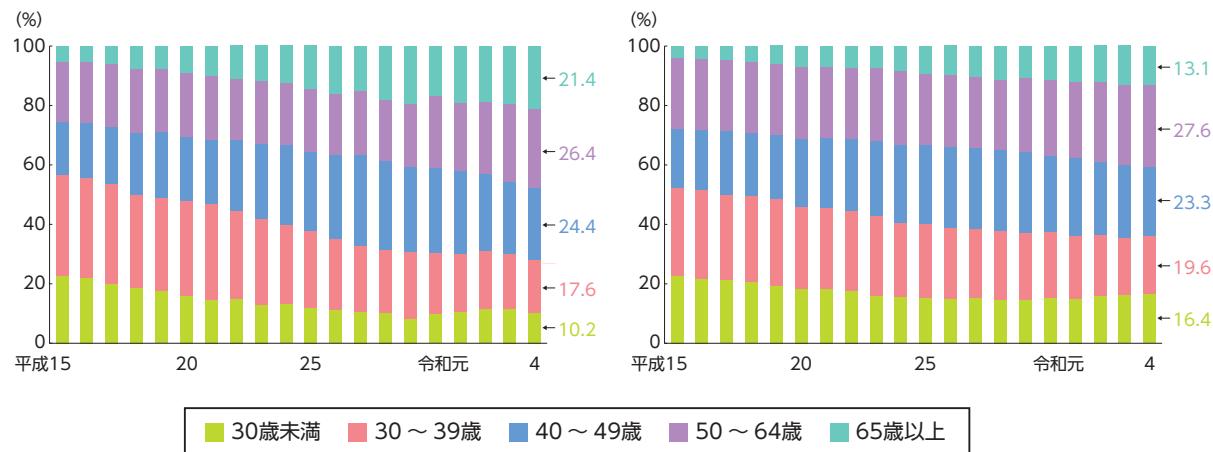
注 矯正統計年報による。

入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、2-8図のとおりである。女性入所受刑者のうち、30歳未満の構成比は、平成15年以降低下傾向にあり、令和元年以降は10~11%台と他の年齢層と比べて構成比が最も低い。30~39歳の構成比は、平成15年以降低下傾向にあるのに対し、50~64歳及び65歳以上の構成比は、近年上昇傾向にあり、特に65歳以上の構成比を見ると、令和4年は21.4%と平成15年の約3.9倍であった。また、令和4年における65歳以上の構成比は、30歳未満の約2.1倍であった。他方、男性入所受刑者のうち、30歳未満の構成比は、平成15年以降低下傾向にあるものの、23年以降は14~16%台で推移し、令和4年は16.4%であった。65歳以上の構成比を見ると、4年は13.1%と平成15年の約3.1倍であった。また、令和4年の65歳以上の構成比は、30歳未満の約5分の4であった。

2-8図

入所受刑者の年齢層別構成比の推移（男女別）

① 女性



② 男性

(平成15年～令和4年)

注 1 矯正統計年報による。

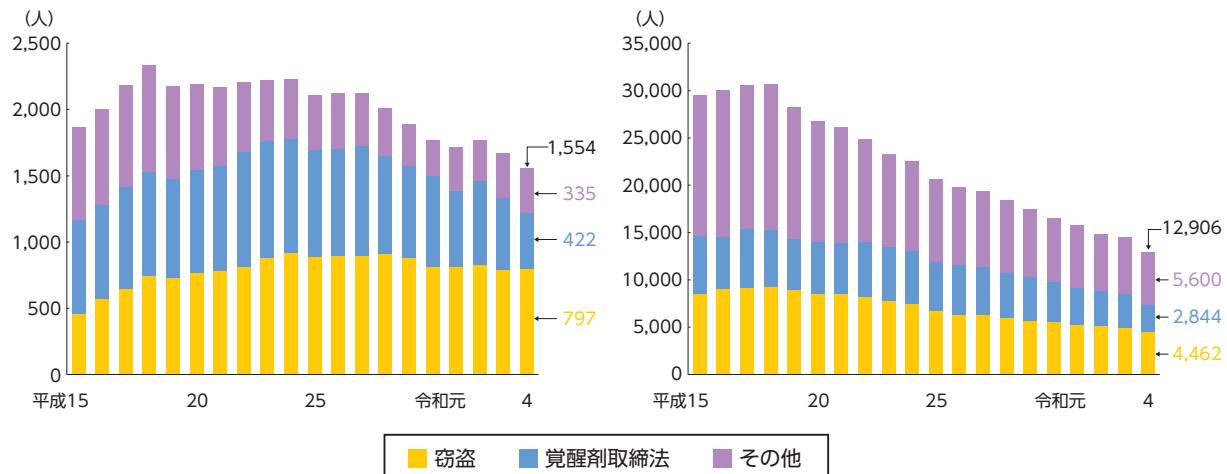
2 入所時の年齢による。

入所受刑者の罪名別人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、2-9図のとおりである。男性入所受刑者と比べて女性入所受刑者の窃盗及び覚醒剤取締法違反の構成比が高く、平成24年以降は、窃盗及び覚醒剤取締法違反の合計が全体の約8割を占めている。女性入所受刑者は、15年から23年まで覚醒剤取締法違反が最も多かったものの、24年以降、窃盗が覚醒剤取締法違反を上回っており、令和4年（797人）は平成15年（457人）の約1.7倍であった。男性入所受刑者は、平成15年以降、一貫して窃盗が覚醒剤取締法違反を上回っている。

2-9図

入所受刑者の罪名別人員の推移（男女別）

① 女性



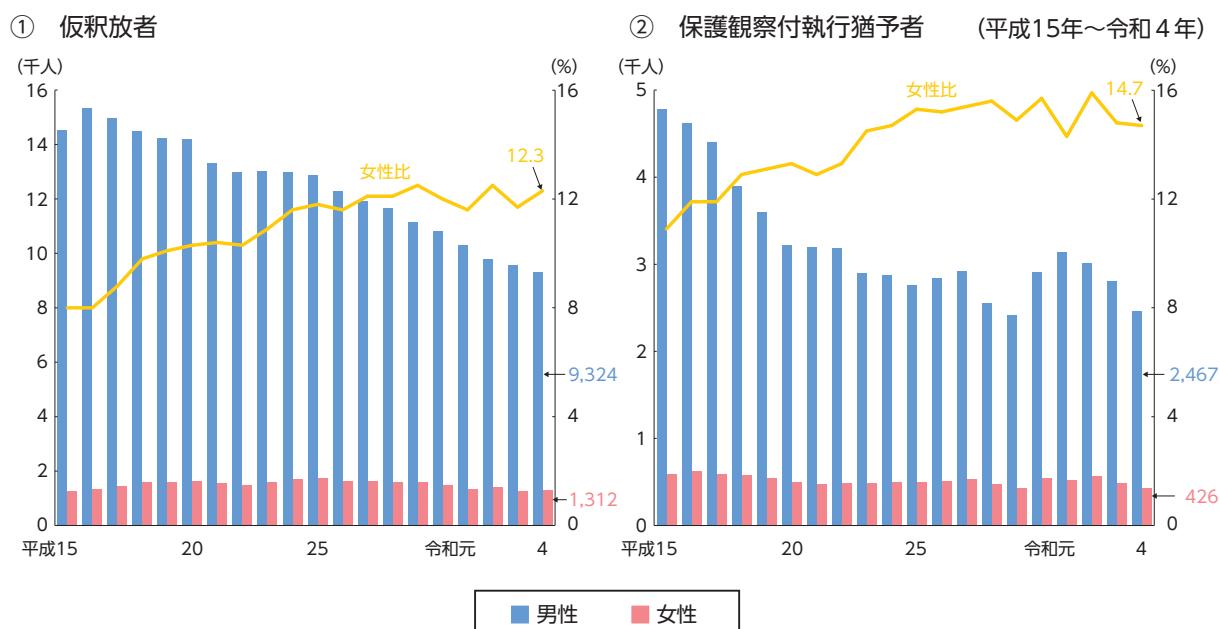
注 矯正統計年報による。

2 保護観察

仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員の推移（男女別）及び女性比の推移（最近20年間）を見ると、2-10図のとおりである。仮釈放者の人員の総数は、平成17年から減少傾向にあり、令和4年は1万636人であった。女性の仮釈放者の人員は、平成20年まで増加し続けた後、若干の増減を経て、26年から減少傾向にある。女性比は、29年（12.5%）まで上昇傾向にあり、その後は、12%前後で推移しており、令和4年は12.3%（前年比0.7pt上昇）であった。保護観察付執行猶予者の人員の総数は、平成15年以降減少傾向にあり、30年から増加傾向に転じたものの、令和2年からは再び減少に転じ、4年は2,893人であった。女性の保護観察付執行猶予者の人員は、平成22年からの緩やかな増加と28年からの減少を経て、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加し、令和2年まで500人台で推移していたが、3年以降減少し、4年は426人（前年比62人減）であった。女性比は、平成23年以降14～15%台で推移している。

なお、女性の仮釈放率は、令和4年は74.0%であり、平成15年（79.9%）と比べて6.0pt低下しているが、男性の仮釈放率（令和4年は60.8%）と比べて非常に高い（矯正統計年報による。）。

2-10図 保護観察開始人員（保護観察種別、男女別）・女性比の推移



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。

第3節 再入者・再入率

1 再入者

入所受刑者の人員のうち、再入者との人員及び再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。以下同じ。）の推移（最近20年間）を男女別に見ると、2-11図のとおりである。女性について見ると、再入者の人員は、平成15年以降、増加傾向にあったが、26年（996人）をピークにその後は一貫して減少し、令和4年は748人（前年比6.6%減）であった。女性の再入者率は、平成17年以降上昇傾向にあり、令和4年は48.1%（同0.1pt上昇）であり、平成15年以降、一貫して男性と比べると低い。

2-11図

入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（男女別）



2 再入率

出所受刑者の再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいい、2年以内再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいい、5年以内再入率とは、同じく出所年を1年目として、5年目の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

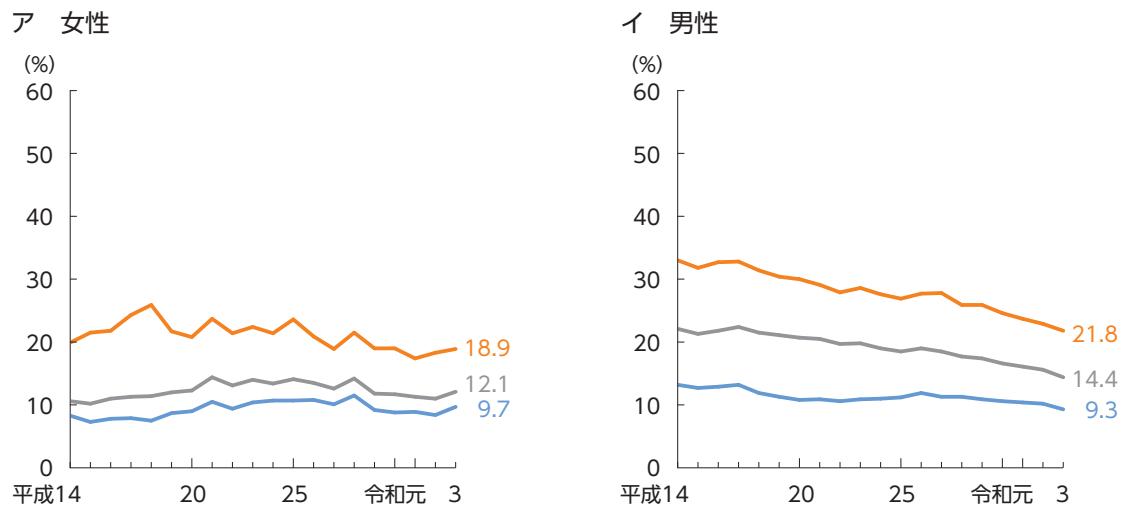
2年以内又は5年以内の再入率を男女別・出所事由別（満期釈放等又は仮釈放の別をいう。）に見ると、2-12図のとおりである。令和3年の出所受刑者について、女性の「満期釈放等」の2年以内再入率は18.9%であるのに対し、男性は21.8%であった。女性の「仮釈放」の2年以内再入率は9.7%であるのに対し、男性は9.3%であった。女性の「満期釈放等」の5年以内再入率は36.3%であるのに対し、男性は45.4%であった。女性の「仮釈放」の5年以内再入率は26.8%であるのに対し、男性は27.8%であった。

2-12図

出所受刑者の再入率の推移（男女別、出所事由別）

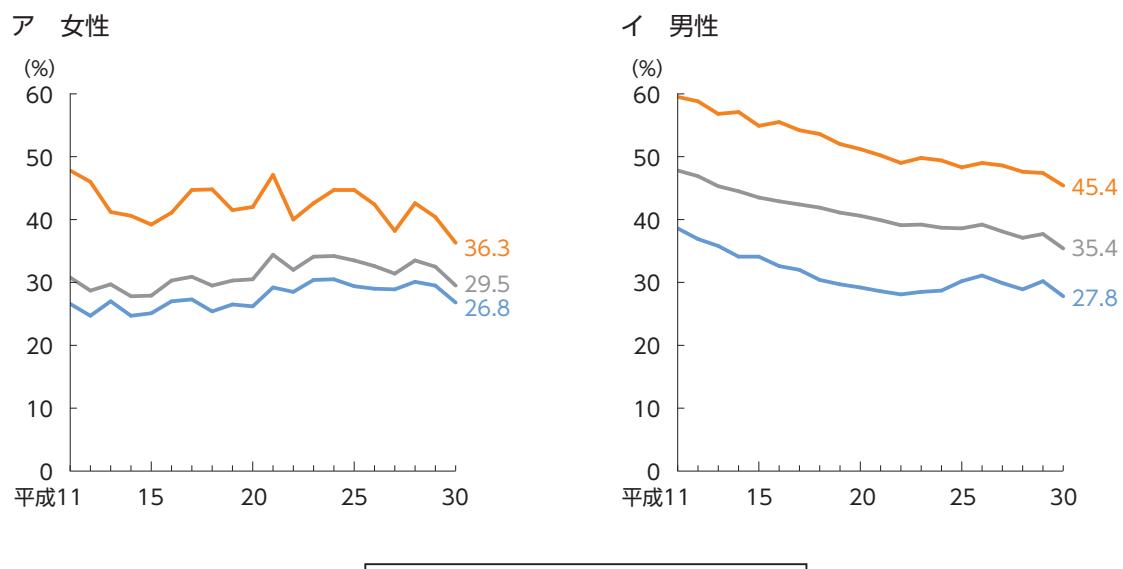
① 2年以内

(平成14年～令和3年)



② 5年以内

(平成11年～30年)



— 満期釈放等 — 仮釈放 — 総数

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。

3 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

4 「再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

第4節 犯罪被害者

令和4年における、人が被害者となった刑法犯の認知件数を主な罪名別に見るとともに、これを主たる被害者の年齢層別に見ると、2-13表のとおりである。総数（この表に掲げた主な罪名の犯罪によって人が被害者となった認知件数の合計）に占める65歳以上の構成比は、16.0%であり、年齢層ごとの女子比又は女性比を見ると、最も高いのは、65歳以上であった。年齢層ごとに女性が被害者となった認知件数を見ると、全ての年齢層において、窃盗が最も多く、次いで、20歳未満では強制わいせつ、50～64歳及び65歳以上では詐欺、それ以外の年齢層では暴行の順であった。

2-13表 人が被害者となった刑法犯 認知件数（主な罪名別、被害者の年齢層別）

(令和4年)

罪 名	総 数	総 数		20歳未満		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～64歳		65歳以上	
		女子・ 女性	女子	女子	女性	女性									
総 数	383,232 (100.0)	134,725 (35.2)	69,546 (18.1)	22,699 (32.6)	79,274 (20.7)	29,888 (37.7)	54,791 (14.3)	17,857 (32.6)	55,144 (14.4)	17,131 (31.1)	63,189 (16.5)	19,017 (30.1)	61,288 (16.0)	28,133 (45.9)	
殺 人	842 [44.3]	373 [44.3]	85 [51.8]	44 [51.8]	129 [39.5]	51 [36.0]	100 [36.0]	36 [35.0]	123 [35.0]	43 [35.0]	160 [38.8]	62 [38.8]	245 [55.9]	137 [55.9]	
強 盗	1,061 [34.3]	364 [34.3]	88 [33.0]	29 [35.7]	258 [28.9]	92 [28.9]	166 [30.2]	48 [30.2]	179 [30.2]	54 [30.2]	207 [36.7]	76 [36.7]	163 [39.9]	65 [39.9]	
強制性交等	1,655 [96.1]	1,591 [96.1]	689 [93.6]	645 [97.5]	647 [98.0]	631 [98.0]	198 [100.0]	194 [100.0]	79 [100.0]	79 [100.0]	33 [100.0]	33 [100.0]	9 [100.0]	9 [100.0]	
暴 行	27,849 [44.0]	12,267 [40.5]	3,678 [40.5]	1,489 [45.5]	6,032 [52.5]	3,165 [45.5]	5,199 [45.5]	2,365 [42.3]	5,042 [42.3]	2,131 [42.3]	4,902 [36.5]	1,787 [36.5]	2,996 [44.4]	1,330 [44.4]	
傷 害	19,514 [37.4]	7,296 [28.4]	2,881 [28.4]	818 [44.3]	4,444 [44.3]	1,968 [39.3]	3,523 [39.3]	1,385 [38.2]	3,195 [38.2]	1,221 [38.2]	3,386 [31.5]	1,067 [31.5]	2,085 [40.1]	837 [40.1]	
脅 迫	4,004 [46.1]	1,846 [61.0]	503 [61.0]	307 [60.9]	775 [60.9]	472 [60.9]	667 [60.9]	293 [43.9]	785 [43.9]	316 [40.3]	811 [40.3]	278 [34.3]	463 [34.3]	180 [38.9]	
恐 喝	1,268 [18.7]	237 [16.4]	311 [16.4]	51 [18.8]	416 [18.8]	78 [19.7]	173 [19.7]	34 [22.4]	152 [22.4]	34 [22.4]	158 [17.1]	27 [17.1]	58 [22.4]	13 [22.4]	
窃 盗	293,151 [30.7]	90,092 [28.8]	58,374 [28.8]	16,822 [32.6]	62,097 [32.6]	20,237 [28.6]	41,474 [28.6]	11,855 [27.9]	41,973 [27.9]	11,696 [27.9]	48,011 [28.1]	13,490 [28.1]	41,222 [38.8]	15,992 [38.8]	
詐 欺	28,302 [55.5]	15,712 [55.3]	501 [55.3]	277 [55.5]	2,731 [55.5]	1,516 [41.8]	2,689 [41.8]	1,123 [39.7]	3,257 [39.7]	1,294 [39.7]	5,220 [38.8]	2,023 [38.8]	13,904 [68.2]	9,479 [68.2]	
横 領	488 [25.0]	122 [42.9]	14 [42.9]	6 [42.0]	50 [42.0]	21 [42.0]	81 [42.0]	12 [14.8]	106 [14.8]	18 [17.0]	147 [17.0]	26 [17.7]	90 [17.7]	39 [43.3]	
強制わいせつ	4,708 [95.6]	4,503 [92.3]	2,087 [98.5]	1,926 [98.5]	1,652 [98.4]	1,628 [98.4]	513 [98.4]	505 [98.0]	249 [98.0]	244 [98.0]	154 [96.1]	148 [96.1]	53 [98.1]	52 [98.1]	
略取誘拐・ 人身売買	390 [82.6]	322 [85.1]	335 [85.1]	285 [67.4]	43 [67.4]	29 [67.4]	8 [67.4]	7 [87.5]	4 [87.5]	1 [25.0]	- -	- -	- -	- -	

注 1 警察庁の統計による。

2 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

3 罪名の「総数」は、この表に掲げた主な罪名の犯罪によって人が被害者となった認知件数の合計である。

4 「殺人」は、年齢不明のもの5件（うち女子・女性1件）を除く。

5 () 内は、各年齢層の構成比である。

6 [] 内は、女子比又は女性比である。

第3章 特別調査

第1節 調査の目的

第1章「はじめに」で記載したとおり、法務総合研究所ではこれまで女性犯罪者に関する研究を数次行ってきたところ、近年の女性犯罪者の動向を踏まえ、今後の女性犯罪者の再犯防止策を検討するに当たっては、外形的・客観的な統計資料に基づく検討のほか、当事者を対象とする質問紙調査等を活用した調査を行い、その特性やニーズ等の詳細を明らかにすることが重要であると考えられる。

そこで、本調査では、刑事施設で受刑している女性を対象として、その意識や実情に関する総合的な質問紙調査を行うことにより、女性犯罪者の実態を明らかにし、女性犯罪者に対するより適切かつ効果的なアセスメントや指導・支援の在り方等の検討に資する資料を提供することを目的とした。

調査の実施に当たっては、女性受刑者の特徴を男性受刑者との比較によってとらえるため、女性受刑者及び男性受刑者に対してそれぞれ調査を行った。分析に当たっては、女性受刑者と男性受刑者との比較を網羅的に行った上で、女性受刑者の実態を詳しく見るため、女性受刑者の年齢層別及び罪種別（窃盗群及び薬物群）による比較を行い、それぞれの傾向について把握することを旨とした。

本調査は、女性受刑者に見られる傾向・特徴と女性犯罪者の再犯等との因果関係を示すことをねらいとしたものではない。女性受刑者に見られる傾向・特徴は、女性犯罪者が抱えていると考えられる様々な背景事情と関連し、それが心理面や社会生活に影響を及ぼし、再犯防止や円滑な社会復帰を阻害しているのではないかとの問題意識に立って行ったものである。換言すると、本調査は、女性受刑者に共通して見られる傾向・特徴を明らかにし、それらの中から女性犯罪者の再犯防止や円滑な社会復帰を阻害していると考えられる要因について整理することにより、女性犯罪者に対するより適切かつ効果的なアセスメントや指導・支援の在り方等の検討に資する基礎資料を提供することを目的としたものである。

第2節 調査の概要

1 調査対象者

(1) 刑事施設入所者

調査対象者は、全国22庁（主として男性を収容する施設11庁、主として女性を収容する施設9庁、男女を分隔して収容する施設2庁）の刑事施設に新たに入所した受刑者である。具体的には、前記施設において、令和4年7月1日から同年12月31日までの間に、新たに処遇施設として刑執行開始時調査を実施した受刑者を調査対象とした。日本語を理解できない等により質問紙への回答が困難であると認められた者は、調査対象から除外した。調査対象の受刑者1,262人のうち、調査協力に同意した者は934人（回収率74.0%）であった。なお、調査を行う施設の選定については、主として女性を収容する施設は全ての施設（医療刑務所、拘置所及び令和4年度から女性の収容を開始した喜連川社会復帰促進センターを除く）を対象とし、主として男性を収容する施設については、調査対象となる女性受刑者の処遇指標の構成、人員及び地域性を踏まえ、これらとの著しい相違や偏りが生じないよう配慮して全国から11庁を選定し、対象とした。

(2) 少年院在院者（参考）

本調査においては、女性受刑者との直接的な比較はできないものの、参考として、女子少年院在院者にも同趣旨の調査を実施した。調査対象者は、全国11庁（女子少年のみを収容する少年院9庁及び男女を分隔して収容する第3種少年院2庁）の少年院に在院している者である。具体的には、各少年院において、令和4年7月1日時点において、処遇の段階（少年院における処遇の段階は、その者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1級、2級及び3級に区分されており、在院者は、まず3級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位又は下位の段階に移行する。）が2級にあった者を調査対象者とした。日本語を理解できない等により質問紙への回答が困難であると認められた者は、調査対象者から除外した。調査対象の少年61人のうち、調査協力に同意した者は54人（回収率88.5%）であった。

2 調査方法

(1) 質問紙調査

調査対象者への質問紙の配布・回収は各施設の職員が行い、施設内の適宜の場所（居室、教室等）

において質問紙に自己記入を求めた。

質問紙の表題は「健康と生活に関する意識調査」とし、表紙に、回答は任意であること、回答の有無及び回答の内容が今後の処遇に影響しないこと、正しい回答や誤った回答はないため思ったとおりに記入すること、全てに回答する必要はないため、答えられる範囲で協力をお願いするものであること、回答は統計的に処理を行った上で公表し、個人情報が外部に知られることはないと明示した。その上で、調査協力を確認する欄を設け、「回答しない」という欄にチェックが入っていた場合は、回答拒否者として分析から除外した。

(2) 記録調査

調査対象者のうち質問紙調査への協力の意向を示した者について、刑事施設入所者については「受刑者入所調査票」、少年院在院者については「入所（院）者調査票」及び職員による記録調査の情報に基づき、刑事施設入所時の罪名等又は少年院入院時の非行名等の情報について抽出し、符号化を経た上で使用した。

(3) 倫理的配慮

法務総合研究所では、研究計画及び研究結果を検証するために、外部の有識者等から構成される法務総合研究所研究評価検討委員会を設置しており、本調査も、同委員会の事前評価を経て実施した。調査の実施に当たっては、刑事施設及び少年院を所管する法務省矯正局の了解を得た上で、行政機関の保有する個人情報の保護に係る法令を遵守して行った。

なお、質問項目のうち、被害体験に関する事項等回答者の心理的負担が高いと思われる項目については、回答したくない場合は回答しなくてもよい旨を当該項目の冒頭に記載した。

3 調査内容

(1) 基本情報

年齢、性別（自認する性でよいとした。以下、本節において同じ。）、今回受刑・入院することになった事件（以下「本件」という。）よりも前の非行・犯罪歴及び初めて処分を受けた年齢について回答を求めたほか、本件の概要、動機・理由、共犯者の有無及び共犯者との関係について、回答を求めた。

(2) 逮捕前の生活状況等

本件当時の生活状況を把握することにより、調査対象者が本件を起こした背景事情を知ることがで

きると考え、「今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間」に限定して、家庭状況、経済状況、就労状況、反社会的行為をする者との関わり、心身の状況、困りごと及び相談状況について、回答を求めた。

また、内閣府の「国民生活に関する世論調査」（令和4年10月調査）を参考とし、就労に関する意識（働く目的及び理想の仕事）について、回答を求めた。加えて、出所後の相談支援のニーズを把握するため、支援機関等（国や自治体、民間団体、病院など）への相談に対する現在の意識について、回答を求めた。

（3）生活・行動歴

これまで若しくは本件当時の生活・行動歴を把握することにより、調査対象者の社会生活における生きづらさ等の背景事情を知ることができると考え、以下の各項目について回答を求めた。

ア 薬物使用・ギャンブル経験

薬物使用経験及びギャンブル経験を把握するため、「これまでの人生」における、違法薬物や危険ドラッグ（大麻、有機溶剤（シンナーなど）、覚醒剤、コカイン、ヘロイン、LSD、ハーブ、リキッド、パウダーなど）の使用経験の有無のほか、処方薬・市販薬の目的外使用経験の有無及びギャンブルを繰り返した経験の有無について、回答を求めた。

イ 飲酒の状況

飲酒の状況について把握するため、「今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間」における飲酒の経験に関して、AUDIT-C（Alcohol Use Disorders Identification Test (AUDIT) の飲酒量・頻度に関連した3項目短縮版）に依拠し、回答を求めた。ただし、身柄拘束中であることを勘案し、原文では「飲みますか」としているところを、「飲んでいましたか」とするなど、設問の語尾を過去形として回答を求めた。独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターホームページ記載のAUDIT-Cに依拠し、「あなたはアルコール含有飲料をどのくらいの頻度で飲んでいましたか」等の3項目について、「飲まない」を「0点」、「1か月に1度以下」を「1点」、「1か月に2~4度」を「2点」、「1週に2~3度」を「3点」、「1週に4度以上」を「4点」とするなど、各項目につき、頻度及び飲酒量が多くなるほど高くなる配点とした。また、3項目の合計得点を算出するに当たっては、前記の項目に「飲まない」と回答した者について、他の項目への回答内容に関わらず合計得点を0点とし、その他の者について、3項目の各得点を全て合算した。

ウ 食行動

食行動を把握するため、「今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間」における食行動に関して、摂食障害のスクリーニングに用いられるSCOFFの各項目を参照し、「心地よい満腹感を超えてたべてしまい、吐いたりした」等の5項目について回答を求めた。日本摂食障害学会ホームページ掲載の「AED医学的ケアのためのガイド第3版＜日本語版＞」記載のSCOFFに依拠し、該当した項目数を見た。

エ 自傷行為・自殺企図等

自傷行為、自殺念慮及び自殺企図に関する状況を把握するため、「アディクションとしての自傷」(松本、2011) を参考に、「これまでの人生」における自傷行為、自殺念慮及び自殺行為の状況について、回答を求めた。当該行為等の有無に加えて、当該行為等が習慣的であるかを見るため、各項目について、それぞれ「なし」、「あり（9回以下）」、「あり（10回以上）」の3件法で回答を求めた。

オ 性経験等

性経験等について把握するため、初交年齢やこれまでの人生における不特定かつ多数の者との性交経験について、回答を求めた。また、女性に対し、中絶経験について、回答を求めた。

カ 小児期逆境体験

18歳までの小児期逆境体験（Adverse Childhood Experience:以下「ACE」という。）を把握するため、ACEの経験の有無や頻度を尋ねた。具体的には、米国疾病管理予防センター（Centers for Disease Control and Prevention）が示した同体験の各項目の定義を参照して、18歳までの家庭内の機能不全に係る経験として、家族の飲酒問題、家族の違法薬物使用、家族の精神疾患の罹患歴、家族の自殺企図歴、親との離死別、家族の受刑歴、母親への父親からの暴力に関する各項目と、ネグレクト（情緒的・物理的）及び虐待（身体的・心理的・性的）に関する各項目について、虐待はそれぞれ「1回から数回ある」、「繰り返しある」、「ない」の3件法で、それ以外は「はい」か「いいえ」で回答を求めた。上記各項目のうち、該当した項目一つにつき原則1点の配点をするとともに、同センターの定義に基づき、家族の飲酒問題の項目又は家族の違法薬物使用の項目のいずれかに該当した場合を1点、家族の精神疾患の罹患歴の項目又は家族の自殺企図歴の項目のいずれかに該当した場合を1点とした上で、それらの合計をACE得点（0～10点）とした。

キ 配偶者等からの被害経験及び配偶者等への加害経験

配偶者や交際相手からの暴力の状況を把握するため、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度調査）を参考とし、「これまでの人生」における配偶者や交際相手からの被害経験について、回答を求めた。また、同様の質問項目を用い、配偶者や交際相手への加害経験についても、回答を求めた。

ク PTSDの程度等

PTSD（心的外傷性ストレス症状）の程度等を把握するため、改訂出来事インパクト尺度日本語版（Asukai、2002）の質問項目22項目について、回答を求めた。具体的には、前記のACE及び配偶者や交際相手からの被害経験のうち、現在最も悩んでいる項目を一つ選択し、その項目に関して、「本日を含む最近の1週間」でどの程度強く悩まされたかについて、前記22項目への回答を求めた。各項目への回答につき、「まったくない」を「0点」、「すこし」を「1点」、「中くらい」を「2点」、「かなり」を「3点」、「非常に」を「4点」として、22項目の合計をPTSD得点とした。

(4) 生活意識・価値観・心理的側面

生活意識や価値観という主觀面に加え、心理的側面について把握することにより、調査対象者の内面の特性を知ることができると考え、以下の各項目について、回答を求めた。

ア 社会生活におけるジェンダーに対する意識等

逮捕前における男女の地位の平等感等に関する意識を把握するため、内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年9月調査）を参考とし、「家庭生活」、「職場」等の各分野における男女の地位の平等感に関する意識について、回答を求めた。

また、同調査を参考とし、一般的に女性が職業を持つことに対する意識について、回答を求めたほか、自分自身が（自分が男性である場合は、「配偶者等が」）、女性として職業を持つことに対する意識について、回答を求めた。

加えて、同調査を参考とし、家庭生活等に関する意識のうち、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識について、回答を求めた。

イ 司法手続における自分の気持ちや考え方の受容の程度

司法手続における自分の気持ちや考え方の受容の程度を把握するため、刑事司法手続に係る職務を行

う者に対し本件の動機や経緯について説明する際、自らの本当の気持ちや考えを理解してもらえたと感じたかどうかについて、回答を求めた。

ウ 孤独感

「逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間」における孤独感について調査するため、カリフォルニア大学ロサンゼルス校（ULCA）のラッセルが孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定するために考案した「ULCA孤独感尺度」（Russell DW、1996）の日本語版（舛田他、2012）の3項目短縮版（Arimoto A et al.、2019）に基づき、3項目について、「今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間」の状況に限定して、回答を求めた。ただし、身柄拘束中であることを勘案し、原文では「ありますか」としているところを、「ありましたか」とするなど、設問の語尾を過去形として回答を求めた。内閣官房の「人々のつながりに関する基礎調査」（令和4年調査）を参考とし、3項目それぞれへの回答について、「決してなかった」を1点、「ほとんどなかった」を2点、「時々あった」を3点、「常にあった」を4点としてスコア化した。

エ 心理的側面

(ア) Locus of Control（統制の所在）（以下「Locus of Control」という。）

調査対象者の自己の行動によって物事の結果を統制できるという信念の程度を見るため、Locus of Control尺度（鎌原他、1982）からInternal項目とExternal項目それぞれについて、「あなたは、努力すれば、どんなことでも自分の力でできると思いますか」、「あなたは、何でも、なりゆきにまかせるのが一番だと思いますか」（逆転項目）など、因子負荷の値が高いものから選択した4項目ずつを抜粋した。「そう思う（4点）」、「ややそう思う（3点）」、「ややそう思わない（2点）」、「そう思わない（1点）」の選択肢から回答を求め、合算して得点化し、得点が高いほど、内的統制傾向が高くなるように処理した。

(イ) 性格特性

調査対象者の性格特性を見るため、日本語版Ten Item Personality Inventory（小塩他、2012）の10項目について、回答を求めた。これは、個人のパーソナリティを5つの主要な特性から捉える「ビッグファイブ理論」に基づくもので、5つの因子を各2項目（正方向と負方向）で測定する尺度である。各項目は「まったくちがうと思う（1点）」から「つよくそう思う（7点）」までの7つの選択肢から回答を求め、各因子の得点を算出した。ビッグファイブ理論の5つの特性は、「外向性」、「協調性」、「勤勉性」、「神経症傾向」及び「開放性」に分かれており、外向性の高い者は、社交的、楽観主義的であ

り、協調性の高い者は、他者との協調を好み利他的行動傾向が強く、勤勉性の高い者は、自己統制感が強く自己鍛錬を好み、神経症傾向の高い者は、情緒不安定でストレスに対して脆弱であり、開放性の高い者は、既存の価値観に縛られず、知的好奇心の高い特性を持つとされている。

(ウ) 援助希求・要請傾向

調査対象者の援助希求・要請の傾向を見るため、援助要請スタイル尺度（永井他、2013）を用い、「援助要請自立型（4項目）」、「援助要請過剰型（4項目）」及び「援助要請回避型（4項目）」について、「まったくあてはまらない（1点）」から「よくあてはまる（7点）」の7件法で回答を求め、各類型の得点を算出した。援助要請スタイルは、個人が問題を抱え、それを自身の力では解決できない場合に、必要に応じて他者に援助を求める「援助要請行動」について、その援助要請の実行に至るまでの過程の違いによって三つの傾向に分けたものであり、「援助要請自立型」は、困難を抱えても自身での問題解決を試み、どうしても解決が困難な場合に援助を要請する傾向、「援助要請過剰型」は、問題が深刻でなく、本来なら自分自身で取り組むことが可能でも、安易に援助を要請する傾向、「援助要請回避型」は、問題の程度にかかわらず、一貫して援助を要請しない傾向とされている。

(エ) レジリエンス

調査対象者のレジリエンス（困難で脅威的な状況にさらされることで一時的に心理的不健康の状態に陥っても、それを乗り越え、精神的病理を示さず、よく適応している状態）の状況を見るため、二次元レジリエンス要因尺度（平野、2010）の21項目について、それぞれ「いいえ（1点）」、「どちらかといえばいいえ（2点）」、「どちらでもない（3点）」、「どちらかといえばはい（4点）」、「はい（5点）」の5件法で回答を求め、「資質的レジリエンス要因」及び「獲得的レジリエンス要因」について、それぞれ尺度得点を算出した。レジリエンスは、誰もが身につけられる精神的回復力であると言われているが、レジリエンスを導く多様な要因の中には、後天的に身につけやすいものとそうでないものがあると考えられており、二次元レジリエンス要因尺度では、「楽観性」「統御力」「社交性」「行動力」の4つの因子から構成される「資質的レジリエンス要因」と、「問題解決志向」「自己理解」「他者心理の理解」の3つの因子から構成される「獲得的レジリエンス要因」に分けて捉えている。

（5）他機関による調査結果

本研究の質問項目の中には、内閣府及び内閣官房による調査（以下「一般調査」という。）における質問項目を参考としているものがあるところ、調査等の前提において相違があることから、正確な比較はできないものの、一般調査の結果を対比的に示すことで、女性受刑者に見られる傾向を大まかに捉えることができると考え、第3節の該当項目において、女性受刑者の結果に加え、一般調査の結

果を併せて紹介することとした。

4 自身の性別に係る調査項目

刑事施設入所者は、戸籍上の性別により男女別に収容されているところ、自身の性別に係る調査項目に回答した女性施設入所者471人の内訳は、「女性」461人、「男性」3人、「自由記述（「Xジェンダー」、「FTM、トランスジェンダー」、「どちらでもない」）」3人、「答えない」4人であり、同調査項目に回答した男性施設入所者447人の内訳は、「男性」447人であった。少年院在院者についても、戸籍上の性別により男女別に収容されているところ、自身の性別に係る調査項目に回答した女子少年院在院者53人の内訳は、「女性」49人、「男性」1人、「自由記述（「クエスチョニング」、「間」）」2人、「答えない」1人であった。このほか、本調査に同意した者のうち、自身の性別に係る調査項目への回答が不詳の者は、12人であった。このことにより、戸籍上の性別と自認する性別が一致しない者や、自認する性別が男女という性別ではない者等（以下「性自認不一致等の者」という。）が、刑事施設等に一定数存在していることが示された。

5 分析対象及び分析方法等

（1）分析対象

本研究の分析の対象は、以下の理由から、質問紙調査及び記録調査の回答が得られ、かつ、戸籍上の性別と自認する性別が一致している者とした。すなわち、本研究では、女性犯罪者の逮捕前の生活状況、生活歴、意識（心理的特性を含む。）等について、主として、男性犯罪者との比較から、その特徴等を明らかにし、女性犯罪者全般に対するより効果的な指導及び支援を検討するための基礎資料を提供しようとするものであること、性自認不一致等の者については、それぞれ個別の事情により、その者の処遇上のニーズや必要とされる配慮は大きく異なるものと考えられること、本調査で得られた性自認不一致等の者の母集団が小さく、個人が特定されてしまう可能性が否定できないことから、戸籍上の性別と自認する性別が一致している者を分析の対象とすることとした。これにより、分析対象者の総数は957人となり、そのうち、刑事施設入所者908人（女性の刑事施設入所者461人、男性の刑事施設入所者447人）、少年院在院者49人であった。

なお、調査項目によって、回答に不備があった者を分析から除外したため、回答している実人員が異なる場合や、重複計上そのため、一人当たりの回答数が異なる調査項目がある。

(2) 分析方法等

調査結果の分析は、主にクロス集計表による分析により、必要に応じて各項においてその他の分析を行った。クロス集計表による分析では、主に χ^2 検定を行い、度数が少ないなどの理由でこれが適さない場合は、Fisherの正確確率検定（自由度が多いものなど一部の分析はモンテカルロシミュレーションによる。）を実施した。分析に当たっては、IBM SPSS Statistics 26を使用し、有意水準は5%に設定した。

なお、分析に当たり、本調査では、女性の刑事施設入所者を「女性受刑者」、男性の刑事施設入所者を「男性受刑者」、女子の少年在院者を「女子少年院在院者」と呼称する。

第3節 調査の結果（男女別）

本節では、調査の結果について男女別に比較・分析し、明らかとなった傾向・特徴を紹介する。

1 調査対象者の基本的属性等

(1) 受刑者の基本的属性

受刑者の年齢、刑名、刑期、刑事施設への入所回数等は、3-3-1表①のとおりである。受刑者の男女比は、女性受刑者が50.8%、男性受刑者が49.2%であった。女性受刑者の平均年齢は49.7歳 ($SD=15.8$)、年齢の幅は20-87歳であり、男性受刑者の平均年齢は43.3歳 ($SD=15.5$)、年齢の幅は20-81歳であった。平均年齢を比較すると、女性受刑者が有意に高かった($t(900)=6.149, p<.001$)。

属性について男女別に有意な違いがあるかを確認するため、 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定を行った結果、年齢、刑期、刑の執行猶予歴、保護処分歴、婚姻状況、就労状況及び精神状況について有意な差が見られた。それぞれ調整済み残差を見ると、年齢では、女性受刑者は、65歳以上の者の構成比が高く、20~29歳の構成比が低い傾向が見られた。刑期では、女性受刑者は、1年を超える以下の者の構成比が高く、5年を超える者の構成比が低い傾向が見られた。刑の執行猶予歴では、女性受刑者は、単純執行猶予歴のある者の構成比が高く、刑の執行猶予歴なしの者の構成比が低い傾向が見られた。保護処分歴では、女性受刑者は、保護処分歴なしの者の構成比が高く、少年院送致ありの者及び保護観察ありの者の構成比が低い傾向が見られた。婚姻状況では、女性受刑者は、有配偶及び死別の者の構成比が高く、未婚の者の構成比が低い傾向が見られた。就労状況では、女性受刑者は、無職の者の構成比が高い傾向が見られた。精神状況では、女性受刑者は、その他の精神障害ありの者の構成比が高く、精神障害なしの者の構成比が低い傾向が見られた。

(2) 受刑者の罪名

受刑者の罪名は、3-3-1表②のとおりである。男女別の特徴を概観するため、単純に比較すると、女性受刑者は、窃盗及び覚醒剤取締法違反の構成比が高く、強盗、傷害、暴行及び強制性交等・強制わいせつの構成比が低かった。

(3) 受刑者の前刑関係

受刑者の前刑関係は、3-3-1表③のとおりである。男女別の特徴を概観するため、単純に比較す

ると、前刑出所事由、前刑罪名及び前刑帰住先について特徴的な違いが見られた。女性受刑者は、前刑出所事由では、仮釈放の構成比が高く、前刑罪名では、窃盗及び覚醒剤取締法違反の構成比が高かった。なお、前刑罪名が窃盗の者のうち、今回罪名も窃盗の者は103人（89.6%）であり、前刑罪名が覚醒剤取締法違反の者のうち、今回罪名も覚醒剤取締法違反の者は75人（89.3%）であった。前刑帰住先では、配偶者のもと及びその他親族のもとの構成比が高く、兄弟、姉妹のもと及び雇主のもとの構成比が低かった。

3-3-1-1表

基本的属性等（男女別）

① 基本的属性

属性等	区分	総数	女性受刑者	男性受刑者	統計値
総数		908 (100.0)	461 (100.0)	447 (100.0)	
年齢	20歳～29歳	157 (17.4)	▽ 52 (11.3)	△ 105 (23.8)	$\chi^2(4)=37.499$, $p<.001$
	30歳～39歳	171 (19.0)	78 (17.0)	93 (21.0)	
	40歳～49歳	209 (23.2)	112 (24.3)	97 (21.9)	
	50歳～64歳	226 (25.1)	126 (27.4)	100 (22.6)	
	65歳以上	139 (15.4)	△ 92 (20.0)	▽ 47 (10.6)	
刑名	懲役	840 (92.7)	426 (92.4)	414 (93.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.798$
	懲役（一部猶予付）	66 (7.3)	35 (7.6)	31 (7.0)	
刑期	1年以下	192 (21.1)	99 (21.5)	93 (20.8)	$\chi^2(4)=20.301$, $p<.001$
	2年以下	323 (35.6)	△ 185 (40.1)	▽ 138 (30.9)	
	3年以下	234 (25.8)	115 (24.9)	119 (26.6)	
	5年以下	102 (11.2)	47 (10.2)	55 (12.3)	
	5年を超える	57 (6.3)	▽ 15 (3.3)	△ 42 (9.4)	
刑事施設への入所回数	1回	492 (54.2)	236 (51.2)	256 (57.3)	Fisherの正確確率検定 $p=.072$
	2回以上	416 (45.8)	225 (48.8)	191 (42.7)	
犯行時の身上	仮釈放中	19 (2.1)	10 (2.2)	9 (2.1)	$\chi^2(5)=4.788$, $p=.442$
	保護観察付全部執行猶予中	27 (3.0)	18 (4.0)	9 (2.1)	
	単純執行猶予中	199 (22.4)	98 (21.8)	101 (23.1)	
	仮釈放（一部執行猶予）中	20 (2.3)	8 (1.8)	12 (2.7)	
	保護観察付一部執行猶予中	9 (1.0)	6 (1.3)	3 (0.7)	
	その他の	613 (69.1)	310 (68.9)	303 (69.3)	
刑の執行猶予歴	なし	211 (23.8)	▽ 83 (18.7)	△ 128 (29.8)	$\chi^2(3)=14.632$, $p=.002$
	単純執行猶予	525 (59.3)	△ 288 (64.9)	▽ 237 (55.1)	
	保護観察付全部執行猶予	123 (13.9)	64 (14.4)	59 (13.7)	
	保護観察付一部執行猶予	27 (3.0)	14 (3.2)	13 (3.0)	
保護処分歴	なし	727 (83.2)	△ 402 (90.5)	▽ 325 (75.6)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	児童自立支援施設等送致	4 (0.5)	3 (0.7)	1 (0.2)	
	保護観察	55 (6.3)	▽ 18 (4.1)	△ 37 (8.6)	
	少年院送致	88 (10.1)	▽ 21 (4.7)	△ 67 (15.6)	
婚姻状況	未配偶	316 (35.5)	▽ 103 (22.9)	△ 213 (48.3)	$\chi^2(3)=100.000$, $p<.001$
	離別	219 (24.6)	△ 159 (35.4)	▽ 60 (13.6)	
	死別	321 (36.1)	158 (35.2)	163 (37.0)	
	死別	34 (3.8)	△ 29 (6.5)	▽ 5 (1.1)	
教育程度	中学校卒業	221 (25.0)	107 (23.9)	114 (26.1)	$\chi^2(3)=1.537$, $p=.674$
	高等学校中退	206 (23.3)	100 (22.4)	106 (24.3)	
	高等学校卒業	326 (36.9)	171 (38.3)	155 (35.6)	
	大学在学・中退・卒業	130 (14.7)	69 (15.4)	61 (14.0)	
就労状況	有職	253 (28.0)	83 (18.1)	170 (38.4)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	無職	649 (72.0)	376 (81.9)	273 (61.6)	
精神状況	精神障害なし	666 (76.2)	▽ 304 (69.4)	△ 362 (83.0)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	知的障害	9 (1.0)	2 (0.5)	7 (1.6)	
	人格障害	9 (1.0)	7 (1.6)	2 (0.5)	
	神経症性障害	33 (3.8)	22 (5.0)	11 (2.5)	
	その他精神病障害	154 (17.6)	△ 100 (22.8)	▽ 54 (12.4)	
	不詳	3 (0.3)	3 (0.7)	-	

② 罪名

区分		総数	女性受刑者	男性受刑者
総数		908 (100.0)	461 (100.0)	447 (100.0)
刑法犯	総数	593 (65.3)	292 (63.3)	301 (67.3)
殺人	人	15 (1.7)	5 (1.1)	10 (2.2)
強盗	盗	18 (2.0)	2 (0.4)	16 (3.6)
傷害	害	13 (1.4)	4 (0.9)	9 (2.0)
傷死	死	6 (0.7)	4 (0.9)	2 (0.4)
暴行	行	3 (0.3)	-	3 (0.7)
窃盗	盗	373 (41.1)	223 (48.4)	150 (33.6)
詐欺	欺	97 (10.7)	41 (8.9)	56 (12.5)
恐喝	喝	1 (0.1)	-	1 (0.2)
横領・背任	任	17 (1.9)	7 (1.5)	10 (2.2)
強制性交等・強制わいせつ		21 (2.3)	-	21 (4.7)
放火	火	2 (0.2)	-	2 (0.4)
公務執行妨害	害	2 (0.2)	-	2 (0.4)
住居侵入	入	8 (0.9)	3 (0.7)	5 (1.1)
その他	他	23 (2.5)	7 (1.5)	16 (3.6)
特別法犯	総数	315 (34.7)	169 (36.7)	146 (32.7)
覚醒剤取締法	法	232 (25.6)	144 (31.2)	88 (19.7)
道路交通法	法	41 (4.5)	16 (3.5)	25 (5.6)
その他	他	42 (4.6)	9 (2.0)	33 (7.4)

女性犯罪者に関する総合的研究

(3) 前刑関係

属性等		区分	総数	女性受刑者	男性受刑者
総数			416 (100.0)	225 (100.0)	191 (100.0)
前刑出所事由	満期釈放	145 (35.5)	58 (26.4)	87 (46.3)	
	仮釈放	251 (61.5)	151 (68.6)	100 (53.2)	
	不定期刑終了	1 (0.2)	-	1 (0.5)	
	一部執行猶予の実刑部分の刑期終了	2 (0.5)	2 (0.9)	-	
	仮釈放(一部執行猶予)	9 (2.2)	9 (4.1)	-	
前刑刑名	懲役	390 (95.8)	206 (94.1)	184 (97.9)	
	一部猶予付懲役	16 (1.8)	12 (2.6)	4 (0.9)	
	禁錮	1 (0.1)	1 (0.2)	-	
前刑罪名	総	数	409 (100.0)	220 (100.0)	189 (100.0)
	刑法犯	総	258 (63.1)	133 (60.5)	125 (66.1)
	殺人	1 (0.2)	-	1 (0.5)	
	強盗	6 (1.5)	1 (0.5)	5 (2.6)	
	傷害	12 (2.9)	-	12 (6.3)	
	暴行	2 (0.5)	-	2 (1.1)	
	窃盜	190 (46.5)	115 (52.3)	75 (39.7)	
	詐欺	24 (5.9)	11 (5.0)	13 (6.9)	
	恐喝	1 (0.2)	1 (0.5)	-	
	横領・背任	1 (0.2)	-	1 (0.5)	
特別法犯	強制性交等・強制わいせつ	3 (0.7)	-	3 (1.6)	
	放火	3 (0.7)	3 (1.4)	-	
	住居侵入	4 (1.0)	-	4 (2.1)	
	その他	11 (2.7)	2 (0.9)	9 (4.8)	
	総	数	151 (36.9)	87 (39.5)	64 (33.9)
再犯期間	覚醒剤取締法	130 (31.8)	84 (38.2)	46 (24.3)	
	道路交通法	3 (0.7)	1 (0.5)	2 (1.1)	
	その他	18 (4.4)	2 (0.9)	16 (8.5)	
前刑帰住先	2年未満	214 (53.5)	116 (53.7)	98 (53.3)	
	5年未満	117 (29.3)	69 (31.9)	48 (26.1)	
	5年以上	69 (17.3)	31 (14.4)	38 (20.7)	
	父、母のもと	125 (30.5)	64 (29.0)	61 (32.3)	
	配偶者のもと	46 (11.2)	35 (15.8)	11 (5.8)	
	兄弟、姉妹のもと	16 (3.9)	4 (1.8)	12 (6.3)	
	その他親族のもと	29 (7.1)	25 (11.3)	4 (2.1)	
	知人のもと	28 (6.8)	17 (7.7)	11 (5.8)	
	雇主のもと	7 (1.7)	2 (0.9)	5 (2.6)	
	社会福祉施設	14 (3.4)	8 (3.6)	6 (3.2)	
更生保護施設	上記に含まれない自宅	89 (21.7)	49 (22.2)	40 (21.2)	
	その他の	19 (4.6)	8 (3.6)	11 (5.8)	
	総	数	37 (9.0)	9 (4.1)	28 (14.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 各属性等が不詳の者を除く。

3 「年齢」は、調査時の年齢により、質問紙調査の結果である。

4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致であり、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。

5 少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設等送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。

6 「婚姻状況」は、犯行時による。

7 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。

8 「就労状況」は、犯行時により、「無職」は、学生・生徒及び家事従事者を含む。

9 「精神状況」は、入所時の精神診断の結果による。

10 複数の罪名を有する場合は、法定刑の最も重いものに計上している。

11 「傷害致死」は、傷害の内数である。

12 「再犯期間」は、再犯が前刑出所前の犯罪である者を除く。

13 () 内は、各属性等の総数又は調査対象者の身分別の人員における構成比である。

14 ①は、 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。

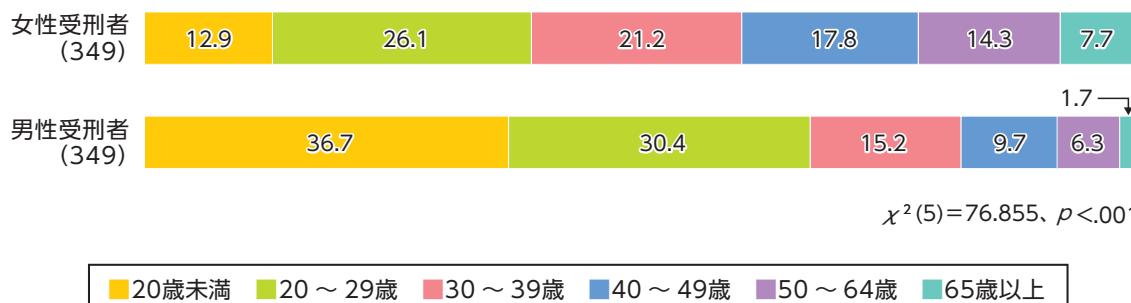
2 事件の概要

(1) 非行・犯罪歴

ここでは、調査対象者の今回の受刑より前の非行・犯罪歴について見る。質問項目Q4（1）は、これまでの非行・犯罪歴について、「実刑」、「実刑（一部執行猶予あり）」、「保護観察付全部執行猶予」、「執行猶予（保護観察なし）」、「少年院送致」、「保護観察処分（少年時のもの。少年院仮退院時のものを除く。）」及び「児童自立支援施設・児童養護施設送致」の7項目の該当の有無につき回答を求めたものであり、男女別に見ると、女性受刑者の84.8%、男性受刑者の80.5%が、いずれか一つ以上の非行・犯罪歴を有していた。

質問項目Q4（2）は、前記非行・犯罪歴における最初に処分を受けた年齢について回答を求めたものであり、男女別に見ると、3-3-2-1図のとおりである。 χ^2 検定の結果、年齢層別に有意な差が見られた。女性受刑者の方が、調査対象者全体の平均年齢が高いことに留意する必要はあるが、調整済み残差を見ると、女性受刑者の「30～39歳」、「40～49歳」、「50～59歳」及び「65歳以上」の構成比が高い傾向が見られ、男性受刑者の「20歳未満」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-2-1図 初めて処分を受けた年齢（男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
- 2 初めて処分を受けた年齢が不詳の者を除く。
- 3 「処分」は、実刑、執行猶予、少年院送致、保護観察処分及び児童自立支援施設・児童養護施設送致をいう。
- 4 () 内は、実人員である。

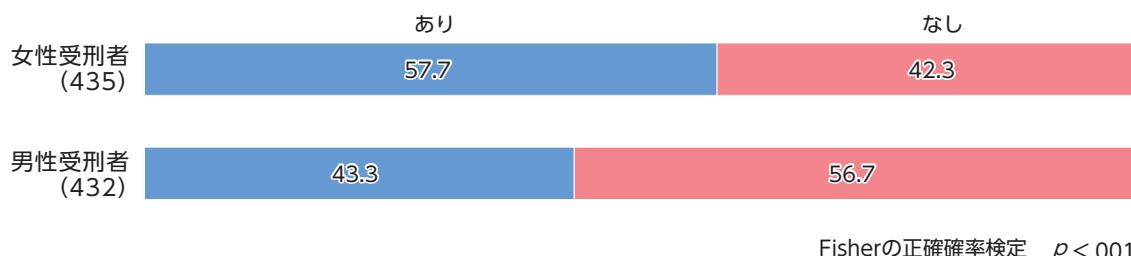
(2) 今回受刑することになった事件

ここでは、調査対象者が今回受刑することになった事件について見る。質問項目Q3（1）は、調査対象者が今回受刑することになった事件に窃盗（ア参照）及び薬物犯罪（イ参照）が含まれるか否か並びにその事件の手口・内容について回答を求めたものである。

ア 窃盗

調査対象者が今回受刑することになった事件中の窃盗の有無について、男女別に見ると、3-3-2-2図のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られ、女性受刑者は「該当あり」の構成比が高かった。

3-3-2-2図 今回受刑することになった事件中の窃盗の有無（男女別）

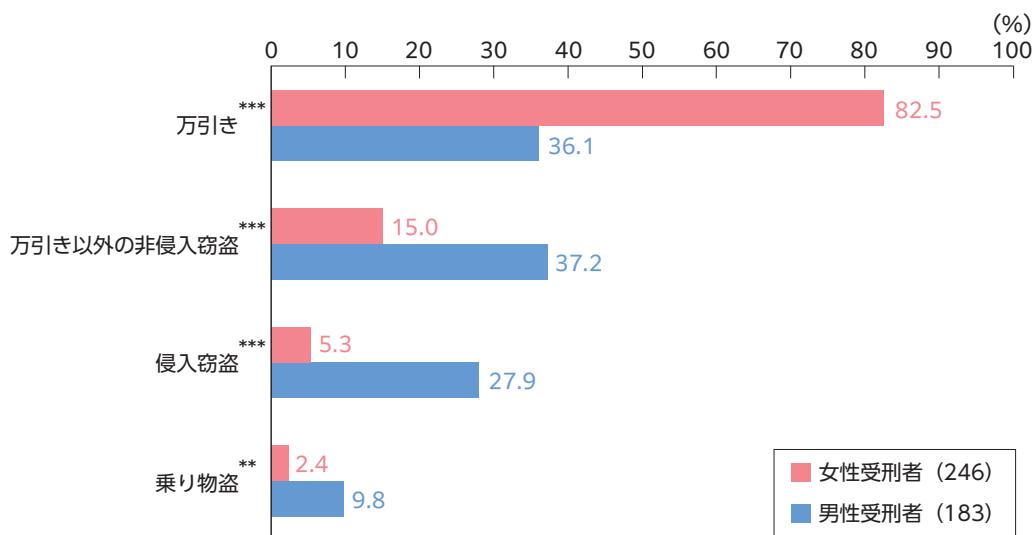


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 今回受刑することになった事件中の窃盗の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

さらに質問項目Q3（1）aでは、調査対象者が今回受刑することになった窃盗の手口について、「万引き」等の4項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）。各項目の該当率を男女別に見ると、3-3-2-3図のとおりである。該当率の単純な比較では、女性受刑者については、「万引き」が82.5%と最も高く、次いで、「万引き以外の非侵入窃盗」が15.0%であったのに對し、男性受刑者については、「万引き以外の非侵入窃盗」が37.2%と最も高く、次いで、「万引き」が36.1%、「侵入窃盗」が27.9%であった。Fisherの正確確率検定の結果、いずれの項目においても男女別で有意な差が見られた。女性受刑者は「万引き」の該当率が高かった。

3-3-2-3図

今回受刑することになった窃盗の手口（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 今回受刑することになった事件中に窃盗を含むと回答した者に限る。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。

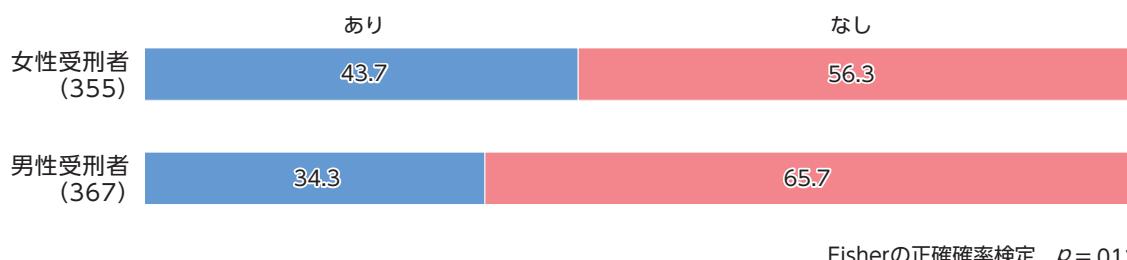
5 () 内は、実人員である。

イ 薬物犯罪

調査対象者が今回受刑することになった事件中の薬物犯罪の有無について、男女別に見ると、3-3-2-4図のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られ、女性受刑者は「該当あり」の構成比が高かった。

3-3-2-4図

今回受刑することになった事件中の薬物犯罪の有無（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 今回受刑することになった事件中の薬物犯罪の有無が不詳の者を除く。

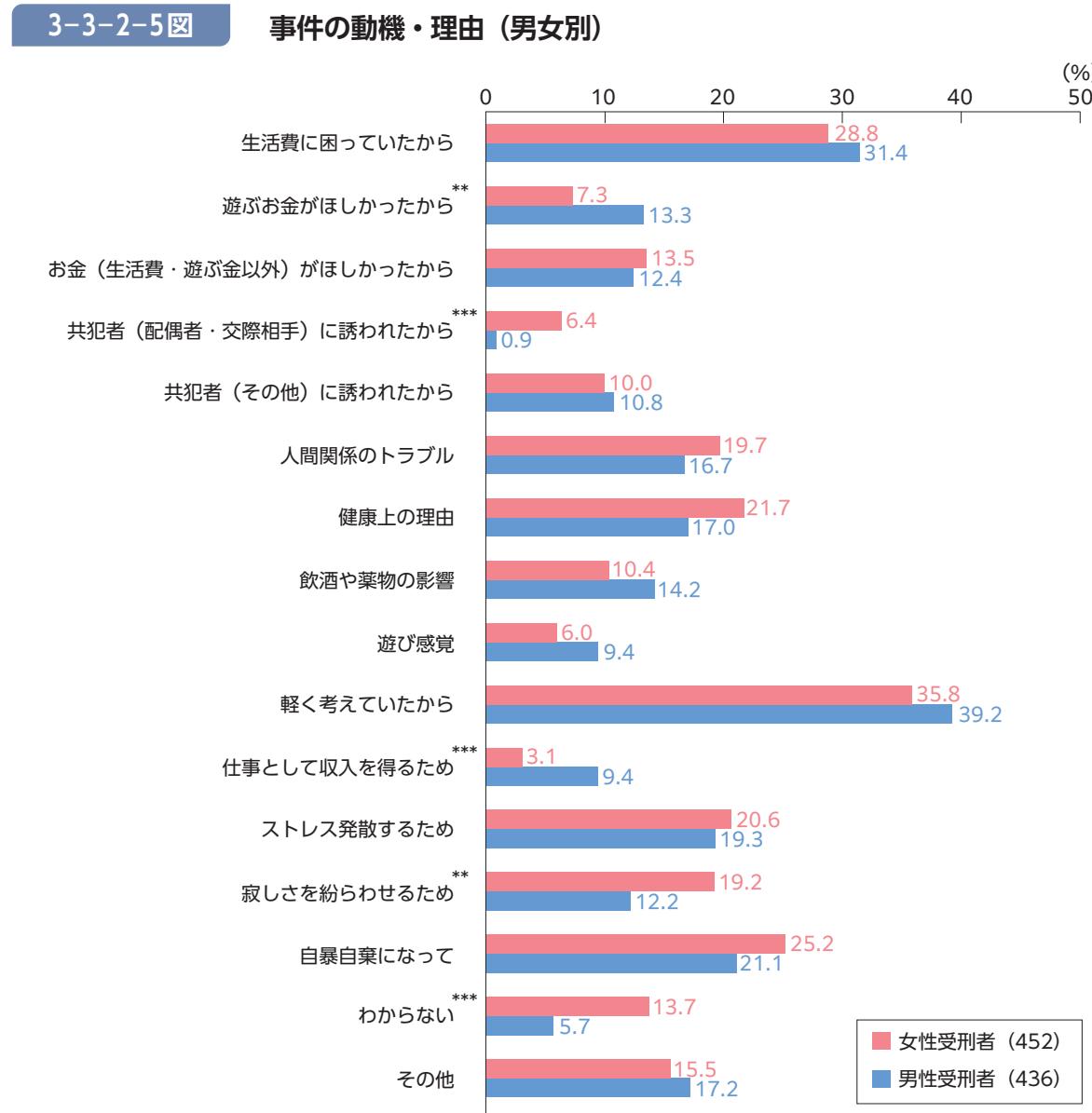
3 () 内は、実人員である。

さらに質問項目Q3（1）bでは、調査対象者が今回受刑することになった薬物犯罪の内容について、「自己使用（自己使用目的の所持を含む）」、「その他（自己使用以外の、営利目的所持（譲渡）等）」の2項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）。各項目の該当率を男女別に見ると、「自己使用（自己使用目的の所持を含む）」の該当率がいずれにおいても高く、女性が94.8%、男性が93.6%であった。「その他（自己使用以外の、営利目的所持（譲渡）等）」の該当率は、女性が10.4%、男性が14.4%であった。Fisherの正確確率検定の結果、いずれの項目においても、有意な差は見られなかった。

（3）事件の動機・理由

ここでは、調査対象者の事件の動機及び理由について見る。質問項目Q3（2）は、調査対象者が今回受刑することになった事件の動機や理由について質問したものであり、「生活費に困っていたから」等の22項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）。各項目の該当率を男女別に見ると、3-3-2-5図のとおりである。なお、「共犯者（その他）に誘われたから」は、「共犯者（友人・知人）に誘われたから」及び「共犯者（面識なし）に誘われたから」のいずれかに該当した比率、「人間関係のトラブル」は、「人間関係のトラブル（親子、兄弟姉妹）」、「人間関係のトラブル（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）」及び「人間関係のトラブル（友人・知人）」のいずれかに該当した比率、「健康上の理由」は、「健康上の理由（依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等））」、「健康上の理由（摂食障害）」及び「健康上の理由（依存症・摂食障害を除く）」のいずれかに該当した比率、「その他」は、「所属組織の方針だから」及び「その他」のいずれかに該当した比率である。

該当率の単純な比較では、女性受刑者、男性受刑者共に「軽く考えていたから」の該当率が最も高く、次いで、「生活費に困っていたから」の該当率が高かった。Fisherの正確確率検定の結果、「遊ぶお金がほしかったから」、「共犯者（配偶者・交際相手）に誘われたから」、「仕事として収入を得るため」、「寂しさを紛らわせるため」及び「わからない」の各項目において、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。女性受刑者は、「共犯者（配偶者・交際相手）に誘われたから」、「寂しさを紛らわせるため」及び「わからない」の該当率が高かった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 事件の動機・理由が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 「共犯者（その他）に誘われたから」は、「共犯者（友人・知人）に誘われたから」及び「共犯者（面識なし）に誘われたから」のいずれかに該当した比率、「人間関係のトラブル」は、「人間関係のトラブル（親子、兄弟姉妹）」、「人間関係のトラブル（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）」及び「人間関係のトラブル（友人・知人）」のいずれかに該当した比率、「健康上の理由」は、「健康上の理由（依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等））」、「健康上の理由（摂食障害）」及び「健康上の理由（依存症・摂食障害を除く）」のいずれかに該当した比率、「その他」は、「所属組織の方針だから」及び「その他」のいずれかに該当した比率である。
 5 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。
 6 () 内は、実人員である。

(4) 共犯者の有無等

ここでは、調査対象者の共犯者の有無等について見る。質問項目Q3（3）は、調査対象者が今回受刑することになった事件における共犯者の有無及び共犯者との関係について質問したものであり、共犯者との関係では、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）」等の12項目のうち該当するものを全て選択して回答するよう求めた（重複計上による。）。

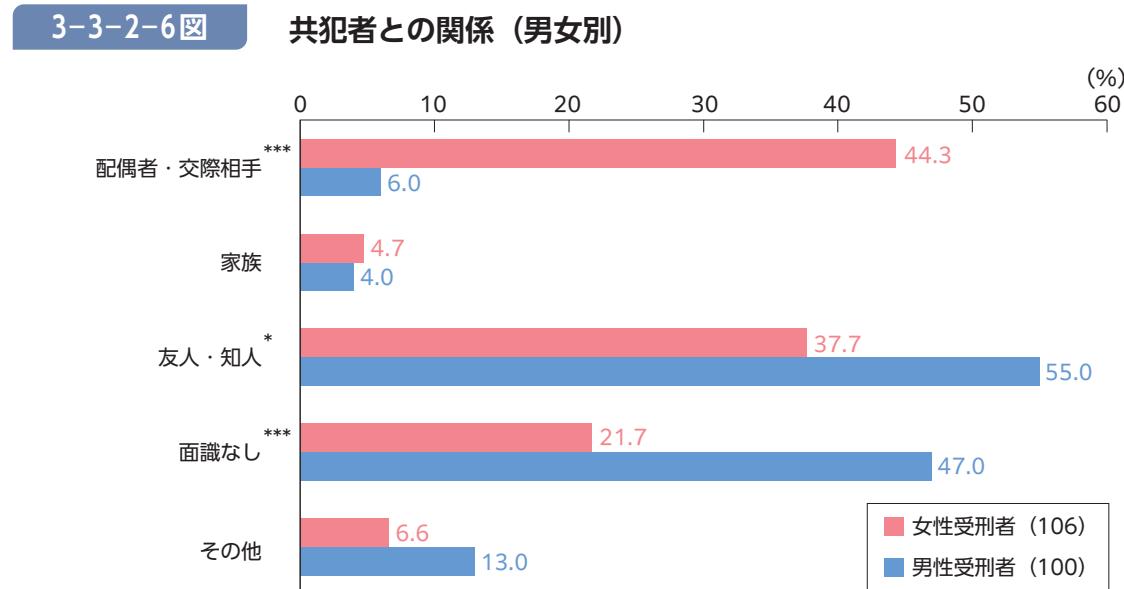
ア 共犯者の有無

調査対象者が今回受刑することになった事件における共犯者の有無について、男女別に見ると、女性受刑者は24.5%、男性受刑者は23.3%であり、Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

イ 共犯者との関係

さらに、共犯者との関係について、男女別に見ると、3-3-2-6図のとおりである。なお、「配偶者・交際相手」は、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）」及び「交際相手」のいずれかに該当した比率、「家族」は、「親」、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」及び「兄弟姉妹」のいずれかに該当した比率、「友人・知人」は、「友人（同性）」、「友人（異性）」、「知人（同性）」及び「知人（異性）」のいずれかに該当した比率、「その他」は、「親戚（配偶者、子、兄弟姉妹を除く）」及び「その他」のいずれかに該当した比率である。

Fisherの正確確率検定の結果、「配偶者・交際相手」、「友人・知人」及び「面識なし」の各項目において、男女別に有意な差が見られた。女性受刑者は、「配偶者・交際相手」の該当率が高く、「友人・知人」及び「面識なし」の該当率が低かった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 共犯者がいると回答した者に限る。
 3 共犯者との関係が不詳の者を除く。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 「家族」は「親」、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」又は「兄弟姉妹」のいずれかに該当した者の比率である。
 6 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。
 7 () 内は、実人員である。

3 逮捕前の生活状況等

(1) 家庭状況

ここでは、調査対象者の家庭状況について見る。質問項目Q6は、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の家庭や子供の状況について質問したものである。

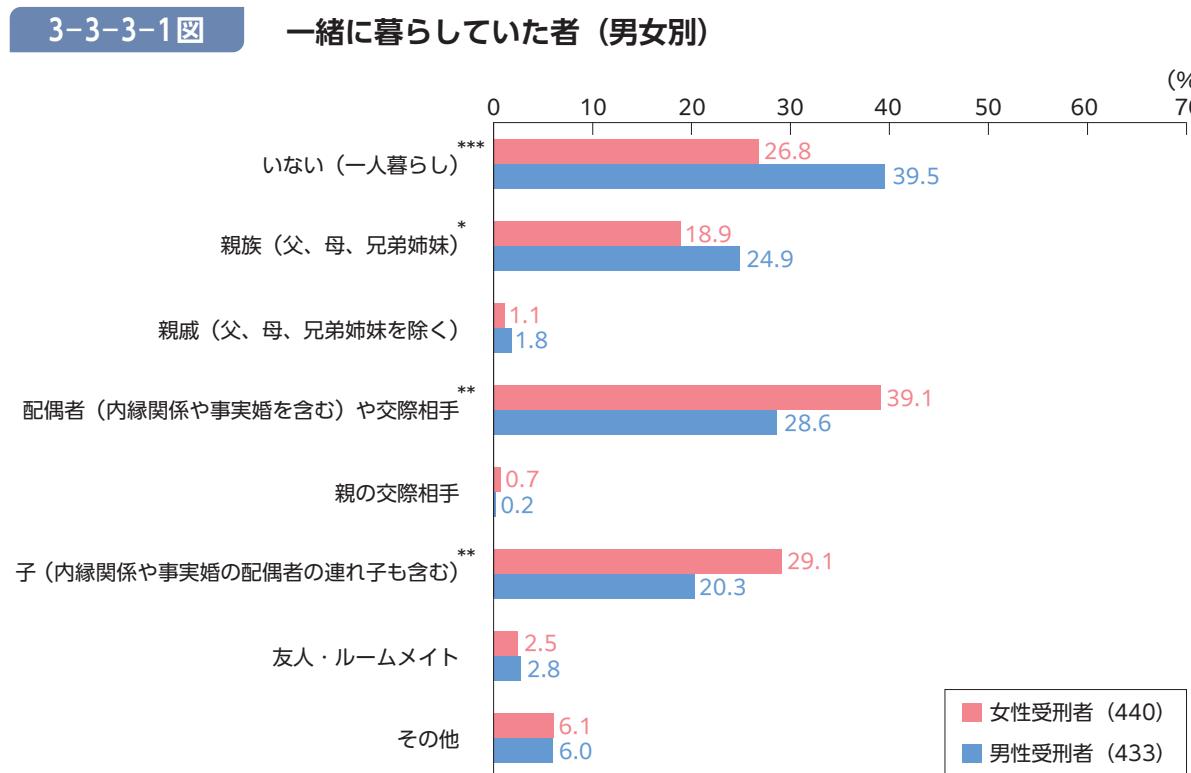
まず、質問項目Q6（1）は、一緒に暮らしていた者について、「いない（一人暮らし）」（以下本項において「いない」という。）、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」（以下本項において「配偶者や交際相手」という。）、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」（以下本項において「子」という。）等の10項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものである。同（1）において「子」に回答した者に対しては、さらに、質問項目Q6（2）において、一緒に暮らしていた子の人数を、「0～6歳」、「7～17歳」、「18歳以上」の年齢層別に回答を求めた。

次に、質問項目Q6（3）は、一緒に暮らしていたかどうかにかかわらず調査対象者に親権があった18歳未満の子の有無について、「いた」、「いなかった」、「親権があるかどうかわからない」の3件法で回答を求めたものである。

以下では、一緒に暮らしていた者の状況（ア参照）及び子の状況（イ参照）について、それぞれ分析した。

ア 一緒に暮らしていた者の状況

一緒に暮らしていた者について、回答結果のうち、「父」、「母」又は「兄弟姉妹」と回答した者については「親族（父、母、兄弟姉妹）」に統合した上で、男女別に見ると、3-3-3-1図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「配偶者や交際相手」（39.1%）が最も高く、次いで、「子」（29.1%）、「いない」（26.8%）の順であった。男性受刑者の該当率は、「いない」（39.5%）が最も高く、次いで、「配偶者や交際相手」（28.6%）、「親族（父、母、兄弟姉妹）」（24.9%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、「いない」、「親族（父、母、兄弟姉妹）」、「配偶者や交際相手」及び「子」において、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。女性受刑者は「配偶者や交際相手」及び「子」の該当率が高く、男性受刑者は「いない」及び「親族（父、母、兄弟姉妹）」の該当率が高かった。



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 一緒に暮らしていた者が不詳の者を除く。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。

5 「親族（父、母、兄弟姉妹）」は、「父」、「母」又は「兄弟姉妹」のいずれかと一緒に暮らしていたと回答した者の比率である。

6 () 内は、実人員である。

イ 子の状況

(ア) 一緒に暮らしていた子

質問項目Q6（1）において、一緒に暮らしていた者について、「いない」も含めていずれかの回答をした者（女性受刑者440人、男性受刑者433人）のうち、18歳未満の子と暮らしていた者は、女性受刑者において70人（15.9%）、男性受刑者において71人（16.4%）であった。このうち、6歳以下の子と一緒に暮らしていた者は、女性受刑者において29人（6.6%）、男性受刑者において43人（9.9%）であった。

(イ) 親権があった子

一緒に暮らしていたかどうかにかかわらず、自身に親権があった18歳未満の子の有無について、「親権があるかどうかわからない」と回答した者を除いた上で、男女別に見ると、3-3-3-2図のとおりである。「いた」と答えた者の構成比は、女性受刑者において30.1%、男性受刑者において16.0%であった。Fisherの正確確率検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。

3-3-3-2図 親権があった18歳未満の子の有無（男女別）



Fisherの正確確率検定 $p < .001$

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 親権の有無について不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

(2) 経済状況等

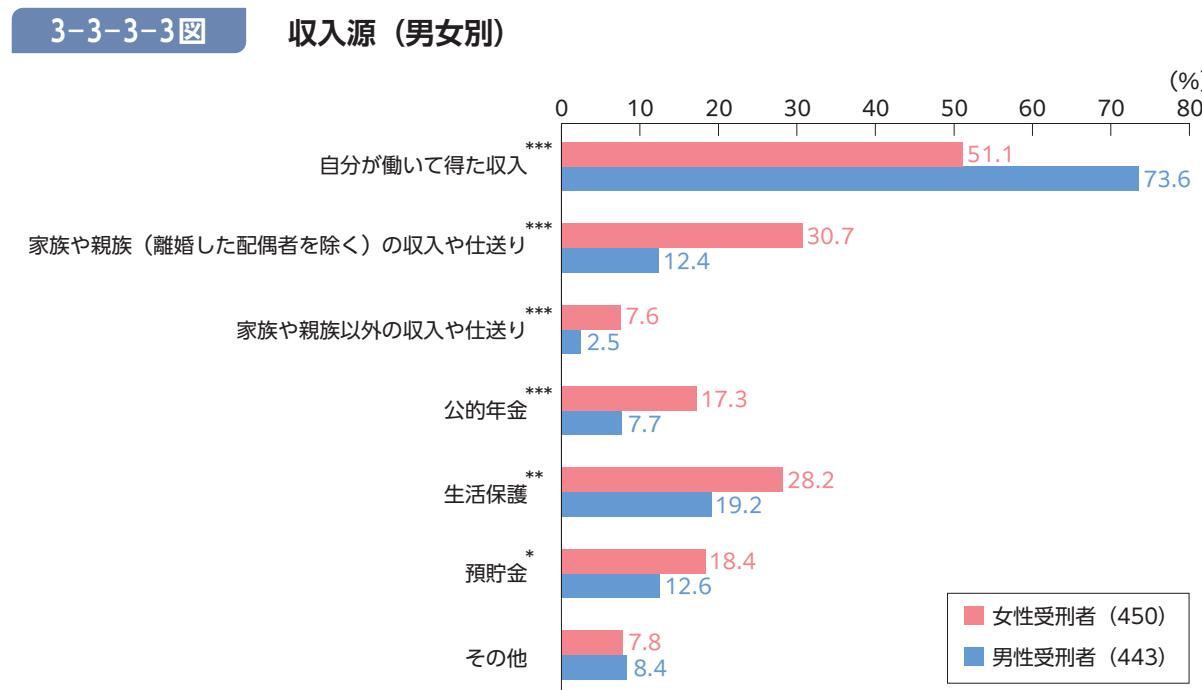
ここでは、調査対象者の経済状況等について見る。

質問項目Q7の（1）～（3）は、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の経済状況について質問したものである。

ア 収入源

生活費をどのように得ていたかを問う質問項目Q7（1）は、「家族や親族（離婚した配偶者を除く）の収入や仕送り」（以下本項において「家族や親族の収入や仕送り」という。）等の7項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めたものであり（重複計上による。）、男女別に見ると、3-3-

3-3図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「自分で働いて得た収入」(51.1%)が最も高く、次いで、「家族や親族の収入や仕送り」(30.7%)、「生活保護」(28.2%)の順であった。男性受刑者の該当率は、「自分で働いて得た収入」(73.6%)が最も高く、次いで、「生活保護」(19.2%)、「預貯金」(12.6%)の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、「自分で働いて得た収入」、「家族や親族の収入や仕送り」、「家族や親族以外の収入や仕送り」、「公的年金」、「生活保護」及び「預貯金」の項目で、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。女性受刑者は、「家族や親族の収入や仕送り」、「家族や親族以外の収入や仕送り」、「公的年金」、「生活保護」及び「預貯金」の該当率が高かった。男性受刑者は、「自分で働いて得た収入」の該当率が高かった。



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 収入源が不詳の者（「分からぬ」と回答した者を含む）を除く。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。

5 () 内は、実人員である。

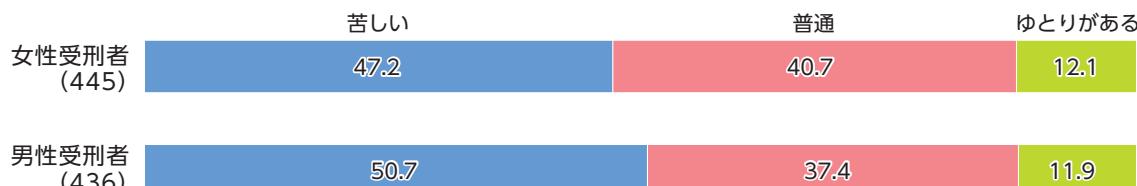
イ 経済状況

調査対象者の家の経済的な暮らし向きについて、総合的に見てどのように感じていたかを問う質問項目Q7 (2) は、「大変苦しい」、「やや苦しい」、「普通」、「ややゆとりがある」及び「大変ゆとりがある」の5件法で回答を求めたものであり、その回答結果を、苦しい（「大変苦しい」及び「やや苦しい」の合計）、「普通」、「ゆとりがある」（「ややゆとりがある」及び「大変ゆとりがある」の合計）の3カテゴリーに統合した上で、男女別に見ると、3-3-3-4図のとおりである。女性受刑者、男性受

刑者とも、「苦しい」の構成比（それぞれ47.2%、50.7%）が最も高く、次いで、「普通」（それぞれ40.7%、37.4%）、「ゆとりがある」（それぞれ12.1%、11.9%）の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-4図

経済状況（男女別）



$$\chi^2(2)=1.169, \rho=.558$$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 経済状況が不詳の者を除く。

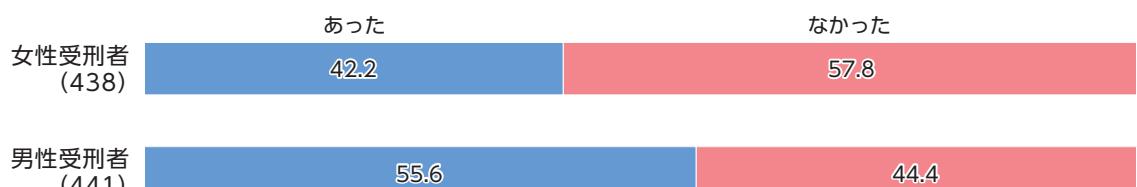
3 「苦しい」は、「大変苦しい」及び「やや苦しい」を合計した構成比であり、「ゆとりがある」は、「ややゆとりがある」及び「大変ゆとりがある」を合計した構成比である。

4 () 内は、実人員である。

調査対象者に自分の収入だけで生活できるという感覚がどの程度あったかを問う質問項目Q7 (3)は、「かなりあった」、「ややあった」、「あまりなかった」及び「全くなかった」の4件法で回答を求めたものであり、その回答結果を「あった」（「かなりあった」及び「ややあった」の合計）並びに「なかった」（「あまりなかった」及び「全くなかった」の合計）の2カテゴリーに統合した上で、男女別に見ると、3-3-3-5図のとおりである。自分の収入だけで生活できるという感覚が「なかった」の女性受刑者の構成比は57.8%で、男性受刑者は44.4%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-3-5図

自分の収入だけで生活できるという感覚（男女別）



Fisherの正確確率検定 $\rho < .001$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 自分の収入だけで生活できるという感覚について、不詳の者を除く。

3 「あった」は、「かなりあった」及び「ややあった」を合計した構成比であり、「なかった」は、「あまりなかった」及び「全くなかった」を合計した構成比である。

4 () 内は、実人員である。

(3) 就労状況等

ここでは、調査対象者の就労状況等について見る。質問項目Q7の(4)～(6)は、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の就労等に関して、同(7)は、その1年間の当時の理想の仕事に関する考えについて、同Q8は、これまでの人生で1年未満での離職・転職の経験の有無等について質問したものである。

なお、高齢者雇用安定法により、事業主には、65歳までの雇用確保義務が課されていること等を踏まえ、就労状況等を分析する本項(3)においては、女性受刑者、男性受刑者とも、64歳以下の者を分析の対象とする。

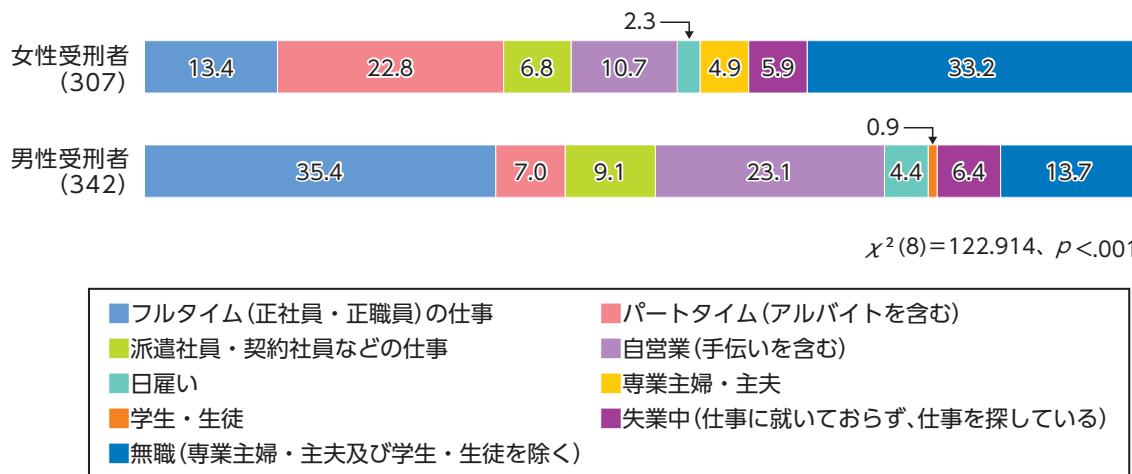
ア 就労

調査対象者の就労状況や雇用形態等を問う質問項目Q7(4)は、「フルタイム（正社員・正職員）の仕事」（以下本項において「フルタイムの仕事」という。）、「パートタイム（アルバイトを含む）」（以下本項において「パートタイム」という。）、「自営業（手伝いを含む）」（以下本項において「自営業」という。）、「失業中（仕事に就いておらず、仕事を探している）」（以下本項において「失業中」という。）、「無職（専業主婦・主夫及び学生・生徒を除く）」（以下本項において「無職」という。）等の10項目のうち該当するものを一つだけ選択（複数ある場合は、主なものを選択）するよう回答を求めたものであり、その回答結果（不詳及び「その他」を除く）について、男女別に見ると、3-3-3-6図のとおりである。女性受刑者の構成比は、「無職」（33.2%）が最も高く、次いで、「パートタイム」（22.8%）、「フルタイムの仕事」（13.4%）の順であった。男性受刑者においては、「フルタイムの仕事」（35.4%）の構成比が最も高く、次いで、「自営業」（23.1%）、「無職」（13.7%）の順であった。 χ^2 検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者は、「パートタイム」、「専業主婦・主夫」及び「無職」の構成比が高く、「フルタイムの仕事」及び「自営業」の構成比が低かった。

なお、同図は、調査対象者が、特別調査において、今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の就労状況等について、自ら答えた結果に基づくものである。一方、本節1項(1)の3-3-1-1表の基本的属性等（受刑者）中の「就労状況」については、法務省で把握している統計情報（矯正施設職員が、各種資料や本人から聴取した内容に基づき、その区分を判断して作成した調査票によるもの）の中の「職業」（犯罪時における職業の有無や職業名）に基づくものであることに留意する必要がある。

3-3-3-6図

就労状況（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

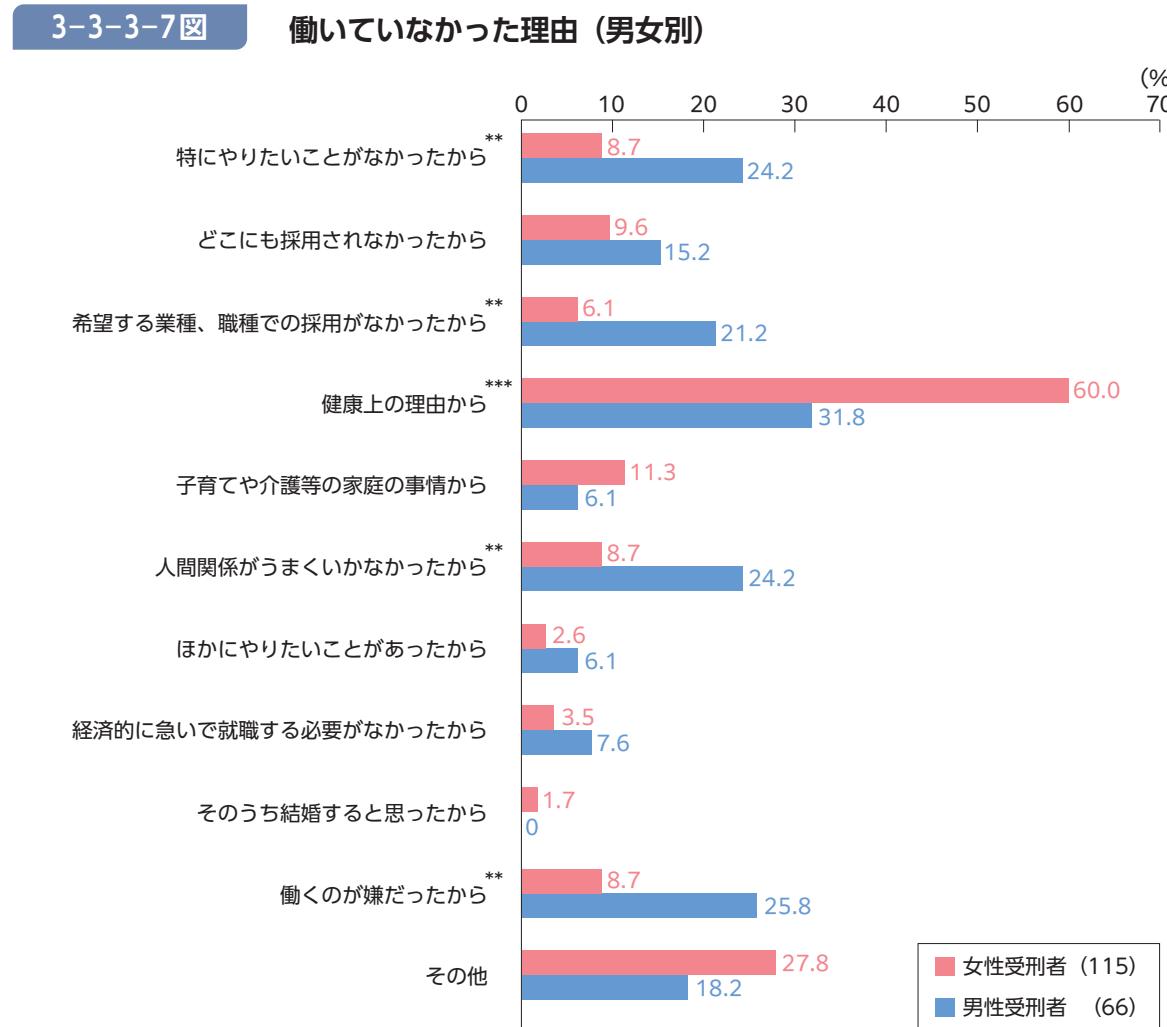
2 就労状況について不詳又は「その他」の者を除く。

3 64歳以下の者に限る。

4 () 内は、実人員である。

イ 働いていなかった理由

質問項目Q7 (4) において「失業中」又は「無職」と回答した者に対して働いていなかった理由を問う同 (5) は、「特にやりたいことがなかったから」等の11項目の中から該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-3-7図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「健康上の理由から」(60.0%) が最も高く、次いで、「その他」(27.8%)、「子育てや介護等の家庭の事情から」(11.3%) の順であった。男性受刑者においては、「健康上の理由から」(31.8%) が最も高く、次いで、「働くのが嫌だったから」(25.8%)、「特にやりたいことがなかったから」及び「人間関係がうまくいかなかったから」(いずれも24.2%) の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「特にやりたいことがなかったから」、「希望する業種、職種での採用がなかったから」、「健康上の理由から」、「人間関係がうまくいかなかったから」及び「働くのが嫌だったから」であった。女性受刑者は、「健康上の理由から」の該当率が高く、「特にやりたいことがなかったから」、「希望する業種、職種での採用がなかったから」、「人間関係がうまくいかなかったから」及び「働くのが嫌だったから」の該当率が低かった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 働いていなかった理由が不詳の者を除く。
 3 身柄を拘束される前の1年間の仕事について、失業中又は無職と回答した64歳以下の者に限る。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。
 6 () 内は、実人員である。

ウ 働く目的

働く目的について当時の考えに近いものを問う質問項目Q7 (6) は、「お金を得るために」、「社会の一員として、務めを果たすため」、「自分の才能や能力を発揮するため」及び「生きがいをみつけるため」の4件法で回答を求めたものであり、男女別に見ると、3-3-3-8図のとおりである。女性受刑者の構成比は、「お金を得るために」(73.7%) が最も高く、次いで、「生きがいをみつけるため」(10.2%)、「自分の才能や能力を発揮するため」(9.9%)、「社会の一員として、務めを果たすため」(6.3%) の順であった。一方、男性受刑者においては、「お金を得るために」(77.6%) が最も高く、次いで、「自分の才能や能力を発揮するため」(10.2%)、「生きがいをみつけるため」(7.4%)、「社会の一員として、

務めを果たすため」(4.8%) の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

なお、内閣府が令和4年10月から11月にかけて行った「国民生活に関する世論調査」(以下、本項において「世論調査」という。)における働く目的に関する結果を見ると、調査等の前提（調査対象者が18歳以上の男女であり年齢構成が本調査と一致していないこと、無回答の者を含めて構成比を算出していることなど）には相違があることに留意する必要があるが、女性の構成比は、「お金を得るために働く」(64.9%) が最も高く、次いで、「生きがいをみつけるために働く」(14.7%)、「社会の一員として、務めを果たすために働く」(8.6%)、「自分の才能や能力を発揮するために働く」(6.1%) の順であった。また、男性の構成比は、「お金を得るために働く」(61.4%) が最も高く、次いで、「社会の一員として、務めを果たすために働く」(13.8%)、「生きがいをみつけるために働く」(13.3%)、「自分の才能や能力を発揮するため」(7.4%) の順であった。本調査の対象者は、単純に比較して、女性受刑者、男性受刑者とも、「お金を得るために働く」の構成比が世論調査よりも高く、男性受刑者において、「社会の一員として務めを果たすため」の構成比が同調査における男性よりも低い傾向が見られた。

3-3-3-8図 働く目的（男女別）



$$\chi^2(3)=2.427, p=.489$$

- | | |
|------------------|--------------------|
| ■お金を得るため | ■社会の一員として、務めを果たすため |
| ■自分の才能や能力を発揮するため | ■生きがいをみつけるため |

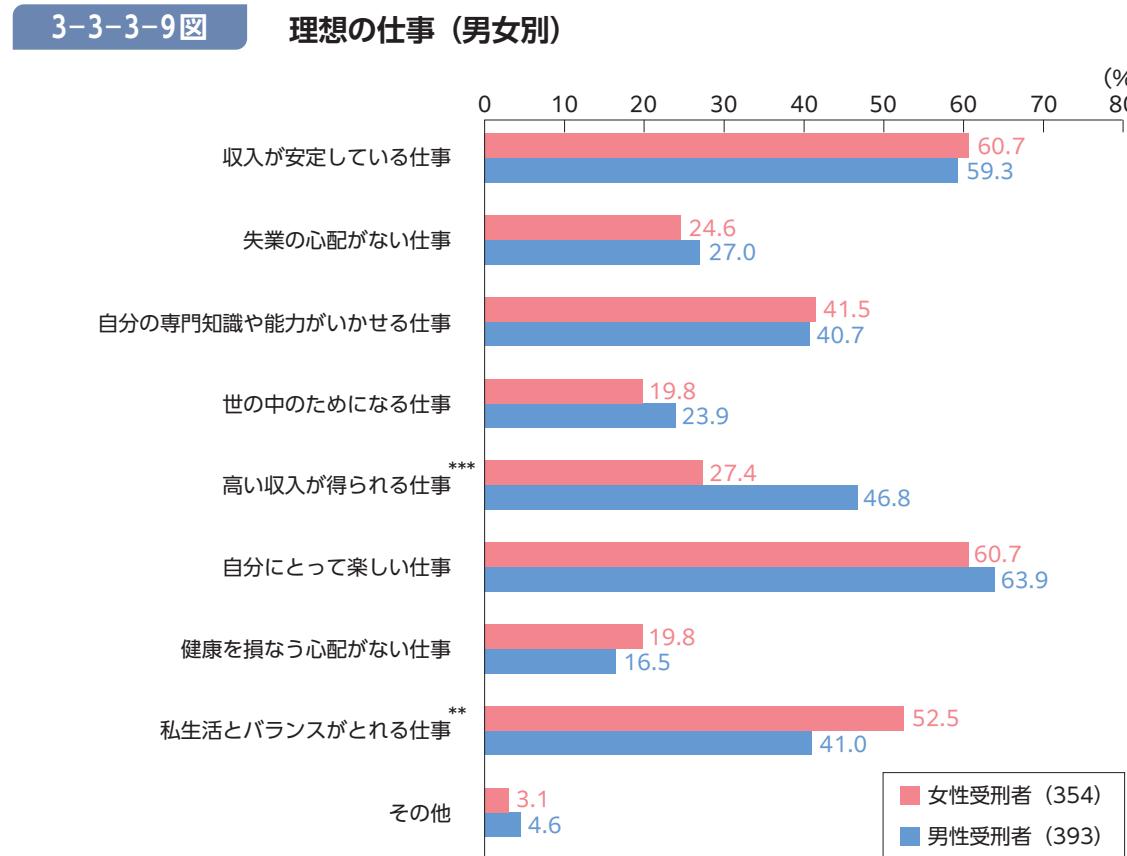
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 働く目的について不詳の者を除く。
 3 64歳以下の者に限る。
 4 () 内は、実人員である。

工 理想の仕事

次に、調査対象者にとってどのような仕事が理想的と思っていたかを問う質問項目Q7(7)は、当時の考えに近いものを「収入が安定している仕事」等の9項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-3-9図のとおりである。女性受刑者は、「収入が安定している仕事」及び「自分にとって楽しい仕事」(いずれも60.7%) が最も高

く、次いで、「私生活とバランスが取れる仕事」(52.5%)、「自分の専門知識や能力がいかせる仕事」(41.5%)、「高い収入が得られる仕事」(27.4%)の順であった。一方、男性受刑者は、「自分にとって楽しい仕事」(63.9%)が最も高く、次いで、「収入が安定している仕事」(59.3%)、「高い収入が得られる仕事」(46.8%)、「私生活とバランスが取れる仕事」(41.0%)の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、「高い収入が得られる仕事」及び「私生活とバランスが取れる仕事」の項目で、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。女性受刑者は、「私生活とバランスが取れる仕事」の該当率が高く、「高い収入が得られる仕事」の該当率が低かった。

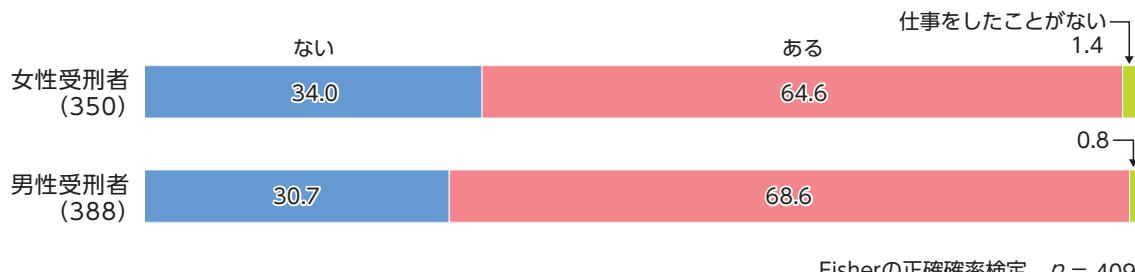
なお、世論調査における理想の仕事に関する結果（重複計上による。）を見ると、調査等の前提（調査対象者が18歳以上の男女であり年齢構成が本調査と一致していないこと、無回答の者を含めて構成比を算出していることなど）には相違があることに留意する必要があるが、女性及び男性における「高い収入が得られる仕事」の該当率は、それぞれ約17%及び約21%、「自分にとって楽しい仕事」の該当率は、それぞれ約55%及び約48%であり、これら二つの項目への該当率については、女性受刑者及び男性受刑者のいずれにおいても、世論調査の女性及び男性と比べて高い傾向が見られた。一方、世論調査における「健康を損なう心配のない仕事」の該当率は、女性が約39%、男性が約28%であり、これらと比べて、女性受刑者及び男性受刑者の該当率のいずれにおいても低い傾向が見られた。また、世論調査における「私生活とバランスが取れる仕事」の該当率は、女性が約59%、男性が約47%であり、これらと比較して、女性受刑者及び男性受刑者ともに、該当率がやや低いものの、大きな差は見られなかった。



- 注
 1 法務総合研究所の調査による。
 2 理想の仕事が不詳の者を除く。
 3 64歳以下の者に限る。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。
 6 () 内は、実人員である。

次に、調査対象者のこれまでの人生において仕事（アルバイトを含む）を始めてから1年未満（はじめから1年未満の契約だったものを除く）で仕事（アルバイトを含む）を変えたり辞めたりした経験の有無等を問う質問項目Q8は、「ない」、「ある」、「仕事（アルバイトを含む）をしたことがない」の3件法で回答を求めたものであり、その回答結果を「ない」、「ある」、「仕事（アルバイトを含む）をしたことがない」の3カテゴリーに統合した上で、男女別に見ると、3-3-3-10図のとおりである。女性受刑者、男性受刑者のいずれの構成比とも、「ある」（それぞれ64.6%、68.6%）が最も高く、次いで、「ない」（それぞれ34.0%、30.7%）、「仕事（アルバイトを含む）をしたことがない」（それぞれ1.4%、0.8%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差は見られなかった。

3-3-3-10図 仕事を始めてから1年未満で変えたり辞めたりした経験の有無(男女別)



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 仕事を始めてから1年未満で変えたり辞めたりした経験の有無について、不詳の者を除く。

3 64歳以下の者に限る。

4 「仕事」は、アルバイトを含む。

5 () 内は、実人員である。

(4) 反社会的行為をする者との関わりの有無等

ここでは、調査対象者の交際関係（家族や親族を含む。）について見る。反社会的行為をする者との関わりの有無等を問う質問項目Q9（1）～（3）は、「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり」、「暴力団関係者との関わり」、「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」の3項目について、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の状況として、「あった（いた）」、「なかった（いなかった）」、「わからない」、「答えない」の4件法で回答を求めたものであり、3-3-3-11図は、各項目の回答結果を「わからない」又は「答えない」と回答した者を除いた上で、男女別に見たものである。Fisherの正確確率検定の結果、「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」について、有意な差が見られた。

3-3-3-11図 反社会的行為をする者との関わりの有無等（男女別）

① 警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり



Fisherの正確確率検定 $p=.201$

② 暴力団関係者との関わり



Fisherの正確確率検定 $p=.093$

③ 暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり



Fisherの正確確率検定 $p=.002$

注 1 法務総合研究所の調査による。

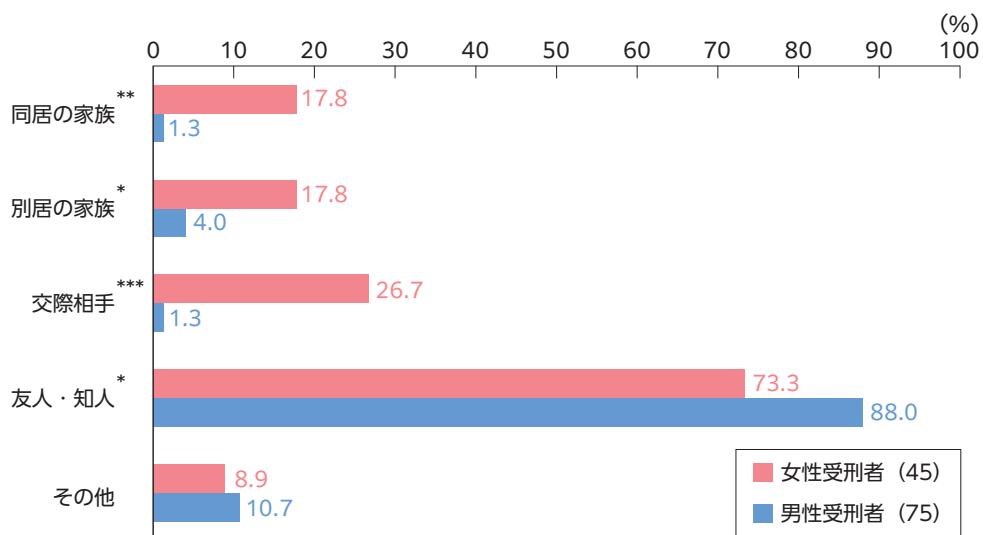
2 反社会的行為をする者との関わりの有無等が不詳の者及び反社会的行為をする者との関わりに係る質問において「わからない」又は「答えない」と回答した者を除く。

3 () 内は、実人員である。

質問項目Q9 (4) は、質問項目Q9 (2) 「暴力団関係者との関わり」又は質問項目Q9 (3) 「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」において「あり」とした者に対し、自分との関係について、「同居の家族（配偶者は内縁関係や事実婚を含む）、親族」等の5項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-3-12図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「友人・知人」(73.3%) が最も高く、次いで、「交際相手」(26.7%) であったのに対し、男性受刑者の該当率は、「友人・知人」(88.0%) が最も高く、次いで、「その他」(10.7%) であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「その他」を除く全ての項目であった。

3-3-3-12図

反社会的集団に属する者と自分との関係（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 反社会的行為をする者との関わりの有無等に係る質問において、「暴力団関係者との関わり」又は「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」について「あり」に該当した者に限る。

3 反社会的集団に属する者と自分との関係が不詳の者を除く。

4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。

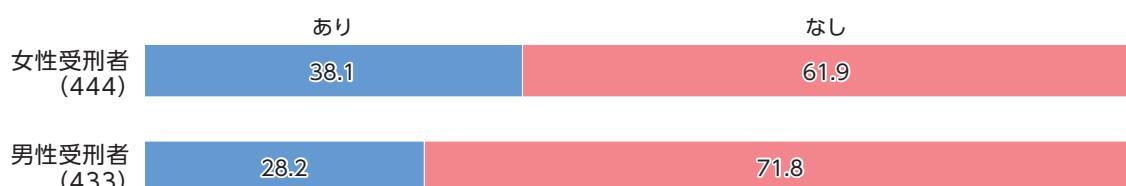
5 () 内は、実人員である。

(5) 心身の状況

ここでは、調査対象者の健康状態について見る。疾患の有無を問う質問項目Q5は、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の慢性疾患（糖尿病、高血圧、ガンなどの身体の病気で、経過が半年ないし1年以上にわたる疾患をいう。以下同じ。）や精神疾患（気分の落ち込みや幻覚・妄想など、心身に様々な影響が出る疾患をいう。以下同じ。）の状況について質問したものであり、治療や投薬を受けていた慢性疾患の有無は、男女別に見ると、3-3-3-13図のとおりである。慢性疾患が「あり」の女性受刑者の構成比は38.1%で、男性受刑者は28.2%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-3-13図

慢性疾患の有無（男女別）



Fisherの正確確率検定 $P = .002$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 慢性疾患の有無が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

治療や投薬を受けていた精神疾患の有無は、男女別に見ると、3-3-3-14図のとおりである。精神疾患が「あり」の女性受刑者の構成比は53.5%で、男性受刑者は22.6%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-3-14図

精神疾患の有無（男女別）

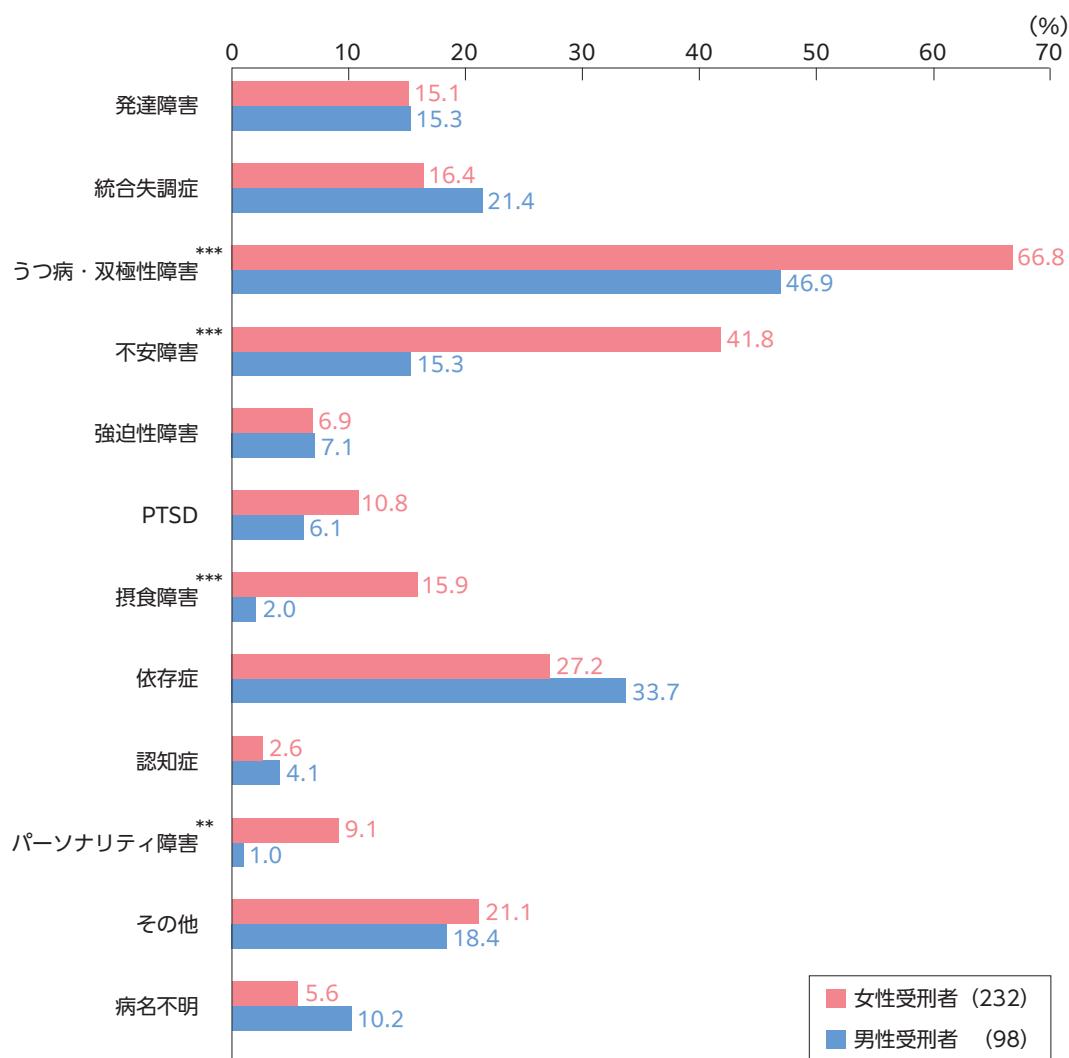


Fisherの正確確率検定 $p < .001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 精神疾患の有無が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

質問項目Q5 (2) は、精神疾患が「あり」とした者に対し、更に病名について「発達障害」等の12項目のうち該当するものを全て選択するよう求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-3-15図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「うつ病・双極性障害」(66.8%) が最も高く、次いで、「不安障害」(41.8%)、「依存症」(27.2%) の順であった。男性受刑者の該当率は、「うつ病・双極性障害」(46.9%) が最も高く、次いで、「依存症」(33.7%)、「統合失調症」(21.4%) の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は「うつ病・双極性障害」、「不安障害」、「摂食障害」、「パーソナリティ障害」であった。また、病名の回答があった者について、「その他」又は「病名不明」と回答した者を除いた上で、一人当たりの該当数の中央値を見ると、女性受刑者2.00 (四分位範囲1.00-3.00)、男性受刑者1.00 (四分位範囲1.00-2.00) であり、Mann-WhitneyのU検定の結果、女性受刑者が有意に多かった ($p=.001$)。

3-3-3-15図 精神疾患の病名（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 治療や投薬を受けていた精神疾患の有無に係る質問において「精神疾患あり」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

3 精神疾患の病名に係る回答が不詳の者を除く。

4 ***は $p < .001$ 、 **は $p < .01$ 、 *は $p < .05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。

5 ()内は、実人員である。

未治療であった慢性疾患や精神疾患の症状の有無について、男女別に見ると、3-3-16図のとおりである。未治療の疾患が「あり」の女性受刑者の構成比は24.1%で、男性受刑者は15.8%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-3-16図 未治療の疾患の有無（男女別）

Fisherの正確確率検定 $p=.003$

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 未治療の疾患の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(6) 困りごと・相談状況

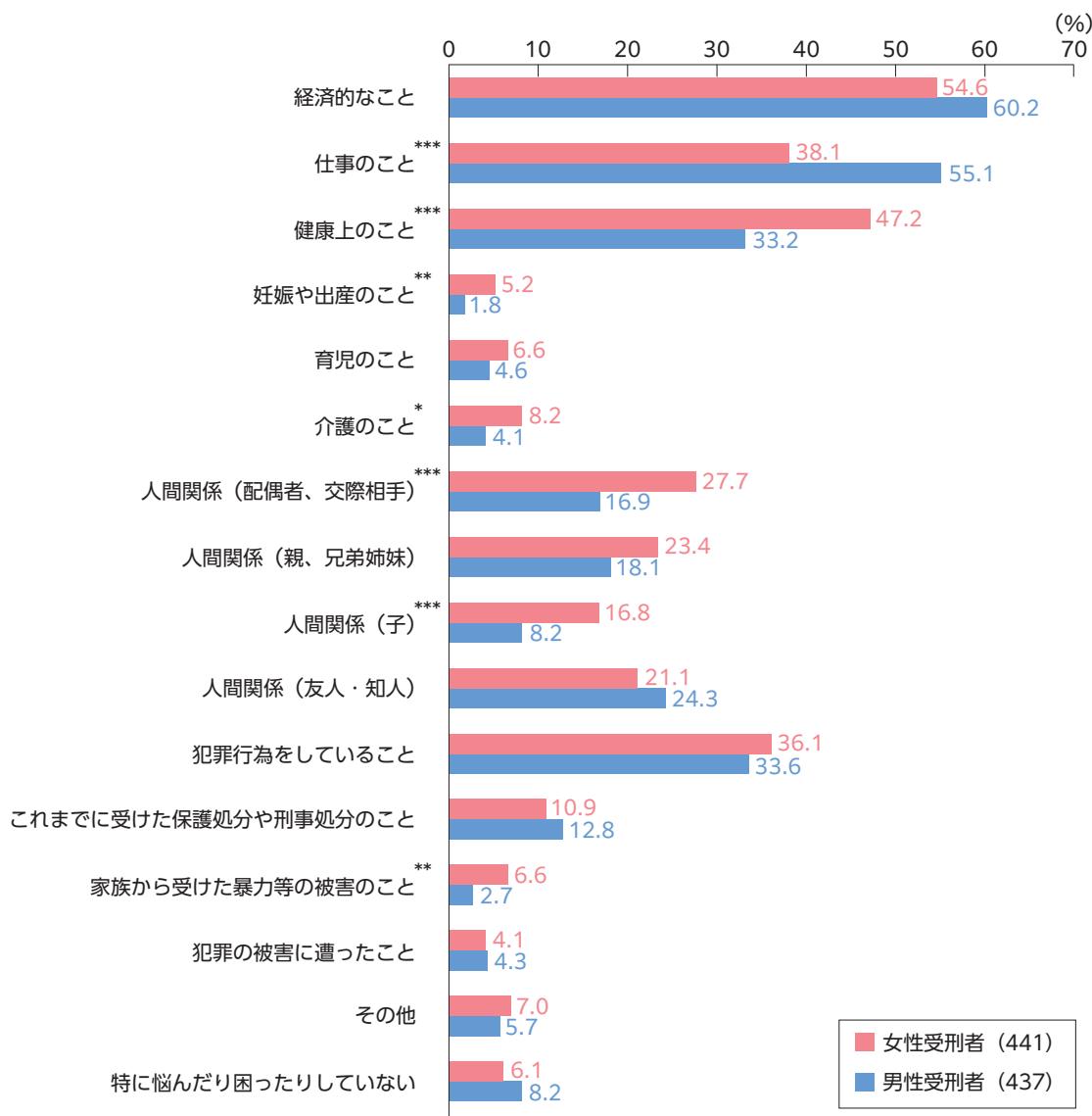
ここでは、調査対象者の困りごとや相談状況について見る。困りごとに係る質問項目Q10は、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間に抱えていた悩みや不安（ア参照）、相談状況（イ参照）について質問したものである。

ア 困りごとの内容

悩みや不安を問う質問項目Q10（1）は、「経済的なこと」等の16項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-3-17図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「経済的なこと」（54.6%）が最も高く、次いで、「健康のこと」（47.2%）、「仕事のこと」（38.1%）の順であった。男性受刑者の該当率は、「経済的なこと」（60.2%）が最も多く、次いで、「仕事のこと」（55.1%）、「犯罪行為をしていること」（33.6%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は「仕事のこと」、「健康のこと」、「妊娠や出産のこと」、「介護のこと」、「人間関係（配偶者、交際相手）」、「人間関係（子）」、「家族から受けた暴力等の被害のこと」であった。

3-3-3-17図

困りごとの内容（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 困りごとの内容が不詳の者を除く。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。

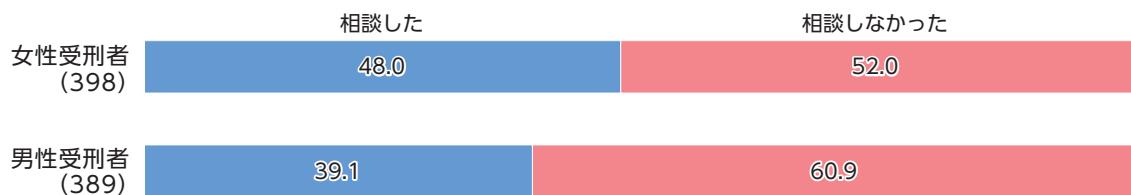
5 () 内は、実人員である。

イ 相談の有無、相談先及び相談しなかった理由

質問項目Q10 (2) は、上記質問項目Q10 (1) で回答があった者のうち、「特に悩んだり困ったりしていない」を除いた上で、相談の有無について回答を求めたものであり、男女別に見ると、3-3-3-18図のとおりである。「相談した」の女性受刑者の構成比は48.0%で、男性受刑者は39.1%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-3-18図

相談の有無（男女別）

Fisherの正確確率検定 $p=.012$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。

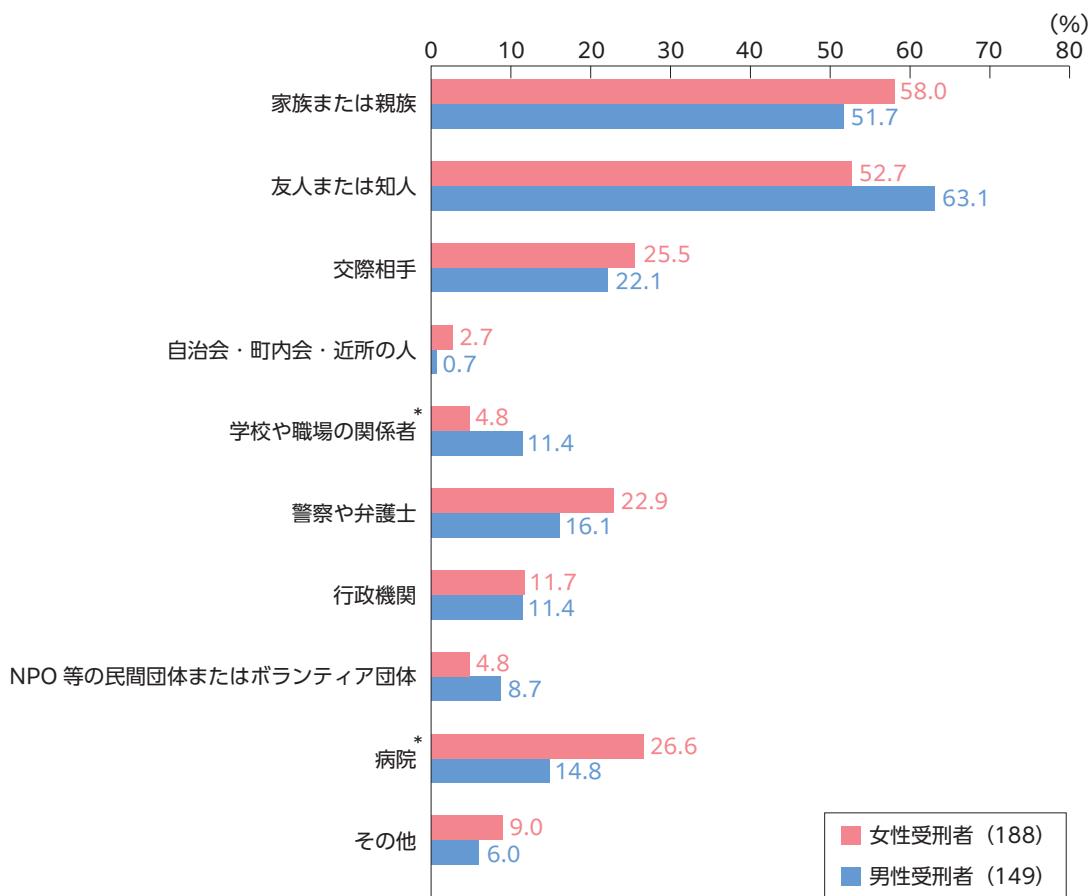
3 相談の有無が不詳の者を除く。

4 () 内は、実人員である。

質問項目Q10（3）は、上記質問項目Q10（2）において「相談した」と回答した者に対し、「家族または親族」等の10項目のうち相談先として該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-3-19図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「家族または親族」（58.0%）が最も高く、次いで、「友人または知人」（52.7%）、「病院」（26.6%）の順であった。男性受刑者の該当率は、「友人または知人」（63.1%）が最も高く、次いで、「家族または親族」（51.7%）、「交際相手」（22.1%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「学校や職場の関係者」、「病院」であった。

3-3-3-19図

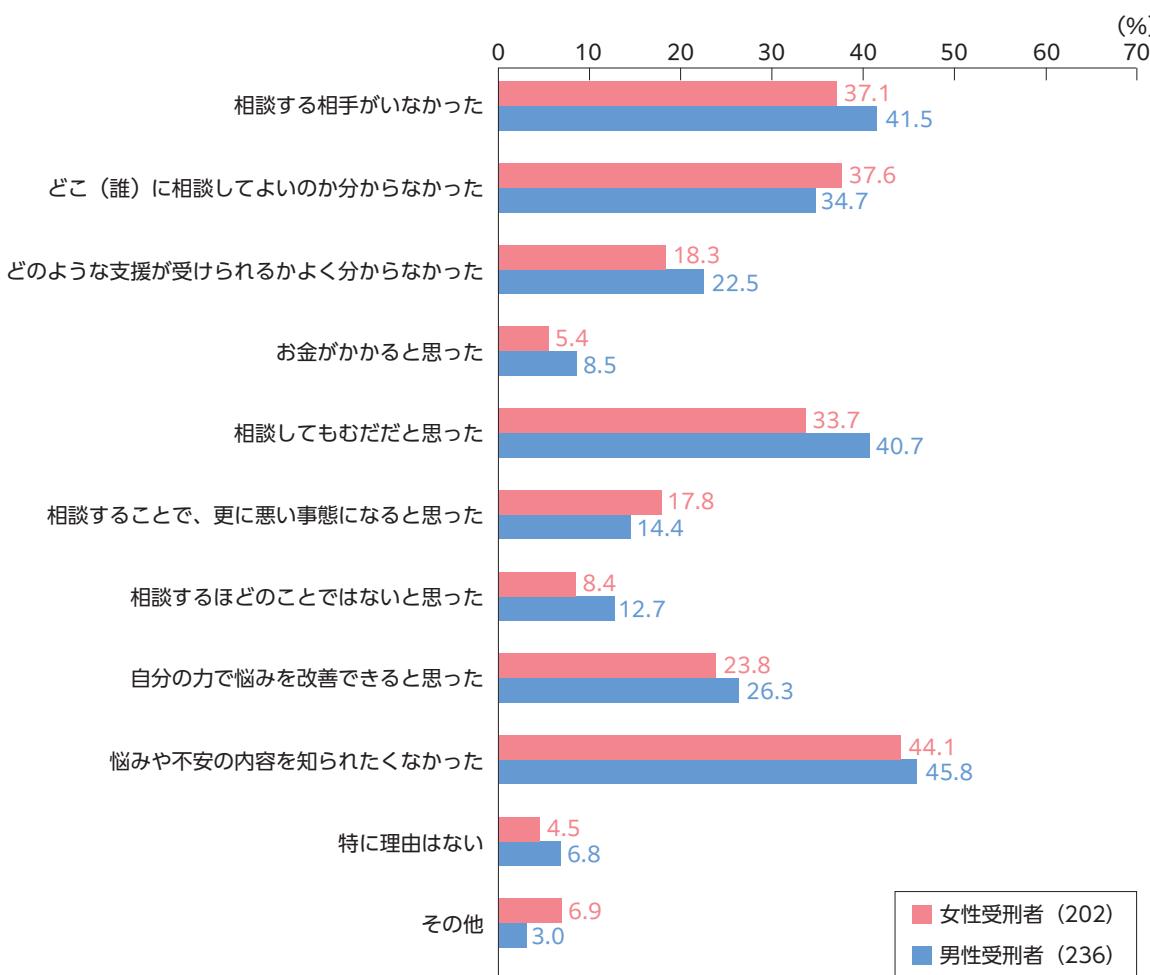
相談先 (男女別)



- 注
- 1 法務総合研究所の調査による。
 - 2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
 - 3 相談の有無に係る質問について「相談した」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 - 4 相談先が不詳の者を除く。
 - 5 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。
 - 6 () 内は、実人員である。

質問項目Q10(4)は、上記質問項目Q10(2)において「相談しなかった」と回答した者に対し、「相談する相手がいなかった」等の11項目のうち相談しなかった理由として該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-3-20図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「悩みや不安の内容を知られたくなかった」(44.1%)が最も高く、次いで、「どこ（誰）に相談してよいのか分からなかった」(37.6%)、「相談する相手がいなかった」(37.1%)の順であった。男性受刑者の該当率は、「悩みや不安の内容を知られたくなかった」(45.8%)が最も高く、次いで、「相談する相手がいなかった」(41.5%)、「相談してもむだだと思った」(40.7%)の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-20図 相談しなかった理由（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。

3 相談の有無に係る質問について「相談しなかった」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 相談しなかった理由が不詳の者を除く。

5 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。

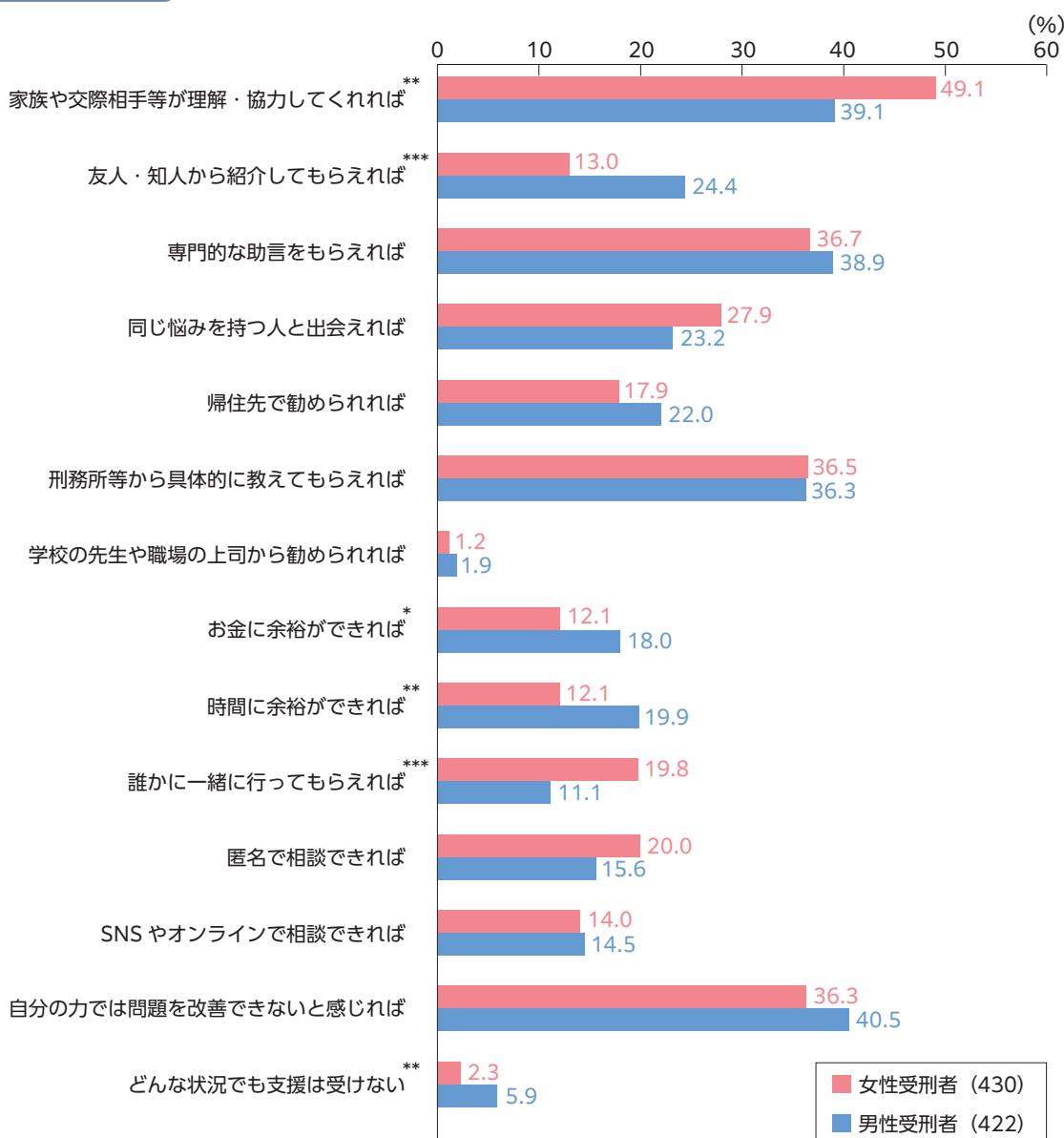
6 () 内は、実人員である。

(7) 支援機関等への相談に対する考え方

ここでは、調査対象者の支援機関等（国や自治体、民間団体やボランティア、病院など）への相談に対する考え方について見る。出所後社会に戻ったとき、どんな状況であれば相談する気になるかを問う質問項目Q11は、「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば」等の14項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-3-21図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」(49.1%) が最も高く、次いで、「専門的な助言をもらえば」(36.7%)、「刑務所等から具体的に教えてもらえば」(36.5%) の順であった。男性受刑者の該当率は、「自分の力では問題を解決できな

いと感じられれば」(40.5%)が最も高く、次いで、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」(39.1%)、「専門的な助言をもらえれば」(38.9%)の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」、「友人・知人から紹介してもらえば」、「お金に余裕ができる」、「時間に余裕ができる」、「誰かと一緒にあってもらえば」、「どんな状況でも支援は受けない」であった。

3-3-3-21図 支援機関等への相談に対する考え方（男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 支援機関等への相談に対する考えが不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。
 5 () 内は、実人員である。

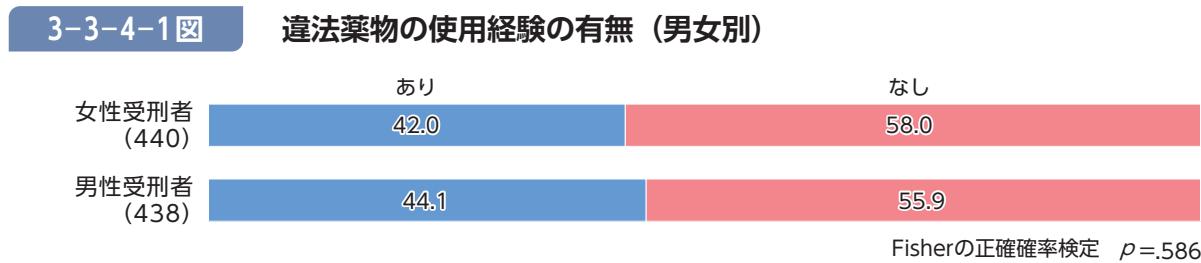
4 生活・行動歴

(1) 薬物使用・ギャンブル経験

ここでは、調査対象者の薬物使用及びギャンブル経験について見る。質問項目Q15は、違法薬物（危険ドラッグを含む、大麻、有機溶剤（シンナーなど）、覚醒剤、コカイン、ヘロイン、LSD、ハーブ、リキッド、パウダーなど）の使用経験（ア参照）及び市販薬等の目的外使用経験（イ参照）の有無のほか、ギャンブルを繰り返していた経験（ウ参照）の有無について質問したものである。

ア 違法薬物の使用経験の有無

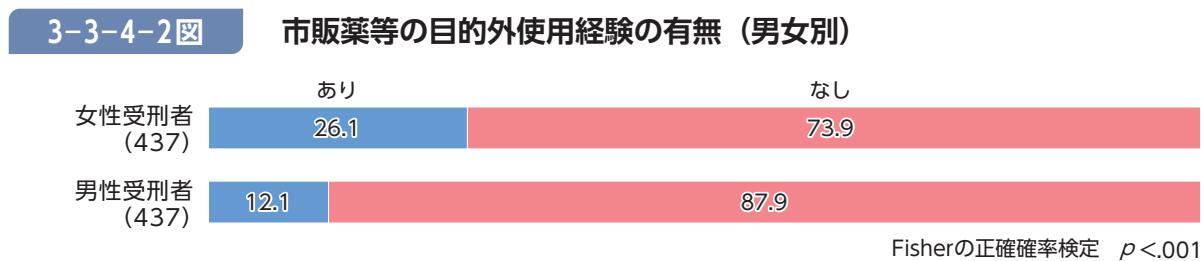
違法薬物の使用経験の有無について、男女別に見ると、3-3-4-1図のとおりであり、男女とも、調査対象者のうち約4割が使用経験について「あり」と答えている。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 違法薬物の使用経験の有無が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

イ 市販薬等の目的外使用経験の有無

市販薬等の目的外使用経験の有無について、男女別に見ると、3-3-4-2図のとおりである。市販薬等の目的外使用について、「あり」の女性受刑者の構成比は26.1%で、男性受刑者は12.1%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。



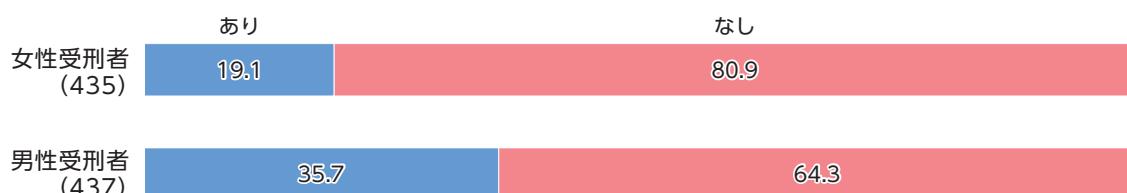
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 市販薬等の目的外使用経験の有無が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

ウ ギャンブルを繰り返していた経験の有無

ギャンブルを繰り返していた経験の有無について、「あり（1年以上）」、「あり（1年未満）」、「なし」の3件法で回答を求めているところ、「あり」（「あり（1年以上）」及び「あり（1年未満）」の合計）及び「なし」の2カテゴリーに統合した上で、男女別に見ると、3-3-4-3図のとおりである。ギャンブルを繰り返していた経験について、「あり」の女性受刑者の構成比は19.1%で、男性受刑者は35.7%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-4-3図

ギャンブルを繰り返していた経験の有無（男女別）

Fisherの正確確率検定 $p < .001$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ギャンブルを繰り返していた経験の有無が不詳の者を除く。

3 「あり」は、「あり（1年以上）」及び「あり（1年未満）」を合計した構成比である。

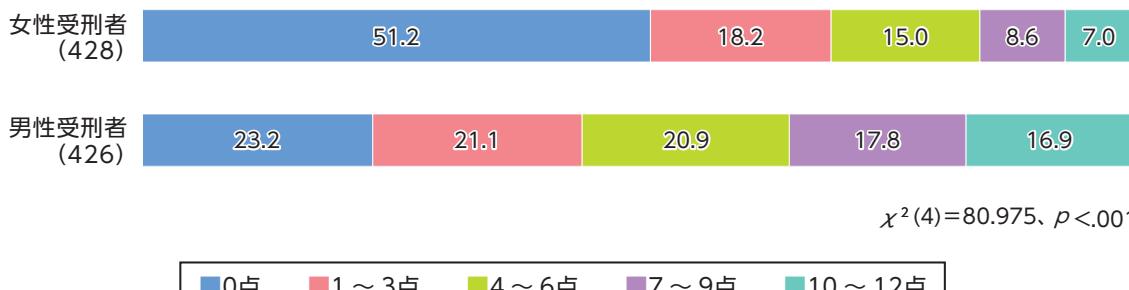
4 () 内は、実人員である。

（2）飲酒の状況

ここでは、調査対象者の飲酒の状況について見る。質問項目Q16 ((1) ~ (3)) は、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の飲酒の状況 ((1) 飲酒の頻度、(2) 飲酒量、(3) 相当量の飲酒の頻度)について質問したものである。分析に当たり、(1) 飲酒の頻度に係る質問項目の選択肢0ないし4において、「0.飲まない」を選択した者の得点を0点とし、これ以外の1ないし4を選択した者については、(2) 及び(3) を含めて、それぞれ選択した番号(0ないし4のいずれか)。数値が高くなるほど飲酒量・頻度が増加)を各項目の得点とし、3項目の合計点を算出した。この合計得点を「0点」、「1~3点」、「4~6点」、「7~9点」、「10~12点」の5カテゴリーに分類した上で、男女別に見ると、3-3-4-4図のとおりである。男女とも、「0点」が最も高く、次いで、「1~3点」、「4~6点」、「7~9点」、「10~12点」の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「0点」の構成比が高く、男性受刑者の「4~6点」、「7~9点」及び「10~12点」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-4-4図

飲酒の状況（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 飲酒の状況が不詳の者を除く。

3 飲酒の頻度に係る項目において「飲まない」と回答した者を「0点」とし、「飲まない」以外の回答をした者については、飲酒の状況に係る各項目の得点を合計して得点を算出した。

4 () 内は、実人員である。

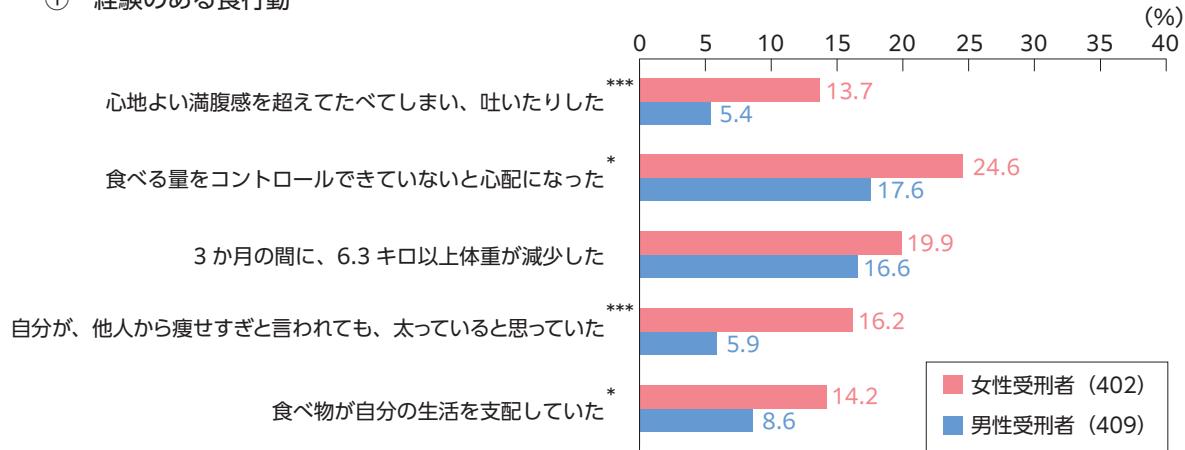
(3) 食行動

ここでは、調査対象者の食行動について見る。質問項目Q13は、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間において経験のある食行動について回答を求めたものであり、男女別に見ると、3-3-4-5図①のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「心地よい満腹感を超えてたべてしまい、吐いたりした」、「食べる量をコントロールできていないと心配になった」、「自分が他人から痩せすぎと言われても、太っていると思っていた」及び「食べ物が自分の生活を支配していた」であった。

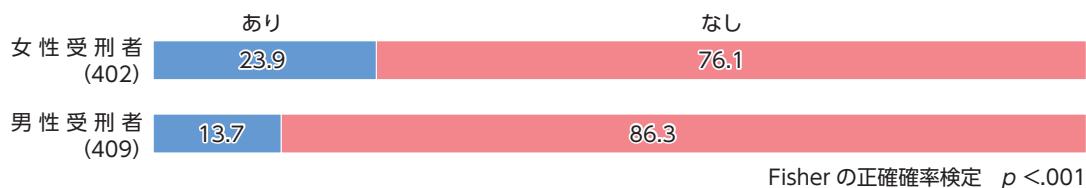
次に、質問項目Q13は、摂食障害のスクリーニングテストであるSCOFFに準じた内容となっているところ、ここでは、5つの質問項目のうち2項目以上に該当した者を食行動の問題「あり」とした上で、男女別に見ると、3-3-4-5図②のとおりである。食行動の問題がある女性受刑者の構成比は23.9%で、男性受刑者は13.7%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-4-5図 食行動（男女別）

① 経験のある食行動



② 食行動の問題

Fisher の正確確率検定 $p < .001$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 経験のある食行動のいずれかの項目が不詳の者及び食行動の問題の有無が不詳の者を除く。

3 ①は、各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 ①の***は、 $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。

5 ②の「あり」は、①の項目に二つ以上該当した者である。

6 () 内は、実人員である。

(4) 自傷行為・自殺念慮等

ここでは、調査対象者の自傷行為・自殺念慮等の経験について見る。質問項目Q12は、これまでの人生における、自傷行為の経験（ア参照）、自殺念慮・自殺企図の経験（イ参照）及び最初に自傷行為をした年齢（ウ参照）について質問したものである。

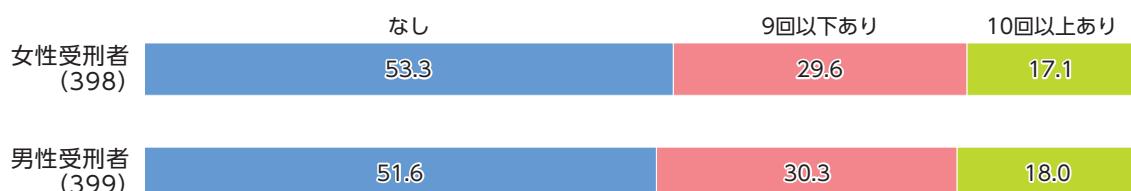
ア 自傷行為の経験

質問項目Q12 (1) ~ (8) は、「わざと、刃物や鋭利なもので自分の身体を切ったこと」、「わざと、シャーペンやコンパスのような尖ったもので自分の身体を刺したこと」、「わざと、自分のこぶしで自分の身体や硬い壁をなぐったこと」、「わざと、自分の頭を壁にぶつけたこと」、「わざと、血が出るほどはげしく、自分の皮膚をかきむしったこと」、「わざと、内出血してしまうほど強く、自分の皮膚をつねったこと」、「わざと、自分の身体をかんだこと」及び「わざと、火のついたタバコを自分の皮膚

に押しつけたり、ライターの火であぶったりするような、自分にやけどさせるような行動をしたこと」の8項目の経験について、「あり（10回以上）」、「あり（9回以下）」、「なし」の3件法で回答を求めたものである。全ての質問項目に「なし」と回答した者を「なし」とし、いずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く。）を「9回以下あり」とし、いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を「10回以上あり」とした上で、男女別に見ると、3-3-4-6図のとおりである。女性受刑者の構成比は、「なし」53.3%、「9回以下あり」29.6%、「10回以上あり」17.1%で、男性受刑者の構成比は、「なし」51.6%、「9回以下あり」30.3%、「10回以上あり」18.0%であった。 χ^2 検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差は認められなかった。

3-3-4-6図

自傷行為の経験（男女別）



$$\chi^2(2) = .237, p = .888$$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 自傷行為の経験に係る項目において全ての項目に回答した者に限り、自傷行為の経験が不詳の者を除く。

3 「なし」は全ての項目に「なし」と回答した者の構成比であり、「9回以下あり」はいずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く。）の構成比であり、「10回以上あり」はいずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者の構成比である。

4 () 内は、実人員である。

イ 自殺念慮・自殺企図の経験

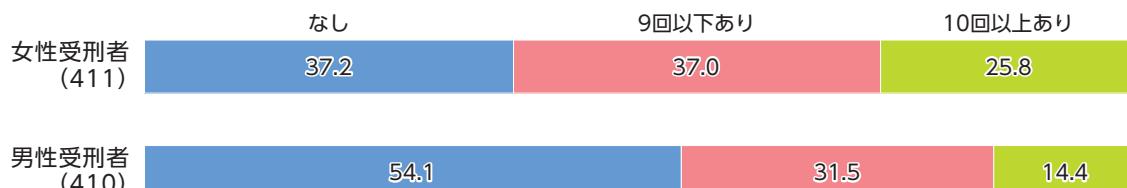
質問項目Q12（9）～（12）は、自殺念慮の経験（「消えてしまいたい」、「いなくなってしまいたい」などと考えたこと）及び「本気で死にたいと考えたこと」）及び自殺企図の経験（「本気で死にたいと考えて、自殺の計画を立てたこと」及び「本気で死にたいと考えて、実際の行動に起こしたこと」）について、「あり（10回以上）」、「あり（9回以下）」、「なし」の3件法で回答を求めたものである。自殺念慮又は自殺企図の経験ごとに、全ての質問項目に「なし」と回答した者を「なし」とし、いずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く）を「9回以下あり」とし、いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を「10回以上あり」とした上で、自殺念慮の経験について男女別に見ると、3-3-4-7図①のとおりである。女性受刑者の構成比は、「なし」37.2%、「9回以下あり」37.0%、「10回以上あり」25.8%で、男性受刑者の構成比は、「なし」54.1%、「9回以下あり」31.5%、「10回以上あり」14.4%であった。 χ^2

検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「10回以上あり」の構成比が高く、男性受刑者の「なし」の構成比が高い傾向が見られた。

次に、同様に、自殺企図の経験について男女別に見ると、3-3-4-7図②のとおりである。女性受刑者の構成比は、「なし」67.0%、「9回以下あり」28.9%、「10回以上あり」4.1%で、男性受刑者の構成比は、「なし」84.8%、「9回以下あり」13.2%、「10回以上あり」2.0%であった。 χ^2 検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「9回以下あり」の構成比が高く、男性受刑者の「なし」の構成比が高い傾向が見られた。

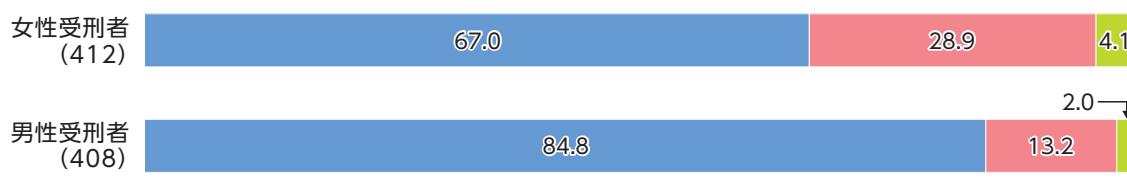
3-3-4-7図 自殺念慮・自殺企図の経験（男女別）

① 自殺念慮



$$\chi^2(2)=27.965, \rho < .001$$

② 自殺企図

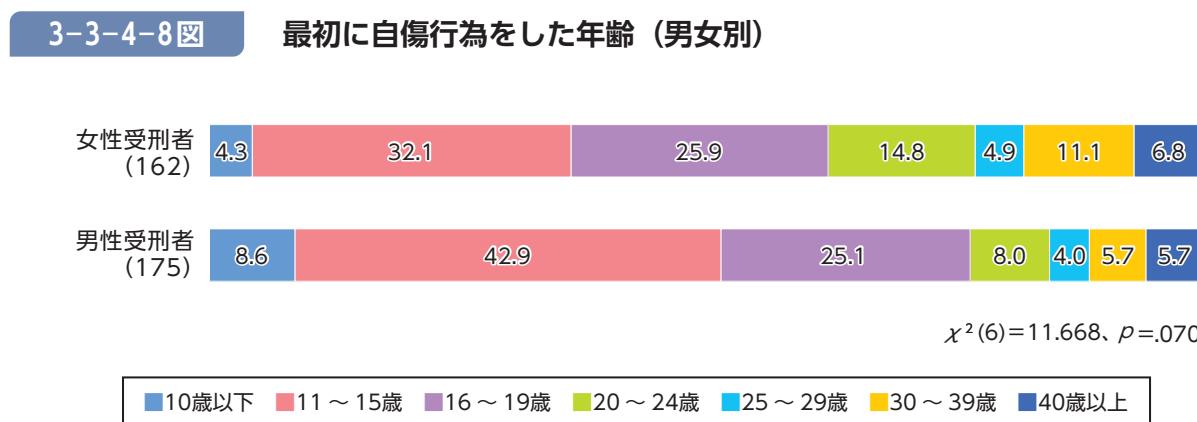


$$\chi^2(2)=35.521, \rho < .001$$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自殺念慮及び自殺企図に係る項目において全ての項目に回答した者に限り、自殺念慮及び自殺企図の経験が不詳の者を除く。
 3 「なし」は全ての項目に「なし」と回答した者の構成比であり、「9回以下あり」はいずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く。）の構成比であり、「10回以上あり」はいずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者の構成比である。
 4 () 内は、実人員である。

ウ 最初に自傷行為をした年齢

自傷行為の経験に係る8項目のうち、いずれかの項目で「あり（9回以下）」又は「あり（10回以上）」と回答した者に関し、最初に自傷行為をした年齢について、男女別に見ると、3-3-4-8図のとおりである。女性受刑者は、最初に自傷行為をした年齢について、15歳以下で全体比の36.4%を占め、男性受刑者は約半数（51.5%）を占めている。 χ^2 検定の結果、男性受刑者と女性受刑者の間に有意な差は見られなかった。



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 自傷行為の経験に係るいずれかの項目で「あり（9回以下）」又は「あり（10回以上）」と回答した者に限り、最初に自傷行為をした年齢が不詳の者を除く。

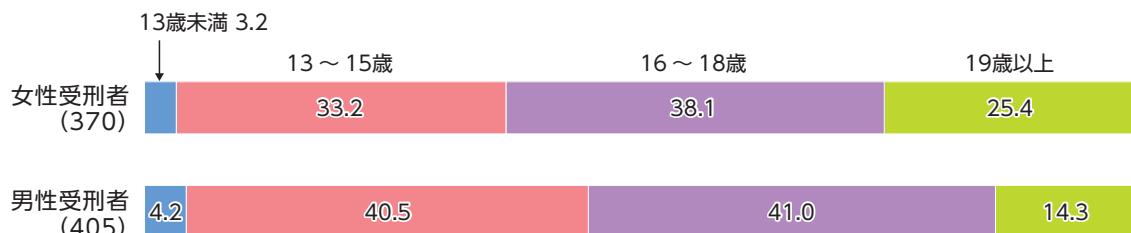
3 () 内は、実人員である。

(5) 性経験等

ここでは、調査対象者の性経験等について見る。質問項目Q14（1）は、これまでの性交経験の有無について回答を求めたものであり、男女別に見ると、いずれも「あり」が約95%であった。初交年齢を男女別に見ると3-3-4-9図のとおりである。男性受刑者は、19歳以上の構成比が14.3%であったのに対し、女性受刑者は、25.4%であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、男性受刑者の「13～15歳」の構成比が高く、女性受刑者の「19歳以上」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-4-9図

初交年齢（男女別）



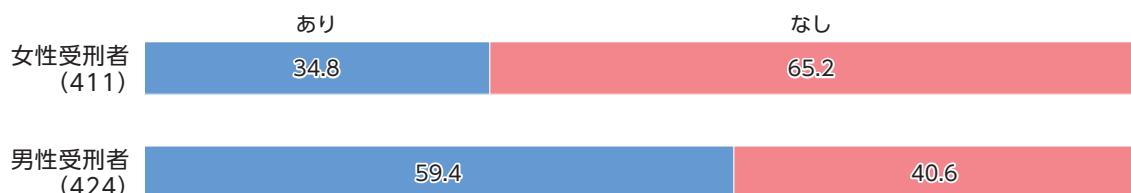
$$\chi^2(3)=15.733, p=.001$$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 初交年齢が不詳の者を除く。
 3 性交経験ありと回答した者に限る。
 4 () 内は、実人員である。

質問項目Q14（2）は、不特定かつ多数の者との性交経験の有無について回答を求めたものであり、男女別に見ると、3-3-4-10図のとおりである。不特定かつ多数の者との性交経験が「あり」の女性受刑者の構成比は34.8%で、男性受刑者は59.4%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-3-4-10図

不特定かつ多数の者との性交経験の有無（男女別）



Fisherの正確確率検定 $p < .001$

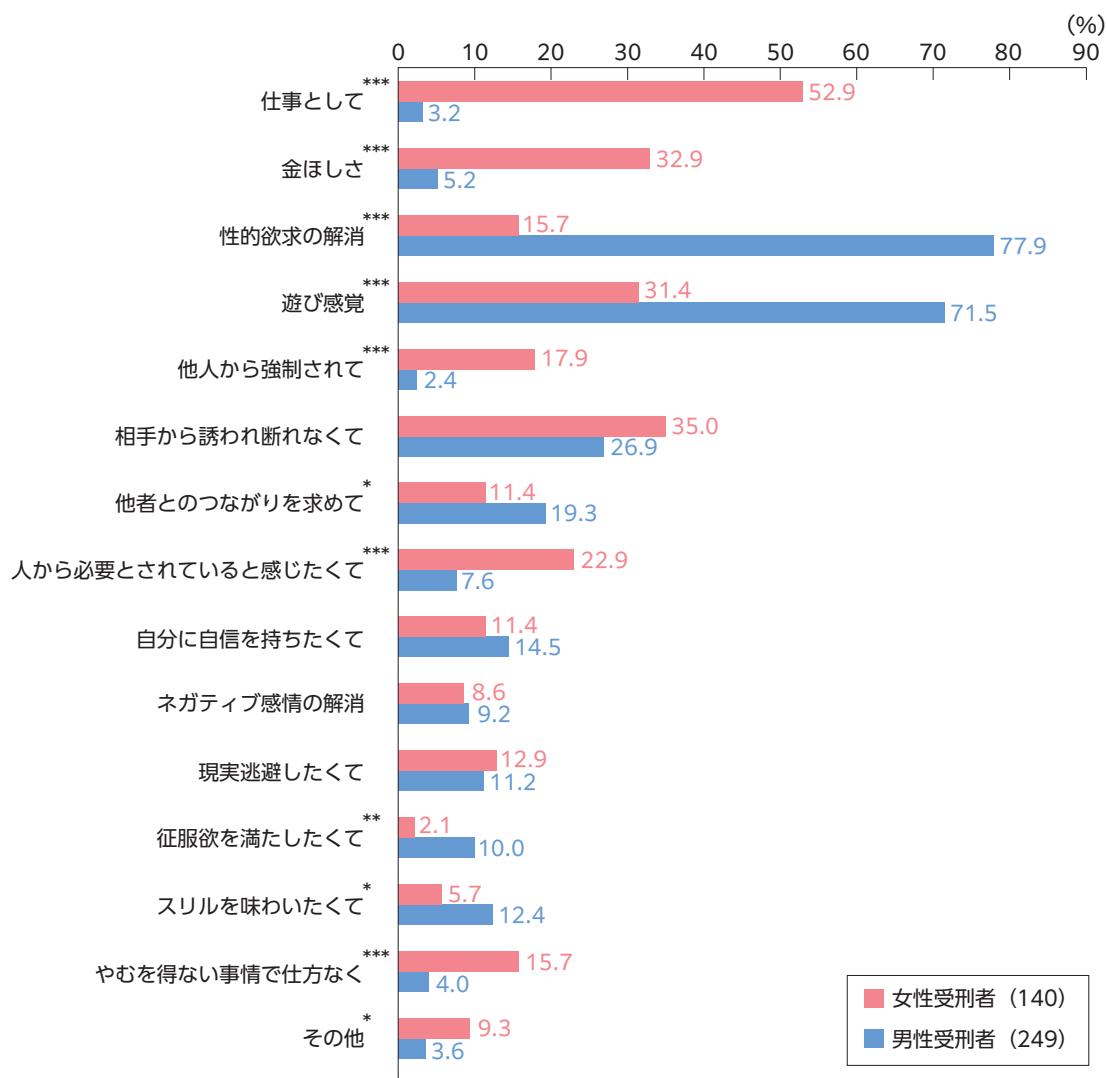
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不特定かつ多数の者との性交経験の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

さらに不特定かつ多数の者との性交経験があるとした者におけるその理由・目的については、「仕事として」等の15項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めており（重複計上による。）、男女別に見ると、3-3-4-11図のとおりである。女性受刑者の該当率は、「仕事として」（52.9%）が最も高く、次いで、「相手から誘われ断れなくて」（35.0%）、「金ほしさ」（32.9%）であった。男性受刑者の該当率は、「性的欲求の解消」（77.9%）が最も高く、次いで、「遊び感覚」（71.5%）、「相手から誘われ断れなくて」（26.9%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「仕事として」、「金ほしさ」、「性的欲求の解消」、「遊び感覚」、「他人

から強制されて」、「他者とのつながりを求めて」、「人から必要とされていると感じたくて」、「征服欲を満たしたくて」、「スリルを味わいたくて」、「やむを得ない理由で仕方なく」及び「その他」であった。

3-3-4-11図

不特定かつ多数の者との性交理由・目的（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 不特定かつ多数の者との性交理由・目的が不詳の者を除く。

3 不特定かつ多数の者との性交経験があると回答した者に限る。

4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。

6 () 内は、実人員である。

女性受刑者における中絶経験の有無を見ると、3-3-4-12図のとおりである。総数では、「あり」と「なし」の構成比がほぼ同率であった。

3-3-4-12図 女性受刑者の中絶経験の有無



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 中絶経験の有無が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

(6) 小児期逆境体験

ここでは、調査対象者のACEについて見る。質問項目Q21は、ACEの状況を調査するため、「家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた」等の12項目について、それぞれ回答を求めたものである。ACEの各項目の有無について、男女別に見ると、3-3-4-13表のとおりである。有無二択の項目に関し、Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は「家庭内に、違法薬物を使用している人がいた」、「家庭内に、自殺を試みた人がいた」、「家庭内に、刑務所に服役している人がいた」及び「家族から、十分に気に掛けてもらえなかった」であった。「該当あり（1回から数回）」、「該当あり（繰り返し）」、「該当なし」の3件法で回答を求めた項目に関し、 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」の項目では、女性受刑者の「繰り返しある」及び男性受刑者の「なし」の構成比が高く、「家族から、性的な暴力を受けた」の項目については、女性受刑者の「1回から数回ある」及び「繰り返しある」並びに男性受刑者の「なし」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-4-13表

小児期逆境体験の経験の有無（男女別）

項目	区分	総数	女性受刑者	男性受刑者	統計値
家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた	該当あり	152 (17.6)	77 (17.7)	75 (17.4)	Fisherの正確確率検定 $p=.929$
	該当なし	713 (82.4)	357 (82.3)	356 (82.6)	
家庭内に、違法薬物を使用している人がいた	該当あり	55 (6.4)	39 (9.0)	16 (3.7)	Fisherの正確確率検定 $p=.002$
	該当なし	807 (93.6)	393 (91.0)	414 (96.3)	
家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた	該当あり	171 (19.8)	96 (22.3)	75 (17.4)	Fisherの正確確率検定 $p=.073$
	該当なし	692 (80.2)	335 (77.7)	357 (82.6)	
家庭内に、自殺を試みた人がいた	該当あり	80 (9.3)	49 (11.4)	31 (7.2)	Fisherの正確確率検定 $p=.035$
	該当なし	780 (90.7)	380 (88.6)	400 (92.8)	
親が亡くなったり離婚したりした	該当あり	381 (44.5)	195 (45.5)	186 (43.5)	Fisherの正確確率検定 $p=.583$
	該当なし	476 (55.5)	234 (54.5)	242 (56.5)	
家庭内に、刑務所で受刑している人がいた	該当あり	61 (7.2)	39 (9.2)	22 (5.2)	Fisherの正確確率検定 $p=.024$
	該当なし	791 (92.8)	386 (90.8)	405 (94.8)	
母親が、父親から、暴力を受けていた	該当あり	207 (24.2)	103 (24.1)	104 (24.2)	Fisherの正確確率検定 $p=1.000$
	該当なし	649 (75.8)	324 (75.9)	325 (75.8)	
家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらわなかつた	該当あり	91 (10.5)	51 (11.8)	40 (9.2)	Fisherの正確確率検定 $p=.224$
	該当なし	773 (89.5)	380 (88.2)	393 (90.8)	
家族から、十分に気に掛けられなかつた	該当あり	196 (23.1)	118 (27.9)	78 (18.4)	Fisherの正確確率検定 $p=.001$
	該当なし	651 (76.9)	305 (72.1)	346 (81.6)	
家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた	該当あり (1回から数回)	168 (19.6)	72 (16.8)	96 (22.3)	$\chi^2(2)=4.859$ 、 $p=.088$
	該当あり (繰り返し)	131 (15.3)	72 (16.8)	59 (13.7)	
	該当なし	559 (65.2)	284 (66.4)	275 (64.0)	
家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた	該当あり (1回から数回)	155 (18.1)	83 (19.4)	72 (16.8)	$\chi^2(2)=12.810$ 、 $p=.002$
	該当あり (繰り返し)	153 (17.9)	△ 94 (22.0)	▽ 59 (13.8)	
	該当なし	549 (64.1)	▽ 251 (58.6)	△ 298 (69.5)	
家族から、性的な暴力を受けた	該当あり (1回から数回)	23 (2.7)	△ 18 (4.2)	▽ 5 (1.2)	$\chi^2(2)=15.026$ 、 $p<.001$
	該当あり (繰り返し)	14 (1.6)	△ 12 (2.8)	▽ 2 (0.5)	
	該当なし	817 (95.7)	▽ 398 (93.0)	△ 419 (98.4)	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 各項目の回答が不詳の者を除く。

3 () 内は、項目ごとの各区分に占める構成比である。

4 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が 1.96 以上を△で示し、-1.96 以下を▽で示す。

「家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた」と「家庭内に、違法薬物を使用している人がいた」の一つ以上に該当する場合、「家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた」と「家庭内に、自殺を試みた人がいた」の一つ以上に該当する場合、その他の8項目に該当する場合をそれぞれ1点とし、「該当あり」の合計数（以下「ACE得点」という。）を男女別に見ると、3-3-4-14表のとおりである。男女別では、Mann-WhitneyのU検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-4-14表 ACE得点（男女別）

区分	中央値	四分位範囲	統計値
女性受刑者（404）	2.00	0.00-4.00	$U=85610.500, p=.105$
男性受刑者（398）	1.00	0.00-3.00	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ACE得点が不詳の者を除く。

3 Mann-WhitneyのU検定によった。

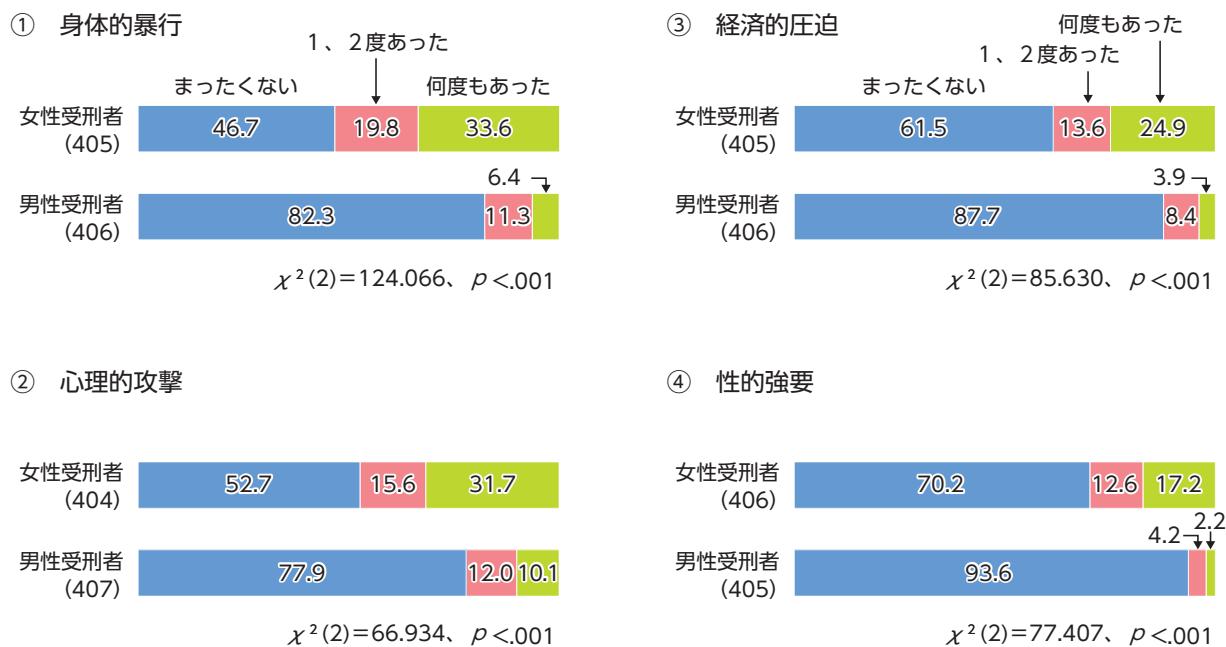
4 () 内は、実人員である。

(7) 配偶者等からの被害・配偶者等への加害

ここでは、調査対象者の配偶者等からの被害・配偶者等への加害の状況について見る。質問項目Q22は、配偶者や交際相手からの被害経験として、「身体的暴行（例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）」等の4項目について、「まったくない」、「1、2度あった」及び「何度もあった」の3件法で回答を求めたものであり、男女別に見ると、3-3-4-15図のとおりである。女性受刑者は、いずれについても「まったくない」の構成比が男性受刑者より低く、 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「身体的暴行」、「経済的圧迫」及び「性的強要」について、女性受刑者の「1,2度あった」及び「何度もあった」の構成比が高く、「心理的攻撃」について、女性受刑者の「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-4-15図

配偶者・交際相手からの被害経験（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 配偶者・交際相手からの被害経験が不詳の者を除く。

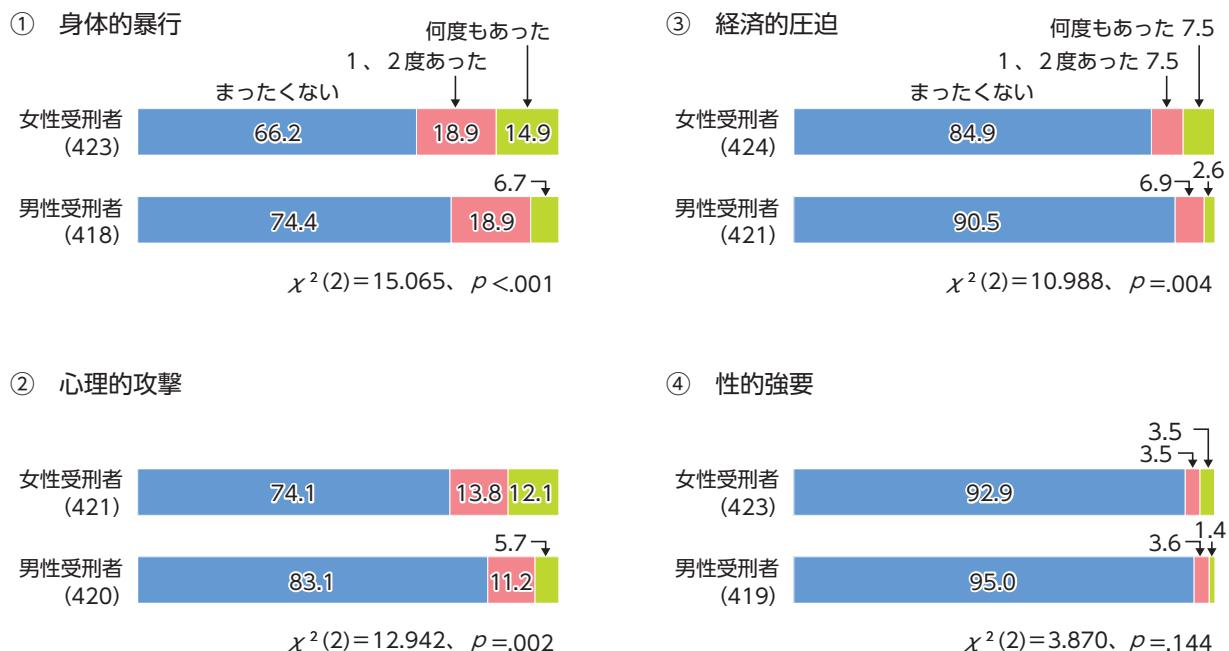
3 () 内は、実人員である。

なお、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度調査）における配偶者からの被害経験の有無に関する結果を見ると、調査等の前提（本調査では、配偶者及び交際相手からの暴力について一つの質問項目で質問し、無回答の者は除外して構成比を算出しているのに対し、内閣府の調査では、配偶者からの暴力と交際相手からの暴力を別に質問していること、無回答の者を含めて構成比を算出していることなど）において相違があることには留意を要するが、女性の「まったくない」の構成比は、「身体的暴行」81.2%、「心理的攻撃」82.9%、「経済的圧迫」88.9%、「性的強要」88.7%であり、また、同調査における交際相手からの被害経験の有無に関する結果を見ると、女性の「まったくない」の構成比は、「身体的暴行」89.5%、「心理的攻撃」85.8%、「経済的圧迫」91.2%、「性的強要」88.4%であったところ、本調査における女性受刑者の「まったくない」の構成比は、「身体的暴行」46.7%、「心理的攻撃」52.7%、「経済的圧迫」61.5%、「性的強要」70.2%であった。単純に比較すると、女性受刑者の方が、いずれも「まったくない」の構成比が低い傾向が見られた。

質問項目Q25は、配偶者や交際相手への加害経験として、「身体的暴行（例えば、なぐったり、けつたり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）」等の4項目について、「まったくない」、「1、2度あった」及び「何度もあった」の3件法で回答を求めたものであり、男女別に見ると、3-3-4-16図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「身

体的暴行」、「心理的攻撃」及び「経済的圧迫」の項目について、女性受刑者の「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-4-16図 配偶者・交際相手への加害経験（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

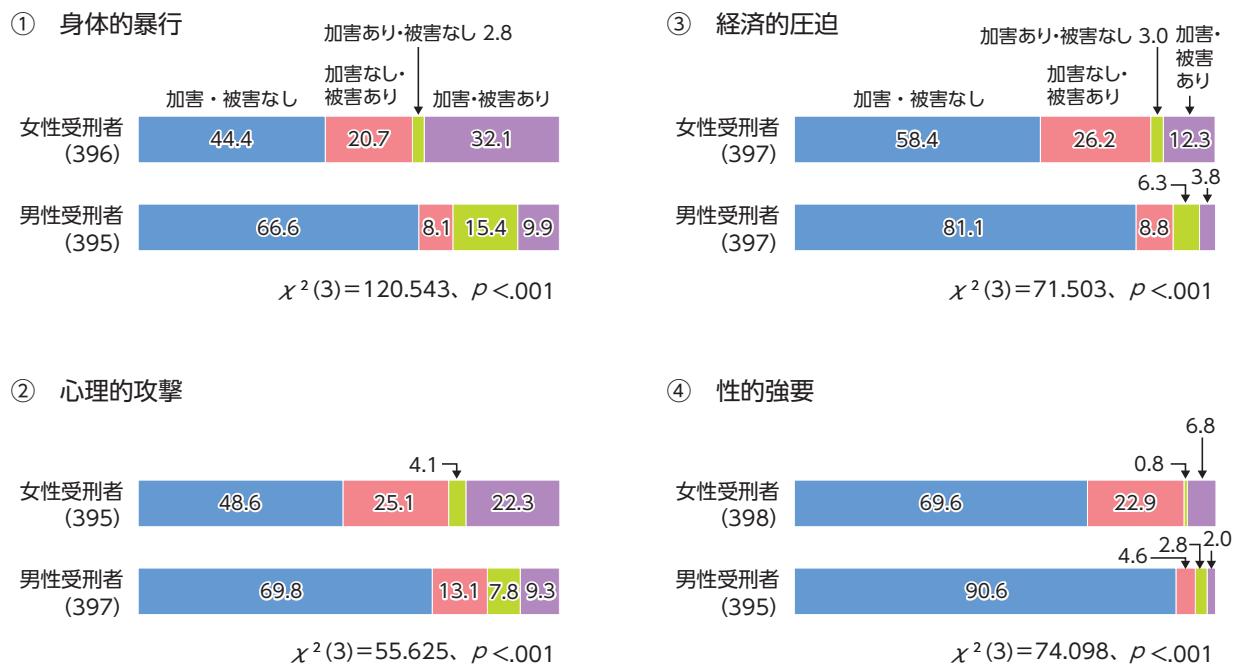
2 配偶者・交際相手への加害経験が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

さらに、被害経験と加害経験の関連を見るため、「加害・被害なし」、「加害なし・被害あり」、「加害あり・被害なし」、「加害・被害あり」の4群に分け、その構成比を男女別に見ると、3-3-4-17図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、全ての項目で、女性受刑者の「加害なし・被害あり」及び「加害・被害あり」の構成比が高く、男性受刑者の「加害あり・被害なし」及び「加害・被害なし」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-4-17図

配偶者・交際相手間の加害・被害経験別の構成比（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 配偶者・交際相手間の被害及び加害経験が不詳の者を除く。

3 「加害あり」及び「被害あり」は、加害又は被害がそれぞれ「1、2度あった」及び「何度もあった」を合計した構成比である。

4 () 内は、実人員である。

(8) PTSDの程度等

ここでは、調査対象者のPTSDの程度等について見る。質問項目Q23は、小児期逆境体験又は配偶者・交際相手からの被害経験のいずれかがあったと回答した者に対し、経験があった項目のうち、現在、最も悩んでいることについて回答を求めたものである。質問項目Q23に回答した女性受刑者238人、男性受刑者215人について、その回答内容別の構成比を見ると、小児期逆境体験の項目を回答した者の構成比は、女性受刑者で20.2%、男性受刑者で27.0%、配偶者・交際相手からの被害経験の項目を回答した者の構成比は、女性受刑者で21.4%、男性受刑者で4.2%であった。

さらに、PTSDの程度を見る質問項目Q24は、Q23で回答があった者のうち、「今は悩んでいない」を除いた上で、その悩みの最近1週間の状況として、「どんなきっかけでも、そのことを思い出すと、そのときの気持ちがぶりかえしてくる。」等の22項目について5件法で回答を求め、全項目に回答があった場合に「まったくない」を0点、「すこし」を1点、「中くらい」を2点、「かなり」を3点、「非常に」を4点として、その合計をPTSD得点とするものである。PTSD得点の平均値を男女別に見ると、3-3-4-18表のとおりである。t検定の結果、女性受刑者は、男性受刑者に比べ、PTSD得点の平均値が有意に高かった。

3-3-4-18表 PTSD得点（男女別）

区分	平均値	標準偏差	統計値
女性受刑者 (102)	38.70	19.03	
男性受刑者 (65)	29.25	21.83	$t(165)=2.953, p=.004$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 PTSD得点が不詳の者を除く。

3 小児期逆境体験又は配偶者・交際相手からの被害経験のいずれかがあったと回答し、かつ、現在もそのことについて悩んでいると回答した者に限る。

4 () 内は、実人員である。

5 生活意識・価値観

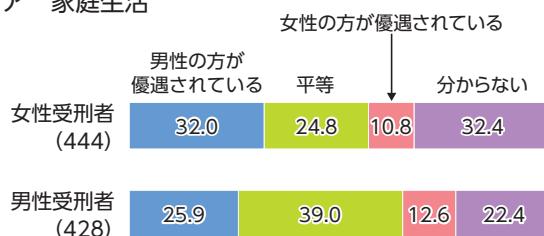
(1) 社会生活におけるジェンダーに対する意識

ここでは、調査対象者の社会生活におけるジェンダーに対する意識について見る。男女の地位が平等になっていると思うかを問う質問項目Q18は、「家庭生活」等の8項目について、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の気持ちに最も近いものとして、「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「平等」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」、「女性の方が非常に優遇されている」、「わからない」の6件法で回答を求めたものである。各項目の回答結果を「男性の方が優遇されている」（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）、「平等」、「女性の方が優遇されている」（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と「女性の方が非常に優遇されている」の合計）並びに「分からぬ」の4カテゴリーに統合した上で、男女別に見ると、3-3-5-1図のとおりである。

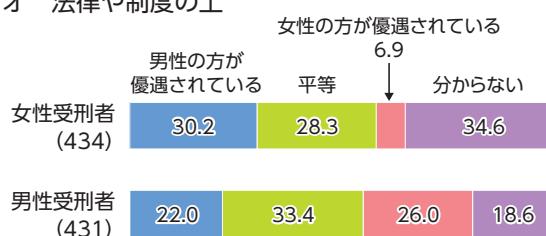
3-3-5-1図

男女の地位に対する意識（男女別）

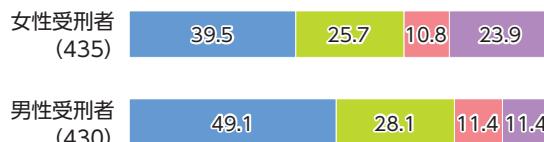
ア 家庭生活

 $\chi^2(3)=25.196, p < .001$

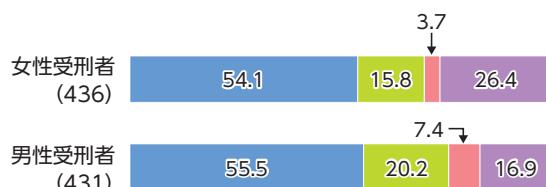
オ 法律や制度の上

 $\chi^2(3)=76.033, p < .001$

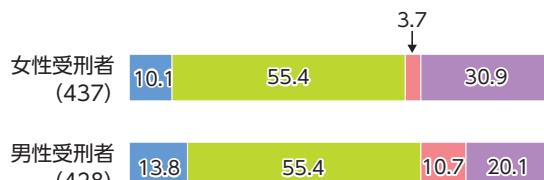
イ 職場

 $\chi^2(3)=24.104, p < .001$

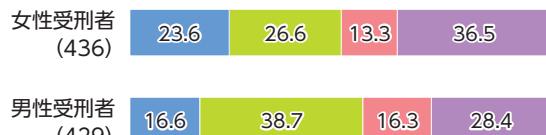
カ 社会通念・慣習・しきたり

 $\chi^2(3)=16.784, p < .001$

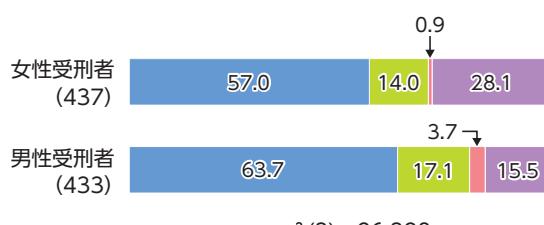
ウ 学校教育の場

 $\chi^2(3)=27.526, p < .001$

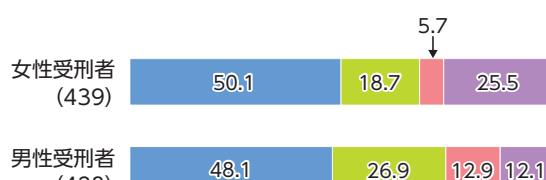
キ 地域活動の場

 $\chi^2(3)=20.692, p < .001$

ク 政治の場

 $\chi^2(3)=26.328, p < .001$

ク 社会全体

 $\chi^2(3)=39.056, p < .001$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 男女の地位に対する意識の各項目が不詳の者を除く。

3 「男性の方が優遇されている」は、「男性の方が非常に優遇されている」及び「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合計した構成比であり、「女性の方が優遇されている」は、「女性の方が非常に優遇されている」及び「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合計した構成比である。

4 () 内は、実人員である。

ア 家庭生活

「家庭生活」の項目については、男女を問わず「女性の方が優遇されている」（女性受刑者10.8%、男性受刑者12.6%）の構成比が最も低かった点は共通しているが、女性受刑者は、「分からない」（32.4%）の構成比が最も高く、次いで、「男性の方が優遇されている」（32.0%）、「平等」（24.8%）の順であったのに対し、男性受刑者は、「平等」（39.0%）の構成比が最も高く、次いで、「男性の方が優遇されている」（25.9%）、「分からない」（22.4%）の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「男性の方が優遇されている」及び「分からない」の構成比が高く、男性受刑者の「平等」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年9月調査）（以下「令和元年内閣府調査」という。）においても、「家庭生活における男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、調査等の前提（本調査の女性受刑者及び男性受刑者は20歳以上の者が対象となっているが、令和元年内閣府調査では18歳以上の者が対象となっていることなど）において相違があることには留意を要するが、女性では、「男性の方が優遇されている」（51.6%）の構成比が最も高く、次いで、「平等」（39.1%）、「女性の方が優遇されている」（6.5%）、「わからない」（2.8%）の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、女性受刑者は「分からない」の構成比が高い傾向が見られた。

イ 職場

「職場」の項目については、男女を問わず「男性の方が優遇されている」（女性受刑者39.5%、男性受刑者49.1%）の構成比が最も高く、次いで、「平等」（女性受刑者25.7%、男性受刑者28.1%）の順であった点は共通しているが、以下、女性受刑者の場合、「分からない」（23.9%）、「女性の方が優遇されている」（10.8%）の順であったのに対し、男性受刑者の場合、「女性の方が優遇されている」及び「分からない」（それぞれ11.4%）であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「分からない」の構成比及び男性受刑者の「男性の方が優遇されている」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「職場における男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「男性の方が優遇されている」（54.1%）の構成比が最も高く、次いで、「平等」（28.4%）、「わからない」（12.8%）、「女性の方が優遇されている」（4.7%）の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、順番に差はないものの、女性受刑者は「分からない」の構成比が高い傾向が見られた。

ウ 学校教育の場

「学校教育の場」の項目については、男女を問わず「平等」（女性受刑者55.4%、男性受刑者55.4%）の構成比が最も高く、次いで、「分からぬ」（女性受刑者30.9%、男性受刑者20.1%）、「男性の方が優遇されている」（女性受刑者10.1%、男性受刑者13.8%）、「女性の方が優遇されている」（女性受刑者3.7%、男性受刑者10.7%）の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「分からぬ」の構成比及び男性受刑者の「女性の方が優遇されている」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「学校教育の場における男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「平等」（59.8%）の構成比が最も高く、次いで、「男性の方が優遇されている」（19.8%）、「わからぬ」（18.1%）、「女性の方が優遇されている」（2.4%）の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、女性受刑者は「分からぬ」の構成比が高い傾向が見られた。

エ 政治の場

「政治の場」の項目については、男女を問わず「男性の方が優遇されている」（女性受刑者57.0%、男性受刑者63.7%）の構成比が最も高かった点は共通しているが、女性受刑者は、次いで、「分からぬ」（28.1%）、「平等」（14.0%）、「女性の方が優遇されている」（0.9%）の順であったのに対し、男性受刑者は、次いで、「平等」（17.1%）、「分からぬ」（15.5%）、「女性の方が優遇されている」（3.7%）の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「分からぬ」の構成比が高く、男性受刑者の「男性の方が優遇されている」及び「女性の方が優遇されている」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「政治の場における男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「男性の方が優遇されている」（82.4%）の構成比が最も高く、次いで、「平等」（11.0%）、「わからぬ」（5.8%）、「女性の方が優遇されている」（0.9%）の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、女性受刑者は「分からぬ」の構成比が高い傾向が見られた。

オ 法律や制度の上

「法律や制度の上」の項目については、女性受刑者は「分からぬ」（34.6%）の構成比が最も高く、次いで、「男性の方が優遇されている」（30.2%）、「平等」（28.3%）、「女性の方が優遇されている」（6.9%）

の順であったのに対し、男性受刑者は「平等」(33.4%) の構成比が最も高く、次いで、「女性の方が優遇されている」(26.0%)、「男性の方が優遇されている」(22.0%)、「分からない」(18.6%) の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「男性の方が優遇されている」及び「分からない」の構成比が高く、男性受刑者の「女性の方が優遇されている」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「法律や制度の上での男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「男性の方が優遇されている」(52.1%) の構成比が最も高く、次いで、「平等」(33.3%)、「わからない」(11.2%)、「女性の方が優遇されている」(3.3%) の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、女性受刑者は「分からない」の構成比が高い傾向が見られた。

力 社会通念・習慣・しきたり

「社会通念・慣習・しきたり（社会一般に通用している常識や考え方、古くから受け継がれてきていたりする習慣）など」の項目については、男女を問わず「男性の方が優遇されている」(女性受刑者54.1%、男性受刑者55.5%) の構成比が最も高かった点は共通しているが、女性受刑者は、次いで、「分からない」(26.4%)、「平等」(15.8%)、「女性の方が優遇されている」(3.7%) の順であったのに対し、男性受刑者は、次いで、「平等」(20.2%)、「分からない」(16.9%)、「女性の方が優遇されている」(7.4%) の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「分からない」の構成比及び男性受刑者の「女性の方が優遇されている」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「男性の方が優遇されている」(71.5%) の構成比が最も高く、次いで、「平等」(20.5%)、「わからない」(6.0%)、「女性の方が優遇されている」(2.0%) の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、女性受刑者は「分からない」の構成比が高い傾向が見られた。

キ 地域活動の場

「自治会やPTAなどの地域活動の場」の項目については、女性受刑者は「分からない」(36.5%) の構成比が最も高く、次いで、「平等」(26.6%)、「男性の方が優遇されている」(23.6%)、「女性の方が優遇されている」(13.3%) の順であったのに対し、男性受刑者は「平等」(38.7%) の構成比が最も高く、次いで、「分からない」(28.4%)、「男性の方が優遇されている」(16.6%)、「女性の方が

優遇されている」(16.3%)の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「男性の方が優遇されている」と「分からぬ」の構成比が高く、男性受刑者の「平等」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「自治会やPTAなどの地域活動の場における男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「平等」(45.7%)の構成比が最も高く、次いで、「男性の方が優遇されている」(38.1%)、「わからない」(8.1%)及び「女性の方が優遇されている」(8.1%)の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、女性受刑者は「分からぬ」の構成比が高い傾向が見られた。

ク 社会全体

「社会全体」の項目については、男女を問わず「男性の方が優遇されている」(女性受刑者50.1%、男性受刑者48.1%)の構成比が最も高かった点は共通しているが、女性受刑者は、次いで、「分からぬ」(25.5%)、「平等」(18.7%)、「女性の方が優遇されている」(5.7%)の順であったのに対し、男性受刑者は、次いで、「平等」(26.9%)、「女性の方が優遇されている」(12.9%)、「分からぬ」(12.1%)の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「分からぬ」の構成比が高く、男性受刑者の「平等」及び「女性の方が優遇されている」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「社会全体における男女の地位の平等感」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「男性の方が優遇されている」(77.5%)の構成比が最も高く、次いで、「平等」(18.4%)、「わからない」(2.1%)、「女性の方が優遇されている」(1.9%)の順であり、同調査と本調査の結果を単純に比較すると、女性受刑者は「分からぬ」の構成比が高い傾向が見られた。

ケ 各項目において「分からぬ」と回答した女性受刑者について

質問項目Q18の各項目の回答を男女別に見た結果、全ての項目で女性受刑者は男性受刑者に比べ「分からぬ」が多いという点で有意な差が見られた。また、令和元年内閣府調査における女性と比べても、女性受刑者は、全ての項目の回答結果において、「分からぬ」の構成比が高い傾向が見られた。

質問項目Q18の全ての項目について回答をした女性受刑者418人中、全ての項目で「分からぬ」と回答した者（以下ケにおいて「分からぬ群」という。）は35人、いずれかの項目で「分からぬ」以外の何らかの回答をした者（以下ケにおいて「何らかの回答をした群」という。）は383人であつ

たところ、これらジェンダーに対する意識は、日常生活において社会と様々な接点を持つ中で感じ取るものであり、社会と接点を持つ機会の有無やその多寡等によって影響を受けると考えられる。そこで、これらの者の傾向を把握するため、各群について、就労状況との関連を見ると、就労状況が「無職」だった者の「分からぬ群」の構成比は97.1%、「何らかの回答をした群」は78.5%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた ($p=.007$)。また、質問項目Q7（3）の自分の収入だけで生活できるという感覚の有無及び程度に対する回答（3-3-3-6図参照）との関連を見ると、自分の収入だけで生活できるという感覚が「なかった」と答えた者の「分からぬ群」の構成比は78.8%、「何らかの回答をした群」は56.5%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた ($p=.016$)。

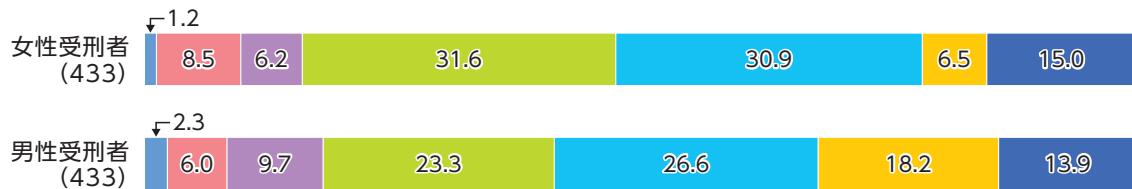
なお、ジェンダーに対する意識について、何らかの意見を持つか否かは社会経験の長短によっても影響を受ける可能性が考えられるところ、年齢層別に見ると、「分からぬ群」は、「65歳以上」(28.6%)の構成比が最も高く、次いで、「50～64歳」及び「40～49歳」(いずれも25.7%)、「30～39歳」(11.4%)の順であり、「何らかの回答をした群」は、「50～64歳」(27.2%)の構成比が最も高く、次いで、「40～49歳」(24.9%)、「30～39歳以上」(18.8%)、「65歳以上」(17.3%)の順であったが、 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

（2）女性の就労に対する意識

ここでは、調査対象者の女性の就労に対する意識について見る。女性の就労に対する意識を問う質問項目Q19（1）は、「一般的に女性が職業をもつこと」に関して、Q19（2）は、女性は「自分自身が職業をもつこと」、男性は「配偶者（内縁関係や事実婚を含む。）が職業をもつこと」について、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の気持ちに最も近いものとして、「女性は職業をもたない方がよい」、「結婚するまでは職業をもつ方がよい」、「子供ができるまでは、職業をもつ方がよい」、「子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」、「子供ができるても、ずっと職業を続ける方がよい」、「その他」、「わからない」の7件法で回答を求めたものであり、3-3-5-2図は、Q19（1）及び（2）について、各回答の結果をそれぞれ男女別に見たものである。

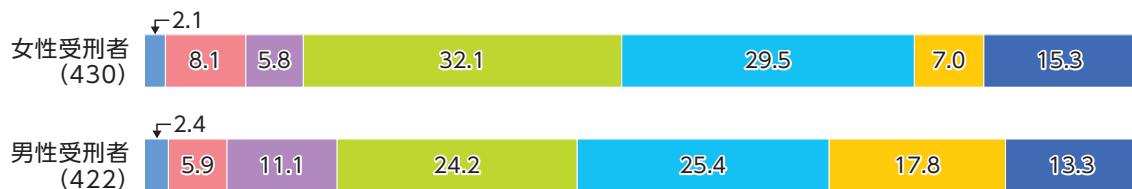
3-3-5-2図 女性の就労に対する意識（男女別）

① 女性一般



$\chi^2(6)=38.252, p < .001$

② 自分自身又は配偶者について



$\chi^2(6)=35.584, p < .001$

- 女性は職業をもたない方がよい ■結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 子供ができるまでは、職業をもつ方がよい
- 子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 子供ができても、ずっと職業を続ける方がよい ■その他 ■わからない

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 女性の就労に対する意識が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

「①女性一般」、「②自分自身又は配偶者について」のいずれにおいても、女性受刑者は、「子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」（それぞれ31.6%、32.1%）の構成比が最も高く、次いで、「子供ができても、ずっと職業を続ける方がよい」（それぞれ30.9%、29.5%）の順であったのに対し、男性受刑者は、その逆で、「子供ができても、ずっと職業を続ける方がよい」（それぞれ26.6%、25.4%）の構成比が最も高く、次いで、「子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」（それぞれ23.3%、24.2%）であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者において、「①女性一般」の「子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の構成比及び「②自分自身又は配偶者について」の「子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の構成比が高く、「②自分自身又は配偶者について」の「子供ができるまでは、職業をもつ方がよい」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、令和元年内閣府調査においても、「女性が職業をもつことに対する意識」の項目で本調査の質問項目Q19（1）と同旨の調査をしているところ、女性では、「子供ができるても、ずっと職業を続ける方がよい」（63.7%）の回答が過半数を占めており、本調査の結果と大きな違いがあった。また、令和元年内閣府調査においては、男性も、「子供ができるても、ずっと職業を続ける方がよい」（58.0%）の回答が過半数を占めていた。

（3）性別役割意識に対する賛否及び賛否の理由

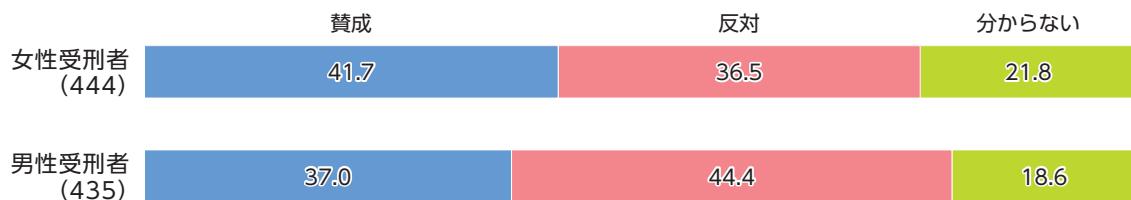
ここでは、調査対象者の性別役割意識に対する賛否及び賛否の理由について見る。性別役割意識に対する賛否を問う質問項目Q19（3）は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の気持ちに最も近いものとして、「賛成」、「どちらかといえば賛成」、「どちらかといえば反対」、「反対」、「わからない」の5件法で回答を求めたものであり、3-3-5-3図は、回答の結果を「賛成」（「賛成」及び「どちらかといえば賛成」の合計。以下（3）において同じ）、「反対」（「どちらかといえば反対」及び「反対」の合計。以下（3）において同じ）並びに「分からない」の3カテゴリーに統合した上で、男女別に見たものである。

女性受刑者は、「賛成」（41.7%）の構成比が最も高く、次いで、「反対」（36.5%）、「分からない」（21.8%）の順であったのに対し、男性受刑者は、「反対」（44.4%）の構成比が最も高く、次いで、「賛成」（37.0%）、「分からない」（18.6%）の順であったが、 χ^2 検定の結果、女性受刑者と男性受刑者の間に有意な差は見られなかった。

なお、令和元年内閣府調査においても、「『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方に対する意識」の項目で同旨の調査をしているところ、女性では、「反対」（63.4%）の構成比が最も高く、次いで、「賛成」（31.1%）、「わからない」（5.5%）の順であった。

3-3-5-3図

性別役割意識（男女別）



$$\chi^2(2)=5.718, p=.057$$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 性別役割意識が不詳の者を除く。

3 「賛成」は「賛成」及び「どちらかといえば賛成」を合計した構成比であり、「反対」は「反対」及び「どちらかといえば反対」を合計した構成比である。

4 () 内は、実人員である。

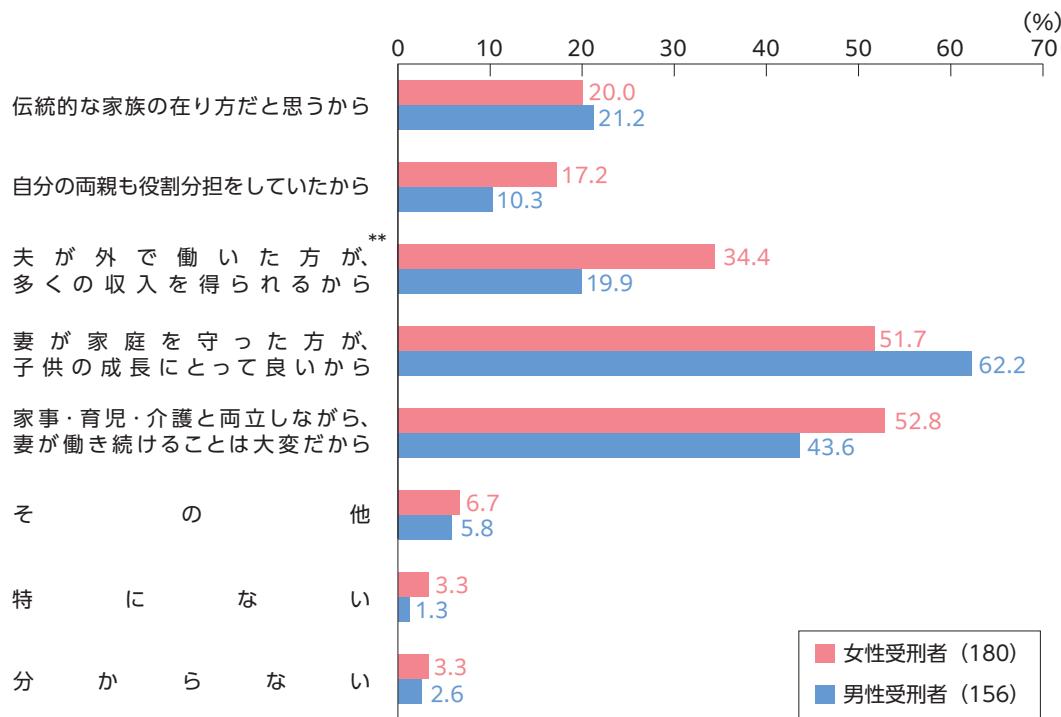
質問項目Q19（4）は、Q19（3）について「賛成」と回答した者に対し、「日本の伝統的な家族の在り方だと思うから」等の8項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-5-4図のとおりである。

女性受刑者は、「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」(52.8%) の該当率が最も高く、次いで、「妻が家庭を守った方が、子供の成長などにとって良いと思うから」(51.7%)、「夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから」(34.4%) の順であったのに對し、男性受刑者は、「妻が家庭を守った方が、子供の成長などにとって良いと思うから」(62.2%) の該当率が最も高く、次いで、「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」(43.6%)、「日本の伝統的な家族の在り方だと思うから」(21.2%) の順であった。Fisher の正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから」であり、女性受刑者の該当率が高かった。

なお、令和元年内閣府調査においても、「『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方に対する意識」の項目で「賛成とする理由」として同旨の調査をしているところ、女性では、「妻が家庭を守った方が、子供の成長などにとって良いと思うから」(54.1%) の該当率が最も高く、次いで、「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」(49.1%)、「夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから」(37.4%) の順であった。

3-3-5-4図

性別役割への賛成理由（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 性別役割への賛成理由が不詳の者を除く。

3 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方方に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と回答した者に限る。

4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。

6 () 内は、実人員である。

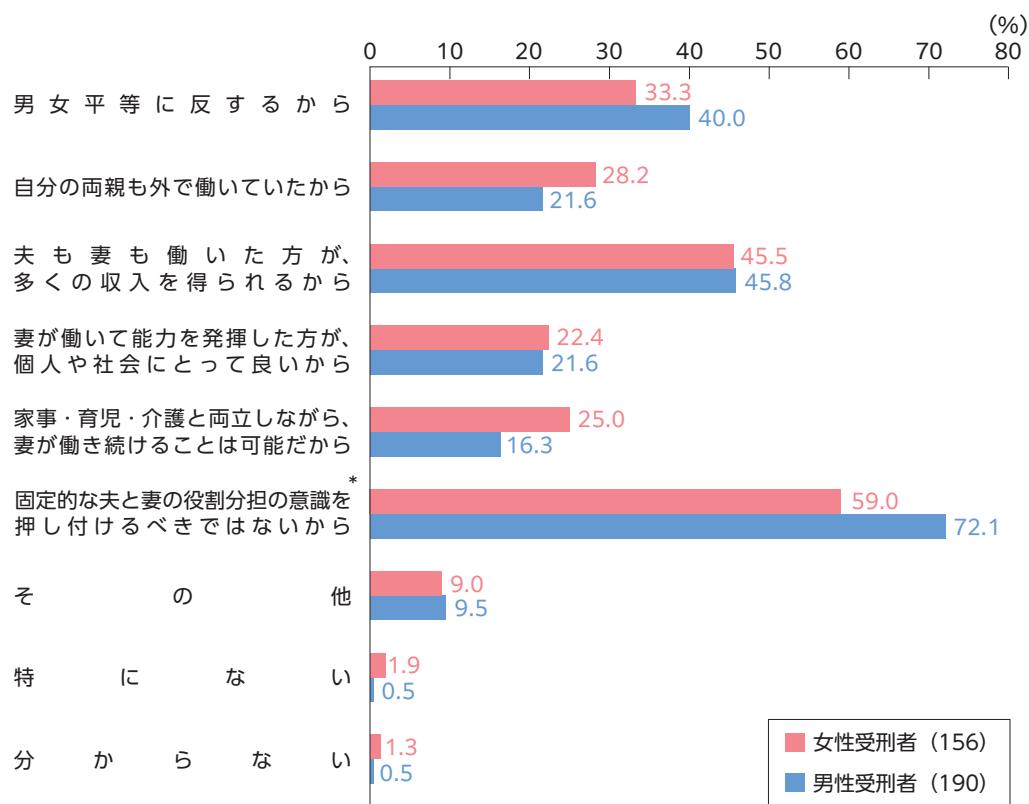
質問項目Q19(5)は、Q19(3)について「反対」と回答した者に対し、「男女平等に反すると思うから」等の9項目のうち該当するものを全て選択するよう回答を求めた（重複計上による。）ものであり、男女別に見ると、3-3-5-5図のとおりである。

男女を問わず「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」（女性受刑者59.0%、男性受刑者72.1%）の該当率が最も高く、次いで、「夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られると思うから」（女性受刑者45.5%、男性受刑者45.8%）、「男女平等に反すると思うから」（女性受刑者33.3%、男性受刑者40.0%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」であり、男性受刑者の該当率が高かった。

なお、令和元年内閣府調査においても、「『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方に対する意識」の項目で「反対とする理由」として同旨の調査をしているところ、女性では、「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」（58.2%）の該当率が最も高く、次

いで、「夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られると思うから」(43.6%)、「妻が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから」(41.0%)の順であった。

3-3-5図 性別役割への反対理由（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 性別役割への反対理由が不詳の者を除く。

3 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した者に限る。

4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

5 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。

6 () 内は、実人員である。

(4) 司法手続における自分の気持ちや考え方の受容の程度

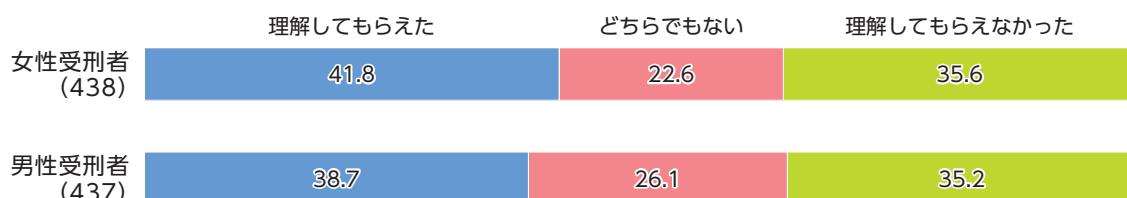
ここでは、調査対象者が司法手続においてどの程度自分の考え方や気持ちを理解してもらえたと感じたかについて見る。質問項目Q20は、今回、逮捕されてから裁判を終わるまでの間のことに関して、「あなたは、捜査や裁判の過程で、様々な人に対して事件の動機や経緯を話す中で、自分の本当の気持ちや考え方を理解してもらえたと感じましたか。」という質問について、「とても理解してもらえた」、「やや理解してもらえた」、「どちらでもない」、「あまり理解してもらえなかった」、「全く理解してもらえなかった」の5件法で回答を求めたものである。回答の結果を「理解してもらえた」（「とても理解してもらえた」及び「やや理解してもらえた」の合計）、「どちらでもない」並びに「理解してもらえな

かった」（「あまり理解してもらえなかった」及び「全く理解してもらえなかった」の合計）の3カテゴリーに統合した上で、男女別に見ると、3-3-5-6図のとおりである。

男女を問わず「理解してもらえた」（女性受刑者41.8%、男性受刑者38.7%）の構成比が最も高く、次いで、「理解してもらえなかった」（女性受刑者35.6%、男性受刑者35.2%）、「どちらでもない」（女性受刑者22.6%、男性受刑者26.1%）の順であり、 χ^2 検定の結果も有意な差は見られなかった。

3-3-5-6図

司法手続における自分の気持ちや考え方の受容の程度（男女別）



$$\chi^2(2)=1.625, p=.444$$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 司法手続における自分の気持ちや考え方の受容の程度が不詳の者を除く。

3 「理解してもらえた」は「とても理解してもらえた」及び「やや理解してもらえた」を合計した構成比であり、「理解してもらえなかった」は「あまり理解してもらえなかった」及び「全く理解してもらえなかった」を合計した構成比である。

4 () 内は、実人員である。

(5) 孤独感

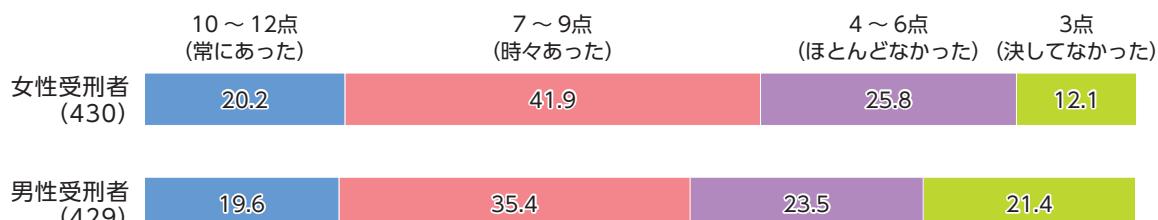
ここでは、調査対象者の孤独感について見る。質問項目Q17は、孤独という主観的な感情を間接質問により数値的に測定するために考案された「UCLA孤独感尺度」(Russell DW,1996) の日本語版(舛田他,2012)の3項目短縮版(Arimoto A et al.,2019)に基づくもので、「あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることがありましたか。」、「あなたは、自分は取り残されていると感じることがありましたか。」、「あなたは、自分が他の人たちから孤立していると感じることがありましたか。」の3項目に関して、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間にどのくらいの頻度で感じていたかについて、「決してなかった」、「ほとんどなかった」、「時々あった」、「常にあった」の4件法で回答を求めたものである。回答の結果は、同様の尺度を用いている内閣官房の「人々のつながりに関する基礎調査（令和4年）」（以下「内閣官房調査」という。）と同様に、「決してなかった」を1点、「ほとんどなかった」を2点、「時々あった」を3点、「常にあった」を4点としてスコア化し、便宜的に「10~12点（常にあった）」、「7~9点（時々あった）」、「4~6点（ほとんどなかった）」、「3点（決してなかった）」の4カテゴリーに統合しており、3-3-5-7図は、回答の結果を男女別に見たものである。

男女を問わず「7~9点（時々あった）」（女性受刑者41.9%、男性受刑者35.4%）の構成比が最も

高く、次いで、「4~6点（ほとんどなかった）」（女性受刑者25.8%、男性受刑者23.5%）の順であった点は共通しているが、女性受刑者は、次いで、「10~12点（常にあった）」（20.2%）、「3点（決してなかった）」（12.1%）の順であったのに対し、男性受刑者は、次いで、「3点（決してなかった）」（21.4%）、「10~12点（常にあった）」（19.6%）の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、女性受刑者の「3点（決してなかった）」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、内閣官房調査の結果と比べると、調査等の前提（本調査の女性受刑者及び男性受刑者は20歳以上の者が対象となっているが、内閣官房調査では16歳以上の者が対象となっていること、無回答の者を含めて構成比を算出していることなど）において相違があることには留意を要するが、同調査における「女性全体」は、「7~9点（時々ある）」（40.7%）の構成比が最も高く、次いで、「4~6点（ほとんどない）」（38.2%）、「3点（決していない）」（13.7%）、「10~12点（常にある）」（6.4%）の順であったところ、本調査の女性受刑者は、「7~9点（時々あった）」の構成比が最も高く、次いで、「4~6点（ほとんどなかった）」、「10~12点（常にあった）」、「3点（決してなかった）」の順であり、「3点（決してなかった）」と「10~12点（常にあった）」の構成比順が逆であったことから、単純に比較すると、内閣官房調査の女性全体に比べ、強い孤独感がある者が多い傾向にあることがうかがわれる。

3-3-5-7図 孤独感得点（男女別）



$$\chi^2(3)=13.996, p=.003$$

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 孤独感得点が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

6 心理的側面

ここでは、調査対象者の心理的側面について、性格特性、Locus of Control、援助希求・要請傾向、レジリエンスの四つの側面から分析する。また、受刑者の支援への結びつきやすさを多面的に概観するため、心理的側面それぞれについて、質問項目Q10（2）の悩みや不安が生じた場合、誰かに相談したか否かに対する回答（3-3-3-18図参照）との関連を見る。

(1) 性格特性

性格特性に係る質問項目Q27は、日本語版Ten Item Personality Inventoryの項目を用いて、今 の考え方や気持ちについて質問したものであり、性格特性に係る5因子の平均得点を男女別に見ると、3-3-6-1表のとおりである。女性受刑者は、協調性得点が最も高く、次いで、神経症傾向得点、外向性得点の順であった。男性受刑者は、協調性得点が最も高く、次いで、開放性得点、外向性得点の順であった。各性格特性の平均得点それについて、*t*検定を行った結果、勤勉性得点及び神経症傾向得点は、女性受刑者が有意に高く、開放性得点は、男性受刑者が有意に高かった。なお、性格特性5因子の得点分布を男女別に比較して見ると、3-3-6-2図のとおりである。

3-3-6-1表 日本語版 Ten Item Personality Inventory (男女別)

性格特性	区分	平均	標準偏差	統計値
外向性得点	女性受刑者 (422)	8.70	2.85	$t(841)=0.944, p=.345$
	男性受刑者 (421)	8.51	2.94	
協調性得点	女性受刑者 (422)	10.32	2.27	$t(841)=0.682, p=.495$
	男性受刑者 (421)	10.43	2.31	
勤勉性得点	女性受刑者 (422)	7.34	2.69	$t(841)=2.625, p=.009$
	男性受刑者 (421)	6.87	2.58	
神経症傾向得点	女性受刑者 (422)	9.22	2.63	$t(841)=3.837, p<.001$
	男性受刑者 (421)	8.50	2.77	
開放性得点	女性受刑者 (422)	8.19	2.58	$t(841)=2.554, p=.011$
	男性受刑者 (421)	8.64	2.45	

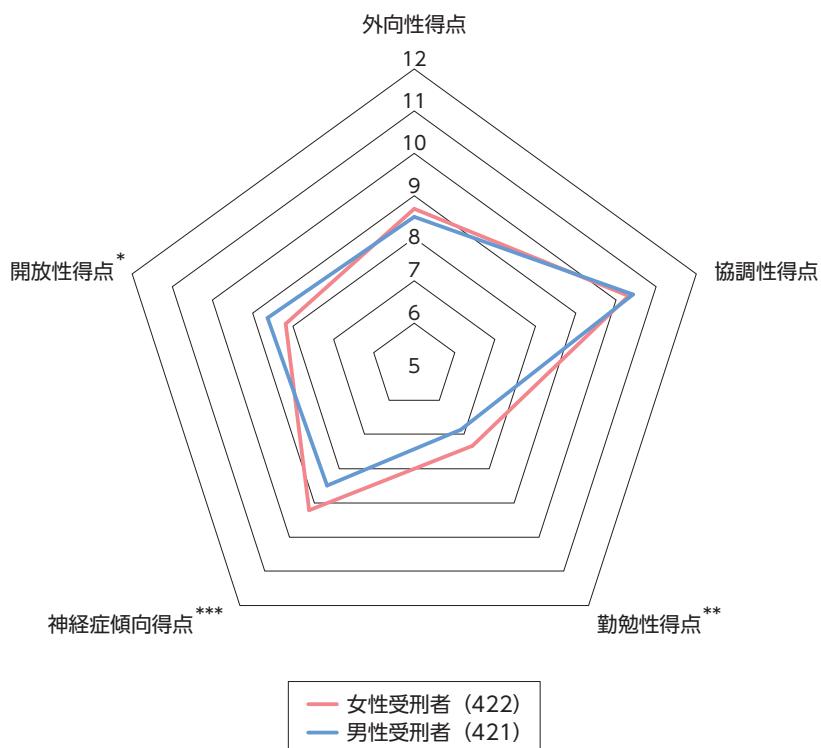
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 日本語版 Ten Item Personality Inventory のいずれかの項目が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

3-3-6-2図

日本語版 Ten Item Personality Inventory得点分布（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 日本語版 Ten Item Personality Inventoryのいずれかの項目が不詳の者を除く。

3 日本語版 Ten Item Personality Inventoryの性格特性5因子の平均得点の分布を示す。

4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値はt検定による有意確率（両側検定）である。

5 () 内は、実人員である。

また、各性格特性の平均得点と相談の有無との関係を見るために、t検定を行った結果、女性受刑者は、相談した者と相談しなかった者との間に有意な差は見られなかった。男性受刑者は、相談した者の方が相談しなかった者よりも有意に外向性得点及び開放性得点が高かった ($p=.036$ 、 $p=.002$)。

(2) Locus of Control

Locus of Controlに係る質問項目Q26は、Locus of Control尺度（以下（2）において「LOC尺度」という。）の項目を用いて、自己の行動によって物事の結果を統制できるという信念の程度を見たものであり、得点が高いほどInternal（内的統制）傾向が高くなるよう処理をした上で、分析を行った。LOC尺度得点を男女別に見ると、3-3-6-3表のとおりである。LOC尺度得点について、t検定を行った結果、女性受刑者と男性受刑者に有意な差は見られなかった。なお、LOC尺度の得点分布を男女別に比較して見ると、3-3-6-4図のとおりである。

3-3-6-3表

Locus of Control尺度（男女別）

区分	平均	標準偏差	統計値
女性受刑者(418)	22.67	3.78	
男性受刑者(418)	22.74	4.48	$t(811.00)=0.250, p=.803$

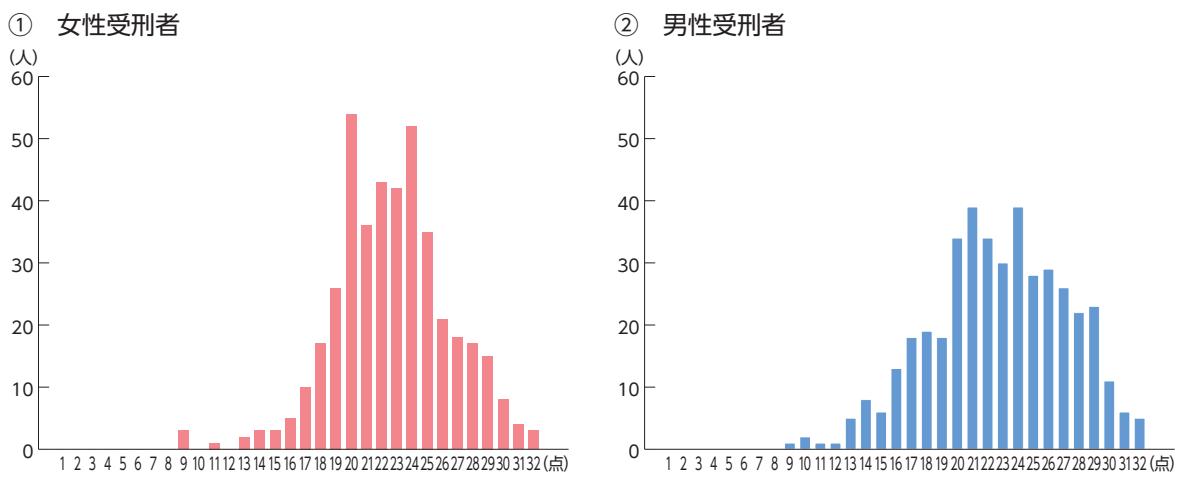
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 Locus of Control尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

3-3-6-4図

Locus of Control尺度得点分布（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 Locus of Control尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。

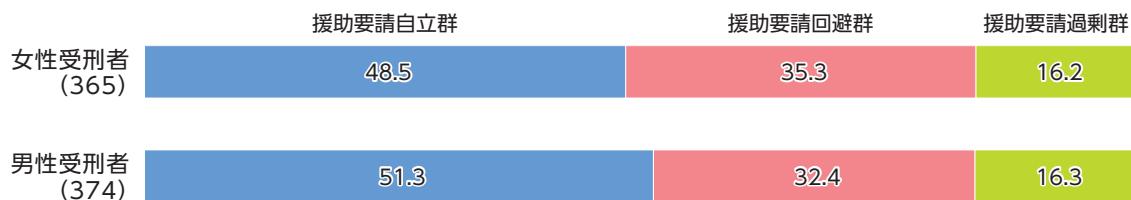
また、LOC尺度得点と相談の有無との関係を見るために、 t 検定を行った結果、女性受刑者は、相談した者と相談しなかった者の間に有意な差は見られなかった ($p=.107$)。男性受刑者は、相談した者の方が相談しなかった者よりも有意にLOC尺度得点が高かった ($p=.003$)。

(3) 援助希求・要請傾向

質問項目Q28は、援助要請スタイル尺度を用いて、調査対象者の援助希求・要請傾向について見たものであり、各調査対象者について、三つの類型の得点のうち、援助要請自立型の得点が最も高かった者を「援助要請自立群」、援助要請回避型の得点が最も高かった者を「援助要請回避群」、援助要請過剰型の得点が最も高かった者を「援助要請過剰群」として分類した上で、分析を行った。援助要請スタイルの構成比を男女別に見ると、3-3-6-5図のとおりである。女性受刑者、男性受刑者ともに援助要請自立群が約半数を占め、女性受刑者の構成比は48.5%、男性受刑者の構成比は51.3%であった。 χ^2 検定を行った結果、女性受刑者と男性受刑者に有意な差は見られなかった。

3-3-6-5図

援助要請スタイル尺度（男女別）



$$\chi^2(2)=0.790, p=.674$$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 援助要請スタイル尺度の各項目が不詳の者又は三つの型の得点に差がないいずれかの群に分類されなかった者を除く。

3 () 内は、実人員である。

また、援助希求・要請傾向と相談の有無との関係を見るために、 χ^2 検定を行った結果、女性受刑者、男性受刑者ともに、援助要請スタイルと相談の有無との間に有意な差が見られた（いずれも $p < .001$ ）。それぞれ調整済み残差を見ると、女性受刑者、男性受刑者ともに、援助要請自立群及び援助要請過剰群の「相談した」の構成比が高く、援助要請回避群の「相談しなかった」の構成比が高い傾向が見られた。

(4) レジリエンス

質問項目Q29は、二次元レジリエンス要因尺度を用いて、調査対象者のレジリエンス（精神的回復力）の強さを見たものであり、各項目の得点が高いほど、対応する下位尺度の得点が高いことを示すよう得点を処理した上で、分析を行った。「楽観性」「統御力」「社交性」「行動力」の4因子の得点の合計を資質的レジリエンス要因尺度の得点とし、「問題解決志向」「自己理解」「他者心理の理解」の3因子の得点の合計を獲得的レジリエンス要因の尺度得点として、それぞれの平均値を男女別に見ると、3-3-6表のとおりである。各尺度の平均値について、 t 検定を行った結果、女性受刑者と男性受刑者に有意な差は見られなかった。なお、レジリエンス7因子の得点分布を男女別に比較して見ると、3-3-6-7図のとおりである。

3-3-6-6表

二次元レジリエンス要因尺度（男女別）

二次元レジリエンス要因	区分	平均	標準偏差	統計値
資質的レジリエンス要因	女性受刑者（400）	3.28	0.72	$t(801)=0.311, p=.756$
	男性受刑者（403）	3.30	0.80	
獲得的レジリエンス要因	女性受刑者（400）	3.48	0.68	$t(801)=0.809, p=.419$
	男性受刑者（403）	3.52	0.70	

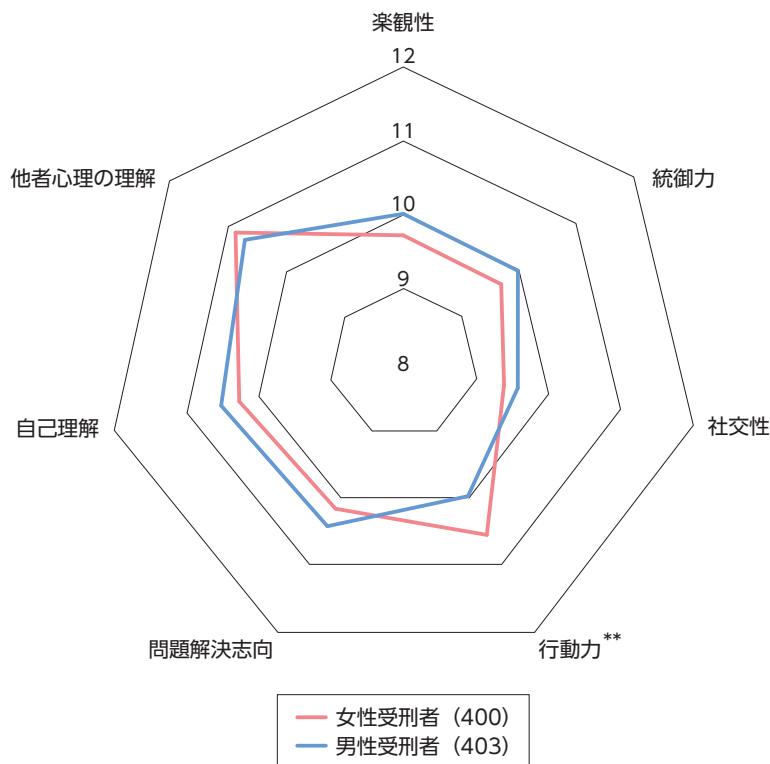
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 二次元レジリエンス要因尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

3-3-6-7図

二次元レジリエンス要因尺度得点分布（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 二次元レジリエンス要因尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。

3 二次元レジリエンス要因尺度7因子の平均得点の分布を示す。

4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値はt検定による有意確率（両側検定）である。

5 () 内は、実人員である。

また、二次元レジリエンス要因尺度得点と相談の有無との関係を見るために、t検定を行った結果、女性受刑者は、相談した者の方が相談しなかった者よりも有意に資質的レジリエンス要因尺度得点及び獲得的レジリエンス要因尺度得点が高かった ($p=.047$ 、 $p=.001$)。男性受刑者は、相談した者の方が相談しなかった者よりも有意に獲得的レジリエンス要因尺度得点が高かった ($p=.031$)。

第4節 調査の結果（女性受刑者の年齢層別）

ここでは、本章第3節で取り上げた項目について、女性受刑者の年齢層別にそれらを比較・分析し、明らかとなった傾向・特徴を紹介する。なお、記載に当たっては、主に、年齢層別に有意差が見られたものを取り上げた。

1 調査対象者の基本的属性等

(1) 女性受刑者の基本的属性

女性受刑者の年齢、刑名、刑期、刑事施設への入所回数等は、3-4-1-1表のとおりである。女性受刑者の基本的属性について、年齢層別に χ^2 検定又はモンテカルロ法による検定を行った結果、刑名、刑期、刑事施設への入所回数、犯行時の身上、刑の執行猶予歴、婚姻状況、教育程度及び精神状況において有意な差が見られた。

3-4-1-1表

基本的属性（年齢層別）

属性等		区分	総数	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65歳以上	統計値
総数			460 (100.0)	52 (100.0)	78 (100.0)	112 (100.0)	126 (100.0)	92 (100.0)	
刑名	懲役	役	425 (92.4)	45 (86.5)	69 (88.5)	102 (91.1)	117 (92.9)	△92 (100.0)	$\chi^2(4)=12.140$, $p=.016$
		懲役（一部執行猶予付）	35 (7.6)	7 (13.5)	9 (11.5)	10 (8.9)	9 (7.1)	▽ -	
刑期	1年以下	以下	99 (21.5)	8 (15.4)	13 (16.7)	19 (17.0)	29 (23.0)	△30 (32.6)	モンテカルロ法 $p<.001$
	2年以下	以下	185 (40.2)	18 (34.6)	27 (34.6)	49 (43.8)	47 (37.3)	44 (47.8)	
	3年以下	以下	115 (25.0)	9 (17.3)	26 (33.3)	34 (30.4)	31 (24.6)	▽15 (16.3)	
	5年以下	以下	47 (10.2)	△15 (28.8)	6 (7.7)	10 (8.9)	14 (11.1)	▽ 2 (2.2)	
	5年を超える	を超える	14 (3.0)	2 (3.8)	△ 6 (7.7)	▽ -	5 (4.0)	1 (1.1)	
刑事施設への入所回数	1回	回	235 (51.1)	▽47 (90.4)	△48 (61.5)	▽48 (42.9)	▽50 (39.7)	42 (45.7)	$\chi^2(4)=46.228$, $p<.001$
	2回以上	以上	225 (48.9)	▽ 5 (9.6)	▽30 (38.5)	△64 (57.1)	△76 (60.3)	50 (54.3)	
犯行時の身上	仮釈放中	中	10 (2.2)	-	2 (2.7)	2 (1.9)	4 (3.2)	2 (2.2)	モンテカルロ法 $p=.009$
	保護観察付全部執行猶予中	中	18 (4.0)	△ 7 (13.5)	2 (2.7)	2 (1.9)	6 (4.8)	1 (1.1)	
	単純執行猶予中	中	98 (21.8)	15 (28.8)	21 (28.0)	20 (18.5)	▽17 (13.7)	25 (27.8)	
	仮釈放（一部執行猶予）中	中	8 (1.8)	1 (1.9)	1 (1.3)	4 (3.7)	2 (1.6)	-	
	保護観察付一部執行猶予中	中	6 (1.3)	-	3 (4.0)	2 (1.9)	1 (0.8)	-	
	その他の	他	309 (68.8)	▽29 (55.8)	46 (61.3)	78 (72.2)	△94 (75.8)	62 (68.9)	
刑の執行猶予歴	なし	し	82 (18.3)	△22 (42.3)	16 (21.9)	13 (12.1)	20 (16.4)	11 (12.4)	モンテカルロ法 $p=.003$
	単純執行猶予	中	288 (64.3)	▽23 (44.2)	49 (67.1)	△78 (72.9)	78 (63.9)	60 (67.4)	
	保護観察付全部執行猶予	中	64 (14.3)	6 (11.5)	6 (8.2)	13 (12.1)	22 (18.0)	17 (19.1)	
	保護観察付一部執行猶予	中	14 (3.1)	1 (1.9)	4 (5.5)	3 (2.8)	4 (3.3)	2 (2.2)	
保護処分歴	なし	し	401 (90.5)	49 (94.2)	63 (86.3)	95 (88.8)	107 (87.7)	87 (97.8)	モンテカルロ法 $p=.058$
	児童自立支援施設等送致	中	3 (0.7)	-	2 (2.7)	1 (0.9)	-	-	
	保護観察	中	18 (4.1)	1 (1.9)	3 (4.1)	3 (2.8)	9 (7.4)	2 (2.2)	
	少年院送致	中	21 (4.7)	2 (3.8)	5 (6.8)	8 (7.5)	6 (4.9)	-	
婚姻状況	未婚	婚	103 (23.0)	△33 (63.5)	△31 (42.5)	19 (17.4)	▽12 (9.7)	▽ 8 (8.9)	$\chi^2(12)=132.000$, $p<.001$
	有配偶	偶	158 (35.3)	▽11 (21.2)	23 (31.5)	42 (38.5)	49 (39.5)	33 (36.7)	
	離別	中	158 (35.3)	▽ 8 (15.4)	▽18 (24.7)	△47 (43.1)	△56 (45.2)	29 (32.2)	
	死別	中	29 (6.5)	▽ -	1 (1.4)	▽ 1 (0.9)	7 (5.6)	△20 (22.2)	
教育程度	中学校卒業	中	107 (24.0)	9 (17.3)	16 (21.9)	23 (21.1)	28 (23.0)	△31 (34.4)	$\chi^2(12)=26.626$, $p=.009$
	高等学校中退	中	100 (22.4)	△21 (40.4)	17 (23.3)	30 (27.5)	23 (18.9)	▽ 9 (10.0)	
	高等学校卒業	中	171 (38.3)	14 (26.9)	30 (41.1)	37 (33.9)	50 (41.0)	40 (44.4)	
	大学在学・中退・卒業	中	68 (15.2)	8 (15.4)	10 (13.7)	19 (17.4)	21 (17.2)	10 (11.1)	
就労状況	有職	職	83 (18.1)	9 (17.3)	16 (20.5)	25 (22.3)	24 (19.0)	9 (10.0)	$\chi^2(4)=5.729$, $p=.220$
	無職	職	375 (81.9)	43 (82.7)	62 (79.5)	87 (77.7)	102 (81.0)	81 (90.0)	
精神状況	精神病害なし	なし	304 (69.6)	37 (72.5)	▽43 (59.7)	▽63 (60.0)	82 (67.2)	△79 (90.8)	モンテカルロ法 $p<.001$
	知的障害	中	2 (0.5)	-	1 (1.4)	-	1 (0.8)	-	
	人格障害	中	7 (1.6)	3 (5.9)	-	3 (2.9)	1 (0.8)	-	
	神経症性障害	中	22 (5.0)	2 (3.9)	5 (6.9)	6 (5.7)	7 (5.7)	2 (2.3)	
	その他の精神障害	中	99 (22.7)	8 (15.7)	22 (30.6)	△33 (31.4)	30 (24.6)	▽ 6 (6.9)	
	不詳	中	3 (0.7)	1 (2.0)	1 (1.4)	-	1 (0.8)	-	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 各属性等が不詳の者を除く。

3 「年齢層」は、調査時の年齢により、質問紙調査の結果である。

4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致であり、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。

5 少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設等送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。

6 「婚姻状況」は、犯行時による。

7 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。

8 「就労状況」は、犯行時により、「無職」は、学生・生徒及び家事従事者を含む。

9 「精神状況」は、入所時の精神診断の結果による。

10 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。

11 () 内は、各属性等の総数又は調査対象者の身分別の人員における構成比である。

(2) 女子少年院在院者の基本的属性等 (参考)

女子少年院在院者の基本的属性及び非行名は、3-4-1-2表のとおりである。

3-4-1-2表 基本的属性等 (女子少年院在院者)

① 基本的属性

属性等		区分				女子少年院在院者	
総数						49	(100.0)
年齢		16歳	未満	16歳	17歳	2	(4.1)
		16歳	～	17歳	～	18	(36.7)
		18歳	～	19歳	～	18	(36.7)
		20歳	以	上		11	(22.4)
非行時の身上		なし	し	24	(49.0)		
	1号	観察	中	16	(32.7)		
	2号	観察	中	3	(6.1)		
	試験観察中	(補導委託)		1	(2.0)		
	試験観察中	(在宅)		4	(8.2)		
	施設在所中			1	(2.0)		
保護処分歴		なし	し	27	(55.1)		
	児童自立支援施設等送致			2	(4.1)		
	保護観察	致	致	17	(34.7)		
	少年院送致			3	(6.1)		
教育程度		中学校卒業	在学	6	(12.2)		
	中学校卒業	卒業	業	10	(20.4)		
	高校在校中	在学	退	12	(24.5)		
	高校卒業	中	他	16	(32.7)		
	その他			5	(10.2)		
就労状況		有職	18	(36.7)			
	無職	14	(28.6)				
	学生	17	(34.7)				
精神状況		精神障害なし	し	33	(67.3)		
	精神的障害	害	害	3	(6.1)		
	精神経症	な	害	4	(8.2)		
	その他の精神障害	障	害	7	(14.3)		
	発達障害	障	害	2	(4.1)		

② 非行名

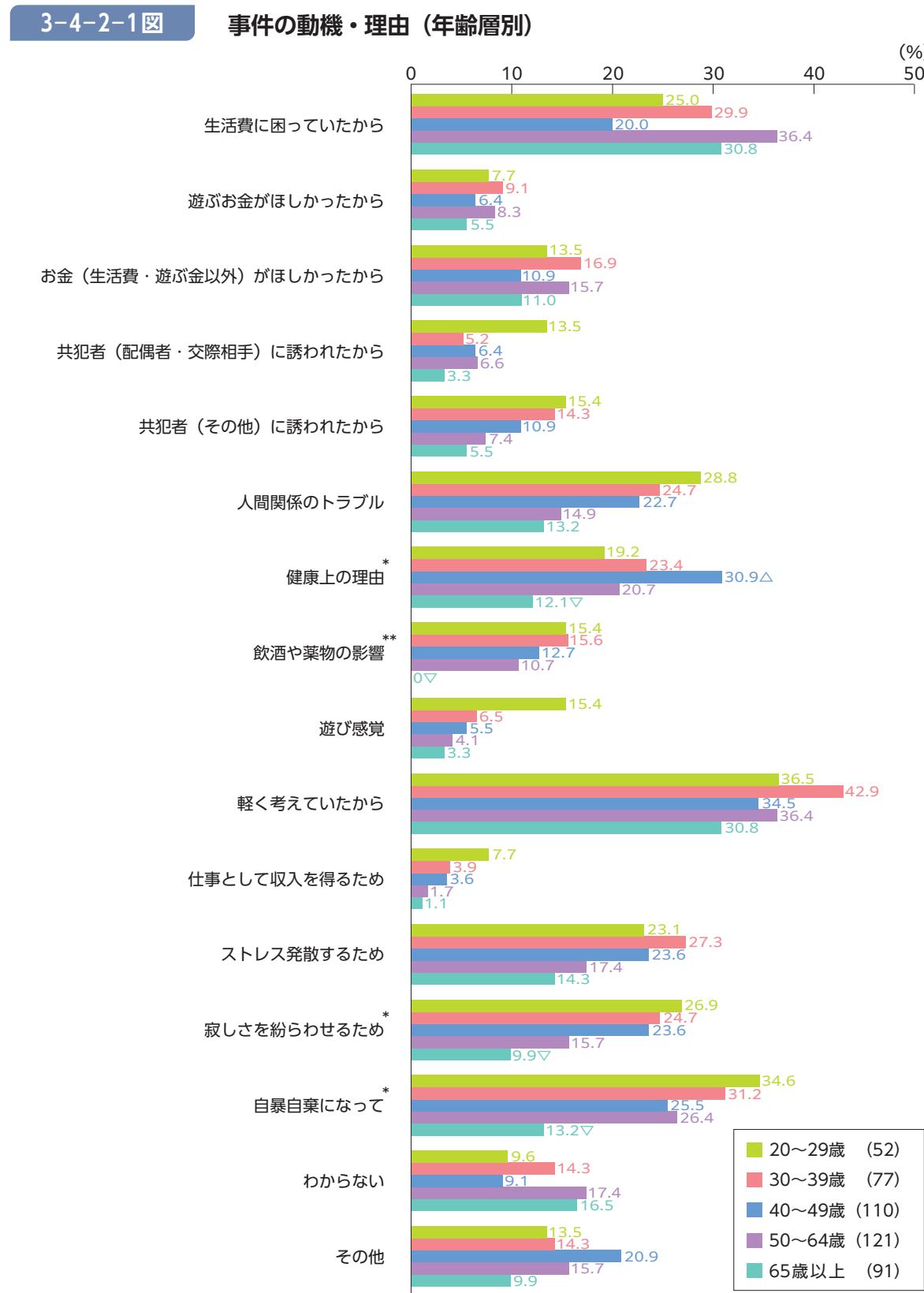
区分						女子少年院在院者	
総数						49	(100.0)
刑法犯	総	数	29	(59.2)			
	殺人	人傷害	3	(6.1)			
	強盗	傷害	2	(4.1)			
	傷害	害	5	(10.2)			
	窃盗	盗	13	(26.5)			
	詐欺	欺	4	(8.2)			
	恐喝	喝	1	(2.0)			
	放火	火	1	(2.0)			
特別法犯	総	数	11	(22.4)			
	覚道	法	5	(10.2)			
	覚道	法	2	(4.1)			
	その他	他	4	(8.2)			
ぐ		犯	9	(18.4)			

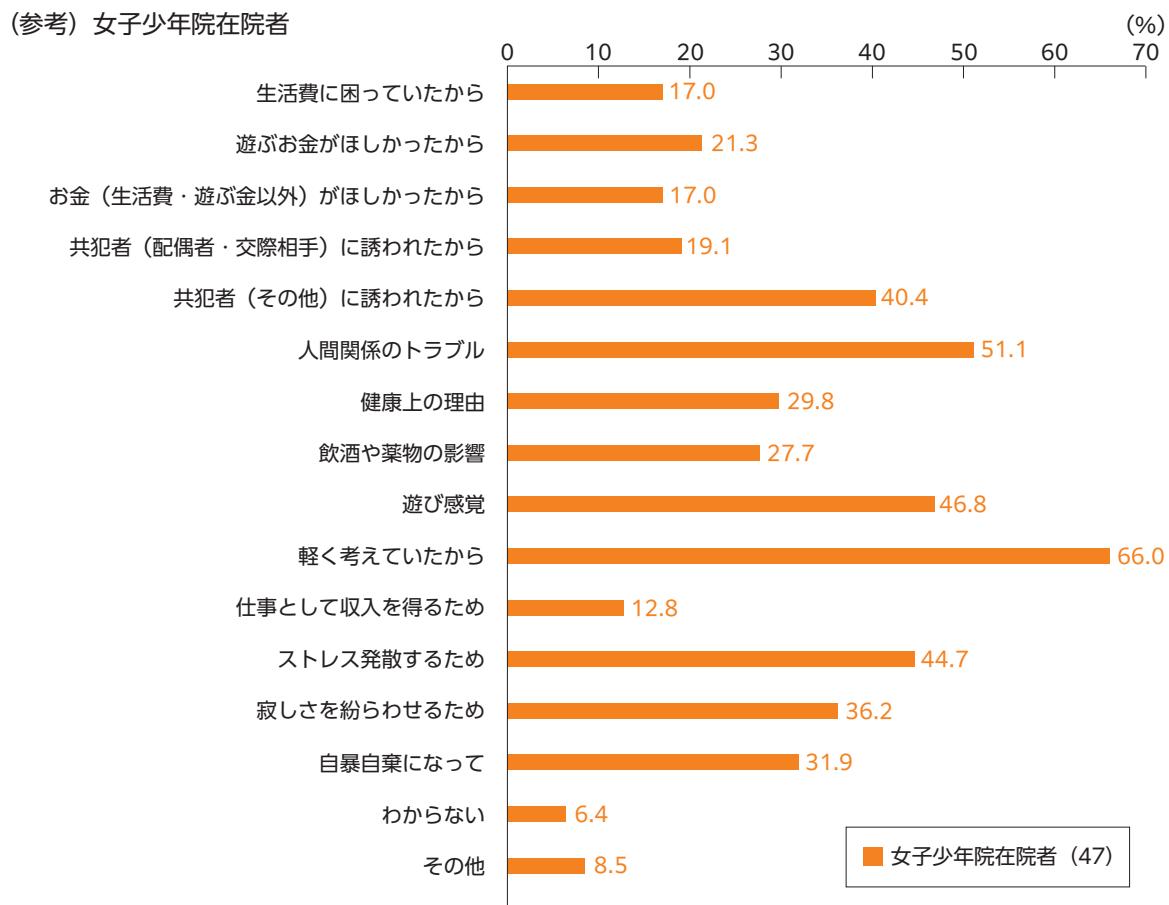
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「年齢」は、調査時の年齢により、質問紙調査の結果である。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。ただし、今回の少年院入院は含まない。
 5 「教育程度」は、非行時における最終学歴又は就学状況である。
 6 「就労状況」は、非行時による。
 7 「精神状況」は、入院時による。
 8 複数の非行名を有する場合は、法定刑の最も重いもの（ぐ犯については、最も法定刑の軽いものとして扱う。）に計上している。
 9 () 内は、各属性等における構成比である。

2 事件の概要

調査対象者が今回受刑・入院することになった事件の動機及び理由（本章第3節2項（3）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-2-1図のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」、「30～39歳」及び「40～49歳」では、「軽く考えていたから」が最も高く、「50～64歳」及び「65歳以上」では、「軽く考えていたから」及び「生活費に困っていたから」が最も高かった。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「健康上の理由」、「飲酒や薬物の影響」、「寂しさを紛らわせるため」及び「自暴自棄になって」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「健康上の理由」については、「40～49歳」の該当率が高い傾向が見られ、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「飲酒や薬物の影響」、「寂しさを紛らわせるため」及び「自暴自棄になって」については、いずれも「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「軽く考えていたから」の該当率が最も高く、次いで、「人間関係のトラブル」、「遊び感覚」の順に該当率が高かったのに対し、「遊ぶお金がほしかったから」、「生活費に困っていたから」、「お金（生活費・遊ぶ金以外）がほしかったから」及び「仕事として収入を得るため」のような金銭関連の動機については、いずれも該当率が低かった。





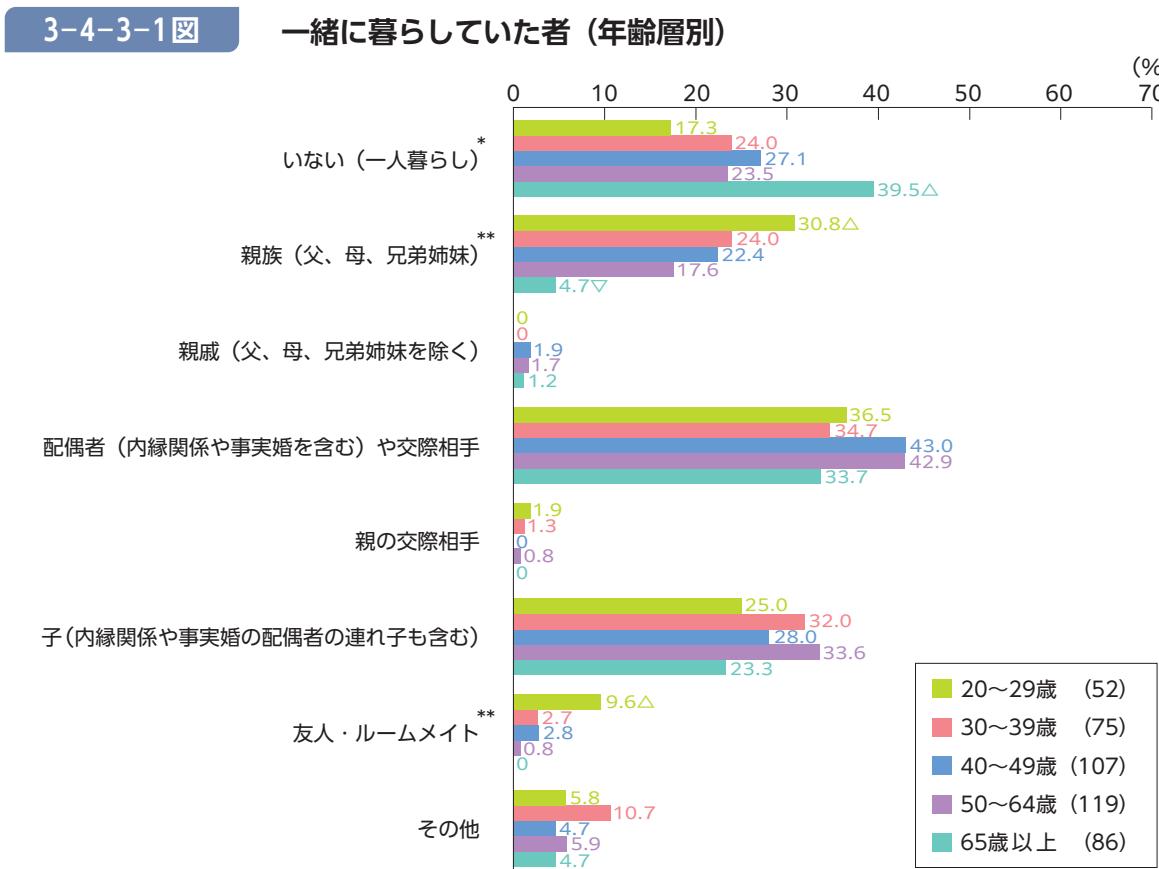
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 事件の動機・理由が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 「共犯者（その他）に誘われたから」は、「共犯者（友人・知人）に誘われたから」及び「共犯者（面識なし）に誘われたから」のいずれかに該当した比率、「人間関係のトラブル」は、「人間関係のトラブル（親子、兄弟姉妹）」、「人間関係のトラブル（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）」及び「人間関係のトラブル（友人・知人）」のいずれかに該当した比率、「健康上の理由」は、「健康上の理由（依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等））」、「健康上の理由（摂食障害）」及び「健康上の理由（依存症・摂食障害を除く）」のいずれかに該当した比率、「その他」は、「所属組織の方針だから」及び「その他」のいずれかに該当した比率である。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 6 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 7 () 内は、実人員である。

3 逮捕前の生活状況等

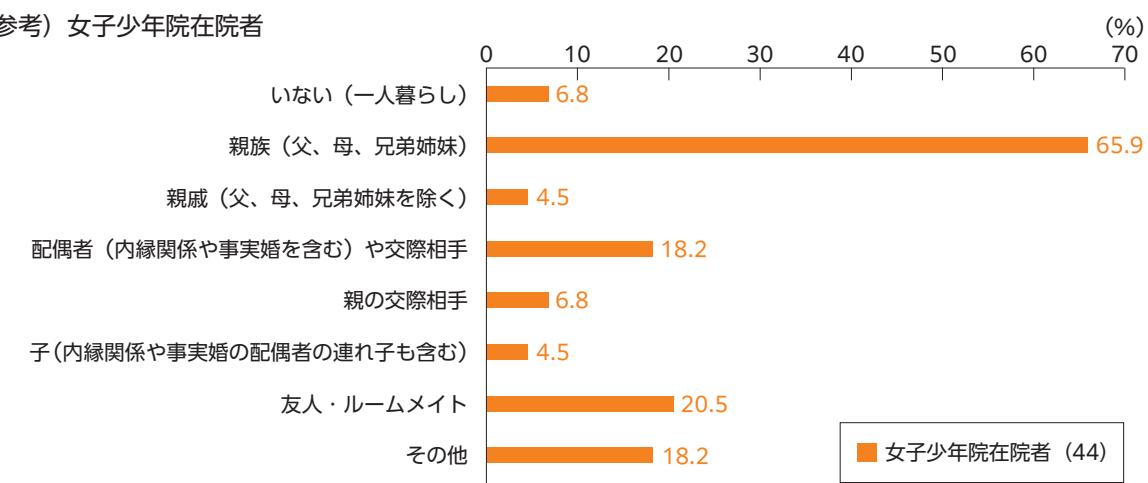
(1) 家庭状況

家庭の状況のうち、一緒に暮らしていた者（本章第3節3項（1）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-1図のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」、「30～39歳」、「40～49歳」及び「50～64歳」では、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」が最も高く、「65歳以上」では、「いない（一人暮らし）」が最も高かった。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「いない（一人暮らし）」、「親族（父、母、兄弟姉妹）」及び「友人・ルームメイト」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「いない（一人暮らし）」については、「65歳以上」の該当率が高い傾向が見られた。「親族（父、母、兄弟姉妹）」については、「20～29歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「友人・ルームメイト」については、「20～29歳」の該当率が高い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「親族（父、母、兄弟姉妹）」の該当率が最も高かった。



(参考) 女子少年院在院者

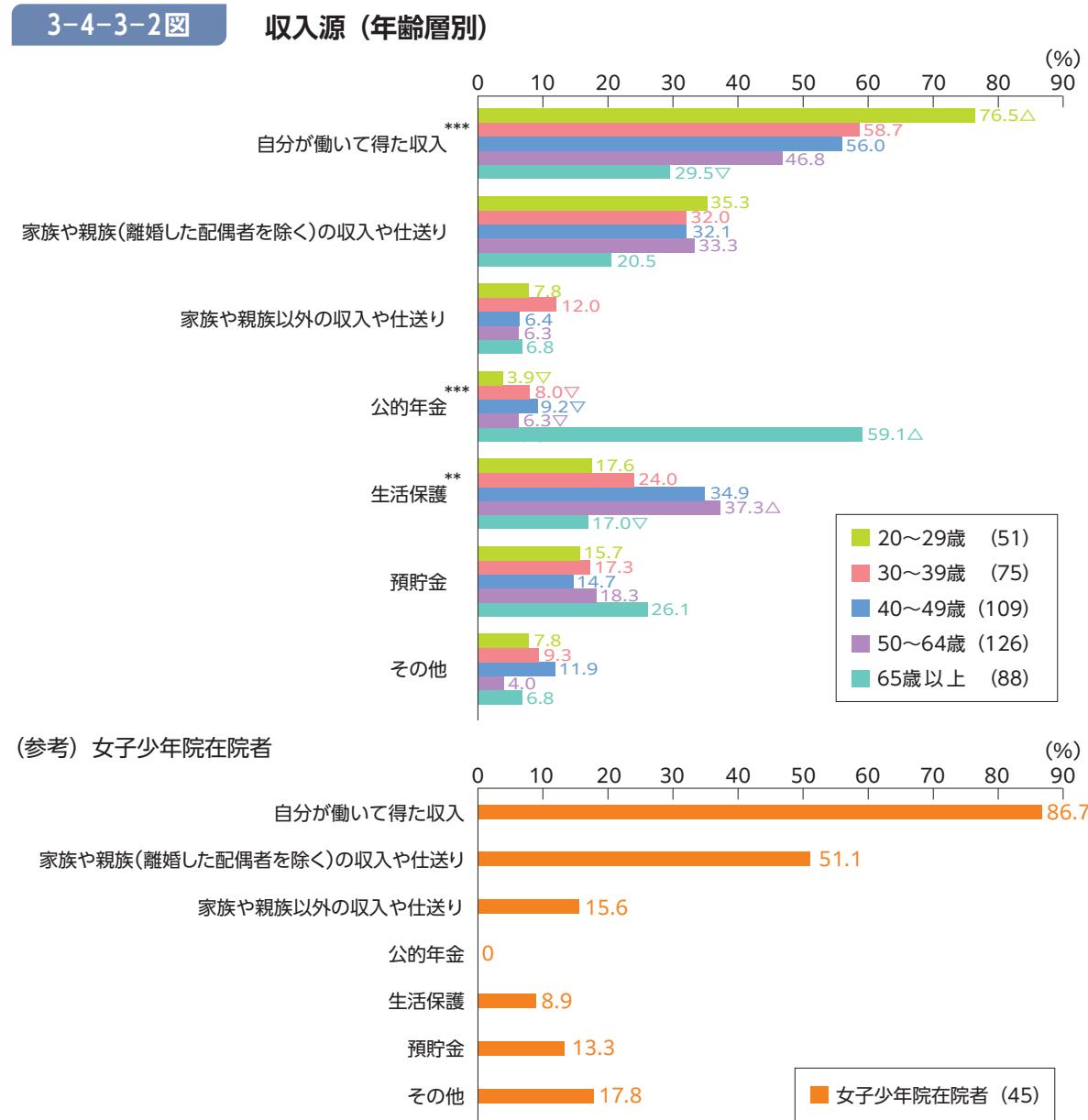


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 一緒に暮らしていた者が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 5 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 6 「親族（父、母、兄弟姉妹）」は、「父」、「母」又は「兄弟姉妹」のいずれかと一緒に暮らしていたと回答した者の比率である。
 7 () 内は、実人員である。

(2) 経済状況

経済状況のうち、収入源（本章第3節3項（2）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-2図のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」、「30～39歳」、「40～49歳」及び「50～64歳」では、「自分が働いて得た収入」が最も高く、「65歳以上」では、「公的年金」が最も高かった。 χ^2 検定の結果、「自分が働いて得た収入」、「公的年金」及び「生活保護」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「自分で働いて得た収入」については、「20～29歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「公的年金」については、「65歳以上」の該当率が高く、「20～29歳」、「30～39歳」、「40～49歳」及び「50～64歳」の該当率が低い傾向が見られた。「生活保護」については、「50～64歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「自分が働いて得た収入」の該当率が最も高かった。



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 収入源が不詳の者（「分からぬ」と回答した者を含む）を除く。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値は χ^2 検定による漸近有意確率である。

5 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。

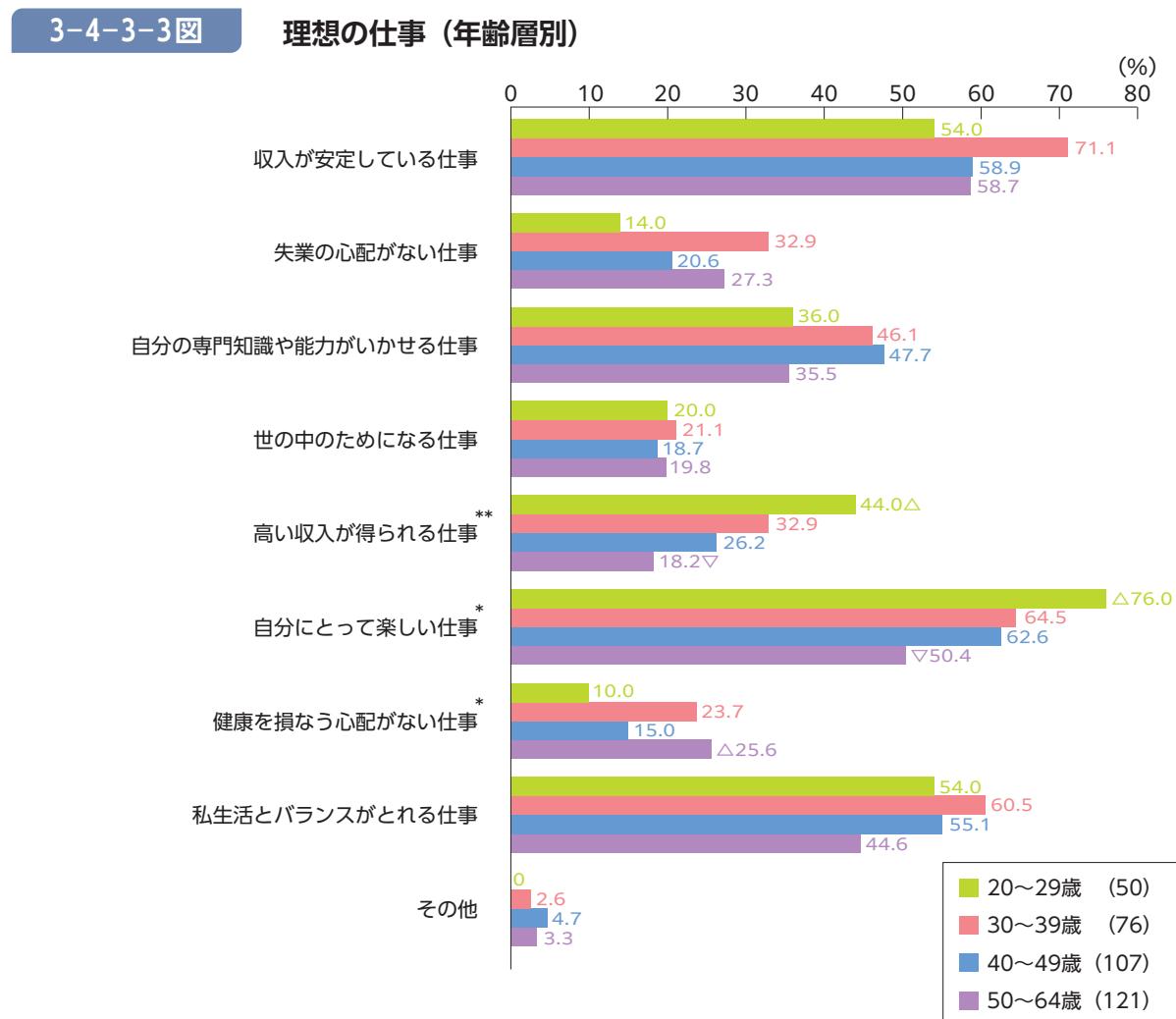
6 () 内は、実人員である。

(3) 就労状況

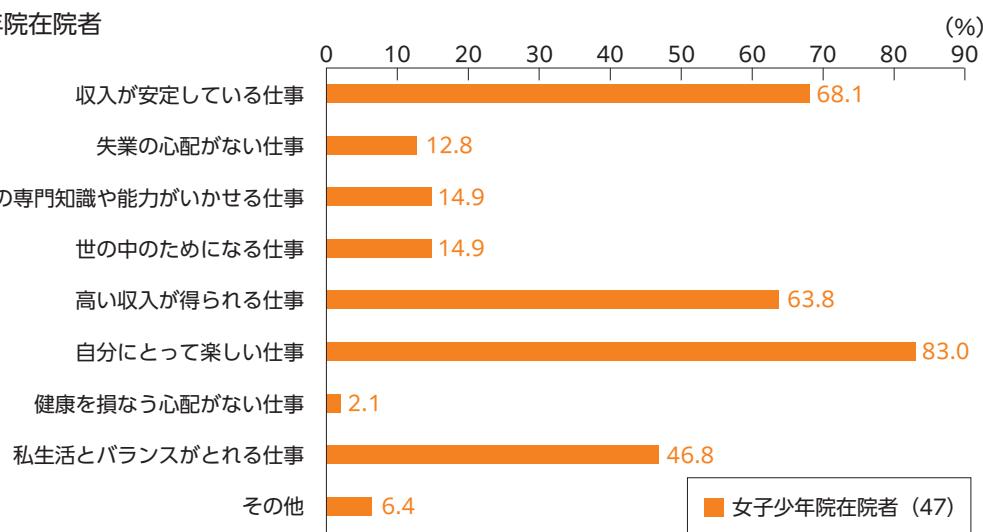
就労状況のうち、理想の仕事（本章第3節3項（3）エ参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3図のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」及び「40～49歳」では、「自分にとって楽しい仕事」が最も高く、「30～39歳」及び「50～64歳」では、「収入が安定している仕事」が最も高かった。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「高い収入が得られる仕事」、「自分にとって楽し

い仕事」及び「健康を損なう心配がない仕事」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「高い収入が得られる仕事」及び「自分にとって楽しい仕事」については、「20～29歳」の該当率が高い傾向が見られ、「50～64歳」の該当率が低い傾向が見られた。「健康を損なう心配がない仕事」については、「50～64歳」の該当率が高い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「自分にとって楽しい仕事」の該当率が最も高かった。



(参考) 女子少年院在院者



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 理想の仕事が不詳の者を除く。

3 64歳以下の者に限る。

4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。

6 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。

7 () 内は、実人員である。

(4) 反社会的行為をする者との関わりの有無

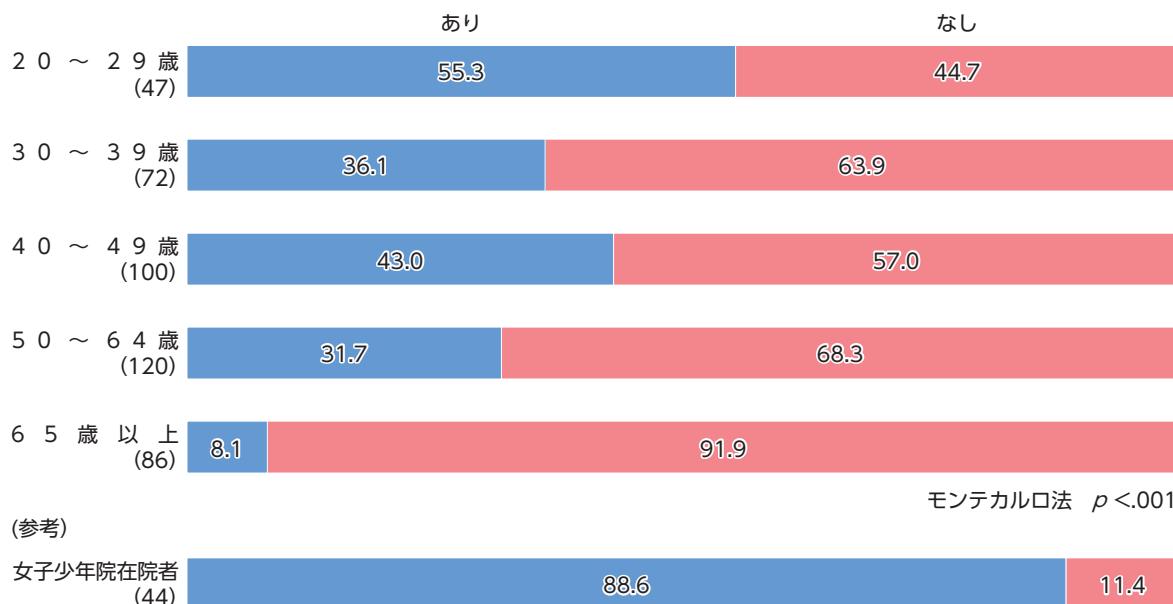
反社会的行為をする者との関わりの有無（本章第3節3項（4）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-4図のとおりである。「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり」、「暴力団関係者との関わり」及び「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」のいずれの項目においても、モンテカルロ法による検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり」については、「20～29歳」及び「40～49歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。「暴力団関係者との関わり」及び「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」については、「20～29歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり」、「暴力団関係者との関わり」及び「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」のいずれの項目においても、「あり」の構成比が「ない」の構成比を上回った。

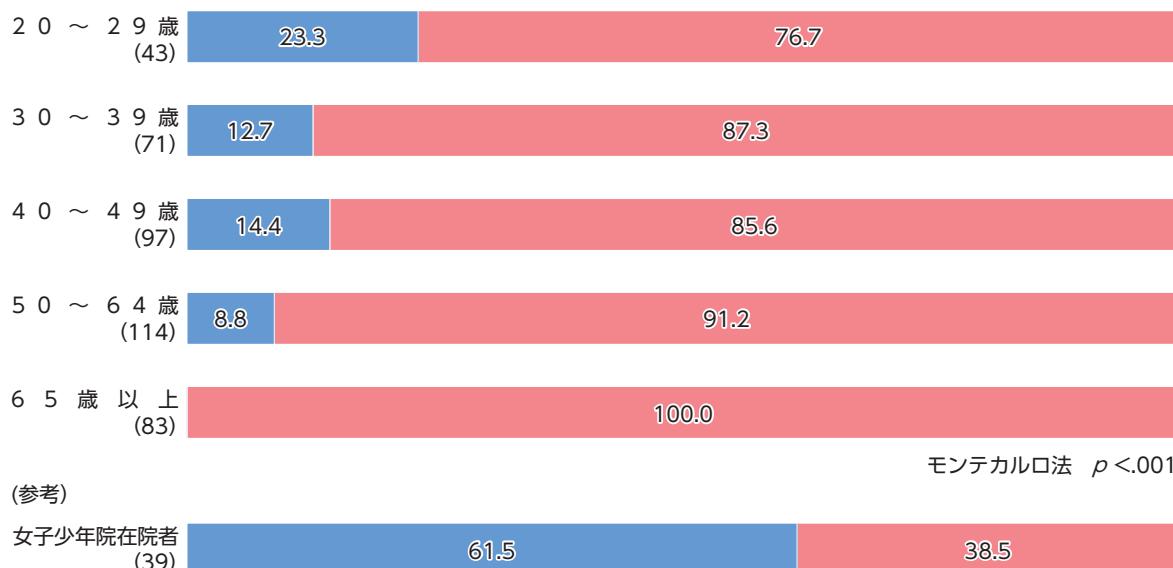
3-4-3-4図

反社会的行為をする者との関わりの有無（年齢層別）

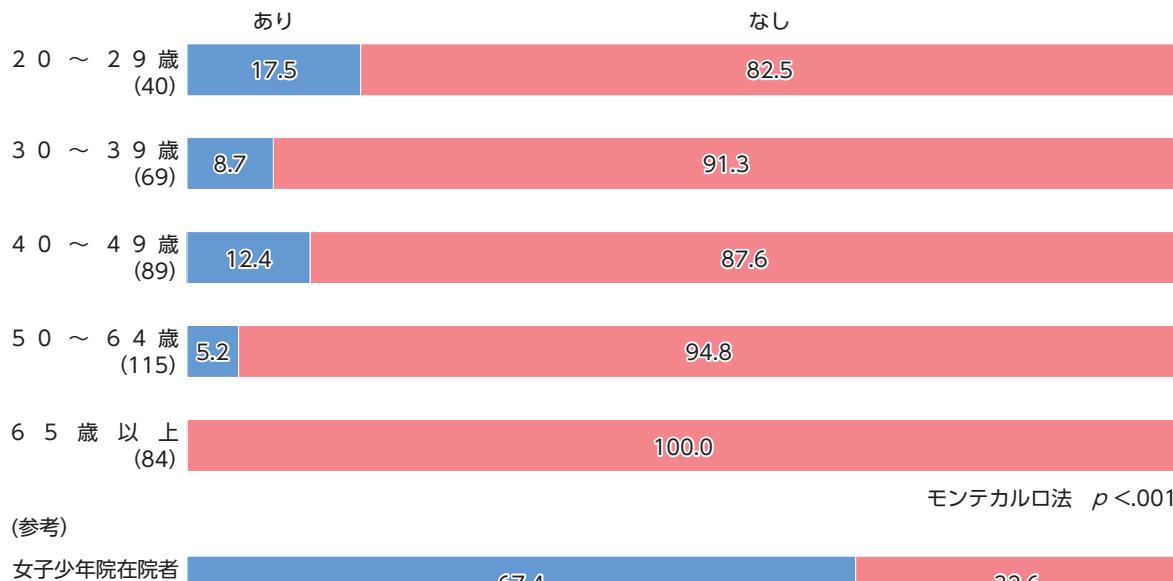
- ① 警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり



- ② 暴力団関係者との関わり



③ 暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 反社会的行為をする者との関わりの有無等が不詳の者及び反社会的行為をする者との関わりに係る質問において「わからない」又は「答えない」と回答した者を除く。

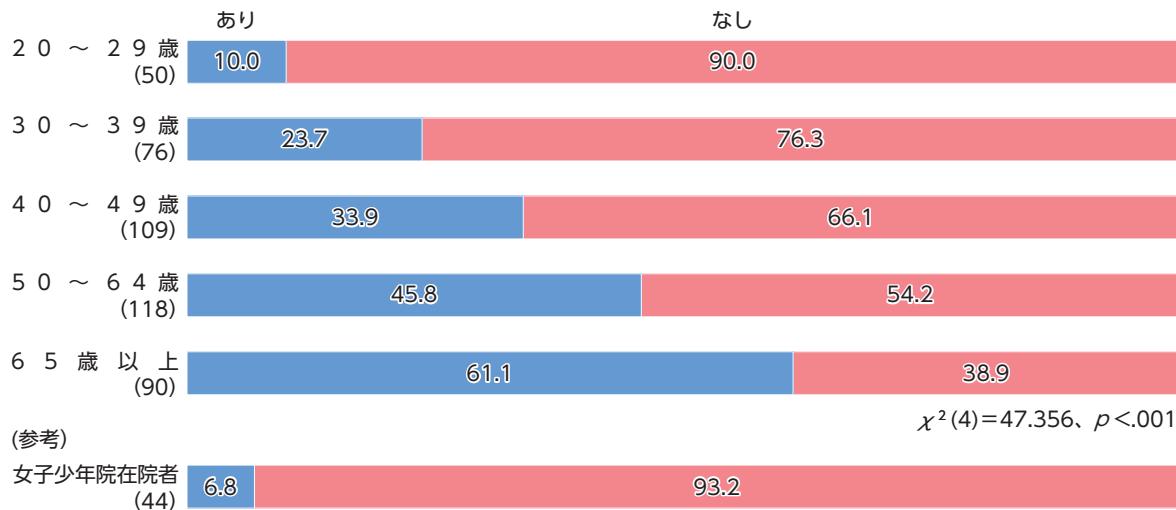
3 () 内は、実人員である。

(5) 心身の状況

治療や投薬を受けていた慢性疾患の有無（本章第3節3項（5）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-5図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「20～29歳」及び「30～39歳」では、「あり」の構成比が低く、「50～64歳」及び「65歳以上」では、「あり」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「あり」の構成比は6.8%であった。

3-4-3-5図 慢性疾患の有無（年齢層別）

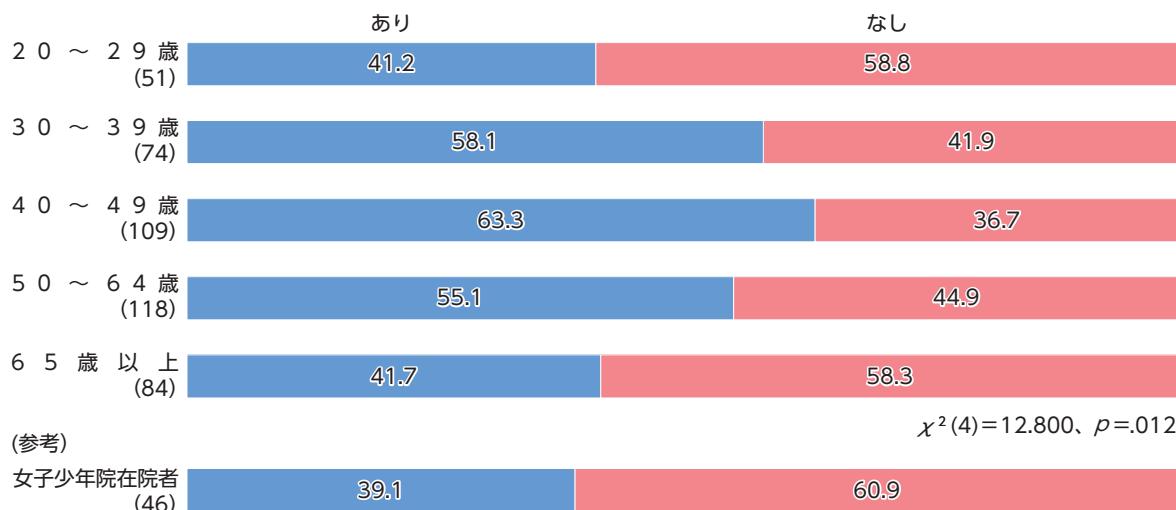


注 1 法務総合研究所の調査による。
2 慢性疾患の有無が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

治療や投薬を受けていた精神疾患の有無（本章第3節3項（5）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-6図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「40～49歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「あり」の構成比は39.1%であった。

3-4-3-6図 精神疾患の有無（年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 精神疾患の有無が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

(6) 困りごと・相談状況

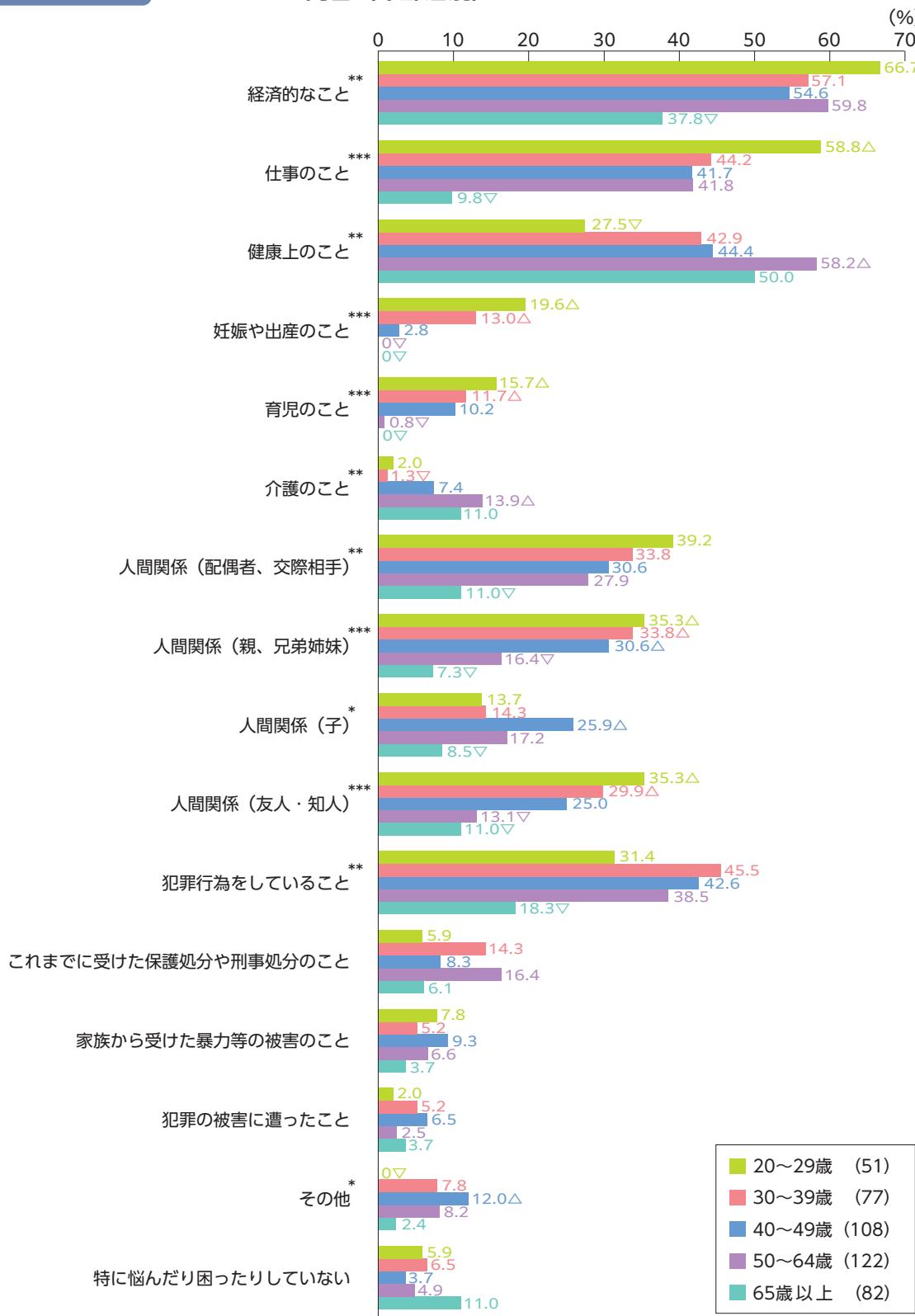
ア 困りごとの内容

逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間に抱えていた悩みや不安（本章第3節3項（6）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-7図のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」、「30～39歳」、「40～49歳」及び「50～64歳」では、「経済的なこと」が最も高く、「65歳以上」では、「健康上のこと」が最も高かった。 χ^2 検定の結果、「経済的なこと」、「仕事のこと」、「健康上のこと」、「妊娠や出産のこと」、「育児のこと」、「介護のこと」、「人間関係（配偶者、交際相手）」、「人間関係（親、兄弟姉妹）」、「人間関係（子）」、「人間関係（友人・知人）」、「犯罪行為をしていること」及び「その他」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「経済的なこと」については、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「仕事のこと」については、「20～29歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「健康上のこと」については、「20～29歳」の該当率が低く、「50～64歳」の該当率が高い傾向が見られた。「妊娠や出産のこと」及び「育児のこと」については、「20～29歳」及び「30～39歳」の該当率が高く、「50～64歳」及び「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「介護のこと」については、「30～39歳」の該当率が低く、「50～64歳」の該当率が高い傾向が見られた。「人間関係（配偶者、交際相手）」については、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「人間関係（親、兄弟姉妹）」については、「20～29歳」、「30～39歳」及び「40～49歳」の該当率が高く、「50～64歳」及び「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「人間関係（子）」については、「40～49歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「人間関係（友人・知人）」については、「20～29歳」及び「30～39歳」の該当率が高く、「50～64歳」及び「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「犯罪行為をしていること」については、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「その他」については、「20～29歳」の該当率が低く、「40～49歳」の該当率が高い傾向が見られた。

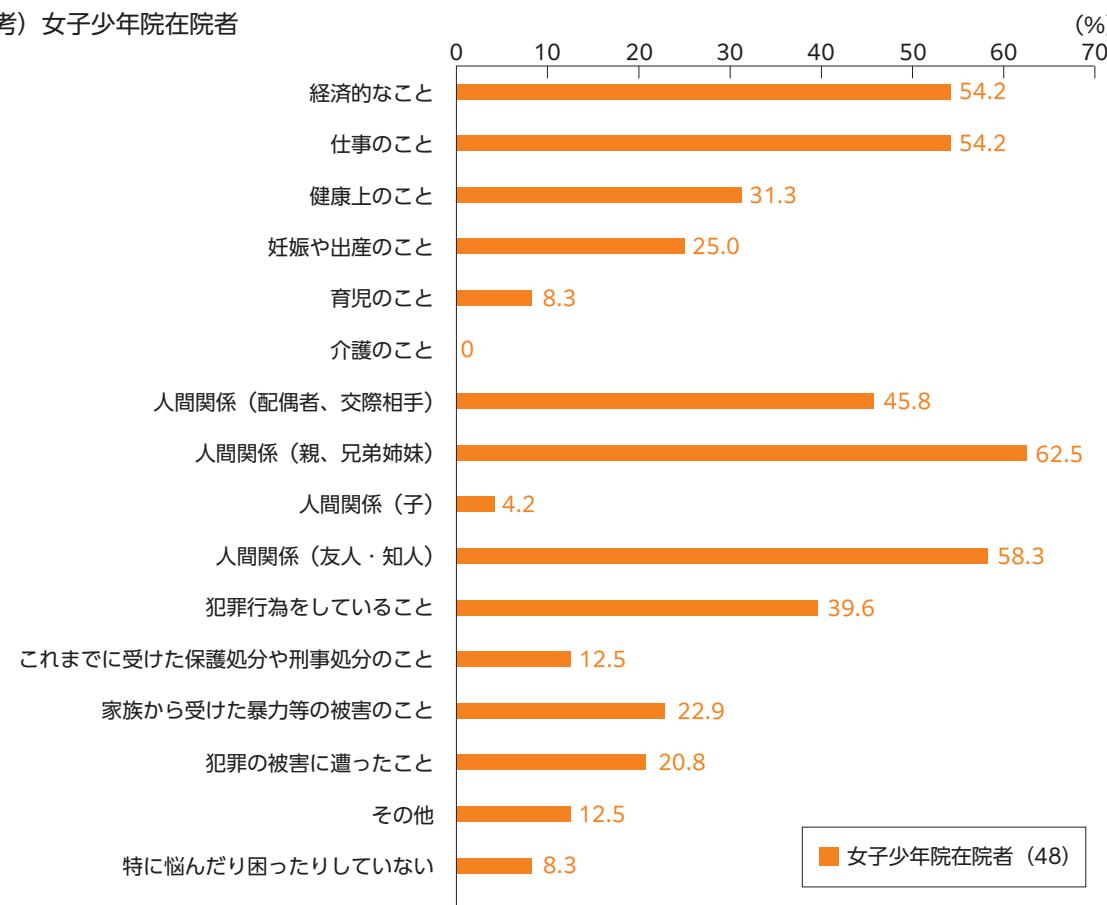
なお、女子少年院在院者について見ると、「人間関係（親、兄弟姉妹）」の該当率が最も高く、次いで、「人間関係（友人・知人）」であった。

3-4-3-7図

困りごとの内容 (年齢層別)



(参考) 女子少年院在院者



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 困りごとの内容が不詳の者を除く。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。

5 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。

6 () 内は、実人員である。

イ 相談の有無、相談先及び相談しなかった理由

悩みや不安があったとする者の相談状況（本章第3節3項（6）イ参照）について、年齢層別に見ると、「相談した」と回答した者の構成比は、「20～29歳」では37.5%、「30～39歳」では45.7%、「40～49歳」では55.8%、「50～64歳」では48.1%、「65歳以上」では44.8%であった。

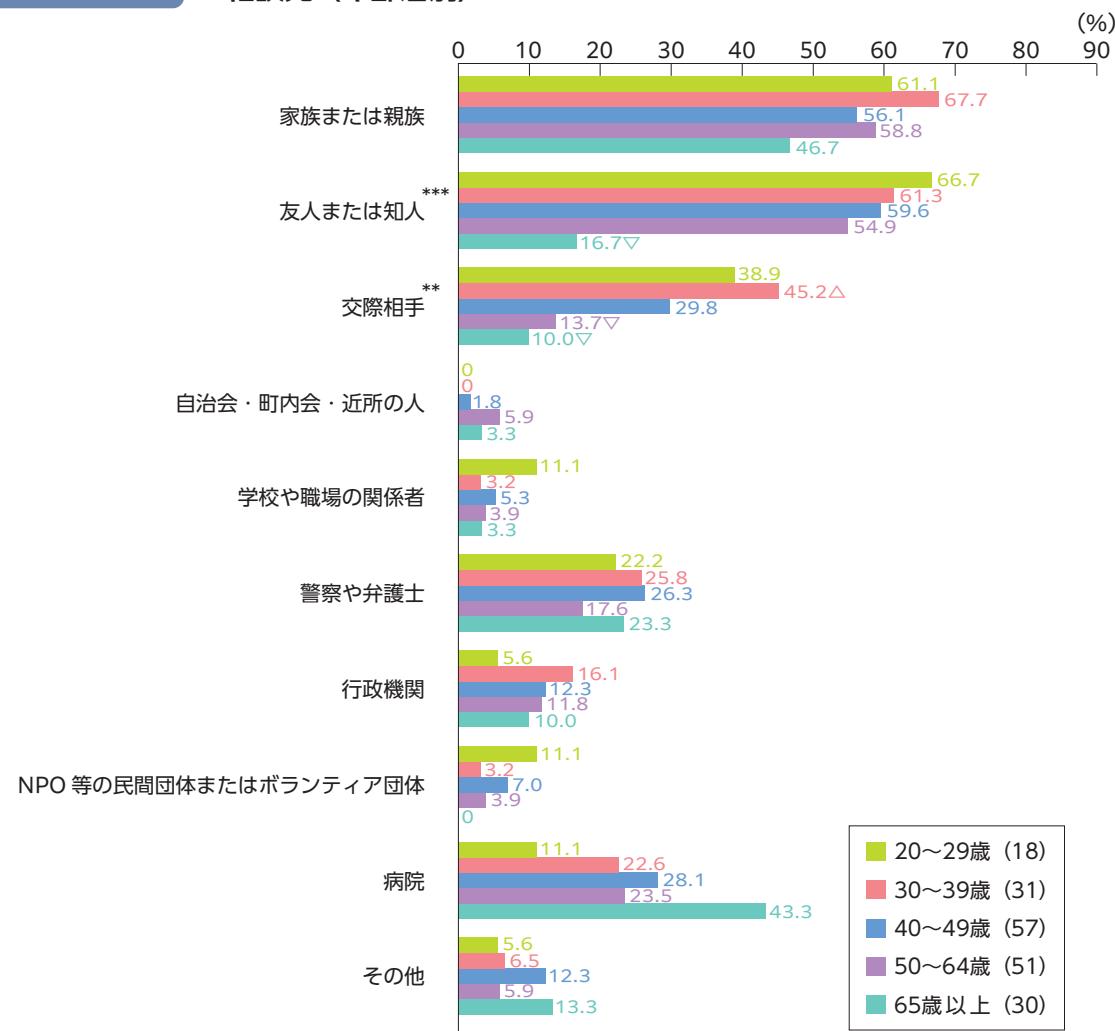
さらに、「相談した」と回答した者の相談先（本章第3節3項（6）イ参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-8図のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」及び「40～49歳」では、「友人または知人」が最も高く、「30～39歳」、「50～64歳」及び「65歳以上」では、「家族または親族」が最も高かった。 χ^2 検定の結果、「友人または知人」及び「交際相手」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「友人または知人」については、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「交際相手」については、「30～39歳」の該当率が高く、「50～64歳」及び「65歳

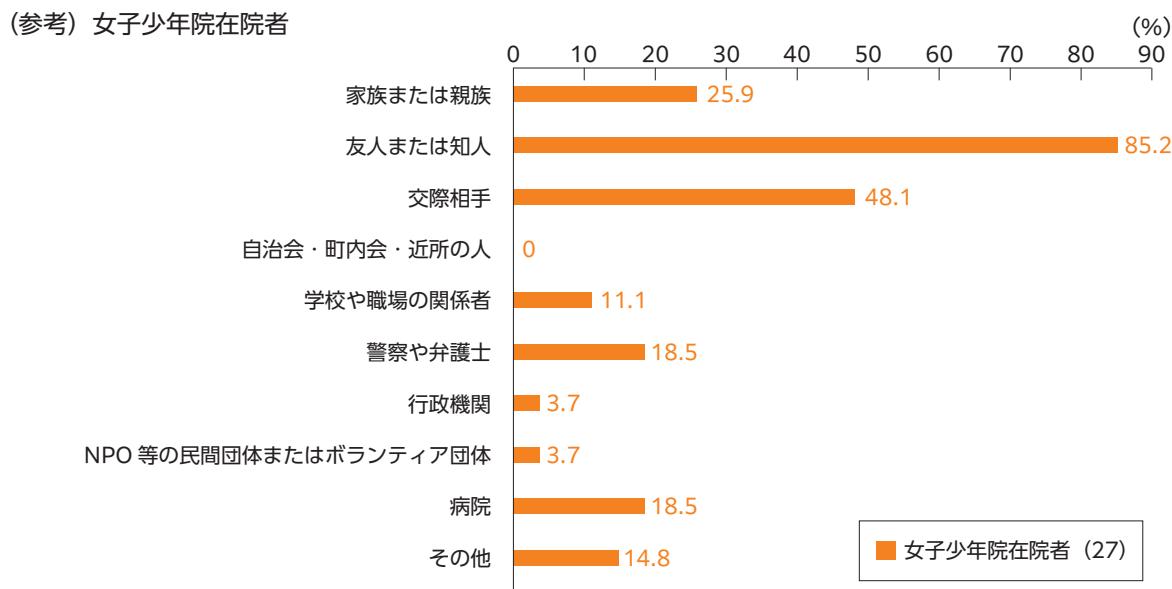
以上」の該当率が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者の「相談した」と回答した者は約6割であったところ、相談先の該当率を見ると、「友人または知人」が最も高く、次いで、「交際相手」、「家族または親族」であった。

3-4-3-8 図

相談先（年齢層別）

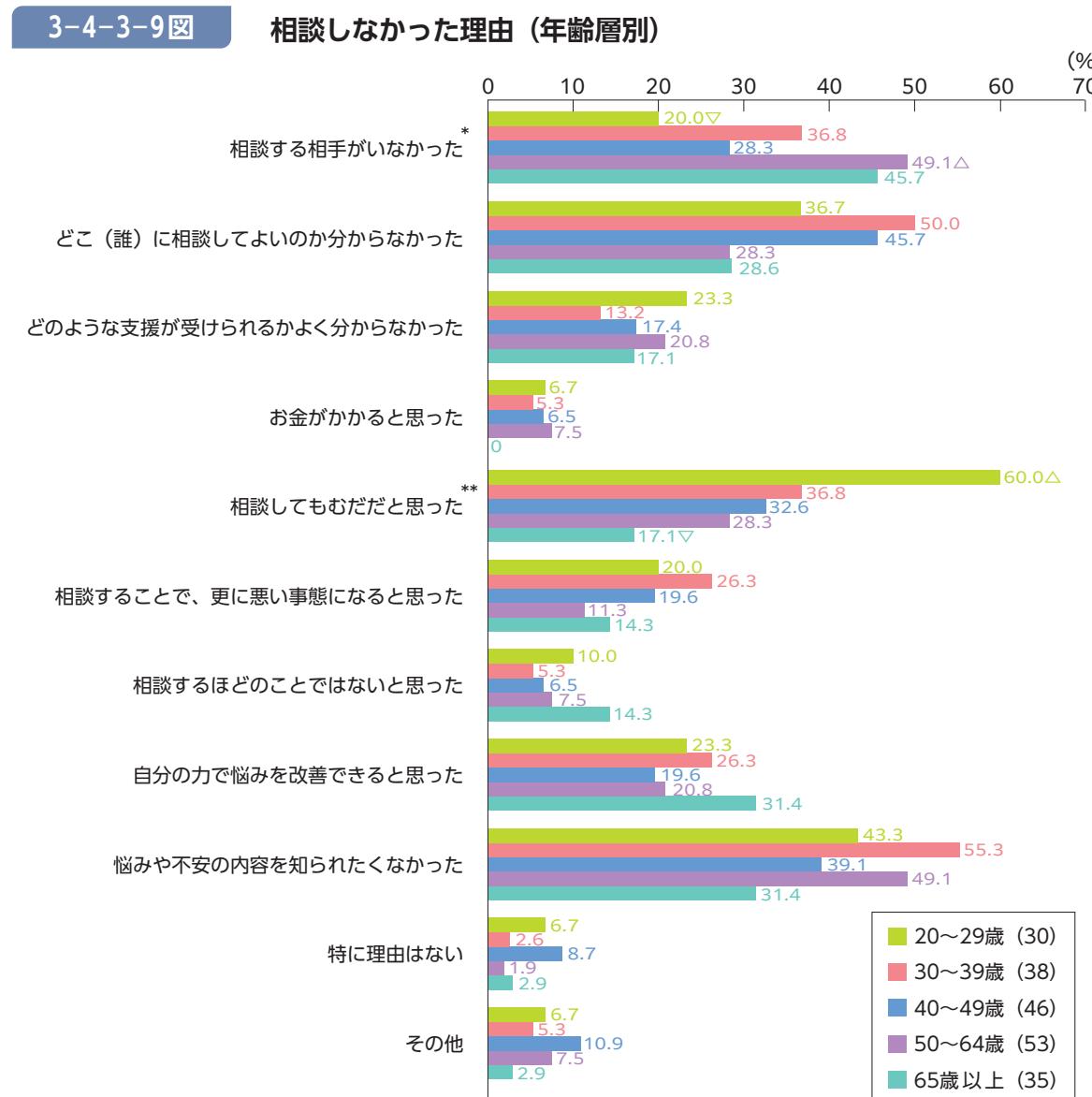


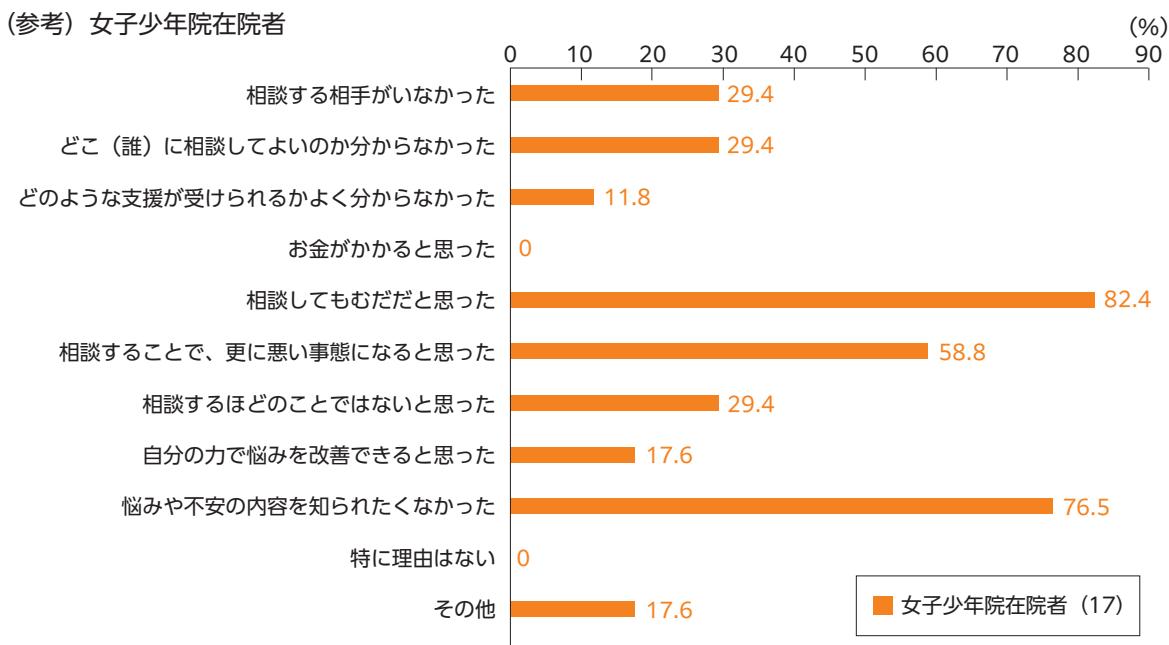


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
 3 相談の有無に係る質問について「相談した」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 相談先が不詳の者を除く。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少い場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 6 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 7 () 内は、実人員である。

また、「相談しなかった」と回答した者の相談しなかった理由（本章第3節3項（6）イ参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-9図のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」では、「相談してもむだだと思った」が最も高く、「30～39歳」では、「悩みや不安の内容を知られたくなかった」が最も高かった。「40～49歳」では、「どこ（誰）に相談してよいのか分からなかった」が最も高く、「50～64歳」では、「相談する相手がいなかった」及び「悩みや不安の内容を知られたくなかった」が最も高かった。「65歳以上」では、「相談する相手がいなかった」が最も高かった。 χ^2 検定の結果、「相談する相手がいなかった」、及び「相談してもむだだと思った」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「相談する相手がいなかった」については、「50～64歳」の該当率が高く、「20～29歳」の該当率が低い傾向が見られた。「相談してもむだだと思った」については、「20～29歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「相談してもむだだと思った」が最も高く、次いで、「悩みや不安の内容を知られたくなかった」、「相談することで、更に悪い事態になると思った」の順であった。





注 1 法務総合研究所の調査による。

2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。

3 相談の有無に係る質問について「相談しなかった」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 相談しなかった理由が不詳の者を除く。

5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。

6 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。

7 () 内は、実人員である。

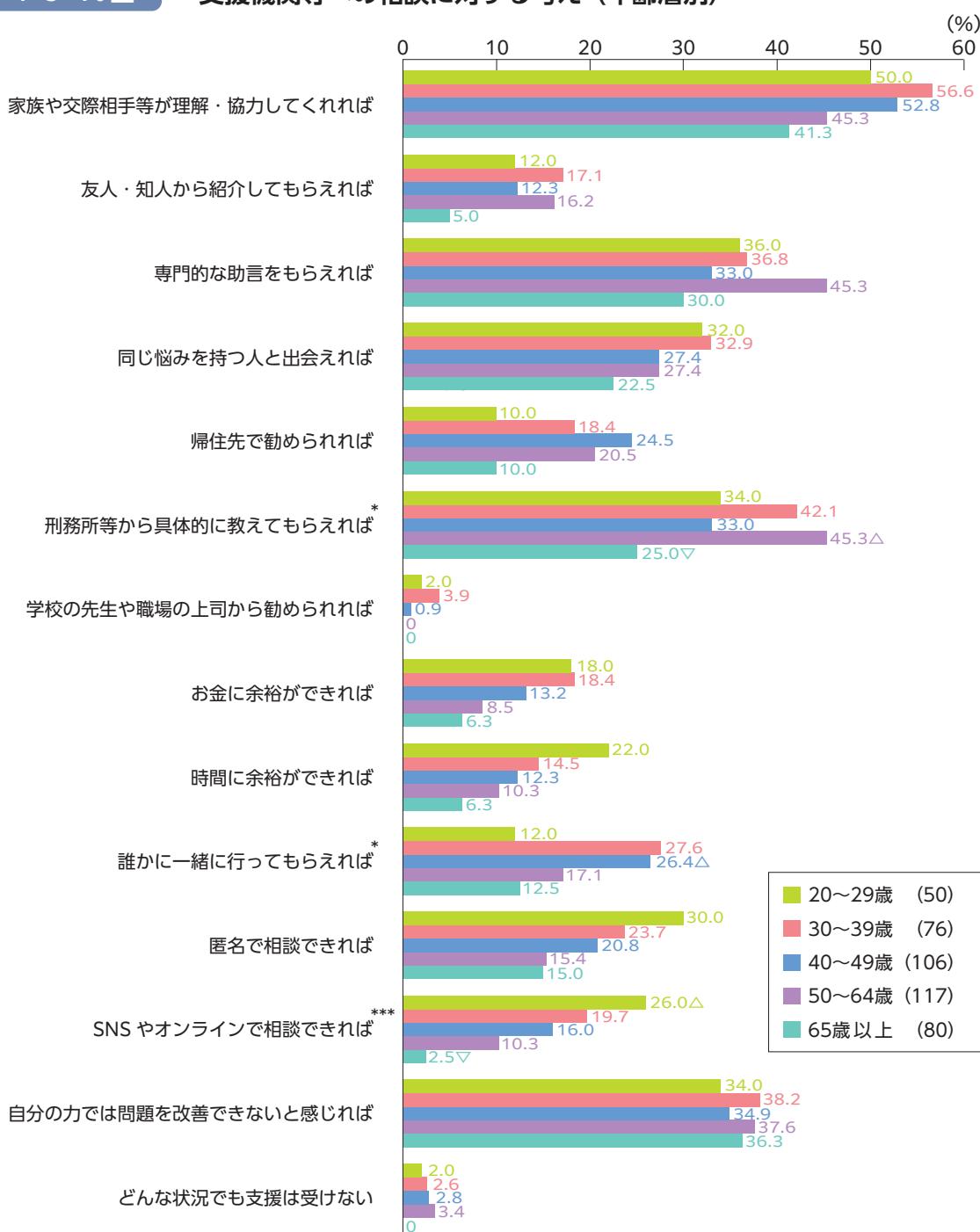
(7) 支援機関等への相談に対する考え方

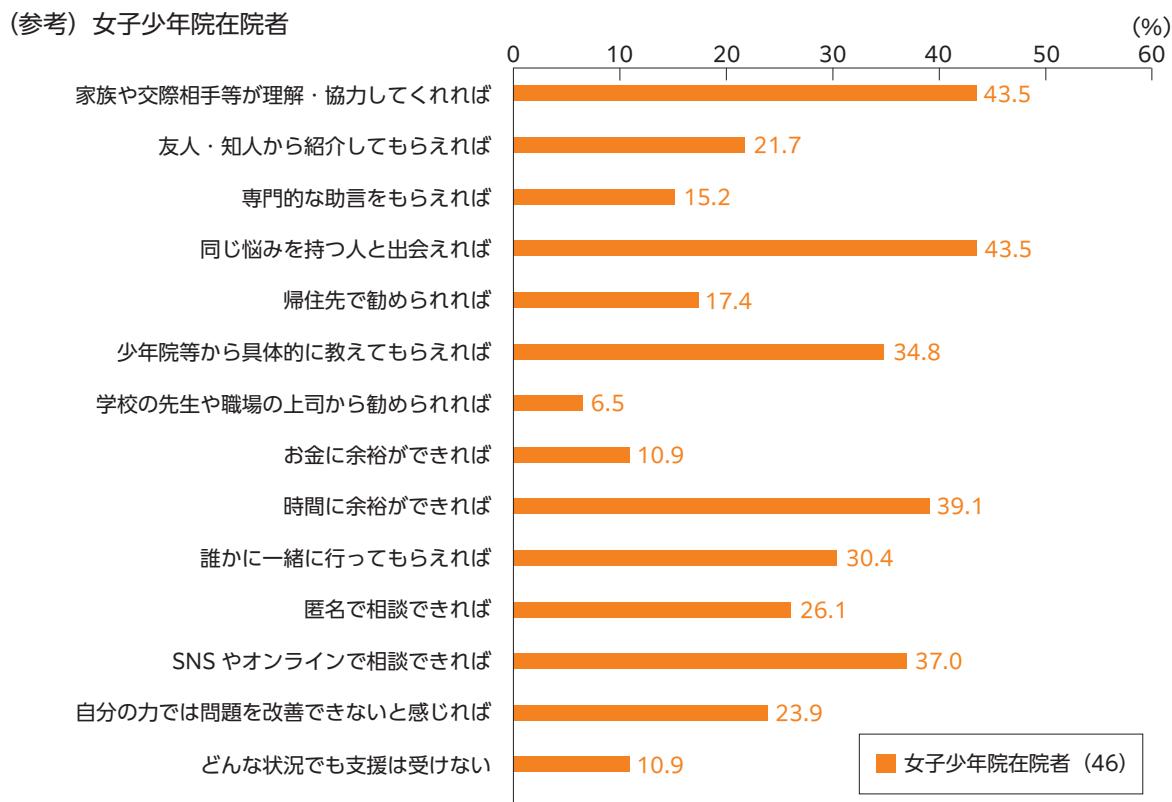
支援機関等への相談に対する考え方（本章第3節3項（7）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-3-10図のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」、「30～39歳」、「40～49歳」及び「65歳以上」では、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」が最も高く、「50～64歳」では、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」、「専門的な助言をもらえば」及び「刑務所等から具体的に教えてもらえば」が最も高かった。 χ^2 検定の結果、「刑務所等から具体的に教えてもらえば」、「誰かに一緒に行ってもらえば」及び「SNSやオンラインで相談できれば」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「刑務所等から具体的に教えてもらえば」については、「50～64歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。「誰かに一緒に行ってもらえば」については、「40～49歳」の該当率が高い傾向が見られた。「SNSやオンラインで相談できれば」については、「20～29歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」及び「同じ悩みを持つ人と出会えれば」が最も高く、次いで、「時間に余裕ができれば」、「SNSやオンライン

で相談できれば」の順であった。「どんな状況でも支援は受けない」の該当率は、女性受刑者では2.3%であったのに対し、女子少年院在院者は10.9%であった。

3-4-3-10図 支援機関等への相談に対する考え方（年齢層別）





注 1 法務総合研究所の調査による。

2 支援機関等への相談に対する考え方が不詳の者を除く。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。

5 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。

6 () 内は、実人員である。

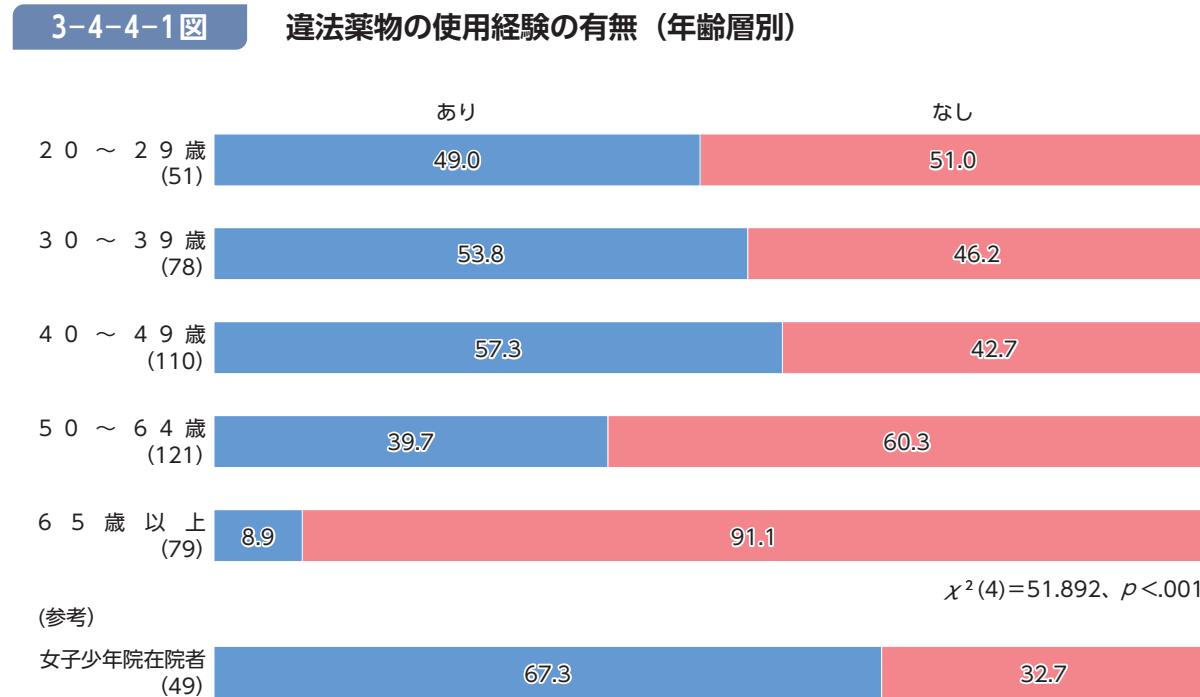
4 生活・行動歴

(1) 薬物使用経験

ア 違法薬物の使用経験の有無

違法薬物の使用経験の有無（本章第3節4項（1）ア参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-1図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「30～39歳」及び「40～49歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「あり」の構成比は67.3%であった。



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 違法薬物の使用経験の有無が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

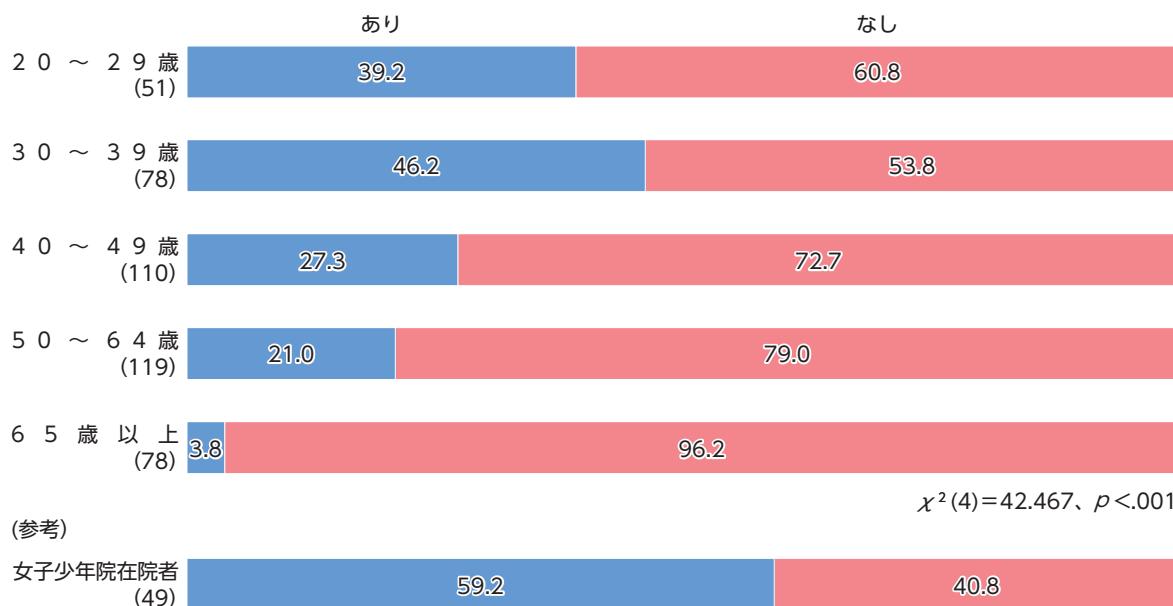
イ 市販薬等の目的外使用経験の有無

市販薬等の目的外使用経験の有無（本章第3節4項（1）イ参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-2図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「20～29歳」及び「30～39歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「あり」の構成比は59.2%であった。

3-4-4-2図

市販薬等の目的外使用経験の有無（年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 市販薬等の目的外使用経験の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

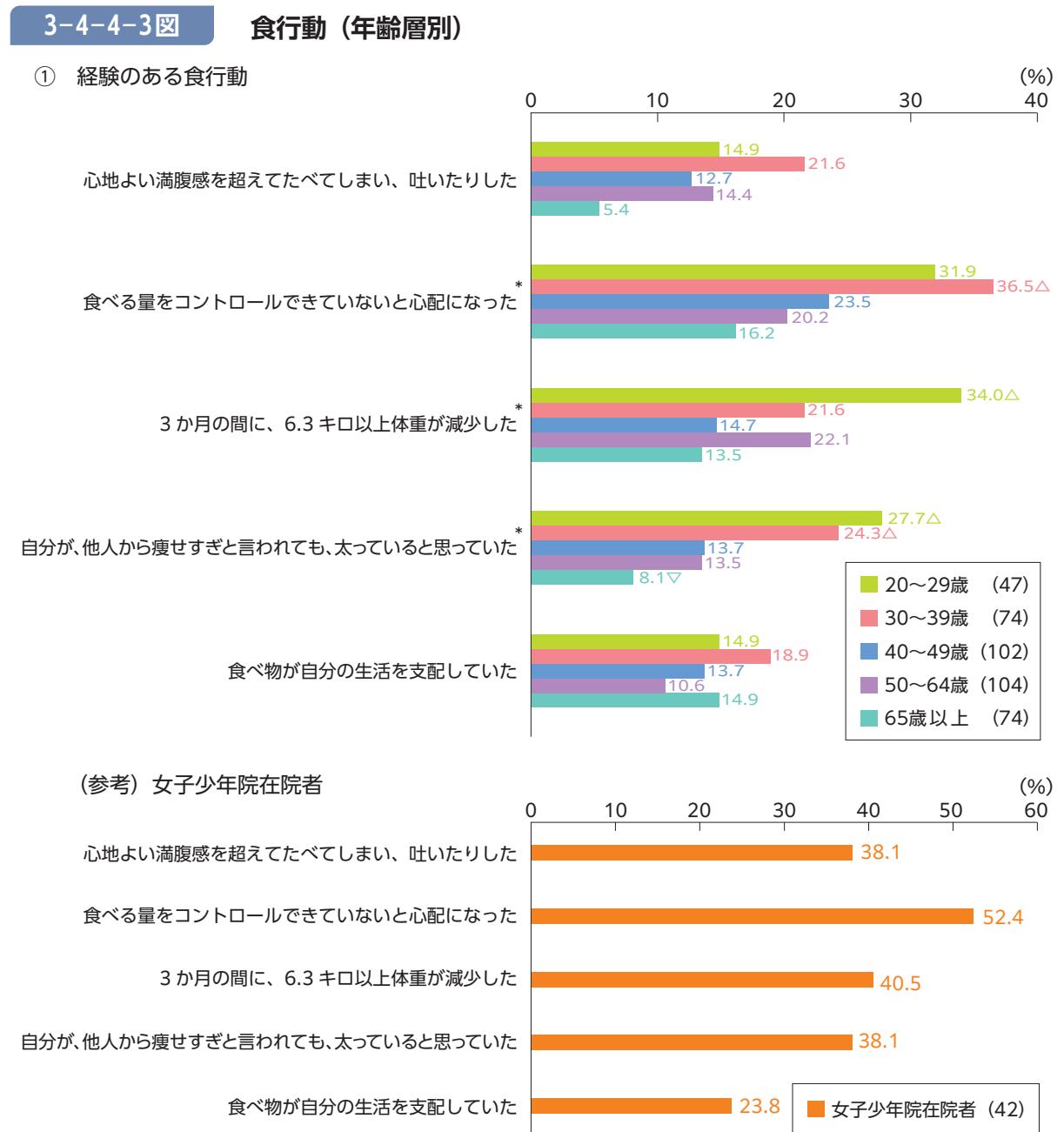
(2) 食行動

食行動における各項目の該当率（本章第3節4項（3）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-3図①のとおりである。各項目の該当率は、「20～29歳」及び「50～64歳」では、「3か月の間に、6.3キロ以上体重が減少した」が最も高く、「30～39歳」及び「40～49歳」では、「食べる量をコントロールできていないと心配になった」が最も高かった。 χ^2 検定の結果、「食べる量をコントロールできていないと心配になった」、「3か月の間に、6.3キロ以上体重が減少した」及び「自分が、他人から痩せすぎと言われても、太っていると思っていた」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「食べる量をコントロールできていないと心配になった」については、「30～39歳」の該当率が高く、「3か月の間に、6.3キロ以上体重が減少した」は「20～29歳」の該当率が高い傾向が見られた。「自分が、他人から痩せすぎと言われても、太っていると思っていた」については、「20～29歳」及び「30～39歳」の該当率が高く、「65歳以上」の該当率が低い傾向が見られた。

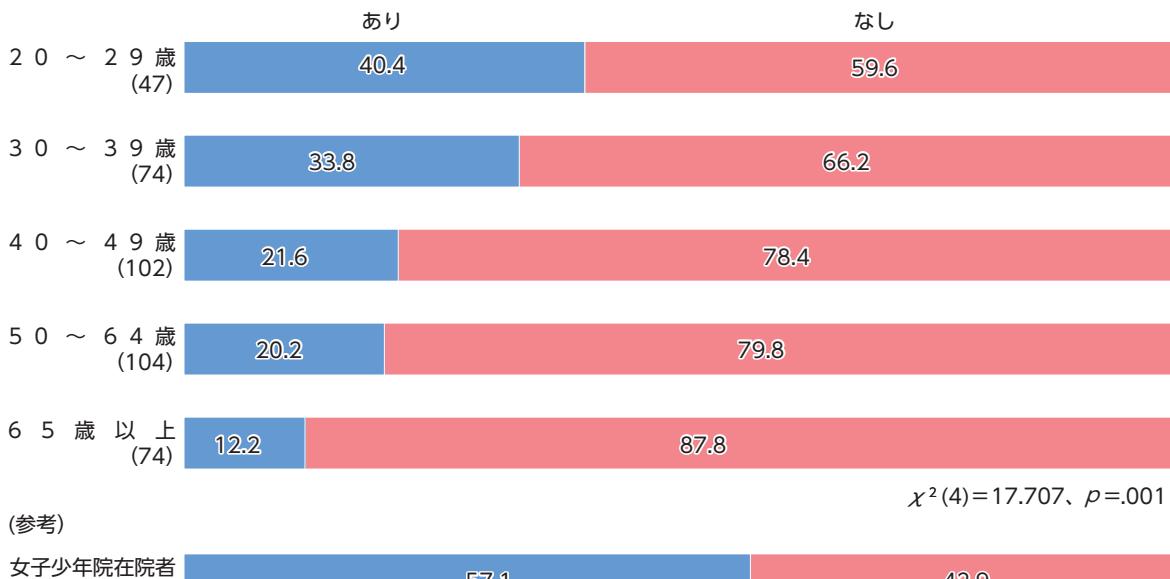
なお、女子少年院在院者では、「食べる量をコントロールできていないと心配になった」の該当率が最も高く、次いで、「3か月の間に、6.3キロ以上体重が減少した」、「心地よい満腹感を超えてたべてしまい、吐いたりした」、「自分が、他人から痩せすぎと言われても、太っていると思っていた」の

順であった。

食行動の問題の有無（本章第3節4項（3）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-3図②のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「20～29歳」及び「30～39歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。なお、女子少年院在院者について見ると、「あり」の構成比は57.1%であった。



② 食行動の問題



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 経験のある食行動のいずれかの項目が不詳の者及び食行動の問題の有無が不詳の者を除く。

3 ①は、各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 ①の***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値は χ^2 検定による漸近有意確率である。 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。

5 ②の「あり」は、①の項目に二つ以上該当した者の構成比である。

6 () 内は、実人員である。

(3) 自傷行為・自殺念慮等

ア 自傷行為の経験

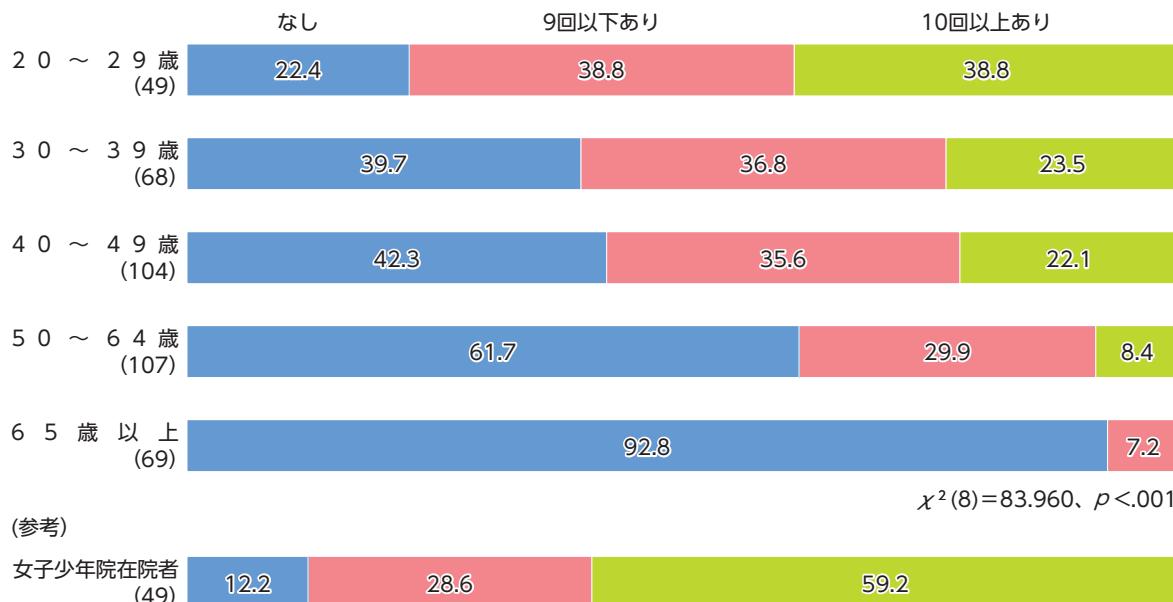
自傷行為の経験（本第3節3項（7）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-4図のとおりである。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「20～29歳」では、「なし」の構成比が低く、「10回以上あり」の構成比が高い傾向が見られた。「30～39歳」及び「40～49歳」では、「なし」の構成比が低い傾向が見られた。「50～64歳」では、「なし」の構成比が高く、「10回以上あり」の構成比が低い傾向が見られた。「65歳以上」では、「なし」の構成比が高く、「9回以下あり」の構成比が低い傾向が見られた。また、「65歳以上」の「10回以上あり」は、該当者がいなかった。

なお、女子少年院在院者について見ると、「10回以上あり」の構成比が最も高く、次いで、「9回以下あり」の順であった。

3-4-4-4図

自傷行為の経験（年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 自傷行為の経験に係る項目において全ての項目に回答した者に限り、自傷行為の経験が不詳の者を除く。

3 「なし」は全ての項目に「なし」と回答した者の構成比であり、「9回以下あり」はいずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く。）の構成比であり、

「10回以上あり」はいずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者の構成比である。

4 () 内は、実人員である。

イ 自殺念慮・自殺企図の経験

自殺念慮の経験（本第3節3項（7）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-5図①のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「20～29歳」では、「なし」の構成比が低く、「10回以上あり」の構成比が高い傾向が見られた。「30～39歳」では、「9回以下あり」の構成比が低く、「10回以上あり」の構成比が高い傾向が見られた。「65歳以上」では、「なし」の構成比が高く、「10回以上あり」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「10回以上あり」の構成比が55.1%であった。

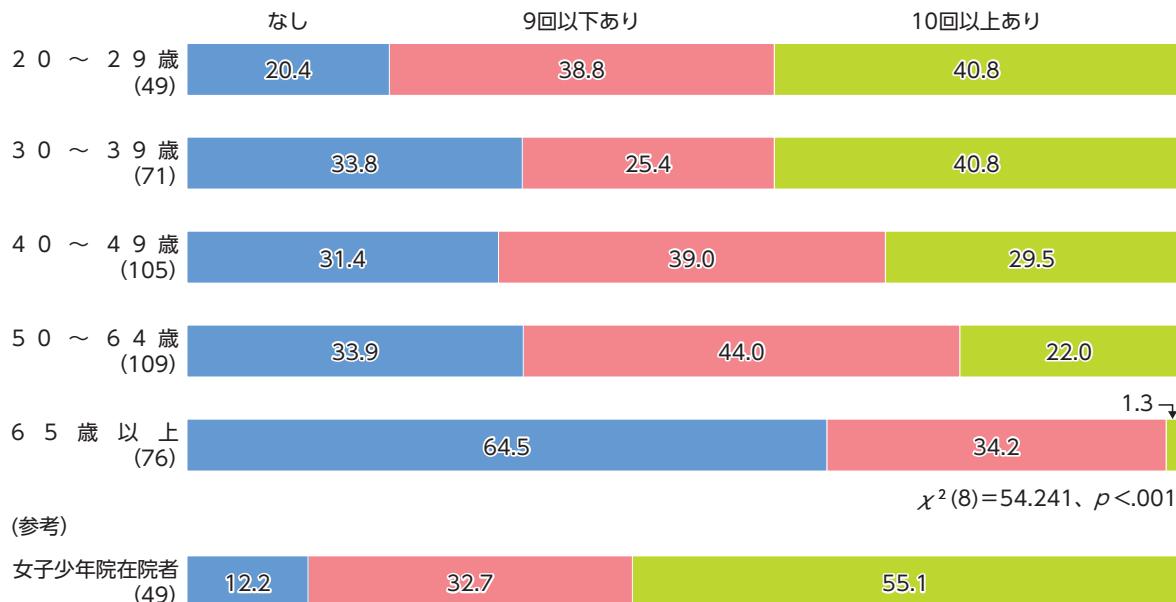
自殺企図の経験（本章第3節3項（7）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-5図②のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「65歳以上」では、「なし」の構成比が高く、「9回以下あり」の構成比が低い傾向が見られた。また、「65歳以上」の「10回以上あり」は、該当者がいなかった。

なお、女子少年院在院者について見ると、「9回以下あり」の構成比が最も高く、次いで、「なし」であった。

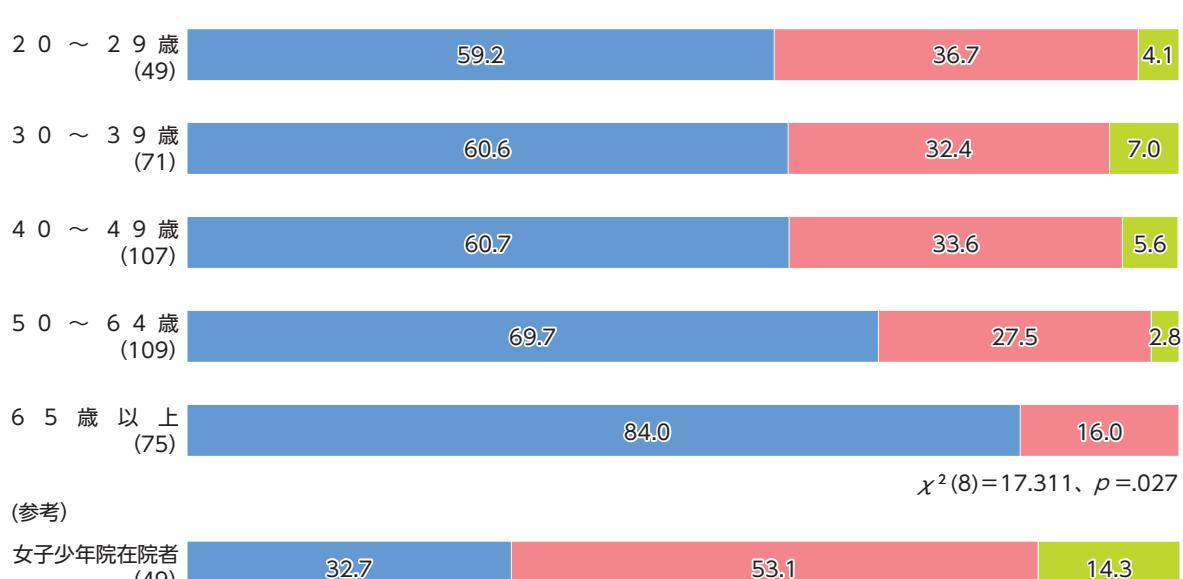
3-4-4-5図

自殺念慮・自殺企図の経験（年齢層別）

① 自殺念慮



② 自殺企図



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 自殺念慮及び自殺企図に係る項目において全ての項目に回答した者に限り、自殺念慮及び自殺企図の経験が不詳の者を除く。

3 「なし」は全ての項目に「なし」と回答した者の構成比であり、「9回以下あり」はいずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く。）の構成比であり、「10回以上あり」はいずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者の構成比である。

4 () 内は、項目ごとの各区分に占める構成比である。

(4) 性経験等

ア 不特定かつ多数の者との性交経験の有無

不特定かつ多数の者との性交経験の有無（本章第3節3項（5）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-6図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「20～29歳」及び「30～39歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「あり」の構成比は71.7%であった。

3-4-4-6図 不特定かつ多数の者との性交経験の有無（年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 不特定かつ多数の者との性交経験の有無が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

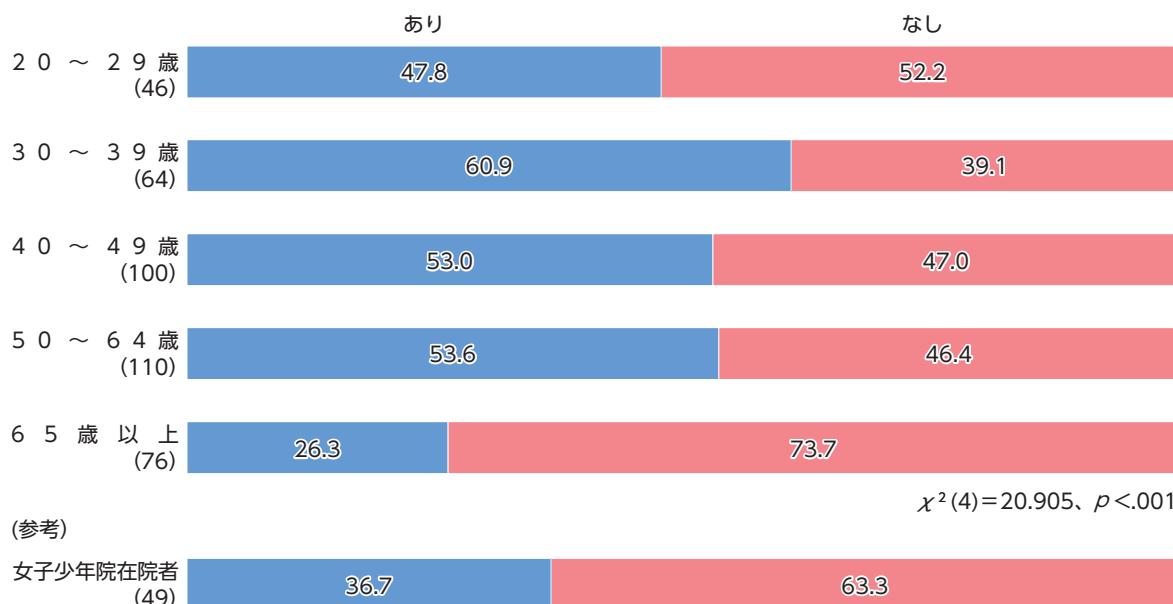
イ 中絶経験の有無

中絶経験の有無（本章第3節3項（5）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-7図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「30～39歳」では、「あり」の構成比が高く、「65歳以上」では、「あり」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「あり」の構成比は36.7%であった。

3-4-4-7図

中絶経験の有無（年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 中絶経験の有無が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

(5) 小児期逆境体験

ACE得点（本章第3節4項（6）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-8表のとおりである。Kruskal-Wallis検定の結果、「65歳以上」は、その他の各年齢層より有意に得点が低く、「50～64歳」は、「40～49歳」以下の全ての年齢層より有意に得点が低かった。

3-4-8表

ACE得点（年齢層別）

区分	中央値	四分位範囲	統計値及び多重比較
20～29歳	3.00	1.00-5.00	
30～39歳	2.00	1.00-4.75	
40～49歳	2.00	0.00-4.00	
50～64歳	1.00	0.00-4.00	
65歳以上	1.00	0.00-2.00	
(参考) 女子少年院在院者	4.00	1.50-6.00	$H(4)=34.205, p<.001$ 50～64歳<20～29歳、30～39歳、40～49歳 65歳以上<20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～64歳

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ACE得点が不詳の者を除く。
3 Kruskal-Wallis検定（多重比較はDunn-Bonferroniの方法）によった。

(6) 配偶者等からの被害・配偶者等への加害

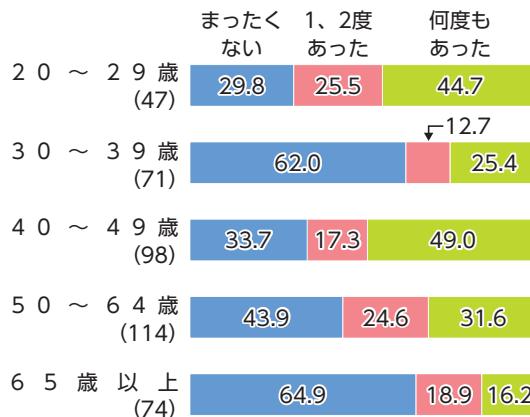
配偶者や交際相手からの被害経験（本章第3節4項（7）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-9図のとおりである。 χ^2 検定の結果、「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「性的強要」において、いずれも有意な差が見られた。「身体的暴行」について、調整済み残差を見ると、「20～29歳」では、「まったくない」の構成比が低く、「30～39歳」では、「まったくない」の構成比が高い傾向が見られた。「40～49歳」では、「まったくない」の構成比が低く、「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。「65歳以上」では、「まったくない」の構成比が高く、「何度もあった」の構成比が低い傾向が見られた。「心理的攻撃」について、調整済み残差を見ると、「20～29歳」では、「まったくない」の構成比が低く、「1、2度あった」及び「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。「40～49歳」では、「まったくない」の構成比が低い傾向が見られた。「65歳以上」では、「まったくない」の構成比が高く、「1、2度あった」及び「何度もあった」の構成比が低い傾向が見られた。「性的強要」について、調整済み残差を見ると、「20～29歳」では、「まったくない」の構成比が低く、「1、2度あった」の構成比が高い傾向が見られた。「65歳以上」では、「まったくない」の構成比が高く、「何度もあった」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者では、「身体的暴行」及び「心理的攻撃」については、「何度もあった」の構成比が最も高く、「性的強要」については、「まったくない」及び「何度もあった」の構成比が最も高かった。

3-4-4-9図

配偶者・交際相手からの被害経験（年齢層別）

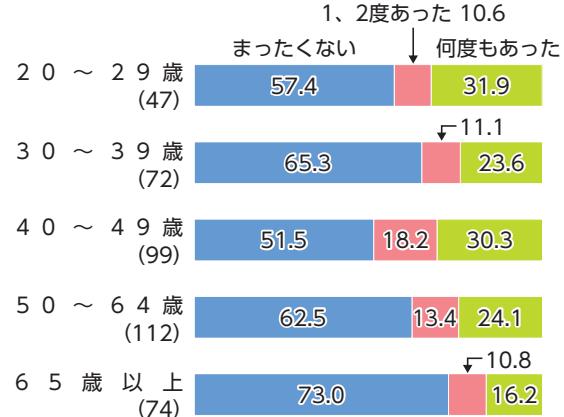
① 身体的暴行

 $\chi^2(8)=36.552, p < .001$

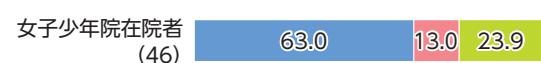
(参考)



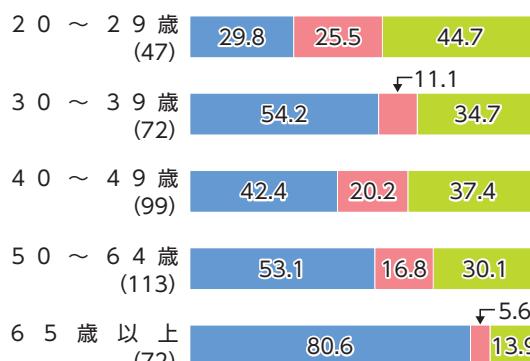
③ 経済的圧迫

 $\chi^2(8)=10.493, p=.232$

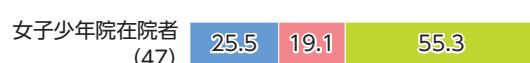
(参考)



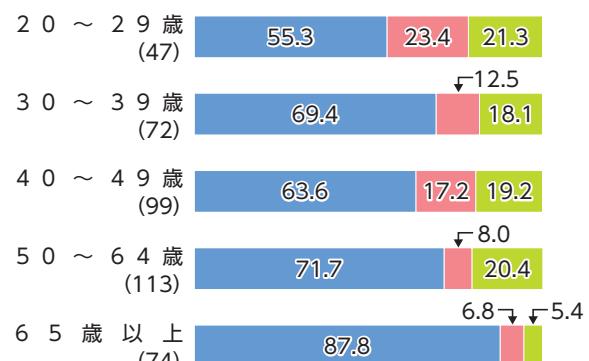
② 心理的攻撃

 $\chi^2(8)=38.305, p < .001$

(参考)



④ 性的強要

 $\chi^2(8)=22.747, p=.004$

(参考)



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 配偶者・交際相手からの被害経験が不詳の者を除く。

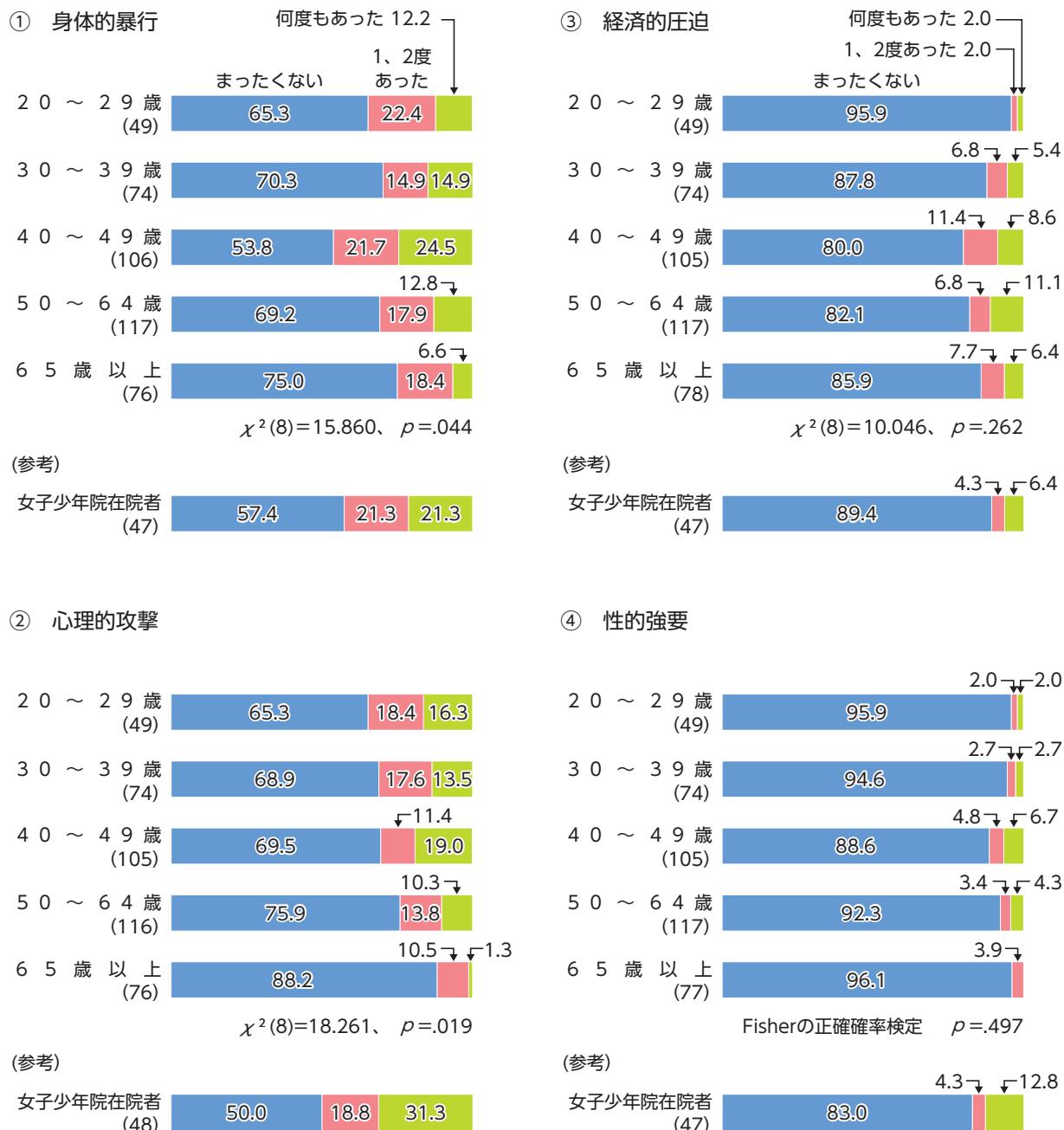
3 () 内は、実人員である。

配偶者や交際相手への加害経験（本章第3節4項（7）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-4-10図のとおりである。 χ^2 検定の結果、「身体的暴行」及び「心理的攻撃」において、いずれも有意な差が見られた。「身体的暴行」について、調整済み残差を見ると、「40～49歳」では、「まったくない」の構成比が低く、「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。「65歳以上」では、「何度もあった」の構成比が低い傾向が見られた。「心理的攻撃」について、調整済み残差を見ると、「40～49歳」では、「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。「65歳以上」では、「まったくない」の構成比が高く、「何度もあった」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「身体的暴行」及び「心理的攻撃」のいずれにおいても、「まったくない」の構成比が最も高かった。

3-4-4-10図

配偶者・交際相手への加害経験（年齢層別）



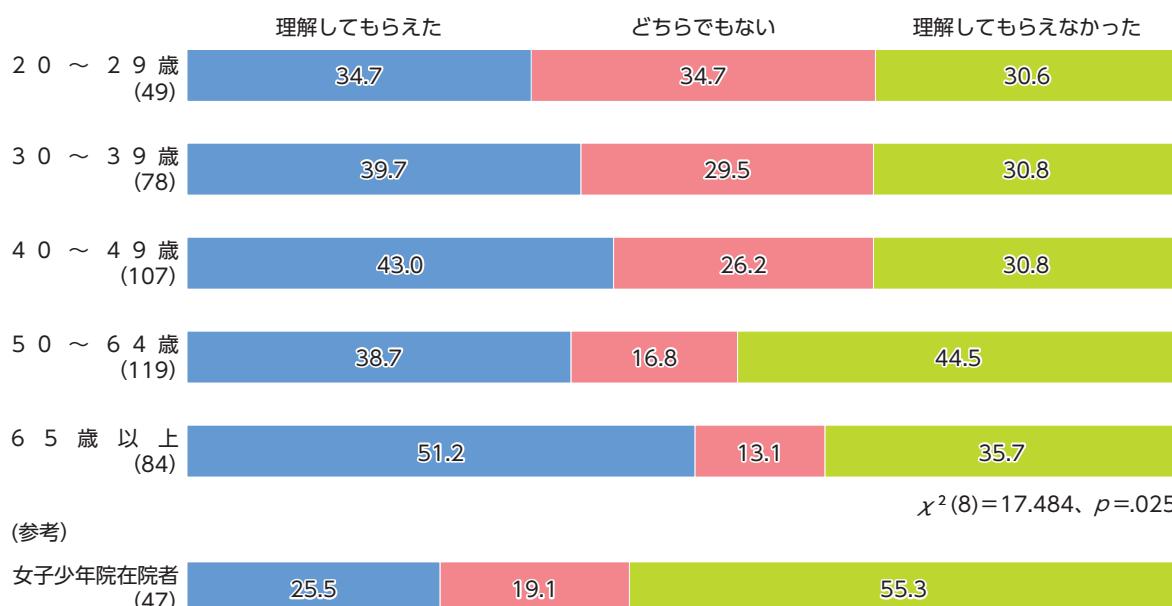
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 配偶者・交際相手への加害経験が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

5 生活意識・価値観

生活意識・価値観のうち、司法手続における自分の気持ちや考え方の受容の程度（本章第3節5項（4）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-5-1図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「20～29歳」では、「どちらでもない」の構成比が高く、「50～64歳」では、「理解してもらえなかった」の構成比が高い傾向が見られた。「65歳以上」では、「どちらでもない」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、女子少年院在院者について見ると、「理解してもらえなかった」の構成比が最も高く、次いで、「理解してもらえた」であった。

3-4-5-1図 司法手続における自分の気持ちや考え方の受容の程度（年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「理解してもらえた」は「とても理解してもらえた」及び「やや理解してもらえた」を合計した構成比であり、「理解してもらえなかった」は「あまり理解してもらえなかった」及び「全く理解してもらえなかった」を合計した構成比である。

3 司法手続における自分の気持ちや考え方の受容の程度が不詳の者を除く。

4 () 内は、実人員である。

6 心理的側面

(1) 性格特性

日本語版Ten Item Personality Inventoryの項目を用いて、性格特性（本章第3節6項（1）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-6-1表のとおりである。各性格特性の尺度得点を従属変数、年齢層を独立変数として一要因分散分析を行った結果、協調性得点、勤勉性得点及び開放性得点において、有意な差が見られた。多重比較の結果、協調性得点は、「50～64歳」が「30～39歳」よりも有意に高く、勤勉性得点は、「65歳以上」が「30～39歳」及び「40～49歳」よりも有意に高かった。開放性得点は、「20～29歳」が「50～64歳」及び「65歳以上」よりも有意に高く、「30～39歳」が「50～64歳」及び「65歳以上」よりも有意に高く、「40～49歳」が「65歳以上」よりも有意に高かった。なお、性格特性5因子の得点分布を年齢層別に見ると、3-4-6-2図のとおりである。

3-4-6-1表 日本語版 Ten Item Personality Inventory（年齢層別）

性格特性	区分	平均	標準偏差	統計値及び多重比較
外向性得点	20～29歳 (48)	8.98	2.85	$F(4, 178.70)=0.455, p=.768$
	30～39歳 (77)	8.84	3.30	
	40～49歳 (106)	8.82	2.58	
	50～64歳 (113)	8.62	2.86	
	65歳以上 (77)	8.40	2.73	
	(参考) 女子少年院在院者 (48)	9.69	3.46	
協調性得点	20～29歳 (48)	10.08	2.21	$F(4, 416)=3.528, p=.008$ 30～39歳<50～64歳
	30～39歳 (77)	9.66	2.72	
	40～49歳 (106)	10.20	2.09	
	50～64歳 (113)	10.81	2.12	
	65歳以上 (77)	10.60	2.11	
	(参考) 女子少年院在院者 (48)	9.08	3.15	
勤勉性得点	20～29歳 (48)	7.10	3.04	$F(4, 416)=3.832, p=.005$ 30～39歳、40～49歳<65歳以上
	30～39歳 (77)	6.77	2.82	
	40～49歳 (106)	6.93	2.71	
	50～64歳 (113)	7.70	2.60	
	65歳以上 (77)	8.13	2.20	
	(参考) 女子少年院在院者 (48)	6.48	2.55	
神経症傾向得点	20～29歳 (48)	9.67	2.36	$F(4, 416)=0.694, p=.596$
	30～39歳 (77)	9.40	2.57	
	40～49歳 (106)	8.98	2.63	
	50～64歳 (113)	9.12	2.88	
	65歳以上 (77)	9.18	2.50	
	(参考) 女子少年院在院者 (48)	9.73	2.46	
開放性得点	20～29歳 (48)	9.46	1.96	$F(4, 416)=8.347, p<.001$ 50～64歳、65歳以上<20～29歳 65歳以上<30～39歳 65歳以上<40～49歳
	30～39歳 (77)	8.82	2.71	
	40～49歳 (106)	8.32	2.17	
	50～64歳 (113)	7.80	2.66	
	65歳以上 (77)	7.17	2.71	
	(参考) 女子少年院在院者 (48)	9.13	2.75	

注 1 法務総合研究所の調査による。

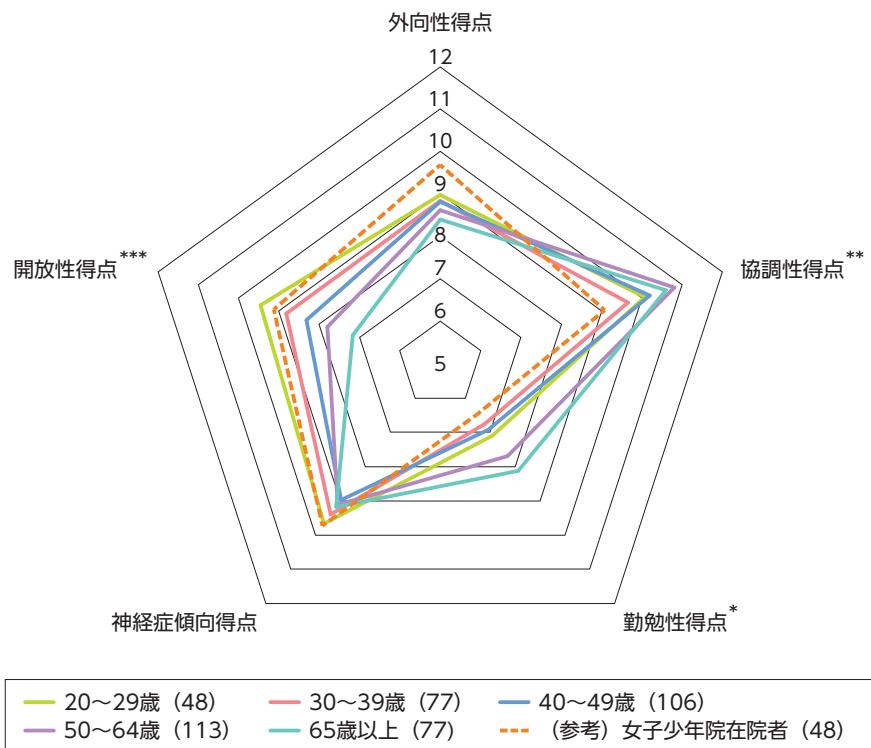
2 日本語版 Ten Item Personality Inventory のいずれかの項目が不詳の者を除く。

3 多重比較は、Bonferroni の方法によった。

4 () 内は、実人員である。

3-4-6-2図

日本語版 Ten Item Personality Inventory得点分布（年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 日本語版 Ten Item Personality Inventoryのいずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 日本語版 Ten Item Personality Inventoryの性格特性5因子の平均得点の分布を示す。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値は一要因分散分析による有意確率である。
 5 () 内は、実人員である。

(2) Locus of Control

Locus of Control 尺度（以下（2）において「LOC尺度」という。）の項目を用いて、Internal（内的統制）傾向（本章第3節6項（2）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-6-3表のとおりである。LOC尺度得点を従属変数、年齢層を独立変数として一要因分散分析を行った結果、有意な差は見られなかった。なお、LOC尺度得点分布を年齢層別に見ると、3-4-6-4図のとおりである。

3-4-6-3表

Locus of Control尺度 (年齢層別)

区分	平均	標準偏差	統計値
20～29歳 (50)	23.08	3.15	
30～39歳 (75)	22.61	3.97	
40～49歳 (105)	22.17	4.20	
50～64歳 (115)	22.55	3.74	
65歳以上 (72)	23.43	3.30	
(参考) 女子少年院在院者 (48)	22.38	4.85	$F(4, 412)=1.373, p=.242$

注 1 法務総合研究所の調査による。

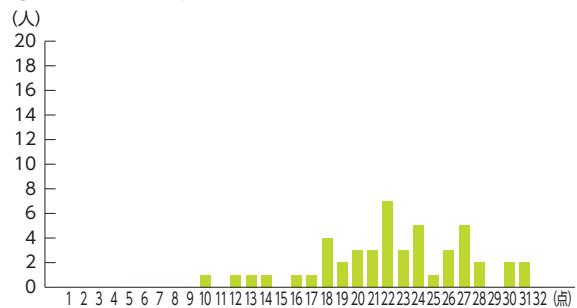
2 Locus of Control尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

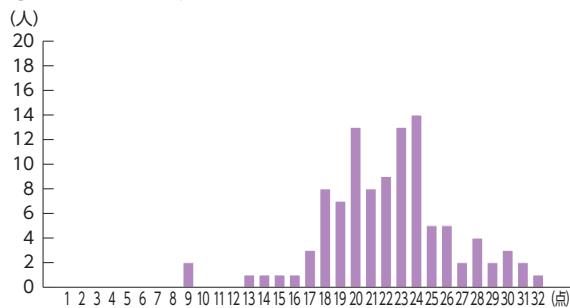
3-4-6-4図

Locus of Control尺度得点分布 (年齢層別)

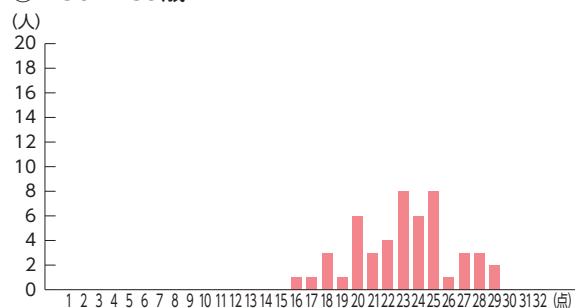
① 20～29歳



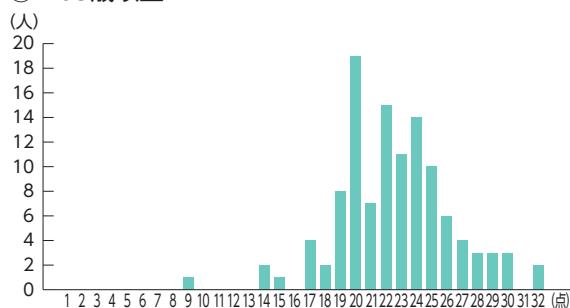
④ 50～64歳



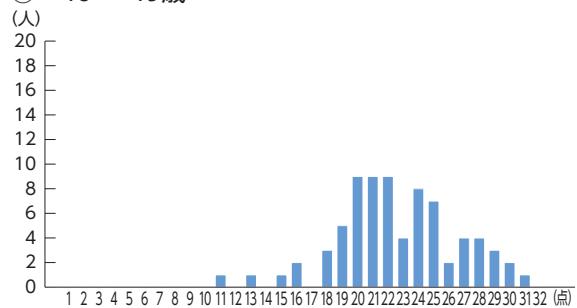
② 30～39歳



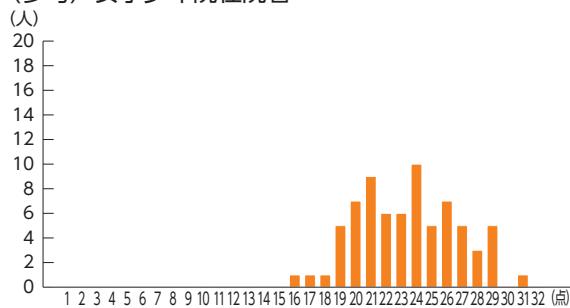
⑤ 65歳以上



③ 40～49歳



(参考) 女子少年院在院者

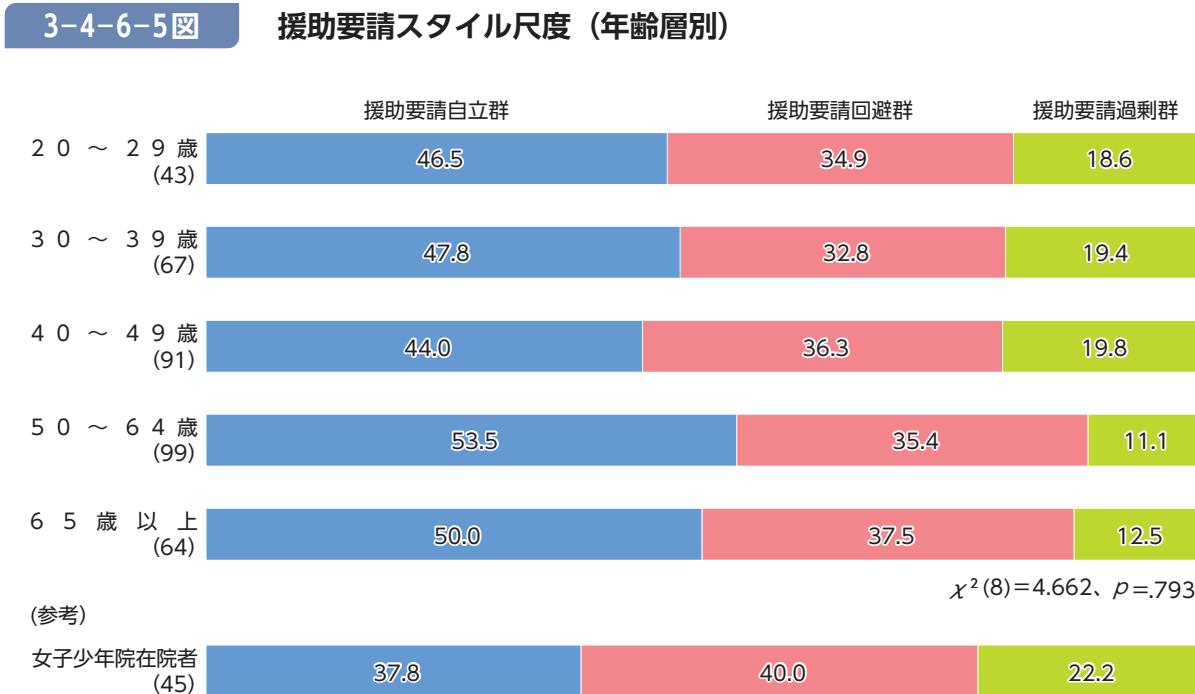


注 1 法務総合研究所の調査による。

2 Locus of Control尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。

(3) 援助希求・要請傾向

援助要請スタイル尺度を用いて、援助希求・要請傾向（本章第3節6項（3）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-6-5図のとおりである。 χ^2 検定を行った結果、有意な差は見られなかった。



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 援助要請スタイル尺度の各項目が不詳の者及び三つの型の得点に差がないいずれかの群に分類されなかった者を除く。

3 () 内は、実人員である。

(4) レジリエンス

二次元レジリエンス要因尺度を用いて、レジリエンス（精神的回復力）の強さ（本章第3節6項（4）参照）について、年齢層別に見ると、3-4-6-6表のとおりである。各尺度得点を従属変数、年齢層を独立変数として一要因分散分析を行った結果、いずれも有意な差は見られなかった。なお、レジリエンス7因子の得点分布を年齢層別に見ると、3-4-6-7図のとおりである。

3-4-6-6表

二次元レジリエンス要因尺度（年齢層別）

二次元レジリエンス要因	区分	平均	標準偏差	統計値
資質的レジリエンス要因	20～29歳(42)	3.53	0.68	$F(4, 394)=1.750, p=.138$
	30～39歳(73)	3.24	0.71	
	40～49歳(102)	3.21	0.70	
	50～64歳(106)	3.29	0.73	
	65歳以上(71)	3.28	0.76	
(参考) 女子少年院在院者(47)	(参考) 女子少年院在院者(47)	3.35	0.84	
	(参考) 女子少年院在院者(47)	3.28	0.69	
獲得的レジリエンス要因	20～29歳(42)	3.57	0.58	$F(4, 394)=1.300, p=.269$
	30～39歳(73)	3.60	0.65	
	40～49歳(102)	3.47	0.63	
	50～64歳(106)	3.45	0.77	
	65歳以上(71)	3.37	0.67	

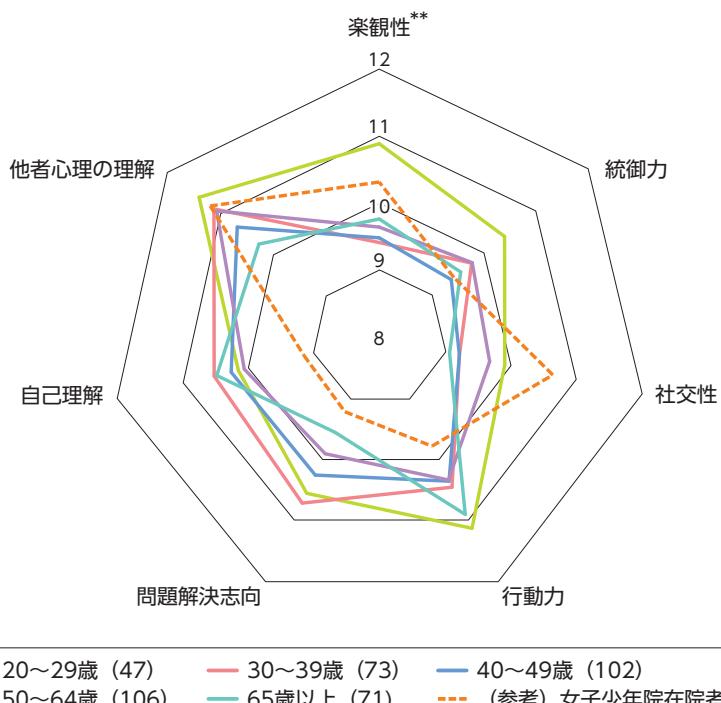
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 二次元レジリエンス要因尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

3-4-6-7図

二次元レジリエンス要因尺度得点分布（年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 二次元レジリエンス要因尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。

3 二次元レジリエンス要因尺度7因子の平均得点の分布を示す。

4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値は一要因分散分析による有意確率である。

5 () 内は、実人員である。

第5節 調査の結果（女性受刑者の罪種別）

ここでは、女性受刑者について、質問項目Q3（本章第3節2項（2）参照）の回答結果に応じて、①今回受刑することになった事件に窃盗が含まれる者、②今回受刑することになった事件に薬物犯罪（自己使用以外の営利目的所持（譲渡）等のみである場合を含む。以下同じ。）が含まれる者、③今回受刑することになった事件に窃盗と薬物犯罪が含まれる者、④今回受刑することになった事件に窃盗も薬物犯罪もいずれも含まれない者の4群に分け、このうち、①に該当する女性受刑者229名を「窃盗群」、②に該当する女性受刑者133名を「薬物群」として、本章第4節で取り上げた各項目について罪種別に比較・分析し、明らかとなった傾向・特徴を紹介する。

なお、窃盗や薬物犯罪を対象として、これまで法務総合研究所において実施してきた研究には、研究部報告57「窃盗事犯者に関する研究」（法務総合研究所、2017）や研究部報告62「薬物事犯者に関する研究」（法務総合研究所、2020）がある。

1 調査対象者の基本的属性

窃盗群及び薬物群の年齢、刑名、刑期、刑事施設への入所回数等は、3-5-1表のとおりである。平均年齢は、窃盗群が56.0歳（ $SD=16.0$ ）、薬物群が42.0歳（ $SD=10.9$ ）であり、窃盗群が有意に高かった（ $t(348.95) = 9.827, p < .001$ ）。

基本的属性について罪種別に χ^2 検定又はFisherの正確確率検定を行った結果、年齢、刑名、刑期、刑の執行猶予歴、保護処分歴、婚姻状況及び教育程度について有意な差が見られた。それぞれ調整済み残差を見ると、年齢では、窃盗群は「65歳以上」の構成比が高く、薬物群は「20～29歳」、「30～39歳」及び「40～49歳」の者の構成比が高い傾向が見られた。刑期では、窃盗群は「1年以下」の構成比が高く、薬物群は「3年以下」及び「5年以下」の構成比が高い傾向が見られた。刑の執行猶予歴では、薬物群は「保護観察付一部執行猶予」の構成比が高い傾向が見られた。保護処分歴では、窃盗群は「なし」の構成比が高く、薬物群は「保護観察」及び「少年院送致」の構成比が高い傾向が見られた。婚姻状況では、窃盗群は「死別」の構成比が高い傾向が見られた。

3-5-1表

基本的属性（罪種別）

属性等	区分	総数	窃盗群	薬物群	統計値
総数		362 (100.0)	229 (100.0)	133 (100.0)	
年齢	20歳～29歳	36 (10.0)	▽ 13 (5.7)	△23 (17.4)	$\chi^2(4)=66.041$, $p<.001$
	30歳～39歳	58 (16.1)	▽ 30 (13.1)	△28 (21.2)	
	40歳～49歳	89 (24.7)	▽ 41 (17.9)	△48 (36.4)	
	50歳～64歳	96 (26.6)	66 (28.8)	30 (22.7)	
	65歳以上	82 (22.7)	△ 79 (34.5)	▽ 3 (2.3)	
刑名	懲役	329 (90.9)	228 (99.6)	101 (75.9)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	懲役（一部執行猶予）	33 (9.1)	1 (0.4)	32 (24.1)	
刑期	1年以下	77 (21.3)	△ 74 (32.3)	▽ 3 (2.3)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	2年以下	155 (42.8)	94 (41.0)	61 (45.9)	
	3年以下	97 (26.8)	▽ 47 (20.5)	△50 (37.6)	
	5年以下	30 (8.3)	▽ 13 (5.7)	△17 (12.8)	
	5年を超える	3 (0.8)	1 (0.4)	2 (1.5)	
刑事施設への入所回数	1回	174 (48.1)	115 (50.2)	59 (44.4)	Fisherの正確確率検定 $p=.326$
	2回以上	188 (51.9)	114 (49.8)	74 (55.6)	
犯行時の身上	仮釈放中	6 (1.7)	5 (2.2)	1 (0.8)	Fisherの正確確率検定 $p=.258$
	保護観察付全部執行猶予中	16 (4.5)	11 (4.8)	5 (4.0)	
	単純執行猶予中	83 (23.6)	56 (24.7)	27 (21.6)	
	仮釈放（一部執行猶予）中	4 (1.1)	3 (1.3)	1 (0.8)	
	保護観察付一部執行猶予中	3 (0.9)	-	3 (2.4)	
	その他の	240 (68.2)	152 (67.0)	88 (70.4)	
刑の執行猶予歴	なし	44 (12.5)	31 (13.7)	13 (10.4)	$\chi^2(3)=9.817$, $p=.020$
	単純執行猶予	239 (68.1)	150 (66.4)	89 (71.2)	
	保護観察付全部執行猶予	59 (16.8)	43 (19.0)	16 (12.8)	
	保護観察付一部執行猶予	9 (2.6)	▽ 2 (0.9)	△ 7 (5.6)	
保護処分歴	なし	316 (90.8)	△219 (97.8)	▽97 (78.2)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	児童自立支援施設等送致	1 (0.3)	-	1 (0.8)	
	保護観察	16 (4.6)	▽ 4 (1.8)	△12 (9.7)	
	少年院送致	15 (4.3)	▽ 1 (0.4)	△14 (11.3)	
婚姻状況	未配偶	82 (23.4)	56 (24.9)	26 (20.6)	$\chi^2(3)=12.800$, $p=.005$
	離別	120 (34.2)	70 (31.1)	50 (39.7)	
	死別	126 (35.9)	77 (34.2)	49 (38.9)	
	死	23 (6.6)	△ 22 (9.8)	▽ 1 (0.8)	
教育程度	中学校卒業	88 (25.1)	▽ 48 (21.3)	△40 (32.0)	$\chi^2(3)=49.849$, $p<.001$
	高等学校中退	78 (22.3)	▽ 29 (12.9)	△49 (39.2)	
	高等学校卒業	129 (36.9)	△102 (45.3)	▽27 (21.6)	
	大学在学・中退・卒業	55 (15.7)	△ 46 (20.4)	▽ 9 (7.2)	
就労状況	有職	61 (16.9)	36 (15.9)	25 (18.8)	Fisherの正確確率検定 $p=.471$
	無職	299 (83.1)	191 (84.1)	108 (81.2)	
精神状況	精神病害なし	232 (68.0)	156 (71.2)	76 (62.3)	Fisherの正確確率検定 $p=.154$
	知的障害	1 (0.3)	-	1 (0.8)	
	人格障害	5 (1.5)	2 (0.9)	3 (2.5)	
	神経症性障害	19 (5.6)	13 (5.9)	6 (4.9)	
	その他の精神障害	82 (24.0)	46 (21.0)	36 (29.5)	
	不詳	2 (0.6)	2 (0.9)	-	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 各属性等が不詳の者を除く。

3 「年齢」は、調査時の年齢により、質問紙調査の結果である。

4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致であり、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。

5 少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設等送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。

6 「婚姻状況」は、犯行時による。

7 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。

8 「就労状況」は、犯行時により、「無職」は、学生・生徒及び家事従事者を含む。

9 「精神状況」は、入所時の精神診断の結果による。

10 () 内は、各属性等の総数又は調査対象者の身分別の人員における構成比である。

11 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。

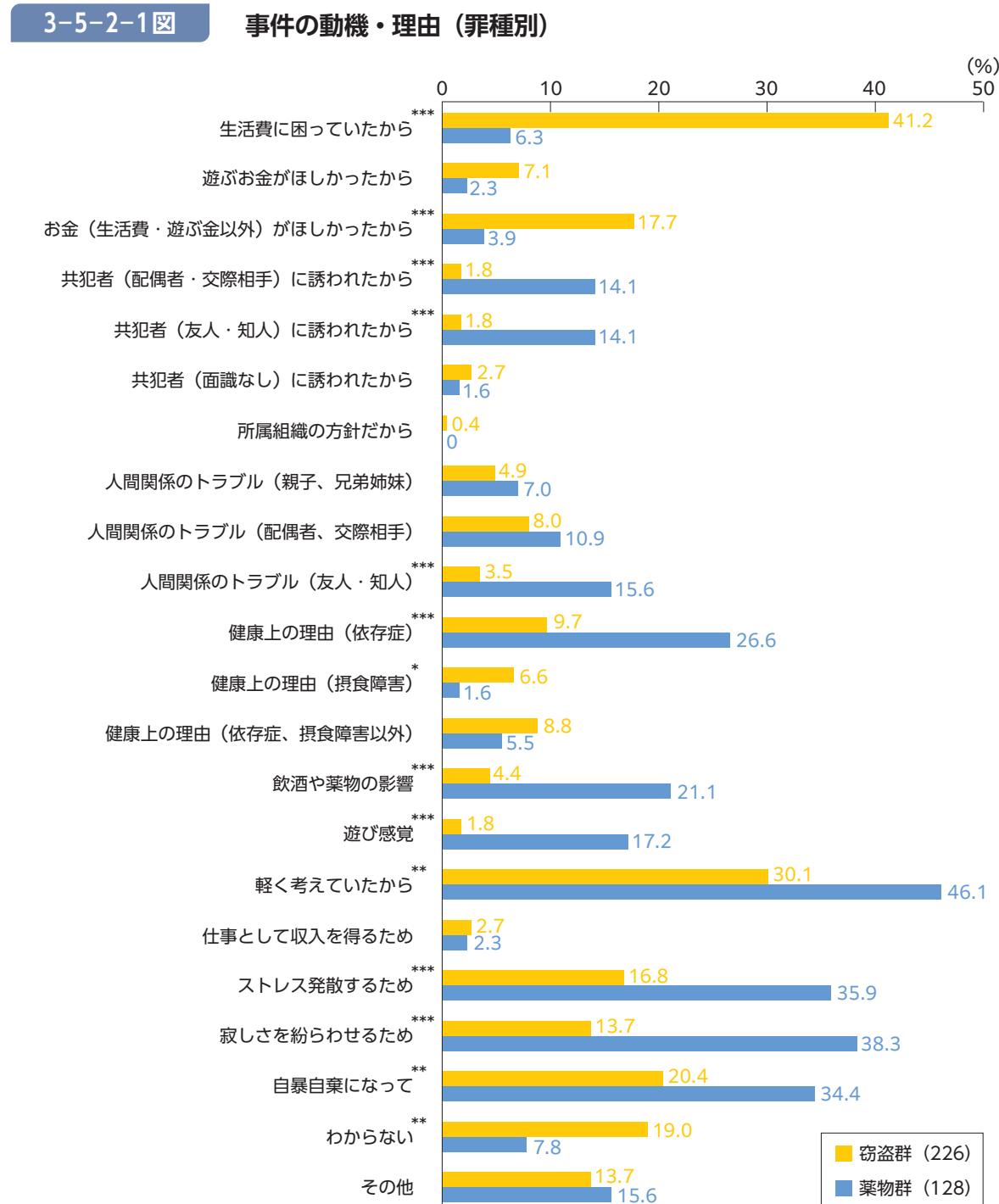
2 事件の概要

(1) 非行・犯罪歴

非行・犯罪歴のうち、初めて処分を受けた年齢（本章第3節2項（1）参照）について、罪種別に見ると、窃盗群の構成比は「65歳以上」(23.2%)が最も高く、薬物群の構成比は「20～29歳」(40.0%)が最も高かった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた ($\chi^2 (5) = 83.203, p < .001$)。調整済み残差を見ると、窃盗群の「50～64歳」及び「65歳以上」の構成比が高く、薬物群の「20歳未満」及び「20～29歳」の構成比が高い傾向が見られた。

(2) 事件の動機・理由

今回受刑することになった事件の動機・理由（本章第3節2項（3）参照）について、罪種別に見ると、3-5-2-1図のとおりである。窃盗群の該当率は、「生活費に困っていたから」(41.2%)が最も高く、次いで、「軽く考えていたから」(30.1%)、「自暴自棄になって」(20.4%)の順であった。薬物群の該当率は、「軽く考えていたから」(46.1%)が最も高く、次いで、「寂しさを紛らわせるため」(38.3%)、「ストレス発散するため」(35.9%)の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「生活費に困っていたから」、「お金（生活費、遊ぶ金以外）がほしかったから」、「共犯者（配偶者・交際相手）に誘われたから」、「共犯者（友人・知人）に誘われたから」、「人間関係のトラブル（友人・知人）」、「健康上の理由（依存症）」、「健康上の理由（摂食障害）」、「飲酒や薬物の影響」、「遊び感覚」、「軽く考えていたから」、「ストレス発散するため」、「寂しさを紛らわせるため」、「自暴自棄になって」、「わからない」であった。

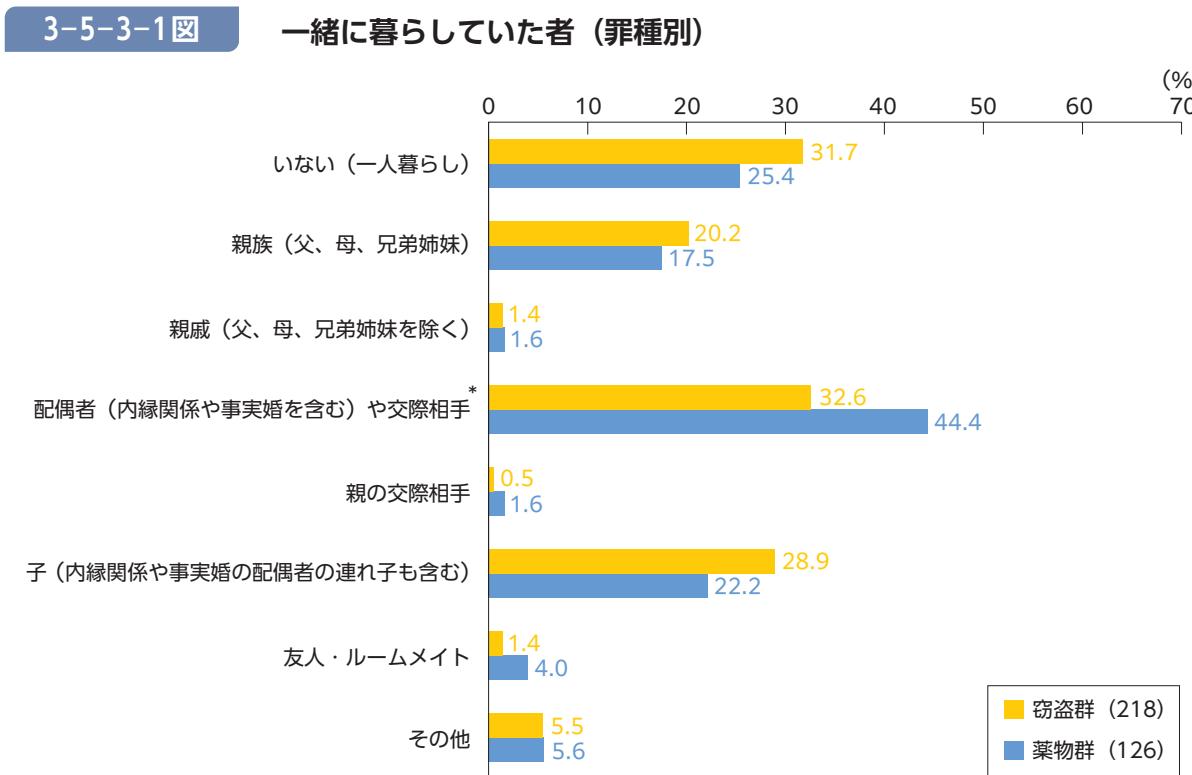


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 事件の動機・理由が不詳の者を除く。
3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。
5 () 内は、実人員である。
6 本図を見るに当たっては、「薬物群」に今回受刑することになった事件が自己使用以外の営利目的所持（譲渡）等のみである者を含むことに留意が必要である。

3 逮捕前の生活状況等

(1) 家庭状況

家庭状況のうち、一緒に暮らしていた者（本章第3節3項（1）ア参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-1図のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」であった。



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 一緒に暮らしていた者が不詳の者を除く。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

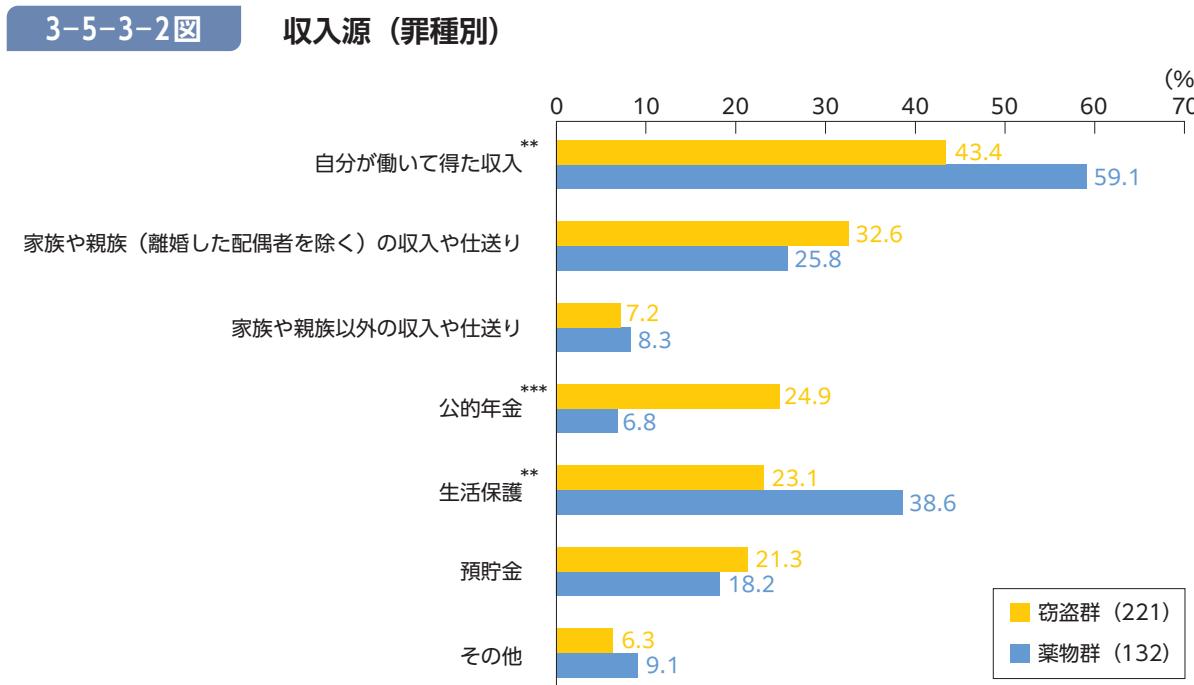
4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。

5 「親族（父、母、兄弟姉妹）」は、「父」、「母」又は「兄弟姉妹」のいずれかと一緒に暮らしていたと回答した者の比率である。

6 () 内は、実人員である。

(2) 経済状況

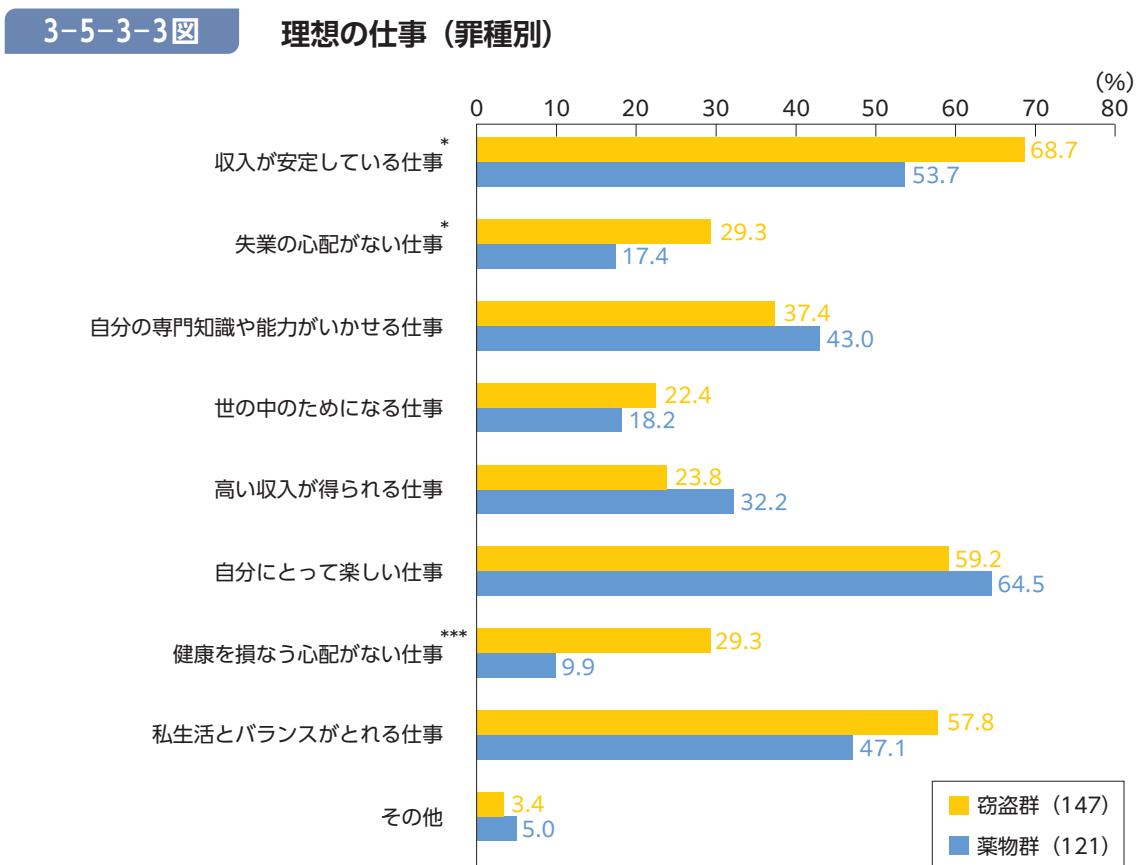
経済状況のうち、収入源（本章第3節3項（2）ア参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-2図のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「自分で働いて得た収入」、「公的年金」及び「生活保護」であった。



- 注
 1 法務総合研究所の調査による。
 2 収入源が不詳の者（「分からぬ」と回答した者を含む）を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。
 5 () 内は、実人員である。

(3) 就労状況

就労状況のうち、理想の仕事（本章第3節3項（3）エ参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-3図のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「収入が安定している仕事」、「失業の心配がない仕事」、「健康を損なう心配がない仕事」であり、いずれも窃盗群の方が高かった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 理想の仕事が不詳の者を除く。
 3 64歳以下の者に限る。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。
 6 () 内は、実人員である。

(4) 反社会的行為をする者との関わりの有無

反社会的行為をする者との関わりの有無（本章第3節3項（4）参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-4図のとおりである。「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり」、「暴力団関係者との関わり」、「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」のいずれにおいても、「あり」の薬物群の構成比は窃盗群よりも高く、Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

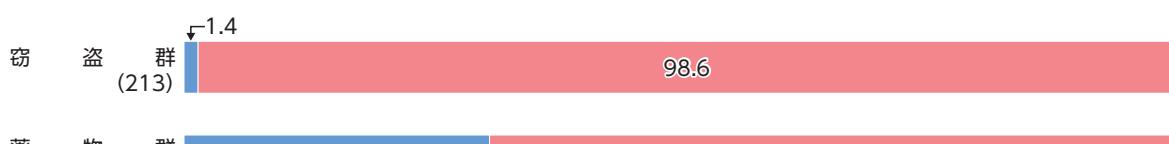
3-5-3-4図 反社会的行為をする者との関わりの有無等（罪種別）

① 警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり



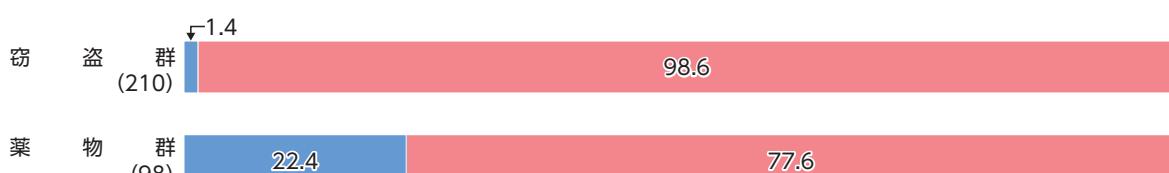
Fisherの正確確率検定 $p < .001$

② 暴力団関係者との関わり



Fisherの正確確率検定 $p < .001$

③ 暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり



Fisherの正確確率検定 $p < .001$

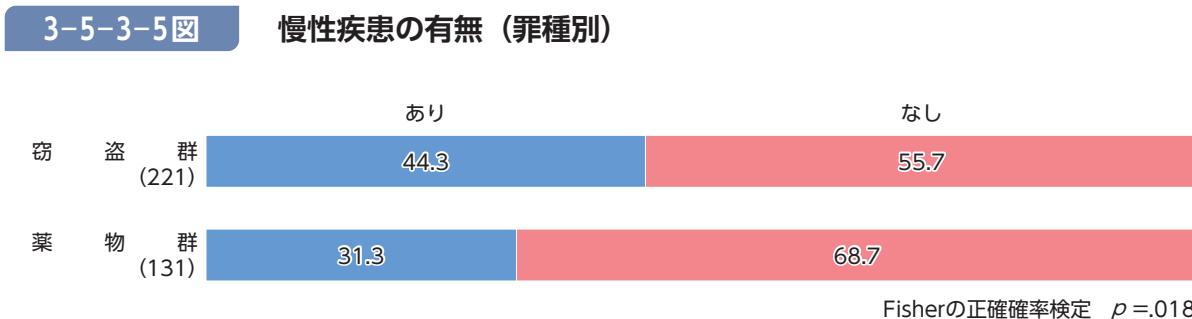
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 反社会的行為をする者との関わりの有無等が不詳の者及び反社会的行為をする者との関わりに係る質問において「わからない」又は「答えない」と回答した者を除く。

3 () 内は、実人員である。

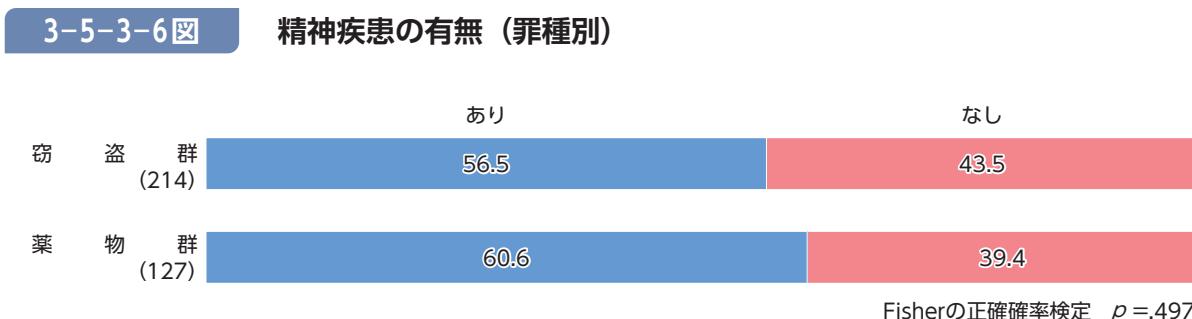
(5) 心身の状況

治療や投薬を受けていた慢性疾患の有無（本章第3節3項（5）参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-5図のとおりである。慢性疾患が「あり」の窃盗群の構成比は44.3%で、薬物群は31.3%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 慢性疾患の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

治療や投薬を受けていた精神疾患の有無（本章第3節3項（5）参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-6図のとおりである。精神疾患が「あり」の窃盗群の構成比は56.5%で、薬物群は60.6%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。



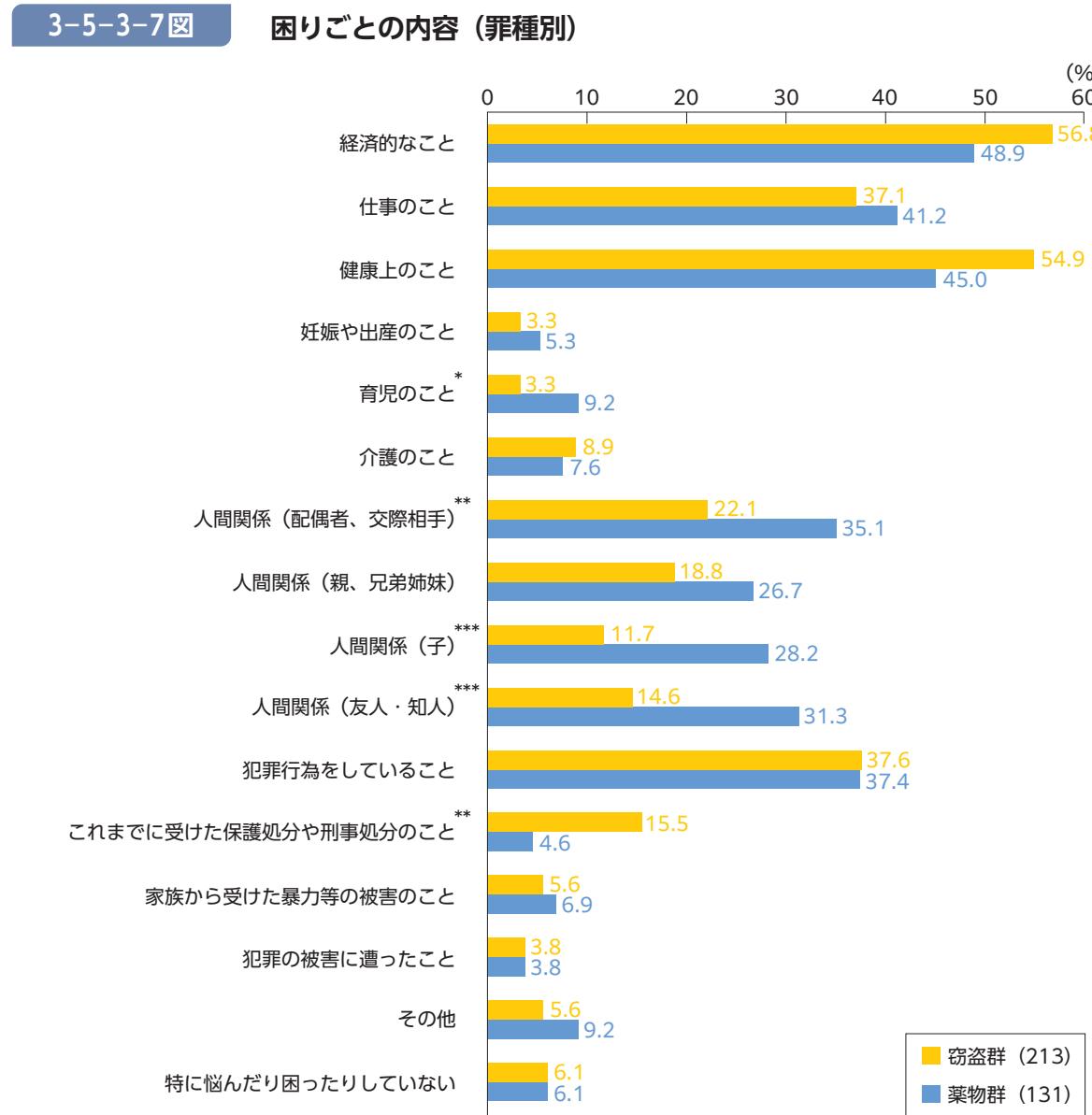
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 精神疾患の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(6) 困りごと・相談状況

ア 困りごとの内容

逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間に抱えていた悩みや不安（本章第3節3項（6）ア参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-7図のとおりである。窃盗群の該当率は、「経済的なこと」（56.8%）が最も高く、次いで、「健康のこと」（54.9%）、「犯罪行為をしていること」（37.6%）の順であった。薬物群の該当率は、「経済的なこと」（48.9%）が最も高く、次いで、「健康のこと」（45.0%）、「仕事のこと」（41.2%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「育児のこと」、「人間関係（配偶者、交際相手）」、「人間関係（子）」、「人間関係（友人・知人）」、「これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと」であった。

なお、事件の動機・理由では、「生活費に困っていたから」が窃盗群で有意に高かったが（本節2項（2）参照）、悩みや不安における「経済的なこと」では有意な差は見られなかった。また、配偶者等からの暴力について、薬物群の方が被害経験を有している者が有意に多かったが（本節5項参照）、悩みや不安における「家族から受けた暴力等の被害のこと」では有意な差は見られなかった。



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 困りごとの内容が不詳の者を除く。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。

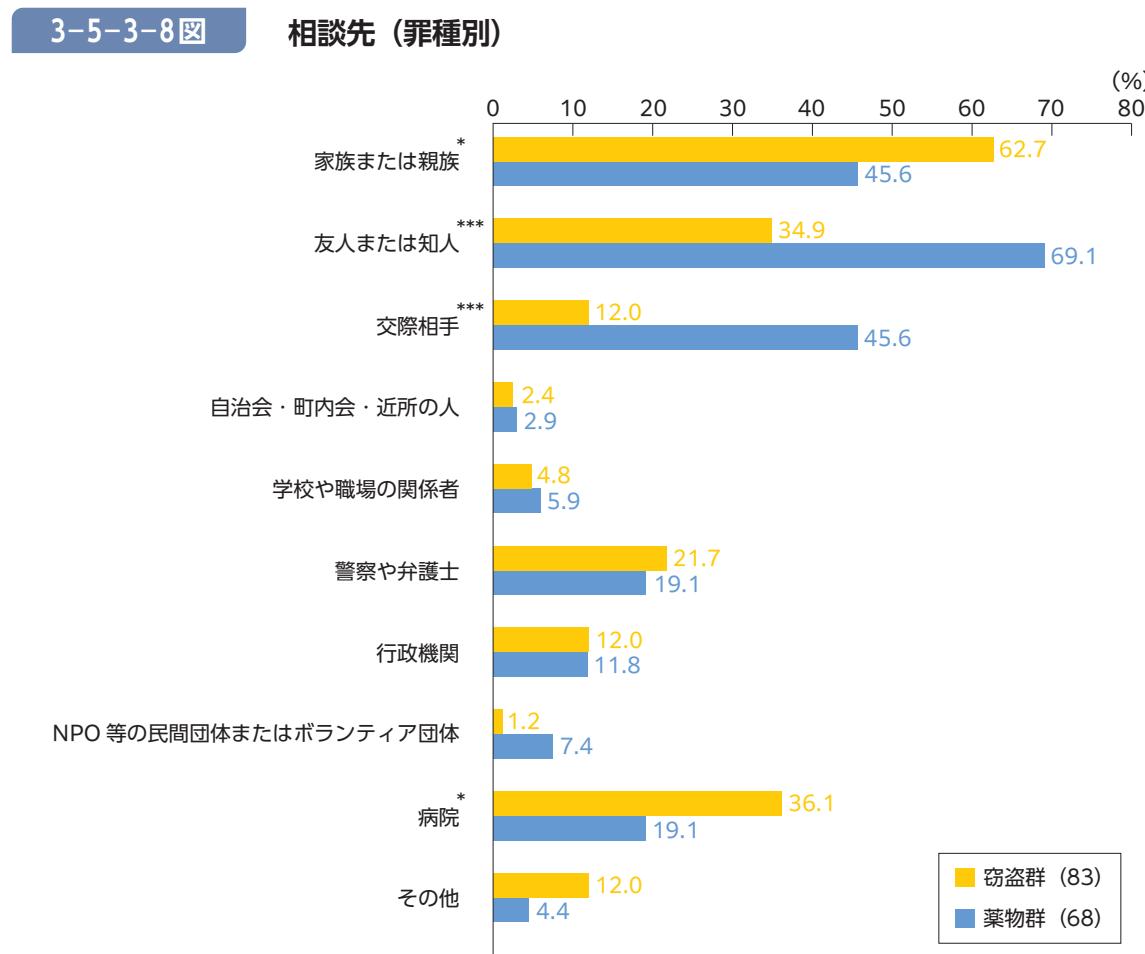
5 () 内は、実人員である。

イ 相談の有無、相談先及び相談しなかった理由

悩みや不安があったとする者の相談状況（本章第3節3項（6）イ参照）について、罪種別に見ると、「相談した」の窃盗群の構成比は44.7%で、薬物群は56.6%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた（ $p=.048$ ）。

さらに「相談した」とする者の相談先（本章第3節3項（6）イ参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-8図のとおりである。窃盗群の該当率は、「家族または親族」（62.7%）が最も高く、次いで、「病

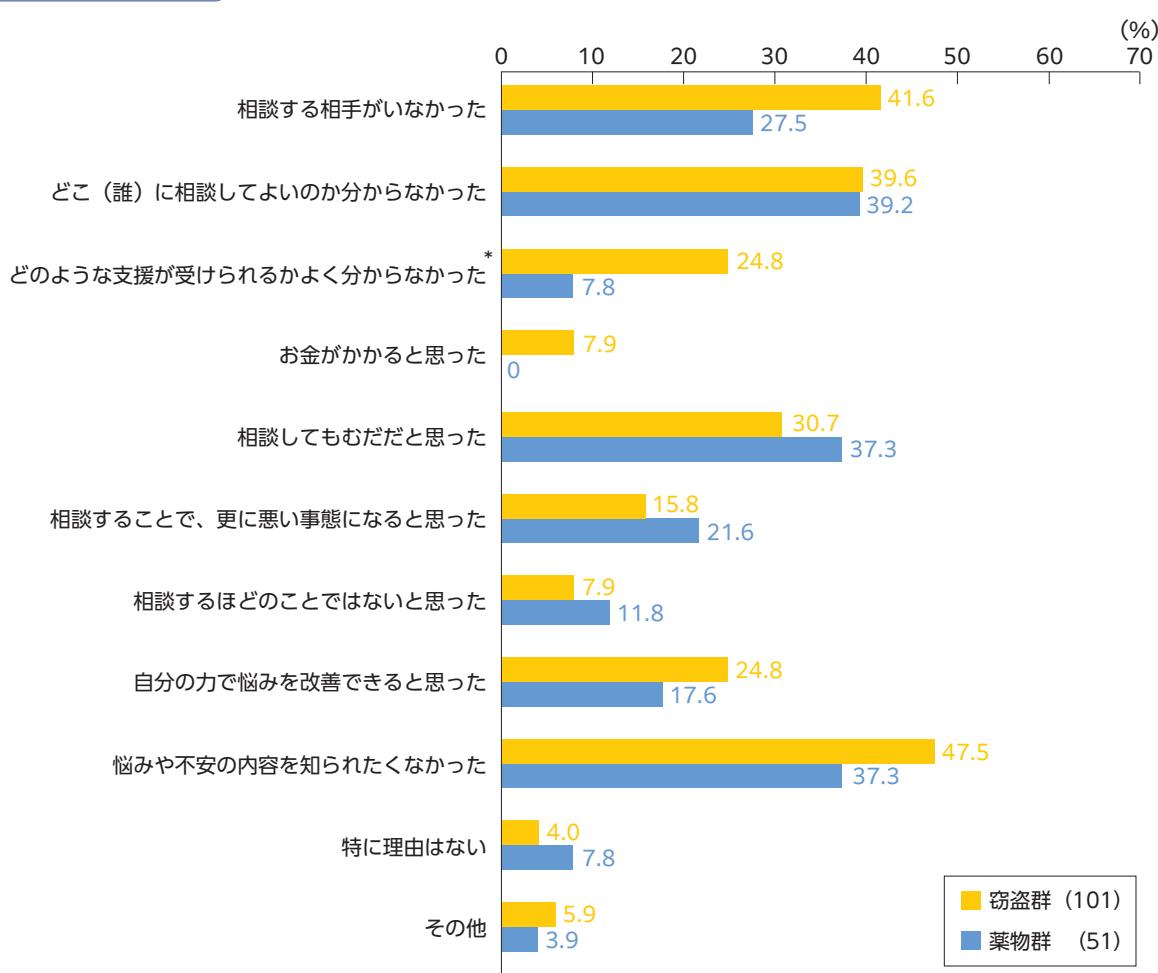
院」(36.1%)、「友人または知人」(34.9%)の順であった。薬物群の該当率は、「友人または知人」(69.1%)が最も高く、次いで、「家族または親族」及び「交際相手」(いずれも45.6%)の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「家族または親族」、「友人または知人」、「交際相手」及び「病院」であった。



また、「相談しなかった」とする者の理由（本章第3節3項（6）イ参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-9図のとおりである。窃盗群の該当率は、「悩みや不安の内容を知られたくないかった」(47.5%)が最も高く、次いで、「相談する相手がいなかった」(41.6%)、「どこ（誰）に相談してよいのか分からなかった」(39.6%)の順であった。薬物群の該当率は、「どこ（誰）に相談してよいのか分からなかった」(39.2%)が最も高く、次いで、「相談してもむだだと思った」及び「悩みや不安の内容を知

られたくなかった」（いずれも37.3%）の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「どのような支援が受けられるかよく分からなかった」であった。

3-5-3-9図 相談しなかった理由（罪種別）



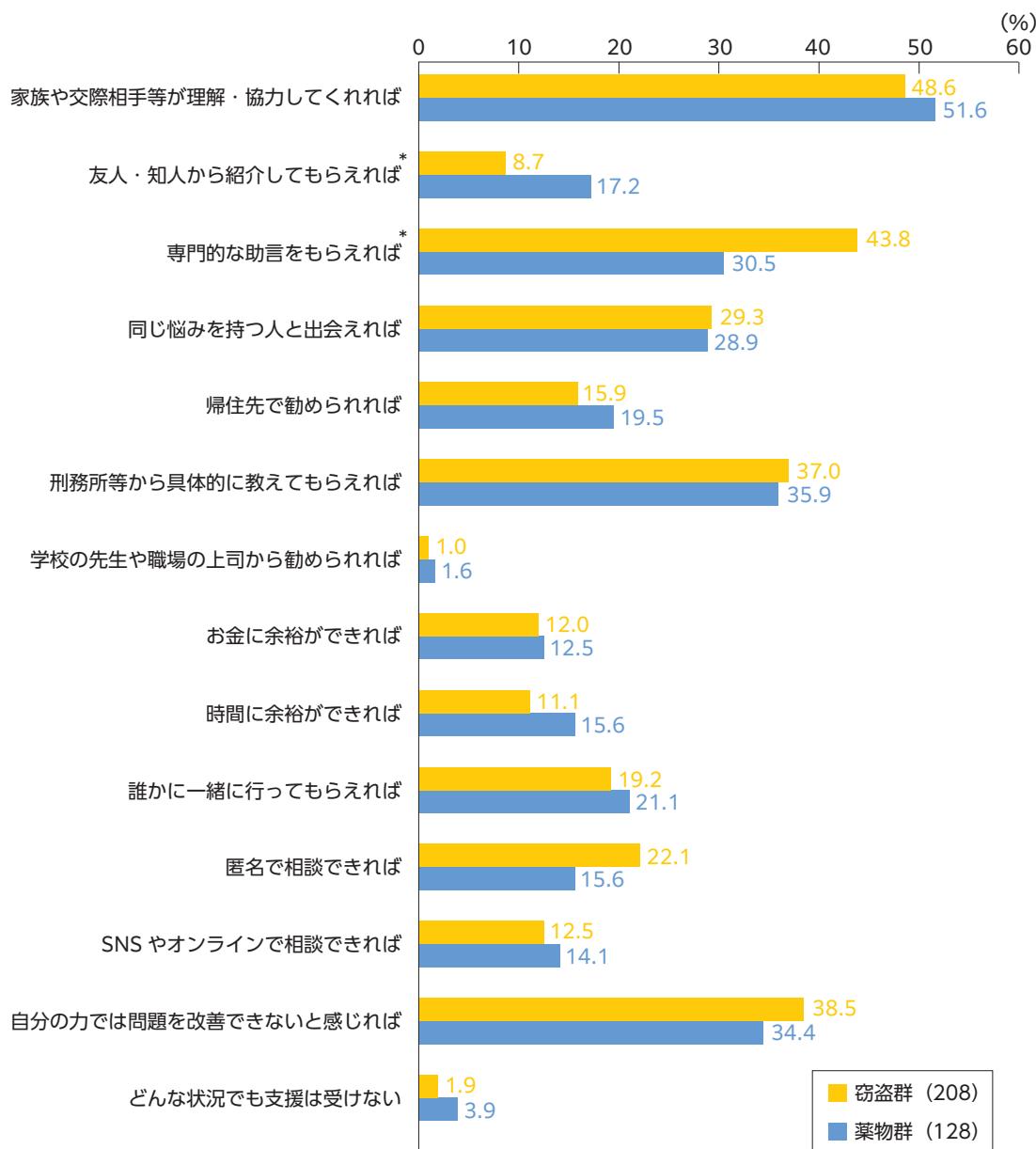
- 注
 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
 3 相談の有無に係る質問について「相談しなかった」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 相談しなかった理由が不詳の者を除く。
 5 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。
 6 () 内は、実人員である。

(7) 支援機関等への相談に対する考え方

支援機関等への相談に対する考え方（本章第3節3項（7）参照）について、罪種別に見ると、3-5-3-10図のとおりである。窃盗群、薬物群いずれの該当率も、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」（48.6%、51.6%）が最も高かった。Fisherの正確確率検定の結果、期待値より該当人数に有意な差が見られた項目は、「友人・知人から紹介してもらえば」、「専門的な助言をもらえれば」であった。

3-5-3-10図

支援機関等への相談に対する考え方（罪種別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 支援機関の相談に対する考え方が不詳の者を除く。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値はFisherの正確有意確率である。

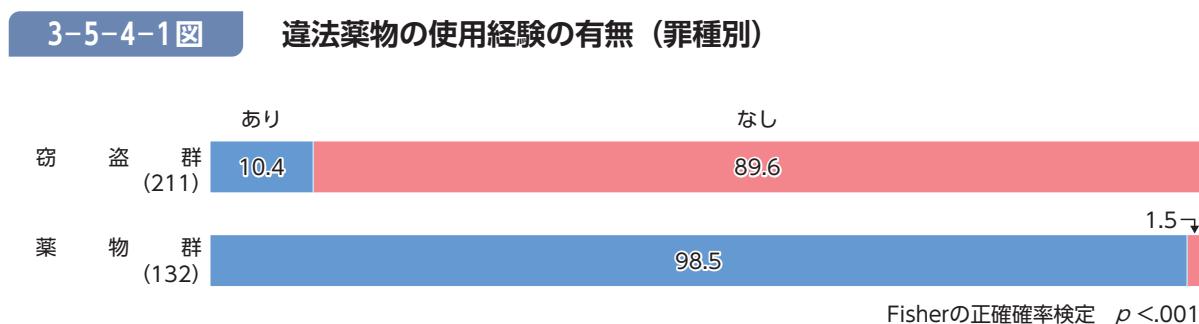
5 () 内は、実人員である。

4 生活・行動歴

(1) 薬物使用経験

ア 違法薬物の使用経験の有無

違法薬物の使用経験の有無（本章第3節4項（1）ア参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-1図のとおりである。使用経験が「あり」の窃盗群の構成比は10.4%で、薬物群は98.5%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。



注 1 法務総合研究所の調査による。

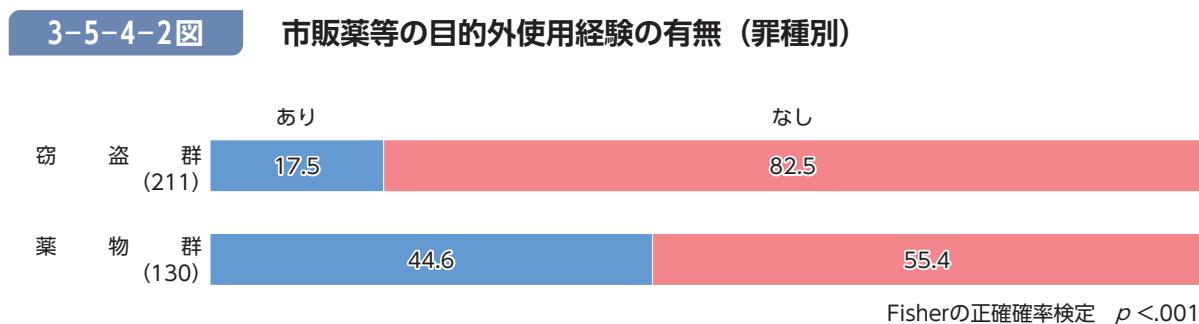
2 違法薬物の使用経験の有無が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

4 本図を見るに当たっては、「薬物群」に今回受刑することになった事件が自己使用以外の営利目的所持（譲渡）等のみである者を含むことに留意が必要である。

イ 市販薬等の目的外使用経験の有無

市販薬等の目的外使用経験の有無（本章第3節4項（1）イ参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-2図のとおりである。目的外使用経験が「あり」の窃盗群の構成比は17.5%で、薬物群は44.6%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 市販薬等の目的外使用経験の有無が不詳の者を除く。

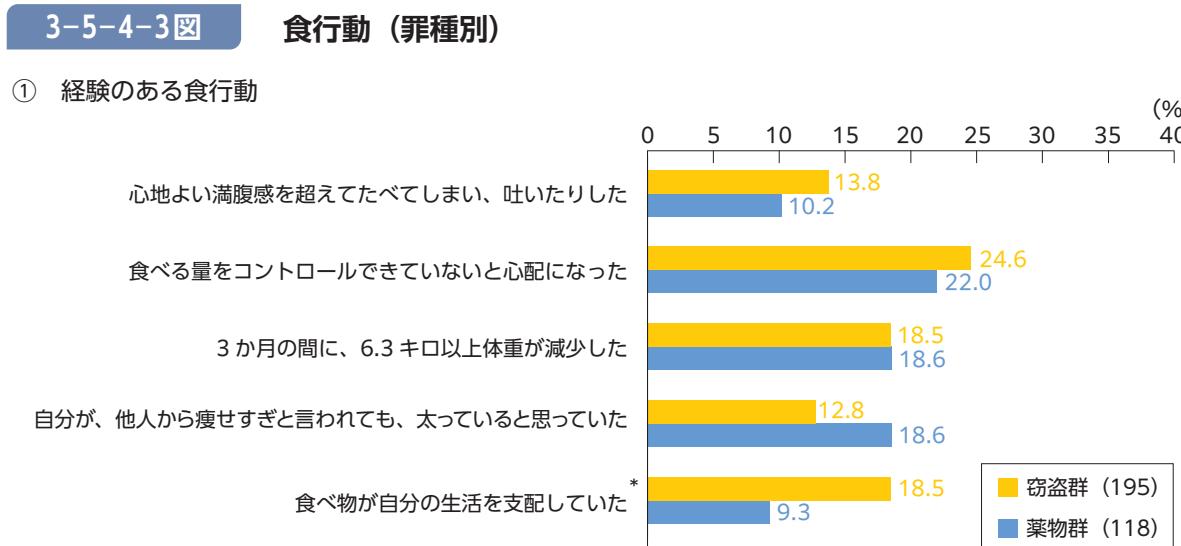
3 () 内は、実人員である。

(2) 食行動

食行動における各項目の該当率（本章第3節4項（3）参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-3図①のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、「食べ物が自分の生活を支配していた」について、有意に窃盗群が高かったが、その他の項目については有意な差は見られなかった。

食行動の問題の有無（本章第3節4項（3）参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-3図②のとおりである。問題が「あり」の窃盗群の構成比は21.5%で、薬物群は25.4%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

一方、治療や投薬を受けていた精神疾患（本章第3節3項（5）参照）について、罪種別に見ると、「摂食障害」の窃盗群の該当率は21.0%、薬物群は6.5%であり、Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた（ $p=.007$ ）。これらのことから、薬物群においては摂食障害として治療や投薬を受けている該当率は低いものの、食行動の問題としては窃盗群とほぼ同様の状況にある可能性がうかがえる。



② 食行動の問題

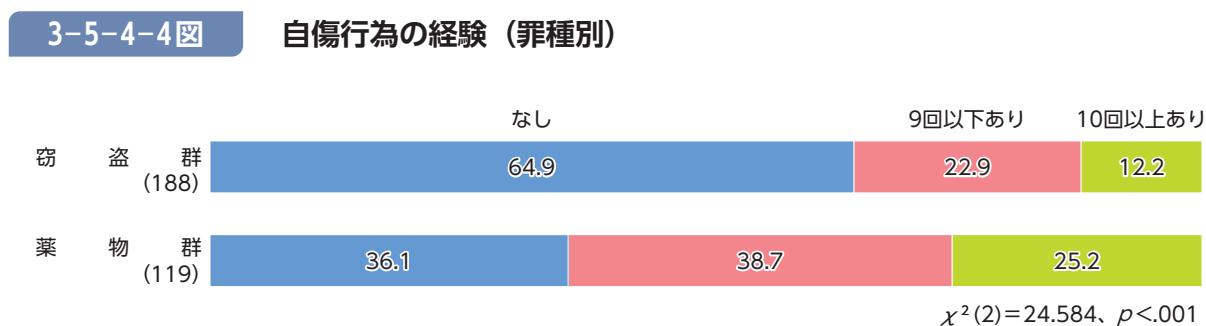


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
- 2 経験のある食行動のいずれかの項目が不詳の者及び食行動の問題の有無が不詳の者を除く。
- 3 ①は、各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
- 4 ①の***は、 $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
- 5 ②の「あり」は、①の項目に二つ以上該当した者である。
- 6 () 内は、実人員である。

(3) 自傷行為・自殺念慮等

ア 自傷行為の経験

自傷行為の経験（本章第3節4項（4）ア参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-4図のとおりである。窃盗群の構成比は「なし」（64.9%）が最も高く、薬物群の構成比は「9回以下あり」（38.7%）が最も高かった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、窃盗群の「なし」の構成比が高く、薬物群の「9回以下あり」と「10回以上あり」の構成比が高い傾向が見られた。



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 自傷行為の経験に係る項目において全ての項目に回答した者に限り、自傷行為の経験が不詳の者を除く。

3 「なし」は全ての項目に「なし」と回答した者の構成比であり、「9回以下あり」はいずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く。）の構成比であり、「10回以上あり」はいずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者の構成比である。

4 () 内は、実人員である。

イ 自殺念慮・自殺企図の経験

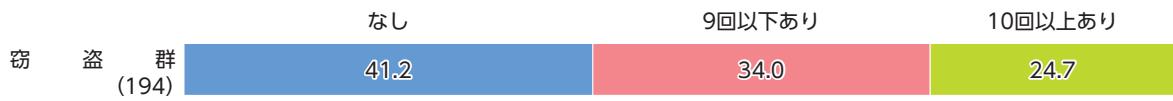
自殺念慮の経験（本章第3節4項（4）イ参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-5図①のとおりである。窃盗群の構成比は「なし」（41.2%）が最も高く、薬物群の構成比は「9回以下あり」（44.4%）が最も高かった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、窃盗群の「なし」の構成比が高い傾向が見られた。

自殺企図の経験（本章第3節4項（4）イ参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-5図②のとおりである。窃盗群、薬物群のいずれの構成比も「なし」（69.9%、58.2%）が最も高く、 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

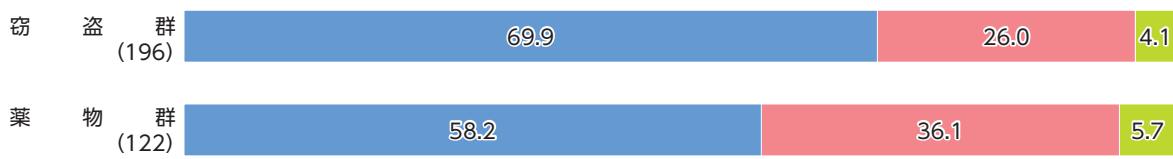
3-5-4-5図

自殺念慮・自殺企図の経験（罪種別）

① 自殺念慮

 $\chi^2(2)=6.504, p=.039$

② 自殺企図

 $\chi^2(2)=4.551, p=.103$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 自殺念慮及び自殺企図に係る項目において全ての項目に回答した者に限り、自殺念慮及び自殺企図の経験が不詳の者を除く。

3 「なし」は全ての項目に「なし」と回答した者の構成比であり、「9回以下あり」はいずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く。）の構成比であり、「10回以上あり」はいずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者の構成比である。

4 () 内は、実人員である。

(4) 性経験等

ア 不特定かつ多数の者との性交経験の有無

不特定かつ多数の者との性交経験の有無（本章第3節4項（5）参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-6図のとおりである。経験が「あり」の窃盜群の構成比は22.4%で、薬物群は55.4%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。

3-5-4-6図

不特定かつ多数の者との性交経験の有無（罪種別）

Fisherの正確確率検定 $p < .001$

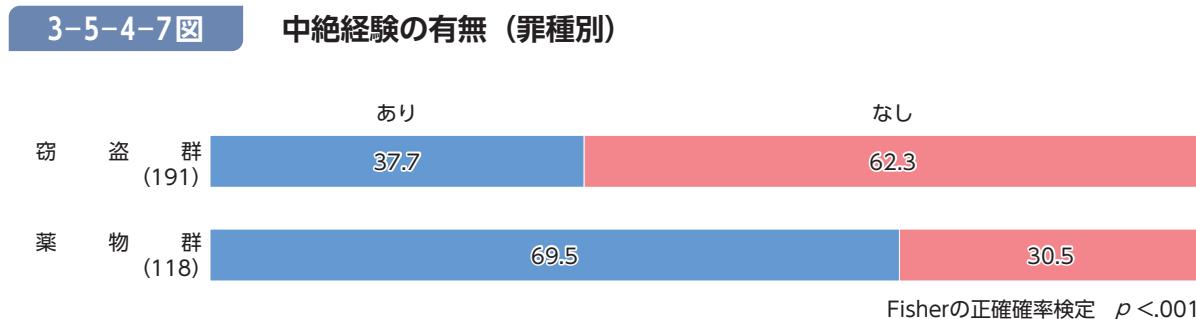
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 不特定かつ多数の者との性交経験の有無が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

イ 中絶経験の有無

中絶経験の有無（本章第3節4項（5）参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-7図のとおりである。経験が「あり」の窃盗群の構成比は37.7%で、薬物群は69.5%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 中絶経験の有無が不詳の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

（5）小児期逆境体験

ACE得点（本章第3節4項（6）参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-8表のとおりである。Mann-WhitneyのU検定の結果、薬物群は、窃盗群より有意に得点が高かった。

3-5-4-8表 ACE得点（罪種別）

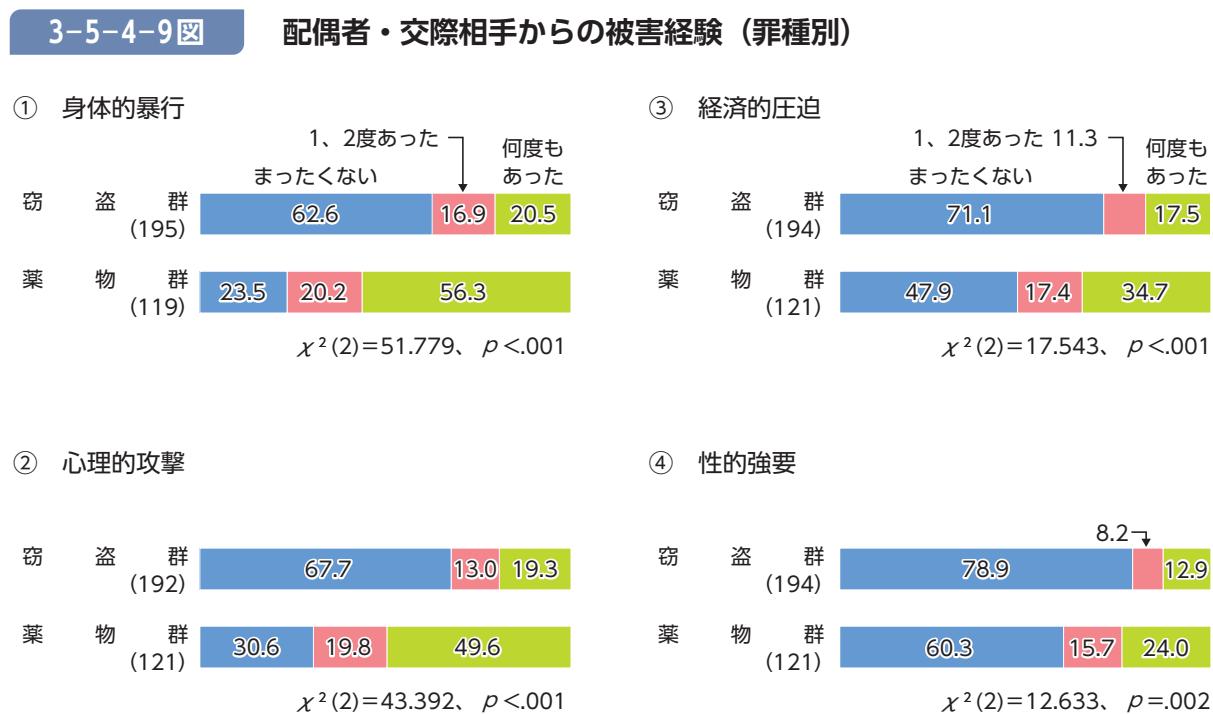
区 分	中央値	四分位範囲	統計値
窃 盗 群 (193)	1.00	0.00-3.00	$U=14466.000, p < .001$
薬 物 群 (118)	3.00	1.00-5.00	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ACE得点が不詳の者を除く。
3 Mann-WhitneyのU検定によった。
4 () 内は、実人員である。

（6）配偶者等からの被害・配偶者等への加害

配偶者や交際相手からの被害経験（本章第3節4項（7）参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-9図のとおりである。被害経験が「まったくない」の窃盗群の構成比は、「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「経済的圧迫」でそれぞれ約6～7割、「性的強要」で約8割であったのに対し、薬物群は、「身体的暴行」及び「心理的攻撃」でそれぞれ約2～3割、「経済的圧迫」及び「性的強要」でそれぞれ約5～6割であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「経済的圧迫」において窃盗群の「まったくない」の構成比が高く、薬物群の「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。また、「性的強要」において窃盗群の「まったくない」

の構成比が高く、薬物群の「1、2度あった」及び「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。



注 1 法務総合研究所の調査による。

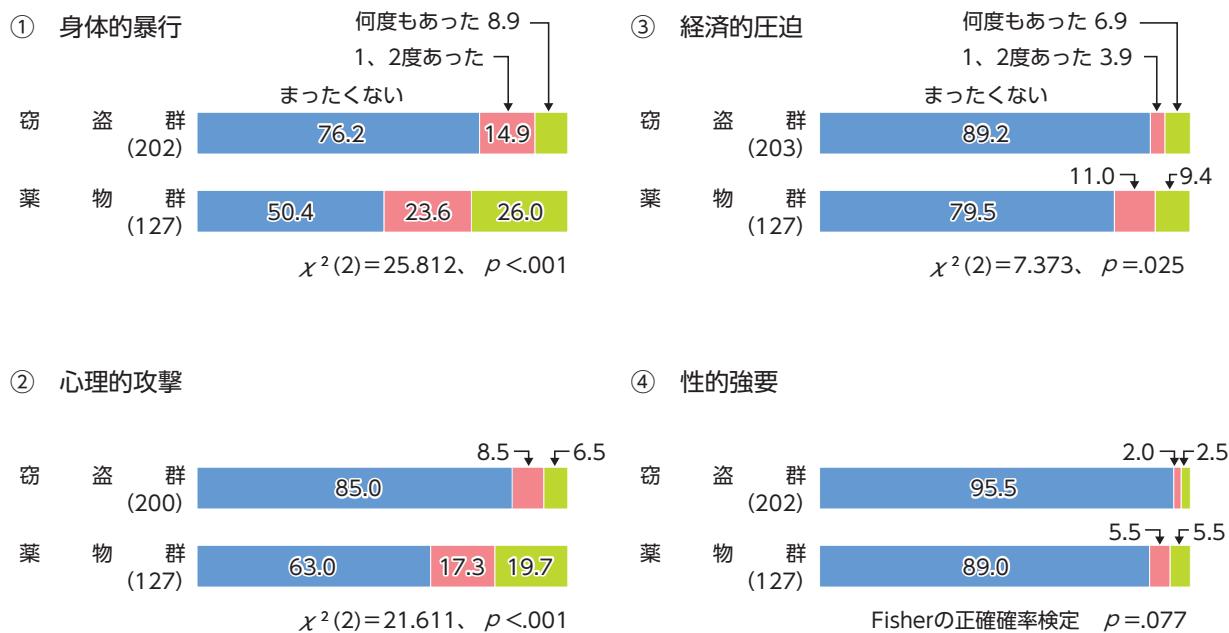
2 配偶者・交際相手からの被害経験が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

配偶者や交際相手への加害経験（本章第3節4項（7）参照）について、罪種別に見ると、3-5-4-10図のとおりである。加害経験が「まったくない」の窃盗群の構成比は、「身体的暴行」で約8割、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」でそれぞれ9割前後であったのに対し、薬物群は、「身体的暴行」及び「心理的攻撃」でそれぞれ約5~6割、「経済的圧迫」及び「性的強要」でそれぞれ約8~9割であった。 χ^2 検定の結果、「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「経済的圧迫」で有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「身体的暴行」及び「心理的攻撃」で窃盗群の「まったくない」の構成比が高く、薬物群の「1、2度あった」及び「何度もあった」の構成比が高い傾向が見られた。また、「経済的圧迫」で窃盗群の「まったくない」の構成比が高く、薬物群の「1、2度あった」の構成比が高い傾向が見られた。

3-5-4-10図

配偶者・交際相手への加害経験（罪種別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 配偶者・交際相手への加害経験が不詳の者を除く。

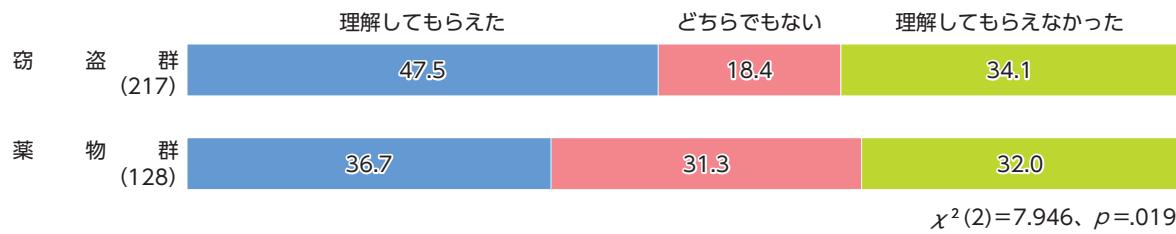
3 () 内は、実人員である。

5 生活意識・価値観

生活意識・価値観のうち、司法手続における自分の気持ちや考え方の受容の程度（本章第3節5項（4）参照）について、罪種別に見ると、3-5-5-1図のとおりである。「理解してもらえた」の構成比は、窃盗群は47.5%、薬物群は36.7%であった。 χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、薬物群の「どちらでもない」の構成比が高い傾向が見られた。

3-5-5-1図

司法手続における自分の気持ちや考え方の受容の程度（罪種別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 司法手続における自分の気持ちや考え方の受容の程度が不詳の者を除く。

3 「理解してもらえた」は「とても理解してもらえた」及び「やや理解してもらえた」を合計した構成比であり、「理解してもらえなかった」は「あまり理解してもらえなかった」及び「全く理解してもらえなかった」を合計した構成比である。

4 () 内は、実人員である。

6 心理的側面

(1) 性格特性

日本語版Ten Item Personality Inventoryの項目を用いて、性格特性（本章第3節6項（1）参照）について、罪種別に見ると、3-5-6-1表のとおりである。窃盗群は、協調性得点が最も高く、次いで、神経症傾向得点、外向性得点の順であった。薬物群は、協調性得点が最も高く、次いで、外向性得点、開放性得点の順であった。各性格特性の平均得点それぞれについて、t検定を行った結果、外向性得点及び開放性得点は、薬物群が有意に高く、神経症傾向得点は、窃盗群が有意に高かった。なお、性格特性5因子の得点分布について、罪種別に見ると、3-5-6-2図のとおりである。

3-5-6-1表

日本語版 Ten Item Personality Inventory（罪種別）

性格特性	区分	平均	標準偏差	統計値
外向性得点	窃 盗 群 (203)	8.10	2.87	$t(327)=3.932, p<.001$
	薬 物 群 (126)	9.37	2.80	
協調性得点	窃 盗 群 (203)	10.46	2.36	$t(327)=1.278, p=.202$
	薬 物 群 (126)	10.13	2.00	
勤勉性得点	窃 盗 群 (203)	7.50	2.77	$t(327)=1.296, p=.196$
	薬 物 群 (126)	7.10	2.78	
神経症傾向得点	窃 盗 群 (203)	9.51	2.57	$t(327)=2.825, p=.005$
	薬 物 群 (126)	8.69	2.52	
開放性得点	窃 盗 群 (203)	7.73	2.60	$t(327)=3.927, p<.001$
	薬 物 群 (126)	8.84	2.32	

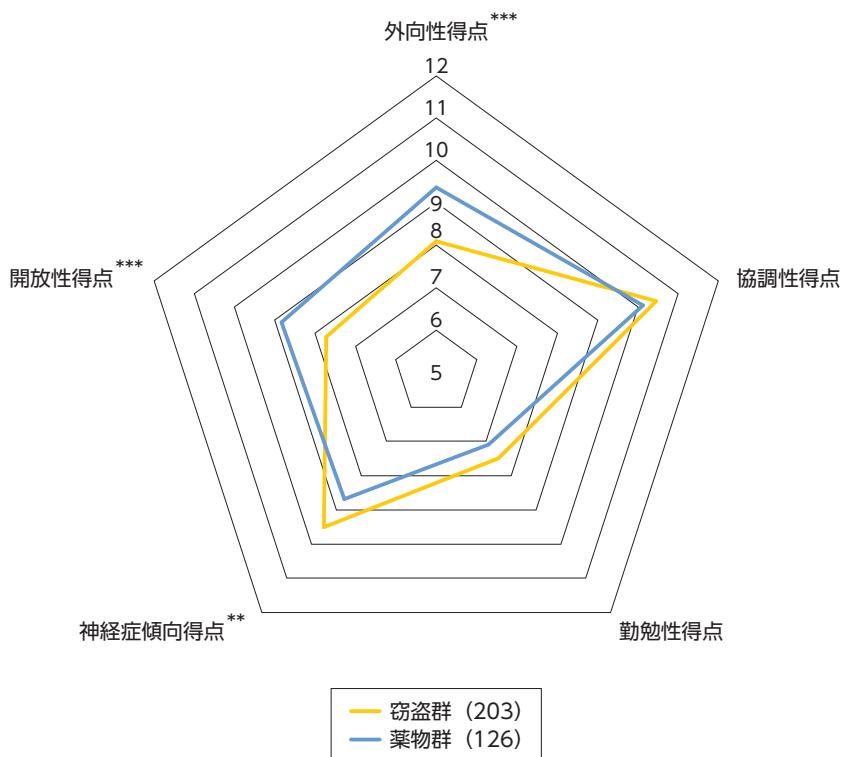
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 日本語版 Ten Item Personality Inventory のいずれかの項目が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

3-5-6-2図

日本語版 Ten Item Personality Inventory得点分布（罪種別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 日本語版 Ten Item Personality Inventoryのいずれかの項目が不詳の者を除く。

3 日本語版 Ten Item Personality Inventoryの性格特性5因子の平均得点の分布を示す。

4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値はt検定による有意確率（両側検定）である。

5 () 内は、実人員である。

(2) Locus of Control

Locus of Control尺度（以下(2)において「LOC尺度」という。）を用いて、Internal（内的統制）傾向（本章第3節6項（2）参照）について、罪種別に見ると、3-5-6-3表のとおりである。LOC尺度得点について、t検定を行った結果、有意な差は見られなかった。なお、LOC尺度の得点分布について、罪種別に見ると、3-5-6-4図のとおりである。

3-5-6-3表

Locus of Control尺度（罪種別）

区分	平均	標準偏差	統計値
窃 盗 群 (195)	22.54	4.09	$t(320)=0.739, p=.461$
薬 物 群 (127)	22.87	3.64	

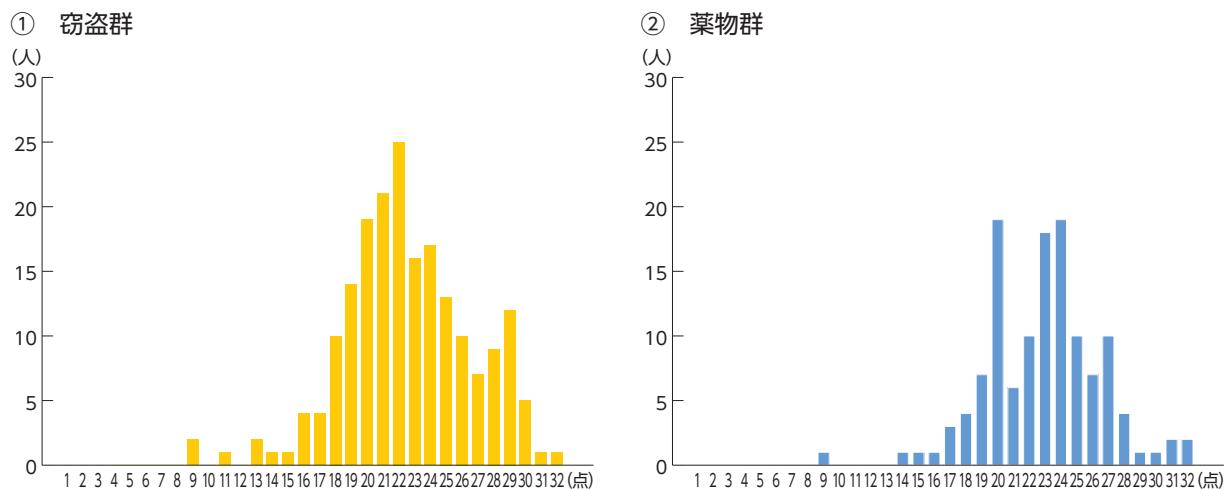
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 Locus of Control尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

3-5-6-4図

Locus of Control尺度得点分布（罪種別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

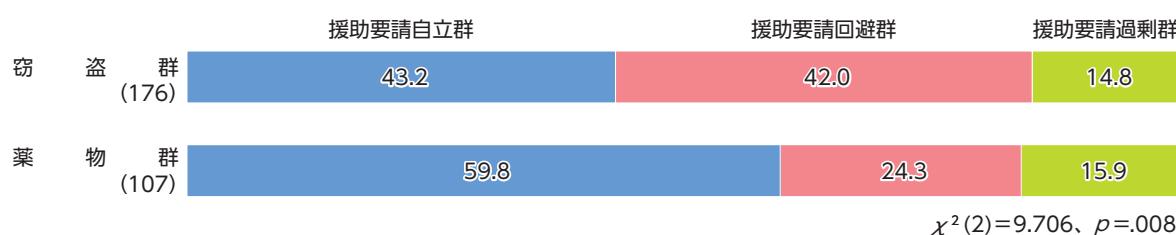
2 Locus of Control尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。

(3) 援助希求・要請傾向

援助要請スタイル尺度を用いて、援助希求・要請傾向（本章第3節6項（3）参照）について、罪種別に見ると、3-5-6-5図のとおりである。窃盗群、薬物群いずれの構成比も「援助要請自立群」が最も高かった（43.2%、59.8%）。 χ^2 検定を行った結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、窃盗群の構成比は「援助要請回避群」が高く、薬物群の構成比は「援助要請自立群」が高い傾向が見られた。

3-5-6-5図

援助要請スタイル尺度（罪種別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 援助要請スタイル尺度の各項目が不詳の者又は三つの型の得点に差がないいずれかの群に分類されなかった者を除く。

3 () 内は、実人員である。

(4) レジリエンス

二次元レジリエンス要因尺度を用いて、レジリエンス（精神的回復力）の強さ（本章第3節6項（4）

参照)について、罪種別に見ると、3-5-6-6表のとおりである。各尺度得点の平均値について、*t*検定を行った結果、資質的レジリエンス要因尺度得点は、薬物群が有意に高く、獲得的レジリエンス要因尺度得点は、窃盗群と薬物群に有意な差は見られなかった。なお、レジリエンス7因子の得点分布について、罪種別に見ると、3-5-6-7図のとおりである。

3-5-6-6表

二次元レジリエンス要因尺度（罪種別）

二次元レジリエンス要因	区分	平均	標準偏差	統計値
資質的レジリエンス要因	窃 盗 群 (191)	3.19	0.69	$t(312)=2.793, p=.006$
	薬 物 群 (123)	3.42	0.76	
獲得的レジリエンス要因	窃 盗 群 (191)	3.42	0.69	$t(312)=1.708, p=.089$
	薬 物 群 (123)	3.56	0.62	

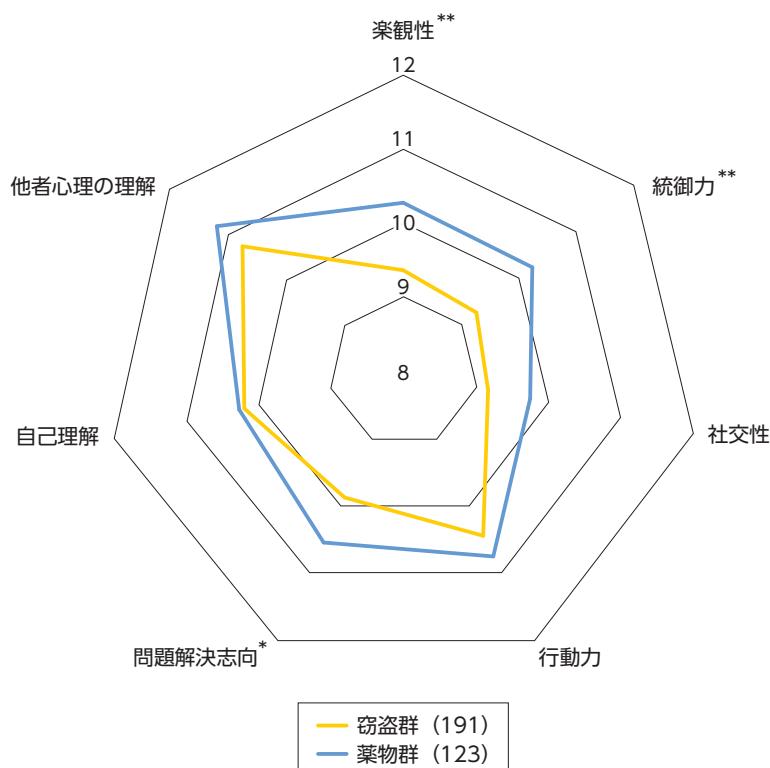
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 二次元レジリエンス要因尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

3-5-6-7図

二次元レジリエンス要因尺度得点分布（罪種別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 二次元レジリエンス要因尺度のいずれかの項目が不詳の者を除く。

3 二次元レジリエンス要因尺度7因子の平均得点の分布を示す。

4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。p値は*t*検定による有意確率（両側検定）である。

5 () 内は、実人員である。

第6節 総合考察

本節では、前節までの特別調査の結果から明らかとなった女性受刑者の傾向・特徴について概観し、それらを踏まえ更に分析・考察を進めるとともに、女性犯罪者の再犯防止又はその円滑な社会復帰を図っていくのに当たり、これを阻害していると考えられる要因等について考察を加える。

なお、考察に当たっては、調査対象者の男女の年齢層の分布が異なること、受刑中に過去の状況を振り返った調査を行っており、調査状況が回答に影響を及ぼしている可能性を否定できないこと等、研究手法上の制約があることにも留意する必要がある。

1 特別調査の結果から見た女性受刑者の傾向・特徴

(1) 男女別

ア 基本的属性等及び事件の概要

女性受刑者は男性受刑者と比べ、平均年齢が高く、保護処分歴のある者の構成比が低く、初めて処分を受けた年齢が30歳以上である者の構成比が高い傾向にあったほか、刑期が短く、単純執行猶予歴のある者の構成比が高い傾向にあり、罪名が窃盗及び覚醒剤取締法違反である者が全体の8割を占めていた。また、再入者については、前刑罪名が窃盗である者のうち今回罪名が窃盗である者と、前刑罪名が覚醒剤取締法違反である者のうち今回罪名が覚醒剤取締法違反である者が、いずれも約9割を占めることから、同種犯罪を繰り返して受刑に至っている傾向にあることがうかがえた。さらに、事件動機については、男女共、「軽く考えていたから」、「生活費に困っていたから」の順で該当率が高いところ、女性受刑者は男性受刑者と比べ、「共犯者（配偶者・交際相手）に誘われたから」の該当率が高いことから、配偶者や交際相手の影響を受けやすいことがうかがえた。

イ 逮捕前の生活状況等

女性受刑者は男性受刑者と比べ、同居家族について「いない」の該当率が低く、「配偶者や交際相手」及び「子」の該当率が高かった。また、自身に親権があった18歳未満の子がいる者の構成比が高く、困りごとの内容として、「人間関係（配偶者や交際相手）」又は「人間関係（子）」の該当率が高かった。配偶者や交際相手、子の存在と犯罪の有無の関連はそれぞれの事情により異なるものと考えられるところ、前記の傾向を踏まえると、それらの存在が困りごとを抱える要因となっている可能性があることがうかがえた。また、女性受刑者は男性受刑者と比べ、収入源について、「自分で働いて得た

収入」以外の項目の該当率が高く、自分の収入だけで生活できるという感覚がない者の構成比が高く、就労状況について、「無職」、「専業主婦」、「パートタイム」の該当率が高いことから、就労経験が乏しく、生活費を得る手段について他律的となりやすいことがうかがえた。不就労の理由としては、様々な理由が考えられるが、女性受刑者は男性受刑者と比べ、「健康上の理由」の該当率が高いところ、慢性疾患・精神疾患・未治療の疾患がある者の構成比も高く、複数の精神疾患を抱える傾向があることなどから、自らの力のみでは自立的な生活が困難となるような事情を抱えやすいことがうかがえた。さらに、相談の状況等を見ると、女性受刑者は男性受刑者と比べ、実際に誰かに相談した者の構成比が高く、支援機関等への相談に対する考え方として、「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」又は「誰かと一緒にに行ってもらえば」の該当率が高いことから、女性受刑者は、身近な人の協力があれば、比較的、支援機関等への相談につながりやすい可能性があることがうかがえた。

ウ 生活・行動歴

女性受刑者は男性受刑者と比べ、市販薬等の目的外使用経験のある者、食行動の問題がある者、自殺念慮・自殺企図の経験がある者、配偶者等からの被害経験及び配偶者等への加害経験がある者の構成比が高く、ACE又は配偶者等からの被害経験に関連するPTSD得点の平均値が高かった。

一方、自傷行為、ACE得点及び違法薬物の使用経験について、男女別の分析では有意差は見られなかったところ、更に分析を進めると、以下の点では、男女別にいくつかの特徴が見られた。

自傷経験の有無（「あり（9回以下）」又は「あり（10回以上）」に該当した者を「経験あり」とし、「なし」に該当した者を「経験なし」の者とした。）について、男女別に比較すると、Fisherの正確確率検定の結果、「刃物で身体を切る」「刺す」「皮膚をかきむしる」「つねる」「こぶしで自分の身体や硬い壁を殴る」について、有意差が見られた ($p<.001$ 、 $p=.014$ 、 $p=.005$ 、 $p=.009$ 、 $p=.002$)。女性受刑者は「刃物で体を切る」「刺す」「皮膚をかきむしる」「つねる」の各項目について「経験あり」の構成比が有意に高く、男性受刑者は「こぶしで自分の身体や硬い壁を殴る」の項目について「経験あり」の構成比が有意に高かった。

ACEに該当する経験が多い者については精神疾患の罹患率が高いこと、自殺未遂をする率が高いことは先行研究でも指摘されているところ、ACE得点について「0点」、「1~3点」、「4~10点」の3カテゴリーに分類し、ACEカテゴリー別に見ると、男女共、ACE得点が「4~10点」の者について、精神疾患「あり」の構成比が高く（男性受刑者 $\chi^2 (2) = 9.029$ 、 $p < .05$ 、女性受刑者 $\chi^2 (2) = 23.168$ 、 $p < .001$ ）、自傷行為（ $\chi^2 (4) = 40.203$ 、 $p < .001$ 、 $\chi^2 (4) = 41.643$ 、 $p < .001$ ）、自殺念慮（ $\chi^2 (4) = 43.884$ 、 $p < .001$ 、 $\chi^2 (4) = 31.810$ 、 $p < .001$ ）、自殺企図（ $\chi^2 (4)$

=22.245、 $p < .001$ 、 $\chi^2(4) = 27.471$ 、 $p < .001$) のそれぞれについて「10回以上あり」の構成比が高く、「食行動の問題あり」の構成比が高く ($\chi^2(2) = 14.224$ 、 $p < .01$ 、 $\chi^2(2) = 22.467$ 、 $p < .001$)、さらには孤独感の「10~12点（常にあった）」の構成比が高い ($\chi^2(6) = 45.391$ 、 $p < .001$ 、 $\chi^2(6) = 36.742$ 、 $p < .001$) 傾向が見られた。このことから、受刑者の中には、精神的な不調やいわゆる問題行動とされる行動がACEと関連しており、それらが社会における生きづらさの要因の一つとなっている者がいることがうかがえた。

また、女性受刑者について、ACEカテゴリー別に、違法薬物の使用経験及び市販薬等の目的外使用経験の有無を見ると、ACE得点が「4~10点」の者について、違法薬物の使用経験及び市販薬等の目的外使用経験が「あり」の構成比が高い傾向が見られた（違法薬物使用 $\chi^2(2) = 17.358$ 、 $p < .001$ 、市販薬等の目的外使用 $\chi^2(2) = 24.229$ 、 $p < .001$ ）。

加えて、女性受刑者について、違法薬物の使用経験及び市販薬等の目的外使用経験の有無別に、不特定かつ多数の者との性交経験の有無を見ると、使用経験がある者の「不特定かつ多数の者との性交経験あり」の構成比が有意に高く（Fisherの正確確率検定、 $p < .001$ 、 $p < .001$ ）、違法薬物の使用経験及び市販薬等の目的外使用経験の有無別に、中絶経験の有無を見ると、使用経験がある者の「中絶経験あり」の構成比が有意に高かった（Fisherの正確確率検定、 $p < .001$ 、 $p < .001$ ）。

以上の分析結果から、女性受刑者については、ACE得点と違法薬物の使用及び市販薬等の目的外使用経験において、さらに、違法薬物の使用及び市販薬等の目的外使用経験と不特定かつ多数の者との性交経験及び中絶経験において、それぞれ関連があることがうかがえた。また、配偶者や交際相手からの被害経験について、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度調査）における女性は、「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」の各項目について、それぞれ8割以上の者が「まったくない」と答えているところ、女性受刑者は「身体的暴行」及び「心理的攻撃」は約5割、「経済的圧迫」は約6割、「性的強要」は約7割の者が「まったくない」と答えており、女性受刑者は、配偶者や交際相手からの被害を受けやすい傾向にあることがうかがえた。さらに、男女の身体的特徴等の差異という点から見ると、女性は男性に比べ、性被害に遭いやすく、配偶者等からの暴力の被害に遭いやすい。そのような被害経験は、その後の生活上の様々な生きづらさに結びついている可能性があるところ、本調査における女性受刑者も同様の生きづらさを抱えていることがうかがえた。

工 生活意識・価値観・心理的側面

(ア) 生活意識・価値観

社会生活におけるジェンダーに対する意識について、女性受刑者は男性受刑者や令和元年内閣府調査の女性と比べ、男女の地位に関する意識についての各設問に「分からない」と回答した者の構成比が高い傾向が見られたほか、各設問の全てに「分からない」と回答した者が女性受刑者のうち約1割（8.4%）を占めていた。これらの者について分析したところ、就労等をしておらず、経済的な自立感がない傾向が見られた。このことから、就労等による社会参加の機会が乏しい者は、ジェンダーに対する問題などの社会課題について、これまでに考える機会がなかった可能性が示唆された。

一方、就労に関する意識について、令和元年内閣府調査の女性は「子供ができても、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した者が過半数を占めているところ、女性受刑者は同様の回答をした者が約3割であり、また、性別役割意識について、同調査の女性は「反対」と回答した者が6割超であるところ、女性受刑者は同様の回答をした者が約4割であるなど、同調査と異なる傾向が見られ、女性受刑者の方が性別役割意識に関して比較的受容的な傾向にあることがうかがえた。

孤独感について、女性受刑者の「3点（決してなかった）」の構成比が男性受刑者や内閣官房調査の女性と比べ、低い傾向が見られ、女性受刑者の方が強い孤独感を持つ傾向にあることがうかがえた。

（イ）心理的側面

女性受刑者は男性受刑者と比べ、性格特性について、勤勉性得点及び神経症傾向得点が高く、開放性得点は低かったが、Locus of Control、援助希求・要請傾向、レジリエンスについて、有意差は見られなかった。それぞれの心理的側面に関して、相談の有無との関連を見ると、性格特性について、女性受刑者は相談した者と相談しなかった者との間に有意差は見られず、男性受刑者は相談した者の方が外向性得点及び開放性得点が高かった。Locus of Controlについて、女性受刑者は相談した者と相談しなかった者との間に有意差は見られず、男性受刑者は相談した者の方がLocus of Control尺度得点が高かった。援助希求・要請傾向について、女性受刑者、男性受刑者共に、援助要請自立群及び援助要請過剰群の「相談した」の構成比が高く、援助要請回避群の「相談しなかった」の構成比が高かった。レジリエンスについて、女性受刑者は相談した者の方が資質的レジリエンス要因尺度得点及び獲得的レジリエンス要因尺度得点が高く、男性受刑者は相談した者の方が獲得的レジリエンス要因尺度得点が高かった。このことから、悩みごとや困りごとがあるときに相談するかどうかは、相談相手の有無等の環境的な要因のほか、その人の持つ心理的な特徴が関係していることがうかがえ、また、その関連は、女性受刑者と男性受刑者で傾向がやや異なることがうかがえた。

(2) 女性受刑者の年齢層別

ア 基本的属性等及び事件の概要

中年層（「40～49歳」及び「50～64歳」をいう。以下同じ。）では初入者が約4割を占め、高齢層（「65歳以上」をいう。以下同じ。）でも初入者が4割強存在していること、初めて処分を受けた年齢を見ると、現在の年齢が50～64歳の者では、40代以降に初めて処分を受けた者が半数を超える、現在の年齢が65歳以上の者では、50代以降に初めて処分を受けた者が約8割にも上ることから、女性受刑者は、中年層及び高齢層で初めて受刑する者や、中年層以降に初めて処分を受け、その後受刑に至っている者が多い傾向がうかがえた。また、 χ^2 検定又はモンテカルロシミュレーションの結果、「65歳以上」は、他の年齢層と比べ、「精神障害なし」の構成比が有意に高く、婚姻状況では「死別」の構成比が有意に高かった。

事件の概要については、今回受刑することになった事件に窃盗が含まれる者は、「65歳以上」の構成比が高い傾向が見られ (χ^2 (4) =57.652, $p < .001$)、手口別に見ると、万引きに該当する者が「20～29歳」は25.0%、「30～39歳」は66.7%、「40～49歳」は89.1%、「50～64歳」は83.3%、「65歳以上」は97.4%であった。また、今回受刑することになった事件に薬物犯罪が含まれる者は、「30～39歳」、「40～49歳」の構成比が高い傾向が見られた (χ^2 (4) =58.030, $p < .001$)。これらのことから、窃盗と薬物犯罪では年齢層が異なることがうかがえた。

今回受刑することになった事件の動機について、各項目の該当率を見ると、40代以下では「軽く考えていたから」、「50～64歳」及び「65歳以上」では「軽く考えていたから」及び「生活費に困っていたから」の該当率が最も高かったほか、 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「健康上の理由」は、「40～49歳」の該当率が有意に高い一方、「65歳以上」の該当率が有意に低く、「飲酒や薬物の影響」、「寂しさを紛らわせるため」及び「自暴自棄になって」は、「65歳以上」の該当率が有意に低いなど、動機の内容も年齢層別に異なる傾向があることがうかがえた。

イ 逮捕前の生活状況等

逮捕前の生活状況については、同居家族に関して、若年層（「20～29歳」及び「30～39歳」をいう。以下同じ。）及び中年層では「配偶者や交際相手」の該当率、高齢層では「いない」の該当率がそれぞれ最も高かったことなどから、中年層までは配偶者等と一緒に暮らしている中で受刑に至っている者が少なくないことがうかがえた。また、収入源について、64歳以下の者は「自分で働いて得た収入」の該当率が最も高いところ、中年層は次いで「生活保護」の該当率が高いほか、 χ^2 検定の結果、精神疾患がある者は「40～49歳」の構成比が有意に高く、困りごとのうち「健康のこと」において「50

～64歳」の該当率が有意に高かった。これらのことから、中年層の中には、年齢的には就業可能であっても就業が困難となる何らかの事情を抱えている者がいる可能性がうかがえた。

困りごとについて、各項目の該当率を見ると、「65歳以上」を除く各年齢層において「経済的なこと」の該当率が最も高く、次いで、「20～29歳」及び「40～49歳」では「仕事のこと」、「30～39歳」では「犯罪行為をしていること」、「50～64歳」では「健康のこと」の順であり、「65歳以上」では「健康のこと」の該当率が最も高く、次いで、「経済的なこと」の順であった。 χ^2 検定の結果、「経済的なこと」、「人間関係」及び「犯罪行為をしていること」では「65歳以上」の該当率が有意に低いことなどから、困りごとも年齢層で異なる傾向があることがうかがえた。

さらに、高齢層の特徴を見ると、 χ^2 検定の結果、同居家族が「いない」の該当率が有意に高く、収入源について「公的年金」の該当率が有意に高く、反社会的行為をする者との関わりがある者の構成比が有意に低く、精神疾患がない者の構成比が有意に高かった。事件動機では、「生活費に困っていたから」の該当率が「軽く考えていたから」と並んで最も高かった。一方、暮らし向き及び自己の収入で生活できるという感覚について、「生活が苦しい」と回答した者の構成比は、「65歳以上」では38.4%であったところ、他の年齢層では43.2%～54.9%であったほか、自己の収入で生活できるという感覚については、「65歳以上」のうち半数が「ある」と回答していた。また、「65歳以上」は、収入源として「預貯金」の該当率が26.1%と一定数いる上、困りごとについて、 χ^2 検定の結果、「経済的なこと」の該当率が有意に低いなど、他の年齢層に比べ、本件当時の背景事情のうち「経済的な困窮」が当てはまらない者もいる可能性がうかがえた。

援助要請の状況（相談の有無）については、 χ^2 検定の結果、有意差はなく、相談した者の相談先の該当率を見ると、「65歳以上」を除き「家族や親族」が6割程度であった。一方、相談しなかった者に関しその理由について見ると、 χ^2 検定の結果、「相談してもむだだと思った」では「20～29歳」の該当率、「相談する相手がいなかった」では「50～64歳」の該当率がそれぞれ有意に高いなど、各年齢層による違いが見られた。

支援機関等への相談に対する考え方について、各項目の該当率を見ると、「50～64歳」以外の全ての年齢層において「家族や交際相手が理解・協力してくれれば」の該当率が最も高く、「50～64歳」では「家族や交際相手が理解・協力してくれれば」、「専門的な助言をもらえれば」及び「刑務所等から具体的に教えてもらえば」が同率で最も高かった。また、 χ^2 検定の結果、「刑務所等から具体的に教えてもらえば」については「50～64歳」、「誰かに一緒に行ってもらえば」については「40～49歳」、「SNSで相談できれば」については「20～29歳」の該当率が有意に高いなど、年齢層別で異なる傾向があることがうかがえた。

ウ 生活・行動歴

違法薬物の使用経験について「あり」の構成比は「30～39歳」及び「40～49歳」、市販薬等の目的外使用経験、食行動の問題、自殺念慮、不特定かつ多数の者との性交経験について「あり」の構成比は、「20～29歳」及び「30～39歳」がそれぞれ有意に高く、自傷行為について「なし」の構成比は「20～29歳」、「30～39歳」及び「40～49歳」が有意に低いほか、40代以下の者は、50代以上の者と比べてACE得点が高かったことから、40代以下の者は、心身の健康を害するような経験ないし生活・行動歴があるほか、複数のACEを持つ傾向にあることがうかがえた。複数のACEがある者については、その後の人生において、精神疾患を発症する比率が高いこと、違法薬物使用等の問題行動が多いこと等が先行研究で指摘されていることも考慮すると、40代以下の者について、ACEやそれらに関連する問題行動などの生きづらさを抱えていることがうかがえた。

一方、高齢層においては、違法薬物の使用や市販薬等の目的外使用、食行動の問題、自傷行為、自殺念慮、不特定かつ多数の者との性交経験及びACEに加え、自殺企図、配偶者等からの被害経験等についても他の年齢層と比べて経験ありの構成比が低かったことを踏まえると、高齢層は、犯罪に至った背景事情として、他の年齢層とは異なる事情があることが示唆された。

エ 生活意識・価値観・心理的側面

孤独感について、「10～12点（常にあった）」の構成比は、「20～29歳」では30.0%、「30～39歳」では30.3%、「40～49歳」では19.8%、「50～64歳」では17.9%、「65歳以上」では8.8%であった。内閣官房調査では、「10～12点（常にある）」に該当した者が、20～29歳では11.2%、30～39歳では9.1%、40～49歳では7.9%、50～59歳では7.2%、60代以上（60～69歳、70～79歳、80歳以上）ではいずれも4%前後であり、女性受刑者の「10～12点（常にあった）」の構成比は、同調査の同年代よりもいずれも高い傾向が見られた。一方、孤独感の得点を従属変数、年齢層を独立変数として一要因分散分析を行った結果、「65歳以上」の孤独感得点は、「30～39歳」及び「40～49歳」よりも有意に低かった ($F(4, 424) = 3.365, p < .05$) ことから、高齢層について、孤独感が特に高いとは言えず、むしろ、主観的には強い孤独感が少ない傾向にあることがうかがえた。

心理的側面のうち、性格特性については、一要因分散分析の結果、開放性得点に関して「20～29歳」は「50～64歳」より有意に高く、勤勉性得点に関して「65歳以上」は「30～39歳」及び「40～49歳」より有意に高く、協調性得点に関して「50～64歳」は「30～39歳」より有意に高いなど、年齢層別に異なる傾向があることがうかがえた。

(3) 女性受刑者の罪種別（窃盗群・薬物群）

ア 基本的属性及び事件の概要

平均年齢について、窃盗群の方が有意に高かった。これを踏まえ、罪種別の分析結果を見る際は、窃盗群及び薬物群の年齢層に違いがあることに留意が必要である。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、窃盗群は保護処分歴について「なし」の構成比が有意に高かったところ、薬物群は保護処分歴について「保護観察」及び「少年院送致」の構成比が有意に高かった。また、今回の事件より前の非行・犯罪歴がある者について、初めて処分を受けた年齢は、窃盗群は「50~64歳」と「65歳以上」の構成比が有意に高く、薬物群は「20歳未満」と「20~29歳」の構成比が有意に高かった。

事件の動機について、窃盗群と薬物群で異なる傾向が見られ、Fisherの正確確率検定の結果、窃盗群は、金銭関連の動機のほか、「わからない」の該当率が有意に高いことが特徴的であり、また、薬物群は、周囲の人間関係に起因する動機や感情面に関わる動機の該当率が有意に高いことが特徴的であった。

イ 逮捕前の生活状況等

今回受刑することになった事件の共犯者について、Fisherの正確確率検定の結果、薬物群は「あり」の構成比が有意に高かったところ、共犯者との関係について見ると、「配偶者・交際相手」の該当率が有意に高く、反社会的行為をする者との関わりが「あり」の構成比が有意に高かったことから、薬物群は素行不良者と親しい関係を持つ傾向にあることがうかがえた。

収入源について、各項目の該当率を見ると、窃盗群は「自分で働いて得た収入」、「家族や親族の収入や仕送り」の順に該当率が高く、薬物群は「自分で働いて得た収入」、「生活保護」の順に該当率が高く、Fisherの正確確率検定の結果、窃盗群では「公的年金」、薬物群では「生活保護」の該当率がそれぞれ有意に高かった。また、理想の仕事については、窃盗群の方が職業選択において安定性を求める傾向がうかがえた。慢性疾患については、Fisherの正確確率検定の結果、窃盗群の方が「あり」の構成比が有意に高く、精神疾患の有無の構成比は、窃盗群、薬物群共に「あり」は約6割であり、Fisherの正確確率検定の結果、有意差が見られなかった。

困りごとについて、各項目の該当率を見ると、窃盗群、薬物群共に「経済的なこと」、「健康のこと」の順に該当率が高く、Fisherの正確確率検定の結果、窃盗群では「これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと」、薬物群では「育児のこと」や「人間関係」の該当率がそれぞれ有意に高かったことから、窃盗群は、人間関係よりも自らの「これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと」で悩む傾向があり、薬物群は、人間関係で悩みがちであることがうかがえた。

援助要請の状況（相談の有無）については、Fisherの正確確率検定の結果、薬物群では相談した者の構成比が有意に高かったほか、相談先については、同検定の結果、窃盗群では「家族または親族」及び「病院」、薬物群では「友人または知人」及び「交際相手」の該当率がそれぞれ有意に高かった。相談しなかった理由の各項目の該当率を見ると、窃盗群は「悩みや不安の内容を知られたくないかった」、「相談する相手がいなかった」の順に該当率が高く、一方、薬物群は「どこ（誰）に相談してよいのか分からなかった」の該当率が最も高く、次いで、「相談してもむだだと思った」及び「悩みや不安の内容を知られたくないかった」の順であった。Fisherの正確確率検定の結果、窃盗群では「どのような支援が受けられるのかよく分からなかった」の該当率が有意に高く、特に窃盗群の相談できない理由として、相談で何が得られるのかが分からないという事情もあることがうかがえた。

支援機関等への相談に対する考え方について、各項目の該当率を見ると、窃盗群、薬物群共に「家族や交際相手等が理解・協力してくれれば」の該当率が最も高く、Fisherの正確確率検定の結果、窃盗群では「専門的な助言がもらえれば」、薬物群では「友人・知人から紹介してもらえば」の該当率がそれぞれ有意に高く、罪種別に適切な支援方法が異なることが示唆された。

ウ 生活・行動歴

違法薬物の経験及び市販薬等の目的外使用経験について、 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれも薬物群の「あり」の構成比が有意に高く、自傷行為の経験及び自殺念慮の経験については、薬物群の「9回以下あり」及び「10回以上あり」の構成比が有意に高く、窃盗群の「なし」の構成比が有意に高かった。不特定かつ多数の者との性交経験及び中絶経験について、Fisherの正確確率検定の結果、薬物群の「あり」の構成比が有意に高かった。また、ACE得点について、Man-WhitneyのU検定の結果、薬物群の方が有意に高く、配偶者等からの被害経験及び配偶者等への加害経験については、 χ^2 検定の結果、配偶者等からの被害経験の全ての項目、性的強要を除く配偶者等への加害経験の項目では、いずれも窃盗群の「まったくない」の構成比が有意に高かった。このことから、薬物群は、市販薬等の目的外使用経験、自傷行為、自殺念慮、不特定かつ多数の者との性交経験及び中絶経験、ACE、配偶者等からの被害経験のある者が多く、特に薬物群には、被害経験や生きづらさが犯罪の背景事情としてあることがうかがえた。

食行動について、Fisherの正確確率検定の結果、経験のある食行動のうち「食べ物が自分の生活を支配していた」の項目について、窃盗群の該当率が有意に高かったものの、その他の項目の該当率及び食行動の問題の有無について、有意差が見られなかったが、治療や投薬を受けていた精神疾患のうち「摂食障害」の該当率は、窃盗群が有意に高かった。これらのことから、薬物群においては、摂食

障害として治療や投薬を受けていたる該当率は低いものの、食行動としては窃盗群とほぼ同様の状況にある可能性がうかがえた。

工 生活意識・価値観・心理的側面

性格特性について、*t*検定の結果、窃盗群は神経症傾向得点が有意に高く、薬物群は開放性得点及び外向性得点が有意に高かった。Locus of controlでは有意差はなく、援助希求・要請傾向について、 χ^2 検定の結果、窃盗群の「援助要請回避群」の構成比が有意に高く、薬物群の「援助要請自立群」の構成比が有意に高かった。二次元レジリエンス要因尺度について、*t*検定の結果、資質的レジリエンス要因尺度は、窃盗群の方が低かった。

以上の結果を踏まえると、罪種別に性格傾向に異なる特徴があることがうかがえた。窃盗群は、相談の有無の項目において「相談した」と回答した者が薬物群と比べて少なかったところ、心理的側面について見ても薬物群より「援助要請回避群」の構成比が高い傾向が見られ、また、資質的レジリエンス要因尺度が低かったことから、困りごとがあったときに、他者に助けを求めるなどして、自らの力で適切な解決をしにくい傾向があることがうかがえた。

2 女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を阻害していると考えられる要因

前項では、特別調査の結果について、男女別、年齢層別及び罪種別の比較から明らかとなった傾向・特徴を確認し、分析・考察を進めたところ、本項では、それらの内容を踏まえ、以下の各観点・項目について、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を阻害していると考えられる要因を検討する。

(1) 女性受刑者の被害経験と問題行動

前項で示したとおり、受刑者の中には、ACE等の被害経験が社会生活における生きづらさにつながり、それらが犯罪の背景事情としてある者が少なくないことが明らかとなった。それら被害経験がその後の社会生活上の問題行動や精神疾患等につながることは、男女に共通して見られることではあるが、特に女性受刑者は、食行動の問題、精神疾患及び配偶者等からの被害が男性受刑者に比べて顕著に見られるほか、薬物使用歴がある者については、薬物使用と不特定かつ多数の者との性交経験・中絶経験との関連が見られ、その生きづらさが男性と比べて複雑なものになっていることが推察された。また、女性受刑者の中では、特に若年層においてこれらの問題を抱える者が多く見られたことから、これら女性受刑者については、一般的な社会生活スキルの訓練に加え、受刑に至るまでの生育歴、行動歴を理解した上で、長期的な視点からこれまでの被害経験や生きづらさに対する治療的、支援的

な関わりを行う必要があると考えられる。

(2) 女性受刑者を取り巻く環境と就労

前項で示したとおり、女性受刑者は男性と比べて、無職の者が多く、また、自己の収入で生活できているという感覚が少ない者が多いことが明らかとなった。自らの力で犯罪に至った当時の環境を変えるためには、ある程度自立した生活を送ることが必要不可欠であるが、女性受刑者にはそれらを阻害する以下の二つの要因があると考えられる。

その要因の一つとして、女性受刑者は、家族の影響を受けやすいことが挙げられる。女性受刑者は、男性受刑者と比べて同居家族がいる者が多いところ、同居家族に反社会的行為をする者がいる者や、共犯者が配偶者等である者などが一定数見られ、特に薬物群にそうした傾向が顕著であった。このような者については、簡単にはその関係を解消できず、また、仮に関係を解消したとしても、人間関係を一から構築し直す必要があるなど、円滑な社会生活を送るようになるためには困難も多く、時間が掛かることが考えられる。また、配偶者や子のことなど家庭内の人間関係に悩んでいる傾向にあることがうかがえたところ、この要因として、女性受刑者の多くが、男性受刑者よりも家事や育児を担い、就労よりも家庭を優先する生活を送っていることや、一般女性と比べて保守的ともいえる性別役割分業意識等が少なからず影響していると推察されることから、こうした悩みの解決には、家族関係や家庭内での役割の調整等も必要となると考えられる。

もう一つの要因として、自らの力で環境を変えるためには、性差にかかわらず、自らの力で得る収入源が重要であり、そのためには就労の継続が必要であるところ、女性受刑者は、無職の者が多く、男性受刑者と比べて社会経験が乏しい者が多いということが挙げられる。また、自ら稼がなくてはならない状況となっても、就労意欲に欠ける者や就労に対する価値観や経験が偏っている者など、堅実かつ継続的な稼働をするためのスキルに乏しい者がいるほか、家庭内での役割や健康上の理由を抱え、中には被害経験に起因する心身の不調が続いている者など、自らの収入で生活できる感覚を得られるほど、就労に従事できる状況にない者も少なくないことが挙げられる。

女性受刑者の社会復帰に当たっては、女性受刑者を取り巻く人間関係や家庭環境、就労に関する状況、健康状態などを理解し、女性の雇用をめぐる社会情勢等についても考慮の上、必要に応じて、家族関係の調整や就労指導・支援を行うことが重要であると考えられる。

(3) 加齢に伴う女性受刑者の生活環境の変化

前項で示したとおり、高齢女性受刑者は、特に窃盗事犯、とりわけ万引き事犯が多く、配偶者と

死別した者や一人暮らしの者が他の年齢層と比べると多いなどの特徴が見られた。また、高齢層は、若年層に比べると、被害経験や問題行動も少なく、中年層以降に初めて刑事処分を受けた者が多いことから、一定の年齢までは、社会的には大きな問題がなく過ごしていた者が少くないことがうかがえた。また、逮捕前1年間の生活状況について見ると、精神疾患の該当率は低く、ある程度収入があるなど、生活基盤に切迫した事情がある者は比較的少ない傾向が見られた。一方で、経済的に著しく困窮状態にある者は少ないものの、事件の動機は「軽く考えていたから」及び「生活費に困っていたから」の該当率が最も高く、困りごとは「健康のこと」の該当率が最も高く、次いで、「経済のこと」であった。また、困りごとについて他の年齢層と比べると、「経済のこと」、「人間関係」及び「犯罪行為をしていること」の該当率が低いという特徴が見られたほか、主観的には強い孤独感が少ない傾向なども見られた。これらのことと踏まえると、高齢層は、生活に追い詰められて犯罪に至るというよりは、自らの行動に対する結果を予想する力や自らの現状を認識する力に乏しかったり、困りごとを誰かに相談するなどの対人コミュニケーションが苦手である者が、加齢に伴う経済的な不安や健康上の不安の増加にうまく対応できず、年を重ねるほど頼れる家族や自分を必要してくれる家族がいなくなったり、周囲との人間関係が希薄になる中で、犯罪行為への歯止めが効かなくなっていることが要因として大きいのではないかとも考えられる。

以上のことから、高齢女性受刑者の再犯防止や円滑な社会復帰に当たっては、生活困窮者へは生活基盤を確保するための支援を優先して行う必要はあるが、生活困窮が見られない者については、希薄になった家族関係の調整や新たな人間関係の構築に独力で取り組むことが困難であることに考慮しつつ、自ら置かれた立場について正しく理解できるよう促すとともに、本人にとって安心できる人間関係や居場所を確保するための支援が必要であることがうかがえる。良好な人間関係の中で自分を理解してもらえることが精神的な安定につながると思われるところ、コミュニケーションが苦手な者にとっては、社会内の複雑な人間関係の中でそのような安心を得ることが難しく、その代わりとして安心を獲得する手段が窃盗となってしまっている可能性も考えられる。特に、加齢により、人間関係、経済面や健康面など様々な不安要素を抱える中年層・高齢層にあっては、そうした傾向が高まるのではないかと推察される。このような傾向は、家族や親族の関係や地域における人間関係の在り方が変化し、高齢化が進む現代社会にあっては、更に高まっていくことが懸念され、今後も留意すべき大きな課題の一つであると考えられる。

第4章 施策調査

本章では、令和4年10月から5年9月までの間に、女性犯罪者等が抱える問題に係る現在の処遇等の実施状況を把握するため、刑事施設、少年院、保護観察所、民間支援団体、地域生活定着支援センターを対象として、実地調査を行った内容を紹介する（第1節及び第2節については、一部資料調査による内容を含む。）。

第1節 施設内処遇・支援（刑事施設）

女性の受刑者の収容施設として指定されている刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。以下、「女性刑事施設」という。）においては、女性受刑者の特性に応じた処遇の充実を図るために、地域の医療・福祉等の専門家と連携する「女子施設地域連携事業」が展開されているほか、「女子依存症回復支援モデル」、「女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラム」、摂食障害に対する対応など、様々な取組が積極的に実施されている。

これらの取組の実情について、令和4年10月に札幌刑務所札幌刑務支所（以下「札幌刑務支所」という。）、5年2月に松山刑務所西条刑務支所（以下「西条刑務支所」という。）及び美祢社会復帰促進センター、3月に栃木刑務所、7月に北九州医療刑務所に対し、現地において聞き取り調査を行い、また、10月には、和歌山刑務所、岩国刑務所及び麓刑務所に対して関係資料の送付を依頼し、当該施設から入手し得た資料の範囲内において資料調査を行ったところ、ここでは、それら調査の内容を踏まえ、それぞれの取組ごとに紹介する。

1 女子施設地域連携事業

「女子施設地域連携事業」は、女性刑事施設において、地方公共団体、看護協会、助産師会、社会福祉協議会等の協力の下、当該女性刑事施設が所在する地域の医療、保健、福祉、介護等の専門家とネットワークを作り、各専門家の助言指導を得て、女性受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等を図るものである。同事業は、平成26年度に栃木刑務所、和歌山刑務所及び麓刑務所で開始されて以降、令和5年4月1日現在、喜連川社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターを除く女性刑事施設において展開されている。

具体的な内容としては、地方公共団体、看護協会等の関係機関と定期的に会議を行い、施設の実情やニーズを踏まえた上で、地域の看護師、助産師、保健師、介護福祉士等の専門家を非常勤職員として採用し、当該専門家による職員研修（高齢者、性差医療、摂食障害など）を実施しているほか、受刑者への指導として、看護師、保健師による健康管理指導、助産師による妊娠婦に対する個別面接、保健師等による母親教育、社会福祉士等による高齢者に対する個別面接、介護福祉士等による高齢者に対する入浴指導などを実施している。ここでは、栃木刑務所、西条刑務支所及び麓刑務所の取組について紹介する。

（1）栃木刑務所

栃木刑務所では、平成26年に事業が開始されて以降、受刑者に対して入浴介助等を行う介護福祉士、健康相談等を行う看護師、健康運動指導を行う健康運動指導士などを非常勤職員として採用し、業務に当たっていたところ、関係機関との会議の中で、高齢者に対して生活機能や認知機能を維持、向上させることも必要という意見が出たことを受け、令和3年度から新たに非常勤職員として理学療法士、作業療法士を採用し、受刑者個々に応じたリハビリテーションを実施している。それにより、例えば、自力歩行が難しかった者が、リハビリテーションを通じて、自力歩行が可能となり、受刑者本人の自信が高まって、工場での作業の定着につながったといった効果が出ている。それ以外にも、社会福祉士による摂食障害を有する者への個別面接、助産師による助産指導など、地域の専門家の助言や指導を得て、女性受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等が図られている。

（2）西条刑務支所

西条刑務支所では、看護師、理学療法士、社会福祉士などが非常勤職員として配置され、受刑者の指導等に参画しているところ、受刑者の中には、これまでの生活歴から歯を磨く習慣がない者や、覚醒剤使用や摂食障害に伴う嘔吐によって口腔の状態が悪い者が多くいることを受け、歯科衛生士による歯磨き指導、口腔衛生指導等を行っているほか、調理師による調理指導や衛生指導を行っている。

（3）麓刑務所

麓刑務所では、母親である受刑者で、出所後に子を養育する意思がある者のうち、養育に関する意識が低い者又は知識の乏しさが顕著な者を対象に、地域の専門家の援助を得ながら、おおむね4か月間にわたる全9回の母親教育指導を行っている。同指導では、自立、育児及び養育を含めた出所後の生活設計を明確にさせることを目的として、グループワークや講義等を通じて、愛着を形成するため

に、また、子供との安定した関わりを保つために必要な知識を学ばせ、母親の役割と責任を自覚させる取組のほか、育児・養育において困難が生じた際に適切な相談窓口へつながることができるよう、子育て支援機関に関する知識を身に付けさせる取組などを行っている。

2 女子依存症回復支援モデル

刑事施設においては、覚醒剤などの薬物に対する依存がある受刑者に対し、特別改善指導（薬物依存があつたり暴力団員であるなどの事情により改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その改善に資するよう特に配慮して行う指導）の一つとして薬物依存離脱指導（薬物使用に係る自己の問題性を理解させた上で、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせる指導）を実施している。

同指導に関連し、薬物犯罪の女性受刑者に対する処遇の新たな取組として、札幌刑務支所では、令和元年度から5か年の事業計画により、「女子依存症回復支援モデル」が試行されている。同モデルでは、同刑務支所に設置された「女子依存症回復支援センター」において、委託を受けた民間団体により出所後の支援と直結した指導が展開され、女性特有の問題に着目した多様なプログラムが実施されている。このうち、「コア・プログラム」は、自己の薬物使用の背景への気付きを促し、薬物依存症からの回復を図るとともに、再使用に至らないための具体的な方策について考えさせるものであり、薬物使用の問題と関連している家族関係の問題、精神状態の変化、不定愁訴に関する事項等も盛り込まれ、出所後も、当該民間団体に帰住した場合や通所が可能な場合は、継続実施できる構成となっている。そのほか、処遇環境については、出所後の生活に近い環境をというコンセプトの下、居室棟は、全室個室で、各居室が施錠されることなく、居室棟内は自由に往来ができるほか、共用スペースとして余暇時間に読書や談話ができるホールがある。

3 女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラム

女性受刑者の特性に応じた処遇を充実させるため、平成27年に女性受刑者を対象に一般改善指導（特別改善指導以外の指導）として実施する「女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラム」が策定され、①窃盗防止指導、②自己理解促進指導（他者との関係性が事犯と深く関わっている者に対して、他者との関係性という視点から自己理解を深めさせる指導）、③自立支援指導、④高齢者指導及び⑤家族関係講座の5種類が実施されている。

ここでは、女性の入所受刑者の罪名の半数近くを占める窃盗について、栃木刑務所、西条刑務支所、麓刑務所における窃盗防止指導の取組を紹介するほか、窃盗防止指導以外の、特徴的な改善指導の取

組例として、岩国刑務所における取組を紹介する。各施設の窃盗防止指導は、「窃盗による得失」、「自己理解」、「被害者理解」、「自己表現とコミュニケーション」、「窃盗をやめるための具体策」などの共通した指導項目から構成されているが、各項目の具体的な内容については、それぞれの施設の状況を踏まえた特色もあることから、そうした点について紹介する。

(1) 栃木刑務所

栃木刑務所では、同指導終盤に「窃盗をやめるための具体策」という指導項目を2単元設けている。「窃盗をやめるための具体策」は、窃盗に及びやすい状況への対処方法について考えさせることを指導の狙いとし、その内容は、受講者それぞれが、本単元までに学んできた自分の特性などを踏まえながら、窃盗に至りやすい危険な場面をお互いに出し合い、窃盗をしないための方策について意見交換を行うものである。窃盗は、累犯も多いことから、プログラムとして2単元設定することで、受講者において、できるだけ多くの危機場面について考えさせるようにしている。

(2) 西条刑務支所

西条刑務支所では、「自己表現とコミュニケーション」という指導項目について基本編と応用編の2単元を設けている。「自己表現とコミュニケーション」は、自分も相手も大切にできるコミュニケーションの方法について学ぶことを狙いとし、その内容は、基本編において、自他を尊重するコミュニケーションスキルであるアサーティブな考え方（アサーショントレーニングについては、本節5項参照）を理解させ、応用編において、「要求する」、「お願いする」、「謝罪する」、「お礼を伝える」などの事例ごとにロールプレイやグループワークを行い、コミュニケーションスキルを身に付けていくものである。受講者の中には、感情表現やコミュニケーションを苦手とする者も多いことから、応用編のロールプレイやグループワークにおいて、できるだけ多くの事例に触れる能够性を高めている。

(3) 麓刑務所

麓刑務所では、「実は知らない、金融のこと」という指導項目を設けている。受講者の中には、適切な金銭管理ができず消費者金融に手を出す者もいるため、当該単元では、外部講師を招き、金融業者、金利に関しての基準、高金利の恐ろしさ、借金が社会に及ぼす影響、債務整理、事例報告といった内容について講義形式で解説している。

(4) その他の取組

窃盗防止指導以外の特徴的な改善指導の取組として、岩国刑務所では、令和4年度から、暴力事犯者を対象として、非暴力への動機付けを高め、暴力を振るうことなく施設内や社会内で生活できるようにするため、暴力に至るまでの自己の感情パターンを認識させるとともに、暴力以外の手段により生活を達成させていくための考え方や感情コントロールといったスキルを学ぶ、感情コントロール指導を実施している。

4 摂食障害に対する対応

摂食障害を有する者が収容されると、各施設では、個別に処遇方針を作成するなどして施設全体で対応している。一方、医療を主として処遇を行う必要がある重程度の者については、東日本成人矯正医療センター、大阪医療刑務所又は北九州医療刑務所の各医療専門施設に移送・収容される。ここでは、一般施設における取組及び医療専門施設における取組について、西条刑務支所及び北九州医療刑務所の取組を紹介する。

(1) 西条刑務支所

西条刑務支所では、摂食障害を有する受刑者に対し、個別に治療方針等を策定して処遇を行っている。具体的には、摂食障害の既往がある受刑者が入所した場合、医師により、体重減少などの状況に応じて、行動制限や経鼻経管栄養等の必要な措置を執る場合があることを説明する。その後、定期的な体重測定と食事量の観察などを行い、食事摂取量の減少やおう吐などの特異な動静が認められた場合は、医務職員に引き継がれ、治療が必要と判断されれば、治療を進めることとなる。

治療は、行動療法と食事プログラムを併用して行っている。行動療法は、BMI（肥満度を表す指標として国際的に用いられる体格指数で、肥満や低体重の判定に用いる。）等に基づいた行動制限と行動面や心理面の改善による段階的解除を行うもので、摂食障害に起因する異常行動が認められた場合は、医師の判断で水洗トイレや洗面台の使用などを制限し、状況が緩和されれば段階的に制限が解除されていく。食事プログラムは、体重増加の恐怖から食事の摂取を避けている患者に対し、完食しなければ食事給与量の減量を行い、給与された食事を完食することを目指す。そして、カロリーが不足する分については栄養調整食品等の給与で補うことで、食生活への意識改革及び意欲向上を図るとともに、自ら十分な経口摂取ができるようにすることを狙いとしている。なお、症状が悪化した場合は、医師の判断で、食事プログラムの強化、更に必要があれば経鼻経管栄養を、対象者に説明と意識付けを行いながら進め、必要に応じて医療専門施設に移送が行われることになっている。

(2) 北九州医療刑務所

北九州医療刑務所では、摂食障害を有する受刑者に対し、「摂食障害治療プログラム」に基づき処遇を行っており、当該プログラムは、①行動療法、②心を育てる治療、③チーム医療の三つの柱からなっている。

行動療法は、西条刑務支所と同様の取組を実施している。心を育てる治療は、診察が中心である。おおむね2週間に1度の割合で、1度につき30分程度を目安に診察を実施している。また、ある程度、自分に向き合う準備ができた受刑者を対象に、摂食障害や生き方をテーマとして、月に1、2回の割合で、1回当たり90分とする計10回のグループミーティングも行っている。チーム医療は、スタッフ間で情報交換を行ったり、カンファレンスを行ったりすることで構築されている。看護師や刑務官が、診療の場面にも同席しており、実際に診察状況や内容などを見ることで、同プログラム対象者の内面や治療の流れを知ることができるようになっている。

5 若年受刑者ユニット型処遇

刑事施設においては、若年受刑者に対する処遇の充実について、令和4年度から「若年受刑者ユニット型処遇」（以下「ユニット型処遇」という。）が新たな試みとして開始されている。ユニット型処遇では、他の受刑者から独立した居室棟や工場において、おおむね30人以下の小集団を編成した上で、少年院の矯正教育の知見等を活用し、職員と対象者との信頼関係に基づく対話ベースの処遇を導入しており、女性受刑者については、美祢社会復帰促進センターにおいて実施されている。ここでは、同センターにおける取組について紹介する。

同センターでは、対象者を二つのグループに分けて運営しており、処遇環境については、居室とホールが組み合わされたユニットが設置されている。昼間は、ユニット内は自由に往来できるようになっており、対象者は、定められた日課に基づき、ユニットで集団生活を実施する。ユニットの中央にあるホールでは、各種改善指導に加え、ホームルームを実施するほか、対象者同士のグループワークや意見発表などを行っている。対象者には、それぞれ教育専門官及び刑務官の複数が個別担任となり、面接や日記指導などを通じて、生活面、対人面、教育面等、様々な方向から積極的にアプローチを行い、改善更生を促している。処遇について特徴的な取組として、ユニット処遇担当の女性刑務官によるホームルームが運営されている。ホームルームは、社会生活を営む上で必要となる様々なスキルを身に付けさせることにより、状況に適した対応を取れるようになるほか、自信や前向きな姿勢を持つようになることを目的にしている。また、一般改善指導として、教育専門官が実施する、特殊詐欺犯者に対する指導、アサーショントレーニング（相互尊重の精神で行う自己表現の方法を学ぶこと

で、自他を尊重する心を育み、より良い人間関係を築くことを目的とした指導。以下同じ。)、コグニティブトレーニング(認知ソーシャルトレーニング、認知機能強化トレーニング及び認知作業トレーニングの略称)、マインドフルネス(呼吸の観察等を通じて、衝動性の低減や自己統制力の向上等を目的とした指導。以下同じ。)、被虐待経験のある受刑者を対象にしたPOWERプログラムについても、女性刑務官がコーリーダー(指導を主となって進める人であるリーダーの進行を助ける共同リーダー)として参画し、両者が協力する形で運営をしている。

6 その他

(1) 就労支援

法務省は、厚生労働省と連携して、受刑者等の出所時の就労の確保に向けた取組として、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施している。この施策は、刑事施設、少年院、保護観察所及びハローワークが連携する仕組みを構築した上で、支援対象者の希望や適性等に応じ、計画的に就労支援を行うものであるところ、その一環として、刑事施設では、支援対象者に対し、ハローワークの職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施している。ここでは、栃木刑務所の取組について紹介する。

同所では、就労について、女性受刑者の特徴として、就労への意識がさほど高くなく、職業訓練を受けても就労に至らないケースが相応にあるほか、性風俗や特殊詐欺などにより多額の現金を手にすることにより健全な職業意識や就労への意欲感が醸成されていない者もいるとのことであった。そのため、同所においては、特別改善指導としての就労支援指導(令和5年12月以降は就労準備指導)などにおいて、女性の就労に対する意識なども踏まえながら、就労に必要な基本的スキルとマナーを習得させ、出所後の就労に向けての取組を具体化させるなどの対応をしている。また、刑執行開始時の指導時から、出所後の就労に向けた準備について意識付けを行い、就労支援の受講希望を募るアンケートを実施しているほか、様々な機会を通じて、就労支援の周知に取り組んでいる。加えて、日本財団職親プロジェクト(日本財団及び関西の企業7社が発足させたもの。少年院出院者や刑務所出所者に就労先・住まいを提供することで、円滑な社会復帰を支援するとともに、再犯者率の低下の実現を目指している。令和5年5月末現在で、306社が参加している(日本財団の資料による。))と連携し、「仕事フォーラム」を実施し、受刑者の職業意識及び就労意欲の喚起に取り組んでいる。さらに、職親の企業主に職業訓練の様子を見てもらい、実際の就労につなげるための助言等を受けるなどしている。

(2) 高齢受刑者対応

法務省は、厚生労働省と連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び少

年院在院者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、矯正施設と保護観察所において特別調整を実施している。この取組では、福祉関係機関等との効果的な連携が求められるところ、その中心となるのは、各都道府県が設置した地域生活定着支援センターであり、この取組によって司法と福祉との多機関連携による支援が行われている（本章第3節参照）。そのほか、各施設においては、受刑者の高齢化に対し、処遇環境の改善も行われている。ここでは、和歌山刑務所の取組を紹介する。

同所では、作業、運動、食事、入浴はそれぞれ別の場所で実施していたところ、高齢による身体機能の低下に伴い、移動に時間にかかるなど、他の受刑者と集団で行動することが困難となる受刑者が増加してきた状況を受け、令和4年度に工場の一つを養護工場とする改修工事を実施し、工場内に食堂及び介護用のシャワー室を設置するとともに、トイレのバリアフリー化を行い、高齢受刑者の負担の軽減を図った。

第2節 施設内処遇・支援（少年院）

女子少年院では、在院者の非行の背景には、被虐待経験を含む様々な被害経験等に起因する自己肯定感の低さや安定的な人間関係を築くことの難しさがあるとの認識に立ち、様々な実践が重ねられてきた。

これらの取組の実情について、施設規模や収容対象者の地域性等に鑑み、令和5年2月に丸亀少女の家及び沖縄女子学園、9月に榛名女子学園に対し、現地において聞き取り調査を行い、また、10月には貴船原少女苑に対して関係資料の送付を依頼し、当該施設から入手し得た資料の範囲内において資料調査を行ったところ、ここでは、それら調査の内容を踏まえ、それぞれの取組ごとに紹介する。

1 生活指導

少年院においては、在院者に対し、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるために必要な生活指導を行っている。生活指導は、様々な方法により実施されているところ、以下では、特に参考になると考えられる指導等について紹介する。

（1）問題行動指導

問題行動指導は、非行に関わる意識、態度及び行動面を改善することを目的とした指導である。

ここでは、榛名女子学園の「財産犯」に対する取組について紹介する。

同園では、今回入院することになった事件（以下、「本件」という。）又は非行歴に窃盗・詐欺等の他者の財産を侵す行為がある者を対象として、問題行動指導の一環として「財産犯」に対する指導が行われている。当該指導では、窃盗等の犯罪の問題性に着目するだけではなく、非行をしない健全な生活の在り方を考えさせることも目標にしており、例えば、「信用・信頼について」の単元では、信用・信頼とそれに基づく対人関係を考えさせるに当たり、対象者のほとんどが該当するという、“信頼を得たいと思いながら、それらを得ようとすることと反対の行動をしてきたこと”についての自覚を促し、その上で、望ましい人間関係には信用や信頼が必要であることを理解させるようにしている。また、窃盗を含めた対象者自身の非行のパターンを図式化して、当該非行傾向への対策について考えさせることもしている。

(2) 特定生活指導

少年院においては、在院者の抱える特定の事情の改善に資するために、①被害者の視点を取り入れた教育、②薬物非行防止指導、③性非行防止指導、④暴力防止指導、⑤家族関係指導、⑥交友関係指導及び⑦成年社会参画指導の7種類の特定生活指導が実施されている。ここでは、沖縄女子学園の薬物非行防止指導の取組を紹介する。

同園では、当該指導の共通の教材であるJ-MARPP（認知行動療法を基礎とするワークブック）を中心に指導を行うとともに、施設独自の取組として、薬物依存の少年に対して、将来やりたいこと、自分のことについて振り返らせる教材である「自分のトリセツ」を活用し、視野を広げさせる取組を行っている。また、“人にきちんと相談できること=自立”であることを少年に伝え、自分ひとりで問題を抱え込むのではなく、適切な相談相手を見つけ、内容によって人に相談できるスキルを身に付けさせることも行っている。さらに、一人の少年を多くの人で見守ることができるように、ケース検討会を実施して、在院中から社会資源との関係構築ができるようにしている。

(3) 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム

「女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム」（以下「女子プログラム」という。）は、女子少年院11庁と基幹少年鑑別所8庁からなる「女子少年院在院者の処遇に関する検討会」において、平成25年度から開発、試行、効果検証を行い、29年に策定されて令和4年度から本格的な運用が開始された。

女子プログラムの内容は、女子少年院在院者の多くに共通する処遇のニーズへの対応を主眼とした「基本プログラム」と、摂食障害や自傷行為など自己を害する行動が特に深刻であるなど、個別の処遇ニーズへの対応を主眼とした「特別プログラム」から構成されている。

「基本プログラム」は、原則として全ての在院者を対象として行うもので、「アサーション」と「マインドフルネス」に分かれている（それぞれの詳細については第1節5項参照）。

「特別プログラム」は、個別の指導・支援の必要性に応じて行うもので、①売春を始め、不特定多数の他者との性的接觸行為により報酬を得ていた者及びその周辺領域にあった者を対象に、性に関する諸行動の危険性及び対応策を理解させるとともに、健全な社会生活を送るために必要な知識を身につけ、今後の生き方について考えさせることを目的として行う「性に関するプログラム」、②食行動の問題を抱える在院者及びそのおそれのある者を対象に、摂食障害を含む食行動の問題について、正しい知識を習得させるとともに、その背景にある認知の偏り、適切な自己主張の在り方及び問題改善方法を考えさせることを目的として行う「摂食障害に関するプログラム」、③自傷の経験の有る者及

び自傷行為をするおそれのある者を対象に、自傷行為について、その引き金を理解させるとともに、自傷行為に代わる対処方法を身に付けさせることを目的に行う「自傷行為に関するプログラム」に分かれている。以上が女子プログラムの概要であるが、ここでは、その一例として榛名女子学園の「性に関するプログラム」の取組について紹介する。

同プログラムは、12単元設定されているところ、対象者の必要に応じ、特定の単元を部分的に実施するなどの柔軟な運用が可能となっているほか、同プログラムにおいては、トラウマインフォームドケア（トラウマの影響を理解し、トラウマの兆候や症状を認識した上で対応することで、再トラウマ化を防ぎ、適切なケアやサポートが可能になるという概念）の知見を全体に取り入れ、被虐待体験や性被害体験といったトラウマに影響のある少年院在院者にも配慮した構成となっている。具体的には、同プログラムでは、対象者の心理的負担に配慮し、対象者本人の被害体験そのものは扱っていない。そして、対象者一人ひとりが自分自身の生き方について考えを深められるようなアプローチを探っている。すなわち、指導者が、自己の価値観に基づく「正しい方向」に導こうとすると、対象者において自分自身を否定されたように感じてしまうおそれもあるため、対象者がその思いを言葉にしようしたり、自己の内面に目を向けようとしたことなどに着目して、対象者の受け止め方や取組姿勢を尊重した指導を行っている。

なお、同園では、同プログラムのほかに、施設独自の集団プログラムとして、性非行の進んだ在院者を対象とした性非行の問題性別指導が実施されている。全12単元で設定され、当該指導では、性非行の危険性や害悪について理解させることに主眼を置いている。

2 個別のニーズに応じた処遇

少年院における処遇は、個別のニーズを踏まえつつも集団処遇を基本としているところ、中には、能力や特性による制約及び精神的な疾患や薬物の後遺症があることなどから、集団生活や集団場面での日課に取り組むことが困難な在院者もいる。こうした在院者に対しては、単独処遇などを組み合わせながら処遇を行っているところ、ここでは、特徴的な取組例として榛名女子学園の取組を紹介する。

同園では、前記のような在院者に対して、特に配慮した支援を行い本人に必要な処置を行うことを目的とし、具体的には、社会に適応する力の獲得と、自己理解及び自己管理を通じた自立する力の獲得を目標に、これまで行ってきた多人数で行う授業や指導、個別で行う支援や指導に加え、少人数で行う授業を組み合わせた処遇を行っている。対象者については、入院した在院者の中から、少年鑑別所からの鑑別結果通知書、園内での生活、日課の取組、医務課の意見のほか、「身体感覚に関するチェックリスト」（身体面における本人が困っていることを確認するためのチェックリスト）などを基に、

関係職員によるケース会議を通じて選定している。選定された対象者には、支援を要するポイント（例えば、「大勢の前で声を出して話すことができないなどの緊張度が高い。」など）のほか、支援に関する内容（例えば、「刺激の少ない環境を整え、小集団から人との場の共有に慣れさせる。」など）や、具体的方法、留意事項、実施効果を記載する個別支援計画が作成され、これを基に支援を行っている。支援の具体的方法は、職業指導、身体機能訓練に加え、コミュニケーション講座（自他の感情理解と自分自身の感情や考えの言語化を進め、基本的な挨拶や日常的な会話の練習などを行う講座）、社会訓練講座（刺激を減らした環境の中で、自分の状況を理解しながら、自分に合った教科学習等の取り組み方を見つけることを狙いとする講座）などを設けて、小集団のグループで行うとともに、必要に応じて個別指導を組み合わせて行っている。支援に対する効果と検証は、定期的に関係職員によるケース会議を開催して行い、必要に応じて支援の見直しが図られている。

3 その他

少年院においては、ほかにも、各施設の実情に応じ、様々な指導や取組が行われている。他の施設でも行われている取組等もあるが、ここでは、丸亀少女の家、沖縄女子学園及び貴船原少女苑の取組等を紹介する。

(1) 丸亀少女の家

丸亀少女の家では、「コオーディネーショントレーニング (Co-ordination Training)」（身体機能の向上と心身のバランスをとる能力を高めるためのトレーニング）を行っている。トレーニングを通じて、身体だけでなく脳と心に刺激を与えることで、感性・知性の発達につながる能力向上を目指している。

(2) 沖縄女子学園

沖縄女子学園では、沖縄県及び沖縄県動物愛護管理センターと協働し、保護犬のしつけ直し等に関する教育プログラム（3Re-Smile）を社会貢献活動として展開している。1年に1～2匹の保護犬を育てるプログラムであり、責任を伴った内容であるため、その導入に当たっては、対象の少年に対してアニマルセラピーではないこと、保護犬を育てるという責任があることを十分に説明しており、当該少年にプログラム内容をきちんと理解させるとともに自己の責任をしっかりと自覚させた上で実施している。こうした保護犬との関わりを通じて、少年自身が自分に任せてもらえるという思いを持つことにもつながっており、それが社会の一員としての自覚と社会から受け入れられたという思いを強め

ることに結び付いている。また、少年の内面の変化として、少年が自分の心を開いていく様子が認められる。

(3) 貴船原少女苑

少年院出院者は、帰住先での不良交友の再開、職場のトラブル又は家族との衝突等の様々な問題に直面し得るところ、在院中からそれらの問題への対処方法等を具体的にイメージし、また、不安を解消できるよう努める必要がある。そのため、各少年院では、在院者が実際の経験に基づく助言等を得る機会を付与することにより、その円滑な社会復帰を図ることを目的として、少年院出院者等を講師に招いてグループワークを実施している。貴船原少女苑においても、同苑を出院した人をゲストスピーカーとして招き、グループワークを実施しているが、少年院生活の取り組み方や出院後の生活の仕方などの意見交換を通じて、在院者の悩みや不安の解消だけでなく、出院後の社会生活に向けた動機付けとなっている。

第3節 社会内処遇・支援

(保護観察所・更生保護施設・民間支援団体・地域生活定着支援センター)

犯罪者・非行少年の社会内処遇・支援は、保護観察所のほか、様々な機関・団体において、それぞれの特色を生かしながら積極的な取組が実施されている。ここでは、保護観察所、更生保護施設、民間支援団体及び地域生活定着支援センターにおける取組の実情について、現地にて聞き取り調査を行った内容（女性の保護観察対象者等に対する職員の所感等を含む。）を踏まえ、それぞれの施設等ごとに紹介する。

1 保護観察所・更生保護施設

更生保護施設は、主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき者がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者等を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援している施設である。令和5年4月1日現在、全国に102施設があり、そのうち女性の施設は7、男女施設は8である。平成29年度から、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するため、女性や女子少年を受け入れる各更生保護施設において職員を1人増配置している。また、第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）には、更生保護施設において、女性の抱える困難に応じた社会生活への適応のための指導・支援を充実させることが盛り込まれている。

ここでは、令和4年10月に札幌保護観察所及びその管内の更生保護施設である大谷染香苑、5年6月に宇都宮保護観察所、同年2月に同所管内の更生保護施設である栃木明徳会から、それぞれ取組の実情や処遇・支援に携わる中での所感について聞き取り調査を行った内容を紹介する。なお、更生保護施設大谷染香苑及び栃木明徳会は、いずれも女性を受け入れている更生保護施設であり、また、高齢者や障害者を受け入れて特別処遇を行う施設（指定更生保護施設）及び薬物処遇を行う施設（薬物処遇重点実施施設）としての指定を受けている。

(1) 札幌保護観察所

札幌保護観察所に係属している保護観察対象者に女性が占める割合は、令和4年10月1日現在で、15.6%（513件中80件）であった。札幌保護観察所管内に所在する札幌刑務支所に女子依存症回復支

援センター（以下（1）において「同センター」という。）が開設されてから、同センターを仮釈放となり札幌保護観察所に係属した対象者は5名であった。その帰住先の内訳は、家族の元が1名、更生保護施設が2名、グループホームが1名のほか、仮釈放となった当初は他の保護観察所管内に在住する親族の元に帰住したが、後に前記とは異なるグループホーム（同センターにおける社会復帰支援のコーディネート業務を担当する医療法人が運営）に転居した者が1名であった。

なお、女性の保護観察対象者の特徴及び処遇者としての所感等について、札幌保護観察所統括保護観察官及び保護観察官から聴取した内容は以下のとおりである。

ア 女性の保護観察対象者には、薬物依存症の問題と他の精神疾患の問題の両方を抱えている対象者が多く、摂食障害を抱えている者も少なくない。また、男性と比較して、より複合的な問題が多く、犯罪以外にもケアしなければならない問題が多いと感じる。さらに、女性は、トラウマ体験を抱えている者も多いと思うが、トラウマ体験を更生保護施設や社会内処遇で安全に取り扱うのは相当難しいと感じている。

イ 同センターから出所してきた者は、他の保護観察対象者と比べると、動機付けが高いように感じる。薬物への脆弱性はあるものの、対処スキルを身に付けているように思う。一方で、中には、保護観察中のプログラムに対して、「もうプログラムは十分にやってきたから。」とあまり乗ってこない者もいる。

ウ 更生保護施設に帰住すると、まずはその生活環境に慣れることが必要になるが、特に女性は、男性以上に人間関係の影響を受けやすく、他者との同質性を重視する面があるように感じる。例えば、他の者の方が職員との面接回数が多い、面接時間が長いなど、他の保護観察対象者と処遇が少しでも異なると感じると、不満を訴えてくることがあるため、配慮が必要となる。

エ 薬物事犯者の場合、男性は、社会的な地位を引き上げたり、自意識を高めたりするために使用している印象があるが、女性は、自分の痛みに対処するために使用している者が多い印象がある。女性の場合、これをしてほしいとか、これで困っているなどということを言葉とは違う形で表出することが多く、自分の感情を言語化して相談できないという課題もあると感じられる。

オ 総じて、女性の保護観察対象者は、男性以上に、ライフステージに応じた情報が重要であると感じる。特に、女性の場合は、心身の問題も多く、就労によって自立につなげることが難しいため、社会資源に係る情報が重要となる。

（2）更生保護施設大谷染香苑

大谷染香苑は、男女施設の中では最大規模の更生保護施設であり、入所定員は、男性32名女性15

名の計47名である。北海道での生活歴がある者に限定されず、例えば、不良交友を断ち切ることを理由として、北海道以外から入所を希望する者もいる。また、以前は窃盗が多かったが、現在は薬物事犯者が多く、そのほとんどが成人（20歳以上の者）である。

なお、女性の入所者の特徴及び支援者としての所感等について、大谷染香苑施設長及び福祉職員から聴取した内容は以下のとおりである。

ア 女性の入所者の半数以上が睡眠薬を服用しており、精神的に不安定な者が多いと感じる。そのため、精神科医療機関とのつながりは非常に重要である。薬物事犯者では、歯の治療が必要な者も一定数おり、医療扶助を区役所に申請している者も少なくない。受診に際しては、補助が必要な場合には職員が病院まで付き添うこともある。

イ 女性の場合、介護関係や清掃関係に就職して自立する者もいるものの、男性よりも就労先が限られ、就労先が決まるまで時間が掛かることが多く、退所時は、生活保護を受給する者も一定数いる。男性と比べると就労の経験がなく、就労意欲が低い者や自立へのイメージを持てない者も多いような印象がある。また、入所してすぐはお金に余裕がないが、そのような状況でも、美容室に行ったり、服を買ったり、身なりを整えるために使ってしまい、男性以上に出費がかさむこともあるようを感じる。

ウ 更生保護施設退所後のフォローアップとして、各施設で様々な取組が進められており、例えば、退所者が立ち寄れるカフェを開くなどしている更生保護施設がある。当苑でもそうした取組があるとよいかもしれないが、現状ではマンパワー的にも限界があり、フォローアップに十分な体制がとれていない。

（3）宇都宮保護観察所

宇都宮保護観察所に係属している全保護観察対象者のうち、女性は2割程度であり、うつや摂食障害など、精神疾患のある者が多く、罪名としては窃盗と覚醒剤が主である。

女性の支援における関係機関としては、女性ダルク、女性シェルター、更生保護施設栃木明徳会が挙げられる。そのほかに、NPO法人でホームレスの人を支援する自立支援宿泊所があるが、女性は受け入れていない。

刑事司法の入口段階にある起訴猶予者等に対する更生緊急保護の措置、いわゆる「入口支援」は年間20～30件ほどあり、そのうち10件程度が「検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」（起訴猶予者、保護観察に付されない全部執行猶予者、罰金又は科料の言渡しを受けた者について、検察庁等と保護観察所が連携し、必要性や相当性が認められる者を

対象として、一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整や就労支援等の社会復帰支援を行うもの）に該当する事案となっている。入口支援を受ける女性は、ホームレス、親に対する暴力など家庭内暴力の加害者、統合失調症などの精神疾患を抱えた者などで、女性の場合は自分から保護観察所に相談の連絡をしてくる場合が多い。

なお、栃木明徳会では、令和5年度から、退所者の自宅等を訪問するなどして継続的な支援を行う訪問支援事業を実施している。

おって、女性の保護観察対象者の特徴及び処遇者としての所感等について、宇都宮保護観察所社会復帰対策官及び保護観察官から聴取した内容は以下のとおりである。

ア 就労について、若年層の女性の保護観察対象者においては、自分自身や周囲の者の就労経験等から、いざとなれば風俗関連産業などでお金を得られるという考えに基づき、堅実に就労することを軽視している者が予想以上に多いと感じる。また、付き合いのある男性の影響を受けやすい。男性は、身元や居住地にかかわらず雇ってもらえる職場が多い一方で、女性の場合、例えば刑事施設で取得した資格を生かせる介護職などは、身元がはっきりしていないと雇ってもらえないことが多いため、更生保護施設が現住所になっているうちは難しく、自立まで時間が掛かる。さらに、女性に限ったことではないが、住居を借りる際、保証人がいないと賃貸契約ができないという問題がある。当所では、保証人がいない女性でも部屋を貸してくれる不動産会社の協力を得て、同社にお願いすることが多い。

イ 女子少年の特徴については、その生活歴を見ると、これまで、住居不定で男性宅を渡り歩いていたり、その中で売春させられていたりするなど、ぐ犯の状態にあったり、性被害に遭いやすい危険な環境で生活してきたケースが多い。そのため、女子の少年院仮退院者は、男子少年と違い、再びそのような生活状況に陥り、仮退院許可決定時に指定される等した「居住すべき住居」に居住していないことを理由に、戻し収容（少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったときに少年院に再収容されること）になるケースも多い印象を受ける。

ウ 女性の窃盗事犯の場合、高齢者が多く、ある程度年齢を重ねてから窃盗をし始めたという者が多い。摂食障害にまつわるものも多いが、金銭的にさほど困窮していないのにやめられないというケースが多い。また、女性の薬物事犯の場合、保護観察所の薬物再乱用防止プログラムⁱで毎回

ⁱ 薬物再乱用防止プログラムは、依存性薬物の使用を反復する傾向を有する者に対し、依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させ、実践させるものであり、コアプログラム、ステップアッププログラム（コアプログラムの内容を定着・応用又は実践させるためのもの）及び簡易薬物検出検査を内容とする。

簡易薬物検出検査をパスすることが一つの目標になっていると感じる。コアプログラムもステップアッププログラムも、男性よりしっかり来ている者が多い。

エ 自分の子供を殺害してしまった女性のケースで、施設に入所している他の子供の引取り調整が必要な場合には、当所は、引取り調整と対象者自身の生活の立て直しとを同時並行で進めている。具体的には、子供の安全の確保を最優先に、子供が心身共に健やかに成長できるよう、児童相談所と緊密に連携しており、保護観察所の役割分担としては、本人に寄り添いながら、児童相談所と本人との面会に同席するなどして調整を図っている。また、当所からは、本人に対する暴力防止プログラムⁱⁱの実施や面接を通じて、少なくとも暴力によらない解決法を身につけ、本人自身が安定しない状態では子供の引取りは難しいことを伝えるなどしている。

(4) 更生保護施設栃木明徳会

栃木明徳会は、入所定員は女性20名で、成人・少年共に受け入れており、居室は主に個室である。令和3年度の入所時の平均年齢は49.2歳であり、窃盗、覚醒剤取締法違反が多く、平均在所期間は約5か月であった。

栃木明徳会では、薬物再乱用防止プログラム及び簡易薬物検出検査のほか、施設独自のプログラムとして、寺院住職による法話、作業療法士によるコミュニケーションワーク、更生保護女性会による料理作り等、外部講師を招いて実施している。また、就労していない入所者を中心として、近隣の元保護司の畑で農作業を実施しており、植え付け、芽かきなどの作業、収穫等のスポット的な作業になるが、農作業がある時期は、2週間に1回程度、施設職員が引率して行っている。収穫した野菜は、主に更生保護女性会員に購入されている。

精神疾患有している者については、近隣のクリニックで受診させており、その服薬管理は、施設職員が行っている。PTSDや被害体験をもつ者の場合、施設職員がPTSDや被害体験へ直接的に対応をすることはありません、現在の生活の課題等の解決のための働きかけを主としている。

栃木明徳会においては、フォローアップ事業が全国的に始まる前から、退所者の相談に応じたり、

ii 暴力防止プログラムは、身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促すとともに、同種の再犯をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。令和元年10月から、児童に対する虐待行為をした者について、暴力防止プログラムの対象者には当たらない場合であっても、その問題性に適合し、かつ改善更生に資する処遇を行うことを目的として、同プログラム（児童虐待防止版）が試行されている。

必要に応じて訪問をするなどしている。最近では、退所者の希望に応じ、施設専用のスマートフォンのSNSのアカウントを退所者と交換しており、施設からはすぐには返信できず、どの職員が見るかも分からないと断った上で、やりとりをしている。

なお、女性の入所者の特徴及び支援者としての所感等について、栃木明徳会施設長及び補導主任から聴取した内容は以下のとおりである。

ア 女性施設の特徴としては、入所者同士でグループが出来上がり、人の好き嫌いに関する人間関係トラブルが多い点が挙げられる。また、何かトラブルがあっても、入所者には「全て他人のせい」だと考える者が多く、指導に苦慮している。

イ 就労支援では、ハローワークや協力雇用主の協力を得ているものの、就労するに当たり、当施設の住所・電話番号では雇用主から敬遠されること、入所者によっては、採用面接を受けても、その結果について振り返る経験が乏しく、面接にはそぐわない身なりや態度が改善されないことがあるなどの困難を抱えている。そのため、近年は協力雇用主である派遣会社への就労が主である。派遣先は製造業、清掃業が多いが、賃金の低さからなかなか自立資金が貯まらないことも課題である。加えて、嗜好品や洋服などにお金を使ってしまうことも資金が貯まらない要因である。一方で、年齢や疾患などの理由で働けない人は、自立資金が貯まらないだけではなく、日用品やちょっとした嗜好品を買うお金もない状況にある。

ウ 高齢者で、就労が困難で頼れる人が居ない場合は、退所後に生活保護を受けられるように調整し、単身アパートへ転居させることで自立させている。単身アパートへ転居する際の16万円程度の初期費用がなかなか貯蓄できないので、自立までに時間が掛かることが課題である。それでも、当施設が所在する市内に退所して生活保護を受ける場合は、所在地自治体との協力関係もできているため、比較的円滑に調整できるが、他の市区町村への帰住を希望する場合は、当該市区町村との調整が一から必要になり、困難が伴う。

エ 元保護司の畑で行っている農作業は、作業に参加するといくらか収入を得ることができるので入所者にとっては貴重な収入源であり、また楽しみにもなっている様子である。農家の方や手伝いに来る退所者もいるため様々な人と触れ合える機会であること、普段施設では全く話さない者が畑では饒舌になるなど違った一面が見られること等、社会復帰に向けて効果的と思われる面もある。

オ 入所者の多くは、家族と関係が切れており、子供がいても離婚した夫が面倒を見ているなどの理由で全く関われないことが多い。児童相談所を通して子供とつながりがある者について、当施設が間に入って調整をする例は幾つかあるものの、数としては多くない。

カ 覚醒剤事犯者は、多数の男性とつながっているのが特徴的であり、その外出時には男性が施設の

外まで迎えに来ることも日常的にある。異性との交際は特に制限していないが、本人に対し、「その人を頼って大丈夫なのか」と考えさせるようにしている。

キ 入所者による外出先での万引き事案は少なくない。入所者は、帰所する際、施設の玄関で、買ったものとレシートを突合して職員に見せなければならないが、それが分かっていても、万引きをしてくる。中には、ポケットに万引きした商品を詰め込んだり、両手に持ったビニール袋いっぱいに万引きした商品を入れて帰ってきたりする者さえおり、また、施設の外埠から万引きした商品を投げ入れる者などもいる。基本的には警察に通報するが、職員が同伴してスーパーに謝りに行き、結果として、指導のみに留まる場合もある。所感としては、万引きをする者は、物を買うお金は持っている場合が多く、また、人によって異なるが、皿やカップ麺、化粧品等特定の物ばかりを万引きするという傾向もあるように思われる。居室を点検した際に、棚に明らかに万引きしたと思われる商品がきれいに並んでいることも時々ある。本人が不安を感じたり悩んで万引きに走るというよりは、金がもったいないのか、手癖が出るのか、万引きをして得た「戦利品」を眺めて楽しむのか、摂食障害があってどうせ吐いてしまうのだからと思うのか、そういう理由のように思われる。本人たちの中には、「手癖は治らない」と言い切る者もいる。一方で、窃盗を繰り返す者の特徴として、友達がいない傾向があるように思われ、覚醒剤事犯者に男性の影が絶えないのと対照的である。

ク 退所後のフォローアップでは、退所者の中には、久し振りに職員が訪問すると、息つく暇もないほど喋りつづける者もいて、受刑者が社会に帰ってからの課題は、孤立・孤独をいかに防ぐかであると切に感じる。SNSで近況報告をしてくれる退所者もあり、職員が退所者のメッセージに元気づけられることもある。また、SNSの導入によって、施設から送信したメッセージに既読がつくと職員も安心でき、以前より退所後もつながりを保つことができていると感じる。一方で、スマートフォンが使えない高齢者とのつながりの確保は課題である。

ケ 更生緊急保護の期間が最長で2年間に延びることにはなったⁱⁱⁱが、退所者は、2年経てばそれだけ年をとり、必要な支援が増えるので、地域で支援している立場からは、更生緊急保護の対象期間が終了したからといって、退所者の支援を打ち切ることはできないと感じる。

ⁱⁱⁱ 令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法において、更生緊急保護を行うことができる期間について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6月の範囲内という原則的な期間に加えて、更生緊急保護の措置のうち金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に6月、その他のものについては更に1年6月（通算2年）を超えない範囲内において行うこととされた。

2 民間支援団体・地域生活定着支援センター

(1) 民間支援団体

ここでは、令和5年6月、薬物依存症からの回復支援を行う特定非営利活動法人栃木ダルクの代表及び同法人の女性ダルクの施設長から、薬物依存症者の特徴と支援の実情について聞き取り調査を行った内容を紹介する。

栃木ダルクでは、女性の入寮者は、男性の入寮者の4分の1程度であり、男性に20代の入寮者はいないが、女性は20代から50代まで様々な年代の者が入寮している。新型コロナウイルス感染症が感染拡大する以前は、入寮者の約8割が覚醒剤の問題であったが、最近は、処方薬や市販薬の乱用、アルコール依存なども増えており、特にアルコール依存は全体の約3割を占める。入寮者全体の約7割は、依存症以外の障害を併せて抱えており、具体的には双極性障害や発達障害、軽度知的障害が多い。

施設で実施している薬物依存からの回復支援のためのプログラムは、3つのステージで構成されており、テキストとしては、薬物再使用防止プログラムであるSMARPP（スマープ）を使用している。第2ステージまでは女性だけで実施し、第3ステージは男女合同で実施するが、女性のプログラムは、男性より比較的余裕のある時間割で構成されており、手芸や編み物といった物作りや、音楽などアートに触れる内容が含まれている点が特徴である。次のステージに進むかどうかは、プログラムの達成状況と寮内での役割活動への取組状況、生活力の高まりを総合的に判断し、県内全ての施設長の話合いにより決定している。

なお、女性の入寮者の特徴及び支援者としての所感等について、栃木ダルクの代表及び女性ダルクの施設長から聴取した内容は以下のとおりである。

ア 現在、女性の入寮者は13人であるが、全員が依存症以外の精神疾患を併せて抱えており、そのうち12人が服薬している。そのため、女性の場合は、特に病院との連携が重要であるが、入寮者の中で処方薬や市販薬の乱用をする者は、軽度知的障害や境界知能の者が多く、社会復帰の難しさを感じている。

イ 覚醒剤使用の場合、女性は、若年から多量の覚醒剤を使用しており、20歳になるまでに依存症になっているケースが多い。男性と違って、女性は、異性から譲り受けたり、使用を促されたりすることが多いため、お金を持っていなくても覚醒剤の使用量が増えてしまう。

ウ 若年女性は、親との関係が悪く、家庭に居場所がない者が多い。また、虐待被害を受けているケースも非常に多い。例えば、父親と一緒に使用していたという者もいるが、そういう者は、父親からの性的虐待を受けていることが疑われる。

エ 女性の入寮者は、男性に比べて生活力が低く、親から身の回りのことを教えてもらってこなかっ

たと思われる者も多い。プログラムの中で積極的に話をする者は女性に多いが、実際に薬物依存からの回復に向けた動機付けが出てくるのはプログラムを始めて1年以上経過してからことが多い。また、承認欲求が強い者ほど、SMARPP（スマープ）のテキストを進めるのが早いが、テキストの理解が深まっていない場合が多い。プログラムでは、回復の動機付けの時期は最初の3か月と設定されているが、薬物を「やめたい」と口にすることと、実際にやめる動機付けが出てくることは異なり、その時期も異なっている。さらに、プログラムの構成上は12か月で修了となっているが、実際には早くても修了まで3年はかかり、中には8年かかった者もいる。そのため、プログラム修了まで続けられる者は多くない。ただ、女性の場合は、時間をかけなければかけるほど結果的に依存症からの回復が早まり、再犯率を下げるにつながると考えている。

オ 女性の入寮者は、寮内の役割活動で責任ある仕事を引き受けることを嫌がる者も多い。男性の入寮者は、責任ある仕事を任されると、更にその次を目指してモチベーションを高めるなど、回復につながる面があるが、女性の入寮者は、誰かにやってもらって生きてきたという者が多く、自信も乏しいため、責任を負うことが苦手なようである。役割をたくさん担いたがる女性もいるが、その動機としては「周囲から必要とされたい」とか、「役に立つ人と思われたい」といったもので、自己肯定感の低さが根底にあり、自分のキャパシティが分かってくると諦めて投げ出しがちである。

また、女性の場合は、非常にしっかりした「良い子」を最後まで貫く場合もあるが、突然全部投げ出して施設を出て行ってしまったり、自分にはできないと言って1、2週間引きこもったりするなど、プログラムの途中の崩れ方が極端である。最初は順調に経過していても、最終ステージで社会復帰の準備を始めた途端、崩れてしまうなど、環境や状況の変化に弱い者が多いと感じている。さらに、内面を言語化するのが苦手で、いきなり「もう死ぬ」と言い出すなど、表出する言動が極端になりがちなのも女性の特徴である。その点、男性は、他の入寮者ともめるなど、問題の表出が比較的分かりやすい。

カ 女性の入寮者同士の関係の持ち方についても、最近は傾向が変わってきており、互いの問題点を指摘し合えず、仲間と心を開いて同列の関係性が作れない者が多い。結局、対等な関係が築けないまま異性関係に走ってしまうため、そこで再び支配・被支配の関係に陥ってしまいがちである。このように、女性の場合は、異性問題でつまずく者が多く、根底には虐待や異性からの暴力等のトラウマがあり、それが薬物使用や自傷行為、不安定な人間関係など、様々な面に表れてくるのだと思う。

キ 女性の入寮者の特徴として、自己肯定感が低い一方、世渡りはうまい者が多く、そうした生き方では何も良くならないということに気付くまでに非常に時間が掛かる。生き方に対する価値観が変

わる前に、それまでの自分の生き方に違和感を持つようになるが、これまでの生き方を変えたら、自分がなくなってしまうのではないかという不安も同時に抱えており、変わりたいけれど変わり方が分からない、変わるのが怖いといった葛藤が強く、価値観の変容には時間が掛かる。

ク この10年間で就労による社会復帰を果たした女性は1人だけで、そのほかは家族の援助や生活保護を受ける場合がほとんどである。自力で生活できるくらいの力があると思っても、生活保護を切りたがらず、無理をしないで生きていたいというスタンスの者が多い。

ケ 子供がいる女性の入寮者の多くは、家族が子供の面倒を見ていたり、施設に子供を預けていたりする。入寮者は、子供に会えないが、家族に送ってもらった子供の写真で成長を見ることができ、児童相談所の職員から面談時に子供の様子を伝えられることもある。子供の状況が分からないと、それを理由に施設を出て行ってしまうケースがあるので、子供の状況が分かる方が、入寮者の気持ちの安定につながる。

コ インターネットが使えると、SNSなどで人とつながりたいという欲求が出てくるので、ステージにかかわらず、私用の携帯電話は持たせないようにしている。寮内の役割活動で必要な場合には施設の携帯電話を使用させているが、それでも施設の携帯で出会い系サイトにアクセスしているケースはある。女性施設については、所在地を公表していないのに、連絡を取れないはずの交際相手が施設まで迎えに来るということもあった。一方で、何もかも禁止する生活は続かないので、やってよいことと禁止すべきことを慎重に見極めてバランスを保つように心掛けている。

(2) 地域生活定着支援センター

法務省及び厚生労働省は、受刑者等のうち適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が矯正施設出所後に福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施している。

矯正施設を退所した知的障害、精神障害、発達障害のある女性については、「矯正施設を退所した女性の知的障害者等の地域生活の支援に関する調査研究」(古屋他、2020)において、支援上の課題が明らかにされており、①犯罪行為に至るまでに社会経済的な困難だけではなくトラウマティックな被害体験を複合して経験しており、心理的な支援の必要性が高いこと、②身元引受人がいることが多いため特別調整の要件を満たさず、福祉的支援に繋がらず潜在化しやすい側面があること、③地域において女性専用の社会資源が少ないことが女性特有の課題として指摘されている。

ここでは、令和5年6月、栃木県地域生活定着支援センターのセンター長及び副センター長から、

特別調整の対象のうち、女性受刑者に多い高齢の窃盗事犯者の特徴とその支援の実情について、聞き取り調査を行った内容を紹介する。

栃木県地域生活定着支援センターにおける特別調整の対象者は、年間30～40名程度であり、女性の対象者は、令和5年1月から6月までで80代の窃盗事犯者2名であった。特別調整の対象になる女性出所者の特徴としては、高齢者、再犯者、窃盗事犯者が多いという点が挙げられ、家族がいる者や自宅がある者も多いが、犯罪を繰り返す中で引受けを拒否されるようになったケースが多い。入口支援については、情報提供があるのは年間10名程度のところ、実際に関わるのは3、4名であり、男性が多い。

なお、女性の対象者の特徴及び支援者としての所感等について、栃木県地域生活定着支援センターのセンター長及び副センター長から聴取した内容は以下のとおりである。

ア 女性対象者の特徴としては、男性よりも生活力があり、使えるものは使おうとするしたたかさがあると感じる。困ったときには下手に出るが、心配事がなくなったり、使えないと思ったりすると途端に態度を変える者もいる。また、元々金銭的に余裕があった者の場合、経済状況が変わっても生活水準を変えることができず、高級店で買い物をしたり、過度に着飾ったり、人にプレゼントをしようとしたりしがちである。こうした行動が犯罪につながることもあり、その背景には、社会からの孤立があると思われる所以、相談機関の職員は、表面的な対応だけでなく、その奥にあるニーズを汲み取ってあげられるよう、感受性を豊かにしておかなくてはいけないと感じている。

イ 刑事施設で福祉制度理解の指導にも携わっている所感として、女性の窃盗事犯者に対しては、刑務所で窃盗の問題と向き合ってきていないと感じることが多く、特に、女性の高齢受刑者は、窃盗の問題を自分のこととして受け止めておらず、福祉制度理解の指導も十分に浸透していない印象を受ける。また、何度か窃盗に成功した経験があると、高齢になってもできると思って出所後も繰り返す者が多いので、彼女らに警察の捜査技術の高さ、防犯カメラなどを活用した捜査が進んでいることなどを具体的に教えて、絶対に見つかってしまうことを教えるべきだと思う。一方で、殺人や放火といった重大犯罪をした者については、周囲が環境を整えてあげれば意外と安定した生活ができると感じる。

ウ 女性出所者の帰住先の調整では、本人は、家族の引受けを期待していたり、受刑前のように自宅に戻って一人暮らしができると思っていたりするが、センターから家族に連絡をすると、そちらでお願いしたいとか、施設に入所させてほしいなどと言われることが多い。

エ 施設入所の場合でも、介護サービス付きの高齢者住宅などは入居を断られることが多い上、対象者本人も、自身の身体・認知機能が衰えていることへの自覚がなく、料理などの家事も自分でやっ

てきた経験があるため、施設入所を拒否しがちである。また、女性の場合、買い物を楽しみにしている者が多いが、施設にいると物が揃っているため、そうした楽しみがなくなってしまうという点も入所したがらない理由の一つとなっているように感じる。

才 福祉サービスの相談を受ける際や利用調整を行う場合には、様々な福祉制度がある中で、複雑なものも多いので、かみ砕いて説明するといった配慮が必要である。当センターでも、対象者の話をじっくり聞き、相談が途切れることがないように気を配っている。

第4節 調査のまとめ

ここでは、本章第1節から第3節で紹介した施策調査の結果について、共通する課題ごとに振り返る。

1 薬物依存

刑事施設においては、薬物事犯者について、特別改善指導の一つとして、薬物依存離脱指導が行われているが、札幌刑務支所においては、薬物犯罪の女性受刑者に対する処遇の新たな取組として、令和元年度から5か年の事業計画により、「女子依存症回復支援モデル」が試行されている（本章第1節2項参照）。

女子少年院においては、全国共通の教材であるJ-MARPPを用いて、薬物非行防止指導が行われているところ、沖縄女子学園においては、これに加えて、施設独自に、薬物依存の少年に対し、教材である「自分のトリセツ」を活用して、将来やりたいこと、自分のことについて振り返らせる取組や、自分一人で問題を抱え込まずに、人に相談できるスキルを身に付けさせる取組等を行っている。さらに、一人の少年を多くの人で見守ることができるように、ケース検討会を実施して、在院中から社会資源との関係構築をできるようにしている（本章第2節1項（2）参照）。

札幌保護観察所においては、札幌刑務支所で行われている「女子依存症回復支援モデル」による処遇を経てきた者は、特に動機付けが高い印象を受けるとの発言があった（本章第3節1項（1）イ参照）。また、宇都宮保護観察所においても、女性の仮釈放者、保護観察付全部・一部執行猶予者は、薬物再乱用防止プログラム受講に対する動機付けが男性と比べて高いと感じられることが多い旨の発言があった（同項（3）ウ参照）。

矯正施設内でのこれらの薬物依存への処遇あるいは保護観察所による生活環境の調整や薬物再乱用防止プログラム等を通じて、薬物事犯者を地域の保健医療機関等における薬物依存症からの回復支援につなげるとともに、各関係機関において、「息の長い」支援を実施できるようにするために連携体制を更に強化していくことが重要であると考えられる。

2 窃盗

刑事施設においては、平成27年に女性受刑者を対象に、一般改善指導として実施する「女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラム」が策定され、5種類の指導等の一つとして、窃盗防止指導が行われている。各施設における窃盗防止指導は、基本的には共通した指導項目から構成されているところ

ろ、例えば、栃木刑務所では、同指導終盤の「窃盗をやめるための具体策」という指導項目を2単元と定め、標準よりも多く実施している。同指導項目は、受講者それぞれにおいて、それまでに学んできた自分の特性等を踏まえながら、窃盗に至りやすい危険な場面をお互いに出し合い、窃盗をしないための方策について意見交換を行うものである。同所では、窃盗の累犯受刑者も多いことから、同指導項目を、標準よりも多い2単元とすることで、できるだけ多くの危機場面について考えさせるようしている（本章第1節3項参照）。

少年院においては、非行に関わる意識、態度及び行動面を改善することを目的とし、「問題行動指導」を行っているところ、榛名女子学園では、同指導の一環として、本件又は非行歴に窃盗・詐欺等の他者の財産を侵す行為がある者を対象に、「財産犯指導」を行っている。同指導においては、対象者自身の非行のパターンを図式化して、当該非行傾向への対策について考えさせるなどしている（本章第2節1項（1）参照）。

保護観察所においては、令和5年版犯罪白書によれば、令和2年に嗜癖的な窃盗事犯者を対象とした「窃盗事犯者指導ワークブック」が作成され、同事犯者に対する保護観察の実施に活用されている。特に女性の嗜癖的窃盗事犯者については、過去の傷付き体験から心理的な問題や対人関係の葛藤を抱え、社会不適応状態に陥って、窃盗を繰り返すに至った者が少なくないことから、窃盗に至った要因のアセスメントを行い、適切な処遇を行うことが有用であるとされている。

なお、この点に関連し、更生保護施設栃木明徳会においては、その入所者で、これまで窃盗を繰り返している者の特徴として、友人が少ない傾向があるように思われるとした上で、覚醒剤事犯の者において男性の影が絶えないとの対照的であるとの発言があった。また、栃木県地域生活定着支援センターにおいても、窃盗事犯の支援対象者について、犯罪等の背景に社会からの孤立があるように思われるとした上で、支援者側においては本人の表面の奥にあるニーズを汲み取れる力量が必要である旨の発言があった（本章第3節1項（4）キ及び同節2項（2）ア参照）。いずれも、実践を踏まえた示唆に富む指摘と思われる。

3 高齢者への対応

女性刑事施設（一部の施設を除く。）においては、「女子地域連携事業」を通じて、高齢の女性受刑者について、地域の社会福祉士による個別面接、介護福祉士による入浴指導等を行っているほか、栃木刑務所においては、非常勤職員として、理学療法士、作業療法士を採用して、高齢の女性受刑者について、生活機能・認知機能を維持、向上させるため、個々の受刑者に応じたリハビリテーションを実施している（本章第1節1項参照）。また、和歌山刑務所においては、高齢の女性受刑者が、歩行速

度の低下等により他の女性受刑者と集団で行動することが難しくなってきた状況を受けて、工場を養護工場に改修し、同工場内に食堂等の機能を併設する工事を行い、トイレをバリアフリー化する等の対応を行っている（本章第1節6項（2）参照）。

栃木県地域生活定着支援センターにおいては、高齢受刑者に係る出所後の帰住先の確保に関し、犯罪を繰り返すなどして家族に引き受けを拒否され、適当な帰住先がない者については、特別調整が行われるところ、高齢の女性受刑者の中には、自身の身体・認知機能が衰え、家事をこなせないことへの自覚がなかったり、施設入所により買い物等で自由に外出する楽しみがなくなってしまうことを嫌がったりして、特別調整を拒否する者もいるとの発言があった（本章第3節2項（2）エ参照）。実践を踏まえた重要な指摘である。本人への丁寧な説明を通じて、自身の身体・認知の状態や家族の支援が得られない現状を自覚してもらうとともに、住居が確保され必要な福祉サービス等を受けられるようになることで長い目で見て安心した生活を送れることを理解してもらうことが大切であると考えられる。

4 摂食障害

北九州医療刑務所においては、摂食障害を有する受刑者に対し、①行動療法、②診察やグループミーティング等の「心を育てる治療」、③チーム医療の三つの柱からなる摂食障害治療プログラムを実施している一方、医療刑務所ではない西条刑務支所においては、摂食障害の既往がある受刑者について、定期的な体重測定と食事量の観察などを行い、その中で食事摂取量の減少やおう吐などの特異な動静が認められた場合は、医務職員に引き継ぎ、治療が必要と判断されれば、行動療法と食事プログラムを併用した治療を行っている（本章第1節4項参照）。

女子少年院においては、摂食障害に関するプログラムを行い、その対象者に対し、摂食障害を含む食行動の問題について正しい知識を習得させるとともに、その背景にある認知の偏り、適切な自己主張の在り方及び問題改善方法を考えさせる等している（本章第2節1項（3）参照）。

5 個々のニーズに応じた処遇等

美祢社会復帰促進センターにおいては、令和4年度から「若年受刑者ユニット型処遇」が始まっている。少年院における矯正教育の知見等を活用し、職員と対象者との信頼関係に基づく「対話ベース」の処遇が行われている（本章第1節5項参照）。

また、少年院における処遇は、個別のニーズを踏まえ、集団処遇と個別処遇を組み合わせて実施しているところ、能力や特性による制約、精神的な疾患や薬物の後遺症などから、集団生活や集団場面

での日課に取り組むことが困難な在院者もいる。榛名女子学園では、前記のような在院者に対して、社会に適応する力の獲得と自己理解及び自己管理を通じた自立する力の獲得を目標に、これまで行ってきた多人数で行う授業や指導、個別で行う支援や指導に加え、少人数で行う授業を組み合わせた処遇を行っている（本章第2節2項参照）。

女性受刑者等については、犯罪、非行の内容やそれらの背景となっている生育歴、生活歴、心身の状況等を踏まえた処遇を行っていくことが重要とされているところ、刑事施設、少年院、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターにおいては、前述のように、試行を含めて様々な施策が展開されている。各機関で培われた取組のノウハウが他の機関と共有され、女性受刑者等への処遇が更に拡充されることが期待される。

第5章 まとめ

特別調査（第3章）の結果により、女性受刑者の意識や実情に係る傾向・特徴について、主として男性受刑者との比較から明らかとなったほか、同じ女性受刑者であっても年齢層や罪種（窃盗群及び薬物群）により、傾向・特徴が異なる面があることなども明らかとなった。そして、それらを踏まえ、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図っていくのに際し、これを阻害していると考えられる要因等について検討した。

以下では、それら要因に着目した上で、施策調査（第4章）で聴取等した内容等における知見も踏まえ、女性犯罪者に対するより効果的な処遇や支援の在り方についての検討に資する知見を示すとともに、今後の課題等について取り上げる。

第1節 被害経験や生きづらさ等を踏まえた処遇・支援の必要性

女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を阻害している要因として、第一に、何らかの被害経験や生きづらさ等が考えられる。

女性犯罪者の被害経験については、女性犯罪者に特有な課題の一つとして、第二次再犯防止推進計画等において、虐待等の被害経験や性被害による心的外傷等が指摘されているほか、関連する文献等においても、海外では女性受刑者の被害者性（特に性的虐待、DV等）が高いこと、日本の女性受刑者においても同様の傾向が見られることなどが指摘されている（矢野、2017）。

特別調査の結果においても、女性受刑者の中には、PTSD得点が高かったり、ACEや配偶者・交際相手からの暴力被害があつたりするなど、何らかの被害経験を抱えている者のほか、過去に自傷歴や自殺念慮があつたりする者が一定数存在していることが明らかとなった。そして、それらの結果を踏まえ、①ACE等の被害経験が社会生活における生きづらさにつながり、それらが犯罪の背景事情としてある者が少なくないこと、②これら女性受刑者については、特に、受刑に至るまでの生育歴、行動歴を理解した上で、長期的な視点からこれまでの被害経験や生きづらさに対する治療的、支援的な関わりを行う必要があることを指摘した（第3章第6節2項（1）参照）。

被害経験や生きづらさ等を抱えている女性の全てが犯罪に至るわけではなく、また、全ての女性受刑者が被害経験や生きづらさ等を抱えているわけでもないが、以上の点を踏まえると、被害経験やそ

れに付随する様々な生きづらさに焦点を当てた処遇・支援が必要であると考えられ、具体的には以下の2点について検討する。

1 被害経験や生きづらさ等に着目した処遇・支援の更なる推進

現在、刑事施設においては、拘禁刑の創設により、特性に応じた処遇の一層の推進が求められている。また、「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国際準則」（以下「バンコク・ルールズ」という。）においても、女性被拘禁者について被害経験やメンタルヘルス上などのニーズを有する者が多いことを踏まえた対応が求められている（本章第4節4項参照）。この点に関連し、女性刑事施設においては、施策調査（第4章第1節3項参照）で確認したように、既にこれまでにも必要性を踏まえ、「女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラム」等を実施しているところ、こうした取組を女性犯罪者処遇の全体で共有し、拡充していくなどの必要性があると考えられるほか、女性刑事施設においても、特性に応じた処遇を一層推進する一つの方策として、個々の女性受刑者の被害者性等を把握し、その程度や必要性に応じ、処遇内容や処遇計画の策定・実施に反映させる等の取組を更に推進していくことなどが考えられる。さらに、女性受刑者に特化した「VINNプログラム:女性のためのモチベーションプログラム」も参考になるものと考えられる（参考資料③五3参照）。同プログラムは、北欧で15年以上実施されている女性受刑者のためのプログラムであるところ、その開発理由等に鑑みると、日本の女性受刑者に対しても、導入の余地があると考えられる。

これらの取組を実現したり、更に充実・強化したりするには、様々なあい路も想定されるところ、刑事施設以外の刑事司法の各段階において、これまで以上に女性犯罪者の被害経験や生きづらさ等に着目し、女性犯罪者処遇全体に係る今後の一つの方向性として明確に位置付けるなどし、具体的な取組を組織的・体系的に実施していく必要性は高いと考えられる。

2 対話・相互作用を伴う処遇方法等の積極化

被害経験や生きづらさ等を抱える女性受刑者に対する効果的な処遇方法として、これまでの矯正施設等における処遇実践に鑑みると、グループミーティング等の相互作用を伴う働き掛けが有効であると考えられる。この点に関連し、令和2年10月、法務大臣からなされた諮問第103号に対する法制審議会の答申を踏まえ、4年9月から「若年受刑者ユニット型処遇」が、5年11月から「若年受刑者少年院転用型処遇」がそれぞれ実施されている。ここでは、少年院における矯正教育の手法やノウハウを活用した処遇が、具体的には「対話ベース・モデル」という相互作用を伴う処遇方法として示されている。女性受刑者については、施策調査（第4章第1節5項参照）で確認したように、現在、美祢社

会復帰促進センターにおいて「若年受刑者ユニット型処遇」が実施されているところ、このモデルの基本方針は、ユニット対象者が、人間としての誇りや自信を取り戻し、再犯に至ることなく健全な状態で社会復帰を遂げることができるよう、刑務官等の刑事施設の職員が、ユニット対象者一人一人の事情、心情等を理解し、共感的に接しながら信頼関係を築くよう努めつつ、対話を通じて、規律の内面化、改善更生を目指すものとされており、職員との日記のやりとりのほか、グループワーク、グループミーティング等、職員・受刑者間において、あるいは受刑者間においても相互作用を伴う処遇方法が積極的に実施されている（第4章第1節5項参照）。こうした相互作用を伴う処遇方法は、少年院における矯正教育はもとより、札幌刑務支所における女子依存症回復支援プログラム（第4章第1節2項及び本章第2節参照）、一部の更生保護施設やダルク等の民間自助団体においても積極的に活用されており、被害経験や生きづらさ等を有する女性受刑者に対しても、有効な処遇方法であると考えられる。こうした処遇方法は、これまでにも、女性刑事施設等において、各施設の実情に応じ、取組がなされてきているものと考えられるが、女性犯罪者処遇全体における更なる拡充やその積極的な実施が期待される。

第2節 心身の健康の回復等に資する処遇・支援の充実

女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を阻害している要因として、次に、心身の不安定な健康状態が考えられる。

この点に関連し、第二次再犯防止推進計画では、①高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をより的確に把握していく必要があること、②福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、③支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題が示され、これらの課題に対応した取組を進める必要性が認識されている。また、薬物依存の問題を抱える者への支援等については、薬物依存の問題を抱える者等への相談・支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法の各機関はもとより、地域社会の保健医療等の各機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要があるとの認識も示されている。こうした認識の下、現在、法務省のほか、厚生労働省、警察庁等による関係省庁等を横断した具体的な施策が展開されている。

また、特別調査の結果において、健康状態について見ると、女性受刑者は、慢性疾患あり及び精神疾患ありの構成比が男性受刑者と比べるといずれも有意に高く、精神疾患ありでは、うつ病・双極性障害の該当率が最も高く、次いで、不安障害、依存症の順であった。さらに、女性受刑者のうち、食行動に問題ありの構成比が約2割、違法薬物使用経験ありの構成比が約4割であったほか、困りごとの内容では健康上のこととが約5割を占めていた。加えて、保護観察所への施策調査（第4章第3節1項（1）参照）では、保護観察官の所感ではあるが、女性の保護観察対象者の中には、薬物依存症の問題と他の精神疾患の問題の両方を抱えている者、摂食障害を抱えている者が少なくなく、男性と比較して、犯罪以外にもケアしなければならない問題が多いと感じられるとの指摘のほか、更生保護施設への施策調査（第4章第3節1項（2）参照）では、精神的に不安定な者、歯の治療が必要な者などが一定数存在し、医療扶助を公的機関に申請している者も少なくないとの指摘も見られた。これらの調査結果を踏まえると、日常生活を送るに当たり、精神的身体的に治療が必要な状態にある者が一定数いることがうかがえた。

以上のことから、心身の健康の回復はもとより、その維持・増進に資するための処遇・支援の充実が必要であると考えられ、具体的には以下の3点について検討する。

1 薬物依存症への対応

刑事施設では、男女を問わず、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存があると認められる者を対象として、薬物依存離脱指導が行われている。認知行動療法をベースとしたプログラムであり、全12単元を3~6か月かけて実施している。また、保護観察所においても、薬物再乱用防止プログラムが実施され、この一環として簡易薬物検出検査も実施されている。「薬物依存」については、薬物を乱用することによって、脳内に異常が生じ、自分で使用をコントロールできなくなった状態であるとされ、刑事施設や保護観察所において、前記プログラムを受講し、またこれと並行して必要に応じ治療を受けるだけでなく、刑事手続を離れてからも、継続的に治療・援助等を受ける必要性が指摘されている。この点に関し、薬物依存症からの回復は、国際的には「治療共同体」での対応が主流であるとされ（堂本、2021）、関連する取組として、第4章第1節で確認したとおり、現在、札幌刑務支所において、注目すべき事業が開始されている。同支所においては、令和元年度から5か年の事業計画により、「女子依存症回復モデル事業」が試行され、刑事施設内において、地域における関係団体との連携の下で、治療共同体を参考にした薬物依存症からの回復支援のための取組、具体的には、出所後の生活環境により近い処遇環境の中で、「コアプログラム」のほか、創意工夫された多様なプログラムが展開されている（第4章第1節2項参照）。

薬物依存症への対応としては、刑事施設や保護観察所におけるプログラム等の受講により完結するものではなく、場合によっては、生涯に渡る治療や支援が必要とされることに鑑みると、施設内処遇と社会内処遇をつなぐ民間団体の介入を前提としている同モデル事業への期待は大きく、更なる進展が望まれる。

2 摂食障害への対応

本報告では、摂食障害について、施策調査（第4章第1節4項参照）の結果として、北九州医療刑務所及び西条刑務支所における実践例を紹介したところ、女性刑事施設において、その処遇・対応に最も苦慮しているものの一つが、摂食障害であると考えられる。摂食障害を有する女性受刑者は、食事を全く摂らない拒食型の者、食べた後に居室内のトイレで吐き出す者、食べたい時に食べることができるように食事を衣服の中に隠す者など、様々な問題行動を繰り返す者に加え、中には、BMI値が著しく低くなり、拒食・嘔吐の繰り返しにより生命に危険が及ぶ者も存在する。通常、女性刑事施設においては、刑務官と医務部門の医師や看護師が連携し、摂食障害に起因する症状、行動、認知の改善を目指して日々対応しているところ、前記のように生命に危険が及び、医療上の措置が必要となる重度の症状となった者については、医療設備や医師、看護師等の専門スタッフが一般の刑務所より重

点的に整備された医療刑務所に移送し、専門的な治療を受けさせている現状にある（堂本、2021）。

摂食障害を有する女性受刑者の処遇、円滑な社会復帰、さらにはその再犯防止を図るに当たり、いずれも状況の改善は容易ではない中、北九州医療刑務所や西条刑務支所への施策調査（第4章第1節4項参照）では、「医療」と「処遇」が密接に連携しながら施設全体で対応している現状が確認できた。この点に関連し、更に改善に向けた糸口として、女子施設地域連携事業（以下本章において「地域連携事業」という。）に基づく施設ごとの地域との連携による取組が考えられる（第4章第1節1項参照）。これは、いわば「女性受刑者の困りごとを地域の医療や福祉に支援してもらえたま」いう発想から、各女性刑事施設の事情・ニーズに応じて、立地するそれぞれの地域の関係団体との協議により検討が進められ、展開されるようになったものであり、その結果、現在では、看護師、保健師、助産師、薬剤師、歯科衛生士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士など20を超える多岐にわたる専門職が、女性刑事施設の中で女性受刑者と刑務官に対する助言・指導に直接当たっており、中には、摂食障害を有する受刑者の処遇にも関与している施設も見られる。各施設の所在する地域の事情等により、様々な専門家等との連携状況は異なるものの、摂食障害を有する受刑者の処遇は課題も多いため、地域連携事業の取組の積み重ねから、状況の改善に向けた新たな糸口につながることが期待される。

3 健康の維持・増進を推進するための取組

特別調査の結果からは、前記薬物依存や摂食障害のほか、慢性疾患、精神疾患など、心身の健康に關し、問題や課題を抱えている女性受刑者は少なくないことが明らかとなった。一方で、依存症であるという自覚に欠け適切な医療につながっていない者、犯罪の原因を疾患に求め、自身の内面に向き合おうとしない者、多剤乱用など服薬管理が不適切である者、不定愁訴が多い者等があり、そのような疾患等をめぐる様々な社会不適応行動が、更生や円滑な社会生活を阻害する可能性もあることから、こうした女性受刑者に対しては、自らの抱える疾患等について、適切な理解を促し、必要な医療や福祉支援を受け続けられるよう指導・支援することが有用であると考えられる。その他の取組として、栃木刑務所では、理学療法士や作業療法士による受刑者個々の実情に応じたりハビリテーションを実施しているほか、西条刑務支所では、歯科衛生士による歯磨き指導、口腔衛生指導なども実施している（第4章第1節1項参照）。これらは、地域連携事業による取組であり、受刑者の中には、歯磨きやその他日常的に適切な生活習慣が形成されていない者もいることがうかがえ、受刑生活だけでなく、出所後においても日常生活において健康を維持・増進するための知識や習慣を身に付けさせることは有用であると考えられる。前記のとおり、女性刑事施設において地域連携事業が展開されているところ、今後もこうした事業による心身の健康の維持・増進に向けた取組の更なる拡充が期待される。

第3節 高齢女性受刑者等に対する処遇・支援の在り方

第2章で記載のとおり、女性の刑法犯の検挙人員のうち、65歳以上の比率は近年横ばいで推移し、令和4年は33.2%と約3人に1人が高齢者であること、入所受刑者の高齢化も進んでおり、同年の65歳以上の比率は21.4%と、約5人に1人が高齢者であることから、我が国の女性犯罪者に関する課題の一つは、高齢者への処遇・支援であるといえる。平成30年版犯罪白書においては、高齢の万引き事犯者は、非高齢者と比べて困窮している者が少ない上に、その多くが年金を受給し、対人交流面を見ても、同居人がいるか、一人暮らしでも近親者との交流が保たれていること、高齢男性の半数超、高齢女性の約8割が「節約」のため万引きに及んでおり、実際の状況とは乖離した経済的な不安の存在や、万引きに対する抵抗感の乏しさがうかがえることが指摘されている。また、高齢女性のうち半数は、60歳を過ぎてから初めて検挙されており、微罪処分や起訴猶予処分を受けながら、短期間のうちに犯行を繰り返し、高齢女性の約3人に1人が、罰金刑を受けてから約2年の間に再犯に至っていること、これらの高齢犯罪者には、刑事手続が持つ感銘力や段階的な処分による再犯の抑止が必ずしも十分に機能していない可能性が考えられることが指摘されている。これらのこと踏まえ、以下では、高齢女性受刑者や高齢女性犯罪者に対する処遇・支援の充実について検討する。

特別調査においても、高齢女性受刑者のほとんどが万引き事犯者であり、その特徴として、生活が困窮している状態の者もいる一方で、切迫した困窮状況にはないにもかかわらず、今後の経済的な不安やその場での「軽い気持ち」から犯行に及んでおり、犯罪に対する抵抗感の乏しさがある者がいること、初めて処分を受けた年齢が比較的高いにもかかわらず、現在受刑しているということに鑑みると、初発から短期間のうちに犯行を繰り返す傾向にあることがうかがえ、平成30年版犯罪白書が指摘するように、高齢女性受刑者については刑事手続が持つ感銘力や段階的な処分による再犯の抑止が必ずしも十分に機能していない可能性があることを支持する結果が見られた。

また、上記に加え、特別調査では、高齢女性受刑者の場合、他の年齢層と比べて、被害経験や心身の健康を害するような生活・行動歴が比較的少なく、社会的には大きな問題もなく生活を送ってきた者が少くないことがうかがえ、犯罪に至った背景事情として、被害経験や社会的不適応に陥って生きづらさを抱えている傾向が見られた40代以下の受刑者とは異なる事情もあることが示唆されたほか、慢性疾患が多くて健康上の不安があること、精神疾患が少ないと、一人暮らしである者が多いこと、人間関係及び処分についての悩みが少ないと、他の年齢層に比べて孤独感が高くないことなどの特徴も明らかになった。

刑事施設においては、高齢者が多数を占める窃盜事犯者に対して、各女性刑事施設において工夫された「窃盜防止指導」が行われているほか、高齢女性受刑者の中には、認知症になったり、足腰が動かなくなったり、介護が必要になったりする者がいるところ、地域連携事業により、各専門家の協力を得て、高齢者に対し生活機能や認知機能の維持、向上のためのリハビリテーションを実施したり、増加する高齢者の処遇環境を改善するため、施設の設備自体をバリアフリー化するなど様々な工夫がなされている。また、高齢者に対する出所後に向けた支援としては、頼るべき人がおらず、日常生活に福祉的な支援が必要な人について、刑事施設出所後に必要な支援が得られるよう、主に特別調整等の司法機関と福祉関係機関との多機関連携による支援が行われており（第4章第1節参照）、こうした取組の更なる強化・拡充が期待される。

一方、高齢女性受刑者については、身体的に健康で日常生活に特段の支援の必要がない者がいるほか、支援の対象となっても福祉支援の必要性を感じられず、特別調整を拒否する者や、窃盜防止指導を受けても窃盜の問題を自分のこととして受け止めておらず、福祉制度理解の指導も十分に浸透していない者もいるとの指摘もなされている（第4章第3節2項（2）参照）。これらのことから、万引きを繰り返す高齢女性受刑者の課題として、置かれた環境や社会から見た本人の状況と、本人の現状認識とのずれが示唆される。こうした認識のずれの一因として、高齢女性受刑者の場合、男性受刑者と比べて、ある程度の年齢まで家族と同居していたり、公的年金等に加えて家族等の収入により生活基盤は確保されていたりすることが多く、また、家事等の生活能力があるため、相応の社会生活を過ごしてきた者も多いという環境的な側面と、自らの行動に対する結果を予測する力や自らの現状を認識する力に乏しかったり、困りごとを誰かに相談するなどの対人コミュニケーションが苦手であるという心理的な側面の影響が考えられる。そして、これらの要因を背景に、加齢と共に周囲の状況が変化したり、家族等によるサポートが減ったりすることにより、様々な生活上、健康上、経済上の不安から万引きが始まり、次第に歯止めが効かなくなったというような事例も少なくないことがうかがえる。さらには、数度の万引きで見つかからなかったり厳しい処分を受けなかったことが、ある種の「成功体験」として刻まれ、その思い込みが修正されないまま万引きを重ねたりする者もいる可能性が考えられる。

このような万引きを繰り返す者に対しては、粘り強く認識の変容を働き掛けることも重要ではあるが、それのみで奏功することは困難と思われるところ、肝要なのは、社会内処遇を行う側において、高齢女性受刑者を取り巻く環境等について十分認識した上で、高齢女性受刑者が実際出所した後に日常生活の中で必要以上に不安を募らせることがないよう、その孤立を防ぐための何らかのサポートを切れ目なく実施していくことであると思われる。先に述べたように、環境的にも心理的にも自力で相

談することが難しいという特徴を持った者も少なくないことを考えると、日常生活において安心できる居場所を確保したり、必要な支援機関へつなげたりといった取組は、困難が予想されるが、それらの支援を行うに当たっては、社会内処遇を行う側において、まず高齢女性受刑者それぞれのこれまでの生活歴、環境面、心理面に対する十分な理解が必要であるといえる。

また、高齢女性犯罪者の処遇等に関連し、犯罪を繰り返すことにより家族に引き受けを拒否されるようになるなど、社会生活における支援が得られにくくなる側面があることを考えると、万引きが発覚した早い段階での介入が鍵となるものと思われる。第2章の統計調査では、女性犯罪者の起訴猶予率が高いこと、平成30年版犯罪白書では、高齢女性の万引き事犯有罪確定者は、前科がある者に加え、前科はないものの3回以上の前歴がある者が多いことが指摘されていることから考えると、女性犯罪者は、万引きが発覚した早い段階では主に家族等が引受人となることで厳しい処分を受けずに済んでいる可能性が推察される。しかし、一方で、その家族との関係が困りごとの要因であったり、頼る相手である家族が問題を抱えていたりするなど、家族自体が円滑な社会生活を阻害する要因の一つとなっている可能性も示唆された。高齢女性の場合、身体的又は精神的に疾患を抱えたり、家庭内の役割が変化したりすることによる不安など、ライフステージの変化による影響が少なからずあることが想定され、こうした女性犯罪者の現状、実態を踏まえた、刑事司法の各段階における早期の介入が重要であるといえる。

第4節 その他（今後の課題等）

以下では、女性犯罪者の処遇等をめぐって、その他の課題等について検討する。

1 職業訓練、就労支援等の充実

女性受刑者においては、男性受刑者と比べると、無職やパートが多く、仕事そのものよりも私生活とのバランスを重視する傾向等が見られたほか、収入源について、自分で働いて得ている者が半数程度いるものの、男性受刑者と比べるとその該当率は有意に低く、逆に、家族等からの仕送り、生活保護等の該当率は有意に高かった。また、家事や子供の世話のほか、健康上の理由等から、就労が制限されたり、限定的であったりする可能性もうかがえた。しかし、第3章第6節2項において検討したとおり、自らの力で環境を変えるためには、自らで得る収入源が重要であり、そのためには就労の継続が必要であると考えられる。このことから、再犯防止又は円滑な社会復帰のための前提として、女性受刑者に対し、改めて、経済的な基盤の確保やその自立の必要性についての認識を深めさせるなど、就労意欲等を更に喚起するための粘り強い働き掛けが必要であると考えられる。この点に関連し、女性刑事施設においても、近年、美容科、介護福祉科、ビル設備管理科、客室清掃実務科等、より社会のニーズを踏まえた職業訓練の導入に着手しており、今後の拡充が期待される。

また、就労支援についても、例えば、栃木刑務所では、就労支援指導において、女性の就労に対する意識なども踏まえながら、就労に必要な基本的スキルとマナーを習得させ、出所後の就労につなげる取組をしているほか、刑執行開始時の指導時から、出所後の就労に向けた準備について意識付けを行っているなど、受刑者側に就労に対する能動的な意識・態度を培うような対応が実施されている（第4章第1節6項（1）参照）。近年、刑事施設においては、就労支援を担当する統括矯正処遇官が配置されたり、就労支援専門官及び就労支援スタッフの配置が拡充されたりして、就労支援を促進・拡充するための体制の強化が図られているところ、女性受刑者の就労意欲の喚起も含め、より組織的、計画的な就労支援の推進が望まれる。

2 女性犯罪者に関する今後の調査・研究等に向けた課題

本報告では、第3章第1節「調査の目的」で記載したとおり、罪種別の比較・分析は、女性受刑者のうち、標本数の関係等から窃盗事犯者及び薬物事犯者に限定して試みたところであり、その他の罪種については、対象としていない。この点、女性にまつわる犯罪として、従来から、えい児殺しが指

摘されているほか（後藤他、2023）、近年、詐欺事犯者の増加傾向が顕著であるなど、窃盗・薬物事犯者以外の女性受刑者の傾向・特徴についても、これを明らかにする意義は認められる。また、女性受刑者の分析において、本報告では、罪種別（窃盗群及び薬物群）のほか、年齢層別で行ったところ、ほかにも様々な観点からの分析も想定されるところである。この点については、引き続き、研究・分析等を推進していく必要があると考えられる。

3 ジェンダー・アイデンティティをめぐる社会の動向

令和5年6月、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）が成立した。この法律は、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする」（第1条）とされ、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダー・アイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダー・アイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない」（第3条）とされている。

今回の調査結果において、調査対象となった男性受刑者は、全員が自認する性別と一致していたものの、女性受刑者については、同調査項目に回答した471人のうち、10人について自認する性別が一致していなかった。現状では、刑事司法の各段階において、戸籍上の性別に従い、男女を明確に区別した上で、必要に応じ、個別の事案ごとにジェンダーに配慮した対応・処遇をしているものと考えられるところ、今後は、前記法律の成立・施行に伴い、ジェンダー・アイデンティティに対する関心や理解が、社会において一層浸透していくことを念頭に置いた対応も必要になってくるものと考えられる。特に、刑事施設においては、衣食住を伴う一定期間の施設収容が前提となるため、給貸与品や自弁物品の使用等も含め、ジェンダー・アイデンティティを考慮した対応・処遇等の検討が必要であると考えられる。

4 女性犯罪者処遇をめぐる国際的な動向

被収容者の処遇等に関する国際準則は数多くあるところ、女性犯罪者に関するものとして、2010年に国連総会で採択されたバンコク・ルールズがある。条約のように法的拘束力はないものの、被拘禁者処遇において充足すべき水準の共通の尺度として、勧告的な性質を有するとされているところ、女性受刑者に関するその「せい弱性」のほか、児童の保護者としての立場が強調されている点については、特に留意を要すると考えられる。前者については、女性被拘禁者は、家庭内暴力及び身体的、精神的又は性的虐待等の被害経験を有する者が多いこと、メンタルヘルス上のニーズを有する者が多いこと等の特徴を踏まえ、女性に特化したリスクアセスメントツールや改善プログラムの開発等が求められている（本章第1節1項参照）。後者については、母親である女性被拘禁者への配慮にとどまらず、その子供について、「児童の最善の利益」が考慮されなければならないとされており、その具体的な取組も望まれる。今後、我が国の女性犯罪者処遇の一層の充実を図っていくに当たっては、バンコク・ルールズに限らず、女性刑事施設等を含む女性犯罪者処遇の国際的な動向も視野に入れつつ、多角的な観点からの検討も必要であると考えられる。

引用・参考文献

- Arimoto,A & Tadaka,E (2019). Reliability and validity of Japanese versions of the UCLA loneliness scale version 3 for use among mothers with infants and toddlers: a cross-sectional study. *BMC Women's Health, 19*, 105. <https://doi.org/10.1186/s12905-019-0792-4>
- Asukai, N., Kato, H., Kawamura, N., Kim, Y., Yamamoto, K., Kishimoto, J., Miyake, Y., & Nishizono-Maher, A. (2002). Reliability and validity of the Japanese-language version of the Impact of Event Scale-Revised (IES-R-J) : four studies on different traumatic events. *The Journal of Nervous and Mental Disease 190* (3), 175-182. <https://doi.org/10.1097/00005053-200203000-00006>
- Centers for Disease Control and Prevention. Violence Prevention: About the CDC-Kaiser ACE Study. Retrieved September 29,2023, from <https://www.cdc.gov/violenceprevention/aces/about.html>
- 堂本 晓子 (2021). 声なき女性たちの訴え女子刑務所からみる日本社会 株式会社小学館集英社プロダクション
- Felitti, V.J., Robert, F.A., Nordenberg, D., Williamson, D.F., Spitz, A.M., Edwards, V., Koss, M.P., & Marks, J.S. (1998). Relationship of childhood abuse and household dysfunction to many of the leading causes of death in adults: The adverse childhood experiences (ACE) study. *American Journal of Preventive Medicine, 14* (4), 245-258. [https://doi.org/10.1016/s0749-3797\(98\)00017-8](https://doi.org/10.1016/s0749-3797(98)00017-8)
- 福田 順子 (2020). 女性の更生保護施設静修会荒川寮における取組～生きづらさを抱えた女性たちへの支援～ 罪と罰, 57 (2), 45-56.
- 古屋 和彦・佐々木 茜・水藤 昌彦・脇中 洋・相馬 大祐 (2020). 矯正施設を退所した女性の知的障害者等の地域生活の支援に関する調査研究 国立のぞみの園紀要, 13, 78-91.
- 後藤 弘子 (2016). 犯罪とジェンダー——女性犯罪者の立ち直りの困難 こころの科学, 187, 2-8.
- 後藤 弘子・阿部 哲夫・岩井 宜子・小西 聖子・名執 雅子・宮園 久栄・渡邊 和美 (2023). 【座談会】21世紀の「女性と犯罪」を考える 女性犯罪研究の新たな展開－岩井宜子先生傘寿・安部哲夫先生古稀記念論文集－ 商学社

- 平野 真理 (2010). レジリエンスの資質的要因・獲得的要因の分類の試み——二次元レジリエンス要因尺度 (BRS) の作成 パーソナリティ研究, 19 (2), 94-106. <https://doi.org/10.2132/personality.19.94>
- 法務総合研究所 (1992). 平成4年版 犯罪白書——女子と犯罪—— 国立印刷局
- 法務総合研究所 (2013). 平成25年版 犯罪白書——女子の犯罪・非行-グローバル化と刑事政策—— 日経印刷
- 法務総合研究所 (2018). 平成30年版 犯罪白書——進む高齢化と犯罪—— 日経印刷
- 法務総合研究所 (2020). 令和2年版 犯罪白書——薬物犯罪—— 昭和情報プロセス
- 法務総合研究所 (2023). 令和4年版 犯罪白書——新型コロナウイルス感染症と刑事政策・犯罪者・非行少年の生活意識と価値観—— 日経印刷
- 法務総合研究所 (2024). 令和5年版 犯罪白書——非行少年と生育環境—— 日経印刷
- 法務総合研究所 (2012). 女性と犯罪（動向）研究部報告48
- 法務総合研究所 (2017). 窃盗事犯者に関する研究 研究部報告57
- 法務総合研究所 (2018). 青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する研究 研究部報告58
- 法務総合研究所 (2020). 薬物事犯者に関する研究 研究部報告62
- 法務総合研究所 (2023). 非行少年と生育環境に関する研究 研究部報告65
- 法務省 (2004). 第105 矯正統計年報 I 平成15年
- 法務省 (2022). 令和3年 檢察統計年報 Retrieved September, 5, 2023, from <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250003&tstat=000001012929&cycle=7&year=20210&month=0>
- 法務省 (2023). 令和4年 檢察統計年報 Retrieved September, 4, 2023, from <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250003&tstat=000001012929&cycle=7&year=20220&month=0>
- 法務省 (2023). 令和4年 矯正統計年報 Retrieved July 31, 2023, from <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250005&tstat=000001012930&cycle=7&year=20220&month=0>
- 法務省 (2024). 令和5年版 再犯防止推進白書 日経印刷
- 猪熊 律子 (2023). 嫁の中のおばあさん 角川新書
- 板橋 登子・小林 桜児・黒澤 文貴・福生 泰久・吉松 尚彦・西村 康平・岩井 一正 (2020). 小児期逆境体験が物質使用障害の重症度に及ぼす影響——不信感、被拒絶感、ストレス対処力の低下を

- 媒介としたモデル検討——精神神経学雑誌, 122 (5), 357-369.
- 鎌原 雅彦・樋口 一辰・清水 直治 (1982). Locus of Control尺度の作成と、信頼性、妥当性の検討 教育心理学研究, 30 (4), 302-307.
- 警察庁 (2004). 平成15年の犯罪 Retrieved December 25,2023, from https://www.npa.go.jp/archive/toukei/keiki/h15/H15_ALL.pdf
- 警察庁 (2022). 令和3年の犯罪 Retrieved December 25,2023, from https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/R03/pdf/R03_ALL.pdf
- 警察庁 (2023). 令和4年の犯罪 Retrieved July 31,2023, from https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/R04/pdf/R04_ALL.pdf
- 警察庁生活安全局人身安全課・少年課 (2023). 令和4年中における少年の補導及び保護の概況 Retrieved December 25,2023, from <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/pdf-r4-syonengaikyo.pdf>
- 喜多村 真紀・大宮 宗一郎・道重 さゆり・森田 展彰 (2022). 更生保護施設における女性の薬物関連問題に対する回復支援の「安全」の関連について 日本アルコール薬物医学雑誌, 57 (6), 250-263.
- 国立病院機構久里浜医療センター (2020). AUDIT-C Retrieved March 25,2023, from <https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/screening/audit-c.html>
- 厚生労働省 (2023). 第六次薬物乱用防止五か年戦略 Retrieved January 9,2024, from <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000339984.pdf>
- 東京都 (2017). 高齢者による万引きに関する報告書——高齢者の万引きの実態と要因を探る—— Retrieved July 17,2023, from https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/03/23/documents/20_01.pdf
- 舛田 ゆづり・田高 悅子・臺 有桂 (2012). 高齢者における日本語版UCLA孤独感尺度（第3版）の開発とその信頼性・妥当性の検討 日本地域看護学会誌, 15 (1), 25-32. https://doi.org/10.20746/jachn.15.1_25
- 松本 俊彦 (2011). アディクションとしての自傷 星和書店
- 永井 智 (2013). 援助要請スタイル尺度の作成——縦断調査による実際の援助要請行動との関連から—— 教育心理学研究, 61, 44-55. <https://doi.org/10.5926/jjep.61.44>
- 内閣府 (2019). 男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年9月調査） Retrieved March 27,2023, from <https://survey.gov-online.go.jp/r01/r01-danjo/>

内閣府 (2020). 令和元年度子供の貧困実態調査に関する研究報告書 Retrieved December 3,2023, from <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12927443/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r01/pdf-index.html>

内閣府 (2021). 男女間における暴力に関する調査（令和2年度調査） Retrieved March 27,2023, from https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r02_boryoku_cyousa.html

内閣府 (2023). 国民生活に関する世論調査（令和4年10月調査） Retrieved March 27,2023, from <https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-life/>

内閣官房 (2023). 人々のつながりに関する基礎調査（令和4年調査） Retrieved October 1,2023, from https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/zittai_tyosa/r4_zenkoku_tyosa/index.html

日本摂食障害学会 (2016). AEDレポート2016 第3版<日本語版> 摂食障害医学的ケアのためのガイド Retrieved December 21,2022, from http://www.jsed.org/wp-content/uploads/2019/03/AEDGuide_JP.pdf

小川 千晶・福田 順子・南 真紀・大原 美知子・杉原 紗千子 (2020). 女性の更生保護施設における更生・回復支援プログラムに関する一考察 更生保護学研究17号

大嶋 栄子 (2019). 生き延びるためのアディクション 金剛出版

大塚 公代・星野 理紗 (2023). 場の共有を求めて——個別のニーズに応じた支援の必要な在院者の処遇—— 矯正教育研究68, 12-18.

小塩 真司・阿部 晋吾・カトローニ ピノ (2012). 日本語版Ten Item Personality Inventory(TIPI-J) 作成の試み パーソナリティ研究, 21 (1), 40-52. <https://doi.org/10.2132/personality.21.40>

Russell, D. (1996). UCLA Loneliness Scale (Version 3) : reliability, validity, and factor structure. *Journal of Personality Assessment*, 66, 20-40. https://doi.org/10.1207/s15327752jpa6601_2

神藤 彩子・門本 泉・渡邊 則子・田畠 賢太 (2018). 再犯リスク要因に基づいた女子受刑者の類型化の試み 犯罪心理学研究, 56 (1), 13-28. https://doi.org/10.20754/jjcp.56.1_13

田口 寿子 (2023). わが国における新生児殺・嬰児殺・「親子心中」について 女性犯罪研究の新たな展開—岩井宣子先生傘寿・安部哲夫先生古稀記念論文集— 商学社

田代 晶子 (2013). 第153回国際高官セミナー「女性犯罪者の処遇」の概要～アジ研国際研修レポート③～ 罪と罰, 50 (3), 91-117.

牛島 織恵・坂井 智美 (2023). 女子少年院在院者を対象とした「性に関するプログラム」の改訂について 刑政, 134 (4), 94-101.

Wilson, J.P., Keane T.M. (Eds). (2004). Assessing psychological trauma and PTSD (Second Edition). The Guilford Press, New York, pp168-189.

山内 さやか (2013). 矯正に関する国際準則をめぐる最近の動向 刑政, 124 (5), 82-93.

矢野 恵美 (2017). 日本の女性刑務所が抱える問題について考える 慶應法学, 37, 111-130.

「女性犯罪者に関する総合的研究」単純集計表

Q1 あなたの今の年齢はいくつですか。数字で答えてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	460 (100.0)	442 (100.0)	49 (100.0)
16歳未満	2 (4.1)
16～17歳	-	-	18 (36.7)
18～19歳	-	-	18 (36.7)
20～29歳	52 (11.3)	105 (23.8)	11 (22.4)
30～39歳	78 (17.0)	93 (21.0)	...
40～49歳	112 (24.3)	97 (21.9)	...
50～64歳	126 (27.4)	100 (22.6)	...
65歳以上	92 (20.0)	47 (10.6)	...

Q2 あなたが自分にあてはまると思う性別の番号に、一つだけ○をつけてください。

区分	女性(戸籍上)受刑者	男性(戸籍上)受刑者	女子(戸籍上)少年院在院者
総数	471 (100.0)	447 (100.0)	53 (100.0)
男	3 (0.6)	447 (100.0)	1 (1.9)
女	461 (97.9)	-	49 (92.5)
自由記述	3 (0.6)	-	2 (3.8)
答えない	4 (0.8)	-	1 (1.9)

Q3 今回受刑することになった事件について、おたずねします。

Q3(1) 今回受刑することになった事件の中で、以下の事件にあてはまるものがありましたか。それぞれについて「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

Q3(1)a 窃盗

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	435 (100.0)	432 (100.0)	46 (100.0)
はい	251 (57.7)	187 (43.3)	24 (52.2)
いいえ	184 (42.3)	245 (56.7)	22 (47.8)

(Q3(1)a 窃盗について、「はい」を選択した場合)あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	246 (100.0)	183 (100.0)	22 (100.0)
万引き	203 (82.5)	66 (36.1)	11 (50.0)
万引き以外の非侵入窃盗(例:車上ねらい・部品ねらい、置引き、不正に入手したキャッシュカードや通帳で現金を引き出す等)	37 (15.0)	68 (37.2)	9 (40.9)
侵入窃盗(住宅・事務所や店舗などに入って盗むもの)	13 (5.3)	51 (27.9)	2 (9.1)
乗り物窃盗(自転車・自動車・オートバイ等)	6 (2.4)	18 (9.8)	4 (18.2)

Q3(1)b 薬物犯罪(覚醒剤や大麻、その他の違法薬物や危険ドラッグ等)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	355 (100.0)	367 (100.0)	36 (100.0)
はい	155 (43.7)	126 (34.3)	15 (41.7)
いいえ	200 (56.3)	241 (65.7)	21 (58.3)

(Q3(1)b 薬物犯罪について、「はい」を選択した場合)あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	154 (100.0)	125 (100.0)	15 (100.0)
自己使用(自己使用目的の所持を含む)	146 (94.8)	117 (93.6)	13 (86.7)
その他(自己使用以外の、営利目的所持(譲渡)等)	16 (10.4)	18 (14.4)	5 (33.3)

Q3(2) 今回受刑することになった事件をした動機や理由は何ですか。思い出せる範囲で、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	452 (100.0)	436 (100.0)	47 (100.0)
生活費に困っていたから	130 (28.8)	137 (31.4)	8 (17.0)
遊ぶお金がほしかったから	33 (7.3)	58 (13.3)	10 (21.3)
お金(上記1、2を除く)がほしかったから	61 (13.5)	54 (12.4)	8 (17.0)
共犯者(配偶者・交際相手)に誘われたから	29 (6.4)	4 (0.9)	9 (19.1)
共犯者(友人・知人)に誘われたから	35 (7.7)	35 (8.0)	16 (34.0)
共犯者(面識なし)に誘われたから	14 (3.1)	14 (3.2)	3 (6.4)
所属組織の方針だから	2 (0.4)	1 (0.2)	1 (2.1)
人間関係のトラブル(親子、兄弟姉妹)	26 (5.8)	18 (4.1)	14 (29.8)
人間関係のトラブル(配偶者(内縁関係や事実婚を含む)、交際相手)	39 (8.6)	27 (6.2)	9 (19.1)
人間関係のトラブル(友人・知人)	43 (9.5)	44 (10.1)	12 (25.5)
健康上の理由(依存症(アルコール・薬物・ギャンブル等))	65 (14.4)	63 (14.4)	12 (25.5)
健康上の理由(摂食障害)	17 (3.8)	5 (1.1)	5 (10.6)
健康上の理由(上記11、12を除く)	36 (8.0)	15 (3.4)	3 (6.4)
飲酒や薬物使用の影響	47 (10.4)	62 (14.2)	13 (27.7)
遊び感覚	27 (6.0)	41 (9.4)	22 (46.8)
軽く考えていたから	162 (35.8)	171 (39.2)	31 (66.0)
仕事として收入を得るため	14 (3.1)	41 (9.4)	6 (12.8)
ストレス発散するため	93 (20.6)	84 (19.3)	21 (44.7)
寂しさを紓ぐため	87 (19.2)	53 (12.2)	17 (36.2)
自暴自棄(投げやり)になって	114 (25.2)	92 (21.1)	15 (31.9)
わからない	62 (13.7)	25 (5.7)	3 (6.4)
その他	68 (15.0)	75 (17.2)	3 (6.4)

Q3(3) 今回、受刑することになった事件に共犯者はいましたか。(複数の事件があった場合は、共犯者がいる事件が一つでもあれば、「はい」に○をつけてください。)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	429 (100.0)	49 (100.0)
はい	106 (24.5)	100 (23.3)	29 (59.2)
いいえ	327 (75.5)	329 (76.7)	20 (40.8)

(Q3(3)について、「はい」を選択した場合)事件当時の共犯者との関係(自分から見た共犯者の立場)について、下の枠内のうち、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	106 (100.0)	100 (100.0)	29 (100.0)
配偶者(内縁関係や事実婚を含む)	29 (6.4)	1 (0.2)	-
交際相手	19 (4.2)	5 (1.1)	8 (17.0)
親	2 (0.4)	1 (0.2)	-
子(内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む)	3 (0.7)	-	-
兄弟姉妹	1 (0.2)	3 (0.7)	-
親戚(配偶者、子、兄弟姉妹を除く)	-	-	-
友人(同性)	7 (1.5)	41 (9.4)	14 (29.8)
友人(異性)	22 (4.9)	6 (1.4)	12 (25.5)
知人(同性)	10 (2.2)	26 (6.0)	3 (6.4)
知人(異性)	11 (2.4)	4 (0.9)	4 (8.5)
面識なし	23 (5.1)	47 (10.8)	4 (8.5)
その他	7 (1.5)	13 (3.0)	2 (4.3)

Q4 今回の受刑より前の、非行・犯罪歴についておたずねします。

Q4(1) あなたはこれまでに、つぎの処分を受けたことがありますか。(ア)～(キ)のそれぞれについて「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

(ア) 実刑

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	434 (100.0)	440 (100.0)	...
はい	230 (53.0)	201 (45.7)	...
いいえ	204 (47.0)	239 (54.3)	...

(イ) 実刑(一部執行猶予あり)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	427 (100.0)	435 (100.0)	...
はい	77 (18.0)	59 (13.6)	...
いいえ	350 (82.0)	376 (86.4)	...

(ウ) 保護観察付全部執行猶予

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	435 (100.0)	420 (100.0)	...
はい	68 (15.6)	75 (17.9)	...
いいえ	367 (84.4)	345 (82.1)	...

(エ) 執行猶予(保護観察なし)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	430 (100.0)	423 (100.0)	...
はい	225 (52.3)	231 (54.6)	...
いいえ	205 (47.7)	192 (45.4)	...

(オ) 少年院送致

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	422 (100.0)	429 (100.0)	48 (100.0)
はい	22 (5.2)	68 (15.9)	4 (8.3)
いいえ	400 (94.8)	361 (84.1)	44 (91.7)

(カ) 保護観察処分(少年時のもの。少年院仮退院時のものを除く。)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	421 (100.0)	434 (100.0)	48 (100.0)
はい	37 (8.8)	95 (21.9)	19 (39.6)
いいえ	384 (91.2)	339 (78.1)	29 (60.4)

(キ) 児童自立支援施設・児童養護施設送致

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	425 (100.0)	434 (100.0)	48 (100.0)
はい	11 (2.6)	27 (6.2)	11 (22.9)
いいえ	414 (97.4)	407 (93.8)	37 (77.1)

Q4(2) (Q4(1)で一つでも「はい」を選択した場合) Q4(1)の処分の中で、一番最初に受けた処分時の年齢はおいくつですか。数字で答えてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	349 (100.0)	349 (100.0)	27 (100.0)
16歳未満	13 (3.7)	54 (15.5)	13 (48.1)
16～17歳	22 (6.3)	40 (11.5)	10 (37.0)
18～19歳	10 (2.9)	34 (9.7)	4 (14.8)
20～29歳	91 (26.1)	106 (30.4)	...
30～39歳	74 (21.2)	53 (15.2)	...
40～49歳	62 (17.8)	34 (9.7)	...
50～64歳	50 (14.3)	22 (6.3)	...
65歳以上	27 (7.7)	6 (1.7)	...

Q5 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の健康状態についておたずねします。

Q5(1) 治療や投薬を受けていた慢性疾患※(糖尿病、高血圧、ガンなどの身体の病気)がありましたか。「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。※慢性疾患とは、病気の経過が半年ないし1年以上にわたる疾患のことです。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	444 (100.0)	433 (100.0)	44 (100.0)
はい	169 (38.1)	122 (28.2)	3 (6.8)
いいえ	275 (61.9)	311 (71.8)	41 (93.2)

Q5(2) 治療や投薬を受けていた精神疾患※がありましたか。「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

※精神疾患とは、気分の落ち込みや幻覚・妄想など、心身に様々な影響が出る疾患のことです。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	437 (100.0)	434 (100.0)	46 (100.0)
はい	234 (53.5)	98 (22.6)	18 (39.1)
いいえ	203 (46.5)	336 (77.4)	28 (60.9)

(Q5(2)について、「はい」を選択した場合)病名について、下の枠内のうち、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	232 (100.0)	98 (100.0)	18 (100.0)
発達障害	35 (15.1)	15 (15.3)	2 (11.1)
統合失調症	38 (16.4)	21 (21.4)	2 (11.1)
うつ病または双極性障害(躁うつ病)	155 (66.8)	46 (46.9)	12 (66.7)
不安障害(パニック障害など)	97 (41.8)	15 (15.3)	6 (33.3)
強迫性障害	16 (6.9)	7 (7.1)	2 (11.1)
PTSD	25 (10.8)	6 (6.1)	3 (16.7)
摂食障害	37 (15.9)	2 (2.0)	6 (33.3)
依存症(薬物・アルコール・ギャンブルなど)	63 (27.2)	33 (33.7)	7 (38.9)
認知症	6 (2.6)	4 (4.1)	-
パーソナリティ障害	21 (9.1)	1 (1.0)	2 (11.1)
その他	49 (21.1)	18 (18.4)	3 (16.7)
病名はわからない	13 (5.6)	10 (10.2)	1 (5.6)

Q5(3) 慢性疾患や精神疾患の症状の自覚があっても、治療や投薬を受けていない症状がありましたか。「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	427 (100.0)	418 (100.0)	44 (100.0)
はい	103 (24.1)	66 (15.8)	18 (40.9)
いいえ	324 (75.9)	352 (84.2)	26 (59.1)

Q6 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の家庭や子供のことについておたずねします(1年間の間に状況が変わった人は、身柄を拘束された時期により近い時期のことを答えてください。)。

Q6(1) 誰といっしょに暮らしていましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	440 (100.0)	433 (100.0)	44 (100.0)
いない(一人暮らし)	118 (26.8)	171 (39.5)	3 (6.8)
父	38 (8.6)	63 (14.5)	16 (36.4)
母	70 (15.9)	86 (19.9)	26 (59.1)
兄弟姉妹	23 (5.2)	45 (10.4)	24 (54.5)
親戚(父、母、兄弟姉妹を除く)	5 (1.1)	8 (1.8)	2 (4.5)
配偶者(内縁関係や事実婚を含む)や交際相手	172 (39.1)	124 (28.6)	8 (18.2)
親の交際相手	3 (0.7)	1 (0.2)	3 (6.8)
子(内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子も含む)	128 (29.1)	88 (20.3)	2 (4.5)
友人・ルームメイト	11 (2.5)	12 (2.8)	9 (20.5)
その他	27 (6.1)	26 (6.0)	8 (18.2)

Q6(2) (Q6(1)について、「子」を選択した場合)一緒に暮らしていた子の人数について年齢層別に人数を答えてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	126 (100.0)	86 (100.0)	2 (100.0)
0~6歳_1人	19 (15.1)	26 (30.2)	2 (100.0)
0~6歳_2人	7 (5.6)	14 (16.3)	-
0~6歳_3人	3 (2.4)	3 (3.5)	-
7~17歳_1人	30 (23.8)	22 (25.6)	-
7~17歳_2人	21 (16.7)	18 (20.9)	-
7~17歳_3人	2 (1.6)	5 (5.8)	-
7~17歳_4人	-	2 (2.3)	-
18歳以上_1人	57 (45.2)	18 (20.9)	-
18歳以上_2人	9 (7.1)	6 (7.0)	-
18歳以上_3人	5 (4.0)	-	-
18歳以上_4人	1 (0.8)	3 (3.5)	-
18歳以上_5人	-	1 (1.2)	-

Q6(3) 一緒に暮らしていたかどうかにかかわらず、あなたに親権*があった18歳未満の子はいましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

*親権とは、子の利益のために、監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限・義務のことです。あなたが結婚中で、配偶者との間に生まれた子であれば、あなたにも親権があります。離婚した場合の子の親権は、夫婦のどちらかに決められます。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	391 (100.0)	414 (100.0)	46 (100.0)
いた	116 (29.7)	65 (15.7)	2 (4.3)
いなかつた	270 (69.1)	340 (82.1)	39 (84.8)
親権があるかどうかわからない	5 (1.3)	9 (2.2)	5 (10.9)

(Q6(3)について、「いた」を選択した場合)a 親権があった子について、年齢層別に人数を答えてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	113 (100.0)	63 (100.0)	2 (100.0)
0~6歳_1人	21 (18.6)	22 (34.9)	2 (100.0)
0~6歳_2人	8 (7.1)	10 (15.9)	-
0~6歳_3人	5 (4.4)	4 (6.3)	-
7~17歳_1人	53 (46.9)	18 (28.6)	-
7~17歳_2人	18 (15.9)	16 (25.4)	-
7~17歳_3人	7 (6.2)	5 (7.9)	-
7~17歳_4人	1 (0.9)	1 (1.6)	-

(Q6(3)について、「いた」を選択した場合)b そのうち施設や親族等に預けていて同居していなかった子がいた場合は、その人数を答えてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	113 (100.0)	63 (100.0)	-
0~6歳_1人	8 (7.1)	4 (6.3)	-
0~6歳_2人	5 (4.4)	2 (3.2)	-
0~6歳_3人	-	1 (1.6)	-
7~17歳_1人	22 (19.5)	6 (9.5)	-
7~17歳_2人	7 (6.2)	-	-
7~17歳_3人	1 (0.9)	1 (1.6)	-
7~17歳_4人	1 (0.9)	-	-

Q7 今回、逮捕などで身柄が拘束される直前の1年間の経済状況・就労についておたずねします。
Q7(1) 生活費は、どのように得ていましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	450 (100.0)	443 (100.0)	49 (100.0)
自分が働いて得た収入	230 (51.1)	326 (73.6)	39 (79.6)
家族や親族(離婚した配偶者を除く)の収入や仕送り	138 (30.7)	55 (12.4)	23 (46.9)
家族や親族以外の収入や仕送り	34 (7.6)	11 (2.5)	7 (14.3)
公的年金	78 (17.3)	34 (7.7)	-
生活保護	127 (28.2)	85 (19.2)	4 (8.2)
預貯金	83 (18.4)	56 (12.6)	6 (12.2)
分からない	2 (0.4)	10 (2.3)	4 (8.2)
その他	35 (7.8)	37 (8.4)	8 (16.3)

Q7(2) あなたの家の経済的な暮らし向きについて、総合的にみてどのように感じていましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	445 (100.0)	436 (100.0)	48 (100.0)
大変苦しい	87 (19.6)	98 (22.5)	2 (4.2)
やや苦しい	123 (27.6)	123 (28.2)	16 (33.3)
普通	181 (40.7)	163 (37.4)	22 (45.8)
ややゆとりがある	38 (8.5)	41 (9.4)	4 (8.3)
大変ゆとりがある	16 (3.6)	11 (2.5)	4 (8.3)

Q7(3) 自分の収入だけで生活できるという感覚はどの程度ありましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	438 (100.0)	441 (100.0)	...
かなりあった	44 (10.0)	96 (21.8)	...
ややあった	141 (32.2)	149 (33.8)	...
あまりなかった	145 (33.1)	130 (29.5)	...
全くなかった	108 (24.7)	66 (15.0)	...

Q7(4) あなたの仕事は、次のうちどれでしたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください(複数ある場合は、主なものを選択してください。)。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	392 (100.0)	403 (100.0)	35 (100.0)
フルタイム(正社員・正職員)の仕事	43 (11.0)	124 (30.8)	3 (8.6)
パートタイム(アルバイトを含む)	85 (21.7)	32 (7.9)	8 (22.9)
派遣社員・契約社員などの仕事	26 (6.6)	32 (7.9)	-
自営業(手伝いを含む)	42 (10.7)	92 (22.8)	-
日雇い	8 (2.0)	18 (4.5)	2 (5.7)
専業主婦・主夫	28 (7.1)	-	1 (2.9)
学生・生徒	-	3 (0.7)	8 (22.9)
失業中(仕事に就いておらず、仕事を探している)	18 (4.6)	24 (6.0)	2 (5.7)
無職(専業主婦・主夫及び学生・生徒を除く)	128 (32.7)	61 (15.1)	6 (17.1)
その他	14 (3.6)	17 (4.2)	5 (14.3)

Q7(5) Q7(4)で「8.失業中」及び「9.無職」に○をした方にうかがいます。働いていなかった理由はどのようなことですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	139 (100.0)	82 (100.0)	7 (100.0)
特にやりたいことがなかったから	11 (7.9)	16 (19.5)	6 (85.7)
どこにも採用されなかつたから	12 (8.6)	12 (14.6)	1 (14.3)
希望する業種、職種での採用がなかつたから	8 (5.8)	16 (19.5)	1 (14.3)
健康上の理由から	80 (57.6)	28 (34.1)	1 (14.3)
子育てや介護等の家庭の事情から	14 (10.1)	4 (4.9)	-
人間関係がうまくいかなかつたから	12 (8.6)	16 (19.5)	3 (42.9)
ほかにやりたいことがあったから	3 (2.2)	4 (4.9)	2 (28.6)
経済的に急いで就職する必要がなかつたから	7 (5.0)	6 (7.3)	1 (14.3)
そのうち結婚すると思ったから	2 (1.4)	-	-
働くのが嫌だったから	10 (7.2)	18 (22.0)	5 (71.4)
その他	41 (29.5)	20 (24.4)	1 (14.3)

Q7(6) あなたが働く目的は何でしたか。当時のあなたの考えに近いものについて、あてはまる番号に○を一つだけつけてください(仕事をしていない方は、仕事に対する当時の考え方をお答えください。)。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	362 (100.0)	391 (100.0)	40 (100.0)
お金を得るため	255 (70.4)	301 (77.0)	35 (87.5)
社会の一員として、務めを果たすため	23 (6.4)	18 (4.6)	-
自分の才能や能力を発揮するため	34 (9.4)	41 (10.5)	2 (5.0)
生きがいをみつけるため	50 (13.8)	31 (7.9)	3 (7.5)

Q7(7) 世の中には、いろいろな仕事がありますが、あなたにとってどのような仕事が理想的だと思っていましたか。当時のあなたの考えに近いものについて、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	432 (100.0)	443 (100.0)	47 (100.0)
収入が安定している仕事	246 (56.9)	258 (58.2)	32 (68.1)
失業の心配がない仕事	108 (25.0)	118 (26.6)	6 (12.8)
自分の専門知識や能力がいかせる仕事	163 (37.7)	176 (39.7)	7 (14.9)
世の中のためになる仕事	81 (18.8)	104 (23.5)	7 (14.9)
高い収入が得られる仕事	103 (23.8)	192 (43.3)	30 (63.8)
自分にとって楽しい仕事	255 (59.0)	269 (60.7)	39 (83.0)
健康を損なう心配がない仕事	96 (22.2)	76 (17.2)	1 (2.1)
私生活とバランスがとれる仕事	218 (50.5)	179 (40.4)	22 (46.8)
その他	14 (3.2)	20 (4.5)	3 (6.4)

Q8 これまでの人生での就労状況についておたずねします。これまでに、仕事(アルバイトを含む)を始めてから1年未満(はじめから1年未満の契約だったものを除く)で仕事(アルバイトを含む)を変えたり辞めたりした経験はありましたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	438 (100.0)	437 (100.0)	47 (100.0)
ない	174 (39.7)	145 (33.2)	5 (10.6)
ある	253 (57.8)	288 (65.9)	38 (80.9)
仕事(アルバイトを含む)をしたことがない	11 (2.5)	4 (0.9)	4 (8.5)

(Q8について「ある」を選択した場合)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	202 (100.0)	259 (100.0)	35 (100.0)
1回	35 (17.3)	50 (19.3)	4 (11.4)
2回	46 (22.8)	54 (20.8)	9 (25.7)
3回	48 (23.8)	45 (17.4)	6 (17.1)
4回	17 (8.4)	26 (10.0)	4 (11.4)
5回以上	56 (27.7)	84 (32.4)	12 (34.3)

Q9 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の交際関係についておたずねします。

Q9(1) 日常的に一緒にいたり、頻繁に連絡を取り合ったりしていた家族・交際相手・友人の中で、警察に捕まるような行為をする人はいましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	451 (100.0)	444 (100.0)	49 (100.0)
いた	140 (31.0)	115 (25.9)	39 (79.6)
いなかった	286 (63.4)	288 (64.9)	5 (10.2)
わからない	15 (3.3)	38 (8.6)	3 (6.1)
答えない	10 (2.2)	3 (0.7)	2 (4.1)

Q9(2) 暴力団の組員やその周辺者(例 ○○組、海外のマフィアなど)と関わりはありましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	447 (100.0)	444 (100.0)	49 (100.0)
あった	43 (9.6)	60 (13.5)	24 (49.0)
なかつた	366 (81.9)	357 (80.4)	15 (30.6)
わからない	29 (6.5)	22 (5.0)	8 (16.3)
答えない	9 (2.0)	5 (1.1)	2 (4.1)

Q9(3) 暴力団以外の反社会的集団(例 暴走族、いわゆる半グレ集団など)に属する人物またはその周辺者と関わりはありましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	446 (100.0)	444 (100.0)	49 (100.0)
あった	30 (6.7)	59 (13.3)	29 (59.2)
なかつた	368 (82.5)	355 (80.0)	14 (28.6)
わからない	35 (7.8)	26 (5.9)	4 (8.2)
答えない	13 (2.9)	4 (0.9)	2 (4.1)

Q9(4) Q9(2)またはQ9(3)で「1. あった」に○をした方にうかがいます。自分との関係(自分から見た相手の立場)について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
同居の家族(配偶者は内縁関係や事実婚を含む)、親族	45 (100.0)	75 (100.0)	32 (100.0)
別居の家族(配偶者は内縁関係や事実婚を含む)、親族	8 (17.8)	1 (1.3)	1 (3.1)
交際相手	8 (17.8)	3 (4.0)	3 (9.4)
友人・知人	12 (26.7)	1 (1.3)	13 (40.6)
その他	33 (73.3)	66 (88.0)	28 (87.5)
	4 (8.9)	8 (10.7)	8 (25.0)

Q10 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の困りごとや相談状況についておたずねします。

Q10(1) 当時、あなたが悩んだり不安に思つたりしていた内容について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
経済のこと	441 (100.0)	437 (100.0)	48 (100.0)
仕事のこと	241 (54.6)	263 (60.2)	26 (54.2)
健康のこと	168 (38.1)	241 (55.1)	26 (54.2)
妊娠や出産のこと	208 (47.2)	145 (33.2)	15 (31.3)
育児(乳幼児の世話、子供の付き添い、子供の勉強や遊びの相手、乳幼児の送迎、保護者会活動への参加など)のこと	23 (5.2)	8 (1.8)	12 (25.0)
介護(家族や親族に対する日常生活における入浴・トイレ・移動・食事などの手助けなど)のこと	29 (6.6)	20 (4.6)	4 (8.3)
人間関係(配偶者(内縁関係や事実婚を含む)、交際相手)	122 (27.7)	74 (16.9)	22 (45.8)
人間関係(親、兄弟姉妹)	103 (23.4)	79 (18.1)	30 (62.5)
人間関係(子)	74 (16.8)	36 (8.2)	2 (4.2)
人間関係(友人・知人)	93 (21.1)	106 (24.3)	28 (58.3)
犯罪行為をしていること	159 (36.1)	147 (33.6)	19 (39.6)
これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと	48 (10.9)	56 (12.8)	6 (12.5)
家族から受けた暴力等の被害のこと	29 (6.6)	12 (2.7)	11 (22.9)
犯罪の被害に遭つたこと	18 (4.1)	19 (4.3)	10 (20.8)
その他	31 (7.0)	25 (5.7)	6 (12.5)
特に悩んだり困つたりしていない	27 (6.1)	36 (8.2)	4 (8.3)

Q10(2) Q10(1)で「1~15」に○をした方にうかがいます。当時、あなたに悩みや不安が生じた場合、誰かに相談しましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
した	398 (100.0)	389 (100.0)	44 (100.0)
しなかつた	191 (48.0)	152 (39.1)	27 (61.4)
	207 (52.0)	237 (60.9)	17 (38.6)

Q10(3) Q10(2)で「1. した」に○をした方にうかがいます。悩みや不安を相談した相手(機関・団体含む)は誰ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
家族または親族	188 (100.0)	149 (100.0)	27 (100.0)
友人または知人	109 (58.0)	77 (51.7)	7 (25.9)
交際相手	99 (52.7)	94 (63.1)	23 (85.2)
自治会・町内会・近所の人	48 (25.5)	33 (22.1)	13 (48.1)
学校や職場の関係者(職場の上司や同僚・学校の先生等)	5 (2.7)	1 (0.7)	-
警察や弁護士	9 (4.8)	17 (11.4)	3 (11.1)
行政機関(国や自治体)	43 (22.9)	24 (16.1)	5 (18.5)
NPO等の民間団体またはボランティア団体	22 (11.7)	17 (11.4)	1 (3.7)
病院	9 (4.8)	13 (8.7)	1 (3.7)
その他	50 (26.6)	22 (14.8)	5 (18.5)
	17 (9.0)	9 (6.0)	4 (14.8)

Q10(4) Q10(2)で「2. しなかった」に○をした方にうかがいます。不安や悩みを相談しなかった理由について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	202 (100.0)	236 (100.0)	17 (100.0)
相談する相手がいなかった	75 (37.1)	98 (41.5)	5 (29.4)
どこ(誰)に相談してよいのか分からなかった	76 (37.6)	82 (34.7)	5 (29.4)
相談してもどのような支援が受けられるかよく分からなかった	37 (18.3)	53 (22.5)	2 (11.8)
お金(治療費、交通費など)がかかると思った	11 (5.4)	20 (8.5)	-
相談してもむだだと思った	68 (33.7)	96 (40.7)	14 (82.4)
相談することで、更に悪い事態になると思った	36 (17.8)	34 (14.4)	10 (58.8)
相談するほどのことではないと思った	17 (8.4)	30 (12.7)	5 (29.4)
自分の力で悩みを改善できると思った	48 (23.8)	62 (26.3)	3 (17.6)
悩みや不安の内容を知られたくないと思った	89 (44.1)	108 (45.8)	13 (76.5)
特に理由はない	9 (4.5)	16 (6.8)	-
その他	14 (6.9)	7 (3.0)	3 (17.6)

Q11 支援機関※等(国や自治体、民間団体やボランティア、病院など)への相談に対する今のあなたの考え方についておたずねします。今回出所して社会に戻ったとき、どんな状況であれば相談窓口や支援機関・団体の人に相談する気になると思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

※支援機関とは、様々な事情で悩みや困りごとがある方のための相談窓口や、そうした方を支援する機関・団体のことです。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	430 (100.0)	422 (100.0)	46 (100.0)
家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば	211 (49.1)	165 (39.1)	20 (43.5)
自分の信頼する友人・知人から紹介してもらえば	56 (13.0)	103 (24.4)	10 (21.7)
専門的な助言をもらえれば	158 (36.7)	164 (38.9)	7 (15.2)
同じ悩みを持つ人と出会えれば	120 (27.9)	98 (23.2)	20 (43.5)
帰住先(雇用主、更生保護施設等)で勧められれば	77 (17.9)	93 (22.0)	8 (17.4)
刑務所や保護観察所等から具体的な支援機関の場所、連絡先、支援内容などを教えてもらえば	157 (36.5)	153 (36.3)	16 (34.8)
学校の先生や職場の上司から勧められれば	5 (1.2)	8 (1.9)	3 (6.5)
お金に余裕ができるれば	52 (12.1)	76 (18.0)	5 (10.9)
時間に余裕ができるれば	52 (12.1)	84 (19.9)	18 (39.1)
誰かと一緒にに行ってもらえば	85 (19.8)	47 (11.1)	14 (30.4)
匿名で(自分の名前を知られずに)相談できれば	86 (20.0)	66 (15.6)	12 (26.1)
SNSやオンラインで相談できれば	60 (14.0)	61 (14.5)	17 (37.0)
自分の力では問題を改善できないと感じれば	156 (36.3)	171 (40.5)	11 (23.9)
どんな状況でも支援は受けない	10 (2.3)	25 (5.9)	5 (10.9)

(※Q12は、自殺・自傷などについての質問です。答えたくない人は、Q13に進んでください。)

Q12 あなたはこれまでの人生で、以下のようなことがありましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

Q12(1) わざと、刃物や銃剣などで自分の身体を切ったこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	418 (100.0)	412 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	79 (18.9)	31 (7.5)	10 (20.4)
あり(10回以上)	46 (11.0)	3 (0.7)	21 (42.9)
なし	293 (70.1)	378 (91.7)	18 (36.7)

Q12(2) わざとシャーペンやコンパスのような尖ったもので自分の身体を刺したこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	414 (100.0)	412 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	45 (10.9)	31 (7.5)	8 (16.3)
あり(10回以上)	12 (2.9)	3 (0.7)	13 (26.5)
なし	357 (86.2)	378 (91.7)	28 (57.1)

Q12(3) わざと、自分のこぶしで自分の身体や硬い壁を殴ったこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	414 (100.0)	410 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	84 (20.3)	93 (22.7)	11 (22.4)
あり(10回以上)	32 (7.7)	64 (15.6)	19 (38.8)
なし	298 (72.0)	253 (61.7)	19 (38.8)

Q12(4) わざと、自分の頭を壁にぶつけたこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	410 (100.0)	411 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	54 (13.2)	56 (13.6)	13 (26.5)
あり(10回以上)	16 (3.9)	18 (4.4)	12 (24.5)
なし	340 (82.9)	337 (82.0)	24 (49.0)

Q12(5) わざと、血が出るほどはげしく、自分の皮膚をかきむしったこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	413 (100.0)	410 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	40 (9.7)	19 (4.6)	12 (24.5)
あり(10回以上)	15 (3.6)	12 (2.9)	10 (20.4)
なし	358 (86.7)	379 (92.4)	27 (55.1)

Q12(6) わざと、内出血してしまうほど強く、自分の皮膚をつねったこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	411 (100.0)	411 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	33 (8.0)	15 (3.6)	11 (22.4)
あり(10回以上)	8 (1.9)	4 (1.0)	11 (22.4)
なし	370 (90.0)	392 (95.4)	27 (55.1)

Q12(7) わざと、自分の身体をかんだこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	407 (100.0)	408 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	48 (11.8)	36 (8.8)	13 (26.5)
あり(10回以上)	10 (2.5)	10 (2.5)	16 (32.7)
なし	349 (85.7)	362 (88.7)	20 (40.8)

Q12(8) わざと、火のついたタバコを自分の皮膚に押しつけたり、ライターの火であぶったりするような、自分にやけどさせる行動をしたこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	414 (100.0)	410 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	57 (13.8)	75 (18.3)	11 (22.4)
あり(10回以上)	7 (1.7)	8 (2.0)	3 (6.1)
なし	350 (84.5)	327 (79.8)	35 (71.4)

Q12(9) 「消えてしまいたい」「いなくなってしまいたい」などと考えたこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	416 (100.0)	411 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	145 (34.9)	119 (29.0)	15 (30.6)
あり(10回以上)	106 (25.5)	56 (13.6)	27 (55.1)
なし	165 (39.7)	236 (57.4)	7 (14.3)

Q12(10) 本気で死にたいと考えたこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	415 (100.0)	412 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	148 (35.7)	101 (24.5)	17 (34.7)
あり(10回以上)	51 (12.3)	33 (8.0)	21 (42.9)
なし	216 (52.0)	278 (67.5)	11 (22.4)

Q12(11) 本気で死にたいと考えて、自殺の計画をたてたこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	413 (100.0)	411 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	103 (24.9)	48 (11.7)	23 (46.9)
あり(10回以上)	16 (3.9)	7 (1.7)	7 (14.3)
なし	294 (71.2)	356 (86.6)	19 (38.8)

Q12(12) 本気で死にたいと考えて、実際に行動を起こしたこと

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	415 (100.0)	410 (100.0)	49 (100.0)
あり(9回以下)	115 (27.7)	42 (10.2)	21 (42.9)
あり(10回以上)	6 (1.4)	5 (1.2)	5 (10.2)
なし	294 (70.8)	363 (88.5)	23 (46.9)

Q12(1)～(8)で「あり(9回以下)」か「あり(10回以上)」につでも○をつけた方にうかがいます。

Q12(13) あなたが最初にQ12(1)～(8)で「あり」と答えたような、わざと自分を傷つけるようなことをしたのはおいくつですか。数字で答えてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	162 (100.0)	175 (100.0)	38 (100.0)
10歳以下	7 (4.3)	15 (8.6)	8 (21.1)
11～15歳	52 (32.1)	75 (42.9)	24 (63.2)
16～19歳	42 (25.9)	44 (25.1)	6 (15.8)
20～24歳	24 (14.8)	14 (8.0)	-
25～29歳	8 (4.9)	7 (4.0)	-
30～39歳	18 (11.1)	10 (5.7)	...
40歳以上	11 (6.8)	10 (5.7)	...

Q12(1)～(8)で「あり(9回以下)」か「あり(10回以上)」につでも○をつけた方にうかがいます。

Q12(14) あなたが最後にQ12(1)～(8)で「あり」と答えたような、わざと自分を傷つけるようなことをしたのはおいくつですか。数字で答えてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	160 (100.0)	165 (100.0)	40 (100.0)
15歳以下	22 (13.8)	38 (23.0)	9 (22.5)
16～19歳	22 (13.8)	41 (24.8)	30 (75.0)
20～24歳	28 (17.5)	31 (18.8)	1 (2.5)
25～29歳	11 (6.9)	11 (6.7)	-
30～39歳	38 (23.8)	22 (13.3)	...
40歳以上	39 (24.4)	22 (13.3)	...

Q13 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の食行動についておたずねします。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

Q13(1) 心地よい満腹感を超えてたべてしまい、吐いたりした

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	408 (100.0)	419 (100.0)	44 (100.0)
ある	56 (13.7)	26 (6.2)	18 (40.9)
ない	352 (86.3)	393 (93.8)	26 (59.1)

Q13(2) 食べる量をコントロールできていないと心配になった

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	419 (100.0)	422 (100.0)	44 (100.0)
ある	112 (26.7)	82 (19.4)	24 (54.5)
ない	307 (73.3)	340 (80.6)	20 (45.5)

Q13(3) 3か月の間に、6.3キロ以上体重が減少した

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	415 (100.0)	416 (100.0)	45 (100.0)
ある	89 (21.4)	73 (17.5)	20 (44.4)
ない	326 (78.6)	343 (82.5)	25 (55.6)

Q13(4) 自分が、他人から痩せすぎと言われても、太っていると思っていた

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	412 (100.0)	414 (100.0)	44 (100.0)
ある	73 (17.7)	26 (6.3)	18 (40.9)
ない	339 (82.3)	388 (93.7)	26 (59.1)

Q13(5) 食べ物が自分の生活を支配していた

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	411 (100.0)	411 (100.0)	44 (100.0)
ある	62 (15.1)	35 (8.5)	11 (25.0)
ない	349 (84.9)	376 (91.5)	33 (75.0)

(※Q14は、性的な経験などについての質問です。答えたくない人は、Q15に進んでください。)

Q14 あなたのこれまでの人生での性経験についておたずねします。

Q14(1) 性交(セックス)経験はありますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。ある場合は、初めて経験した年齢も記入してください。なお、ここでいう「性交(セックス)」とは、膣性交、肛門性交、口腔性交(フェラチオ、クンニリングス)のすべてを含みます。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	401 (100.0)	429 (100.0)	47 (100.0)
あり	383 (95.5)	411 (95.8)	45 (95.7)
なし	18 (4.5)	18 (4.2)	2 (4.3)

(Q14(1)について、「あり」を選択した場合)初めて経験した年齢

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	370 (100.0)	405 (100.0)	44 (100.0)
13歳未満	12 (3.2)	17 (4.2)	10 (22.7)
13~15歳	123 (33.2)	164 (40.5)	21 (47.7)
16~18歳	141 (38.1)	166 (41.0)	13 (29.5)
19歳以上	94 (25.4)	58 (14.3)	-

Q14(2) 不特定かつ多数の人との性交(セックス)の経験がありますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	411 (100.0)	424 (100.0)	46 (100.0)
あり	143 (34.8)	252 (59.4)	33 (71.7)
なし	268 (65.2)	172 (40.6)	13 (28.3)

(Q14(2)について、「あり」を選択した場合)その理由・目的は何ですか。下の枠内のうち、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	140 (100.0)	249 (100.0)	33 (100.0)
仕事として(生活費などの収入を得るため)	74 (52.9)	8 (3.2)	19 (57.6)
金ほしさ(小遣い稼ぎなど職業的ではないもの)	46 (32.9)	13 (5.2)	20 (60.6)
性的欲求の解消	22 (15.7)	194 (77.9)	13 (39.4)
遊び感覚	44 (31.4)	178 (71.5)	21 (63.6)
他人から強制されて	25 (17.9)	6 (2.4)	12 (36.4)
相手から誘われ断れなくて	49 (35.0)	67 (26.9)	19 (57.6)
他者とのつながりを求めて	16 (11.4)	48 (19.3)	14 (42.4)
人から必要とされていると感じたくて	32 (22.9)	19 (7.6)	19 (57.6)
自分に自信を持ちたくて	16 (11.4)	36 (14.5)	11 (33.3)
ネガティブ感情の解消	12 (8.6)	23 (9.2)	8 (24.2)
現実逃避したくて	18 (12.9)	28 (11.2)	10 (30.3)
征服欲を満たしたくて	3 (2.1)	25 (10.0)	3 (9.1)
スリルを味わいたくて	8 (5.7)	31 (12.4)	5 (15.2)
やむを得ない事情で仕方なく	22 (15.7)	10 (4.0)	5 (15.2)
その他	13 (9.3)	9 (3.6)	2 (6.1)

Q14(3) 女性のみにうかがいます。中絶経験はありますか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	397 (100.0)	...	49 (100.0)
あり	194 (48.9)	...	18 (36.7)
なし	203 (51.1)	...	31 (63.3)

Q15 あなたのこれまでの人生での薬物使用及びギャンブル経験についておたずねします。

Q15(1) 違法薬物や危険ドラッグ※を使用したことがありますか(他人から使用させられたり、自分が知らないうちに使用していたという場合も、「ある」を選択してください。)。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。※「違法薬物や危険ドラッグ」とは、大麻、有機溶剤(シンナーなど)、覚醒剤、コカイン、ヘロイン、LSD、ハーブ、リキッド、パウダーなどのことです。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	440 (100.0)	438 (100.0)	49 (100.0)
あり	185 (42.0)	193 (44.1)	33 (67.3)
なし	255 (58.0)	245 (55.9)	16 (32.7)

Q15(2) 処方薬・市販薬を本来の目的や方法から外れて使用したことはありますか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	437 (100.0)	437 (100.0)	49 (100.0)
あり	114 (26.1)	53 (12.1)	29 (59.2)
なし	323 (73.9)	384 (87.9)	20 (40.8)

Q15(3) ギャンブルにより、自分や周りの人の生活に悪い影響があるにもかかわらず、ギャンブルを繰り返していたことがありますか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	435 (100.0)	437 (100.0)	49 (100.0)
あり(1年以上)	57 (13.1)	101 (23.1)	1 (2.0)
あり(1年未満)	26 (6.0)	55 (12.6)	7 (14.3)
なし	352 (80.9)	281 (64.3)	41 (83.7)

Q16 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の飲酒の経験についておたずねします。

Q16(1) アルコール含有飲料をどれくらいの頻度で飲んでいましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	439 (100.0)	435 (100.0)	48 (100.0)
飲まない	219 (49.9)	99 (22.8)	8 (16.7)
1か月に1度以下	46 (10.5)	55 (12.6)	2 (4.2)
1か月に2~4度	54 (12.3)	68 (15.6)	8 (16.7)
1週間に2~3度	45 (10.3)	61 (14.0)	7 (14.6)
1週間に4度以上	75 (17.1)	152 (34.9)	23 (47.9)

Q16(2) 飲酒するときは通常どのくらいの量を飲んでいましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

(日本酒1合=2ドリンク、ビール大瓶1本=2.5ドリンク、ウイスキー水割りダブル1杯=2ドリンク、焼酎お湯割り1杯=1ドリンク、ワイングラス1杯=1.5ドリンク、梅酒小カップ1杯=1ドリンクとして答えてください。)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	279 (100.0)	371 (100.0)	42 (100.0)
1~2ドリンク	154 (55.2)	137 (36.9)	6 (14.3)
3~4ドリンク	49 (17.6)	82 (22.1)	8 (19.0)
5~6ドリンク	40 (14.3)	66 (17.8)	6 (14.3)
7~9ドリンク	13 (4.7)	32 (8.6)	4 (9.5)
10ドリンク以上	23 (8.2)	54 (14.6)	18 (42.9)

Q16(3) 1度に6ドリンク以上飲酒することがどのくらいの頻度でありましたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	356 (100.0)	402 (100.0)	44 (100.0)
ない	238 (66.9)	149 (37.1)	9 (20.5)
1か月に1度未満	44 (12.4)	77 (19.2)	5 (11.4)
1か月に1度	17 (4.8)	46 (11.4)	7 (15.9)
1週に1度	29 (8.1)	65 (16.2)	5 (11.4)
毎日あるいはほとんど毎日	28 (7.9)	65 (16.2)	18 (40.9)

Q17 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間についておたずねします。(1)から(3)の項目について、あなたは、どのくらいの頻度で感じていきましたか。あてはまる番号一つに○をつけてください。

Q17(1) あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることがありましたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	436 (100.0)	429 (100.0)	49 (100.0)
決してなかった	92 (21.1)	139 (32.4)	18 (36.7)
ほとんどなかった	118 (27.1)	108 (25.2)	17 (34.7)
時々あった	157 (36.0)	122 (28.4)	10 (20.4)
常にあった	69 (15.8)	60 (14.0)	4 (8.2)

Q17(2) あなたは、自分は取り残されているを感じりましたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	430 (100.0)	48 (100.0)
決してなかった	72 (16.7)	113 (26.3)	13 (27.1)
ほとんどなかった	123 (28.5)	113 (26.3)	5 (10.4)
時々あった	165 (38.3)	134 (31.2)	19 (39.6)
常にあった	71 (16.5)	70 (16.3)	11 (22.9)

Q17(3) あなたは、自分が他の人たちから孤立しているを感じりましたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	435 (100.0)	430 (100.0)	48 (100.0)
決してなかった	79 (18.2)	123 (28.6)	12 (25.0)
ほとんどなかった	127 (29.2)	109 (25.3)	9 (18.8)
時々あった	151 (34.7)	130 (30.2)	14 (29.2)
常にあった	78 (17.9)	68 (15.8)	13 (27.1)

Q18 あなたは、次の8つの項目について、男女の地位は平等になっていると思っていたしましたか。(ア)から(カ)の中から今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間のあなたの気持ちに最も近いものを一つ選んで○をつけてください。

Q18(1) 家庭生活

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	444 (100.0)	428 (100.0)	47 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	38 (8.6)	17 (4.0)	5 (10.6)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	104 (23.4)	94 (22.0)	10 (21.3)
平等	110 (24.8)	167 (39.0)	11 (23.4)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	40 (9.0)	42 (9.8)	-
女性の方が非常に優遇されている	8 (1.8)	12 (2.8)	3 (6.4)
わからない	144 (32.4)	96 (22.4)	18 (38.3)

Q18(2) 職場

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	435 (100.0)	430 (100.0)	48 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	51 (11.7)	54 (12.6)	2 (4.2)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	121 (27.8)	157 (36.5)	7 (14.6)
平等	112 (25.7)	121 (28.1)	10 (20.8)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	38 (8.7)	40 (9.3)	15 (31.3)
女性の方が非常に優遇されている	9 (2.1)	9 (2.1)	4 (8.3)
わからない	104 (23.9)	49 (11.4)	10 (20.8)

Q18(3) 学校教育の場

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	437 (100.0)	428 (100.0)	48 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	12 (2.7)	10 (2.3)	1 (2.1)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	32 (7.3)	49 (11.4)	4 (8.3)
平等	242 (55.4)	237 (55.4)	17 (35.4)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	15 (3.4)	37 (8.6)	5 (10.4)
女性の方が非常に優遇されている	1 (0.2)	9 (2.1)	-
わからない	135 (30.9)	86 (20.1)	21 (43.8)

Q18(4) 政治の場

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	437 (100.0)	433 (100.0)	48 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	114 (26.1)	132 (30.5)	16 (33.3)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	135 (30.9)	144 (33.3)	7 (14.6)
平等	61 (14.0)	74 (17.1)	1 (2.1)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4 (0.9)	14 (3.2)	-
女性の方が非常に優遇されている	-	2 (0.5)	-
わからない	123 (28.1)	67 (15.5)	24 (50.0)

Q18(5) 法律や制度の上

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	434 (100.0)	431 (100.0)	48 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	42 (9.7)	24 (5.6)	5 (10.4)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	89 (20.5)	71 (16.5)	3 (6.3)
平等	123 (28.3)	144 (33.4)	4 (8.3)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	26 (6.0)	72 (16.7)	5 (10.4)
女性の方が非常に優遇されている	4 (0.9)	40 (9.3)	3 (6.3)
わからない	150 (34.6)	80 (18.6)	28 (58.3)

Q18(6) 社会通念・慣習・しきたり(社会一般に通用している常識や考え方、古くから受け継がれてきている習慣)など

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	436 (100.0)	431 (100.0)	49 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	77 (17.7)	77 (17.9)	10 (20.4)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	159 (36.5)	162 (37.6)	11 (22.4)
平等	69 (15.8)	87 (20.2)	3 (6.1)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	13 (3.0)	27 (6.3)	1 (2.0)
女性の方が非常に優遇されている	3 (0.7)	5 (1.2)	1 (2.0)
わからない	115 (26.4)	73 (16.9)	23 (46.9)

Q18(7) 自治会やPTAなどの地域活動の場

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	436 (100.0)	429 (100.0)	48 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	16 (3.7)	14 (3.3)	1 (2.1)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	87 (20.0)	57 (13.3)	5 (10.4)
平等	116 (26.6)	166 (38.7)	8 (16.7)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	47 (10.8)	56 (13.1)	5 (10.4)
女性の方が非常に優遇されている	11 (2.5)	14 (3.3)	2 (4.2)
わからない	159 (36.5)	122 (28.4)	27 (56.3)

Q18(8) 社会全体

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	439 (100.0)	428 (100.0)	49 (100.0)
男性の方が非常に優遇されている	51 (11.6)	45 (10.5)	7 (14.3)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	169 (38.5)	161 (37.6)	15 (30.6)
平等	82 (18.7)	115 (26.9)	5 (10.2)
どちらかといえば女性の方が優遇されている	21 (4.8)	44 (10.3)	5 (10.2)
女性の方が非常に優遇されている	4 (0.9)	11 (2.6)	1 (2.0)
わからない	112 (25.5)	52 (12.1)	16 (32.7)

Q19 あなたは、次の項目について、どうお考えでしたか。今回、逮捕などで身柄を拘束される直前1年間のあなたの気持ちに最も近いものを一つだけお答えください。

Q19(1) 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどうお考えでしたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	433 (100.0)	47 (100.0)
女性は職業を持たない方がよい	5 (1.2)	10 (2.3)	1 (2.1)
結婚するまでは職業をもつ方がよい	37 (8.5)	26 (6.0)	2 (4.3)
子供ができるまでは、職業をもつ方がよい	27 (6.2)	42 (9.7)	3 (6.4)
子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	137 (31.6)	101 (23.3)	17 (36.2)
子供ができるても、ずっと職業を続ける方がよい	134 (30.9)	115 (26.6)	11 (23.4)
その他	28 (6.5)	79 (18.2)	7 (14.9)
わからない	65 (15.0)	60 (13.9)	6 (12.8)

Q19(2) 女性は自分自身、男性は配偶者(内縁関係や事実婚を含む。)について答えてください(男性で配偶者がいない人は、いると仮定して答えてください。)。自分または配偶者が、女性として職業をもつことについて、あなたは自身はどうお考えでしたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	430 (100.0)	422 (100.0)	47 (100.0)
女性は職業を持たない方がよい	9 (2.1)	10 (2.4)	1 (2.1)
結婚するまでは職業をもつ方がよい	35 (8.1)	25 (5.9)	7 (14.9)
子供ができるまでは、職業をもつ方がよい	25 (5.8)	47 (11.1)	4 (8.5)
子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	138 (32.1)	102 (24.2)	12 (25.5)
子供ができるても、ずっと職業を続ける方がよい	127 (29.5)	107 (25.4)	16 (34.0)
その他	30 (7.0)	75 (17.8)	4 (8.5)
わからない	66 (15.3)	56 (13.3)	3 (6.4)

Q19(3) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどうお考えでしたか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	444 (100.0)	435 (100.0)	49 (100.0)
賛成	67 (15.1)	51 (11.7)	6 (12.2)
どちらかといえば賛成	118 (26.6)	110 (25.3)	13 (26.5)
どちらかといえば反対	101 (22.7)	76 (17.5)	9 (18.4)
反対	61 (13.7)	117 (26.9)	14 (28.6)
わからない	97 (21.8)	81 (18.6)	7 (14.3)

Q19(4) Q19(3)で(ア)('賛成')か(イ)('どちらかといえば賛成')に○をした方におたずねします。それはなぜでしたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	180 (100.0)	156 (100.0)	17 (100.0)
日本の伝統的な家族の在り方だと思うから	36 (20.0)	33 (21.2)	1 (5.9)
自分の両親も役割分担をしていたから	31 (17.2)	16 (10.3)	2 (11.8)
夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから	62 (34.4)	31 (19.9)	7 (41.2)
妻が家庭を守った方が、子供の成長などにとって良いと思うから	93 (51.7)	97 (62.2)	9 (52.9)
家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから	95 (52.8)	68 (43.6)	11 (64.7)
その他	12 (6.7)	9 (5.8)	3 (17.6)
特になし	6 (3.3)	2 (1.3)	-
わからない	6 (3.3)	4 (2.6)	1 (5.9)

Q19(5) Q19(3)で(ウ)('どちらかといえば反対')か(エ)('反対')に○をした方におたずねします。それはなぜでしたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	156 (100.0)	190 (100.0)	23 (100.0)
男女平等に反すると思うから	52 (33.3)	76 (40.0)	12 (52.2)
自分の両親も外で働いていたから	44 (28.2)	41 (21.6)	11 (47.8)
夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られると思うから	71 (45.5)	87 (45.8)	12 (52.2)
妻が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから	35 (22.4)	41 (21.6)	3 (13.0)
家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは可能だと思うから	39 (25.0)	31 (16.3)	6 (26.1)
固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから	92 (59.0)	137 (72.1)	19 (82.6)
その他	14 (9.0)	18 (9.5)	2 (8.7)
特になし	3 (1.9)	1 (0.5)	-
わからない	2 (1.3)	1 (0.5)	-

Q20 今回、逮捕されてから裁判が終わるまでの間のことについてうかがいます。あなたは、捜査や裁判の過程で、様々な人に対して事件の動機や経緯を話す中で、自分の本当の気持ちや考えを理解してもらえたと感じましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	438 (100.0)	437 (100.0)	47 (100.0)
とても理解してもらえた	55 (12.6)	58 (13.3)	2 (4.3)
やや理解してもらえた	128 (29.2)	111 (25.4)	10 (21.3)
どちらでもない	99 (22.6)	114 (26.1)	9 (19.1)
あまり理解してもらえなかった	102 (23.3)	92 (21.1)	19 (40.4)
全く理解してもらえなかった	54 (12.3)	62 (14.2)	7 (14.9)

(※Q21は、家庭での被害体験に関する質問を含みます。答えたくない人は、Q22に進んでください。)

Q21 あなたの18歳までの経験についておたずねします。(1)~(9)までのそれぞれの質問については、「1.はい」か「2.いいえ」のどちらか一つを、(10)~(12)までのそれぞれの質問については、「1.1回から数回ある」、「2.繰り返しある」、「3.ない」のうち最もあてはまる答え一つを選んで、番号に○をつけてください。

Q21(1) 家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている人がいた

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	434 (100.0)	431 (100.0)	48 (100.0)
はい	77 (17.7)	75 (17.4)	11 (22.9)
いいえ	357 (82.3)	356 (82.6)	37 (77.1)

Q21(2) 家庭内に、違法薬物を使用している人がいた

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	432 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
はい	39 (9.0)	16 (3.7)	10 (20.4)
いいえ	393 (91.0)	414 (96.3)	39 (79.6)

Q21(3) 家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	432 (100.0)	47 (100.0)
はい	96 (22.3)	75 (17.4)	12 (25.5)
いいえ	335 (77.7)	357 (82.6)	35 (74.5)

Q21(4) 家庭内に、自殺を試みた人がいた

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	429 (100.0)	431 (100.0)	48 (100.0)
はい	49 (11.4)	31 (7.2)	10 (20.8)
いいえ	380 (88.6)	400 (92.8)	38 (79.2)

Q21(5) 親が亡くなったり離婚したりした

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	429 (100.0)	428 (100.0)	49 (100.0)
はい	195 (45.5)	186 (43.5)	31 (63.3)
いいえ	234 (54.5)	242 (56.5)	18 (36.7)

Q21(6) 家庭内に、刑務所で受刑している人がいた

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	425 (100.0)	427 (100.0)	48 (100.0)
はい	39 (9.2)	22 (5.2)	6 (12.5)
いいえ	386 (90.8)	405 (94.8)	42 (87.5)

Q21(7) 母親(義理の母親も含む)が、父親(義理の父親や母親の恋人も含む)から、暴力を受けていた(例：叩かれる、物を投げ付けられる、蹴られる、殴られるなど)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	427 (100.0)	429 (100.0)	48 (100.0)
はい	103 (24.1)	104 (24.2)	15 (31.3)
いいえ	324 (75.9)	325 (75.8)	33 (68.8)

Q21(8) 家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてもらえたなかった(例：必要なときに医者に連れていくつてももらえたかった、食べ物を十分に与えられなかった)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	433 (100.0)	48 (100.0)
はい	51 (11.8)	40 (9.2)	14 (29.2)
いいえ	380 (88.2)	393 (90.8)	34 (70.8)

Q21(9) 家族から、十分に気に掛けてもらえたなかった(例：大切にされなかつた、愛情をそがれなかつた)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	423 (100.0)	424 (100.0)	48 (100.0)
はい	118 (27.9)	78 (18.4)	20 (41.7)
いいえ	305 (72.1)	346 (81.6)	28 (58.3)

Q21(10) 家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた(例：叩かれる、物を投げ付けられる、けがをするくらい強く殴られる)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	428 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
1回から数回ある	72 (16.8)	96 (22.3)	10 (20.4)
繰り返しある	72 (16.8)	59 (13.7)	23 (46.9)
ない	284 (66.4)	275 (64.0)	16 (32.7)

Q21(11) 家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた(例：侮辱される、けなされる、脅される)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	428 (100.0)	429 (100.0)	49 (100.0)
1回から数回ある	83 (19.4)	72 (16.8)	11 (22.4)
繰り返しある	94 (22.0)	59 (13.8)	24 (49.0)
ない	251 (58.6)	298 (69.5)	14 (28.6)

Q21(12) 家族から、性的な暴力を受けた(例：体を性的に触られる、性器を触るよう強要される、セックスをするよう強要される)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	428 (100.0)	426 (100.0)	47 (100.0)
1回から数回ある	18 (4.2)	5 (1.2)	3 (6.4)
繰り返しある	12 (2.8)	2 (0.5)	4 (8.5)
ない	398 (93.0)	419 (98.4)	40 (85.1)

(※Q22は、被害体験についての質問です。答えたくない人は、Q23に進んでください。)

Q22 あなたたはこれまでに、配偶者や交際相手(同性パートナーを含む。)から次のA~Dのようなことをされたことがありますか。A~Dのそれぞれについて、あてはまる番号に○をつけてください。

なお、ここで「配偶者」には、婚姻届を出してない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者(離別・死別した相手、事実婚を解消した相手)も含みます。

Q22(A) 身体的暴行(例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	405 (100.0)	406 (100.0)	47 (100.0)
まったくない	189 (46.7)	334 (82.3)	20 (42.6)
1、2度あった	80 (19.8)	46 (11.3)	6 (12.8)
何度もあった	136 (33.6)	26 (6.4)	21 (44.7)

Q22(B) 心理的攻撃(例えば、人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長時間無視するなどの精神的嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危険が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	404 (100.0)	407 (100.0)	47 (100.0)
まったくない	213 (52.7)	317 (77.9)	12 (25.5)
1、2度あった	63 (15.6)	49 (12.0)	9 (19.1)
何度もあった	128 (31.7)	41 (10.1)	26 (55.3)

Q22(C) 経済的圧迫(例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	405 (100.0)	406 (100.0)	46 (100.0)
まったくない	249 (61.5)	356 (87.7)	29 (63.0)
1、2度あった	55 (13.6)	34 (8.4)	6 (13.0)
何度もあった	101 (24.9)	16 (3.9)	11 (23.9)

Q22(D) 性的強要(例えば、嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像を見せられる、避妊に協力しないなど)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	406 (100.0)	405 (100.0)	47 (100.0)
まったくない	285 (70.2)	379 (93.6)	18 (38.3)
1、2度あった	51 (12.6)	17 (4.2)	11 (23.4)
何度もあった	70 (17.2)	9 (2.2)	18 (38.3)

Q23 Q21、Q22の項目の中で一つでも経験があった方にうかがいます。Q21、Q22で経験があった項目のうち、今、あなたが最も悩んでいることは何ですか。以下の番号の中から、あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	238 (100.0)	215 (100.0)	39 (100.0)
家庭内に飲酒や違法薬物使用の問題を抱えた人がいたこと	5 (2.1)	5 (2.3)	2 (5.1)
家庭内に精神疾患があつたり自殺を試みた人がいたこと	7 (2.9)	3 (1.4)	1 (2.6)
親が亡くなつたり離婚したりしたこと	6 (2.5)	26 (12.1)	2 (5.1)
家庭内に、刑務所で受刑している人がいたこと	-	1 (0.5)	-
母親が、父親から暴力を受けていたこと	3 (1.3)	3 (1.4)	-
家族から、身の回りの世話をしてもらえなかつたり十分に気に掛け てもらえなかつたりしたこと	3 (1.3)	4 (1.9)	1 (2.6)
家族から、体の暴力を受けたこと	5 (2.1)	5 (2.3)	4 (10.3)
家族から、精神的な暴力を受けたこと	16 (6.7)	11 (5.1)	4 (10.3)
家族から、性的な暴力を受けたこと	3 (1.3)	-	1 (2.6)
配偶者や交際相手から、身体的暴行を受けたこと	20 (8.4)	1 (0.5)	2 (5.1)
配偶者や交際相手から、心理的攻撃を受けたこと	25 (10.5)	7 (3.3)	3 (7.7)
配偶者や交際相手から、経済的圧迫を受けたこと	5 (2.1)	1 (0.5)	-
配偶者や交際相手から、性的強要を受けたこと	1 (0.4)	-	1 (2.6)
今は悩んでいない	139 (58.4)	148 (68.8)	18 (46.2)

Q24 つぎの(1)～(22)までの文章は、いずれも、強いストレスを伴うような出来事にまきこまれた方々に、後になって生じることのあるものです。

Q23で選んだ項目について、本日を含む最近の1週間では、どの程度強く悩まされましたか。以下のそれぞれの項目の内容について、あてはまる番号に○をつけてください。(なお、回答に悩まれた場合は、不明とせず、もっとも近いと思うものを選んでください。)

Q24(1) どんなきっかけでも、そのことを思い出すと、そのときの気もちがぶりかえしてくる。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	97 (100.0)	67 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	8 (8.2)	18 (26.9)	1 (4.8)
すこし	21 (21.6)	13 (19.4)	1 (4.8)
中くらい	26 (26.8)	17 (25.4)	7 (33.3)
かなり	28 (28.9)	8 (11.9)	9 (42.9)
非常に	14 (14.4)	11 (16.4)	3 (14.3)

Q24(2) 眠る途中で目がさめてしまう。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	95 (100.0)	67 (100.0)	20 (100.0)
まったくない	24 (25.3)	27 (40.3)	1 (5.0)
すこし	16 (16.8)	15 (22.4)	3 (15.0)
中くらい	20 (21.1)	7 (10.4)	3 (15.0)
かなり	19 (20.0)	9 (13.4)	6 (30.0)
非常に	16 (16.8)	9 (13.4)	7 (35.0)

Q24(3) 別のことをしていても、そのことが頭から離れない。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	95 (100.0)	67 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	26 (27.4)	30 (44.8)	4 (19.0)
すこし	29 (30.5)	13 (19.4)	11 (52.4)
中くらい	22 (23.2)	8 (11.9)	-
かなり	15 (15.8)	9 (13.4)	3 (14.3)
非常に	3 (3.2)	7 (10.4)	3 (14.3)

Q24(4) イライラして、怒りっぽくなっている。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	94 (100.0)	67 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	43 (45.7)	39 (58.2)	13 (61.9)
すこし	31 (33.0)	13 (19.4)	2 (9.5)
中くらい	11 (11.7)	5 (7.5)	1 (4.8)
かなり	6 (6.4)	5 (7.5)	-
非常に	3 (3.2)	5 (7.5)	5 (23.8)

Q24(5) そのことについて考えたり思い出すときは、なんとか気を落ち着かせるようにしている。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	97 (100.0)	67 (100.0)	21 (95.2)
まったくない	14 (14.4)	18 (26.9)	1 (4.8)
すこし	27 (27.8)	19 (28.4)	2 (9.5)
中くらい	19 (19.6)	8 (11.9)	7 (33.3)
かなり	23 (23.7)	13 (19.4)	5 (23.8)
非常に	14 (14.4)	9 (13.4)	6 (28.6)

Q24(6) 考えるつもりはないのに、そのことを考えてしまうことがある。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	98 (100.0)	67 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	11 (11.2)	19 (28.4)	1 (4.8)
すこし	28 (28.6)	15 (22.4)	3 (14.3)
中くらい	24 (24.5)	14 (20.9)	3 (14.3)
かなり	23 (23.5)	7 (10.4)	8 (38.1)
非常に	12 (12.2)	12 (17.9)	6 (28.6)

Q24(7) そのことは、実際には起きたとか、現実のことではなかったような気がする。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	94 (100.0)	67 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	53 (56.4)	48 (71.6)	10 (47.6)
すこし	18 (19.1)	9 (13.4)	1 (4.8)
中くらい	11 (11.7)	6 (9.0)	4 (19.0)
かなり	5 (5.3)	2 (3.0)	-
非常に	7 (7.4)	2 (3.0)	6 (28.6)

Q24(8) そのことを思い出せるものには近よらない。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	96 (100.0)	67 (100.0)	20 (100.0)
まったくない	26 (27.1)	34 (50.7)	6 (30.0)
すこし	23 (24.0)	10 (14.9)	3 (15.0)
中くらい	19 (19.8)	10 (14.9)	4 (20.0)
かなり	18 (18.8)	8 (11.9)	3 (15.0)
非常に	10 (10.4)	5 (7.5)	4 (20.0)

Q24(9) そのときの場面が、いきなり頭にうかんでくる。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	98 (100.0)	67 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	13 (13.3)	26 (38.8)	1 (4.8)
すこし	27 (27.6)	11 (16.4)	5 (23.8)
中くらい	23 (23.5)	9 (13.4)	5 (23.8)
かなり	21 (21.4)	10 (14.9)	5 (23.8)
非常に	14 (14.3)	11 (16.4)	5 (23.8)

Q24(10) 神経が敏感になっていて、ちょっとしたことでどきっとしてしまう。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	96 (100.0)	67 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	16 (16.7)	30 (44.8)	5 (23.8)
すこし	25 (26.0)	11 (16.4)	2 (9.5)
中くらい	16 (16.7)	8 (11.9)	5 (23.8)
かなり	20 (20.8)	12 (17.9)	6 (28.6)
非常に	19 (19.8)	6 (9.0)	3 (14.3)

Q24(11) そのことは考えないようにしている。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	98 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	11 (11.2)	17 (25.8)	3 (14.3)
すこし	20 (20.4)	17 (25.8)	1 (4.8)
中くらい	26 (26.5)	11 (16.7)	2 (9.5)
かなり	16 (16.3)	13 (19.7)	6 (28.6)
非常に	25 (25.5)	8 (12.1)	9 (42.9)

Q24(12) そのことについては、まだいろいろな気もちがあるが、それには触れないようにしている。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	93 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	8 (8.6)	14 (21.2)	3 (14.3)
すこし	26 (28.0)	16 (24.2)	3 (14.3)
中くらい	26 (28.0)	15 (22.7)	4 (19.0)
かなり	20 (21.5)	11 (16.7)	4 (19.0)
非常に	13 (14.0)	10 (15.2)	7 (33.3)

Q24(13) そのことについての感情は、マヒしたようである。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	93 (100.0)	66 (100.0)	20 (100.0)
まったくない	35 (37.6)	29 (43.9)	10 (50.0)
すこし	18 (19.4)	19 (28.8)	2 (10.0)
中くらい	25 (26.9)	13 (19.7)	1 (5.0)
かなり	7 (7.5)	1 (1.5)	1 (5.0)
非常に	8 (8.6)	4 (6.1)	6 (30.0)

Q24(14) 気がつくと、まるでそのときにもどつてしまつたかのように、ふるまつたり感じたりすることがある。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	92 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	41 (44.6)	38 (57.6)	10 (47.6)
すこし	20 (21.7)	12 (18.2)	4 (19.0)
中くらい	19 (20.7)	4 (6.1)	2 (9.5)
かなり	10 (10.9)	8 (12.1)	2 (9.5)
非常に	2 (2.2)	4 (6.1)	3 (14.3)

Q24(15) 寝つきが悪い。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	91 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	19 (20.9)	24 (36.4)	1 (4.8)
すこし	14 (15.4)	12 (18.2)	1 (4.8)
中くらい	16 (17.6)	9 (13.6)	2 (9.5)
かなり	23 (25.3)	6 (9.1)	9 (42.9)
非常に	19 (20.9)	15 (22.7)	8 (38.1)

Q24(16) そのことについて、感情が強くこみあげてくることがある。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	93 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	10 (10.8)	17 (25.8)	2 (9.5)
すこし	18 (19.4)	17 (25.8)	2 (9.5)
中くらい	29 (31.2)	7 (10.6)	4 (19.0)
かなり	22 (23.7)	6 (9.1)	6 (28.6)
非常に	14 (15.1)	19 (28.8)	7 (33.3)

Q24(17) そのことを何とか忘れようとしている。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	93 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	15 (16.1)	31 (47.0)	3 (14.3)
すこし	19 (20.4)	12 (18.2)	2 (9.5)
中くらい	15 (16.1)	8 (12.1)	6 (28.6)
かなり	18 (19.4)	8 (12.1)	3 (14.3)
非常に	26 (28.0)	7 (10.6)	7 (33.3)

Q24(18) ものごとに集中できない。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	93 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	28 (30.1)	44 (66.7)	7 (33.3)
すこし	35 (37.6)	10 (15.2)	3 (14.3)
中くらい	17 (18.3)	4 (6.1)	3 (14.3)
かなり	11 (11.8)	3 (4.5)	3 (14.3)
非常に	2 (2.2)	5 (7.6)	5 (23.8)

Q24(19) そのことを思い出すと、身体が反応して、汗ばんだり、息苦しくなったり、むかむかしたり、どきどきすることがある。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	93 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	32 (34.4)	28 (42.4)	6 (28.6)
すこし	16 (17.2)	13 (19.7)	1 (4.8)
中くらい	17 (18.3)	9 (13.6)	3 (14.3)
かなり	13 (14.0)	5 (7.6)	5 (23.8)
非常に	15 (16.1)	11 (16.7)	6 (28.6)

Q24(20) そのことについての夢を見る。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	92 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	33 (35.9)	32 (48.5)	6 (28.6)
すこし	17 (18.5)	10 (15.2)	4 (19.0)
中くらい	22 (23.9)	10 (15.2)	1 (4.8)
かなり	11 (12.0)	9 (13.6)	3 (14.3)
非常に	9 (9.8)	5 (7.6)	7 (33.3)

Q24(21) 警戒して用心深くなっている気がする。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	93 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	26 (28.0)	29 (43.9)	5 (23.8)
すこし	19 (20.4)	11 (16.7)	4 (19.0)
中くらい	24 (25.8)	10 (15.2)	2 (9.5)
かなり	10 (10.8)	6 (9.1)	4 (19.0)
非常に	14 (15.1)	10 (15.2)	6 (28.6)

Q24(22) そのことについては話さないようにしている。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	94 (100.0)	66 (100.0)	21 (100.0)
まったくない	17 (18.1)	22 (33.3)	2 (9.5)
すこし	30 (31.9)	10 (15.2)	7 (33.3)
中くらい	12 (12.8)	13 (19.7)	5 (23.8)
かなり	15 (16.0)	10 (15.2)	2 (9.5)
非常に	20 (21.3)	11 (16.7)	5 (23.8)

Q25 あなたはこれまでに配偶者や交際相手(同性パートナーを含む。)に対し、次のA~Dのようなことをしたことがありますか。A~Dのそれぞれについて、あてはまる番号に○をつけてください。

なお、ここで「配偶者」には、婚姻届を出してない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者(離別・死別した相手、事実婚を解消した相手)も含みます。

Q25(A) 身体的暴行(例えば、なぐたり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	423 (100.0)	418 (100.0)	47 (100.0)
まったくない	280 (66.2)	311 (74.4)	27 (57.4)
1、2度あった	80 (18.9)	79 (18.9)	10 (21.3)
何度もあった	63 (14.9)	28 (6.7)	10 (21.3)

Q25(B) 心理的攻撃(例えば、人格を否定するような悪言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長時間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	421 (100.0)	420 (100.0)	48 (100.0)
まったくない	312 (74.1)	349 (83.1)	24 (50.0)
1、2度あった	58 (13.8)	47 (11.2)	9 (18.8)
何度もあった	51 (12.1)	24 (5.7)	15 (31.3)

Q25(C) 経済的圧迫(例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使う、外で働くことを妨害するなど)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	424 (100.0)	421 (100.0)	47 (100.0)
まったくない	360 (84.9)	381 (90.5)	42 (89.4)
1、2度あった	32 (7.5)	29 (6.9)	2 (4.3)
何度もあった	32 (7.5)	11 (2.6)	3 (6.4)

Q25(D) 性的強要(例えば、嫌がっているのに性的な行為を強要する、見たくないポルノ映像等を見せる、避妊に協力しないなど)

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	423 (100.0)	419 (100.0)	47 (100.0)
まったくない	393 (92.9)	398 (95.0)	39 (83.0)
1、2度あった	15 (3.5)	15 (3.6)	2 (4.3)
何度もあった	15 (3.5)	6 (1.4)	6 (12.8)

Q26 つぎの(1)～(8)までの文章を読み、あなたの考えにもっとも近いところ一つに○をつけてください。

(1) あなたは、何でも、なりゆきにまかせるのが一番だと思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	435 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
そう思わない	144 (33.1)	149 (34.7)	20 (40.8)
あまりそう思わない	142 (32.6)	155 (36.0)	14 (28.6)
ややそう思う	124 (28.5)	106 (24.7)	12 (24.5)
そう思う	25 (5.7)	20 (4.7)	3 (6.1)

(2) あなたは、努力すれば、りっぱな人間になれると思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	414 (100.0)	434 (100.0)	49 (100.0)
そう思わない	101 (24.4)	51 (11.8)	7 (14.3)
あまりそう思わない	176 (42.5)	89 (20.5)	10 (20.4)
ややそう思う	117 (28.3)	148 (34.1)	18 (36.7)
そう思う	20 (4.8)	146 (33.6)	14 (28.6)

(3) あなたは、いっしょうけんめい話せば、だれにでも、わかつてもらえると思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	434 (100.0)	431 (100.0)	49 (100.0)
そう思わない	79 (18.2)	83 (19.3)	13 (26.5)
あまりそう思わない	131 (30.2)	164 (38.1)	16 (32.7)
ややそう思う	161 (37.1)	118 (27.4)	13 (26.5)
そう思う	63 (14.5)	66 (15.3)	7 (14.3)

(4) あなたは、幸福になるか不幸になるかは、偶然によって決まると思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	436 (100.0)	432 (100.0)	48 (100.0)
そう思わない	177 (40.6)	184 (42.6)	14 (29.2)
あまりそう思わない	149 (34.2)	129 (29.9)	14 (29.2)
ややそう思う	84 (19.3)	84 (19.4)	15 (31.3)
そう思う	26 (6.0)	35 (8.1)	5 (10.4)

(5) あなたは、どんなに努力しても、友人の本当の気持ちを理解することは、できないと思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	431 (100.0)	49 (100.0)
そう思わない	140 (32.3)	170 (39.4)	16 (32.7)
あまりそう思わない	152 (35.1)	144 (33.4)	21 (42.9)
ややそう思う	101 (23.3)	83 (19.3)	9 (18.4)
そう思う	40 (9.2)	34 (7.9)	3 (6.1)

(6) あなたは、努力すれば、どんなことでも自分の力ができると思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
そう思わない	114 (26.3)	119 (27.7)	11 (22.4)
あまりそう思わない	145 (33.5)	135 (31.4)	16 (32.7)
ややそう思う	128 (29.6)	116 (27.0)	12 (24.5)
そう思う	46 (10.6)	60 (14.0)	10 (20.4)

(7) あなたが幸福になるか不幸になるかは、あなたの努力しただと思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	438 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
そう思わない	33 (7.5)	37 (8.6)	4 (8.2)
あまりそう思わない	34 (7.8)	55 (12.8)	10 (20.4)
ややそう思う	206 (47.0)	166 (38.6)	21 (42.9)
そう思う	165 (37.7)	172 (40.0)	14 (28.6)

(8) あなたが努力するかどうかと、あなたが成功するかどうかとは、あまり関係がないだと思いますか。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	436 (100.0)	432 (100.0)	49 (100.0)
そう思わない	152 (34.9)	174 (40.3)	17 (34.7)
あまりそう思わない	161 (36.9)	131 (30.3)	23 (46.9)
ややそう思う	87 (20.0)	86 (19.9)	5 (10.2)
そう思う	36 (8.3)	41 (9.5)	4 (8.2)

Q27 つぎの(1)～(10)までの文章を読み、あなた自身にどのくらい当てはまるかについて、もっとも近いところ一つに○をつけてください。

(1) 活発で外交的だと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	440 (100.0)	429 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	42 (9.5)	34 (7.9)	4 (8.2)
おおよそちがうと思う	20 (4.5)	39 (9.1)	2 (4.1)
すこしちがうと思う	66 (15.0)	43 (10.0)	10 (20.4)
どちらでもない	86 (19.5)	85 (19.8)	7 (14.3)
すこしそう思う	94 (21.4)	70 (16.3)	7 (14.3)
まあまあそう思う	98 (22.3)	110 (25.6)	10 (20.4)
つよくそう思う	34 (7.7)	48 (11.2)	9 (18.4)

(2) 他人に不満をもち、もめごとを起こしやすいと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	435 (100.0)	428 (100.0)	48 (100.0)
まったくちがうと思う	128 (29.4)	109 (25.5)	8 (16.7)
おおよそちがうと思う	86 (19.8)	103 (24.1)	9 (18.8)
すこしちがうと思う	76 (17.5)	67 (15.7)	9 (18.8)
どちらでもない	87 (20.0)	85 (19.9)	4 (8.3)
すこしそう思う	38 (8.7)	36 (8.4)	7 (14.6)
まあまあそう思う	9 (2.1)	17 (4.0)	2 (4.2)
つよくそう思う	11 (2.5)	11 (2.6)	9 (18.8)

(3) しっかりしていて、自分に厳しいと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	432 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	71 (16.4)	70 (16.3)	11 (22.4)
おおよそちがうと思う	50 (11.6)	70 (16.3)	4 (8.2)
すこしちがうと思う	88 (20.4)	104 (24.2)	12 (24.5)
どちらでもない	122 (28.2)	112 (26.0)	10 (20.4)
すこしそう思う	52 (12.0)	48 (11.2)	8 (16.3)
まあまあそう思う	34 (7.9)	14 (3.3)	3 (6.1)
つよくそう思う	15 (3.5)	12 (2.8)	1 (2.0)

(4) 心配性で、うろたえやすいと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	438 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	25 (5.7)	48 (11.2)	3 (6.1)
おおよそちがうと思う	17 (3.9)	38 (8.8)	3 (6.1)
すこしちがうと思う	46 (10.5)	36 (8.4)	6 (12.2)
どちらでもない	55 (12.6)	62 (14.4)	5 (10.2)
すこしそう思う	109 (24.9)	114 (26.5)	17 (34.7)
まあまあそう思う	92 (21.0)	68 (15.8)	6 (12.2)
つよくそう思う	94 (21.5)	64 (14.9)	9 (18.4)

(5) 新しいことが好きで、変わった考え方をもつと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	434 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	38 (8.8)	33 (7.7)	2 (4.1)
おおよそちがうと思う	38 (8.8)	24 (5.6)	2 (4.1)
すこしちがうと思う	53 (12.2)	39 (9.1)	2 (4.1)
どちらでもない	89 (20.5)	106 (24.7)	12 (24.5)
すこしそう思う	110 (25.3)	103 (24.0)	10 (20.4)
まあまあそう思う	69 (15.9)	74 (17.2)	9 (18.4)
つよくそう思う	37 (8.5)	51 (11.9)	12 (24.5)

(6) ひかえめで、おとなしいと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	437 (100.0)	431 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	60 (13.7)	51 (11.8)	17 (34.7)
おおよそちがうと思う	42 (9.6)	46 (10.7)	8 (16.3)
すこしちがうと思う	85 (19.5)	71 (16.5)	7 (14.3)
どちらでもない	115 (26.3)	101 (23.4)	5 (10.2)
すこしそう思う	76 (17.4)	66 (15.3)	5 (10.2)
まあまあそう思う	38 (8.7)	45 (10.4)	4 (8.2)
つよくそう思う	21 (4.8)	51 (11.8)	3 (6.1)

(7) 人に気をつかう、やさしい人間だと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	442 (100.0)	432 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	8 (1.8)	8 (1.9)	4 (8.2)
おおよそちがうと思う	12 (2.7)	8 (1.9)	1 (2.0)
すこしちがうと思う	23 (5.2)	16 (3.7)	2 (4.1)
どちらでもない	85 (19.2)	60 (13.9)	11 (22.4)
すこしそう思う	148 (33.5)	146 (33.8)	12 (24.5)
まあまあそう思う	107 (24.2)	120 (27.8)	13 (26.5)
つよくそう思う	59 (13.3)	74 (17.1)	6 (12.2)

(8) だらしなく、うっかりしていると思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	437 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	34 (7.8)	38 (8.8)	2 (4.1)
おおよそちがうと思う	43 (9.8)	33 (7.7)	3 (6.1)
すこしちがうと思う	66 (15.1)	45 (10.5)	5 (10.2)
どちらでもない	101 (23.1)	88 (20.5)	5 (10.2)
すこしそう思う	104 (23.8)	131 (30.5)	18 (36.7)
まあまあそう思う	57 (13.0)	51 (11.9)	7 (14.3)
つよくそう思う	32 (7.3)	44 (10.2)	9 (18.4)

(9) 冷静で、気分が安定していると思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	438 (100.0)	431 (100.0)	49 (100.0)
まったくちがうと思う	39 (8.9)	35 (8.1)	9 (18.4)
おおよそちがうと思う	48 (11.0)	39 (9.0)	12 (24.5)
すこしちがうと思う	100 (22.8)	90 (20.9)	8 (16.3)
どちらでもない	121 (27.6)	125 (29.0)	12 (24.5)
すこしそう思う	71 (16.2)	54 (12.5)	5 (10.2)
まあまあそう思う	47 (10.7)	59 (13.7)	2 (4.1)
つよくそう思う	12 (2.7)	29 (6.7)	1 (2.0)

(10) 発想力に欠けた、平凡な人間だと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	436 (100.0)	431 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	31 (7.1)	38 (8.8)	3 (6.1)
おおよそあてはまらない	30 (6.9)	49 (11.4)	6 (12.2)
あまりあてはまらない	75 (17.2)	90 (20.9)	8 (16.3)
どちらでもない	145 (33.3)	118 (27.4)	16 (32.7)
すこしあてはまる	76 (17.4)	60 (13.9)	10 (20.4)
まあまああてはまる	51 (11.7)	37 (8.6)	3 (6.1)
よくあてはまる	28 (6.4)	39 (9.0)	3 (6.1)

Q28 つぎの(1)～(12)までの文章を読み、あなた自身にどのくらい当てはまるかについて、もっとも近いところ一つに○をつけてください。

(1) よく考えれば大したことないと思えるようなことでも、わりと相談する。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	422 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	51 (11.8)	99 (23.5)	17 (34.7)
おおよそあてはまらない	51 (11.8)	74 (17.5)	8 (16.3)
あまりあてはまらない	89 (20.6)	70 (16.6)	5 (10.2)
どちらでもない	91 (21.1)	61 (14.5)	3 (6.1)
すこしあてはまる	76 (17.6)	80 (19.0)	9 (18.4)
まあまああてはまる	39 (9.0)	22 (5.2)	4 (8.2)
よくあてはまる	34 (7.9)	16 (3.8)	3 (6.1)

(2) 悩みが自分一人の力ではどうしようもなかったときは、相談する。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	434 (100.0)	425 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	26 (6.0)	49 (11.5)	7 (14.3)
おおよそあてはまらない	33 (7.6)	37 (8.7)	2 (4.1)
あまりあてはまらない	56 (12.9)	46 (10.8)	4 (8.2)
どちらでもない	61 (14.1)	50 (11.8)	5 (10.2)
すこしあてはまる	112 (25.8)	98 (23.1)	14 (28.6)
まあまああてはまる	79 (18.2)	82 (19.3)	8 (16.3)
よくあてはまる	67 (15.4)	63 (14.8)	9 (18.4)

(3) 悩みが深刻で一人で解決できなくても、相談はしない。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	429 (100.0)	421 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	85 (19.8)	72 (17.1)	8 (16.3)
おおよそあてはまらない	32 (7.5)	60 (14.3)	4 (8.2)
あまりあてはまらない	63 (14.7)	76 (18.1)	7 (14.3)
どちらでもない	91 (21.2)	71 (16.9)	5 (10.2)
すこしあてはまる	80 (18.6)	51 (12.1)	12 (24.5)
まあまああてはまる	42 (9.8)	47 (11.2)	7 (14.3)
よくあてはまる	36 (8.4)	44 (10.5)	6 (12.2)

(4) 先に自分で、いろいろとやってみてから相談する。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	430 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	19 (4.4)	26 (6.1)	4 (8.2)
おおよそあてはまらない	21 (4.9)	13 (3.1)	1 (2.0)
あまりあてはまらない	47 (10.9)	40 (9.5)	9 (18.4)
どちらでもない	99 (23.0)	84 (19.9)	9 (18.4)
すこしあてはまる	131 (30.5)	124 (29.3)	14 (28.6)
まあまああてはまる	75 (17.4)	83 (19.6)	4 (8.2)
よくあてはまる	38 (8.8)	53 (12.5)	8 (16.3)

(5) 悩みが自分では解決できないようなものでも、相談しない。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	421 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	90 (20.9)	87 (20.7)	10 (20.4)
おおよそあてはまらない	40 (9.3)	58 (13.8)	4 (8.2)
あまりあてはまらない	74 (17.2)	73 (17.3)	8 (16.3)
どちらでもない	90 (20.9)	75 (17.8)	10 (20.4)
すこしあてはまる	76 (17.6)	56 (13.3)	6 (12.2)
まあまああてはまる	29 (6.7)	36 (8.6)	6 (12.2)
よくあてはまる	32 (7.4)	36 (8.6)	5 (10.2)

(6) 少しつらくても、自分で悩みに向き合い、それでも無理だったら相談する。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	420 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	23 (5.3)	32 (7.6)	7 (14.3)
おおよそあてはまらない	15 (3.5)	19 (4.5)	1 (2.0)
あまりあてはまらない	51 (11.8)	52 (12.4)	10 (20.4)
どちらでもない	88 (20.3)	69 (16.4)	8 (16.3)
すこしあてはまる	132 (30.5)	130 (31.0)	13 (26.5)
まあまああてはまる	78 (18.0)	64 (15.2)	5 (10.2)
よくあてはまる	46 (10.6)	54 (12.9)	5 (10.2)

(7) 困ったことがあったら、割とすぐに相談する。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	437 (100.0)	422 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	51 (11.7)	75 (17.8)	16 (32.7)
おおよそあてはまらない	42 (9.6)	66 (15.6)	8 (16.3)
あまりあてはまらない	98 (22.4)	64 (15.2)	8 (16.3)
どちらでもない	85 (19.5)	72 (17.1)	5 (10.2)
すこしあてはまる	70 (16.0)	78 (18.5)	2 (4.1)
まあまああてはまる	52 (11.9)	38 (9.0)	7 (14.3)
よくあてはまる	39 (8.9)	29 (6.9)	3 (6.1)

(8) 悩みは最後まで、自分一人でかかえる。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	62 (14.4)	70 (16.5)	8 (16.3)
おおよそあてはまらない	27 (6.3)	47 (11.1)	4 (8.2)
あまりあてはまらない	66 (15.3)	61 (14.4)	8 (16.3)
どちらでもない	79 (18.3)	66 (15.6)	5 (10.2)
すこしあてはまる	84 (19.5)	75 (17.7)	9 (18.4)
まあまああてはまる	56 (13.0)	50 (11.8)	6 (12.2)
よくあてはまる	57 (13.2)	54 (12.8)	9 (18.4)

(9) 悩みはどのようなものでも、最後まで自分一人でがんばる。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	428 (100.0)	422 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	63 (14.7)	68 (16.1)	8 (16.3)
おおよそあてはまらない	33 (7.7)	51 (12.1)	3 (6.1)
あまりあてはまらない	72 (16.8)	78 (18.5)	11 (22.4)
どちらでもない	97 (22.7)	76 (18.0)	10 (20.4)
すこしあてはまる	75 (17.5)	64 (15.2)	5 (10.2)
まあまああてはまる	46 (10.7)	44 (10.4)	6 (12.2)
よくあてはまる	42 (9.8)	41 (9.7)	6 (12.2)

(10) 比較的ささいな悩みでも、相談する。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	428 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	77 (18.0)	102 (24.1)	22 (44.9)
おおよそあてはまらない	59 (13.8)	69 (16.3)	6 (12.2)
あまりあてはまらない	90 (21.0)	87 (20.6)	7 (14.3)
どちらでもない	97 (22.7)	69 (16.3)	3 (6.1)
すこしあてはまる	58 (13.6)	59 (13.9)	6 (12.2)
まあまああてはまる	22 (5.1)	16 (3.8)	4 (8.2)
よくあてはまる	25 (5.8)	21 (5.0)	1 (2.0)

(11) 相談より先に自分で試行錯誤し、いきづまつたら相談する。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	421 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	32 (7.4)	45 (10.7)	9 (18.4)
おおよそあてはまらない	28 (6.5)	24 (5.7)	-
あまりあてはまらない	65 (15.1)	55 (13.1)	9 (18.4)
どちらでもない	103 (23.9)	97 (23.0)	16 (32.7)
すこしあてはまる	122 (28.3)	103 (24.5)	8 (16.3)
まあまああてはまる	50 (11.6)	61 (14.5)	4 (8.2)
よくあてはまる	31 (7.2)	36 (8.6)	3 (6.1)

(12) 悩みをかかえたら、それがあまり深刻なものでなくても、相談する。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	428 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
まったくあてはまらない	75 (17.5)	105 (24.8)	19 (38.8)
おおよそあてはまらない	66 (15.4)	73 (17.3)	5 (10.2)
あまりあてはまらない	85 (19.9)	80 (18.9)	6 (12.2)
どちらでもない	102 (23.8)	77 (18.2)	7 (14.3)
すこしあてはまる	55 (12.9)	51 (12.1)	6 (12.2)
まあまああてはまる	19 (4.4)	26 (6.1)	5 (10.2)
よくあてはまる	26 (6.1)	11 (2.6)	1 (2.0)

Q29 つぎの(1)～(21)までの文章を読み、あなた自身にどのくらい当てはまるかについて、もっとも近いところ一つに○をつけてください。

(1) どんなことでも、たいてい何とかなりそうな気がする。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
いいえ	428 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
どちらかといえばいいえ	47 (11.0)	39 (9.2)	5 (10.2)
どちらでもない	72 (16.8)	56 (13.2)	7 (14.3)
どちらかといえばはい	119 (27.8)	84 (19.9)	4 (8.2)
はい	140 (32.7)	160 (37.8)	17 (34.7)

(2) 昔から、人との関係をとるのが上手だ。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	429 (100.0)	419 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	55 (12.8)	56 (13.4)	8 (16.3)
どちらかといえばいいえ	76 (17.7)	77 (18.4)	8 (16.3)
どちらでもない	134 (31.2)	89 (21.2)	8 (16.3)
どちらかといえばはい	126 (29.4)	134 (32.0)	12 (24.5)
はい	38 (8.9)	63 (15.0)	13 (26.5)

(3) 人と誤解が生じたときには積極的に話をしようとする。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
いいえ	431 (100.0)	422 (100.0)	49 (100.0)
どちらかといえばいいえ	35 (8.1)	44 (10.4)	7 (14.3)
どちらでもない	72 (16.7)	61 (14.5)	8 (16.3)
どちらかといえばはい	117 (27.1)	92 (21.8)	13 (26.5)
はい	141 (32.7)	151 (35.8)	12 (24.5)

(4) 嫌な出来事があったとき、その問題を解決するために情報を集める。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
いいえ	430 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
どちらかといえばいいえ	45 (10.5)	33 (7.8)	6 (12.2)
どちらでもない	54 (12.6)	45 (10.6)	11 (22.4)
どちらかといえばはい	129 (30.0)	107 (25.3)	10 (20.4)
はい	132 (30.7)	154 (36.4)	13 (26.5)

(5) 困難な出来事が起ても、どうにか切り抜けることができると思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	430 (100.0)	425 (100.0)	48 (100.0)
いいえ	37 (8.6)	31 (7.3)	5 (10.4)
どちらかといえばいいえ	63 (14.7)	66 (15.5)	8 (16.7)
どちらでもない	127 (29.5)	92 (21.6)	4 (8.3)
どちらかといえばはい	142 (33.0)	158 (37.2)	20 (41.7)
はい	61 (14.2)	78 (18.4)	11 (22.9)

(6) つらいことでも我慢できる方だ。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	424 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	51 (11.8)	37 (8.7)	7 (14.3)
どちらかといえばいいえ	61 (14.2)	69 (16.3)	3 (6.1)
どちらでもない	74 (17.2)	83 (19.6)	6 (12.2)
どちらかといえばはい	158 (36.7)	151 (35.6)	15 (30.6)
はい	87 (20.2)	84 (19.8)	18 (36.7)

(7) 自分は体力がある方だ。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	430 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	67 (15.6)	54 (12.8)	9 (18.4)
どちらかといえばいいえ	69 (16.0)	73 (17.3)	9 (18.4)
どちらでもない	93 (21.6)	80 (18.9)	8 (16.3)
どちらかといえばはい	120 (27.9)	122 (28.8)	7 (14.3)
はい	81 (18.8)	94 (22.2)	16 (32.7)

(8) 思いやりを持って人と接している。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	425 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	5 (1.2)	7 (1.6)	4 (8.2)
どちらかといえばいいえ	11 (2.5)	19 (4.5)	1 (2.0)
どちらでもない	54 (12.5)	67 (15.8)	10 (20.4)
どちらかといえばはい	229 (52.9)	203 (47.8)	26 (53.1)
はい	134 (30.9)	129 (30.4)	8 (16.3)

(9) 自分から人と親しくなることが得意だ。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	432 (100.0)	424 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	42 (9.7)	42 (9.9)	7 (14.3)
どちらかといえばいいえ	51 (11.8)	63 (14.9)	4 (8.2)
どちらでもない	133 (30.8)	110 (25.9)	7 (14.3)
どちらかといえばはい	124 (28.7)	128 (30.2)	11 (22.4)
はい	82 (19.0)	81 (19.1)	20 (40.8)

(10) 自分は粘り強い人間だと思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	434 (100.0)	422 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	46 (10.6)	51 (12.1)	10 (20.4)
どちらかといえばいいえ	49 (11.3)	90 (21.3)	6 (12.2)
どちらでもない	140 (32.3)	110 (26.1)	10 (20.4)
どちらかといえばはい	128 (29.5)	113 (26.8)	15 (30.6)
はい	71 (16.4)	58 (13.7)	8 (16.3)

(11) 決めたことを最後までやりとおすことができる。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	422 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	35 (8.1)	51 (12.1)	8 (16.3)
どちらかといえばいいえ	57 (13.2)	76 (18.0)	9 (18.4)
どちらでもない	135 (31.2)	114 (27.0)	8 (16.3)
どちらかといえばはい	129 (29.8)	115 (27.3)	11 (22.4)
はい	77 (17.8)	66 (15.6)	13 (26.5)

(12) 嫌な出来事があったとき、今の経験から得られるものを探す。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	428 (100.0)	423 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	31 (7.2)	20 (4.7)	7 (14.3)
どちらかといえばいいえ	40 (9.3)	56 (13.2)	13 (26.5)
どちらでもない	119 (27.8)	106 (25.1)	11 (22.4)
どちらかといえばはい	149 (34.8)	144 (34.0)	13 (26.5)
はい	89 (20.8)	97 (22.9)	5 (10.2)

(13) 自分の性格についてよく理解している。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	429 (100.0)	425 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	16 (3.7)	20 (4.7)	6 (12.2)
どちらかといえばいいえ	33 (7.7)	38 (8.9)	3 (6.1)
どちらでもない	102 (23.8)	111 (26.1)	6 (12.2)
どちらかといえばはい	183 (42.7)	171 (40.2)	23 (46.9)
はい	95 (22.1)	85 (20.0)	11 (22.4)

(14) 嫌な出来事が、どんな風に自分の気持ちに影響するか理解している。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	430 (100.0)	422 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	17 (4.0)	24 (5.7)	6 (12.2)
どちらかといえばいいえ	44 (10.2)	44 (10.4)	8 (16.3)
どちらでもない	114 (26.5)	105 (24.9)	6 (12.2)
どちらかといえばはい	155 (36.0)	155 (36.7)	21 (42.9)
はい	100 (23.3)	94 (22.3)	8 (16.3)

(15) たとえ自信がないことでも、結果的に何とかなると思う。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	424 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	40 (9.3)	45 (10.6)	7 (14.3)
どちらかといえばいいえ	71 (16.5)	83 (19.6)	9 (18.4)
どちらでもない	134 (31.1)	106 (25.0)	10 (20.4)
どちらかといえばはい	132 (30.6)	128 (30.2)	16 (32.7)
はい	54 (12.5)	62 (14.6)	7 (14.3)

(16) 嫌なことがあっても、自分の感情をコントロールできる。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	424 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	59 (13.7)	36 (8.5)	17 (34.7)
どちらかといえばいいえ	79 (18.3)	90 (21.2)	8 (16.3)
どちらでもない	122 (28.3)	97 (22.9)	9 (18.4)
どちらかといえばはい	123 (28.5)	139 (32.8)	9 (18.4)
はい	48 (11.1)	62 (14.6)	6 (12.2)

(17) 自分の考え方や気持ちがよくわからないことが多い。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	425 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	56 (12.9)	88 (20.7)	-
どちらかといえばいいえ	80 (18.5)	99 (23.3)	14 (28.6)
どちらでもない	129 (29.8)	130 (30.6)	6 (12.2)
どちらかといえばはい	103 (23.8)	68 (16.0)	10 (20.4)
はい	65 (15.0)	40 (9.4)	19 (38.8)

(18) 人の気持ちや、微妙な表情の変化を読み取るのが上手だ。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	432 (100.0)	430 (100.0)	48 (100.0)
いいえ	32 (7.4)	36 (8.4)	1 (2.1)
どちらかといえばいいえ	51 (11.8)	53 (12.3)	4 (8.3)
どちらでもない	93 (21.5)	99 (23.0)	7 (14.6)
どちらかといえばはい	173 (40.0)	169 (39.3)	17 (35.4)
はい	83 (19.2)	73 (17.0)	19 (39.6)

(19) 交友関係が広く、社交的である。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	431 (100.0)	428 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	80 (18.6)	78 (18.2)	3 (6.1)
どちらかといえばいいえ	71 (16.5)	72 (16.8)	8 (16.3)
どちらでもない	130 (30.2)	100 (23.4)	4 (8.2)
どちらかといえばはい	99 (23.0)	111 (25.9)	14 (28.6)
はい	51 (11.8)	67 (15.7)	20 (40.8)

(20) 他人の考え方を理解するのが比較的得意だ。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	433 (100.0)	429 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	38 (8.8)	43 (10.0)	4 (8.2)
どちらかといえばいいえ	69 (15.9)	58 (13.5)	6 (12.2)
どちらでもない	144 (33.3)	143 (33.3)	13 (26.5)
どちらかといえばはい	133 (30.7)	129 (30.1)	15 (30.6)
はい	49 (11.3)	56 (13.1)	11 (22.4)

(21) 努力をすることを大事にする方だ。

区分	女性受刑者	男性受刑者	女子少年院在院者
総数	434 (100.0)	430 (100.0)	49 (100.0)
いいえ	14 (3.2)	20 (4.7)	3 (6.1)
どちらかといえばいいえ	25 (5.8)	33 (7.7)	8 (16.3)
どちらでもない	102 (23.5)	98 (22.8)	10 (20.4)
どちらかといえばはい	175 (40.3)	159 (37.0)	18 (36.7)
はい	118 (27.2)	120 (27.9)	10 (20.4)

健康と生活に關する意識調査

法務省法務総合研究所

法務総合研究所記入欄

この調査は、利害関係者によって行われる個人的意見を調査し、専門的な支援のありかたを検討することを目的として、法務省法務総合研究所が実施するものです。

- 回答するかどうかは、あなたの自由です。あなたが答えたかどうかや、答えた内容などが、この研究での処理や記述などに影響したり、あなたの不利益になったりすることはありません。
- この調査には、正しい回答や、まちがい回答、どちらかがどちらかを問うています。誤った回答はありますので、あなたの間違ったところに記入してください。中には、答えにくらい質問や分かりやすい質問があるかもしれませんが、すべてに答える必要はありませんので、答えられる範囲でご協力をお願いいたします。
- この調査は、あなたの自身の体験や考え方を聞くものです。アンケートの内容や回答について、専門的な知識や経験がある方に回答するようにしてください。
- この調査は、精神疾患や感覚の可能性のある問題がありです。回答中や回答後に気分が悪くなったり場合は、すぐに精神科に申し出でて相談するようにしてください。
- ご回答いただいた内容は、原則として公表されません。すべて匿名の形で集計しますので、あなたの名前や回答などを送り込むことはできません。ただし、個人情報等が漏洩されるることは一切ありません。
- なお、本研究の設計については、法務省ホームページに掲載されており、研究の成果についても、後日、同ホームページに掲載される予定です。

ます、この調査にご協力いただけますか?

回答する

□ 回答しない

ここにチェックマークの方は、用紙にこれ以上何も記載せず、職員に提出してください。

下の欄に記入した上へ

調査にご協力いただいた方の場合は、こちらを記入ください。

1) あなたがひせいねんの生年月日をお！ ライブださ！（昭和か平成にのをつけは／＼ださ！＼）

昭和
平成
年
月
日

3) 奉なたの御心跡を記入して下さい

Q 1 あなた年の年齢はおいくつですか。数字で答えてください。

() 歳

Q 3 (1) b 薬物犯罪（覚醒剤や大麻、その他違法薬物や危険ドラッグ等）

1. はい 2. いいえ



下の枠内のうち、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 自己使用（自己使用目的の所持を含む）
2. その他（自己使用以外の、営利目的所持（譲り）等）

Q 2 あなたが自分にあてはまると思う性別の番号に、一つだけ○をつけてください。

1. 男 2. 女 3. 自由記述（_____）
4. 答えない

Q 3 今回愛用することになった事件について、おたずねします。

Q 3 (1) 今回愛用することになった事件の中で、以下の事件にあてはまるものがあるましたか。それぞれについて「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

Q 3 (1) a 盗賊

1. はい 2. いいえ



下の枠内のうち、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

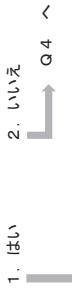
1. 万引き
2. 万引き以外の非侵入窃盗（例：車上ねらい・船品ねらい、置引き、不正に入手したキャッシュカードや通帳で現金を引きだすなど）
3. 借入窃盗（住宅、事務所や店舗などに入って盗むもの）
4. 乗り物盗（自転車・自動車・オートバイ盗）

Q3 (2) 今回愛用することになった事件をした動機や理由は何ですか。思い出せる範囲で、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 生活費に困っていたから
2. 遊ぶお金がましかったから
3. お金（上記1、2を除く）がましかったから
4. 配偶者（友人・知人）に誘われたから
5. 犯者（友人・知人）に誘われたから
6. 犯者（面識なし）に誘われたから
7. 所属組織の方針だから
8. 人間関係のトラブル（親子、兄弟姉妹）
9. 人間関係のトラブル（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）
10. 人間関係のトラブル（友人・知人）
11. 健康上の理由（依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等））
12. 健康上の理由（摂食障害）
13. 健康上の理由（上記11、12を除く）
14. 飲酒や薬物使用の影響
15. 遊び感覚
16. 軽く考えていたから
17. 在事として吸いを傳るために
18. ストレス発散するため
19. 寝しさを紓和させるため
20. 自暴自棄（投げやり）になって
21. わからない
22. その他（_____）

Q3 (3) 今回愛用することになった事件に未犯者はいましたか。（複数の事件がある場合は、未犯者がいる事件が一つでもあれば、「はい」に○をつけてください。）

1. はい
2. いいえ



事件当時の共犯者との関係（自分から見た共犯者の立場）について、下の枠内のうち、並てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 配偶者（内縁関係や事実婚を含む）
2. 交際相手
3. 親
4. 子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）
5. 兄弟姉妹
6. 親戚（配偶者、子、兄弟姉妹を除く）
7. 友人（同性）
8. 友人（異性）
9. 知人（同性）
10. 知人（異性）
11. 面識なし
12. その他（_____）

Q4 今回の受刑より前の、非行・犯罪歴についておたずねします。

Q4 (1) あなたはこれまでに、つきの過分を受けたことがありますか。(ア)～(キ)のそれについて「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

- (ア) 美刑 [はい] いいえ
- (イ) 美刑 (一部執行猶予あり) [はい] いいえ
- (ウ) 保護観察付全部執行猶予 [はい] いいえ
- (エ) 執行猶予 (保護観察なし) [はい] いいえ
- (オ) 少年院送致 [はい] いいえ
- (カ) 保護観察処分 (少年院のもの。少年院仮退院時のものを除く。) [はい] いいえ
- (キ) 児童自立支援施設・児童養護施設送致 [はい] いいえ

一つでも「はい」があれば、Q4 (2) へすべて「いいえ」であれば、Q5 へ

Q4 (2) Q4 (1) の処分の中で、一番最初に受けた処分の年齢はおいくつですか。数字で答えてください。

(_____) 歳

Q5 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の健康状態についておたずねします。

Q5 (1) 治療や投薬を受けた慢性疾患※(糖尿病、高血圧、がんなどの身体の病気)がありましたか。「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

※慢性疾患とは、病気の経過が半年ないし1年以上にわたる疾患のことです。

- 1. はい
- 2. いいえ

**Q5 (2) 治療や投薬を受けていた精神疾患がありましたが。「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。
※精神疾患とは、気分の落ち込みや幻覚・妄想など、心身に様々な影響が出る疾患のことです。**

- 1. はい
- 2. いいえ

病名について、下の枠内のうち、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|---------------------------|
| 1. 発達障害 |
| 2. 統合失調症 |
| 3. うつ病または双極性障害 (躁うつ病) |
| 4. 不安障害 (パニック障害など) |
| 5. 強迫性障害 |
| 6. PTSD |
| 7. 摂食障害 |
| 8. 依存症 (薬物・アルコール・ギャンブルなど) |
| 9. 認知症 |
| 10. パーソナリティ障害 |
| 11. その他 (_____) |
| 12. 病名はわからない |

Q5 (3) 慢性疾患や精神疾患の症状の状況があつても、治療や投薬を受けていない症状がありましたか。「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

- 1. はい
- 2. いいえ

Q6 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の家産や予供のことについておたずねします（1年間の間に状況が変わった人は、身柄を拘束された時期により近い時期のこととお答えください。）。

Q6 (1) 誰といっしょに暮らしていましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. いない（一人暮らし）

2. 父

3. 母

4. 兄弟姉妹

5. 祖父母（父、母、兄弟姉妹を除く）

6. 配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手

7. 親の交際相手

8. 子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）
9. 友人・ルームメイト
10. その他（_____）

Q6 (3) 一緒に暮らしていたかどうかにかからず、あなたに影響があったら18歳未満の子はいましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。
※影響とは、子の利益のために、監視・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限・義務のことです。あなたが結婚中で、配偶者との間に生まれた子であれば、あなたにも影響があります。離婚した場合の子の影響は、夫婦のどちらかに求められます。

1. いた
2. いなかつた
3. 親権があるかどうかわからぬ

a. 親権があつた子について、年齢別に人数を答えてください。
b. そのうち施設や医療などに預けていて同居していない子がいた場合には、その人数を答えてください。

	a. 影響があつた子の人数	b. 同居していない子の人数
1. 0～6歳	()	()
2. 7～17歳	()	()

Q7 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の経済状況。
就労についておたずねします。

Q7 (1) 生活費は、どのように得ていましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 自分が働いて俸給を受け入る
- 家族や親族（離婚した配偶者を除く）の収入や仕送り
- 家族や親族以外の収入や仕送り
- 公的年金
- 生活保護
- 預貯金
- 分からない
- その他（_____）

Q6 (2) 一緒に暮らしていた子の人数について、年齢別に人数を答えてください。

1. 0～6歳	()
2. 7～17歳	()
3. 18歳以上	()

Q7 (2) あなたの家の経済的な暮らしについて、総合的にみてどのように感じていましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

1. 大変苦しい
2. やや苦しい
3. 普通
4. ややゆとりがある
5. 大ゆとりがある

Q7 (3) 自分の収入だけで生活できるという感覚はどの程度ありましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

1. かなりあった
2. ややあった
3. わきなりなかった
4. 全くなかった

Q7 (4) あなたの仕事は、次のうちどれでしたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください(複数ある場合は、主なものを選択してください)。

1. フルタイム(正社員・正職員)の仕事
2. パートタイム(アルバイトを含む)
3. 派遣社員・契約社員などの仕事
4. 自営業(手伝いを含む)
5. 日雇い
6. 事業主婦・主夫
7. 学生・生徒
8. 失業中(仕事に就いておらず、仕事を探している)
9. 無職(専業主婦・主夫及び学生・生徒を除く)
10. その他(_____)

Q7 (5) Q7 (4)で「8.失業中」及び「9.無職」に○をした方にうがいします。働いていなかつた理由はどのようなことですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 特にやったことがなかつたから
2. どこにも採用されなかつたから
3. 希望する業種・職種での採用がなかつたから
4. 健康上の理由から
5. 子育てや介護等の家庭の事情から
6. 人間関係がうまくいかなかつたから
7. [ほか]にやりたいことがあつたから
8. 経済的に急いで就職する必要がなかつたから
9. そのうち結婚すると思つたから
10. 動くのが嫌だつたから
11. その他(_____)

Q7 (6) あなたが働く目的は何でしたか。当時あなたたの考え方について、あてはまる番号に○を一つだけつけてください(仕事をしていなかつた方は、仕事に対する当時の考え方をお答えください)。

1. お金を儲けるため
2. 社会の一員として、務めを果たすため
3. 自分の才能や能力を発揮するため
4. 生きがいをみつけるため

「8.失業中」「9.無職」に
回答した方は、Q7(5)へ
それ以外の方は、Q7(6)へ

Q7 (7) 世の中には、いろいろな仕事がありますが、あなたにとつてどのような仕事が興味だと感じましたか。当時のあなたの考え方に対する近いものについて、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 取引が安定している仕事
2. 失業の心配がない仕事
3. 自分の専門知識や能力がいかせる仕事
4. 世の中のためになる仕事
5. 高い収入が得られる仕事
6. 自分にとって楽しい仕事
7. 健康を損なう心配がない仕事
8. 私生活とバランスがとれる仕事
9. その他

Q8 これまでの人生での就労状況についておたずねします。
これまでに、仕事（アルバイトを含む）を始めてから1年未満（はじめから1年未満の契約だったものを除く）で仕事（アルバイトを含む）をえたたり辞めたりした経験はありませんか。

1. ない
2. ある → 約（_____）回
3. 仕事（アルバイトを含む）をしたことがない

Q9 今回、遺構などで身柄を拘束される直前の1年間の交際関係についておたずねします。

Q9 (1) 日常的に一緒にいたり、頻繁に連絡を取り合っていた家族・友人の中で、番号に描まるような行為をする人はいましたか。あてはまる番号に○を二つだけつけてください。

1. いた
2. いなかった
3. わからない
4. 答えない

Q9 (2) 職場の組員やその周辺者（例〇〇組、海外のマフィアなど）と関わりはありませんか。あてはまる番号に○を二つだけつけてください。

1. あつた
2. なかつた
3. わからない
4. 答えない

Q9 (3) 職場以外の反社会的組織（例暴力団など）に属する人物またはその周辺者と関わりはありませんか。あてはまる番号に○を二つだけつけてください。

1. あつた
2. なかつた
3. わからない
4. 答えない

Q9 (4) Q9 (2) またはQ9 (3) で「1. あった」に○をした方にうかがいます。
自分との関係（自分から見た相手の立場）について、あてはまる番号すべてに○
をつけてください。

1. 同居の家族（配偶者は内縁関係や事実婚を含む）、親族
へのきよせき（配偶者ではなく兄弟姉妹や実親等）
2. 別居の家族（配偶者は内縁関係や事実婚を含む）、親族
へのきよせき（配偶者ではなく兄弟姉妹や実親等）
3. 交際相手
4. 友人・知人
5. その他（_____）

Q10 今回、逮捕などで身柄を拘束された直前の1年間の図りごとや
相談状況についておたずねします。

Q10 (1) 当時、あなたが個人なり不安心に思ったりしていた内容について、あてはまる番号
すべてに○をつけてください。

1. 経済的なこと
2. 仕事のこと
3. 健康上のこと
4. 妊娠や出産のこと
5. 育児（乳幼児の世話、子供の付き添い、子供の勉強や遊びや強制や暴力の扱い、乳幼児の送迎、保護者会活動への参加など）のこと
6. 介護（家族や親族に対する日常生活における入浴・トイレ・移動・食事などの手助けなど）のこと
7. 人間関係（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）
8. 人間関係（親、兄弟姉妹）
9. 人間関係（子）
10. 人間関係（友人・知人）
11. 犯罪行為をしていること
12. これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと
13. 家族から受けた暴力等の被害のこと
14. 犯罪の被害に遭ったこと
15. その他（_____）
16. 特に個人なり思ったりしていない → 「16」のみに回答した方は、Q11へ

Q10 (2) Q10 (1) で「1～15」に○をした方にうかがいます。当時、あなたにに悩みや不安が生じた場合、誰かに相談しましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

1. した → Q10 (3)へ

2. しなかつた → Q10 (4)へ

Q10 (3) Q10 (2) で「1. した」に○をした方にうかがいます。悩みや不安を相談した相手（機関・団体含む）は誰ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 親族または親族

2. 友人または知人

3. 交際相手

4. 自治会・町内会・近所の人

5. 学校や職場の関係者（職場の上司や同僚・学校の先生等）

6. 警察や弁護士

7. 行政機関（国や自治体）

8. NPO等の民間団体またはボランティア団体

9. 病院

10. その他（_____)

Q10 (4) Q10 (2) で「2. しなかつた」に○をした方にうかがいます。悩みや不安を相談しなかつた理由について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 相談する相手がいなかつた

2. どこ（誰）に相談してよいのか分からなかつた

3. 相談してもどのような支撐が受けられるかよく分からなかつた

4. お金（治療費、交通費など）がかかること思った

5. 相談してもむだだと思った

6. 相談することで、更に悪い事態になると思った

7. 相談するほどのことではないと思った

8. 自分の力で悩みを改善できると思った

9. 悩みや不安の内容を知られたくないと思った

10. 特に理由はない

11. その他（_____)

- Q11 支援機関等（国や自治体、民間団体やボランティア、病院など）への相談に対する今のあなたの考え方についておたずねします。**
- 今回おこなって社会に困ったとき、どんな状況であれば相談窓口や支援機関・団体の人間に相談する気になると思いますか。
- あてはまる番号すべてに○をつけてください。
- ※支援機関とは、様々な事情で悩みや困りごとがある方のための相談窓口や、そうした方を支援する機関・団体のことです。
1. 家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば
 2. 自分の信頼する友人・知人から紹介してもらえれば
 3. 専門的な助言をもらえれば
 4. 同じ悩みを持つ人と出会えれば
 5. 婦生院（産用施設等）で認められれば
 6. 行政省や保健監察等から具体的な支援機関の場所、連絡先、支援内容などを教えてもらえれば
 7. 学校の先生や職場の上司から勧められれば
 8. お金に余裕ができるば
 9. 時間に余裕ができるば
 10. 誰かと一緒に行ってもらえれば
 11. 匿名で（自分の名前を）相談できれば
 12. SNSやオンラインで相談できれば
 13. 自分の力では問題を改善できないと感じれば
 14. どんな状況でも支援は受けない

(※Q12は、自殺・自傷などについての質問です。答えたくない人は、Q13に進んでください。)

**Q12 あなたはこれまでの人生で、以下のようなことがありますか。
あてはまる番号に○を一つだけつけてください。**

- | | |
|--|--|
| Q12 (1) わざと、刃物や銃剣などので自分の身体を切ったこと | 1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上) |
| Q12 (2) わざと、シャーベンやコンバースのような尖ったものので自分の身体を刺したこと | 1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上) |
| Q12 (3) わざと、自分のこぶしで自分の身体や重い壺を殴つたこと | 1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上) |
| Q12 (4) わざと、自分の頭を壁にぶつけたこと | 1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上) |
| Q12 (5) わざと、血が出て出るほど泣かせしく、自分の皮膚をかきむしったこと | 1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上) |
| Q12 (6) わざと、内出血してしまうほどく、自分の皮膚をつねつたこと | 1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上) |
| Q12 (7) わざと、自分の身体をかんだこと | 1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上) |
| Q12 (8) わざと、火のついたタバコを自分の皮膚に伸しつけたり、ライターの火であぶつたりするようなく自分にやけどさせる行動をしたこと | 1. なくなつてしまいたい」などと 1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上) |
| Q12 (9) 本気で死にたいと考えたこと | 1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上) |
| Q12 (10) 本気で死にたいと考えたこと | 1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上) |
| Q12 (11) 本気で死にたいと考えて、自然の言話をたすこと | 1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上) |
| Q12 (12) 本気で死にたいと考えて、美魔に行動を起こしたこと | 1. なし 2. あり(9回以下) 3. あり(10回以上) |

Q12 (13) Q12 (1) ~ (8) で「2. あり (9回以下)」か「3. あり (10回以上)」に→
でも○をつけた方にうかがいます。あなたが最初にQ12 (1) ~ (8) で「あり」
と答えたような、わざと自分を傷つけるようなことをしたのはおいくつですか。
数字で答えてください。

(____) 歳

Q12 (14) Q12 (1) ~ (8) で「2. あり (9回以下)」か「3. あり (10回以上)」に→
でも○をつけた方にうかがいます。あなたが最後にQ12 (1) ~ (8) で「あり」
と答えたような、わざと自分を傷つけるようなことをしたのはおいくつですか。
数字で答えてください。

(____) 歳

Q13 今回、過敏などで身柄を拘束される直前の1年間の食行動について
おたずねします。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

Q13 (1) 心地よい満腹感を超えてたべてしまい、吐いたりした 1. ない 2. ある

Q13 (2) 食べる量をコントロールできていないと心配になった 1. ない 2. ある

Q13 (3) 3ヶ月の間に、6.3キロ以上体重が減少した 1. ない 2. ある

Q13 (4)自分が、他人から痩せすぎと言われても、太っている 1. ない 2. ある
と思っていた

Q13 (5) 食べ物が自分の生活を支配していた 1. ない 2. ある

(※Q14は、性的な経験などについての質問です。答えたくない人は、Q15に進んでください。)

G14 あなたのこれまでの人生での性経験についておたずねします。

Q14 (1) 性交 (セックス) 経験はありますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

Q14 (2) ある場合は、初めて経験した年齢も記入してください。

Q14 (3) なお、ここでいう「性交 (セックス)」とは、膣性交、肛門性交、口腔性交 (フェラチオ、クンニリングス) のすべてを含みます。

1. あり (初めて経験した年齢 _____ 歳)

2. なし

Q14 (2) 不特定かつ多数の人との性交（セックス）の経験がありますか。

1. あり 2. なし



- その理由・目的は専門内ですか。下の枠内（）のうち、あてはまる番号すべてに○をつけてください。
1. 仕事として（生活費などの収入を得るため）
2. 金払しさ（小遣い稼ぎなど職業的ではないもの）
3. 性的欲求の解消
4. 遊び感覚
5. 他人から強制されて
6. 相手から離れ断れなくて
7. 他者とのつながりを求めて
8. 人から必要とされていると感じたくて
9. 自分に自信を持ちたくて
10. ネガティブ感情の解消
11. 現実逃避したくて
12. 征服欲を満たしたくて
13. スリルを味わいたくて
14. やむを得ない事情で仕方なく
15. その他（_____）

Q15 あなたのこれまでの人生での薬物使用及びヤンブル経験についておたずねします。

Q15 (1) 違法薬物や危険ドラッグ※を使用したことがありますか（他人から使用させられたり、自分が知らないうちに使用していたという場合も、「ある」を選択してください）。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

※「違法薬物や危険ドラッグ」とは、大麻、有機溶剤（シンナーなど）、覚醒剤、コカイン、ヘロイン、LSD、ハーブ、リキッド、パウダーなどのことです。

1. あり 2. なし

Q15 (2) 虐待・市販薬を本末の目的や方法から外れて使用したことありますか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

1. あり 2. なし

Q15 (3) ギャンブルにより、自分や周りの人生に悪い影響があるにもかかわらず、ギャンブルを繰り返していったことがありますか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

1. あり (1年以上) 2. あり (1年未満) 3. なし

Q16 今回、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間の飲酒の経験についておたずねします。

Q16 (1) アルコール含有飲料をどのくらいの頻度で飲んでいましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

0. 飲まない

1. 1か月に1度以下

2. 1か月に2～4度

3. 1週間に2～3度

4. 1週間に4度以上

Q14 (3) 女性のみにうがいがあります。中絶経験はありますか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

1. あり 2. なし

- Q16 (2) 飲酒するときは通常どのくらいの量を飲んでいましたか。あてはまる番号に○を二つだけつけてください。
 (日本酒1合=2 ドリンク、ピール大瓶1本=2.5 ドリンク、ウイスキー水割りダブル1杯=2 ドリンク、焼酎お湯割り1杯=1 ドリンク、ワイングラス1杯=1.5 ドリンク、梅酒小コップ1杯=1 ドリンクとして考えてください。)
0. 1～2 ドリンク
 1. 3～4 ドリンク
 2. 5～6 ドリンク
 3. 7～9 ドリンク
 4. 10 ドリンク以上

- Q16 (3) 1度に6 ドリンク以上飲酒することがどのくらいの頻度でありましたか。
0. ない
 1. 1か月に1度未満
 2. 1か月に1度
 3. 1週間に1度
 4. 毎日あるいはほとんど毎日

Q17 今回、運転などで身柄を拘束される直前の1年間についておたずねします。(1)から(3)の項目について、あなたは、どのくらいの頻度で感じていましたか。あてはまる番号一つに○をつけてください。

Q17 (1) あなたは、自分には人ととのつきあいがないと感じるることがありましたか。

Q17 (2) あなたは、自分が取り残されていることを感じることがありますか。

Q17 (3) あなたは、自分が他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

Q18 あなたは、次の8つの項目について、男女の地位は平等になつていると思つていましたか。(ア)から(カ)の中から今回、運転などで身柄を拘束される直前の1年間のあなたの気持ちに最も近いものを一つ選んで○をつけてください。

Q18 (1) 家庭生活

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
 (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
 (ウ) 平等
 (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
 (オ) 女性の方が非常に優遇されている
 (カ) わからない

Q18 (2) 職場

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
 (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
 (ウ) 平等
 (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
 (オ) 女性の方が非常に優遇されている
 (カ) わからない

Q18 (3) 学校教育の場

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
 (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
 (ウ) 平等
 (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
 (オ) 女性の方が非常に優遇されている
 (カ) わからない

Q18 (4) 政治の場

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
 (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
 (ウ) 平等
 (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
 (オ) 女性の方が非常に優遇されている
 (カ) わからない

Q18 (5) 法律や制度の上

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
 (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
 (ウ) 平等
 (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
 (オ) 女性の方が非常に優遇されている
 (カ) わからない

Q18 (6) 社会運営・慣習・しきたり（社会一般に通用している常識や考え方、古くから受け継がれてきている習慣）など

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
 (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
 (ウ) 平等
 (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
 (オ) 女性の方が非常に優遇されている
 (カ) わからない

Q18 (7) 自治会やPTAなどの地域活動の場

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
 (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
 (ウ) 平等
 (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
 (オ) 女性の方が非常に優遇されている
 (カ) わからない

Q18 (8) 社会全体

- (ア) 男性の方が非常に優遇されている
 (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている
 (ウ) 平等
 (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている
 (オ) 女性の方が非常に優遇されている
 (カ) わからない

Q19 あなたは、次の項目について、どうお考えでしたか。今回、選択などで身柄を拘束される直前の1年間にあなたの気持ちに最も近いものをつけお答えください。

Q19 (1) 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどうお考えでしたか。

- (ア) 女性は職業をもたない方がよい
(イ) 結婚するまでは職業をもつ方がよい
(ウ) 子供ができるまでは、職業をもつ方がよい
(エ) 子供ができるたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
(オ) 子供ができるても、ずっと職業を続ける方がよい
(カ) その他

(キ) わからない
Q19 (2) 女性は自分自身、男性は配偶者（内縁関係や事実婚を含む）について答えてください（男性で配偶者がいない人は、いると仮定して答えてください）。自分または配偶者が、女性として職業をもつことについて、あなた自身はどうお考えでしたか。

- (ア) 女性は職業をもたない方がよい
(イ) 結婚するまでは職業をもつ方がよい
(ウ) 子供ができるまでは、職業をもつ方がよい
(エ) 子供ができるたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
(オ) 子供ができるても、ずっと職業を続ける方がよい
(カ) その他

(キ) わからない
Q19 (3) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどうお考えでしたか。

- (ア) 賛成
(イ) どちらかといえば賛成
(ウ) どちらかといえば反対
(エ) 反対
(オ) わからない → Q20へ

Q19 (4) Q19 (3) で（ア）か（イ）に〇をした方におたずねします。それはなぜでしたか。あてはまる箇号すべてに〇をつけてください。

- (ア) 日本の伝統的な家族の在り方だと思うから
(イ) 自分の両親も役割分担をしていたから
(ウ) 夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから
(エ) 妻が家庭を守った方が、子供の成長などにとって良いと思うから
(オ) 家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だとと思うから
(カ) その他

Q19 (5) Q19 (3) で（カ）か（エ）に〇をした方におたずねします。それはなぜでしたか。あてはまる箇号すべてに〇をつけてください。

- (ア) 男女平等等に反すると思うから
(イ) 自分の両親も外で働いていたから
(ウ) 夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られると思うから
(エ) 妻が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから
(オ) 家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは可能だとと思うから
(カ) 固定的だ夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから
(キ) その他

(ク) 特にない
(ケ) わからない
Q19 (4) → Q19 (5)へ
Q19 (5) → Q20へ

Q20 今回、逮捕されながら裁判が終わるまでの間のことについてうかがいます。あなたは、検査や裁判の過程で、様々な人に 대해서事件の動機や経緯を話す中で、自分の本当の気持ちや考え方を理解してもらえたと感じましたか。あてはまる番号に○を一つだけつけてください。

1. とても理解してもらえた
2. やや理解してもらえた
3. どちらでもない
4. あまり理解してもらえないかった
5. 全く理解してもらえないかった

(※Q21は、家庭での被害体験に関する質問を含みます。答えたくない人は、Q22に進んでください。)

Q21 あなたの18歳までの経験についておたずねします。(1)~(9)までのそれぞれの質問については、「1. はい」か「2. いいえ」のどちらか一つを、(10)~(12)までのそれぞれの質問については、「1. 1回から数回ある」、「2. 繰り返しある」、「3. ない」のうち最もあてはまる答え一つを選んで、番号に○をつけてください。

- (1) 家庭内に、飲酒などアルコールの問題を抱えている
1. はい 2. いいえ
- (2) 家庭内に、違法薬物を販売している人がいた
1. はい 2. いいえ
- (3) 家庭内に、うつになつたり、心の病気にかかつたり
1. はい 2. いいえ
- (4) 家庭内に、自殺を試みた人がいた
1. はい 2. いいえ
- (5) 離がなくなつたり離婚したりした
1. はい 2. いいえ
- (6) 家庭内に、刑務所で受刑している人がいた
1. はい 2. いいえ
- (7) 母親(義理の母親も含む)が、父親(義理の父親や母親の恋人も含む)から、暴力を受けていた(例: 口かかれの、物を投げ付けられる、殴られるなど)
1. はい 2. いいえ
- (8) 家族から、食事や洗濯、入浴など身の回りの世話をしてくれる、外で働くことを妨碍されるなど
1. はい 2. いいえ

(9) 家族から、十分に気に掛けてもらえないかった(例: 大切にされなかつた、愛情をそそがれなかつた)	1. はい 2. いいえ
(10) 家族から、殴る蹴るといつた体の暴力を受けた(例: 叫かれる、物を投げ付けられる、けがをするくらい強く殴られる)	1. はい 2. いいえ 3. ない
(11) 家族から、心が傷つくような言葉を言われるといつた精神的な暴力を受けた(例: 儂辱される、けなされる、脅される)	1. はい 2. いいえ 3. ない
(12) 家族から、性器を触るよう強要される、セクタスをするよう強要される)	1. はい 2. いいえ 3. ない

(※Q22は、被害体験についての質問です。答えたくない人は、Q23に進んでください。)

G22 あなたはこれまでに、配偶者や交際相手(同性パートナーを含む。)から次のA~Dのようなことをされたことがありますか。A~Dのそれぞれについて、あてはまる番号に○をつけてください。

なお、ここでの「配偶者」には、婚姻届出をしていない妻夫や別居中の夫婦、元配偶者(離別・死別した相手、事業継続を解消した相手)も含みます。

(A) 身体的暴行(例えは、なぐつたり、けつたり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行)	1. はい 2. いいえ 3. ない
(B) 心理的攻撃(例えは、人格を否認したり、監視したり、電話・メールなどを通じて自分をしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫)	1. はい 2. いいえ 3. ない
(C) 経済的压迫(例えは、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨碍されるなど)	1. はい 2. いいえ 3. ない
(D) 性的強要(例えは、嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、選択に協力しないなど)	1. はい 2. いいえ 3. ない

(※Q21、Q22のどちらも回答しなかった人は、Q25に進んでください。)

Q23 Q21、Q22の項目の中で一つでも経験があつた方にうかがいます
すべて「いいえ」、「ない」、「まったくない」の人は、Q25へ。) Q
21、Q22で経験があつた項目のうち、全あなたが最もも悩んでいることは何ですか。以下の番号の中から、あてはまる番号に○を二つだけつけてください。

1. 家庭内に飲酒や違法薬物使用の問題を抱えた人がいたこと (Q21 (1) ~ (2))

2. 家庭内に精神疾患があつたりがいた人(6) (Q21 (3) ~ (4))

3. 爪がなくなったり離婚したりしたこと (Q21 (5))

4. 家庭内に、刑務所で受刑している人がいたこと (Q21 (6))

5. 母親が、父親から暴力を受けていたこと (Q21 (7))

6. 家族回りの世話をしてもらえなかつたり十分に気にしてもらわなかつたりしたこと (Q21 (8) ~ (9))

7. 家族から、体の暴力を受けたこと (Q21 (10))

8. 家族から、精神的な暴力を受けたこと (Q21 (11))

9. 家族から、精神的な暴力を受けたこと (Q21 (12))

10. 配偶者や交際相手から、身体的暴行を受けたこと (Q22 (A))

11. 配偶者や交際相手から、心理的攻撃を受けたこと (Q22 (B))

12. 配偶者や交際相手から、経済的圧迫を受けたこと (Q22 (C))

13. 配偶者や交際相手から、性的強要を受けたこと (Q22 (D))

14. 今は悩んでいない → Q25へ

Q24 つきの(1)~(22)までの文書は、いずれも、強いストレスを伴うような出来事にまきこまれた人々に、後にになって生じることのあるものです。
Q23 で選んだ項目について、本日を含む最近の1週間では、どの程度強く悩まされましたか。以下その項目の内容について、あてはまる番号に○をつけてください(なお、回答に迷われた場合は、不明とせず、もっとも近いと思うものを選んでください)。

- (1) どんなきっかけでも、そのことを思い出すと、そのときの気もがぶりかえしてくる。
(2) 睡眠の途中で目がさめてしまう。
(3) 別のことをしていても、そのことが頭から離れない。
(4) イライラして、怒りっぽくなっている。
(5) そのことについて考えたり思い出すときは、なんとか気を落ちかせるようにしている。
(6) 考えるつもりはないのに、そのことを考えてしまうことがある。
(7) そのことは、実際にには起きなかつたとか、現実のことではなかつたような気がする。
(8) そのことを思い出させるものにはほかならない。
(9) そのときの場面が、いきなり頭にうかんくる。
(10) 神経が敏感になつていて、ちょっとしたことでどきつとしてしまう。
(11) そのことは考えないようにしている。

まつすこしれない	中々かなり	非常に		
(12) そのことについては、まだいろいろな気がちがあるが、それには触れないようしている。	0	1	2	3
(13) そのことについての感情は、マヒしたようである。	0	1	2	3
(14) 気がつくと、まるでそのときにもどつてしまつたかのようになり、ふるまつたり感じたりすることがある。	0	1	2	3
(15) 着つきが悪い。	0	1	2	3
(16) そのことについて、感情が強くこみあげてくることがある。	0	1	2	3
(17) そのことを何とか忘れようとしている。	0	1	2	3
(18) ものごとに集中できない。	0	1	2	3
(19) そのことを思い出すと、身体が反応して、汗ばんだり、息苦しくなり、むかむかしたり、どきどきすることがある。	0	1	2	3
(20) そのことについての夢を見る。	0	1	2	3
(21) 罷戒して用心深くなっている気がする。	0	1	2	3
(22) そのことについては話さないようにしている。	0	1	2	3

G25 あなたはこれまでに配偶者や交際相手（同性パートナーを含む。）に対し、次のA～Dのようなことをしたことがありますか。A～Dのそれについて、あてはまる番号に○をつけてください。

なお、ここでの「配偶者」には、婚姻届出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手）も含みます。

- (A) 身体的暴行（例えば、なぐつたり、けつたり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）
- (B) 心理的攻撃（例えば、人格を否定するような罵言、交友關係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長時間無理するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫）
- (C) 経済的圧迫（例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使う、外で働くことを妨害するなど）
- (D) 性的強要（例えば、いじめがつているのに性的な行為を強要する、見たくないポルノ映像等を見せる、避妊に協力しないなど）

ここからは、今のおあなたの答えや気分についておおたずねします。

Q26 つぎの（1）～（8）までの文章を読み、あなたの考え方にもっとも近いところ一つに○をつけてください。

- （1）あなたは、何でも、なりゆきにまかせるのが一番だと悪い
ますか。
- （2）あなたは、努力すれば、りっぱな人間にになれると思いますか。
- （3）あなたは、いつもけんめい話せば、だれにでも、わかつてもらえると思いますか。
- （4）あなたは、幸福になるか不幸になるかは、偶然によつて決まると思いますか。
- （5）あなたは、どんなに努力しても、友人の本当の気持ちを理解することは、できませんか。
- （6）あなたは、努力すれば、どんなことでも自分の力でできると思いますか。
- （7）あなたが幸福になるか不幸になるかは、あなたの努力しかだいたど思いますか。
- （8）あなたが努力するかどうかと、あなたが成功するかどうかとは、あまり関係がないと思いますか。

- （1）おおよそちがうと思う。
（2）どちらでもないと思う。
（3）どちらでもないと思う。
（4）心配性で、うろたえやすいと思う。
（5）新しいことが好きで、変わった考え方をもつと思う。
（6）ひかえめで、おとなしいと思う。
（7）人に氣をつかう、やさしい人間だとと思う。
（8）だらしなく、うっかりしていると思う。
（9）冷静で、気分が安定していると思う。
（10）発想力に欠けた、平凡な人間だとと思う。

Q27 つぎの（1）～（10）までの文章を読み、あなたの自身にどのくらい当てはまるかについて、もっとも近いところ一つに○をつけてください。

- （1）おおよそちがうと思う。
（2）どちらでもないと思う。
（3）どちらでもないと思う。
（4）心配性で、うろたえやすいと思う。
（5）新しいことが好きで、変わった考え方をもつと思う。
（6）ひかえめで、おとなしいと思う。
（7）人に氣をつかう、やさしい人間だとと思う。
（8）だらしなく、うっかりしていると思う。
（9）冷静で、気分が安定していると思う。
（10）発想力に欠けた、平凡な人間だとと思う。

Q28 つきの(1)～(12)までの文章を読み、あなた自身にどのくらい当てはまるかについて、もっとも近いところ一つにつけてください。

- (1) よく考えれば大したことないと思えるようなことでも、わりと相談すること。
 (2) 憶みが自分二人の力ではどうしようもなかつたときは、相談する。
 (3) 憶みが深刻で一人で解决できなくて、相談はしない。
 (4) 先に自分で、いろいろとやってみてから相談する。
 (5) 憶みが自分で解決できないようなものでも、相談しない。
 (6) 少しつらくても、自分で悩みに向き合い、それでも無理だったら相談する。
 (7) 困ったことがあつたら、割とすぐ相談する。
 (8) 憶みは最後まで、自分でかかえる。
 (9) 憶みがどのようなものでも、最後まで自分一人でがんばる。
 (10) 比較的ささいな悩みでも、相談する。
 (11) 相談より先に自分で試行錯誤し、いきづまつたら相談する。
 (12) 憶みをかかえたら、それがあまり深刻なものでなくとも、相談する。

Q29 つきの(1)～(21)までの文章を読み、あなたの自身にどのくらい当てはまるかについて、もっとも近いところ一つにつけてください。

- (1) どんなことでも、たいてい向かなくなりそうな気がする。
 (2) 音から、人との関係をとるのが上手だ。
 (3) 人と誤解が生じたときには積極的に話をしようとす
 る。
 (4) 嫌な出来事があつたとき、その問題を解決するために情報を探める。
 (5) 困難な出来事が起きたても、どうにか切り抜けることがで
 きると思う。
 (6) つらいことでも我慢できる方だ。
 (7) 自分は体力がある方だ。
 (8) 思いやりを持つて人と接している。
 (9) 自分から人と親しくなることが得意だ。
 (10) 自分は粘り強い人間だとと思う。
 (11) 求めたことを最後までやりとおすことができる。
 (12) 嫌な出来事があつたとき、今経験から得られるものを探す。
 (13) 自分の性格についてよく理解している。
 (14) 嫌な出来事が、どんな風に自分の気持ちに影響するか理解している。
 (15) たとえ自信がないことでも、結果的に何とかなると思
 う。
 (16) 嫌なことがあるって、自分の感情をコントロールでき
 る。
 (17) 自分の考え方や気持ちがよくわからないことが多い。

- (18) 人の気持ちや、微妙な表情の変化を読み取るのが上手
だ。
1 2 3 4 5
- (19) 交友関係が広く、社交的である。
1 2 3 4 5
- (20) 他人の考え方を理解するのが比較的得意だ。
1 2 3 4 5
- (21) 努力することを大事にする方だ。
1 2 3 4 5

以上でアンケート調査は終わりです。

提出する前に、アンケートに回答もれ（回答したくな
い質問項目を除く。）や重複がないか、今一度ご確認をお
願いいたします。時間をかけてご回答いただいたアンケ
ートを適切に活用させていただくため、どうぞよろしく
お願ひいたします。

ご協力ありがとうございました。

参考資料①

タイの女性犯罪とその処遇¹

千葉大学大学院社会科学研究院 後藤弘子

1 はじめに—タイの女性の地位

タイの女性犯罪の状況を見していくにあたり、まず、タイの女性の地位についての概説的状況を見ていくことにしたい。

タイは1985年の女性差別撤廃条約（CEDAW）と2000年の選択議定書の批准などを通じ、女性の権利とジェンダー平等を法的に推進してきており、「タイは国際的な原則や文書を法律や政策に統合するために多大な努力を払って」いると評価されている。たとえば、タイ王国憲法（2017年）は、27条において、「男女は同等の権利を享受する」としているだけではなく、2015年には、ジェンダー平等法を制定し、ジェンダー平等委員会を設置するなどして、制度的メカニズムを構築している²。

世界経済フォーラムが公表しているジェンダー・ギャップ指数（GGI）において、2023年に、タイは74位の位置にあり、125位の日本と比較して、かなり上位に位置している。タイより上位のアジア諸国（20か国³）は、フィリピン（16位）、カンボジア（42位）、シンガポール（49位）、ラオス（54位）、バングラデイシュ（59位）、ベトナム（72位）の6か国である。下位の国がインド（127位）のみの日本とは、かなり異なる状況にある⁴。

GGIの各分野におけるスコアを日本とタイとで比べてみると（図1）、日本がタイよりかろうじて上にあるのは、教育で、それ以外はすべてタイの方が高いことがわかる。

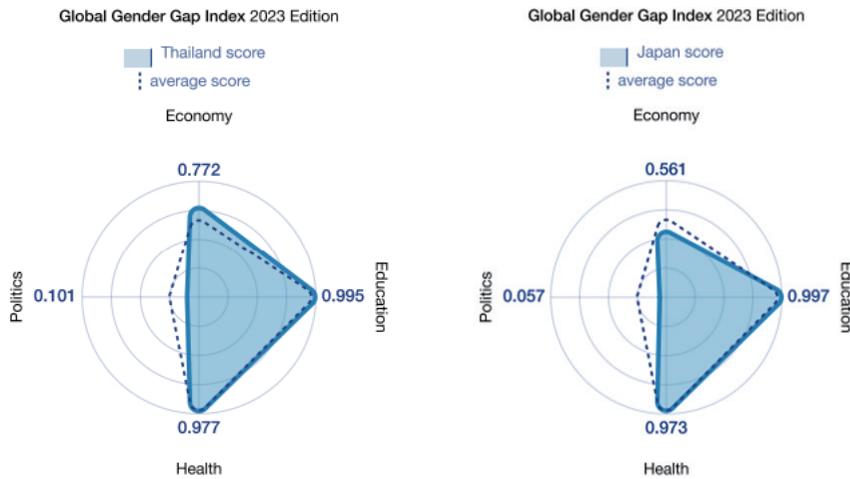
1 タイ語の資料を参照することができなかったことから、すべての資料は、英語の資料による。

2 <https://asiapacific.unwomen.org/en/countries/thailand>

3 外務省HP地域別インデックス（アジア）による。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>

4 World Economic Forum, Global Gender Gap Report 2023, p.11

図1



(Global Gender Gap Report 2023,p.217,343)

少し詳しく見てみると、たとえば、経済分野の項目のうち、同一労働同一賃金については、タイは、その実現度合いが全体で17位なのに対して、日本は75位、男女の賃金平等については、タイが12位なのに対して、日本は100位とかなりの差がみられる。経済的には、タイの方が男女の平等が進んでいることがうかがわれる。

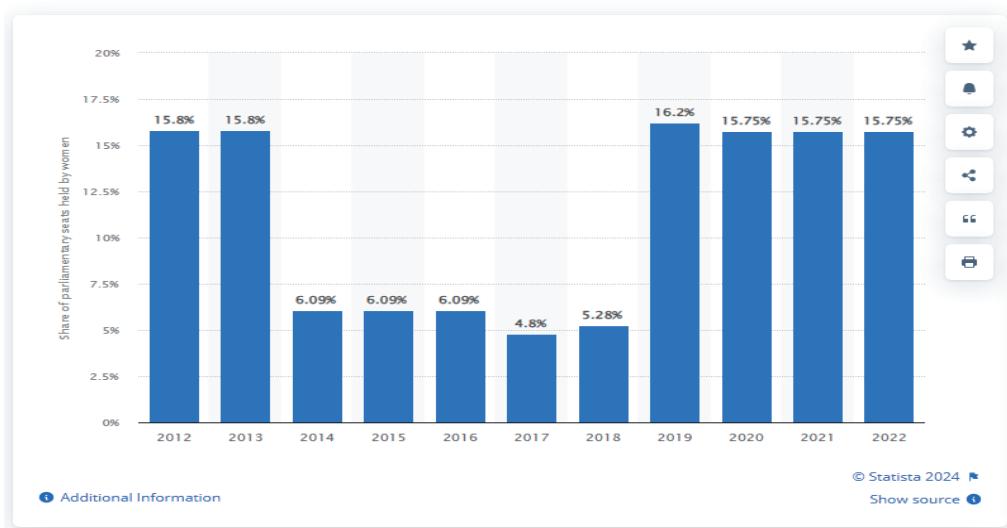
政治分野の項目のうち、国会議員数に関しては、タイが115位、日本が131位であり、ここでもタイの方がより男女平等が実現している。日本が唯一タイより順位が高いのは、大臣の数で、こちらは、日本が128位、タイが135位となっている⁵。

タイ憲法（2017）第90条3項は、「第2項の候補者名簿の作成にあたっては、政党の構成員も審議に参加することができるものとし、異なる地域からの選出候補者、男女の平等にも配慮しなければならない。」としており、憲法レベルで「男女の平等」に配慮する義務が課されており、ジェンダー・クォータ制が採用されていると評価できる⁶。日本の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」において、「候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善」（4条）が努力義務にとどまっている状況よりは、パリテ（男女同数）を国家として目指しているということができる。ただ、図2にみられるように、パリテにはまだ遠い状況がある。

5 タイについて、前掲注2、p.343,344. 日本について、前掲注2、p.218,219.

6 https://www.constituteproject.org/constitution/Thailand_2017

図2



(Proportion of seats held by women in national parliaments in Thailand from 2012 to 2022)⁷

女性に対する差別がある場合、それが女性に対する暴力の被害につながり、その被害の経験が加害へとつながる可能性があると言われている。今回は、刑務所に収容された女性たちの背景まで調査をすることはできなかったが、女性に対する暴力のなかでも、特にドメスティック・バイオレンス(DV)は、タイでも重要な社会問題であり、また、DVの目撃（面前DV）は子どもが問題解決において、暴力を問題解決の手段として学ぶ可能性があるという点でもその影響は無視できない。

タイでは、2007年に「ドメスティック・バイオレンス被害者保護法」（以下「DV被害者保護法」という。）が成立した⁸。DV被害者保護法において、「ドメスティック・バイオレンス」とは、「家族に対して身体的・精神的・健康的な危害を加える意図を持って行われる行為、または身体的・精神的・健康的な危害を加える可能性のある方法で故意に行われる行為、または家族に何かをさせたり、何かをさせないようにしたり、違法な行為を受け入れさせる目的で行われる強要や不当な影響力を意味し、過失によって行われる行為は含まれない」とされ、「家族」とは、「配偶者または元配偶者、婚姻届を出さずに夫婦として同居している者または同居していた者、嫡出子、養子、家族の一員をいい、同一

7 <https://www.statista.com/statistics/730330/thailand-proportion-of-seats-held-by-women-in-national-parliament/>

8 英文のものがいくつかあるが、以下のものを参照した。<https://library.siam-legal.com/thai-law/domestic-violence-act-general-sections-1-3/> タイのDVについて、Kittipong Kittayarak, EFFECTIVE PRACTICE TO ENHANCE ACCESS TO JUSTICE FOR WOMEN AS VICTIMS IN THAILAND参照。

https://www.unafei.or.jp/publications/pdf/RS_No105/No105_14_VE_Kittayarak.pdf

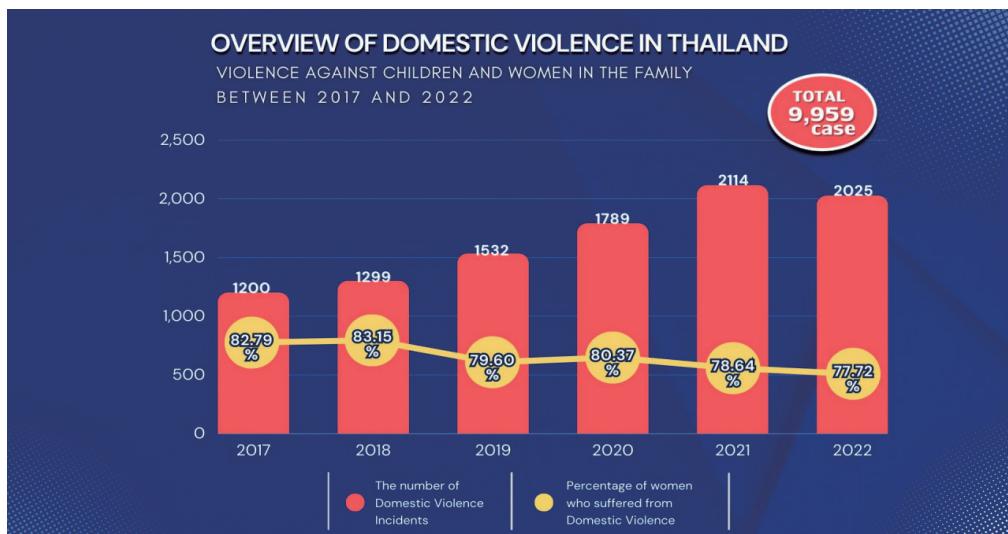
世帯で相互に生活している者を含む」とする。日本の配偶者暴力防止法（DV法）と比較すると、被害者が配偶者のみならず、同居している人も含まれる点で特徴がある。

さらに、タイのDV被害者保護法4条では、「6ヶ月以下の懲役もしくは6千バーツ以下の罰金、またはその両方が科される。」とされており、国際労働機関（ILO）の分類においても、刑事法として分類されている⁹。日本の場合、配偶者暴力防止法にも刑法にもドメスティック・バイオレンス罪の規定はない。

DV被害者保護法5条では、「DV被害者またはDV行為を発見した者もしくは知った者は、この法律の執行のため、管轄官憲に通報する義務を負う」とされており、その方法は、「口頭、書面、電話、電子的手段、その他のいかなる手段」によることができるとする（同法5条1項）。

タイ王国社会開発・人間の安全保障省提供による資料によると、タイにおいて、ドメスティック・バイオレンスとして、警察に通報がされたケースは、図3のとおりである。ただ、この統計には、子どもなどの妻以外の家族に対する被害も含まれていることに注意する必要がある。最近では、妻に対する暴力以外の通報が割合として増加していることがわかる。

図3



(タイ王国 The Department of Women's Affairs and Family Development(DWF)の提供資料より)

9 ILOのHPの記述参照。

https://natlex.ilo.org/dyn/natlex2/r/natlex/fe/details?p3_isn=82853&cs=1AGroDzq1sPj3k3InUUybmSBXBbj7F2LrVHHjfblmSbXMEEUGuGRtW0rvomE6e9Pu-c_GZ2DSlk6zV9nYGHvA
なお、DV罪については、「示談可能な犯罪（compoundable offence）」として、刑罰の代わりに、「更生、保護観察、金錢的な救済を裁判所は指定」することが可能である。

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/11_thailand.pdf

通報されたドメスティック・バイオレンスの種類は、身体的暴力が56.3%、言葉による暴力が18.1%、強要が15.1%、遺棄が3.3%、レイプが2.5%となっている¹⁰。

2 バンコク・ルールズの制定

受刑者の人権や処遇のスタンダードを提供しているのが、国連の規則である。最も基本的な基準は、第1回犯罪防止会議（1955）で採択された「国連被拘禁者処遇最低基準規則」である。それを改訂した「国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルールズ）」（2015）（以下マンデラ・ルールズ）は、「受刑者の基本的な権利と尊厳とともに、すべての人々の安全と福祉も守ることを趣旨」としている¹¹。

どの国においても、女性受刑者の占める割合は低く、世界平均で刑務所人口の6.9%である¹²。その希少性ゆえに、女性受刑者の処遇については、長い間、光が当たらなかった。

2001年に、タイ王国の王女パッチャラキティヤパー王女（Her Royal Highness Princess Bajrakitiyabha Narendradebyavati、現国王の長女）は、女性受刑者と子育てについて話をする機会を得た。その情報をもとに、王女は2006年に、「ガムランジャイプロジェクト（インスピアイプロジェクト）」を立ち上げた。このプロジェクトは、「人権を擁護するという前提に基づいて、女性と妊娠中の受刑者が、妊娠、ヘルスケア、育児といった乳児を適切に育てるための女性特有の問題における支援を与えられた最初の事例」となった¹³。

王女はその後、検察官と外交官の両方の立場から女性受刑者の権利を擁護し、手厚い施策を推進していく。2008年の第17回国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）のセッションで、王女は「ガムランジャイプロジェクト」¹⁴について発表したことで、「女性犯罪者の公正な扱いに関する世界初の一連の特定規則の構想と採択のためのタイの多面的なグローバルキャンペーンのきっかけ」となった。

10 タイ王国 The Department of Women's Affairs and Family Development (DWF)から提供された資料より。2017年から2022年のドメスティック・バイオレンス通告事件をもとに算出している。

11 https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/social_development/crime_drug_terrorism/kyotocongress/crime_congress-courtroom/

12 Helen Fair and Roy Walmsley , World Female Imprisonment List (Fifth edition) https://www.prisonstudies.org/sites/default/files/resources/downloads/world_female_imprisonment_list_5th_edition.pdf

13 王女殿下は、アメリカで法学博士号 (J.S.D) を取得したあと、タイで検察官として働いた経験がある。Phiset Sa-ardyen「おそらく、世界が必要としているのは小さな「ガムランジャイ」(心のインスピレーション) です。」http://www.thaiconsulate.jp/topics_detail4/id=1096

14 「ガムランジャイ」(Kam Lang Jai) とは、タイ語で「励まし」という意味である。

この経緯から、「タイは国連の起草プロセスの主導的プレーヤーとなり、世界中の女性受刑者の権利に対する多国間運動を推進」し、「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコク・ルールズ）」が、女性受刑者の最初の国連基準として、2010年の第65回国連総会で採択された¹⁵。

バンコク・ルールズ¹⁶は、「女性被拘禁者を含む全ての被拘禁者の固有のニーズと実情が考慮されるべき」（バンコク・ルールズ1）だとして、改訂前のマンデラ・ルールズや「非拘禁措置のための国際連合最低基準規則（東京ルールズ）」（1990）を補完・補足するものとして策定された（バンコク・ルールズ2）¹⁷。また、「全体として、女性受刑者、その子どもたち、およびその地域社会の成果を向上させるという共通の目標」（バンコク・ルールズ11）を実現することを目指している。

さらに重要なことは、バンコク・ルールズは「主に女性とその子どものニーズに関するもの」であるが、それだけにとどまらず「親としての責任、一部の医療サービス、検査手続」などは、男性と女性の両方の被拘禁者に適用されるとしていることである。「拘禁されている母親に焦点化していることから、子どもの生活における両親の中心的役割を認識」し、「これらのルールのいくつかは父親である男性受刑者や犯罪者にも等しく適用される」（バンコク・ルールズ12）としている。

バンコク・ルールズは、具体的には70のルールによって構成されている。基本原理として、「被拘禁者処遇最低基準規則のルール6に定める被差別の原則を実行に移すためには、同最低基準規則の適用においては、女性非拘禁者に固有のニーズが考慮されなければならない。ジェンダーの実質的平等を実現する目的でこのようなニーズにこたえることが差別的とみなされてはならない。」（ルール1）とされ、全体として「ジェンダー特有のニーズ」を考慮することが求められている。

さらに、施設においては、「女性受刑者は、ジェンダーにふさわしいニーズを考慮した公平で包括的な活動に参加する機会が与えられなければならない。」（ルール42.1）とされ、刑務所での処遇においても、ジェンダーの視点が必要だとされている。また、「心理社会的な支援ニーズを有する女性受刑者、特に身体的、精神的、性的虐待を受けた女性受刑者に対し、適切なサービスを提供するための特別な努力がなされなければならない」（ルール42.4）とし、女性受刑者の背景への配慮も必要だとしている。

加えて、ドメスティック・バイオレンスとの関係では、「家庭内暴力での被害経験が、女性受刑者

15 前掲注13

16 「バンコク・ルールズ」の日本語訳は、公益財団法人矯正協会『矯正関係国際準則集—英和対訳—四訂』（公益財団法人矯正協会、2020）を基本として、適宜必要な修正を行った。

17 なお、「マンデラ・ルールズ」は、2015年に大改正が行われた。

に偏っていることを考慮して、女性受刑者は、面会が許可される相手方については、家族のうちだれかをも含めて、女性受刑者に適切に意見を聞かなければならない」（ルール44）と、「ジェンダー特有のニーズ」についての配慮を求めている。

東京ルールズは、「加盟国は、他の選択肢を用意して拘禁を減少させ、かつ、人権の遵守、社会正義の要求及び犯罪者の社会復帰のニーズを考慮して刑事司法政策を合理的なものとするために、自国の法制度において非拘禁措置を発展させるものとする」（ルール1.5）とし、できる限りの非拘禁措置を行うことを原則としている¹⁸。それを受け、バンコク・ルールズでも、できる限り、拘禁措置を避けることとし、「東京ルールの2.3の規定を踏まえ、女性犯罪者は、その背景や家族とのつながりに十分な配慮がなされることなく、その家族や地域社会から引き離されてはならない。適切かつ可能である限り、ダイバージョン措置や公判前及び量刑時における代替措置といった、罪を犯した女性に対処するための代替的方法が実行されなければならない」（ルール58）とする。

その意味で、バンコク・ルールズは刑事司法の開始時から刑務所での処遇を経た社会復帰までのプロセスにおいて、「ジェンダー特有のニーズ」を考慮した取扱いを行うことを国に求めている。

3 タイの犯罪者処遇の現状

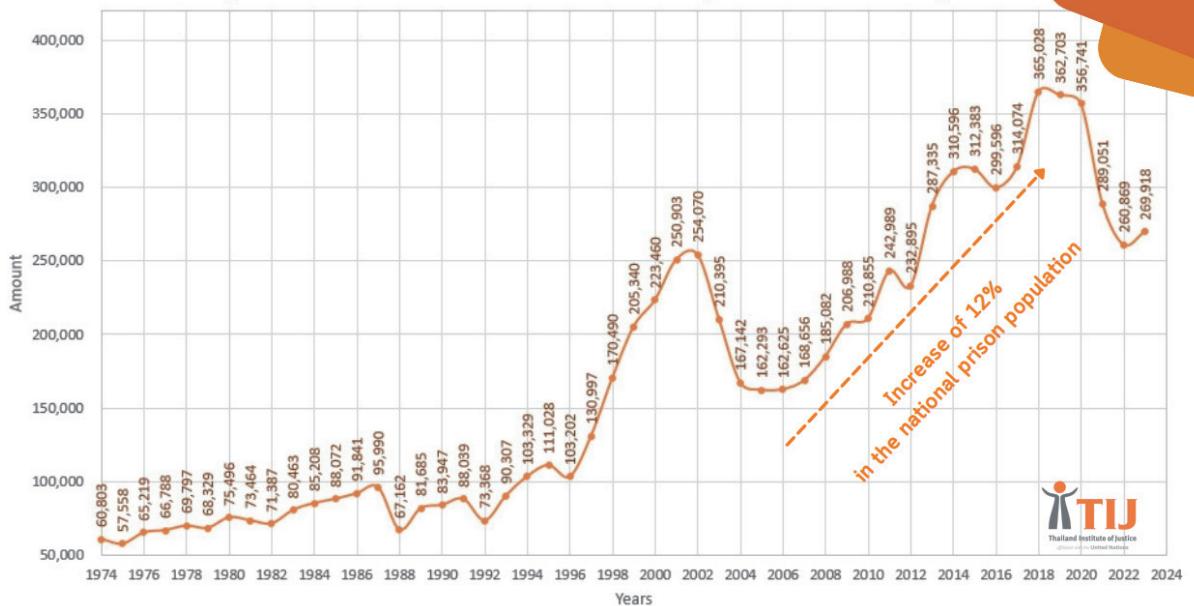
1) 過剰収容

タイの刑務所における最大の問題は、過剰収容である。Covid19パンデミックの影響と2021年薬物法の施行により社会内における治療が選択可能となった影響により、刑務所人口が減少していたが、2023年になって上昇傾向を見せている。2018年には過去最高の365,028人が刑務所に収容されている。2008年からの上昇率は12%となっている。

18 東京ルールズの日本語訳については、Crimeinfoの訳を参照している。<https://www.crimeinfo.jp/wp-content/uploads/2020/05/Tokyo-Rules.pdf>

図4

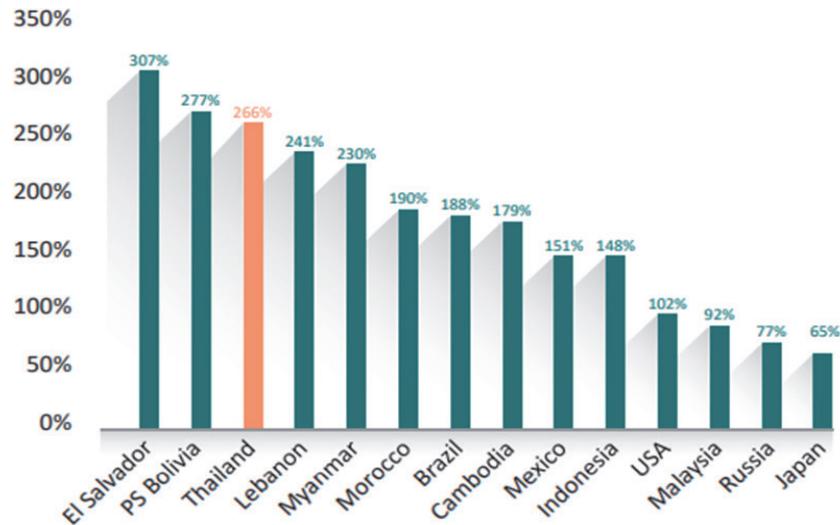
Prison Population in Thailand (1974-2023)



(タイ法務研究所 (Thailand Institute of Justice (TIJ) 提供資料より)

タイの過剰収容率 (2015) は、世界的に見ても高く、世界最高レベルの収容率となっている¹⁹。

図5



Source: CTS and Thailand Department of Corrections

(UNODC・TIJ, Research on the Causes of Recidivism in Thailand,2021,p.16)

19 UNODC・TIJ, Research on the Causes of Recidivism in Thailand,2021,p.16

過剰収容の状況では、適切な処遇が行われないとして、過剰収容を避ける方法を摸索する必要があるという批判が行われている。THAILAND ANNUAL PRISON REPORT 2023によれば、「刑務所人口を削減するための持続可能で効果的な対策を見つける」ために、初犯者に対する罰金の賦課、軽微な犯罪に対する罰金または社会奉仕の賦課、短期刑の受刑者のための特別仮釈放制度の再開などが提案されている²⁰。

2) 受刑者の状況

被拘禁者の身分は、約8割が受刑者で、未決拘留者は18%である。受刑者が言渡された刑期は、2年から5年がもっとも多く、38.47%、5年から10年が18.63%となっている。犯罪の種類としては、82.75%が薬物事犯である。女性の割合は、11.5%となっている²¹。

図6



(タイ法務研究所 (Thailand Institute of Justice (TIJ) 提供資料より)

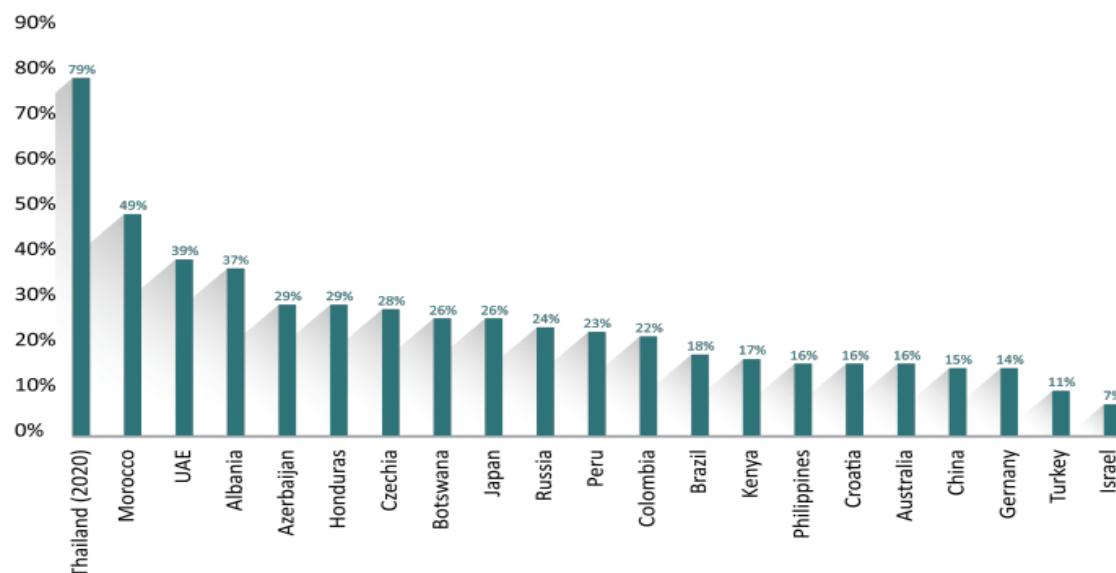
20 FIDH, Thailand Annual Prison Report 2023,p.59

21 2023年9月1日現在の統計数値をもとに計算されている。

タイでは、ほかの国と比較して、薬物事犯が多く、受刑者の8割を占めている（図7、図8）²²。

図7

Figure 4: Share of total sentenced prisoners in 2015 who were sentenced for drug crimes, selected countries

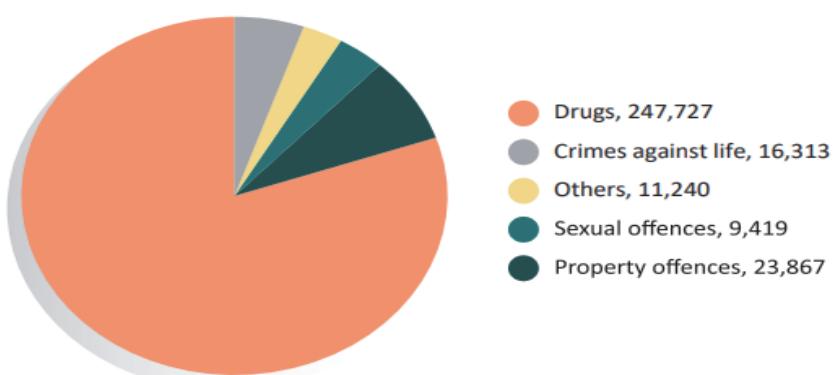


Source: CTS and Thailand Department of Corrections

(UNODC・TIJ, Research on the Causes of Recidivism in Thailand,2021,p.17)

図8

Figure 5: Offences for which Thai prisoners were held as of 1 January 2020



Source: Thailand Department of Corrections

(UNODC・TIJ, Research on the Causes of Recidivism in Thailand,2021,p.17)

22 前掲注19、p.17

薬物としては、メタンフェタミンが中心で、タイでは、覚醒剤は「ヤバ」(Yaba) という形で50年以上前から使用されている。最近では「アイス」(Ice) と呼ばれるクリスタル・メタンフェタミンという強力で中毒性が高いものの増加が問題視されている²³。なお、薬物事犯で多いのは、「頒布目的の所持」で、逮捕された者の76%であった。この薬物関連の犯罪の証明においては、一定量以上の薬物を所持していることが判明した者は、売人と推定されるため、売人ではないことを被告人が証明する必要がある²⁴。

なお、薬物に関しては、2021年に新しい法律（タイ薬物法）が制定された²⁵。この法律は、小規模な麻薬密売人よりも大規模な麻薬密売人をより厳しく処罰するとともに、自己使用者については、治療を選択することができるようになっただけではなく、場合によっては、薬物犯罪で服役中の受刑者に対しても、減刑等の恩恵があるとしている²⁶。同法をより効果的に促進するために、UNODCが支援する非政府組織Ozoneが運営するバンコクのクリニックは、薬物使用による健康や社会への影響を防ぐことを目的に、顧客のニーズに焦点を当てたハーム・リダクション・サービスを推進している²⁷。

受刑者の年齢については、40歳以上は22%と少なく、若年層へ偏っている²⁸。なお、ナコーンパットム中央刑務所長によると、70歳以上の受刑者は刑務所所長の裁量によって、仮釈放が認められており、70歳以上の受刑者は収監されていないという。

23 前掲注19、p.18

24 前掲注19、p.19

25 法律については、<https://en.fda.moph.go.th/media.php?id=517578787425230848&name=NARCOTICS-CODE-ONCB120666.pdf>参照。なお、吉田縁「タイの薬物政策改革—2022年5月大麻解禁前夜のタイからー」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報12号（2022）6頁以下、丸山泰弘「2022年タイ薬物法典と薬物政策の転換」同40頁以下参照。

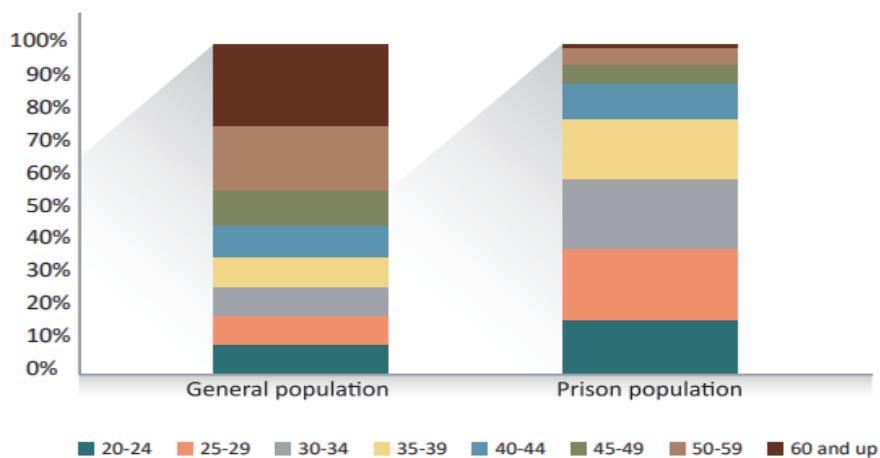
26 <https://en.correct.go.th/new-narcotics-bill-in-use-this-december/>

27 <https://www.unodc.org/roseap/en/2023/06/harm-reduction/story.html>

28 前掲注19、p.22

図9

Figure 10: Share by age categories of general population of Thailand (20+) versus prison population (20+) in 2019



Source: Thailand Department of Corrections; United Nations Population Division

(UNODC・TIJ, Research on the Causes of Recidivism in Thailand,2021,p.22)

3) 再収容の理由

2012年以来、タイ政府は国民識別番号に基づく包括的な再犯監視プログラムを実施しており、2016年に釈放された受刑者のグループでは35.4%が3年内に刑務所に戻っているという。

タイ法務研究所（TIJ）が中心となって行った刑務所再入者に対する調査報告書からは以下のことがわかる²⁹。

同調査結果自体は、男女で分けられていないために、ジェンダーによる違いを見ることはできないが、刑務所に戻ってきた理由として、社会に犯罪に関連している友人がいることを挙げるものが圧倒的に多く、その他は、飲酒・薬物使用・メンタルヘルスや就職先がないことを挙げている。薬物使用者はしばしば家族から疎外されているために、主な社会的ネットワークは薬物使用者仲間で構成されていることが指摘されている。家族の元に戻った場合でも薬物使用者仲間が居る地域に戻ることが多いことから、以前のネットワークに組み込まれてしまう。そして、出所した薬物事犯者にとって、最も身近で高給の仕事である薬物販売の仕事へ戻っていくのである³⁰。

29 前掲注19の報告書。UNODC・TIJは、2020年1月13日から1月17日にかけて、2つの施設で64人の受刑者に対する再犯の理由に関する調査を実施した。40人の男性受刑者の年齢は27歳から53歳で、平均年齢は38歳であった。24名の女性は22歳から50歳で、平均年齢は33歳であった

30 前掲注19、p.25

また、刑務所出所後の就職は困難ではなかった（70%以上が自営業か6ヵ月以内に就職した）にもかかわらず、参加者の過半数が、刑務所を出たときに最も必要なのは、適正な賃金で合法的な雇用を見つけるスキルだと答えている。中でも、刑務所において取得できる、建築技術、家具関連技術、パソコン関係技能は役に立つが、靴作りや洗剤作りはあまり役に立たないと答えている³¹。

なお、刑務所の環境についての質問では、毎日シャワーを浴びるなどの生活環境の充実や食事の改善について肯定的な答えがみられる³²。

4) タイの刑務所の特徴

今回訪問したナコーンパトム中央刑務所での所長を含む幹部とのやり取りと参観した印象から、タイの刑務所には、次のような特徴があるといふことができる³³。なお、ナコームパトム中央刑務所は、バンコク・ルールズ等の国際準則に沿ったモデル刑務所に指定されている。

まずは、受刑者の数の多さである。刑務所自体の敷地面積がかなり広いが、就寝する場所は、区切られておらず、146人が布団を敷いて寝る対応がなされていた。日本の刑務所よりも寝具は小さめで、しかも、布団を並べた場合、一人分のスペースはあまりない。ただ、昼間は、刑務所の中のオープンスペースを自由に利用することができる。天井がないオープンエアの部分も多く、雰囲気は開放的である。

次に、刑務所が一つの街のようになっている点があげられる。すべての人が職業訓練を受けられるわけではないが、職業訓練としてはバリスタ（コーヒーを入れる人）、理容・美容、洗濯、クリーニング、ベーカリーなどがあり、これらは職業訓練としてだけではなく、店舗としての機能も果たしている。受刑者も職員もそこで必要なものを買うことができる。洗濯は、そもそも受刑者同士でお金を取って行っていたものを、正式な職業訓練として、公平性を担保する形で行うこととしたという。例えば、バリスタの職業訓練として稼働した場合、その売り上げの70%が受刑者に支払われることになっている。

Phra Nakhon Si Ayutthaya Provincial Prison（プラ・ナコーン・シー・アユタヤ地方刑務所）のケースであるが、刑務所内の職業訓練でコーヒーの淹れ方を学んだ受刑者が、刑務所のすぐ外にある受刑者経営のコーヒーショップ兼レストランで働くチャンスを与られ、月に約1000バーツを稼い

31 前掲注19、p.37

32 前掲注19、p.43

33 訪問は、2023年9月20日に実施した。滞在時間は、朝9時から午後4時過ぎと長時間にわたった。ナコーンパトム（Nakhon Pathom）中央刑務所には、男性と女性の両方の区画があり、男性の場合は、刑が長い凶悪犯罪の場合には、一般受刑者とは別区画となっている。

でいるという報告もある。服役を終えたら、自宅で自分の店を開くつもりだという³⁴。

ナコーンパトム中央刑務所での参観の際、バリスタが入れたコーヒーや、ベーカリーでのお菓子や飲み物を口にする機会があったが、全ておいしく、社会でも十分に通用すると感じた。

売店には、化粧品も売っており、女性たちが化粧することを、刑務所長は肯定的にとらえていた。

3つ目に、社会復帰後の就職を意識した職業訓練が行われていることである。バリスタにしてもベーカリーにしても、もちろん何らかの経済的支援は必要だが、社会復帰後タイによくあるという屋台を出店することも可能である。

また、伝統工芸品である織物については、綿や絹の手織り技術を学んだ後、その技術を刑務所収容中に外部にも教えに行くなど、刑務所にいるときから、常に社会復帰後の職業を念頭に訓練が行われている。織物については、織物の機械を作ることを訓練として行う受刑者もいれば、糸を染めたり、織物のための糸巻の作業を行う受刑者もいて、染色から全ての工程を刑務所の中で行うことで、自分の行っている工程に誇りが持てるようにしている。織物には伝統的な柄の種類があり、どの種類を選択するかは受刑者が決めることができる。もちろん製品は刑務所内外で購入することができ、タイのデパートにも卸しているという。

さらに、刑務所出所者を雇用したいという雇用主に、食品工場が多いことから、受刑者が社会復帰後同工場に就職しても戸惑わないように、刑務所の中に、標準的な食品工場の全工程を経験できる設備を作っている現場を参観することもできた。社会の食品工場で見られる、手ではなく足で水を出す手洗い場なども再現されていた³⁵。

4番目に、王室財産管理局による王室主導のプログラムが多く実施されていることであるバンコク・ルールズの基礎となった「ガムランジャイプロジェクト」もそうであるが、王室メンバーが刑務所で何らかのプログラムを実施することは当たり前となっている。ナコーンパトム中央刑務所でも、前国王の妹である王女による「ナンバーワンプロジェクト」(歌唱大会) や、王室財産管理局によるアートプロジェクトや有名シェフによる料理プロジェクトなどが行われていた。

5) 社会内の支援

刑務所の社会復帰後を見据えた職業訓練と同様に、社会に出てからの支援も、より実践的な職業を念頭に置いたものである。

34 Today,2017年8月31日付記事。https://www.todayonline.com/world/asia/dignity-behind-bars

35 なお、この点については、工場などで受刑者が働くことや、労働力不足を補うために受刑者を使用することは、搾取に当たるとして、批判されている。前掲注20、p.56,57

今回訪問したHouse of Blessing Foundationは、1981年に創設された民間団体であるが、刑務所へ教育チームを派遣して、釈放前教育を行っている。釈放前教育では、どうやってコミュニティとうまくやっていくか、どのように自分を変えていけばよいのかなどについての教育を行っている。また、刑務所における楽器を演奏するプロジェクトを通じて、努力する力や協力する力をはぐくみ、受刑者がこれまでの自分の行動を見直せるような働きかけを行っている。

また、ハーフウェイハウス（社会にある社会復帰のための中間施設）を運営し、出所した受刑者が、事務所のすぐ近くでバリスタや理容の職業訓練として、お店を営むことを援助している。また、フードトラックを運営できるようにトラックの手配なども行っている。そして、タイではとても人気がある食べ物であるコオロギの佃煮や、ベーカリーなどの職業訓練も行っている。なお、コオロギの佃煮やベーカリーのクッキーなどは、一般の人も買うことができる。

さらに、親が刑務所に入っている子どもたちのグループホームも経営しており、出所した女性受刑者のうち、帰る場所がない者の中には、出所後も自らの子どもと一緒にグループホームに住み、保育の仕事をしている者もいる。

もちろん、ほかに同じような支援を行っている団体が多くあるわけではないが、社会のなかでの支援においても、より実践的な支援を行っている様子をうかがうことができた。

4 タイの女性受刑者とバンコク・ルールズ

1) タイの女性刑務所

国際的にみて、タイの女性刑務所の人口10万人当たりの収容率は、アメリカについて、二番目である（2021）³⁶。2021年の女性受刑者は、32,952人で、刑務所人口の11.5%を占め、人口比は47.4であった。

表1

年	人 数	女性比	人口比（10万人当たり）
2000	35,803	17.4%	57.4
2005	28,452	17.2%	43.4
2010	29,175	14.6%	43.9
2015	44,152	14.4%	65.5
2021	32,952	11.5%	47.4

（注12資料、P.9）

36 前掲注12

過去10年間で、女性受刑者の数は劇的に増加しており、2020年には、女性受刑者は47,995人（2020年3月収集データ）で、2007年（23,736人）の約2倍である。タイの女性受刑者の80%が麻薬関連犯罪で服役しており、2番目は財産犯である。このことはほとんどの女性は非暴力的犯罪での服役であることを示している³⁷。

タイの女性刑務所について、国連女性差別撤廃委員会は、「委員会は、締約国が世界で最も高い女性の拘禁率を有していることに懸念を表明」するだけではなく、「女性刑務所の数が限られているため、女性がしばしば家族から遠く離れ、国際基準を満たさない条件の過密な刑務所に収監されていることを懸念する」としている。特に、「妊娠中の女性や子どもと一緒に収容されている女性については、国際基準を満たさない過密な刑務所に収容されている」ことを問題としている³⁸。

その上で、委員会は、締約国に対して、(a) 拘禁されている女性の数を減らすための緊急措置をとること、(b) 女性の拘禁施設の条件を、国連拘禁処遇規則に従って改善すること、(c) 刑務所による女性への侵襲的な身体検査を禁止し、中止するために直ちに行動を起こすことを要求している³⁹。

刑務所が建設されたのは、受刑者のほとんどが男性であった時代であり、施設や処遇も男性中心であった。長い間、男性受刑者も女性受刑者も同じように扱われてきており、女性特有の身体的社会的脆弱性という概念は存在しなかった。女性受刑者に対してどのような処遇を行うべきか、妊娠中の受刑者を刑務所でどのように扱うべきか、受刑中に生まれた新生児のためにどのような施設を提供すべきか、といった具体的なガイドラインは存在しなかった⁴⁰。

けれども、バンコク・ルールズの制定以降、特に医療、妊娠など特定の状態にある女性の処遇、幼い子どもを持つ受刑者を支援する施設の整備において目覚ましい進歩を遂げている⁴¹。

今回訪問したナコーンパトム中央刑務所では、希望があれば、自分の子どもを1歳半になるまで手元においておくことができていた。その場所は、特別な部屋で、子どもと母が安心して生活できるよ

37 Veenunkarn Rujiprak, Sanyapong Limprasert & Yodsawadi Thippayamongkoludom, A Quantitive Analysis of Common Challenges Faced by Women Prisoners in Thai Prison, Social Science Asia, Volume 7 Number 3, p.67

38 CEDAW/C/THA/CO/6-7,2017,47

39 前掲注37、p.48

40 Thailand Now に掲載された Kanokchan Patanapichai, Bangkok Rules: Understanding Female Inmatesによる。なお、掲載日時が不明であるが、記事の内容により、バンコク・ルールズ10周年の2020年に掲載されたと推測される。<https://www.thailandnow.in.th/country-facts/bangkok-rules-understanding-female-inmates/>

41 前掲注19

うに工夫されていた⁴²。

過剰収容下における女性受刑者の刑務所での生活に関する調査⁴³では、33.14%の女性が刑務所の中でメンタルヘルスの問題を抱えていた。また、家族とのコミュニケーションが足りないことが多い多くの問題を生じさせていること、25歳以下の受刑者の場合、受刑者同士の身体的・精神的暴力にさらされることが多いことが明らかにされた。年長者の受刑者の場合、タイの年上を敬うという文化から、あまり受刑者同士のトラブルにならないという。刑務所における生活上の困難は、女性受刑者の生活の質に影響を与えるため、清潔な環境、より良い食事、医療上の対応の向上、家族との外部交通の充実などが必要だとする⁴⁴。

2) タイの女性受刑者が直面する困難

タイの女性受刑者も、刑事司法のジェンダーバイアスやそれに基づく差別的な取扱いに苦しんでいる⁴⁵。タイの女性は、貧困や司法制度の知識の欠如などの要因が重なり、男性よりも大きな困難や差別に遭遇する傾向がみられる。量刑においても、適切に減輕事由として評価されるべき事実について、考慮しない偏見的な量刑も存在する⁴⁶。法的支援も十分ではなく、女性受刑者の45%が、公判中に弁護士を付けず、20%のみがボランティア弁護士や公選弁護人に弁護されたという調査報告がある⁴⁷。

CEDAW（女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）一般勧告第33号は、女性は次のように刑事事件において差別を受けているとしている。①女性のケア役割などジェンダーに配慮した勾留に変わる非拘禁措置の欠如、②身柄拘束中の女性のニーズを満たしていないこと、③ジェンダーに配慮した監視や独立した再審査のメカニズムがないために、刑事手続のすべての場面で女性たちが

42 法律上、2歳まで刑務所にいることができるが、早めに外の生活を送ることが推奨されている。

43 20の刑務所において、2,499人に対して行われた2018年の調査である。

44 前掲注37、p.77

45 刑事司法が女性にとって差別的に機能していることについて、後藤弘子「家父長的ジェンダー差別秩序と刑事法」後藤弘子・宮園久栄・渡邊和美・柴田守編集代表『女性犯罪研究の新たな展開』（尚学社、2023）48頁以下参照。

46 FIDH - International Federation for Human Rights Union for Civil Liberty (UCL) Joint shadow report on Thailand's implementation of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW) for the review of Thailand's sixth and seventh periodic reports, Female inmates: Discrimination behind bars, 2017, p.1

47 Thailand Institute of Justice (TIJ) , Women Prisoners and the Implementation of the Bangkok Rules in Thailand, 2014,p.133

刑事司法制度から2次被害を受けているのである⁴⁸。CEDAWが指摘するように、これまで刑事司法においては、家父長的ジェンダー差別構造やそれに基づく女性の脆弱性が無視されてきたことから、ジェンダーに配慮したバンコク・ルールズが必要であった。

これまでTIJは、いくつかの調査を行うことで、女性被拘禁者の抱えている問題を明らかにしてきた。

2018年に行われた1,500人の女性受刑者と500人の未決拘禁女性に対する調査では、①女性受刑者の大多数(93.2%)はシスジェンダー(生まれたときに割り当てられた性別に疑問を感じない人)だった、②半数近くが服役前に同棲していた(41.5%)、③学歴は中等教育以下が最も多いため(29.9%)、④女性受刑者の大半(78.0%)に子どもがいる、⑤女性の犯罪は、主に薬物関連犯罪(79.9%)であり、その半数は、薬物の販売目的所持である、⑥ほとんどの女性受刑者は3~4年の服役経験がある、⑦26.4%が再犯者である、⑧女性受刑者の約半数(57.6%)が以前薬物を使用していた、⑨女性受刑者の28%が身体的暴力被害を経験し、5%が性虐待を受けたことがある、精神的虐待を受けた者は33.9%である、⑩女性受刑者の大多数(97.3%)は、メンタルヘルスの診断を受けたことがない、といったことが明らかになった⁴⁹。

また、2019年の調査によると、①女性受刑者は男性受刑者より子どもがいる人が多く、また不倫や子どもに対するネグレクトの経験がある、②女性は、そのほとんどが薬物の使用者に過ぎないが、にもかかわらず、刑の重い薬物所持罪で起訴されている、③一方で、男性は使用者でもあり、売人でもある、④男女の受刑者とも、その犯罪に至る理由に、幼少期のトラウマ体験、不良交友、経済的動機がある、⑤女性のみの理由として、愚直さとコントロールされやすさがあるとされている⁵⁰。

さらに、2021年に行われた犯罪に至った理由に関する調査では、女性受刑者には、児童虐待やDVの被害経験がある、親密なパートナーとの関係や家庭生活がうまくいかない、薬物使用や犯罪が身近にある環境で育った、逸脱した仲間集団との付き合い、教育水準の低さ、経済的不安を背景とした家族の脆弱性、精神的苦痛などがあることが分かった。

女性受刑者が、どのようなことがあれば、社会への再統合が容易になるかについては、家族、友人、

48 CEDAW一般勧告33号（2015）48。CEDAW/C/GC/33。なお、同勧告の日本語訳については、内閣府男女共同参画局HP参照。https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/kankoku33.pdf

49 TIJ, Women Behind the Bars: Survey of Women Prisoners in Thailand 2018.

なお、本報告書はタイ語であるため、内容については、2023年9月19日の訪問の際にTIJから提供された資料による。

50 2023年9月19日の訪問の際にTIJから提供された資料による。なお、詳しくは、TIJ, Gender and Pathways to Prison: A Narrative Study of Female and Male Prisoners Convicted of Drug Related Case in Thailand, 2019参照。

親密なパートナーとの絆の回復、安定した雇用、経済的安定・自立、居場所、トラウマ、心身の不調、薬物乱用への対処と治療、地域社会の受容、スピリチュアリティと信仰、変化への意欲が必要だとしている⁵¹。

3) バンコク・ルールズとタイの女性刑務所

2010年の国連総会でバンコク・ルールズが採択されて以来、タイの女性受刑者にとって刑務所の中での生活は徐々に改善されているという評価がある。

TIJは、国連バンコク・ルールの世界的な実施を促進するため2011年に設立された。TIJの使命のひとつは、国際レベルおよび国内レベルで、矯正施設における国連バンコク・ルールの実施を促進・支援することである⁵²。

2015年、TIJはタイ矯正局と協力し、バンコク・ルールズを積極的に推進する「モデル刑務所プロジェクト」を立ち上げた。選定基準は、PRI (Penal Reform International : 国際刑事改革機構) が開発した実施指標に、TIJがタイ矯正局と協力してタイの実情に合った修正・改訂を行ったものである。全部で9つのセクションと154の指標があり、政策レベルから実践レベルまで多岐にわたっている⁵³。毎年3~4か所の刑務所が一定の基準にしたがって、選定されており、2023年9月現在で、17の刑務所が「モデル刑務所」として選定されている⁵⁴。

TIJの調査によると、タイの刑務所では、受刑者に害を与えるのではなく、支援し、癒すように努めていること、包括的な刑務所の面会制度が構築されていること、再入所プログラムの全面的な実施と、出所後を見据えた出所前からの支援の試みがなされていること、広範な職業訓練及び教育訓練と刑務所を拠点とした仕事の取り組みが存在すること、ほとんどの刑務所において薬物治療プログラムを設置していること、心理的支援を提供し、トラウマや女性の被害歴に対処する試みが行われていること、女性を治療的に支援するその他のカリキュラムが提供されていること、宗教プログラムや運動・

51 2023年9月19日の訪問の際にTIJから提供された資料による。なお、詳しくは、TIJ, Women's Pathways Into, Through and Out of Prison, 2021参照。

52 たとえば、バンコク・ルールズの普及のために、Guidance Document on the Bangkok Rules: Implementing the United Nations Rules on the Treatment of Women Prisoners and Non-custodial Measures for Women Offendersといった解説書も作成している。

53 TIJ, The Model Prison Project for the Implementation of the UN Bangkok Rules, p.13.なお、同書14頁には、具体的な9つのセクションが記載されている。

54 2023年9月19日の訪問の際にTIJから提供された資料による。

スポーツプログラムの提供などが、女性受刑者に対する処遇として行われている⁵⁵。

Kanokchan Patanapichaiはタイの女性刑務所に対して以下のように肯定的な評価を行っている⁵⁶。

彼女によると、「モデル刑務所」では、施設の改善がなされ、女性受刑者の社会復帰を支援するプログラムが実施されており、これらの「モデル刑務所」は、他の刑務所が国内外でのそのベストプラクティスを研究し、情報交換するための学びの場としても機能していると指摘する。一方で、30を超える官民の組織がソーシャル・パートナーとなり、出所者が尊厳をもって社会復帰できるよう支援する適切なエコシステムの構築に力を合わせている。このような支援エコシステムによって、刑務所の再入所件数が減少することも期待されているとする。

さらに、バンコク・ルールズの実施とともに、政府は矯正制度を改善するための他の行動もとってきた。2020年6月、政府は第4次国内人権計画（2019～2022年）と Prevention and Suppression of Torture and Enforced Disappearance Billを閣議決定した。これにより政府は、十分な医療機器や備品の整備を含め、刑務所内の医療を刑務所外のサービスと同水準まで改善する意向を示しているとする。

受刑者が自発的な労働や職業訓練を通じて社会復帰できるよう、リハビリテーション・プログラムが提供されている。受刑者が働き、公平で多額な謝礼を受け取ることができるよう、一定の規則が改正された。こうした措置の導入に伴い、刑期終了を控えた受刑者が経営するカフェ、レストラン、マッサージ店など、多くの試験的プロジェクトが実施されている。これらの試験的プロジェクトは、受刑者が実地経験を積むだけでなく、自ら収入を得ることを可能にする。受刑者の平均収入は2019年から141%増加している。さらに、政府は前科者を雇用する企業等に対して、税制上の優遇措置を与え、出所者を雇用するビジネスセクターを奨励しているという。

瞑想、娯楽、マッサージ、料理など、女性受刑者のための刑務所内での教育リハビリプログラムを充実させていることは、実際の刑務所参観の際にも確認できた。

一方で、「モデル刑務所」に対しては、批判的な評価もある。International Federation of Human Rightsは、その報告書で、外部者の刑務所へのアクセスが十分ではないこと、過剰収容であること、妊娠している女性や子どもを刑務所で育てている女性への特別な配慮が十分ではないこと、水や衛生状況がよくないこと、食べ物の質が低いこと、ヘルスケアサービスが最低基準以下であるこ

55 2023年9月19日の訪問の際にTIJから提供された資料による。なお、詳しくは、TIJ, Women's Pathways Into, Through and Out of Prison, 2021参照。

56 以下、前掲注40の記述による。

と、刑務所での労働条件が国際基準に達していないこと、外部者の情報の入手が制限されていること、匿名によって行われる不服申立制度がないこと、刑務所内での懲罰手段が国際基準に合致していないことなどが指摘されている⁵⁷。

今回の参観では全部について確認できなかったが、指摘されるような問題が存在するのは事実であろう。少なくとも、過剰収容を解消しなければ、刑務所での経験をより更生に資するものとすることは困難である。一方で、国際人権NGOがタイの女性刑務所等について、問題点を指摘できるのは、TIJが積極的に情報公開を行い、タイの矯正についての情報提供を英語で行っている点にもあるようと思われる。その意味で、日本の刑務所に関する外部調査を多く実施し、それに関する英語での情報発信を行うことは、日本の矯正処遇を国際基準に合ったものにするために不可欠である。

タイでは、バンコク・ルールズという国際基準に沿った形で、女性受刑者の処遇を実施しようとしている。実際に参観したナコーンパトム中央刑務所から受ける印象だけ言えば、より開放的で、人間的な刑務所であると感じた。日本の刑務所の処遇区域内で、参観者がフルコースの食事をし、コーヒーを飲み、そして、伝統芸能を堪能するということは、想像できない。過剰収容という事実が目くらましとなっているが、タイの女性のモデル刑務所から受刑者の改善更生のための矯正処遇の選択肢を増やすことについて、日本が学ぶことは多いと感じる。

57 FIDH, FLAWED MODELS Implementation of international standards in Thailand's 'model' prisons for women,p.5

参考資料②

韓国の女性犯罪の現状

千葉大学大学院社会科学研究院 後藤弘子

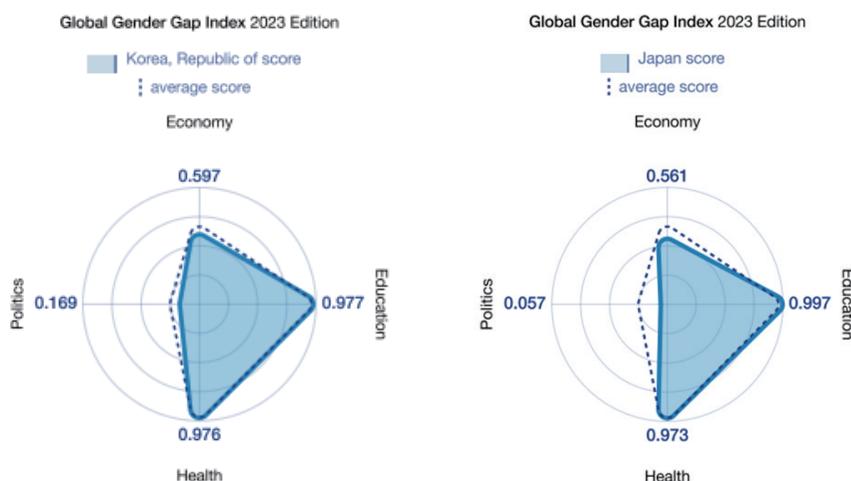
1 韓国におけるジェンダー平等

韓国のジェンダー平等について、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数（GGI）に関しては、日本が125位なのに対して、同じく100位代ではあるが、105位と日本より高い地位を占めている。

少し詳しく見てみると、たとえば、経済分野の項目のうち、同一労働同一賃金については、韓国（76位）と日本（75位）とほぼ変わらない。また、男女の賃金平等については、日本が100位に対して韓国が119位と、日本の方が若干であるが平等指数が高くなっている。

最も大きく異なるのが政治分野についてで、国会議員数に関しては、韓国は102位、日本が131位、女性の大臣については、韓国は88位、日本が128位、女性の大統領や首相等の政治的トップに関しては、韓国は36位、日本は80位と韓国が日本を上回っている¹。

図1



(Global Gender Gap Report 2023、p.217、225)

韓国は憲法11条1項において、「すべての国民は、法の前に平等である。何人とも性別、宗教又は社会的身分により、政治的、経済的、社会的、文化的生活のすべての領域において差別を受けない」

1 Global Gender Gap Report 2023、p.217、225

と規定するほか、雇用、賃金及び勤労条件における女性差別の禁止（32条4項）、母性保護の国家的努力義務（36条2項）の条文も存在する²。国連女性差別撤廃条約を日本よりも早く1984年に批准しており、また、2000年は早くも選挙におけるジェンダー・クオータ制を導入している。2002年には、「政党法」や「公職選挙及び選挙不正防止法」（2005年からは「公職選挙法」）を改正し、「30%だった比例代表のクオータを50%」に引き上げ、「奇数を女性に当てるジーパー方式の配置方法」を導入した（47条3項）。また、地方選挙広域議会に関しては、「クオータに違反した場合に候補者の登録や比例名簿の受理をしないという罰則規定」も設けられた。また、小選挙区には努力義務ではあるが、30%を女性候補者に割り当てる規定が盛り込まれた³（47条4項）。

女性の平等を促進するため、2014年には、女性発展基本法（1995）が全面改正され、両性平等基本法が制定された。同法においては、両性平等を推進するための、ジェンダー主流化措置を取ることし（14条1項）、「国及び地方公共団体は、制定又は改正を行う法令（法律、大統領令、総理令、部令並びに条例及び規則をいう。）並びに性平等に重大な影響を及ぼし得る計画及び事業等が性平等に及ぼす影響を分析及び評価（以下この条において「性別影響分析評価」という。）しなければならない。」（15条1項）という規定を置くことで、立法におけるジェンダー平等を推進する義務を明記している⁴。

女性に対する暴力に関しては、1990年代にすでに、性暴力に関して「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」（1994）、家庭内暴力に関して「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」及び「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」（1997）が制定された。さらに、2000年代になって、2004年には、「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」及び「性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律」が制定された⁵ほか、「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」は「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」及び「性暴力防止法及び被害者保護等に関する法律」（2010）となり、2013年、2018年には刑法性犯罪規定の改正がなされ、より被害者の視点に立った法律となった⁶。さ

2 <https://justice.skr.jp/koreaconst/constitution10.html>

3 申琪榮「ジェンダー政策の形成過程—理論的考察と韓国の事例」国際ジェンダー学会誌11号（2013）45頁、男女共同参画局「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査-ドイツ共和国・フランス共和国・大韓民国・フィリピン共和国-」（2008）116～118頁。

4 藤原夏人「韓国の両性平等基本法」外国の立法264（2015）110頁。

5 藤原夏人「韓国の女性暴力防止基本法」外国の立法281（2019）61頁。なお、「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」は1993年に公布され、1994年に施行されており、同論文の1994年の「公布」は、「施行」の誤記と思われる。張應燁「韓国における性犯罪規定」樋口亮介・深町晋也『性犯罪規定の比較法研究』（成文堂、2020）830頁。

6 張・前掲注5、833頁。

らに、2021年には「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」が制定されたが、被害者保護をさらに充実させるために、2023年には「ストーキング防止及び被害者保護などに関する法律」(女性家庭部担当)が成立するなど、加害者処罰と被害者保護を別々の法律で対応するなど、個別法制での対応が行われてきた⁷。

2016年の江南（カンナム）駅付近で起きた殺人事件は、女性に対するフェミサイド（ミソジニーによる差別的殺人）を前面から検討するきっかけとなった。その後、女性に対する差別と嫌悪による暴力に対して国の責任を明らかにし、女性への暴力に対する包括的な対策法として、「女性暴力防止基本法」（2018）が成立した⁸。

2018年、テレグラム（Telegram）を用いた未成年者を含む一般女性の性的搾取事件であるいわゆる「Nth Room事件」⁹を受け、デジタル性犯罪に関する関連法¹⁰の改正（2020）¹¹がなされ、法定刑を重くする形で女性に対する暴力への対応が行われた。

さらに、殺害された子どもの出生届が未提出だった事件等を受けて、子どもの保護を手厚くするために「家族関係の登録などに関する法律」の一部を改正し、医療機関が健康保険審査評価院に出生情報を通知し、その出生情報を健康保険審査評価院が自治体に通知する制度を導入する法案が国会で可決（2023）される¹²など、ジェンダー差別に基づく女性に対する暴力の根絶や子どもや女性の支援のための改正が充実している。

7 https://world.kbs.co.kr/service/news_view.htm?lang=j&Seq_Code=78552。なお、改正について、The Korea Times 2023年6月22日の記事参照。https://www.koreatimes.co.kr/www/nation/2024/01/113_353413.html。2023年には「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」の処罰規定も強化された。

8 藤原・前掲注5、60頁。

9 テレグラム上に1番から8番までのルームでそれぞれ違うタイトルをつけそのルームごとに異なる女性の個人情報と性搾取をアップロードした事件。

10 性暴力犯罪の処罰などに関する特例法、刑法、犯罪収益隠匿の規制及び処罰などに関する法律、情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律、電気通信事業法などの改正。

11 中村穂佳「【韓国】デジタル性犯罪に関する法改正」外国の立法285-1（2020）26、27頁。なお、「n番部屋」事件については、『n番部屋を燃やし尽くせ デジタル性犯罪を追跡した「わたしたち」の記録』追跡団火花（米津 篤八・金李イスル訳）光文社、2023参照。

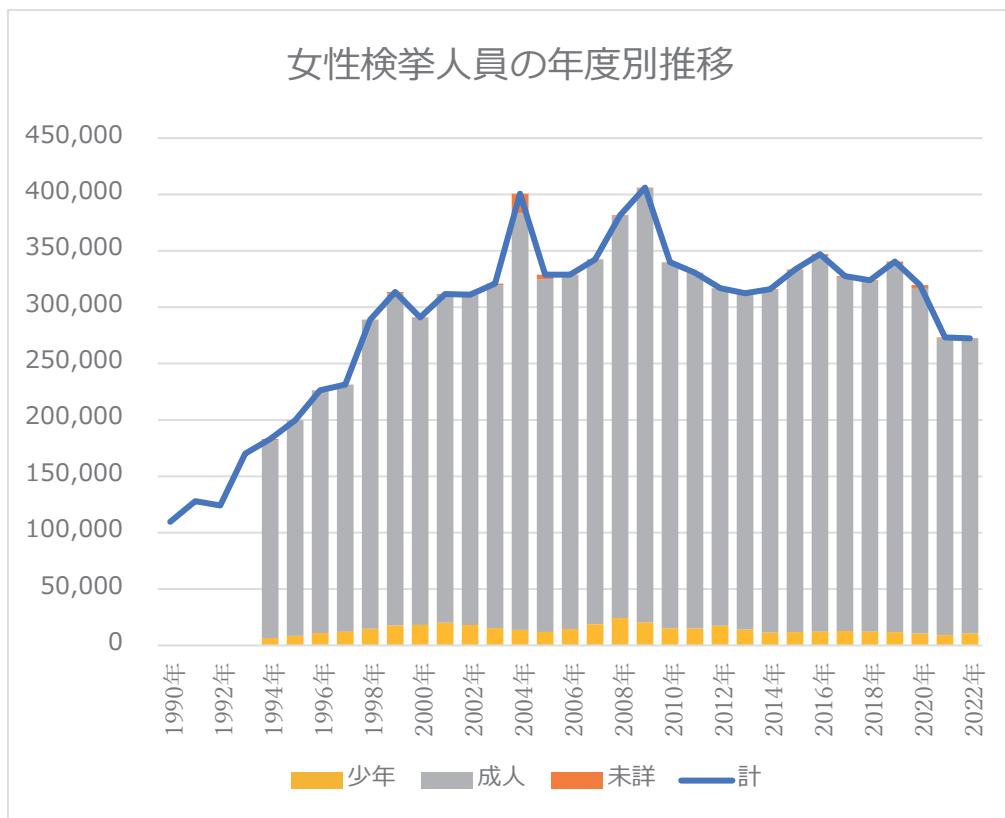
12 中村穂佳「韓国：医療機関による出生通知制の導入」外国の立法298（2013）86頁。

2 韓国の女性犯罪の現状¹³

1) 検挙人員

2022年度の検挙人員は、1,250,330人で、そのうち女性は、272,346人と21.8%を占める。また、少年（19歳未満）¹⁴は、全体で60,691人、女性が10,649人と17.5%を占めている。最近20年を見てみると、横ばいか減少傾向がみられるが、1990年から比べると、検挙人員は3倍になっている¹⁵。

図2



13 以下のデータは、韓国警察庁の「犯罪統計」による。

https://www.police.go.kr/user/bbs/BD_selectBbsList.do?q_bbsCode=1115&estnColumn2=%EB%85%84%EB%8F%84。なお、日本語版の図表の作成は、韓国高麗大学法学研究院専任研究員の孫麗玉氏の協力を得た。

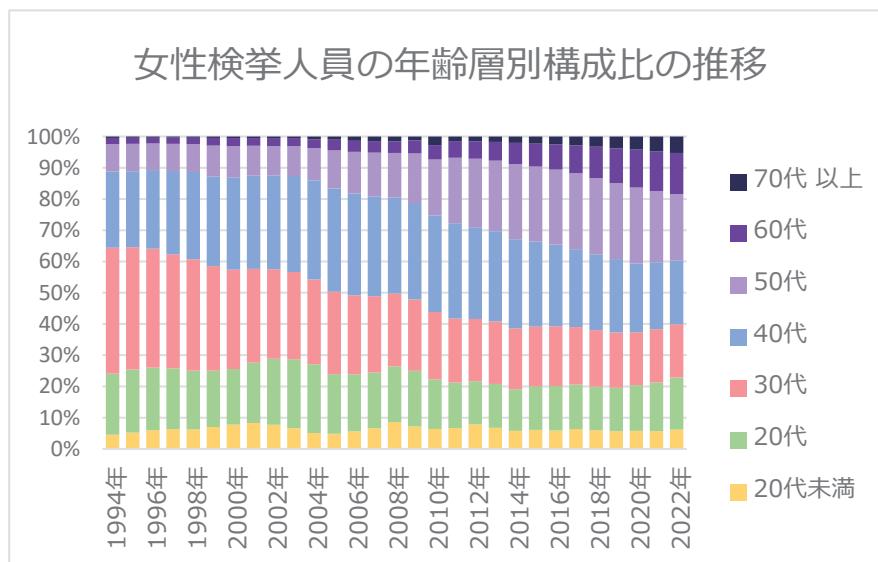
14 韓国少年法2条は、「この法律における「少年」とは19歳未満の者をいい、「保護者」とは法律上監護教育を行う義務のある者をいう。」と規定している。

15 少年と成人の数値が取れるのは、1994年からである。

2) 年齢

年齢については、30代、40代が減少して、50代、60代、70代が増加している。特に、50代の検挙人員に占める割合が高くなっている。

図3



3) 女性検挙人員の割合

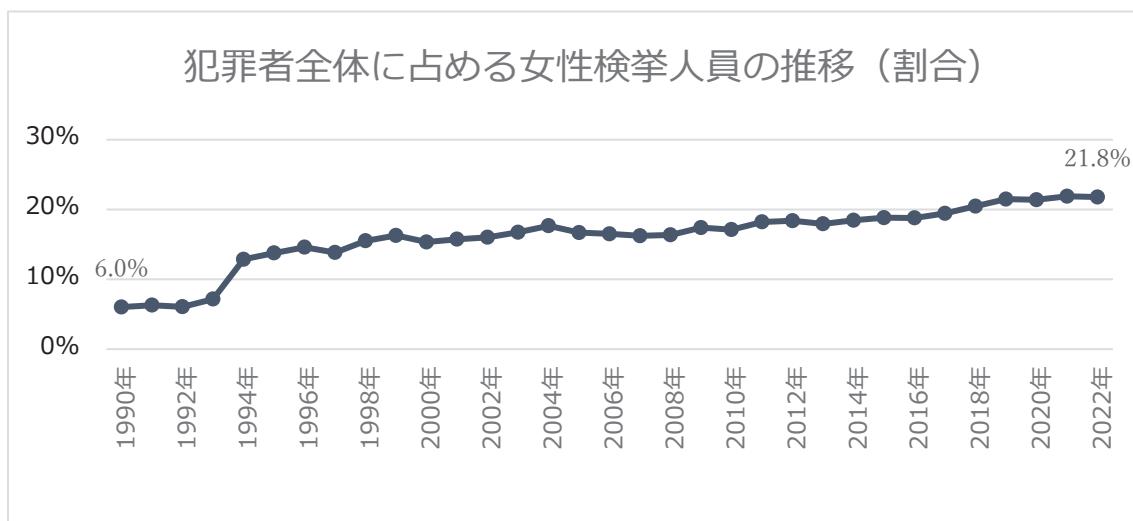
1990年代の初めは、女性検挙人員の割合は6%に過ぎなかったが、以来増加して、2018年度には20%を超え、その後も20%を超える高水準となっている。女子少年についても同様の傾向を示しているが、20%を超えることなく推移している。

表1

女性犯罪者の割合の推移			
年 度	計	成 人	少 年
1990	6.0%		
1991	6.3%		
1992	6.1%		
1993	7.2%		
1994	12.9%	13.5%	6.0%
1995	13.8%	14.4%	6.9%
1996	14.6%	15.2%	8.0%
1997	13.8%	14.4%	7.9%
1998	15.5%	16.0%	9.8%
1999	16.3%	16.6%	12.6%

年 度	計	成 人	少 年
2000	15.3%	15.6%	12.7%
2001	15.7%	15.8%	15.4%
2002	16.0%	16.1%	15.7%
2003	16.7%	16.8%	15.9%
2004	17.7%	17.6%	15.9%
2005	16.7%	17.0%	14.3%
2006	16.5%	16.9%	16.0%
2007	16.2%	16.5%	16.2%
2008	16.4%	16.6%	19.7%
2009	17.4%	17.9%	17.3%
2010	17.1%	17.7%	16.1%
2011	18.2%	18.3%	17.4%
2012	18.4%	18.5%	16.7%
2013	17.9%	18.0%	16.0%
2014	18.5%	18.6%	14.8%
2015	18.8%	19.0%	14.9%
2016	18.8%	18.8%	16.1%
2017	19.4%	19.5%	17.7%
2018	20.5%	20.5%	18.6%
2019	21.5%	21.5%	17.8%
2020	21.4%	21.4%	16.7%
2021	21.9%	22.1%	17.0%
2022	21.8%	22.0%	17.5%

図4



4) 罪名別

女性の罪名別検挙人員の実数として多いのは、詐欺などの知能犯罪、暴力犯罪、交通犯罪の順である。日本と異なり、窃盗の割合が比較的少ない。女性比に関しては、保健犯罪（地理的表示品の虚偽表示や食品の安全に関する罪等）¹⁶、麻薬犯罪と窃盗犯罪の女性比が高い¹⁷。

表2 罪名別検挙人員（2022年）

罪名別	男	女	女性比
計	1,955,968	544,692	21.8%
凶悪犯罪	47,826	2,208	4.4%
交通犯罪	408,062	72,370	15.1%
労働犯罪	936	298	24.1%
麻薬犯罪	16,660	7,236	30.3%
兵役犯罪	7,768	50	0.6%
保健犯罪	68,646	44,794	39.5%
選挙犯罪	5,678	1,856	24.6%
安保犯罪	1,134	230	16.9%
窃盗犯罪	132,690	55,940	29.7%
知能犯罪	334,802	104,598	23.8%
特別経済犯罪	77,408	23,938	23.6%
暴力犯罪	448,070	101,276	18.4%
風俗犯罪	56,454	5,528	8.9%
環境犯罪	6,884	494	6.7%
その他の犯罪	342,950	123,876	26.5%

16 氏家仁「韓国第2期量刑委員会が新たに設定した量刑基準（2）」比較法雑誌46巻2号（2012）288～291頁。

17 なお、労働犯罪とは「労働基準法」や「職業安定法」等を指す。

5) 前科の有無

女性検挙人員の4割強は前科がないが、3割近くの者が前科がある。

図5

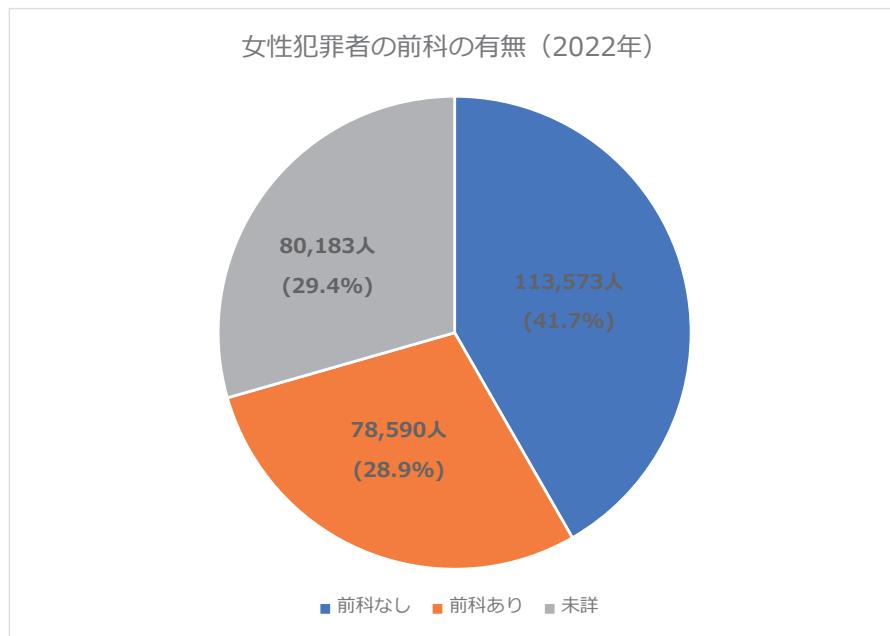
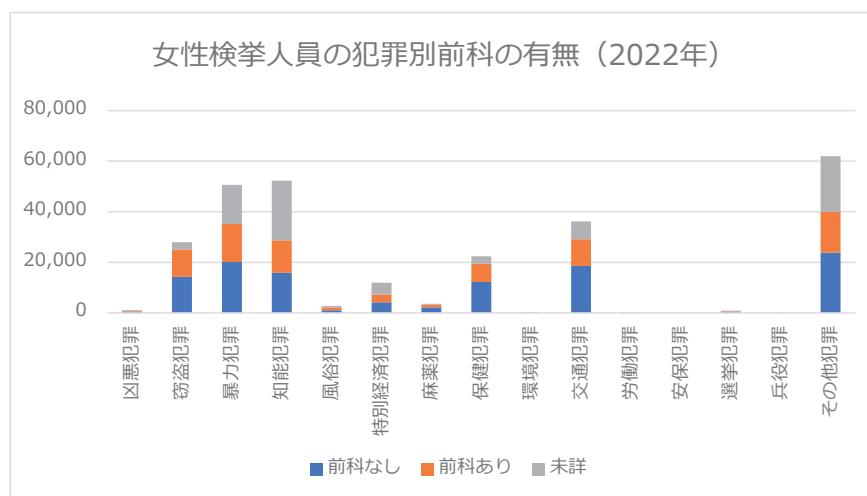


図6



3 女性受刑者の現状

女性受刑者の現状について、韓国の「矯正統計年報」からのデータを日本語訳したものをから見てみたい¹⁸。なお、2022年のデータによれば、34,475人のうち、男性が31,870人(92.4%)、女性が2,605人(7.6%)である¹⁹。

1) 罪名別

女子受刑者は、圧倒的に詐欺・横領が多く、日本に多い窃盗は、殺人や薬物よりも少ないという特徴がみられる。

表3

女性受刑者 罪名別 人員 (2013年~2022年)

(単位：人)

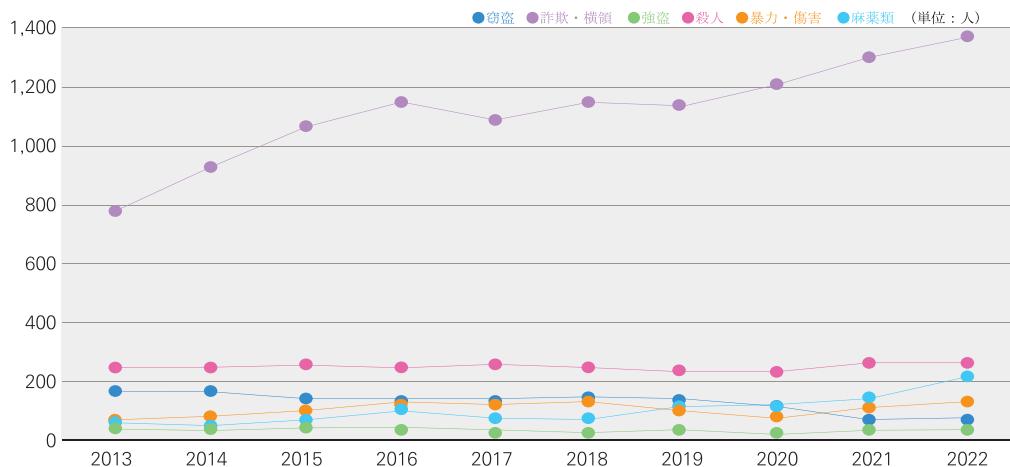
年度	分類	計	窃盜	詐欺・横領	強盜	殺人	暴力・傷害	麻薬類	過失犯	その他
2013		1,612 (100%)	164 (10.2%)	791 (49.1%)	41 (2.5%)	238 (14.8%)	65 (4.0%)	56 (3.5%)	11 (0.7%)	246 (15.3%)
2014		1,783 (100%)	167 (9.4%)	940 (52.7%)	35 (2.0%)	241 (13.5%)	78 (4.4%)	49 (2.7%)	16 (0.9%)	257 (14.4%)
2015		1,976 (100%)	140 (7.1%)	1,079 (54.6%)	42 (2.1%)	253 (12.8%)	99 (5.0%)	64 (3.2%)	19 (1.0%)	280 (14.2%)
2016		2,198 (100%)	131 (6.0%)	1,188 (54.0%)	34 (1.5%)	244 (11.1%)	114 (5.2%)	98 (4.5%)	36 (1.6%)	353 (16.1%)
2017		2,262 (100%)	124 (5.5%)	1,115 (49.3%)	27 (1.2%)	255 (11.3%)	119 (5.3%)	66 (2.9%)	45 (2.0%)	511 (22.6%)
2018		2,339 (100%)	147 (6.3%)	1,199 (51.3%)	24 (1.0%)	257 (11.0%)	129 (5.5%)	104 (4.4%)	33 (1.4%)	446 (19.1%)
2019		2,313 (100%)	142 (6.1%)	1,183 (51.1%)	37 (1.6%)	248 (10.7%)	126 (5.4%)	134 (5.8%)	48 (2.1%)	395 (17.1%)
2020		2,345 (100%)	111 (4.7%)	1,249 (53.3%)	29 (1.2%)	245 (10.4%)	109 (4.6%)	134 (5.7%)	77 (3.3%)	391 (16.7%)
2021		2,436 (100%)	90 (3.7%)	1,304 (53.6%)	32 (1.3%)	261 (10.7%)	130 (5.3%)	179 (7.4%)	79 (3.2%)	361 (14.8%)
2022		2,605 (100%)	92 (3.5%)	1,382 (53.0%)	31 (1.2%)	262 (10.0%)	151 (5.8%)	218 (8.4%)	69 (2.6%)	400 (15.4%)

18 韓国法務部矯正本部の2023矯正統計年報の女性受刑者に関する部分（78頁～82頁）<https://corrections.go.kr/corrections/1103/subview.do>。なお、日本語版の図表の作成は、韓国高麗大学法学研究院専任研究員の孫麗玉氏の協力を得た。

19 前掲注17、63頁。

図7

女性受刑者の罪名別人員の推移（2013年～2022年）



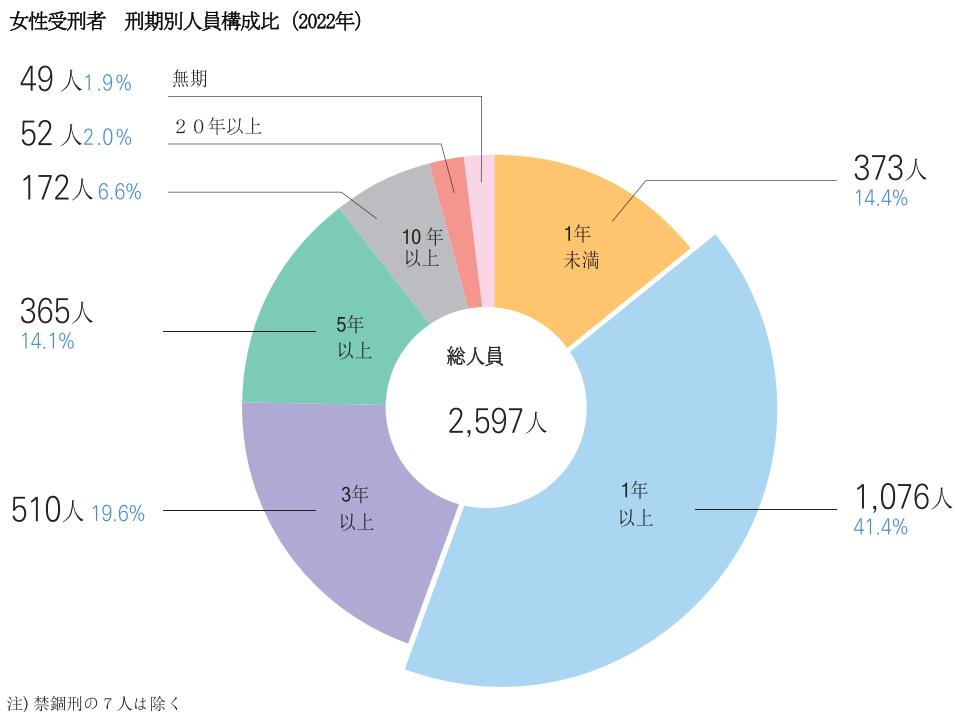
2) 刑期

女性受刑者の刑期は、どの年代を見ても、1年以上3年以下が最も多くなっている。

表4

女性受刑者の刑名・刑期別状況（2013年～2022年）											(単位：人)
区分	年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	合計	1,612	1,783	1,976	2,198	2,262	2,339	2,313	2,345	2,435	2,604
	小計	1,608 (100%)	1,779 (100%)	1,975 (100%)	2,191 (100%)	2,258 (100%)	2,335 (100%)	2,307 (100%)	2,334 (100%)	2,426 (100%)	2,597 (100%)
懲役	1年未満	304 (18.9%)	352 (19.8%)	408 (20.7%)	477 (21.8%)	461 (20.4%)	436 (18.7%)	422 (18.3%)	322 (13.8%)	363 (15.0%)	373 (14.4%)
	1年以上	608 (37.8%)	681 (38.3%)	751 (38.0%)	858 (39.2%)	851 (37.7%)	900 (38.5%)	879 (38.1%)	946 (40.5%)	951 (39.2%)	1,076 (41.4%)
	3年以上	362 (22.5%)	387 (21.8%)	393 (19.9%)	421 (19.2%)	464 (20.5%)	488 (20.9%)	457 (19.8%)	491 (21.0%)	496 (20.4%)	510 (19.6%)
	5年以上	181 (11.3%)	198 (11.1%)	251 (12.7%)	259 (11.8%)	284 (12.6%)	297 (12.7%)	323 (14.0%)	334 (14.3%)	356 (14.7%)	365 (14.1%)
	10年以上	85 (5.3%)	93 (5.2%)	103 (5.2%)	106 (4.8%)	122 (5.4%)	133 (5.7%)	142 (6.2%)	154 (6.6%)	167 (6.9%)	172 (6.6%)
	20年以上	23 (1.4%)	23 (1.3%)	24 (1.2%)	23 (1.0%)	27 (1.2%)	31 (1.3%)	34 (1.5%)	38 (1.6%)	43 (1.8%)	52 (2.0%)
禁錮	無期	45 (2.8%)	45 (2.5%)	45 (2.3%)	47 (2.1%)	49 (2.2%)	50 (2.1%)	50 (2.2%)	49 (2.1%)	50 (2.1%)	49 (1.9%)
	小計	4 (100%)	4 (100%)	1 (100%)	7 (100%)	4 (100%)	4 (100%)	6 (100%)	11 (100%)	9 (100%)	7 (100%)
	1年未満	3 (75%)	2 (50%)	1 (100%)	5 (71.4%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	3 (50.0%)	4 (36.4%)	3 (33.3%)	-
	1年以上	1 (25%)	2 (50%)	-	2 (28.6%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	3 (50.0%)	7 (63.6%)	6 (66.7%)	7 (100%)
	3年以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

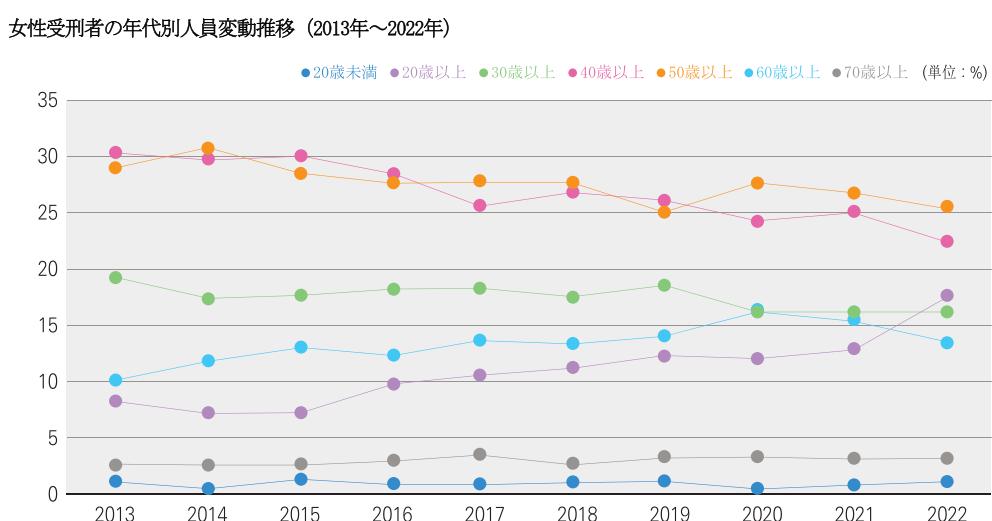
図8



3) 年齢別

年齢別では、50歳以上や40歳以上が多くなっているが、両年代とも減少傾向がみられる。一方で、20代の増加が著しい。なお、日本のような高齢化はあまり見られない。

図9



4) 再犯者数

7割以上が初犯者である。

表5

女性の受刑者中の再犯者数（2015年～2022年）

(単位：人)

犯数	年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
合計		1,976 (100%)	2,198 (100%)	2,262 (100%)	2,339 (100%)	2,313 (100%)	2,345 (100%)	2,436 (100%)	2,605 (100%)
初犯		1,459 (73.8%)	1,611 (73.3%)	1,617 (71.5%)	1,709 (73.1%)	1,673 (72.3%)	1,728 (73.7%)	1,762 (72.3%)	1,888 (72.5%)
再犯		287 (14.5%)	331 (15.0%)	417 (18.4%)	380 (16.2%)	381 (16.5%)	364 (15.5%)	400 (16.4%)	407 (15.6%)
三犯		80 (4.0%)	101 (4.6%)	96 (4.2%)	98 (4.2%)	114 (4.9%)	116 (4.9%)	134 (5.5%)	141 (5.4%)
四犯以上		150 (7.6%)	155 (7.1%)	132 (5.8%)	152 (6.5%)	145 (6.3%)	137 (5.8%)	140 (5.8%)	169 (6.5%)

5) 妊娠と育児

女性受刑者の妊娠出産については、毎年一定数の受刑者が存在する。なお、韓国では、生後18か月までは子どもと一緒に刑務所で過ごすことができることになっている²⁰。

表6

女性の収監者における妊婦及び育児状況（2013年～2022年）

(単位：人)

区分	年次	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
計		23	16	20	23	30	29	19	18	21	26
妊婦		13	7	9	12	20	19	8	9	12	14
育児中の幼児		10	9	11	11	10	10	11	9	9	12

20 刑の執行および受容者の処遇に関する法律第53条1項は、「女性受刑者は自分の出産した乳児を矯正施設で育児することを申し込むことができる。この場合所長は以下の各号のいずれかに該当する事由がなければ、生後18か月になるまで許可しなければならない」と規定している。

4 家父長制的家族構造と女性犯罪

1) 殺人について

韓国の殺人についてのJonghan Seaらの調査では、韓国では、西洋文化圏と同様に、男性と女性の殺人事件は異なるシナリオを呈しており、特に、ジェンダー差は、被害者の選択、加害者の前科、犯行場所、殺人の犯行方法において見られたとする²¹。

例えば、被害者の選択については、韓国の男性殺人者は、欧米とは異なり、友人（友人、同僚など）を殺害する傾向が強いが、女性犯罪者の「加害者と被害者」の関係については、欧米の状況と一致し、家族（配偶者、パートナー、子どもなど）であることが多いとする。

ただ、その背景は、かなり異なり、韓国では、家父長制的家族構造に基づく家族関係の問題や男女不平等が、殺人を誘発する可能性があるとされている。家父長制的家族構造に基づく家族関係の問題や男女不平等により、女性はより大きなストレスを受ける傾向がある。家父長制社会では、女性は家に縛られ、家事に縛られるために、自分を犠牲にしてしまう。

その背景にあるのは、「儒教」の影響である。儒教のような、集団主義的な文化では、社会内の相互依存と重要な他者（特に家族）との調和が重視される。このような文化的傾向の中で、女性（例えば、妻、親密なパートナー）は強い束縛と依存のために家族から離れすることが難しくなる可能性があり、極端な犯罪にまで発展する可能性があるとする。さらに、韓国では、刑事政策上、家庭問題を私的な問題とみなし、家族自身に委ねる傾向がある。そのため、ドメスティック・バイオレンスを受けている女性は、適切に保護されることもなく、家族との絆を断ち切る個人的な心理的力もないと言われている²²。

2) 「子どもにやさしい家族面会室」

家父長制的家族構造は、たとえ、犯罪によって家族のメンバーが刑務所に入ったとしても、そのつながりを切るべきではないと考える方向にも作用する。その一つの例が「子どもにやさしい家族面会室」の設置である²³。

21 Jonghan Sea, Donna Youngs and Sophia Tkazky, Sex Difference in Homicide: Comparing Male and Female Violent Crimes in Korea, International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology, 62(11), 2017, p.18. <https://doi.org/10.1177/0306624X17740555>

22 前掲注13、p.19

23 後藤弘子「韓国に学ぶ刑務所受刑者と子どもの支援：「子どもにやさしい家族面会室」を訪ねて」刑政 131巻4号（2020）68頁から72頁。

「子どもにやさしい家族面会室」は、セウム（2015年にソウルで設立された社団法人）²⁴が子ども支援の一環として、2016年に法務省矯正本部に、設置を働きかけ、同本部はそれを受けて2017年にセウムに対し驪州（Yeo-ju）刑務所（男性刑務所）の家族面会室を「子どもにやさしい家族面会室」にリフォームすることを認めた。さらに、2018年には、韓国にただ一つの女性刑務所である青洲（Cheong-ju）刑務所にもセウムによる「子どもにやさしい家族面会室」が設置された。現在では、すべての刑務所に同面会室が整備されている。

なお、受刑者が家族と面会することを重視している韓国では、2003年から遠隔映像接見システムが導入され、最近では、自宅のパソコンのみならず、自分のスマートフォンによる映像面会が可能である。2019年4月には、「刑の執行と収容者の処遇に関する法律」が改正され、受刑者が未成年の子どもと面会する際には、「遮蔽のない場所で面会することができる」という規定があるが、2008年から刑務所に宿泊面会室が用意されており、家族との宿泊が認められてきた²⁵。

「子どもにやさしい家族面会室」は、刑務所の中に作られた「家」で、入口は家の形になっており、家族全員でくつろぐことができる団らんスペースや子どもと遊ぶことができるコーナーやおもちゃも備え付けられている。なお、この面会室では、親が刑務所収容者用の服ではなく、私服を着ることができる²⁶。

韓国では、家父長制的差別規範が色濃いとはいえ、女性刑務所のみ「子どもにやさしい家族面会室」を作るという発想はなかったようだ。家父長制に基づく、女性を差別するという規範を有する日本の刑務所におけるジェンダー・ニュートラルな対応を進める上での参考となる。

24 セウムは、「受刑者の子どもが健康な成長、人権が尊重される社会」を作ることを目的としている。具体的には、受刑者の子どもに対して、家族統合支援、奨学金支援、緊急危機支援、心理的・精神的支援、健康支援などを行っている。セウムが大切にしているのは、子どもを中心とし、子どもの権利を擁護した上で、信頼関係に基づく支援を行うことである。詳しくは、李京林「韓国における被収容者の子どもの支援」阿部恭子編著『加害者家族の子どもたちの現状と支援』（2019、現代人文社）51～55頁参照。

25 後藤・前掲注22、70頁。

26 後藤・前掲注22、71頁。

参考資料③

スウェーデンにおけるジェンダー主流化、女性犯罪者処遇、 女性被害者施策

琉球大学法科大学院 矢野恵美

はじめに

本稿では、スウェーデンにおける女性犯罪者処遇、特に受刑者処遇を中心に、それにとどまらず、ジェンダー主流化の状況や、女性被害者施策についても紹介を行う。2019年末からのコロナ禍、そして、2022年2月からのウクライナ侵攻等¹の影響により、スウェーデンに関する研究、特に矯正に関する研究は困難を極め、スウェーデンの矯正施設訪問のハードルは非常に高くなってしまった²。そのような中で、2023年に約10年ぶりに訪れたスウェーデン最大の女性刑務所の様変わりぶりには大きな衝撃を受けた。現在、スウェーデンの刑務所の最大の問題は過剰収容である。それに伴い、最大の女性刑務所であるヨーテボリのサーグフーン刑務所では、敷地内に新しい大規模施設が建築されていた。スウェーデンの刑務所では「ノーマライゼーション」の考え方から「個人」を尊重し、居室に空きがなければ空くまで待機させるほど、個室処遇を徹底してきたが、サーグフーン刑務所における新施設では、一つの居室に2人が収容される可能性もあるという。そもそもここでの新設工事は10年ほど前にも話があったはずだが、その当時は、女性受刑者処遇の充実を目指すという印象であった。しかし、その後、拡張工事が終了したという話が聞こえてこない中での今回の訪問となったのだが、途中で大きく政治情勢が変化してしまった。ごく簡単に言うと、質から量に変更になったという印象だ。ス

1 ウクライナ侵攻等と関係して、スウェーデンの矯正保護庁のウェブサイト (www.kriminalvarden.se) にはスウェーデン以外の多くの国からアクセスができなくなった。既にこの状況は数年続いており、2024年になっても状況は変わっていない。矯正保護庁にも複数回問い合わせているが、見通しは全く立っていない。本稿では、スウェーデン在住者の協力を得てアクセスした。

2 法務省矯正局から在スウェーデン日本大使館に出向しておられる山内さやか氏に多大なお力添えを頂いた。山内氏のご助力なしには現在のスウェーデンにおいて女性刑務所訪問は実現できなかっただと思う。心より感謝申し上げる。

ウェーデンでは2000年代にも過剰収容の問題があったが、この際には電子監視装置³（スウェーデンの場合は足首に装着する。「足輪」と呼ばれている。刑期6ヵ月以下の拘禁刑の代替。）の導入等を進める等して、過剰収容を解消した。しかし、今回はそれを刑務所の新設で対応しようとしている点が大きく異なる。特に2023年になり、以下に紹介するように、スウェーデンでは刑務所の拡張に対する司法大臣の発言も増えている。今、スウェーデンの刑務所処遇は大きな岐路に立っている。

スウェーデンの刑務所処遇の変化の背景には社会情勢とそれに関係した政治情勢の変化がある。社会情勢では、例えば、ウクライナ侵攻に関係して、これまでロシアとの関係から、長年NATOとは距離をとっていたフィンランドとスウェーデンが相次いでNATO加盟を申請した。このことは両国にとって、歴史的な変化であった。この時の両国の首相が女性であったことも時代の変化だったと言えよう。長年、移民、難民に寛容な政策をとってきたが、現在、いずれの国もいわゆる極右政党が台頭している。政治情勢の変化で言えば、スウェーデンの2022年の総選挙では、移民急増と治安悪化への国民の反発を背景に、極右政党であるスウェーデン民主党がなんと議会第2党に躍進している⁴。この選挙の後、スウェーデン民主党、穏健党、キリスト教民主党、自由党による「ティドー協定(Tidöavtalet)」が結ばれ、この中で厳罰化の様々な提案がなされた⁵。この流れの中で刑務所の増設、新施設における共同居室と言う大転換の事態になったのである。現在のスウェーデンの受刑者処遇、ひいては刑事政策の現状を筆者自身は「平時の刑事施策」とは言えないよう感じている。しかし、この状況が一時的なものではなく、スウェーデンの「平時の刑事施策」になっていくのであれば、本当に大きな転換である。

一方で、スウェーデンでは女性受刑者の割合は増加しているものの、日本ほどの割合には至っていない。スウェーデンは元々ジェンダー平等や「女性に対する暴力」への取り組みも最先端国の1つであると言える。さらに現在は厳格な「ジェンダー主流化」政策がとられている。女性受刑者に対する処遇、そして女性被害者に対する施策等については今なお日本が学べることが多いように思われる。スウェーデンの刑事政策、被害者政策についてはジェンダーの視点や、それと関係して「女性に対する暴力」の視点を抜きに理解することはできない。しかし、これはスウェーデンに限ったことではない。刑事政策のみならず、刑事司法の分野における「ジェンダー主流化」は世界的にも言われて久し

3 条件は①何らかの雇用形態があること（就労、教育、その他の雇用。例えば、保護観察所が斡旋する社会奉仕等。）。②矯正保護庁に認められた居住施設であること（自宅を含む）。③成人の家族が同意していることである。<https://www.kriminalvarden.se/fangelse-frivard-och-hakte/fangelse/fotboja/> (2024年2月4日アクセス)

4 <https://www.newsweekjapan.jp/kimura/2022/09/post-179.php> (最終アクセス2023年12月15日)

5 *Tidöavtalet: Överenskommelse för Sverige.* ss.18-28. ティドー協定については「おわりに」で触れる。

い。日本では「ジェンダー主流化」はほとんど取り上げられておらず、政策目標にも掲げられてこなかった。しかし、2021年に京都で開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）において成果文書として採択された「京都宣言」においても「ジェンダー主流化」は明記されている⁶。

そこで、本稿では、まず、スウェーデンにおけるジェンダー主流化の状況を簡単に概観し、次いでスウェーデンの矯正に関する最近の動向、統計等を事実として紹介し、その後、女性受刑者への処遇、最後に女性被害者施策について見ていただきたい。

一 スウェーデンにおけるジェンダー主流化

ジェンダー主流化の概念は、世界的には1995年の第4回世界女性会議（北京女性会議）における北京宣言の中で明確化された⁷。パラグラフ19には「あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である⁸。」と書かれている。

スウェーデンにおいては⁹1980年前後にジェンダー主流化に関する動きが大きく進み、1980年にはスウェーデン初の平等法である「職場における女性と男性の平等に関する法（1979年法律第118号）」（Lag om jämställdhet mellan kvinnor och män i arbetslivet）が施行され、平等オブズマン（jämställdhetsombudsmannen）が作られ、平等局（jämställdhetsnämnden）ができている。1984年には『女性と男性の平等^{10,11}』という議員による立法提案がなされ、ジェンダー主流化戦略が策定された。ここでは、教育と仕事、子どもの世話と責任、社会における影響力と社会に対する責任という3つの領域における女性と男性の機会の均等が挙げられた¹²。1994年にもジェン

6 ジェンダーの視点から見た「京都宣言」については、拙稿「ジェンダーの視点から見た京都コングレスと第4次犯罪被害者等基本計画－SDGs、ジェンダー主流化と被害者政策－」『被害者学研究』第31号61－73頁（2022年）を参照ください。

7 内閣府男女共同参画局（2011）「北欧諸国における立法過程や予算策定過程等への男女共同参画視点の導入状況等に関する調査報告書」3頁。

8 https://www.gender.go.jp/international/int_standard/int_4th_beijing/index.html
(2024年1月14日アクセス)

9 前掲注7の報告書も参照させていただいた。

10 Motion1984/85:2312 *Jämställdhet mellan kvinnor och män*

11 「女性と男性」のように必ず女性を先に書くことが定着していった。

12 前掲注7 3頁。平等法（1991年法律433号）（Jämställdhetslag）となった。

ダー主流化に関する「平等政策（ジェンダー主流化政策）」が出されている¹³。ここでは、議会、経済、家庭等の意思決定における女性と男性の権力と影響力の配分に関する提案がなされ、平等法の改正、平等オブズマンの業務拡大等が示された。2000年代に入ってからは、北欧全体でジェンダー予算の導入・実践に向けた取り組みがなされている¹⁴。現在は、スウェーデン政府において、ジェンダー主流化は「特別なジェンダー平等措置と組み合わせて、ジェンダー平等政策の目標を達成するための政府の主な戦略」とされており、その定義は「全ての女性と男性、少女と少年が平等な生活を送ることができるように人々の状態に影響を与えるすべての政策においてジェンダー平等の観点を考慮に入れなければならないこと」とされている¹⁵。さらにジェンダー主流化には長期にわたる開発と変更の作業が必要であり、全ての意思決定、全てのレベル、全てのプロセスに平等の観点が含まれ、考慮される必要があることを意味するとされている。それは基本的に平等な社会を構築することであり、政府当局は性別に関係なく、全ての人に平等な条件とサービスを提供しなければならない。ジェンダー主流化の実現は正義の問題であるだけでなく、公的資金による活動の質と正確さについての問題でもあると考えられている。公的機関におけるジェンダー主流化 (Jämställdhetsintegrering i statliga myndigheter: JiM) の開発プログラムは2013年に開始され、現在54の公的機関を対象としている。矯正保護庁¹⁶や犯罪被害者庁を含む刑事司法に関わる全ての組織ももちろん対象となっている。統計において男女別の集計をすることもこの流れの中で提案された。例えば司法省の2013年度の予算については、矯正保護庁に対し、「矯正保護庁のクライアントの多くは男性であり、女性は少数である。矯正保護庁の業務において、クライアントのニーズがどれだけ満たされるかについて、性別が影響するようなことがあってはならない。平等政策（ジェンダー主流化政策）目標達成に向け、どのように評価事業を行っていくかについて、計画を策定しなければならない。」¹⁷等の記載があった。

2018年1月1日以来、平等局がジェンダー主流化に関する政府当局の取り組みを実施する任務を負っている¹⁸。現在は2020年から2025年の計画の実施期間中である。

13 Prop.1994/94:147 Jämställdhetspolitiken: Delad makt – delat ansvar. スウェーデン語では「平等政策」となるが、世界に共通の用語として「ジェンダー主流化政策」の訳も付した。

14 前掲注7 9頁。

15 <https://www.regeringen.se/regeringens-politik/jamstalldhet/jamstalldhetsintegrefng/> (2023年12月30日アクセス)

16 日本では法務省内に矯正局と保護局があるが、スウェーデンでは司法省から独立した矯正保護庁があり、矯正と保護は1つの組織。矯正保護庁については後述。

17 Regleringsbrev för budgetåret 2013 avseende Kriminalvården

18 <https://www.regeringen.se/regeringens-politik/jamstalldhet/jamstalldhetsintegreng-i-statliga-myndigheter--jim/> (2023年12月31日アクセス)

二 矯正保護庁と管轄¹⁹

スウェーデンでは司法省管轄ではあるものの、独立した「庁」として矯正保護庁がある。矯正保護庁では矯正と保護を扱っており、矯正と保護の間での人事異動もある。矯正保護庁は、拘置所、刑務所、保護観察及び移送を担当する。矯正保護庁の任務は刑の執行と再犯防止と位置付けられている。又、警察、検察、裁判所と協力して、犯罪を減らし、人々の安全を高めることも使命と考えられており、社会の安全を高める1つの方法は、再犯防止とされている。再犯防止のために、動機付けプログラム、治療プログラム、雇用（スウェーデンでは刑務所在所中に勤務先へ通勤する「外部通勤」が盛ん）、受刑者に不足している学校教育の提供を行っている。これらの処遇を通じて、受刑者が刑期の終了後に、以前よりも犯罪や薬物のない生活に対処できるようになることを目指しており、このことを「ベターアウト」と呼んでいる²⁰。

2022年12月末現在、拘置所33庁、刑務所46庁、保護観察所32か所となっている。2022年平均で拘置所には2,700人、刑務所には5,700人が在所していた。保護観察対象者は13,100人であった。矯正保護庁職員は約16,000人である。2024年2月現在、矯正保護庁の長官はマーティン・ホルムグレンである。2023年1月13日のスウェーデンラジオのインタビューにおいて²¹、ホルムグレン氏はスウェーデンの矯正保護庁が現代において最大の変革期にあると述べている。矯正保護庁の試算では、これまでスウェーデンが実施していた自動的仮釈放制度（刑期の3分の2が経過した際に自動的に仮釈放となる）の廃止等の改革が行われれば、2023年現在約6,000人の受刑者が、35,000人になり、スウェーデンはEUにおいて人口比率で最も受刑者割合の多い国になるという試算を出していると述べている。

三 受刑者の増加に関する現状

上記の矯正保護庁長官のインタビューも含め、2023年になってから特に、受刑者の増加とその対策については報道でも度々取り上げられるようになった。スウェーデンにおける受刑者の増加、それに伴う刑務官の過負担はかつて見たことのない状態となっている。矯正保護庁によると、ノルショーピン、カルマル、ヴァルナモの新しい施設で定員を拡大することが決定された²²。又、ストックホル

19 数字は<https://www.kriminalvarden.se/om-kriminalvarden/>（2024年1月14日アクセス）

20 <https://www.kriminalvarden.se/om-kriminalvarden/kriminalvardens-uppdrag/>（2024年1月14日アクセス）

21 <https://sverigesradio.se/avsnitt/martin-holmgren-kriminalvarden-den-storsta-forandringen-i-modern-tid>（2024年2月20日アクセス）

22 <https://www.kriminalvarden.se>（2024年1月14日アクセス）

ムとヨーテボリには新しい施設が建設されている。これらによって収容定員を950増やすとのことである²³。又、現在9,000の収容定員を2033年までの10年以内に27,000に増やす予定であるという報道、2010年代にノルウェーで導入された刑の執行待ちの行列 (soningskö) ²⁴も考慮されているという報道²⁵、グンナル・ストリヨンメル法務大臣が、2024年には海外に刑務所を借りる予定だと述べたという報道もある²⁶。これらはみなティドー協定とかかわりがある。

四 受刑者に関する統計²⁷

1 2022年の新入受刑者の状況²⁸

(1) 新入受刑者数の推移

2022年の新入受刑者は10,298人 (2021年比+9%) で、うち女性は7%であった。29%が外国籍で、女性においては18%、男性においては29%であった。新入受刑者の41%は少なくとも過去1回の受刑歴があり、14%は保護観察のみであった。3分の1は主犯罪が薬物犯罪であった。

1975年と比較すると、新入受刑者は5%減少している。1998年と比較すると、女性は41%、男性は6%増加している。

23 <https://www.dn.se/sverige/950-nya-platser-pa-fangelsers-och-hakten/>
(2023年12月1日アクセス)

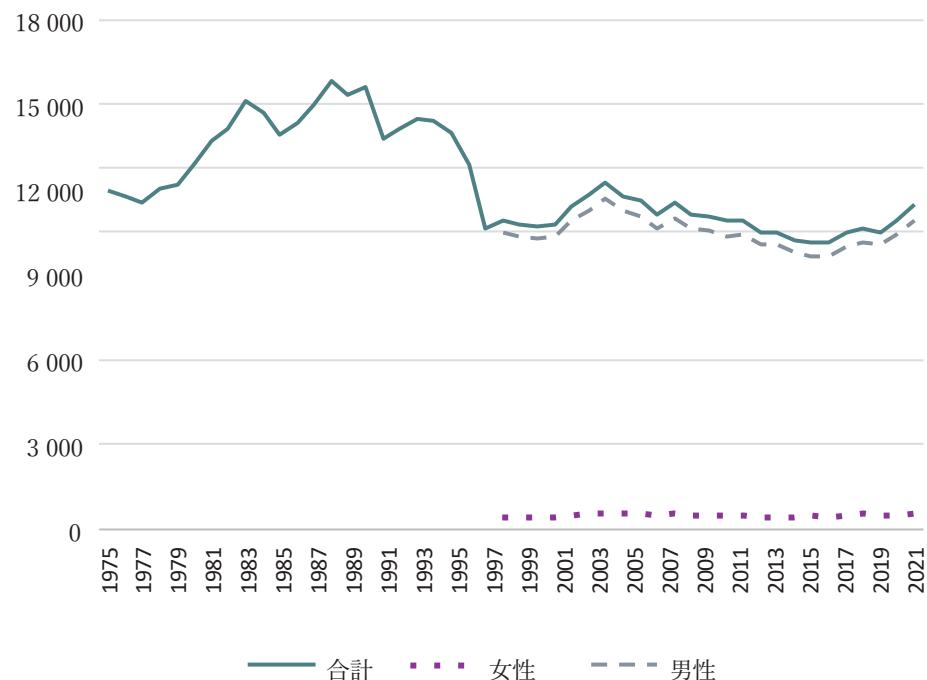
24 刑務所が混んでいて入所できない受刑者の順番待ちのこと。優先順位をつけて収容した。

25 <https://www.dn.se/sverige/strommer-utesluter-inte-fangelseplatser-pa-fartyg/>
(2023年12月20日アクセス)

26 <https://www.dn.se/direkt/2023-12-14/regeringen-vill-hyra-fangelseplatser-utomlands/>
(2023年12月20日アクセス) 海外に刑務所を借りることはティドー協定に記されている。

27 2022 *Kriminalvård Fängelse och häkte*, s3-4.

28 2022年中に入所した全ての受刑者。Bråの統計で1975年から見ることができる（受刑者の統計自体は1830年から作成されている）。統計にもジェンダー視点を入れることが求められ、1998年からは男女別の数字を見ることができる。

図1 新入受刑者（1975年～2022年）²⁹**(2) 年齢層³⁰**

2022年の新入受刑者について、表1の年齢層別に見ると、男女ともに最も多い年齢層は30－49歳であった。年齢層が上がるほど女性の割合が増えるものの、最も高い年齢層に設定されているのは50歳以上であり、受刑者の高齢化の問題は生じていない。2013年と比較しても年齢構成に変化はないという。

表1 年齢層別の新入受刑者（2022年）³¹

年 齢	総 数	うち女性	うち男性	女性の割合	男性の割合
15歳－20歳	551	21	530	4%	96%
21歳－29歳	3,253	184	3,069	6%	94%
30歳－49歳	4,900	420	4,480	9%	91%
50歳以上	1,593	139	1,454	9%	91%
総 数	10,297	764	9,533	7%	93%

29 2022 Kriminalvård Fängelse och häkte, s10より転載。

30 2022 Kriminalvård Fängelse och häkte, s14-15.

31 2022 Kriminalvård Fängelse och häkte, s14より転載。

これを人口10万人当たりで見ると、男女とも21歳－29歳が最も多くなる。2021年と比較すると、15歳－20歳の層を除き、男女とも全ての年齢層で増加した。

(3) 国籍³²

2022年の新入受刑者の中、71%がスウェーデン国籍を有しており、これは2021年と同じ割合であった。女性のうち82%、男性のうち71%がスウェーデン国籍を有していた。2018年から2021年の間にスウェーデン国籍をもつ者が増加した。

(4) 罪種³³

2022年の新入受刑者の約3分の1は薬物犯罪だった。次いで男女ともに窃盗罪となっている。

表2 新入受刑者（罪種別）（2022年）³⁴

罪種	総数	うち女性	うち男性	女性の割合	男性の割合
すべての犯罪	10,298	764	9,534	7%	93%
生命と健康に対する犯罪	1,277	79	1,198	6%	94%
窃盗罪	1,749	176	1,573	10%	90%
詐欺罪	382	32	350	8%	92%
国家に対する犯罪	316	16	300	5%	95%
交通犯罪	1,054	78	976	7%	93%
薬物犯罪	3,237	241	2,996	7%	93%
その他の犯罪	2,283	142	2,141	6%	94%

(5) 刑期³⁵

2022年の新入受刑者の中、最も多い刑期は男女とも1月末満であった（女性の29%、男性の24%）。48月（4年）以上の刑期が男女とも最も少なかった（女性の5%、男性の7%）。

32 2022 *Kriminalvård Fängelse och häkte*, s17.

33 2022 *Kriminalvård Fängelse och häkte*, s18.

34 2022 *Kriminalvård Fängelse och häkte*, s18より転載。

35 2022 *Kriminalvård Fängelse och häkte*, s22－26.

表3 新入受刑者の刑期（2022年）³⁶

刑 期	総 数	割 合	女 性	女性の割合	男 性	男性の割合
1月未満	2,483	24%	221	29%	2,262	24%
1月以上2月未満	1,251	12%	106	14%	1,145	12%
2月以上6月未満	2,026	20%	149	20%	1,877	20%
6月以上12月未満	1,175	11%	81	11%	1,183	12%
12月以上24月未満	1,264	12%	95	12%	1,300	14%
24月以上48月未満	1,395	14%	73	10%	1,110	12%
48月以上	696	7%	39	5%	657	7%
合 計	10,298	100%	764	100%	9,534	100%

新入受刑者について2013年と比較すると、1月未満が32%増加した。2月以上6月未満が18%減少し、48月（4年）以上が188%（454人）増加した。

2 2022年10月1日時点の受刑者の状況³⁷

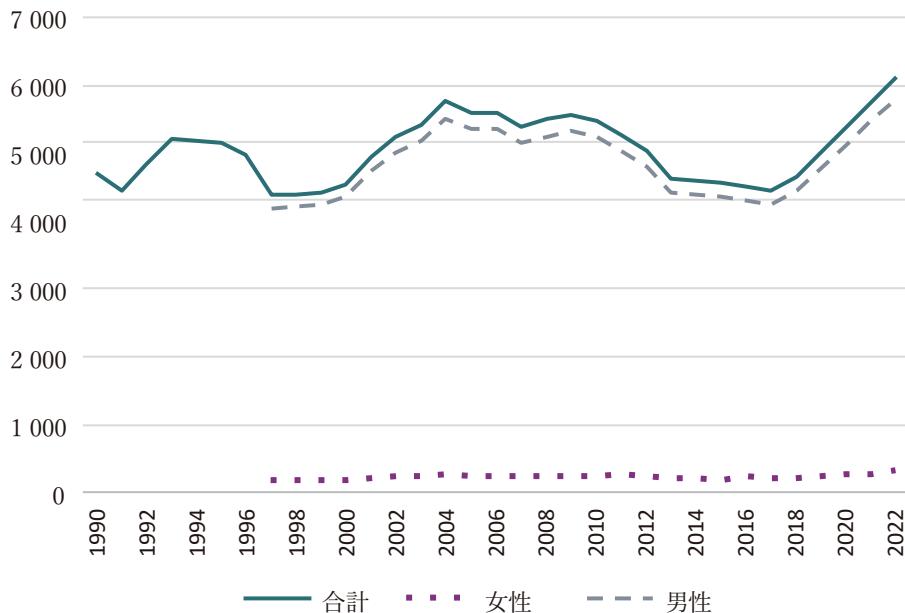
10月1日時点の受刑者に関する統計は1990年から参照可能で、こちらは1997年から、男女別の推移を見ることができる。

2022年10月1日時点の受刑者は6146人（2021年比+8%）で、うち女性は373人（+6%）であった。1990年と比較すると、38%増加している。1997年と比較すると、女性の数は75%、男性の数は50%増加している。各年の10月1日時点の受刑者数の増加率が、年間の新規受刑者の増加率を上回るペースで増加していることは、おそらく近年、言い渡される刑期が長期化しているためだと分析されている³⁸。

36 2022 Kriminalvård Fängelse och häkte, s23より転載。

37 2022年10月1日時点でいずれかの刑務所に在所が登録されていた者（10月1日までに登録が終わった新入受刑者も含まれる）

38 2022 Kriminalvård Fängelse och häkte, s10.

図2 10月1日時点の受刑者数（1990年—2022年）³⁹

3 年間平均受刑者数⁴⁰

2022年の年間平均受刑者数は5,119人で、うち女性は311人であった。収容率は、ここ数年上昇を続けている（2018年92%、2019年98%、2020年103%、2021年109%）。スウェーデンは過剰収容が大きな問題となっている。

4 一時外出⁴¹

2022年には延べ17,166人の一時外出が許可され、うち女性は1398人だった。これは2021年に比べ65%増となっているが、増加はコロナがおさまったためである。一時外出をした者のうち、決められた期限内に戻らない、指定以外の場所に滞在、薬物検出等の問題があったものは5%だった。

5 逃走者数⁴²

日本の刑務所では信じられないことであるが、スウェーデンのみならず、北欧においては刑務所からの逃走は多い。スウェーデンにおける2022年の逃走者数は186人で、施設外への通勤等、施設外

39 2022 Kriminalvård Fängelse och häkte, s11より転載。

40 2022 Kriminalvård Fängelse och häkte, s11年間平均受刑者数は毎月受刑者の数をカウントしその1年分の平均である。現在の計算方法は2018年に変更されている。

41 2022 Kriminalvård Fängelse och häkte, s12.

42 2022 Kriminalvård Fängelse och häkte, s13

にいる際に逃走したケースが半数で、残りの半数は刑務所からの逃走である。刑務所からの逃走は全て警備クラスの最も低いクラス3の施設（開放刑務所）からとなっている。刑務所からの逃走は2021年の62人から93人に増加した(+50%)。少し古いデータとなるが北欧5か国の逃走者数を挙げておく。

表4 逃走者数（2013年－2017年）⁴³

		2013	2014	2015	2016	2017
デンマーク	年間平均受刑者数	4,205	3,949	3,581	3,536	3,599
	逃走者数（開放刑務所）	68	61	55	55	68
	逃走者数（閉鎖刑務所）	7	11	2	1	1
フィンランド	年間平均受刑者数	3,024	2,929	2,859	2,917	2,821
	逃走者数（開放刑務所）	60	39	42	55	63
	逃走者数（閉鎖刑務所）	5	7	2	4	5
アイスランド	年間平均受刑者数	179	182	175	143	157
	逃走者数（開放刑務所）				2	
	逃走者数（閉鎖刑務所）					1
ノルウェー	年間平均受刑者数	3,787	3,859	3,927	4,035	3,827
	逃走者数（開放刑務所）	60	73	71	49	36
	逃走者数（閉鎖刑務所）	9	3	4	1	4
スウェーデン	年間平均受刑者数	5,909	5,749	5,664	5,640	5,714
	逃走者数（開放刑務所）	17	13	13	15	24
	逃走者数（閉鎖刑務所）	1	6			2

6 刑務官の負担

スウェーデンにおける刑務官は、必ずしも日本ほどマルチタスクではなく、例えば、教育等は外部講師が担当している部分が多い。それでも2012年頃には受刑者と刑務官の割合は1:1程度であった。それが過剰収容により、負担が増加しており、刑務官の増員と質の向上が叫ばれている。

2017年のデータでは受刑者（拘置所含む）100人当たりの刑務官の数はデンマーク89人、フィンランド75人、アイスランド89人、ノルウェー102人、スウェーデン124人であった⁴⁴。日本は2022年段階でおよそ42人⁴⁵であり、北欧に比べると依然として負担が大きい。さらに職務内容が上記のようにマルチタスクであり、大変な能力をもっている。北欧の数字を見ると日本の感覚とは隔たりが大き

43 Nordisk Statistik För kriminalvården i Danmark, Finland, Island, Norge och Sverige 2013-2017, ss. 31-33より作成

44 Nordisk Statistik För kriminalvården i Danmark, Finland, Island, Norge och Sverige 2013-2017, s45-47.

45 2022年末矯正統計年報及び法務省発表の刑務官数から試算した。

いと感じる。

7 人口10万人当たりの受刑者数

日本と北欧は長らく人口10万人当たりの受刑者数が世界で最も少ない国々である。確かに、北欧諸国の割合が少ない背景には平均刑期の短さも影響していた。しかし、再入率の低さも言われてきた。現在、スウェーデンでは刑期が長くなってきているものの、それでもまだこの割合は低い。少し古いデータになるが2016年のOECD諸国における人口10万人当たりの受刑者数では、人数の少ない方から7か国に北欧5か国、日本、オランダがランクインしている。最少はアイスランド、日本はそれに次いで2位、スウェーデンは3位である⁴⁶。アメリカが飛び抜けて多く、OECD以外ではロシアが多いが、ロシアについてはウクライナ侵略で受刑者を解放したので、現在は数字が変わっていると思われる。

しかし、二、三で述べたように今後のスウェーデンの動向は大きく変動する可能性があり、注視していく必要がある。

8 2022年の拘置所の被収容者の状況

2022年10月1日段階の被収容者は2,680人（2021年比+9%）で、うち13%が刑の一部を拘置所で受刑する「執行事例」（verkställighetsfall）であった。執行事例の人数は刑務所の空きに左右される。受刑者に合致した警備クラスの刑務所に空きがない場合には待機期間が長くなる。受刑者の増加により執行事例の人数は増加している。

五 女性受刑者処遇⁴⁷

1 女性刑務所

スウェーデンの刑務所は保安レベルによって警備クラス1から3に分類される。最重警備であるクラス1の女性刑務所はない。最軽警備のクラス3は開放刑務所である。受刑者は基本的に、クラス1か2に入所し、受刑者の状況に応じてクラス3に移送され、そこから出所となる。同じ敷地内にクラス2と3の施設を持っている場合は同敷地内で移動する。現在女性刑務所は6か所ある。

46 https://www.oecd-ilibrary.org/sites/soc_glance-2016-29-en/index.html?itemId=/content/component/soc_glance-2016-29-en (2024年1月10日アクセス)

47 拙稿「海外における女性受刑者処遇の状況」『女たちの21世紀』80号（2014年）22－26頁、「海外における女子受刑者処遇の状況」『法律のひろば』平成25年8月号（2013年）30－36頁を加筆修正した部分もある。

(1) Färingsö刑務所

警備クラス2の収容定員39人、警備クラス3の定員16人。

(2) Ringsjön刑務所

警備クラス3。収容定員約40人。

(3) Hinseberg刑務所

最大の女性刑務所。警備クラス2。収容定員122人。

(4) Sagsjön刑務所

警備クラス2の収容定員14人、警備クラス3の定員9人。ここに現在大規模な新施設が建設されている。

(5) Ljustadalen刑務所

警備クラス3。収容定員30人。

(6) Ystad刑務所

警備クラス2。収容定員76人。

2 受刑者数の推移

スウェーデンでは1970年代には女性受刑者は150人程度であった。それが増加していき、2000年代からは200人から300人程度で推移していた。2000年代から女性受刑者に注目が集まるようになり、2008年には国会の司法委員会から女性受刑者に関する報告が出された⁴⁸。2004年には111%を記録した女性受刑者の収容率も、2012年12月には89%となっている。2013年3月時点で女子受刑者の割合は全体の6.7%であった。2022年10月1日時点で女性受刑者の割合は約6%のままであるが、前述のように女性受刑者の収容率が再び100%を超えた。

女性受刑者の割合は世界的に見ると2000年から約60%増加しており、急上昇していると言える⁴⁹。2021年のデータでは全体の6.9%であり、ヨーロッパの平均は5.9%であった。女性受刑者の増加について、ロンドン大学の犯罪政策研究所（ICPR）の世界刑務所研究プログラムディレクター・キャサリン・ハード氏は「世界中で刑務所に入れられた女性と少女の数が、わずか20年間でこれほど劇的に増加し、男性受刑者の増加率をはるかに上回っていることは非常に憂慮すべきことだ。貧困、構造的不平等、薬物戦争の失敗が主要な根本要因となっており、先進国でも後進国でも同様に大幅な増加

48 2008/09:RFR9

49 女性受刑者のデータについてはhttps://www.prisonstudies.org/sites/default/files/resources/downloads/world_female_imprisonment_list_5th_edition.pdf (2024年1月14日アクセス)

が見られる。より多くの女性を長期間刑務所に入れても、社会的不正義には何の解決にもならず、受刑者、その家族、地域社会にさらなる被害をもたらすだけだ。」と述べている⁵⁰。

3 VINNプログラム：女性のためのモチベーションプログラム⁵¹

日本では、受刑者処遇については様々な議論がされ、確実に発展を遂げてきた。しかし、それは主として男性受刑者処遇を念頭に置いたものであり、女性受刑者処遇は例外的なものとして扱われてきた側面がある。その最大の要因は、女性受刑者の受刑者全体に占める割合が低いこと、即ち数の点で圧倒的に少ないことがあったと思われる。それでもこれまで、女性受刑者に関し、各専門誌で特集が組まれたこともあり⁵²、特に実際の処遇に携わる女性刑務所の刑務官の間で女性受刑者の特性（例えば性的虐待経験を持つ者が多い等）は現場レベルで実感されてきた。しかし、女性受刑者の特性・ニーズを客観的に特定、組織的に共有した上で、るべき女性受刑者処遇を考えるところまでは至っていなかったように思われる。

しかし、2012年頃から、「女性受刑者」「女性刑務所」は高い注目を集めようになってきた。2012年7月20日に犯罪対策閣僚会議において決定された「再犯防止に向けた総合対策」では、再犯防止のための重点施策の中に、「女性特有の問題に着目した指導及び支援」が挙げられ⁵³、2013年（平成25年）版の犯罪白書では特集の1つが「女子の犯罪・非行」となった。また、この間に、堂本暁子元千葉県知事を委員長とする「女子刑務所のあり方研究委員会」が立ち上がり⁵⁴、筆者もメンバーの1人として、参加させて頂いている。そして2014年、法務省内では、女性職員の育成、過剰収容対策、運営体制の整備、女性受刑者の特性に応じた処遇の充実を図ること等を内容とした「マーガレット・アクション」が策定された⁵⁵。「女子刑務所のあり方研究委員会」の働きかけを契機に「女子施設地域

50 <https://www.icpr.org.uk/news-events/2022/world-female-prison-population-60-2000>
(2023年12月30日アクセス)

51 VINNプログラムについてはHinseberg刑務所、Sagsjön刑務所（2回）、ノルウェーにおけるプログラム開発者へのインタビューによる。

52 「特集 女性職員の育成」『刑政』第129巻第10号（2018年）、「特集 女子刑務所のあり方を考える」『刑政』第125巻第2号（2014年）、「女子受刑者の処遇に関する研究について」『刑政』第123巻第5号（2012年）、「特集 女子をめぐる諸問題」『犯罪と非行』第166巻（2010年）、「特集 女子犯罪」『刑政』第120巻第4号（2009年）、「論説 女性の犯罪」『罪と罰』第44巻第3号（2007年）等の他、平成25年版、平成4年版犯罪白書等がある。

53 平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」10頁。

54 この活動は書籍にもなっている。堂本暁子・名執雅子『声なき女性たちの訴え 女子刑務所からみる日本社会』小学館集英社プロダクション（2021年）

55 西田博「矯正運営の課題『女子刑務所問題』」『罪と罰』第51巻4号（2014年）4頁。

支援モデル事業」が全国へと広がった。摂食障害受刑者にも注目が集まり、北九州医療刑務所女区のみならず⁵⁶、東日本成人矯正医療センター等でも本格的な取り組みが行われている。現在では例えば札幌刑務支所における薬物依存症者に対する取り組みも進んでいる。この間、2018年には女性初の矯正局長（名執雅子氏⁵⁷）も誕生した。日本でも女性処遇は前進している。ちなみに、京都宣言には刑事司法におけるジェンダー主流化の1つとして、「法執行機関の及びその他の刑事司法機関のすべてのレベルにおいて、ジェンダー平等を達成」すると明記されている。そしてこれは2030年までに達成することが誓われている⁵⁸。

しかし、日本の特別改善指導には、現在も、男性のみを対象とした暴力団離脱指導（R2）、性犯罪再犯防止指導（R3）はあるものの、女性受刑者に特化した指導は限定的である。一般改善指導においては各施設で様々な取り組みが行われ、母親教育もその1つであろう。一般改善指導は裁量が大きく、各施設でかなり深い取り組みがなされており、一般改善指導には一般改善指導の非常に良い部分がある。しかし、日本でも女性受刑者に特有の背景とニーズがあること、日本は女性受刑者の割合が世界的に見ても高くなっていることからすると、女性の生き方に注目したプログラムには意味があるよう思う。以下では、北欧で15年以上実施されている女性のためのプログラム（VINNプログラム）について紹介したい⁵⁹。

（1）プログラムの背景

本プログラムは、2009年にノルウェーのトルン・ヒヨイダールとマルナ・ストルクセンによって開発された。現在は2012年ヴァージョンが使用されている。本プログラムの開発は、犯罪をする女性は、性的搾取をされていることを含め、男性と共に生活していることが多く、経済的に「底をつく」のに時間がかかること、ある意味、孤立していないため、社会的支援につながりにくく、又、刑事司法手続の中でも、ダイバートされてしまうことが多いこと、そのため、最終的に刑務所にたどりついだ時には問題性が相当こじれてしまっていること、彼女達を更生させるには男性と同じプログラムで

56 北九州医療刑務所については瀧井正人『続・摂食障害という生き方－医療刑務所から見えてくるもの－』中外医学社（2016年）、拙稿「受刑者なのか患者なのか：医療と刑罰の間」『刑政』第126巻第7号（2015年）14–25頁も参照ください。

57 名執雅子『矯正という仕事 女性初の法務省矯正局長37年間の軌跡』小学館集英社プロダクション（2021年）。名執氏には女子少年院である青葉少年院長の経験もあり著書もある。中森孜郎・名執雅子『よみがえれ少年院の少女たち—青葉女子学園の表現教育24年』かもがわ出版（2008年）

58 前掲拙稿「ジェンダーの視点から見た京都コングレスと第4次犯罪被害者等基本計画－SDGs、ジェンダー主流化と被害者政策－」『被害者学研究』第31号65頁（2022年）。

59 例えば前掲拙稿「海外における女性受刑者処遇の状況」『女たちの21世紀』80号（2014年）22–26頁

はだめで、「生き方」を考え直すプログラムが必要だという考え方から作られた。女性が人生を変え、より質の高い人生を送るための選択ができるようにする動機付けを目指すプログラムとして作成された。「VINN」は英語の「win」のことであり、このプログラムによって自分に打ち勝つことを意味する。本プログラムの開発理由、実施理由は日本においても大いに共感できるものであり、女性受刑者の特徴にも合致すると思われる。

その他の刑務所で実施されている多くのプログラム同様、認知行動療法に基づいており、社会のロールモデルを示すため⁶⁰、男女1名ずつの刑務官がプログラムリーダーとなる。本プログラムの参加者には依存症のパートナーをもつ者、パートナー間でDVがある者が多い。2023年時点ではグループ（5から7人）の他、個人で行う場合もあるという。スウェーデンではスウェーデン語版のテキストが使われているが、これも2012年版の翻訳が使用されている。プログラムリーダー用のテキスト2種類（マニュアルA、マニュアルB）と、参加者用のテキスト（マニュアルC）がある。参加者用のテキストはイラストが多く、それらを見て感想を述べたり、ワークを行ったりしていく。次の回までに考えておくこと、練習すること等が課されているが、難しすぎない、負担にならないような内容になっている。13のテーマについて、週に2、3回、全22回から25回で行う⁶¹。

（2）プログラムの内容

テーマ1 お互いを知る

ここでは受講者同士でシェアできる内容を話す。安全なグループワークのためには何が必要かを話し合う。

テーマ2 アイデンティティ

ここでは自身のアイデンティティについて話す。自身の良い所、他人からの評価、自尊心について考える。

テーマ3 コミュニケーション

受講者にはコミュニケーションに問題がある者が多いので非常に重要なテーマとなる。コミュニケーションの種類、そしてコミュニケーション不足について学ぶ。

テーマ4 犯罪

自身の犯罪について話す。犯罪の引き金となったこと、犯罪をして得られたもの等について話す

60 男性しかいない、女性しかいない社会はないため、男女をリーダーにすることが多い。特に価値観にかかるわるプログラムを男性のみ、女性のみで行うと価値観が偏ってしまう危険がある。

61 施設ごと、国ごと、時期ごとによって多少異なるように思われる。

合う。

テーマ5 変化と選択

これまでと刑期終了後（数年後）の自分の人生において何がどれくらいの割合を占めているかを考える。「選択」の間違い、選択肢のなさは女性受刑者にとって大きな問題の一つと考えられている。

テーマ6 経済

受講者には窃盗経験者も多い。通常の生活にかかる費用、収入と支出のバランス等について考えていく。

テーマ7 濫用と依存

アルコールや薬物の濫用と依存について、自分のライフヒストリーの中の出来事と併せて振り返る。濫用と依存のある生活とない生活についても考える。

テーマ8 セクシュアリティと愛

思春期から振り返る。

テーマ9 悲しみ（グリーフ）と喪失

受講者には喪失を忘れるために薬を使ってきた者も多い。悲しみや喪失と共に生きる方法を学ぶ。

テーマ10 怒り

自分の怒りのメカニズムを知り、問題にならない表現方法を学ぶ。

テーマ11 暴力

自分が目撃した暴力に始まり、他人にふるった暴力、被害にあった暴力等を順次話させていく。暴力の被害について相談できる人がいるかも確認する。今後、暴力的な場面に遭遇したときの対処方法を学ぶ。

テーマ12 ボーダー（境界）

自分と他人の境界について学び、自分に制限を課している物や人について考える。

テーマ13 ネットワークと人間関係

人間関係を重要な人、重要でない人、関係はあるが関係を断ちたい人に分け、今後の人間関係について考える。今後どうなりたいかを考えさせ、人間関係は変わることを学ぶ。

クロージング

プログラムを振り返り、今後の人生について考える。受刑者はプログラムを受講してみてどうだったかをプログラムリーダーにフィードバックする。

このほか、プログラムの開始前後、テーマ4と5の間、テーマ11と12の間に個別カウンセリングを実施する。

本プログラムでは女性受刑者の多くが味わう人生における様々な課題について、自身を振り返ると共に、他の受講者の話も聴きながら、トラブルへの対処方法や社会的なスキルを身に付けさせ、出所後の新しい生き方につなげていくことを目指している。受刑者には自尊心の低い者も多いため、最終的にポジティブな方向につなげていることが印象深い。

六 女性被害者に対する施策⁶²

スウェーデンの被害者対策は90年代後半までは世界的に見て特に進んでいたわけではなかったようと思われる。1998年に600頁余に及ぶ政府報告書『犯罪被害者一何がなされてきたか、何がなされるべきか⁶³』が出された頃からスウェーデンの被害者対策は大きく進んだように思う。この報告書は過去10年間のスウェーデンにおける被害者対策の集大成であり、この10年がスウェーデンの被害者対策、個々の施策が最初に発展を遂げた時期である。以下に紹介する政策、施策もこの時期のものである。この報告書で評価されたことはその後、益々発展し、提言されたことは実現していった⁶⁴。

1 犯罪被害者庁 (Brottsoffermyndigheten : BrOM)

スウェーデンにおける犯罪被害者に対する国による対策の中でも、最も重要なものは、犯罪被害者庁であろう。犯罪被害者庁には100人近い専従スタッフ（法曹実務家、研究者を多く含む）が勤務している。女性被害者だけのための機関ではないが、性犯罪、DV、児童虐待の被害者にも力を入れており、スウェーデンにおける2017年の性犯罪規定改正の際には広報を担い、大きな成果をあげた。又、被害にあった子ども達のために、年齢層別の資料を掲載する等、様々な情報がウェブサイトに掲載されている。特に幼稚園の子ども達への資料が豊富である。

62 拙稿「スウェーデンにおける国による被害者対策と「女性に対する暴力」への対策」『被害者学研究』第22号（2012年）67-82頁に加筆修正を行った。

63 SOU1998:40 *Brottsoffer Vad har gjorts? Vad bör göras?*

64 スウェーデンとノルウェーの犯罪被害者政策については日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会『ノルウェー・スウェーデン 犯罪被害者支援制度に関する 調査報告書～犯罪被害者庁(被害者支援に特化した国家機関)を中心に～』（2015年）も詳しい。その他、斎藤実「北欧における犯罪被疑者庁について—ノルウェーの市民庁・犯罪被害者支援政策を中心として」『自由と正義』第64巻第12号29-33頁等。

(1) 設立の経緯⁶⁵

犯罪被害者庁は、犯罪被害者の問題を専門に扱う機関として、1994年7月1日に法務省の中の独立した省として設立され、ストックホルムから北へ約600kmに位置するウメオに移った。独立する前はストックホルムにある司法省の中の犯罪被害委員会が、犯罪被害補償金の手続を担当していた。後述するように犯罪被害者庁の活動の1つに、犯罪被害者基金の管理があるが、犯罪被害者庁設立と同時に、犯罪被害者基金が設立された。ウメオ大学犯罪被害者学科とも連携し、ウメオはスウェーデンにおける犯罪被害者問題の中心地となっている。初代事務局長はブリエッタ・ビエッレ（女性）である。2005年からは2代目の事務局長マルガレータ・ベルグストロム（女性）、2012年からは3代目の事務局長アンニカ・エシュテル（女性）、2021年からはアンデシュ・アレンシェル（男性）がその任に当たっている。スウェーデンでは組織の長も女性が非常に多い。

(2) 活動内容

犯罪被害者庁の活動の柱は、設立当初の①国による犯罪被害の補償（「犯罪被害法（1978年法律第413号）」に基づく犯罪被害補償金の支払）、②犯罪被害者基金の管理、③犯罪被害者に関する情報の収集・伝達の3つであるとされていたが、現在は②として加害者への求償が加わり4本柱となっている。

①国による犯罪被害の補償⁶⁶（「犯罪被害法」に基づく犯罪被害補償金の支払）

これは、犯罪被害者に対する国による金銭的補償である。財源は税金である。それまで司法省犯罪被害委員会の管轄であった犯罪被害法の執行（被害者への金銭的補償）は、犯罪被害者庁の管轄となった。スウェーデンは附帯私訴制度をとっているので、被害に遭ったことを警察に届け、捜査がなされ、公訴が提起され、刑事裁判が行われると、通常その法廷で損害賠償についても言い渡される。損害賠償は、本来加害者によって支払われるべきものなので、スウェーデンでも、加害者が特定されている場合には、まず加害者による賠償が検討される。しかし、日本でもそうであるように、加害者に資力のないことも多く、その場合、被害者は損害賠償の金額だけは勝ち取ったとしても、実際には一切金

65 被害者庁設立の経緯等については、細井洋子・矢野恵美「福祉国家スウェーデンと犯罪」『東洋大学社会学部紀要』第37巻第1号（1999年）5–72頁、拙稿「スウェーデンにおける被害者政策の発展」『被害者学研究』第11号（2001年）67–69頁等も参照ください。

66 国家による被害者への補償制度の歴史は古く、この制度を備えている国も多い。日本の犯罪被害者等給付金制度設立の際にも議論になっている。犯罪被害基金についてはアメリカ等でも実施されており、決して導入不可能ではないのではないか。

銭を受け取ることができない場合も多い。そこで、スウェーデンでは、加害者に全く、もしくは部分的にしか支払能力がない場合には、まず、何らかの保険で損害をカバーできないかを調べる。それもできない場合には、犯罪被害補償金が検討される。捜査の結果、加害者が特定できない場合には、その時点で犯罪被害補償金の申請ができる。犯罪被害補償金は、身体的、精神的被害を中心に支払われ、経済面については限定されている。

スウェーデンには「家庭保険」と呼ばれる非常に広範な保険制度が普及しており、これに加入していると、犯罪に関しても補償を受けられることが多い。とりわけ、財産犯はこれでカバーできることが多いのが非常に優れた点である。保険を受け取るために警察への通報が必要になるため、財産犯の通報率が高い。

犯罪被害補償金を受け取るためにも、犯罪被害者はその被害を、警察に届けていることが条件となる。申し込みは犯罪被害者庁の特定の用紙によって行う。手続は全て無料である。申請は犯罪発生後、捜査が打ち切られた場合はその時点、又は判決確定後2年以内になされなければならない。犯罪被害補償金に関する判断は、犯罪被害者庁で独立して行われ、裁判結果には拘束されない。このため、捜査の後、不起訴となった事件でも請求ができることも大きな特徴である。

性犯罪等の場合、女性の行動（所謂「被害者の落ち度」）は減額理由とならない。但し、ここで出された結果に不満があっても、上訴はできない。

犯罪被害補償金は、第一義的に、「個人的損害」について支払われる。これは主に身体的、精神的被害で、例えば、身体的被害に対する治療費、カウンセリングなどの利用、収入の減少分、障がいなどについても計上される。救急の疾患や痛みにも支払われる。被害にあった際に身につけていた衣類、メガネなどはこれに含まれるが、この他の財産的被害については支払われない。こちらは家庭保険の領域となる。

犯罪被害者庁設立後の最初の1年間では、約4,200万クローナが犯罪被害補償金として支払われた。2022年には、犯罪被害補償金の裁定件数は1万383件、総額1億1,768万4,417クローナ（約17億1,000万円⁶⁷）で前年より20%増加し、1件当たりの平均は2万7,677クローナであった。増額の背景には2021年7月1日に施行された改正損害賠償法があると分析されている。1件当たりの平均処理時間は62日で、2021年と比較して12日の短縮となった⁶⁸。日本では犯罪被害者等給付金の金額を上げる改正が行われており、2022年には14億8,447万円が支払われている⁶⁹。遺族給付金については、一定の

67 1クローナ14.5円で換算。以下同じ。

68 *Brottsoffermyndighetenårsredovisning 2022.* ss.10-16.

69 <https://www.npa.go.jp/higaisya/kyuhu/pdf/hankyu-saisin.pdf> (2024年1月14日アクセス)

生計維持関係遺族がいる場合には872.1万円～2964.5万円、それ以外は320万円～1,210万円、重傷病給付金は上限1,200万円、障がい給付金は重度の障がいが残った場合には1,056万円～3,974.4万円、それ以外は18万円～1,269.6万円となっている⁷⁰。スウェーデンの犯罪被害者補償金はこれに比べるとかなり安い。これは、「通常の生活ができなくなった」場合には、社会福祉の分野でカバーされるので、これはあくまでも精神面を含む犯罪の直接的な被害に対しての金額である点が日本とは根本的に異なっている。これはスウェーデンでは刑事政策が社会政策と密接に関わってくることによるものである。スウェーデンの消費税は25%と非常に高い（但し、書籍や公共交通は6%等、費目による違いも設けている）。しかし、高い税金が確実に自分達の暮らしに戻ってくるのであれば国民は文句を言わない。

日本は現在、犯罪被害者給付金増額が大きな議論となっている。2023年6月の犯罪被害者等施策推進会議で、給付金額を大幅に引き上げる方針が決定された⁷¹。立て替え制度や犯罪被害者庁の導入を求める声も多い。日本が今まさしく考えなくてはならない問題の1つではないだろうか⁷²。

②加害者への求償⁷³

犯罪被害補償金の最も重要な点は、被害者に、加害者と一切交渉をさせない点である。算定が済むと、補償金は直ちに国から被害者に支払われる。加害者の返済能力についての調査、返済計画などは犯罪被害者庁の中にある部署が行う。取り立ては「強制執行庁」が行う。

加害者への求償について、犯罪被害者庁は、個々の被害者への救済はもちろんだが、同時に、各加害者に責任を自覚させること、さらには、犯罪者自身がその犯罪に対して責任を負うべきだという社会からの明確なシグナルになるとを考えている。又、犯罪によって生じた損害に責任を負うことは、犯罪者の更生の一環としても役立つと考えられている。これらの理念は日本においても非常に重要なと

70 日本の場合、加害者に資力がない場合、被害者は勝てるとわかっていても、結局は裁判費用や弁護士費用を自分で支払った上に、損害賠償金は全く受け取れないことが予想されるため、民事裁判を起こすことを断念せざるを得ないケースも多い。又、犯罪被害者等給付金は、財産犯には適用がなく、数回の改正があったものの、家族間の犯罪は減額されたり、不支給であったりする可能性がある等、適用可能範囲が限定されている等、問題点も多い。これらの問題点は、スウェーデンでは対策が講じられている。日本ではまだまだ犯罪被害者は損ばかりさせられていると言える。

71 https://www.yomiuri.co.jp/national/20230606-OYT1T50113/#google_vignette
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE054Q70V00C23A6000000/>
(2023年12月30日アクセス)

72 斎藤実「北欧における犯罪被害者政策」『被害者学研究』29号（2019年）86－97頁等。

73 *Brottsoffermyndighetenårsredovisning 2022.* ss.17.

思われる。

2022年には犯罪被害補償金で支出した50%が回収されている。国がこのために使う労力との兼ね合いを考えるとこの数字は決して高くはないのかもしれないが、上記の理念を考えるのであれば実施も考慮されるべきではないだろうか。

③犯罪被害者基金の管理

犯罪被害者基金の財源は、法定刑に拘禁刑が含まれる犯罪について有罪判決を受けた者から1判決につき800クローナ（約11,600円）、電子監視を言い渡された者から1日50クローナ、最大で6,000クローナを徴収するほか、一般からの寄付金により賄われている。

大きな特徴としては、この基金は、犯罪被害者本人にではなく、犯罪被害者の状況の改善を目指す活動をする研究者、NGO、公共機関、民間機関等への補助金に使われることである。補助金の使途は現在、研究、教育、インフォメーション・マテリアルの作成、研究開発、活動支援の5分野に分けられている。4月1日、10月1日の年2回の申請が可能で、2011年秋からは電子申請も可能になっている。被害者の支援に携わるNPOは、この犯罪被害基金や、社会庁からの補助金、各自治体からの補助金、一般からの寄付等によって運営されている。毎年申請を行わなければならず、もし受けることができなくなると、支援活動が行えなくなるため、各団体にとっては負担であると言われている。しかし、この制度の存在自体が大きな意味をもっていることは間違いない。設立当初からの1年間では約550万クローナが配分された。現在では年間で約3,000万クローナ（4億3,500万円）が配分されている。

日本では2022年の裁判確定人員のうち有罪になった者は200,181人であった⁷⁴。仮に、有罪判決が確定した者1人につき10,000円を徴収すると、約20億円の資金を得ることができ、犯罪被害者に関わる活動に補助金として交付することが可能になる。日本の被害者支援NGOの多くが抱えている最大の問題は経済面であることを考えると、検討の余地はあるのではないだろうか。犯罪被害者の中にはこのような財源のお金はもらいたくないという方がいるが、研究者や支援団体であれば受け取りやすく、むしろ加害者の財産が使用されるのは適切であるように思われる。

④犯罪被害者支援に関する情報の収集・伝達

犯罪被害者庁は、犯罪被害者のみならず、専門家、一般社会に対し、犯罪被害者支援に関する情報を提供している。具体的には、刑事司法に関して、専門家、NGO、ヘルスケアスタッフや社会サー

74 令和5年版犯罪白書43頁より算出。

ビスのためのセミナーや研修の手配を行っている。

犯罪被害者支援に関する様々なファイル（色々な資料が収められている）やリーフレットの作成もしており、これらは様々な言語のヴァージョンがある。毎年の報告書の作成も行っている。現在、最も基本的なリーフレットは、スウェーデン語、英語以外に12か国語（フィンランド語、アラビア語、ボスニア語、クロアチア語、セルビア語、フランス語、ペルシャ語、ロマ語、ソマリア語、スペイン語、トルコ語、ドイツ語）のヴァージョンがある。

又、被害者のみならず、裁判所における証人のサポートにも力を入れている。証人サポートは1999年に3都市においてパイロットプロジェクトとして始まったが、現在は裁判所と協力して、全国の裁判所で実施されている。裁判所で、被害者や証人を支援する活動をする人々への研修も行っている。これは「司法学校（裁判学校）」というタイトルで様々な教材が作成されている。

犯罪被害者庁は、様々なミッションを課せられており、女性に対する暴力に関して、知識の向上、対策や活動の発展という使命も受けており、2011年から2014年の間に、女性に対する暴力に関する活動には4,200万クローナの予算がつけられていた。これは、女性に対する暴力、名誉にかかる暴力⁷⁵、同性愛者間の暴力、性的目的の売買春、人身売買を防止しようとする政府の動きの一端をなしていた。

2017年の性犯罪規定改正の際には政府から依頼を受け、インフルエンサーを起用し、国中に広報を行った。『自由意思によって—セックスは常に自発的なものであり、そうでなければ犯罪。ティーンエイジャーは限界がどこまでか知ってる？あなたは知ってる？—』と言う冊子を作成し、2017年に性交同意年齢となる全ての子どもの保護者に冊子を送った⁷⁶。これは現在も、ウェブサイト上に「任意によるセックス」というコーナーとして残っており、「性的同意」についてクイズ形式で理解していくコーナー等もある。

この他にもウェブサイト上に様々なコーナーが設けられている⁷⁷。「犯罪被害者ガイド」を作成して

75 北欧諸国では、移民を多く受け入れていることから、自国民ではなく、移民による名誉殺人等の犯罪が多発しており、大きな問題となっている。移民後、自国では許されても、移民先の国では犯罪である行為（女性に対する暴力等）をやめないとすることも、移民に不寛容な政策につながってしまっているように思われる。

76 2017年性犯罪規定改正については、拙稿「刑法におけるジェンダー平等—強姦罪から不同意性交等罪へ—」『ジェンダーと法』第20号（2023年）79–94頁、「スウェーデンにおける2018年性犯罪規定改正の背景」『ジェンダーと法』第18号（2021年）121–137頁、「スウェーデン刑法における性犯罪規定の変遷」樋口亮介・深町晋也編著『性犯罪規定の比較法研究』成文堂（2020年）575–629頁を参照ください。

77 *Brottsoffermyndighetenårsredovisning 2022.* ss.27

おり、犯罪の種類や、年齢、法的手続の段階ごとに情報を掲載している。これは被害者にとっての情報の一元化の重要性から始まっている。2022年には1万7,000以上のアクセスがあった。「黙ってはいけない」のコーナーではヘイトクライムの被害者や、被害にあった人々と接した場合の情報とアドバイスを掲載している。2022年には9万弱のアクセスがあった。「私は知りたい」のコーナーは子どもの被害者のためのコーナーで、4歳から17歳までの子どもを年齢層に分けて資料提供している。子どもに対しては「子どもの権利」(子どもの権利条約から来ている)が解説されている点も重要である。特に、幼稚園の子ども達に向けた資料が絵本を含め非常に充実していることが注目される。さらに教師に向けての活動にも力を入れており、ウェブサイト、ソーシャルメディア、講演会等を通じて教材の宣伝を行っている。

(3) 評価

犯罪被害者庁の設立から10年たった2004年に、政府から指名された司法関係者、被害者学者、被害者援助団体等から成る委員会によって、犯罪被害者庁を総括する報告書『犯罪被害者庁の検討⁷⁸』が公表された。この報告書では、犯罪被害者庁と犯罪被害者基金について検討がなされており、これらの必要性は前提として認めた上で、将来の犯罪被害者に関する分野で、犯罪被害者庁が犯罪被害者のためにどのような役割を果たすべきかが論じられた。犯罪被害者基金については、その必要性が増し、応募も増えた。そのため、提出される書類や、資金援助に関する精査が必要となつたため、今後について議論されることになった。犯罪被害者庁が社会における犯罪被害者問題の調整役をすること、DVに関する特別な調整機関を犯罪被害者庁内に設立するべきではないこと（この分野は後述する女性の安全のための国立センターで担われている）、犯罪被害補償金に関する活動は拡大すること、犯罪被害補償金を増額するべきこと、犯罪被害者庁は犯罪被害者の情報や知識のためのセンターであるべきこと等が提案された。これらの提案は現在実践されている。

2 「女性に対する暴力」と犯罪被害者対策

スウェーデンの被害者対策については、「女性に対する暴力」の問題を抜きにして考えることはできない。現在、スウェーデンで被害者のための対策と考えられるものの多くは、「女性に対する暴力」という言葉が定着していたかどうかは別として、元々は女性被害者のために作られたものである。その最大のものは「被害者弁護人」制度であろう。

78 SOU2004:61 *En översyn av Brottsoffermyndigheten*

(1) 「被害者弁護人」制度（被害者弁護人法1988年法律第609号）

被害者弁護人は被害者のための国選弁護人で、被害者の財力による制限は一切ない。1984年の性犯罪規定の改正に伴って、個人的支援を必要とする被害者のための制度として、まず、「被害者のための支援者」が司法手続法第20章第15条に規定された。当初、被害者弁護人はこの支援者の中の一部であった。この制定に先立つ1981年12月22日の国会の決定により⁷⁹、当時の司法大臣に法律扶助に関する委員会の招集が命じられ、1982年2月、法律扶助委員会ができ、1984年11月には追加の任務が課された⁸⁰。当該委員会は、法律家、地方裁判所所長・裁判官、国会議員、オンブズマン、検事総長、検察官、弁護士、サイコセラピスト等によって構成され、1984年と1985年に法律扶助に関する2つの報告書を出した⁸¹。その後、刑事司法手続の過程における女性の性犯罪被害者の状況の深刻さが注目され、1986年に『被害者弁護人⁸²』という最終報告書が出された。この結果、1988年に、被害者弁護人法という独立した法律が成立し、ここに、「被害者には、捜査と裁判の間、国費による特別な支援（被害者弁護人）を受ける権利がある」と認められた。当然ながら当初は被害者弁護人をつけてもらえる犯罪は、性犯罪のみ、中でも深刻な性犯罪のみが対象であった⁸³。それが、その重要性が広く認められるに至り、1991年には全ての性犯罪へ、1994年には「法定刑に拘禁刑のある刑法上の犯罪」へ、2001年には「法定刑に拘禁刑のある犯罪」へと拡大していった（被害者弁護人法第1条第3項改正）。この他、女性が、別れたパートナーからのつきまといに苦しむ状況に注目して作られた接触禁止法⁸⁴（旧訪問禁止法⁸⁵）、1995年の国連の北京女性会議に関連して、まさしく「女性に対する暴力」に着目した「女性の安全法」、その中の刑法におけるDV罪の創設などがある。そして、「女性に対する暴力」に注目した国の機関が、以下の「女性の安全のための国立センター」（旧「国立女性センター」）である。

79 Dir 1981: 75

80 Dir 1984: 43

81 SOU 1984: 66 *Den allmänna riillshjalpen*, SOU 1985: 4 *Rättshjälp*.

82 SOU 1986: 49 *Målsägandebiträde*.

83 スウェーデンの現行刑法は1965年に施行された。当時のスウェーデンのレイプ罪（第6章第1条）は2017年改正前の日本の刑法第177条とはほぼ同じ形の条文で、加害者は男性、被害者は女性に限定されていた。1984年の性犯罪条文全面改正の際に、この性別による制限は廃止されたが、1986年の犯罪被害者弁護人法に関する法律では、加害者に「彼」、被害者には「彼女」という代名詞が使われており、条文上のジェンダー・ニュートラル化の問題と、現実の被害の問題は異なることを示唆していた。

84 Lag (1988:688) om kontaktförbud

85 Lagen (1988:688) om besöksförbud

(2) 国立女性センター (Rikskvinnocentrum : RKC)

1993年の「女性に対する暴力委員会」は1994年3月に中間報告書『レイプや虐待を受けた女性のためのセンター⁸⁶』を公表した。この報告書を受け、ウプサラにあるウプサラ大学の一角にスウェーデン初の女性のためのワンストップセンターである「国立女性センター」政府とウプサラ県議会の共同で設立された。設立当初の任務はウプサラ県からのものとして、ウプサラ県内のクライアントのための活動、政府からのものとして、国家的観点に立った教育と研究の2つであった。

本センターは、当時は、DVを含む性犯罪・暴力犯罪の被害者である女性のための、女性のみによる医療センターとして主に機能し、24時間体制で、電話相談、急患受付、他の科への紹介、カウンセリング等を行っていた。又、被害者の気持ち（例えば、性犯罪の被害に遭ったことを他人に知られたくない）を慮り、電話相談のみならず、診療も匿名で受けられるようになっていた。

2004年に国立女性センターの再構築について検討した『新しい国立知識・情報センター⁸⁷』という政府報告書が公表され、本センターには、医療施設であると同時に、女性被害者に関する知識・情報を統括する国家機関としての任務が加えられることとなった。犯罪被害者庁が被害者全体についてのリソースセンターの役割を担っているのに対し、本センターは女性被害者に特化して、国としての医療の提供のみならず、「女性に対する暴力」に関する知識について医学面（身体、精神）を中心に総合的に提供してきた。

2008年5月1日から、国立女性センターは、リソースセンター部門と、クリニック部門（女性の安全ユニットKvinnofridsenheten）、電話相談（女性の安全ライン Kvinnnofridslinjenを含む）に分割された。クリニックでは、暴力、脅迫、性的虐待の被害にあった女性を受け入れている。

(3) 女性の安全のための国立センター (National Centrum for Kvinnofrid: NCK)

2011年に、国立女性センターのリソース部門は、「女性の安全のための国立センター」に名称変更となった⁸⁸。女性の安全のための国立センターは、女性に対する暴力に関して、国レベルで意識を高めること、暴力の被害にあった女性のためのケアの方法を開発することを任務としていた。具体的には、手法の発展、情報の提供、教育、知識の編纂、研究であった。

又、同センターは関係専門家（地方及び国レベルの衛生学、医学関係者、助産師等）に対して積極的に研修等も実施している。初代センター所長は、国立女性センターの初代所長であったグン・ヘイ

86 SOU 1994:56 *Ett centrum för kvinnor som våldtagits och misshandlats : delbetänkande.*

87 SOU2004:117 *Nytt nationellt kunskapscentrum.*

88 SFS2010:1782

マル教授（医師、女性）であった。

現在は、①男性による女性への暴力、②名誉に関する暴力と弾圧、③同性関係における暴力の3点に対する国民の意識を高めることが政府からの任務となっている。又、暴力にさらされている女性に支援を提供するという任務も負っている。2023年からは政府に代わって、パイロットプロジェクトとして男性向けサポートラインとトランスジェンダー向けサポートラインを運営している。看護師、ソーシャルワーカー、医師、心理師、講師、トレーナー、コミュニケーター、アドミニストレーター、プロジェクトマネージャー、調査員、研究者、その他専門家等の約50名が勤務している⁸⁹。

3 DV罪の創設⁹⁰

(1) DV罪の創設

スウェーデンでは、女性に対する暴力への対応に力を入れ、その代表的暴力であるDVの「継続性」に着目した新しい犯罪類型の創設に正面から取り組んだ。それが1998年の女性の安全法（1998年法律第393号）で創設された「女性の安全に対する重大な侵害罪（以下「DV罪」という。）」である。「1993年女性に対する暴力委員会」が指名され⁹¹、1995年に報告書『女性の安全⁹²』が公表され、それを受け1998年／99年法案第55号「女性の安全⁹³」が出され、1998年に法改正がなされ、施行（一部1999年）された。1995年の国連北京女性会議、女性に対する暴力の撤廃に関する宣言の動きと連動して、「親密圏における、男性から女性への暴力」に照準を当てたものである。スウェーデンでは1984年に条文のジェンダー・ニュートラル化が行われ、例えば性犯罪について、それまでは日本の強姦罪（2017年改正前の刑法第177条）同様、男性から女性への性交を最も重い犯罪類型としていたが（刑法第6章第1条）、男性も被害者になりうることとなった。しかし、DV罪では、あえて「親密圏における、男性から女性への暴力」という形で性別を特定した条文を設けた。「女性の安全法」は包括的な法律で、これによって刑法やその他の法律を改正するというものであり、「女性の安全法」という独立した法律が存在するわけではないが、この「女性の安全法」の動きの一環として刑法改正

89 <https://www.nck.uu.se/om-nck/> (2024年2月21日アクセス)

90 スウェーデンのDV施策については、拙稿「親密圏における暴力の犯罪化の意義と困難さの克服方法に関する一考察（1）」『琉大法学』第104号（2021年）39–56頁、「スウェーデン－女性の安全法からDV加害者更生プログラムへー」岩井宣子編『ファミリー・バイオレンス【第2版】』尚学社（2010年）294–315頁等も参照ください。

91 スウェーデンでは法改正等を議論する際に、まず〇〇年〇〇委員会といった形で専門委員会が指名され、政府報告書を作成、それが政府で審議され法案が出されるという流れが一般的である。

92 SOU1995:60 *Kvinnnofrid*.

93 Prop. 1997/98:55 *Kvinnnofrid*.

がなされ、そこで刑法第4章第4条 a 第2項に DV 罪 (grov-kvinnofridkränkning) を新設した⁹⁴。現在の条文は、下記のようになっている。

刑法第4章第4条 a

親しい関係にある、又はあった者に対して、第3章（生命と健康に対する罪）、第4章（自由と平穏に対する罪）、第6章（性犯罪）もしくは第12章（器物損壊罪）、接近禁止命令に関する法律（1988年法律第688号）第24条に基づく侵害行為を繰り返し行い、その者の完全性を侵害し、よって自尊心を著しく傷つけた場合には、重大な安全に対する侵害犯として6月以上6年以下の拘禁刑が科される。

2 婚姻している、又は婚姻していた、同棲している、又は同棲していた男性が女性に対し、第3章（生命と健康に対する罪）、第4章（自由と平穏に対する罪）、第6章（性犯罪）もしくは第12章（器物損壊罪）、接近禁止命令に関する法律（1988年法律第688号）第24条に基づく侵害行為を繰り返し行い、その者の完全性を侵害し、よって自尊心を著しく傷つけた場合には、重大な女性の安全に対する侵害犯として6月以上6年以下の拘禁刑が科される。

本条は第1項で児童虐待、その他の親族内暴力、デートDV、女性から男性に対するDV、同性パートナー間DVを捕捉しており、第2項で男性から女性へのDVのみを捕捉している（DV罪）。基本的な構成要件、法定刑が同じで第1項のみでも問題ない所を、あえて第2項に「女性に対する暴力」に特化した条文を置いた点が特徴となっている。

（2）「オペレーション女性の安全」

DV罪は、スウェーデンは「女性に対する暴力」を許さないという國の方針を示す「シンボル立法（メッセージ立法）」となっている。このDV罪創設の際には、「オペレーション女性の安全」というキャンペーンが繰り広げられた。上記の1995年に報告書『女性の安全』を出した「1993年女性に対する暴力委員会」の提案により、1996年1月「オペレーション女性の安全」が開始された。1997年10月にはストックホルム郡の地下鉄、通勤電車、バスに「女性に対する暴力は可視化されなければならない」というポスターが2週間に渡って貼られた⁹⁵。1999年5月には1997年と同様のポスター掲示がされた。「女性に対する暴力は犯罪」が掲示されると共に男性ロールモデルが起用され、社会への認知度は80%に上ったという。

94 従来、この「grov」という言葉は、基本となる犯罪類型があって、その加重類型につけられたものである。本条は、基本の類型がなく、いきなり加重犯が新設された。

95 Prop. 1997/98:55 Kviinofrid s12, s62.

(3) DVと子ども

DVと子どもに関しては、刑法第4章第3条第2項に面前DV罪が創設され、2021年7月1日から施行されている。加害者と被害者の双方の親族、又は親族であった子どもがその行為（殺人、傷害、暴行、脅迫、性犯罪、器物損壊等、各罪の未遂を含む）を目撃した場合、児童保護違反罪として2年以下の拘禁刑に処せられる。施行から2年で警察への通報は約18,000件、うち起訴は1,381件だった⁹⁶。

子どもに関しては、1999年に児童のための特別代理人法⁹⁷（1999年法律第997号）が作られている。

児童のための特別代理人法

第1条 法定刑に拘禁刑を含む犯罪が18歳未満の者に対してなされた場合、以下に該当する場合、児童のための特別代理人（児童国選弁護人）が任命されるものとする。

1. 保護権者が当該犯罪の被疑者になりうる場合、又は
2. 保護権者が当該犯罪の被疑者になりうる者との関係に基づいて、当該児童の権利を擁護することができない場合がありうると思料される場合。

（2項省略）

(4) DV罪創設と矯正への影響

DV罪の創設により、刑務所には「DV罪」といういわゆる「タグ」のついた受刑者が入所していくことになった。それにより、DVをした者に特化したプログラムも行われるようになった。

DVに特化したIDAPプログラム（Integrated Domestic Abuse Programme）が2004年から試行開始された。2006年からは保護観察、刑務所共通のプログラムとして実施された。しかし、2012年の再犯率はIDAP受講者15%、非受講者が19%、2016年にはIDAP受講者24%となり、公開されている効果検証研究には方法論に問題があると指摘されてはいるものの、それでもプログラムの効果が低すぎると結論付けられ、段階的に廃止になっている。現在は、親族間の暴力全般に関係するプログラムに移行しているようである。2017年からはRVP（Relationsväldssprogrammet：関係性暴力プログラム）、2020年からはPredovプログラム（Preventing Domestic Violence）が利用されている。

96 <https://www.svt.se/nyheter/lokalt/ost/dubbeltsa-manga-an-forvantat-18000-anmalda-barnfridsbrott-sen-nya-lagen> (2024年2月21日アクセス)

97 Lag (1999:997) om särskild företrädare för barn

スウェーデンの刑務所では、受刑者は極力、外の社会と同じようにさせるという強い意識がある（ノーマライゼーション）。そこでは立会なしの面会や宿泊面会が普通であった。しかしDV罪受刑者はプログラムを受講しない限り家族への接触が制限され、架電、面会、宿泊面会等も制限された。当初は刑務官に理由が理解されなかつたが、DVは他の暴力とは違うという認識が共有されるようになった（加害者が被害者をコントロールする）。そして、刑務官に関係修復だけがゴールではないという認識が共有された。

おわりに—ティドー協定とスウェーデン刑事政策のこれからと日本—

本稿では、スウェーデンにおける女性犯罪者処遇、特に受刑者処遇を中心に、それにとどまらず、ジェンダー主流化の状況や、女性被害者施策について見てきた。しかし、2022年以降、スウェーデンの刑事政策は大転換期を迎えており、今後の変化の方向を注視する必要がある。

スウェーデンの刑事政策が大転換期を迎えるきっかけとなったのが、「はじめに」で触れたティドー協定であると思われる。ティドー協定は、2022年に民主党、稳健党、キリスト教民主党、自由党が連立与党を組むにあたり、策定した政府の方針である。本協定名はヴェステルオースにあるティドー城の会議室で作られたことに由来する。本協定書には、犯罪対策に関する部分がある⁹⁸。そこでは、矯正保護庁に関して5つの項目が記載されている。①矯正保護サービスの大幅な拡大：例えば刑務所の大幅な定員増大が求められており、拡大に向けての試算が要求されている。費用対効果の改善、コストカットが求められ、ここから出てきたのが共同居室である。②移送：スウェーデン国籍を持たない者は有罪判決が出る前でも特にEU域内の第三国に強制送還できるようになる。③逃亡の犯罪化：本稿で記載したように、北欧諸国では矯正施設からの逃亡が多い。この逃亡自体を犯罪化することが求められている（日本では既に犯罪）。④矯正施設から外出の権利の制限の導入：原則として、ギャング犯罪（行為者がギャングに属している場合。ギャング犯罪は刑罰を2倍にすることも提案されている。）については休暇が与えられなくなる。又、被害者への配慮が求められるようになり、被害者が日頃滞在する場所の近くには一時帰宅できなくなる。又、監視なしの一時帰宅（基本的に一時帰宅に監視はなかった。携帯電話を持たされる。）の可能性が制限される。⑤他国の矯正施設の借用。定員不足になった場合や、国外退去させられる受刑者のために他国の刑事施設の借用を恒常的に検討する。

これらの中には日本から見ると当たり前のものもあるが、単独居室の原則や、逃亡を罰しない等、

98 *Tidöavtalet: Överenskommelse för Sverige.* ss.18-28.ここで挙げたものの他にも刑罰に関する厳罰方向の提案が複数ある。

受刑者の人権を尊重する「スウェーデンらしい刑事施策」の根幹をなしていた部分もある。前述したように、EUで最も受刑者率が高くなる可能性も示唆されており、「スウェーデンらしさ」を失うかもしれない刑事政策の行方を注視していかなければならない。とは言え、現時点では、ジェンダーの視点の導入等において、学ぶべき点は多数ある。

最後に日本について考えてみる。1995年の北京女性会議において、国の政策全体における「ジェンダー主流化」が言われるようになって久しい。そもそも日本は1985年には女性差別撤廃条約に批准しており、ジェンダー平等や「女性に対する暴力」にも取り組むことになっている。しかし、各国のジェンダー平等の状況を示す「ジェンダー・ギャップ指数」では2023年に過去最低の125位と言う数字をたたき出している。これはジェンダー・ギャップ指数をはかる教育、健康、政治、経済の4つの指標のうち、特に政治と経済の順位があまりに低いことに由来する。そしてこのことは犯罪者処遇、被害者施策にも大きな影響を与えることになる。

まず、政治分野への女性の参画の少なさは、女性問題への関心の低さにつながり、女性犯罪者への処遇や、「女性に対する暴力」の被害者を含む女性の被害者への施策への関心の低さにもつながりやすい。実際には既に少数者になって久しい専業主婦家庭のイメージから脱却できず、家事育児介護を女性に任せることを前提とした施策にもつながりやすい。その結果、女性は働いていれば、仕事も家事も育児も介護もこなさなければならず、又、そもそも専業主婦であれば収入がないため、相変わらず女性の経済的自立は難しく、男女間の経済格差が広がるという悪循環に陥っている。そんな中で、実際に貧困であったり、不安を抱えていたりする女性、特に高齢女性が万引きをし、その女性達が刑務所に多数収容されるという世界的に見ても異常な事態が発生している⁹⁹。

又、DV罪がないので、DVで加害者が処罰されること、それによって更生プログラムを受講することもなく、相変わらずDV対策では被害者が逃げることが前提となっている。そのため、生活基盤を失い、仕事をしている場合には辞めなくてはならなくなることも多く、女性被害者の経済的自立も難しい。男女間の経済格差は女性受刑者が経済的に自立し、社会復帰をすることの難しさにも直結する。折角、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（2022年法律第52号）ができたものの、相変わらず買春者を処罰する法律はなく、ここでも男性に性的な搾取を受けながら犯罪と縁を切れない女性を生み出し続けている。唯一2023年に性犯罪規定が大幅に改正されたことで、地位の違いを利用したり、長期の虐待で無力化した女性への性犯罪加害者に刑事罰が課されるようになることに期待したい。

99 日本の女性刑務所問題については拙稿「日本の女性刑務所が抱える問題について考える」『慶應法學』第37号（2017年）107–124頁等も参照ください。

社会がこのような状況であるので、日本では受刑者処遇と「ジェンダー」という言葉の結びつきもあまり一般的ではなかった。しかし、女性受刑者本人達の被害者性が高く（虐待、性犯罪、DV等）、これはいわゆる「女性に対する暴力」問題の表れであることは現場の刑務官の間では既に長年共有されてきていると聞いている。刑務所は社会の縮図、社会の鏡であるので、刑務所の中における受刑者処遇についても、ジェンダー不平等や、女性に対する暴力の視点に配慮する必要があるといえる。

しかし、これまで女性受刑者の実態に関する大規模なデータもなかったため、女性受刑者処遇へのジェンダー視点も見落とされがちであった。今回、大規模な調査が実施され、分析がなされたことで、これまで現場で共有されてきたこと、日本がきちんと立ち向かわなければならないことが明白になった。

なお、男性受刑者の処遇においても、性犯罪やDV等の「女性に対する暴力」に関する犯罪をした者の処遇にはジェンダーの視点が不可欠であるし、社会生活に関する指導においてもそのような配慮が必要となる¹⁰⁰。

既に日本においても、女性受刑者処遇においては様々な取り組みが始まっているが、京都宣言を基に、刑事司法にも「ジェンダー主流化」を明確に導入し、「女性に対する暴力」の視点も取り入れた特有のプログラムの導入も進めてもらえたと願う。一方で、無意識のうちに「性別役割分担意識」が入り込んでしまい、「母親教育」だけを行ったり、読み聞かせプログラムを女性にだけ行ったり¹⁰¹することはやめ、優れた教育やプログラムは男性にも行うようになることに期待する。このためには刑務官へのジェンダー教育も不可欠であろう。

被害者施策についても、犯罪被害者給付金の「女性に対する暴力」の被害者への手厚い給付、DV被害者が逃げなくて良い施策（加害者を罰し、更生プログラムを強制できるシステムを作る）、そして何より、性犯罪被害者を中心とした被害者への国選弁護人制度¹⁰²の導入等も進むことを願う。

100 男性刑務官、男性受刑者とジェンダー問題については、拙稿「ジェンダーの視点から見た刑務所—男性刑務官の執務環境とセクシャル・マイノリティ受刑者の処遇」山元一・只野雅人・蟻川恒正・中林暁生編『憲法の普遍性と歴史性 辻村みよ子先生古稀記念論集』日本評論社（2019年）357–386頁、「ジェンダーの視点から見た刑事政策」『法学セミナー』737号（2016年）30–37頁、「スウェーデンにおけるジェンダーの視点から見た受刑者処遇」『犯罪と非行』第176号153–176頁（2013年）等も参照ください。

101 美祢社会復帰促進センターで行われている「絆プログラム」は非常に優れたプログラムであるが、本プログラムが基にしたイギリスのプログラムは父親向けのものであった。「受刑者を親にもつ子ども」については拙稿「受刑者を親にもつ子ども（拘禁者を親にもつ子ども）への刑務所の対応—ジェンダーの視点を加味して考える」後藤弘子他編集代表『女性犯罪研究の新たな展開 岩井宜子先生傘寿・安部哲夫先生古稀記念論文集』尚学社（2023年）195–220頁、矢野恵美・齋藤実「受刑者を親にもつ子どもたちのための冊子づくり」『刑政』134巻4号（2023年）110–117頁等を参照ください。

102 現在議論が進んでいる。

ジェンダー主流化は刑事司法に携わる人々にもかかわっている。まず刑事司法に携わる人々の女性の割合も増やす必要がある。又、ここ10年以上、矯正の世界では女性刑務官の執務環境が問題となってきた。日本の刑務官はマルチタスクであるにもかかわらず、日本の刑務所は事故が著しく少なく、日本の刑務官の業務遂行力の水準は非常に高いと感じている。そうであればこそ、男性刑務官を含む、ワークライフバランスの視点も入れた執務環境の更なる改善、それを達成するための幹部を含めた研修も必要なのではないだろうか。

今回、女性受刑者に関する大規模な調査が行われ、分析されたことを契機に、ジェンダー先進国スウェーデンの知見を取り入れ、日本の刑事政策、被害者政策が一層の発展を遂げることを願って本稿を閉じたい。

法務総合研究所研究部報告 66

令和6年3月印刷

令和6年3月発行

東京都千代田区霞が関1-1-1

編集兼 発行人 法務総合研究所

印刷所 株式会社キタジマ
